

ウズベキスタン共和国 倒産法 注釈書

(2003年4月24日制定)

〔日本語訳〕

2007年9月
タシュケント



ウズベキスタン共和国最高経済裁判所 独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書」の発刊にあたって

この注釈書は、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所と日本の国際協力機構（JICA）との「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書作成プロジェクト」における共同作業の産物である。

この注釈書は、我が国における初めての倒産法注釈書である。

このことは、この注釈書の重要性及び倒産分野における更に深い研究の必要性の表れであると言えよう。

我々は、この注釈書が倒産法制の発展に良い影響を与えること、そして法律や経済専攻の学生、学者、実務者に活用されることを願っている。

2007年9月

Akhmanov Nurmat

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所第一副長官

「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書」日本語版の発刊について

本書は、ODA 技術協力支援「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書プロジェクト」の成果として2007年3月に発刊した「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書」のロシア語版の日本語訳であり、同プロジェクトの成果を内部の執務参考資料として供するとともに、部外にも紹介するために発刊するものである（なお、英語版及びウズベク語版についても発刊予定である。）。

本注釈書の作成に際しては、日本側において同プロジェクト実施のためのワーキンググループを形成し、下記の各位の協力を得たほか、法務省法務総合研究所国際協力部及び財団法人国際民商事法センターを始めとする関係各位の協力をいただいた。

本書を作成するに際しての翻訳作業については、同ワーキンググループの伊藤知義教授及び松嶋希会弁護士のほか、当機構が実施する研修等において通訳・研修監理員として活躍いただいている財団法人日本国際協力センター（JICE）研修監理員のメルギチョワ・ナターシャ氏、木村恭子氏及び岡林直子氏に多大な御労苦をいただき、さらに、大阪外語大学大学院言語社会研究科の鈴木佐和樹、鮎川和美両氏の協力をいただいた。

なお、本注釈書の日本語版、ロシア語版、英語版及びウズベク語版の電子データについては、当機構の JICA ナレッジサイト (http://gwwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf) に掲載される予定であるほか、法務省法務総合研究所のウェブページ

(<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>) にも掲載される予定である（注釈書ロシア語版については、既に掲載されている。）。

また、同プロジェクトの概要についても、法務省法務総合研究所のウェブページに掲載されているので、参照されたい (http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/uzproject_1.html)。

さらに、同プロジェクトの実施に際しては、ウズベキスタン共和国倒産法の関連法令についても研究を行ったが、これら関連法令の和訳や、中央アジア諸国及びロシア連邦の倒産法等の和訳についても、今後、法務省法務総合研究所のウェブページ

(<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>) に掲載される予定である。

ウズベキスタン共和国をはじめと中央アジア諸国の法制度を日本語で紹介した書籍の数が決して多くない現状にかんがみると、本書は、この分野における貴重な資料になり得るものであり、本書の発刊の果たす意義は大きいものといえよう。

本書が、日本によるウズベキスタン共和国に対する法整備支援活動の成果物として位置付けられる存在であることはもちろんであるが、それにとどまらず、本書がウズベキスタン共和国の倒産法制の研究及び倒産実務において実際に活用されることはもちろん、ウズベキスタン共和国倒産法の母法であるロシア連邦倒産法や他の中央アジア諸国の倒産法の比較研究等に活用され、これらの分野における今後の発展の一助となれば幸いである。

〔ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト日本側ワーキンググループメンバー〕

（順不同、敬称略。肩書は2007年9月現在）

大阪大学大学院高等司法研究科教授・弁護士	池田 辰夫
弁護士・大阪大学大学院高等司法研究科教授	出水 順
大阪大学大学院高等司法研究科教授	下村 眞美
早稲田大学大学院法務研究科教授	遠藤 賢治
中央大学法科大学院教授	伊藤 知義
法務省法務総合研究所国際協力部教官	伊藤 隆
弁護士・JICA 長期派遣専門家	松嶋 希会

2007年9月

独立行政法人国際協力機構（JICA）

本書の著作権は、独立行政法人国際協力機構及びウズベキスタン共和国最高経済裁判所に帰属します。

独立行政法人国際協力機構(JICA)の財政・理論的支援に著者一同感謝いたします。

共著者

- Azimov Murat Karimovich** 非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会法務部長
共著者代表〔本書はしがき〕
- Lopaeva Natalya Vasilyevna** タシュケント法科大学講師, 法学准博士〔第1章〕
- Umarov Zakir Sabirdjanovich** 非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会
法務部副部長〔第2章, 第9章〕
- Otakhanov Foziljon Khaydarovich** 法学准博士〔第3章〕
- Saidov Shukhrat Zafarovich** 最高経済裁判所判事〔第4章〕
- Soliev Ismoil Komilovich** フェルガナ州経済裁判所長〔第5章〕
- Pulatov Bakhadir Utkurovich** 非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会
倒産企業清算・裁判所任命管財人監督部長〔第6章, 第7章〕
- Tadjiev Ibragim Isakovich** タシュケント州経済裁判所判事〔第8章〕
- Nam Galina Sergeevna** タシュケント市経済裁判所判事〔第10章〕
- Hosilov Erkin Dilmurotovich** 最高検察庁検事〔第11章, 第12章〕
- (肩書きは執筆当時)

ウズベキスタン共和国倒産法注釈書は、国際協力機構及びウズベキスタン共和国最高経済裁判所の「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書作成共同プロジェクト」の一環として出版されました。

注釈書は、無料配布されます。

ウズベキスタン共和国倒産法注釈書

共著者：Azimov Murat Karimovich ほか

タシュケント：2007年

© 2007 ウズベキスタン共和国最高経済裁判所

© 2007 独立行政法人国際協力機構<JICA>

本書はしがき

破綻企業に対する倒産制度の整備は、ウズベキスタンにおける経済発展の差し迫った課題の一つであった。倒産によって、非効率的な企業所有者を交替させ、社会的な意義を持ち、潜在的に収益が大きい産業を保護するとともに、赤字企業を再編させ、安定した財産関係と雇用を保証するという目的を達成することができる。

倒産制度は、以下の方法で、市場の健全化を促す。まず、第一に、破綻した債務者の商業活動を停止させる方法であり、第二に、困難な状況にある企業に対し再編手続と支払能力回復の可能性を与えるという方法である。

ウズベキスタンにおける倒産制度の法的基盤は、1994年5月5日付ウズベキスタン共和国倒産法として成立した。この法令は、全35条と短く、倒産の際に起こり得る問題を十分に反映しているとは言いがたいものであった。法令成立後1年間は、実質機能せず、経済裁判所が取り扱った倒産認定事件は2件であった。

1995年7月17日には政府決定「倒産法の施行措置について」が出され、当該決定に基づき、赤字企業の経済活動及び財務活動を調査する政府委員会が発足した。1996年1月1日の時点で、47社の倒産が経済裁判所により認定された。

1996年12月11日には、倒産問題の国家統制及び監督を目的として、ウズベキスタン共和国大統領令「企業倒産法令の施行措置について」が発布され、特別な国家機関として「企業倒産委員会」が設立された。1997年に経済裁判所が倒産を認定した企業は、137社となった。

倒産法の効果は、1998年8月28日付ウズベキスタン共和国法「倒産法の変更・追加について」の制定後に更に高まり、当該法律により「新倒産法」が制定された。旧法と比較すると、新法には、多くの新しい条項が追加されたことが分かる（全体が、35条から133条となった。）。債務者の形態に応じた倒産事件審理が詳細に定められ、「外部管財」という新しい手続も加えられた結果、債権者の権利が格段に拡大された。この倒産法第二版の最も重要な点は、倒産兆候が「債務超過」から「債務不履行」とされた点である。倒産法第二版の制定後の倒産認定件数については、1998年の439件から2002年の1,250件と増加した。

審理件数が増えるにつれて、裁判実務が検討、蓄積され、それと同時に、倒産と関連する法的関係の調整が不十分である点も明らかになってきた。倒産法制の問題を解決するために、倒産法第二版を変更・追加することが必要となった。2003年4月24日、倒産法が改正され、「新倒産法（第三版）」として承認された。現在、倒産法は192条からなり、倒産兆候や債務者の支払能力を回復するための再編手続といった新しい規定が多く含まれている。また、「監視」と「裁判上の再生支援」という2つの新しい章も追加されている。全ての倒産手続は、各手続で名称が異なる「裁判所任命管財人」が行う（監視手続は一時管財人、裁判上の再生支援手続は再生支援管財人、外部管財手続は外部管財人、清算手続は清算管財人が行う。）。どの裁判所任命管財人も、経済裁判所により任命され、経済裁判所の監督の下に活動する。倒産法第三版を制定することにより、倒産法が効率的に適用されるようになったといえる。倒産件数は1,742件（2004年）、3,677件（2005年）、3,545件（2006年）と、年々増加している。

また、倒産事件を精査してみると、基本概念、倒産兆候、裁判所任命管財人の法的地位、再建手続や債務者別の倒産の特徴に対する企業経営者、国家機関や経済機関の職員、また、裁判所任命管財人の理解が向上していることが分かる。

この注釈書は、日本の国際協力機構（JICA）とウズベキスタン共和国最高経済裁判所の「ウズベキスタン共和国倒産法注釈書作成プロジェクト」の一環として作成された。このプロジェクトの実施に当っては、ウズベキスタン側に注釈書の執筆を担当するワーキンググループが組織され、日本の専門家及び日本の法務省法務総合研究所国際協力部の協力を得た。注釈書プロジェクトは2年にわたり続けられ、その間、ウズベキスタン側ワーキンググループメンバーは日本での協議に参加し、日本の専門家は、意見交換やセミナー開催のためにウズベキスタンを訪れた。

ウズベキスタン倒産法注釈書の作成に携わった最高経済裁判所及び「非独占化及び競争・

企業活動支援国家委員会」の職員は、この注釈書が倒産法を適用する際に起こり得る難問を解決する一助となること、そして実務において正しく適用されることを願っている。

著者一同、日本の国際協力機構（JICA）及び法務省の支援に対し、深く感謝している。

Azimov Murat Karimovich
ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援
国家委員会法務部長

凡 例

1 訳語について

本書では、「Закон о банкротстве」について、「倒産法」という訳語を充てている。ウズベキスタン共和国倒産法は、同一の法律中に清算型倒産処理手続と再建型倒産処理手続の双方を含む法体系を有しているが、「破産法」という訳語を充てると、日本の「破産法」のように清算型倒産処理手続のみを規定している法律であるというイメージを与えるとと思われるところ、このような誤解を防止するため、「倒産法」という訳語を充てることとしたものである。

また、本書では、第7章「ликвидационное производство」について、「清算手続」という訳語を充てている。「ликвидационное производство」については、ウズベキスタン共和国民法典の「ликвидация」(53条)と区別するため、「破産手続」という訳語を充てることも検討したが、ロシア語の語義どおり「清算手続」という訳語を充てることとし、ウズベキスタン共和国民法典の「ликвидация」については、本書においては、「通常清算」という訳語を充てることとした。

2 「最高経済裁判所総会決議」について

ウズベキスタン共和国においては、経済分野で発生する紛争や倒産事件については、一般の民事事件を取り扱う裁判所(суд общей юрисдикции 本書では、「通常裁判所」)の訳語を充てている。)ではなく、経済裁判所(хозяйственный суд)が管轄している。1991年にソ連邦が解体し、ウズベキスタン共和国が独立した直後は、企業の経済活動の紛争は行政機関である国家仲裁委員会が担当していた。その後、国家仲裁委員会は司法機関である「仲裁裁判所」に改編されたが、1992年に制定された新憲法では、名称が「仲裁裁判所」から「経済裁判所」に変更された。

経済裁判所は、最高経済裁判所並びにウズベキスタン共和国の各州、カラカルパキスタン自治共和国及びタシュケント市に設置されている経済裁判所から構成される。

「最高経済裁判所総会」は、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所内に設置される非常設機関の名称である(ウズベキスタン共和国法「裁判所について」45条及び46条参照)が、「最高経済裁判所総会」は、法令の適用の問題に関する説明の解説を行う権限を有し(同法47条2項)、この「法令の適用の問題に関する説明の解説」を「最高経済裁判所総会決議」の形で決議することができる(同法48条2項)。この「法令の適用の問題に関する説明の解説」、すなわち「最高経済裁判所総会決議」は、「経済裁判所、その他の機関、企業、施設、組織及び解説が付与された法令を適用する公務員にとり、絶対的である」とされており(同法48条4項)、倒産実務において非常に重要な機能を果たすものである。

倒産法に関しては、「最高経済裁判所総会決議第142号」として、2006年1月27日付けで、「ウズベキスタン共和国倒産法の経済裁判所による適用に伴う諸問題について」が採択されており、本書では、同決議を巻末に収録している。

3 「項番号」及び「号番号」について

ウズベキスタン共和国倒産法の公布条文には、「項番号」及び「号番号」は付されていないが、本書では、注釈書使用の便宜のために、同法の条文に「項番号」及び「号番号」を付して編集している。

本書においては、項番号についてはアラビア数字で、号番号については括弧付き数字で表示している。

ここで、ウズベキスタン共和国倒産法の「号番号」について補足すると、同法の「項」の中には、まず日本の法制でいう「柱書き」に該当するものがあり、その後、改行がされた上で、「柱書き」の具体的な要件が列挙される構成をとっているものがある(この場合、「項」の文章構造としては、一つの文章で構成されている)。この場合、ウズベキスタン共和国における法制では、「柱書き」に該当する部分、及び、改行後の具体的な要件が列挙されている部分を、各々「абзац」(段)と称し、「柱書き」に該当する部分を「第1段」と称

し、日本の法制における「第1号」に該当する部分を「第2段」と称している。しかし、本書では、日本の法制に併せた形で、ウズベキスタン共和国の法制における「第2段」を「第1号」として扱い、「号番号」を付した形で編集している。

一方、本書で引用しているウズベキスタン共和国内閣令や最高経済裁判所総会決議においては、ウズベキスタン共和国倒産法における条文の構成と異なり、「**статья**」（条）が存在せず、「**пункт**」（項）により構成されている。そして、「**пункт**」は、複数の段落から構成されることがある。この場合、ウズベキスタン共和国における法制では、この各々の段落を「**абзац**」（段）と称し、その最初の段落を「第1段」、次の段落を「第2段」と称している。本書では、このような構成をとっているウズベキスタン共和国内閣令や最高経済裁判所総会決議については、各項における最初の段落を「第1段」、次の段落を「第2段」として称する扱いとしている。

なお、ウズベキスタン共和国倒産法の条文の中には、条文上は「号」（ウズベキスタン共和国における法制における「**абзац**」（段））が存在しないが、一つの文章の中に、複数の具体的要件が、改行されずに並列で列挙されている構成をとっているものがある。本書においては、注釈書使用の便宜のために、そのような条文について、当該具体的要件を分ち書きした上で編集しているものがある。

これらの分ち書きは、①、②等の囲み数字で表示している。

4 接続詞「и (или)」について

ウズベキスタン共和国倒産法の条文中には、「и (или)」（「及び (又は)」）という接続詞が使用されている。

日本の法制から見ると、併合的な接続詞と選択的な接続詞が一体となって使用されていることについては違和感があるが、本書においては、原則として、ロシア語の語義どおり「及び (又は)」という訳語を充てることとした（法制上の問題から、「及び (若しくは)」等の訳語を充てている箇所もある。）。ただし、法制的な観点から見て、併合的な接続詞であることを明示する必要のある部分については、「かつ」という訳語を充てている。

5 脚注について

本書の記載中、補足説明の必要がある箇所については、必要に応じて脚注を付している。

6 本書において引用している法令の名称等について

以下に掲載している一覧表に、①本書において引用している法令の名称、②当該法令の名称につき、本書において略称を使用している場合はその略称、③本書において引用している法令につき、本書に条文を掲載しているか否かについての情報を、まとめて収録している。

名 称	略 称	掲載
ウズベキスタン共和国法典		
民法典	民法	×
家族法典	家族法	×
労働法典	労働法	×
行政責任法典	行政責任法	×
経済訴訟法典	経済訴訟法	×
民事訴訟法典	民事訴訟法	×
刑法典	刑法	×
刑事訴訟法典	刑事訴訟法	×
ウズベキスタン共和国法		
「担保について」	担保法	×
「株式会社及び株主の権利保護について」	株式会社法	×

「一人企業について」	一人企業法	×
「司法判断及びその他機関の決定の執行について」	裁判等執行法	×
「国家手数料について」	国家手数料法	×
「農業企業の再生支援について」	農業企業再生支援法	×
ウズベキスタン共和国内閣令		
1996年 第11月8日付第387号「未納の税金及び国家予算に対する義務的支払金に基づく、企業・機関の財産への強制執行手続に関する規程の承認について」		○
上記内閣令第387号承認書面「未納の税金及び国家予算に対する義務的支払金に基づく、企業・機関の財産への強制執行手続に関する規程」	未納の税金等に基づく強制執行手続規程	○
1999年 7月3日付第327号「財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の清算方法について」	財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の清算手続	×
1999年 7月26日付第362号「企業倒産法の実施に関する追加措置に関して」		○
上記内閣令第362号付録第2号書面「裁判外再生支援の実施手続に関する規程」	裁判外再生支援の実施手続規程	○
2003年 4月18日付第188号「経済的破綻企業の再編・財政健全化の効率向上措置について」		○
上記内閣令第188号付録第1号書面「再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程」	再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程	○
2004年 3月23日付第138号「経済的破綻企業に対する裁判所任命管財人活動を調整する措置について」		○
上記内閣令第138号付録第1号書面「裁判所任命管財人に関する規程」	裁判所任命管財人規程	○
上記内閣令第138号付録第2号書面「裁判所任命管財人の資格審査に関する規程」	裁判所任命管財人資格審査規程	○
2005年 8月4日付第185号「ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会附属企業活動・企業再編支援基金の設置と資金運用手続に関する規程の承認について」		○
上記内閣令第185号付録第1号書面「ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会附属企業活動・企業再編支援基金の設置と資金運用手続に関する規程」	企業活動・企業再編支援基金の設置と資金運用手続規程	○
その他		
2006年 5月15日付ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会令第1号「裁判所任命管財人資格審査委員会に関する規則の承認について」		○
上記委員会令第1号付録第1号書面「裁判所任命管財人資格審査委員会に関する規則」	管財人資格審査委員会規則	○
2006年 1月27日付ウズベキスタン共和国最高経済裁判所総会決議第142号「ウズベキスタン共和国倒産法の経済裁判所による適用に伴う諸問題について」	最高経済裁判所総会決議第142号	○

目 次

第1章 総則（第1条—第29条）	1
第1条 本法の目的	1
第2条 倒産法制	2
第3条 主要概念	3
第4条 倒産兆候	11
第5条 倒産事件の審理	12
第6条 経済裁判所に対し申し立てる権利	13
第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申し立てる根拠	14
第8条 債務者、清算委員会又は清算人の申立義務	15
第9条 債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の申立義務違反の責任	17
第10条 債権者集会	17
第11条 債権者集会開催の通知	20
第12条 債権者集会の招集手続	21
第13条 債権者集会の議決方法	22
第14条 債権登録簿	24
第15条 債権者委員会	26
第16条 債権者委員会の選定	28
第17条 利害関係人	28
第18条 裁判所任命管財人	29
第19条 裁判所任命管財人の権限及び義務	31
第20条 裁判所任命管財人の職業団体	33
第21条 裁判所任命管財人の責任	34
第22条 裁判所任命管財人の報酬	35
第23条 倒産分野における国家統制	35
第24条 倒産分野におけるウズベキスタン共和国内閣の権限	36
第25条 倒産事件を管轄する国家機関の権限	37
第26条 カラカルパキスタン自治共和国、各州及びタシュケント特別市における、 倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所の権限	38
第27条 企業の経済状態に関する情報の提出義務	40
第28条 倒産手続	40
第29条 裁判外手続	43
第2章 裁判外再生支援（第30条—第34条）	44
第30条 裁判外再生支援の根拠	44
第31条 裁判外再生支援の対象及び主体	45
第32条 裁判外再生支援の基本的措置	45
第33条 国家支援による裁判外再生支援の期間	47
第34条 国家支援による裁判外再生支援の終了	47
第3章 経済裁判所における倒産事件の審理（第35条—第61条）	48
第35条 倒産事件の開始事由	48
第36条 倒産事件の参加者	50
第37条 債務者による申立て	52
第38条 債務者による申立ての添付書面	54
第39条 債権者による申立て	55
第40条 債権の合算	56
第41条 債権者による申立ての添付書面	56
第42条 倒産事件を管轄する国家機関による申立て	57
第43条 税務機関及びその他の全権機関による申立て	58
第44条 検察官による申立て	59

第 45 条	倒産事件の開始	60
第 46 条	債権の実現を保全するための措置	62
第 47 条	倒産認定の申立てを受けた債務者の意見書	63
第 48 条	倒産事件の審理の準備	64
第 49 条	倒産事件の審理の期日	65
第 50 条	倒産事件に関する司法判断	66
第 51 条	債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定	68
第 52 条	経済裁判所の司法判断に関する情報の公開	69
第 53 条	倒産手続の進捗に関する情報の公開	70
第 54 条	倒産不認定の経済裁判所の本案決定	71
第 55 条	倒産不認定の経済裁判所の本案決定の効果	72
第 56 条	倒産事件手続の終結事由	72
第 57 条	倒産事件手続の中断	74
第 58 条	裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬の負担	75
第 59 条	裁判所任命管財人の申立て及び債権者等の不服の審理	75
第 60 条	倒産事件における紛争について経済裁判所が出した決定に対する 再審理手続	77
第 61 条	債務者の定款資本に国家の持分が含まれている場合の倒産手続の特則	80
第 4 章	監視(第 62 条—第 75 条)	81
第 62 条	監視の開始	81
第 63 条	監視開始の効果	81
第 64 条	監視手続中における、債務者の権利の制限	83
第 65 条	一時管財人の任命	85
第 66 条	一時管財人の権限	87
第 67 条	一時管財人の義務	88
第 68 条	監視開始の通知	89
第 69 条	債務者の財務状況の分析	91
第 70 条	債権額の確定	95
第 71 条	第一回債権者集会の招集	98
第 72 条	第一回債権者集会の審議事項	99
第 73 条	第一回債権者集会による裁判上の再生支援開始の申立ての決議	100
第 74 条	第一回債権者集会による外部管財開始及び債務者の倒産認定・清算手続 開始の申立ての決議	100
第 75 条	監視の終了	101
第 5 章	裁判上の再生支援(第 76 条—第 90 条)	103
第 76 条	裁判上の再生支援の申立て	103
第 77 条	債務弁済計画表に従った債務者の債務履行の保証・担保	105
第 78 条	裁判上の再生支援開始手続	107
第 79 条	裁判上の再生支援開始の効果	109
第 80 条	再生支援管財人	112
第 81 条	再生支援管財人の権限	114
第 82 条	再生支援管財人の義務	115
第 83 条	再生支援計画及び債務弁済計画表	117
第 84 条	債務弁済計画表の変更	119
第 85 条	裁判上の再生支援の期間満了前完了	120
第 86 条	裁判上の再生支援の期間満了前の中止	122
第 87 条	裁判上の再生支援の完了	124
第 88 条	保証人・担保設定者による義務履行	126
第 89 条	保証・担保より発生した義務履行の結果に関する報告	128
第 90 条	保証人・担保設定者の義務不履行の効果	129

第6章 外部管財(第91条—第123条)	131
第91条 外部管財開始手続	131
第92条 外部管財開始の効果	132
第93条 債権弁済に対するモラトリアム	134
第94条 外部管財人候補者の推薦手続	135
第95条 外部管財人の任命	136
第96条 外部管財人の解任	137
第97条 外部管財人の権限	138
第98条 外部管財人の義務	139
第99条 債権者による届出	141
第100条 債権者の異議の審理	141
第101条 債務者の財産の処分	142
第102条 債務者が締結した契約の履行拒絶	144
第103条 債務者の法律行為の無効	145
第104条 外部管財手続中における金銭債務	146
第105条 債務者の経費に関する調整	147
第106条 外部管財計画	148
第107条 外部管財計画の審議	149
第108条 外部管財期間の延長	151
第109条 債務者の支払能力の回復のための措置	152
第110条 債務者の企業(営業)の売却	153
第111条 債務者財産の一部売却	157
第112条 債務者の債権の譲渡	158
第113条 債務者財産の所有者又は第三者による債務者の債務の履行	159
第114条 追加株式の発行	159
第115条 債務者の資産の置換	161
第116条 外部管財人の報告書	164
第117条 外部管財人の報告書の審議	165
第118条 経済裁判所による外部管財人の報告書の承認	166
第119条 債権者に対する支払いへ移行する決定の効果	169
第120条 特定順位の債権者に対する支払いを開始する決定の効果	170
第121条 債権者に対する支払い	171
第122条 債権の弁済	172
第123条 外部管財人の権限の終了手続	173
第7章 清算手続(第124条—第144条)	175
第124条 清算手続の開始	175
第125条 清算手続開始の効果	176
第126条 清算管財人	178
第127条 債務者の倒産認定・清算手続開始に関する情報の公開	179
第128条 清算管財人の権限及び義務	179
第129条 倒産法人の清算計画	182
第130条 清算用財団	183
第131条 債務者の財産の査定	184
第132条 清算手続における債務者の銀行口座	185
第133条 被担保債権の弁済	185
第134条 債権の弁済順位	186
第135条 債務者の財産の売却	189
第136条 清算手続における債務者の債権の売却	191
第137条 清算手続における債務者の資産の置換	191
第138条 債権者に対する支払い	192

第 139 条	清算管財人の活動に対する監督	193
第 140 条	清算管財人の解任	194
第 141 条	外部管財への移行の可能性	195
第 142 条	清算手続の実施結果に関する清算管財人の報告書	195
第 143 条	債権弁済後の債務者の残余財産	196
第 144 条	清算手続の終了	198
第 8 章	和議(第 145 条—第 155 条)	199
第 145 条	和議締結の手続	199
第 146 条	倒産手続中に締結される和議の特則	201
第 147 条	和議の形式	203
第 148 条	和議の内容	203
第 149 条	経済裁判所による和議承認の要件	205
第 150 条	経済裁判所による和議承認の効果	206
第 151 条	経済裁判所による和議承認の拒否	206
第 152 条	和議承認の拒否の効果	207
第 153 条	和議の無効	207
第 154 条	和議の無効認定の効果	208
第 155 条	和議の不履行の効果	210
第 9 章	特定の範疇に属する法人債務者の倒産に関する特則(第 156 条—第 173 条)	211
第 1 節	街形成企業及び同等企業(以下、併せて「街形成企業等」という。)の倒産	211
第 156 条	街形成企業等の倒産に関する特則	211
第 157 条	街形成企業等の外部管財	212
第 158 条	外部管財の延長	213
第 159 条	街形成企業等の売却の要件	214
第 160 条	倒産認定を受けた街形成企業等の財産の売却	215
第 2 節	農業企業の倒産	216
第 161 条	農業企業の倒産に関する特則	216
第 162 条	農業企業の監視、裁判上の再生支援及び外部管財に関する特則	217
第 163 条	農業企業の財産及び財産権の売却(譲渡)に関する特則	218
第 3 節	銀行の倒産	219
第 164 条	銀行の倒産認定の根拠	219
第 165 条	銀行の倒産事件の審理に関する特則	219
第 4 節	保険者の倒産	220
第 166 条	保険者の倒産事件の審理	220
第 167 条	保険者の財産複合体の売却	220
第 168 条	保険者が倒産した場合における保険契約者(保険金受取人)の債権	221
第 169 条	債権の弁済	221
第 5 節	証券取引に業として参加する者の倒産	222
第 170 条	証券取引に業として参加する者の倒産に関する特則	222
第 171 条	裁判所任命管財人の要件	222
第 172 条	証券取引に業として参加する者の法律行為に対する制限	223
第 173 条	監視、外部管財及び清算手続に関する特則	223
第 10 章	個人事業者の倒産(第 174 条—第 184 条)	225
第 174 条	個人事業者の倒産に関する規制	225
第 175 条	個人事業者の倒産認定の申立て	226
第 176 条	債務弁済計画	227
第 177 条	清算用財団に含まれない個人事業者の財産	229
第 178 条	個人事業者の法律行為の無効	229
第 179 条	経済裁判所による個人事業者の倒産事件の審理	230
第 180 条	個人事業者の倒産認定の効果	231

第 181 条	経済裁判所の本案決定の執行	233
第 182 条	債権の審理	234
第 183 条	債権弁済手続	234
第 184 条	個人事業者の免責	235
第 11 章	簡易倒産手続(第 185 条—第 189 条)	237
第 1 節	通常清算中の法人の倒産に関する特則	237
第 185 条	通常清算中の法人の倒産	237
第 186 条	通常清算中の法人の倒産事件の審理に関する特則	238
第 187 条	倒産手続による法人の清算の拒否の効果	239
第 2 節	所在不明の債務者の倒産	240
第 188 条	所在不明の債務者の倒産認定の申立てに関する特則	240
第 189 条	所在不明の債務者の倒産事件の審理	241
第 12 章	最終章(第 190 条—第 192 条)	243
第 190 条	倒産を招く違法行為	243
第 191 条	紛争の解決	243
第 192 条	倒産関連法令違反の責任	243
ウズベキスタン共和国倒産法及び各倒産事件手続の概略図		245
ウズベキスタン共和国倒産法概要図		245
監視(第 4 章)		246
裁判上の再生支援(第 5 章)		247
外部管財(第 6 章)		248
清算手続(第 7 章)		249
個人事業者の倒産手続(第 10 章)		250
簡易倒産手続(通常清算中の法人の倒産:第 11 章第 1 節)		251
簡易倒産手続(所在不明の債務者の倒産:第 11 章第 2 節)		252
ウズベキスタン共和国倒産法関連法令		253
未納の税金及び国家予算に対する義務的支払金に基づく、企業・機関の財産への強制執行手続に関する規程の承認について (ウズベキスタン共和国内閣令 1996 年 11 月 8 日付第 387 号)		253
未納の税金及び国家予算に対する義務的支払金に基づく、企業・機関の財産への強制執行手続に関する規程 (ウズベキスタン共和国内閣令 1996 年 11 月 8 日付第 387 号により承認)		254
企業倒産法の実施に関する追加措置について (ウズベキスタン共和国内閣令 1999 年 7 月 26 日付第 362 号)		255
裁判外再生支援の実施手続に関する規程 (ウズベキスタン共和国内閣令 1999 年 7 月 26 日付第 362 号付録第 2 号)		257
経済的破綻企業の再編・財政健全化の効率向上措置について (ウズベキスタン共和国内閣令 2003 年 4 月 18 日付第 188 号)		260
再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程 (ウズベキスタン共和国内閣令 2003 年 4 月 18 日付第 188 号付録第 1 号)		262
経済的破綻企業に対する裁判所任命管財人活動を調整する措置について (ウズベキスタン共和国内閣令 2004 年 3 月 23 日付第 138 号)		266
裁判所任命管財人に関する規程 (ウズベキスタン共和国内閣令 2004 年 3 月 23 日付第 138 号付録第 1 号)		267
裁判所任命管財人の資格審査に関する規程 (ウズベキスタン共和国内閣令 2004 年 3 月 23 日付第 138 号付録第 2 号)		274

ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会付属 企業活動・企業再編支援基金の設置と資金運用手続に関する規程の承認について (ウズベキスタン共和国内閣令 2005 年 8 月 4 日付第 185 号)	282
ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会付属 企業活動・企業再編支援基金の設置と資金運用手続に関する規程 (ウズベキスタン共和国内閣令 2005 年 8 月 4 日付第 185 号付録第 1 号)	283
裁判所任命管財人資格審査委員会に関する規則の承認について (ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会令 2006 年 5 月 15 日付第 1 号)	286
裁判所任命管財人資格審査委員会に関する規則 (ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会令 2006 年 5 月 15 日付第 1 号別添)	287
ウズベキスタン共和国最高経済裁判所総会決議第 142 号(2006 年 1 月 27 日付) 「ウズベキスタン共和国倒産法の経済裁判所による適用に伴う諸問題について」	291

第1章 総則

本章は、第2章以下の定める倒産手続の総則である。

倒産法は、債務の履行について、経済的に破綻した法人又は個人事業者と、債権者との関係を強制的に調整すること、また、債務者の支払能力の回復を図ることを目的とし、この目的を達するために、清算型及び再建型の手続を定めている。本章は、経済裁判所が倒産事件を管轄すること、倒産認定の申立権を有する者の範囲、経済裁判所が倒産事件を開始する要件、経済裁判所が審理の結果に基づいて開始する倒産手続の種類、各倒産手続の実施手続を定めている。

本章では、倒産事件全体に共通の主要概念が定められている。第一に、倒産、義務的支払債務、モラトリアム、金銭債務等の概念、第二に、和議、監視、裁判外再生支援、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続といった倒産手続、第三に、債権者、債権者集会（債権者委員会）の代表者、裁判所任命管財人、債務者、発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人、債務者の被雇用者の代表者等の倒産事件の参加者である。

倒産事件の審理には、債権者集会の意思が反映されなければならない。本章は、債権者集会の組織、招集手続、権限、議決手続等、債権者集会に関する一連の規定を定めている。また、各倒産手続における裁判所任命管財人の活動の重要性にかんがみて、本章はその選任・任命手続、職務内容、権限、義務、責任等、裁判所任命管財人に関する規定も含んでいる。倒産事件においては、債権の内容及び額の確定が重要であるため、裁判所任命管財人に債権登録簿の作成・管理が義務付けられている。

第1条 本法の目的

本法の目的は、法人及び個人事業者の倒産分野における関係を調整することにある。

本条は、倒産法全体の目的を表している。2003年4月23日の倒産法の改正は、現行規定を抜本的に変革するものとなった。倒産法の主旨は、債権者の財産権を保護するとともに、企業の倒産予防と清算を法的に保証することにある。すなわち、倒産法の主たる目的は、債権者の財産上の請求を保護すると同時に、債務者に再建の可能性を提供することにもおかれている。

倒産法は、倒産の認定と破綻した経済主体の清算に伴い発生する多面的な関係を規定している。本条は、倒産認定が受けられるのは法人（法人の概念については民法39条1項参照）又は個人事業者（個人事業者については、ウズベキスタン共和国法「企業活動の自由の保障について」4条1項及び6条1項参照）に限られることを明確に規定している。個人事業者とは、所定手続で登記し、法人を設立せずに企業活動を行う個人である。

法人につき例外となるのは、国家単一企業体及び完全に国家予算により運営される施設である。また、政党及び宗教団体も、社会団体に当るので例外的に倒産法は適用されない（2条2項注釈参照）。ウズベキスタンの法制では、個人事業者の地位を有さない自然人は倒産認定を受けることがない。

法人であれ個人であれ、誰もが財産上の多様な関係の内において様々な債務を負っているが、それは金銭的な内実を伴うものであることが最も多い。こうした債務の不履行は、多かれ少なかれ取引の確実性を損なうものとなり、債務者が倒産認定を受けることもある。

以上の観点から、全ての倒産法制は、信頼性を欠く参加者は財産関係から排除されるべきであるという考え方に立脚している。それと同時に、事業者は個々にリスクを負って自らの事業を行い、倒産を最大のリスクとして認識すべきであることは明らかである。しかしながら、それは社会が経済主体の倒産を望ましいとみなしているわけではなく、まさに、法制度も再建手続の可能性を規定している。従来いずれの倒産法も、債務者に財政再建の可能性を与えている。例えば1994年倒産法には経済単位としての企業の保全を目的とした再生支援の手続が盛り込まれていたし、1998年倒産法では倒産企業保全の更なる可能性として外部管財による再生が規定されていた。最新の倒産法（2003年）では、裁判上の再

生支援という新しい手続が導入されており、この手続も経済主体の財務健全化を目的としたものである。この他、倒産法の全ての版で和議の制度が規定されている。つまり、債務者と債権者の特別な合意に関する規定と条件が定められており、このような合意によって企業は経済取引に留まることができ、企業活動を継続できるというものである。

倒産の脅威は、国政機関に対しても、債務者の再建、財務健全化、商業構造の活動改善に関する対策を実施させるものである。この役目は、1996年12月11日付ウズベキスタン共和国大統領令第1658号「企業倒産法の実施に関する措置について」(2005年11月6日付ウズベキスタン共和国大統領令第3675号により失効)に基づき設立された特設機関、企業倒産委員会が負っていた。当該機関は、国営企業の破綻(倒産)に関する法令を施行するために必要な組織的、経済的、その他の条件を整えることを目的として設立され、後に、組織変更により非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会(以下、「非独占化国家委員会」という。)となった。2003年倒産法においては、「裁判所任命管財人」という者にも重要な役割が与えられている。なぜなら、裁判所任命管財人は、倒産手続に際し、債務者及び債権者の利益のために公正な対応を求められるものであり、したがって、倒産法では、裁判所任命管財人は、債務者又は債権者に対して利害関係を持つてはならないと規定しており、これは、最終的に倒産法の目的の実現に繋がるものである。

第2条 倒産法制

- 1 倒産法制は、本法及びその他の関連法令からなる。
- 2 本法は、公的資金により運営されている組織には適用されない。
- 3 倒産に関するウズベキスタン共和国の国内法と同共和国が締結した国際協定に異なる定めがある場合には、国際協定が優先して適用される。

倒産に関する現行の法制は、倒産法だけではなくその他の法令も含む一連の法規からなる。また、本条は、公的資金により運営されている組織が倒産認定を受けられない旨を規定し、また、国際法の優先を定めている。

- 1 第1項が「倒産法制は、本法及びその他の関連法令からなる」と定めていることから、経済的破綻(倒産)の法的調整制度における基本法令はウズベキスタン共和国倒産法であると考えられる。

民法も、倒産法制全体の基礎を定めており、民法第26条が個人事業者についての、民法第57条が法人についての規定である。民法の採択に際しては、経済的破綻における諸関係の法的規制は、特別の法規なしでは不可能であると認識されており、そのため、民法には、特定法律を参照する旨定める一般参照規定(民法57条4項)が盛り込まれている。

民法(第一部)が成立した1995年以降、社会経済が発展し、その後、2003年倒産法が成立したことから、民法の倒産に関する規定の中には、現在の倒産法と一致しないものがある。この場合、倒産法が優先して適用され、民法の規定は適用されない。例としては、法人の規定(民法57条)が挙げられ、この点については倒産法が適用される。また、2003年倒産法では、法人の自己倒産認定の制度は廃止されたので、この点に関する民法規定も適用されない。

もともと、倒産制度の大枠についての実体法的側面は、民法、担保法、その他の実体法に規定されている。倒産法が、民法における実体法的側面と異なる規制をしている場合もあり、この場合、倒産法が優先して適用される。例えば、被担保債権は、担保目的物から全額満足を受けられなかった場合、他の無担保債権より優先して弁済を受け(134条5項)、債務者企業の全財産が担保物となっており、換価代金が全ての債権者の弁済に足りない場合、被担保債権の弁済は、裁判費用や給与債権等の債権の弁済の後となる(133条3項)。

また、民法には、倒産に関する法的関係を直接的に規定するものでなくとも、倒産手続において発生する問題の解決に重要となる法規がある。例えば、法人の組織的、法的形態に関する規定、所有権やその他の物権に関する規定、債権関係に関する規定、債務不履行をめぐる責任に関する規定、契約の締結・変更・解除の手続に関する規定等である。手続

3 第1章 総則(第1条―第29条)

法的側面については、原則として経済訴訟法が適用される(35条2項注釈参照)。

それと同時に、より詳細な法規制を必要とする特別な権利関係については、別途、法律や法令を採択することも許容されている。しかしながら、このような場合、全て、倒産法の条文に明記されている点に留意する必要がある。

例えば、特別法「農業企業再生支援法」や、内閣令により承認された特別規定で、裁判所任命管財人の任命、資格審査、業務に関するもの、また、経済的破綻企業の再構築、財務健全化の効果の向上を目的としたものなどが採択されている。その他、実務において法令適用上の問題がある場合、最高経済裁判所が総会決議を採択する形で法令の解釈を明らかにしている。本注釈書の作成に当たっては、最高経済裁判所総会決議第142号が考慮されている。

2 第2項によれば、倒産法は、公的予算により運営される組織に対しては適用されない。つまり、全面的に公的資金によって機能する企業及び組織は、倒産認定を受けられないということである。このような組織に属するのは、国家予算により運営されている運用管理権に基づく国营単一企業体¹や施設である。例えば、国立の教育機関・就学前機関、保健医療機関、法秩序維持機関や司法機関である。最高経済裁判所総会決議第142号(1項)も同様のことを定めている。政党や宗教団体も、倒産法に明記されていないものの、その活動の特質により、倒産法は適用されない。これら組織以外の法人及び個人事業者には倒産法が適用される(1条)。倒産法の適用範囲に関し、民法第57条は改訂する必要があると思われる。

3 対外関係の発展、特に貿易の拡大により、法人又は自然人が倒産制度の異なる様々な国に資産を持つこともある。破綻した債務者が複数の国に資産を保有している場合、又は、債権者の中に外国の債権者が含まれている場合、国際倒産ということになる。

本項は、国際倒産の際の国際法と国内法の抵触を防ぐ規定である。同様の規定がウズベキスタン共和国憲法にもあるため、国際法が優先して適用される。現在、ウズベキスタン共和国が締結している倒産問題に関する国際協定は存在しない。

外国の裁判所が下した倒産事件に関する決定の承認については、国際協定が存在する場合には、その協定の規定を適用すべきである。国際協定が存在しない場合には、外国の裁判所の決定は、国際法における相互主義の原則に則り承認されることになる。例えば、倒産事件が外国で開始された場合や、債務者の財産が外国に存在する場合、外国裁判の効力の承認の問題、また、逆に国内の裁判の外国での効力の承認の問題が発生する。実務上、国際協定がない場合、裁判は、相互主義に則り扱われる。

倒産事件においては、外国人債権者についても国内法制が適用され、国内の債権者と比較して外国人債権者が不利になることは許されず、したがって、全ての債権者に対する条件は平等でなければならないと考える(経済訴訟法23条参照)。

国際倒産については、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)が国際倒産モデル法を定めている。国連は各国が同法を国内法に統合することを奨励しており(1997年12月15日付国連総会決議52/158)、これに伴い、現行法を改正する必要があると思われる。

第3条 主要概念

本法は、以下の主要概念を定める。

- (1) 倒産(経済的破綻)―債務者が、債権者に対する金銭債務を全額弁済することができないか、又は、義務的支払債務を履行することができないと経済裁判所により認定された状態
- (2) 和議―相互譲歩に基づき法律上の紛争を終了させる旨の当事者間の合意
- (3) 債権者―債務者が金銭債務及び(又は)義務的支払債務を負う相手方である法人又は自然人。ただし、債務者に対し生命・健康侵害の損害賠償請求権を有する個人、及び、法人債務者に参加したに基づき当該法人に対し債権を有する発起人(社員)を除く。
- (4) 債権者集会(債権者委員会)の代表者―債権者集会又は債権者委員会により倒産事件に参加する権限を付与された者

¹ 民法72条「運用管理権に基づく独立採算制企業」

- (5) 監視—債務者の倒産認定の申立てが経済裁判所により受理された時から次の手続に移るまでの間、債務者の財産の保全及びその財務状況の分析を目的として、法人債務者に対し、経済裁判所により適用される倒産手続
- (6) 義務的支払債務—税金、手数料、及び、国家予算又は特定目的国家基金に組み入れられるその他の義務的支払金
- (7) モラトリアム—債務者による金銭債務及び(又は)義務的支払債務の履行の一時中止
- (8) 金銭債務—民法に基づく契約及びその他の法令の定める事由に基づき、債務者が債権者に対して負う一定金額の支払義務
- (9) 裁判所任命管財人(一時管財人、再生支援管財人、外部管財人、清算管財人)—倒産手続実施のために、経済裁判所より任命される者
- (10) 裁判外再生支援—債務者の支払能力の回復及び倒産の予防を目的として、法人債務者の発起人(社員)又は財産所有者、債権者及びその他の者によりとられる措置
- (11) 裁判上の再生支援—債務者の支払能力の回復及び債権者に対する債務の弁済を目的として、法人債務者に対し、経済裁判所により適用される倒産手続であり、債務者の事業管理権は再生支援管財人に移譲されない。
- (12) 外部管財—債務者の支払能力の回復を目的として、法人債務者に対し、経済裁判所により適用される倒産手続であり、債務者の事業管理権は外部管財人に移譲される。
- (13) 清算手続—債権を按分弁済した上、債務者を債務から免責することを目的として、倒産認定された債務者に対し、経済裁判所により適用される倒産手続
- (14) 街形成企業及び同等企業—従業員及びその家族がその地域の人口の半分以上を構成する法人、従業員数が3,000名以上である法人、国家の防衛・治安維持に関わる法人、又は、自然独占事業体である法人
- (15) 債務者—金銭債権及び(又は)義務的支払債権を弁済することができない法人又は個人事業者
- (16) 発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人—倒産手続実施に際し、発起人(社員)又は債務者財産の所有者により権限を付与された者
- (17) 債務者の被雇用者の代表者—倒産手続実施に際し、債務者の被雇用者により、被雇用者の利益を代表する権限を付与された者
- (18) 農業企業—主な事業が商品としての農産物の生産である農業協同組合(シルカット)、フェルメル経営企業又は法人格を有するデフカン経営企業

本条は、概念、つまり、倒産法で使用される定式表現を解説することを目的としている。現行の2003年倒産法において使用される概念の範囲は、1998年倒産法と比較して、著しく拡大している。また、幾つかの法的概念については、補足説明が必要となっている。

- (1) 現行倒産法においては、「倒産」と「経済的破綻」の用語は同義語であり、つまり、債務者が、債権者に対する金銭債務を全額弁済することができないか、又は、義務的支払債務を履行することができないと経済裁判所により認定された状態として使用されている。1998年倒産法と異なり、債務者が任意に自身の倒産を宣言することは認められない(1998年倒産法3章)。

倒産の概念は、本条の定義のみでは説明し切れていない。例えば、債務者が、債権を全額弁済することができないことを経済裁判所が確定しただけでは、債務者を倒産者と認定する根拠とはならず、倒産認定は、一連の条件を総合的に判断して決定される。この場合、弁済ができないという上記の点は、全ての債権者ではなく、金銭債務及び義務的支払債務の履行を受けるべき債権者に対し支払いができないことのみで限定され、債務額についても、総額ではなく、第5条2項の要件に基づき算定された金額が考慮される。

「倒産」の概念の主な特徴は、次の点にあると考えられる。第一に、義務的支払債権を含む全ての債権を弁済できない状態を意味する。第二に、このように弁済ができない状態が、「支払不能」であるが、これが、経済裁判所が倒産兆候を確認した時点で、初めて「経済的破綻」へと移行する。

5 第1章 総則(第1条—第29条)

- (2) **和議**とは、個人事業者である債務者、法人である債務者の代表者又は裁判所任命管財人と、債権者の間で締結される合意であり、債権者集会における全債権者の議決権の過半数及び全担保権者の賛成による決議に基づいて締結され、債務額、履行期などを譲歩して倒産事件手続を終結させることを目的とする。和議は書面により締結されなければならない、経済裁判所の承認によって効力を発生する。締結は、倒産手続のいかなる段階においても認められる。もっとも、経済裁判所により承認された後であっても、その内容が特定の債権者に有利又は不利であるといった事由がある場合は、相応の申立てに基づいて無効と認定され、この場合、倒産事件手続は再開される。和議の成立後にも、債務者には債務が残るので、債務者が和議の定める債務を履行しない場合、債権者は、経済裁判所に訴えを提起し、その判決を執行することにより債権の満足を図ることができる。
- (3) 倒産法においては、「債権者」につき特別に定義されている。倒産事件手続は、債権を特定の手続及び順位に従い満足させる手続である。倒産法において債権者と認められる者は、債権登録簿に記載され、倒産事件手続の参加者とみなされるが、一方で、個別に自身の債権を行使することが認められず、倒産法に従ってのみ債権の満足を受けることができる。

倒産法における「債権者」の概念は、一般に用いられている「債権者」という概念とは著しく異なっている。

第一に、民法上の債権債務関係においては、債権者は一定の行為の遂行を債務者に請求する権利を有しているが、倒産法における債権者は、このような民法上の権利とは異なる権利を有している。例えば、義務的支払債務に関する全権機関は、公法上の債権者であり、退職金及び給与支払請求権を持つ債務者の被雇用者は、労働法上の債権者である。

第二に、倒産法における債権者とは、債務者に対し金銭の支払いを求める債権を持つ債権者である。非金銭債権（非財産的性質の債権）を有する者は、倒産法の定義では債権者に該当しない。ウズベキスタンに限らず外国の法人及び個人も債権者となることができる（経済訴訟法 23 条 3 項参照）。

第三に、生命・健康侵害の損害賠償請求権を有する債権者や債務者の発起人（社員）は、「債権者」の一般概念から除外されている。この際、生命・健康侵害の損害賠償請求権の債権者には、債務者企業の被雇用者も 2005 年 2 月 11 日付ウズベキスタン共和国内閣令第 60 号により承認された「被雇用者が職務遂行に関連して受けた身体障害、職業病、その他の健康被害についての雇用者の賠償責任に関する規程」に基づき、また、被雇用者以外の者も民法 1005 条等の通則に基づき、なることがある。したがって、これらの者は、倒産法の定める一般的な手続（債権登録簿への記載）及び順位に従わずに債権の満足を受けることになる。例えば、生命・健康侵害の損害賠償請求権を有する債権者は、個別に、どの倒産手続においても、順位外で債権の満足を受けることができる。これは、人間として一般的に持つべき価値を保護するという社会法的関係によるものである。

精神的損害賠償請求権を有する債権者（民法 1021 条、1022 条）についても、同様の地位が適用できるものと考えられる。倒産法に明文はないものの、幾つかの規定（例えば、63 条、125 条）の趣旨にかんがみ、当該債権者も倒産法における「債権者」には該当しないと考えるべきである。精神的損害の賠償も個人の社会的保護に関するものであり、いかなる倒産手続においても個別に賠償されるべきである。この際、当該債権者は債権登録簿には記載されず、その債権は順位外で弁済されなければならない。このように、倒産法は、「債権者」の定義を定めているが、実際には、債権者と認められ、債権者登録簿に含まれる者は、更に限定される。

債務者の発起人（社員）及び債務者財産の所有者（条文には記載されていないが）については、債務者から持分を受け取る権利は、他の債権者への支払いが終了した後、残余財産がある場合にのみ認められる（134 条 11 項）。それゆえ、これらの者は、倒産法における一般的な債権者の概念から除外されており、債権登録簿に記載されず、倒産事件に積極的に参加する必要がなく、また、債権者集会に参加してその権利を証明する必要もない。

債権登録簿に記載され倒産法の定める手続及び順位に従ってのみ弁済を受けることのできる債権者の範囲、また、債権登録簿に記載されず倒産法の定める手続や順位に従わずに

弁済を受ける債権者の範囲は、以下のとおりである。

債権登録簿には、裁判所が倒産認定の申立てを受理するより前に発生し、履行期が各倒産手続の開始以前に到来した債権が記載される。①申立受理後に発生した金銭債権及び義務的支払債権、並びに、②履行期が、各倒産手続開始後に到来する金銭債権及び義務的支払債権は、債権登録簿に記載されない。これらの債権は、共益費と理解され、順位外で弁済を受ける。もっとも、共益費支払請求権②については、履行期の到来した手続中に弁済されなかった場合、次の手続においては共益費とはみなされず、債権登録簿に記載され、倒産法の定める手続により弁済される。この点は、最高経済裁判所総会決議第142号第19項において説明されている。

非金銭債権（非財産的性質の債権）、生命・健康侵害の損害賠償請求権、精神的損害賠償請求権は、申立受理前に発生し、履行期が各倒産手続開始前に到来していても、債権登録簿には記載されず、順位外で支払われる。持分返還請求権を有する者（発起人（社員）・財産所有者）も債権登録簿に記載されないが、弁済は順位外ではなく、全順位の後となる。

担保権者については、特に区別をする必要がある。被担保債権も、倒産認定の申立受理前に発生し、履行期が各倒産手続の開始前に到来していれば、債権登録簿に記載されなければならない。倒産事件における担保権者は、個別弁済を求めることができず、個別に担保物の換価を行うことができない。もっとも、第133条の定める範囲内で、順位外で弁済を受ける優先権を持つ。

倒産法の趣旨より、共益費及びその他の順位外支払費は、各倒産手続に応じて、以下のように分類できる（通常、裁判所任命管財人は、これらについて別表を作成する。）。

① 監視

監視における共益費とは、監視開始後に履行期が到来した金銭債権・義務的支払債権、及び、経済裁判所による倒産認定申立の受理日以降に発生した金銭債権・義務的支払債権である。また、第134条第1項及び第63条第1項第1号に規定される全ての順位外支払費、つまり、労働債権、著作契約に基づく報酬支払請求権、扶養料支払請求権（家族法137条による雇用主の義務）、生命・健康侵害の損害賠償請求権及び精神的損害賠償請求権も共益費に分類される。当該順位外支払費につき、司法判断を執行するための執行文書が出されていない場合は監視手続中に弁済を受けられないということではなく、逆に、当該債権はこれらの者の社会的保護の目的で監視中に弁済される。

② 裁判上の再生支援

裁判上の再生支援における共益費とは、最高経済裁判所総会決議第142号第19項に規定されるように、倒産認定の申立受理後に発生した金銭債権・義務的支払債権、及び、申立受理前に発生したものの裁判上の再生支援の開始後に履行期が到来した金銭債権・義務的支払債権である。さらに、第134条第1項に記載されている順位外支払費全ても共益費に該当する。個人の労働法関係から発生する債権、扶養料支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権、生命・健康侵害の損害賠償請求権、精神的損害賠償請求権は順位外支払費とされ、債権登録簿に記載されないものと考えられる。

③ 外部管財

外部管財における共益費とは、外部管財開始後に履行期が到来した金銭債権・義務的支払債権、並びに、倒産認定申立の受理後、監視及び（又は）裁判上の再生支援の開始後に発生した金銭債権・義務的支払債権である。第93条にあるように、モラトリアムにかかわらず、個人の労働法関係から発生する債権、扶養料支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権、生命・健康侵害の損害賠償請求権は履行が認められる。精神的損害賠償請求権もこの類に含めるべきと考えられる。第134条第1項に記載されている債権も順位外債権に属する。ここに列举された債権は、債権登録簿に記載される必要はない。

④ 清算手続

清算手続における共益費とは、裁判費用、裁判所任命管財人の報酬費用、日常の

7 第1章 総則(第1条—第29条)

公共料金、運転資金、債務者財産の保険費用、倒産事件の開始後に発生した金銭債権・義務的支払債権（履行期の到来を問わない。ただし、清算手続開始後に発生した義務的支払債権を除く。）、法令に基づく債務者に対する生命・健康侵害の損害賠償請求権である（134条1項）。ここに挙げられる順位外支払債権は、債権登録簿に記載されるが、順位外で弁済される。精神的損害賠償請求権は、第134条第1項に記載されていないが、企業は清算されるので、最初に、順位外で弁済されるべきと考えられる。

個人事業者の倒産認定においては（174条、180条）、債権者の概念が若干異なっており、それによって債権弁済順位も別途規定されている（183条注釈参照）。

倒産法において「債権者」とは、債務者に対し金銭支払いを求める債権を持つ債権者と理解される。よって、非金銭債権（非財産的性質の債権）は個別に履行が可能ということになる。もっとも、清算手続が開始すると、第125条第1項第6号により、非金銭債権も、所有権確認請求権、不法占有からの財産返還請求権、不当利得返還請求権、法律行為の無効認定及び無効効果の適用請求権を除き、清算手続の範囲に限り行使することができる。この場合、清算管財人は非金銭的債権を金銭価値に換算して債権登録簿に記載し、その弁済は第134条の手続によることになる。

この際、注意すべきなのは、債務者の倒産認定を裁判所に申し立てることのできる債権者は、法人又は個人事業者の地位を有する自然人であるということである。債務者に対する個人事業者の債権が属人的性質を有する債権である場合、当該債権は債務者の企業活動に関連しないので、この債権者は、債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てることはできない。このような自然人の債権者は、倒産認定の申立てをする権利を持たないが、その債権は、倒産事件開始後に債権登録簿に記載される。

- (4) **債権者集会（債権者委員会）の代表者**とは、倒産法の定める場合に倒産事件の事件参加者として経済裁判所の審理に参加するよう債権者集会又は債権者委員会が全権を委任した自然人である。このような代表者が登場することとなったのは、債権者と裁判所任命管財人の間にしばしば衝突が生じることにもよる。倒産事件においては、債権者集会又は債権者委員会は、全債権者の利益を代表し、全債権者の名において債務者に対する行為全てを行うが（10条1項、2項）、債権者集会や債権者委員会は集団であるため、法廷審理やその他の場面において全債権者を代表する者が必要となるからである。債権者集会（債権者委員会）の代表者は、債権者集会（債権者委員会）によって選任され、その決議に基づき、債権者の利益のために行動する。

債権者集会（債権者委員会）の代表者は倒産事件に参加する権利を有し（例えば、36条2項、77条3項、79条5項、88条1項、147条等）、この場合、債権者集会（債権者委員会）の意思を実現するための行為を行う。

なお、本号は債権者集会の代表者と債権者委員会の代表者をまとめて挙げているが、債権者委員会は債権者集会によって選定された委員によって構成され、その代表者は、倒産事件の参加者として参加でき、債権者集会の専権事項（10条5項）以外の事項につき、債権者委員会に代わって、倒産事件の参加者として全債権者のために行動する。

- (5) **監視**とは、倒産手続の一つであり、経済裁判所により、倒産事件手続開始の時点から導入される。監視は、倒産認定の申立受理時点から各倒産手続の開始までの間、債務者の財産の保全及びその財務状況の分析を目的として行われる。監視手続が開始されると、特定債権（労働債権等）を除き、債務者財産に対して強制執行をする執行文書の執行が停止される。債権は、原則として、届け出ることにより、監視手続後に始まる倒産手続内でのみ満足を受けることができる。また、監視手続期間中は、不動産に関する重要な法律行為等については、債務者の代表者及び経営機関の活動を監督するために、一時管財人の同意が必要とされる。一時管財人は、監視手続中に、第一回債権者集会において議決権を行使する債権者を確定するための債権登録簿を作成しなければならない。監視は、原則、3ヶ月以下の期間実施され、債務者の倒産認定・清算手続開始、裁判上の再生支援、外部管財、和議承認の時点で終了する。他の倒産手続（外部管財、清算手続）と異なり、監視中は債務者の代表者は解任されない。概して、監視は各倒産手続の準備的な手続としての性格を

有する。

- (6) **義務的支払債務**の概念には、公法的性質を有する全ての支払義務が含まれている。義務的支払債務とは、税金、手数料、保険料等の納付金、国家予算及び予算外国家基金²に入れられるべきその他の支払いを総称したものである。このカテゴリーの債権者を区別する必要があるのは、公法的性質を有する義務の履行が特別な手続によって行われるためである。例えば、全権機関が和議に署名することは、現実として不可能である。なぜなら、和議の署名には、署名権限の委任を指示した委任状の提示が必要とされるが、国家予算に対する債務を「免除する」権利を税務機関の代表者に付与できる主体は、実際のところ存在しないからである。

「税金」とは、義務的な、個別に課される一方的な支払金で、国家及び（又は）地方機関の活動の財源を確保することを目的とし、団体及び自然人が所有権、経営管理権又は運用管理権により保有する資金を収用する形で徴収される。

「手数料」とは、義務的な納付金であり、国家機関、地方自治体、その他の全権機関及び公務員が、一定の権利の付与又は許可証の交付といった法的に意味のある行為を行うための条件の一つとして、経済主体及び自然人から徴収される。

- (7) **モラトリアム**は、文字通りには「一時停止」ということであり、倒産事件においては外部管財開始前に履行期が到来している債権の弁済を一時的に停止することを意味している。モラトリアムは、外部管財の全期間、すなわち外部管財の開始日から終了日まで（経済裁判所が、外部管財人の報告書の審理の結果により、倒産事件手続終結決定、債権者に対する支払移行決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出すまで）、効力を有する。モラトリアムの期間中は、倒産認定申立受理前に発生し、履行期が外部管財開始後に到来した債権、申立受理後に発生した債権、労働法関係から発生した債権、扶養料支払請求権、生命・健康侵害の損害賠償請求権等の例外を除き、債務者は債権を支払う必要がなく、執行文書の執行等は禁じられ、違約罰やその他の金融制裁も発生しない。

モラトリアムは外部管財において重要な役割を果たす。なぜなら、モラトリアムの期間中は、債権登録簿に記載された債権を弁済する必要がないので、外部管財人は、債権者に支払うべきであった資金を債務者の支払能力の回復と財務状況の改善の措置に使用できるからである。モラトリアムについての詳細は第93条注釈に記載されている。

- (8) **金銭債務**とは、民法による契約及び法令の定めるその他の事由に基づく一定金額の支払義務である。金銭債務の定義では、債務の金銭的性格が強調されている。

金銭債務は、通常、民法上の契約を根拠として発生する。財産取引においては、あらゆる民法上の契約につき有償の推定が働くので、實際上、これらの契約は全て有償の性格を持つ。しかしながら、金銭債務とされるのは、商品、労務、役務の対価として金銭の支払いを規定している有償契約に限られる。

契約の締結以外の事由を根拠として金銭債務が発生することもあり得る。契約外の金銭債務の一つとしては、例えば、損害を与えた結果として発生する債務がある。また、不当利得の結果として発生する債務も金銭的性格を持つ。

- (9) **裁判所任命管財人**とは、経済裁判所により事件当事者以外の第三者から任命される、各倒産手続における管財人を指す共通概念であり、倒産事件の主要な参加者である。裁判所任命管財人の概念は、倒産手続の各段階で具体化される。監視においては一時管財人、裁判上の再生支援においては再生支援管財人、外部管財においては外部管財人、清算手続においては清算管財人と、裁判所任命管財人はそれぞれの段階に応じて異なった名称で呼ばれる。その地位、権限、権利及び義務は、倒産手続の手続ごとに具体的に定められている。

2003年倒産法によれば、裁判所任命管財人は、これまでの倒産法には存在しなかった新しい制度である。旧法では、外部管財人及び受託人しか規定されていなかった。以前、外部管財人は裁判所に任命されていたのに対し、受託人はただ承認されるだけであった（原則として、清算委員会が受託人を長として、倒産に関する組織として設立された。）。新法においては、全ての裁判所任命管財人が裁判所により任命される。

裁判所任命管財人の主な業務権限は、具体的な裁判上手続により異なるが、その基本的

² 特定目的国家予算と同義と思われる。年金基金といった社会的基金や道路基金といった経済的基金が該当する。

9 第1章 総則(第1条-第29条)

な任務は、全倒産手続の適正の確保、債権の公平な弁済、債権登録簿の管理、債務者財産の管理であり、この際、裁判所任命管財人は、債権者の利益だけではなく、債務者の利益も考慮しなければならない。裁判所任命管財人の任命及び任務の遂行には、資格要件が定められており、また、その責任につき義務的保険をかけることになっている（18条注釈参照）。裁判所任命管財人の権利、義務等を含む総則は、第19条ないし第22条に定められており、各倒産手続における裁判所任命管財人の権限の具体的内容は、それぞれ該当する章に定められている。

(10) **裁判外再生支援**も、再建型手続に属するため、倒産法には、倒産事件を開始する前の段階において、経営不振債務者への関心を喚起する意味で、裁判外再生支援（再生支援一健全化）に関する規定が含まれている。裁判外再生支援の目的は、債務者の倒産を未然に防止し、その支払能力を回復させることにある。この点で、債務者企業の再生が裁判手続の枠内で、つまり、開始された倒産事件の枠内で実施される裁判上の再生支援や外部管財といった再建型手続とは、裁判外再生支援は異なっている。裁判外再生支援は、自力で金銭債務及び（又は）義務的支払債務の弁済ができない債務者に対し適用される。

(11) **裁判上の再生支援**とは、倒産法が導入した新しい倒産手続であり、法人債務者の支払能力回復及び債権の満足を目的として、裁判所により開始される手続である。

裁判上の再生支援の目的は、承認された計画表に従い手続期間内に実際に債権者への支払いを行うことにより、債務者の支払能力を回復させることである。外部管財の目的も同様に支払能力の回復にあるが、両者の違いはその達成方法にある。裁判上の再生支援においては、原則として、債務者の事業経営は裁判所任命管財人には移譲されず、債務者の経営機関は一定の制限を受けながらも自らの権限を行使し続ける。裁判上の再生支援において、債務者の代表者、その発起人、その他の者は、債務者の支払能力を回復し、債権の満足を可能とする再生支援計画を作成する。この計画は債権者集会及び経済裁判所の承認を受け、計画実施の結果、債務者の支払能力の回復が達成される。裁判上の再生支援の期間は、24ヶ月を超えてはならない。

(12) **外部管財**は、法人債務者の支払能力回復及び債権の弁済を目的として、裁判所により開始される手続であり、債務者の経営権及び財産処分権の外部管財人への移譲を伴うものである。同じ目的を有する裁判上の再生支援と比較して、債務者の代表者を含めた従来の経営機関が、法人債務者の経営権及び財産処分権を失う点に特徴がある。外部管財は、債権者集会の申立てに基づいて開始され、これが債権弁済に対するモラトリアムの開始事由となる。外部管財人は、外部管財計画を作成し、当該計画は債権者集会の承認を受け、支払能力の回復という主目的を定める。債権の弁済は、倒産法の定める手続で行われる。外部管財は、原則として、24ヶ月を超えない期間、実施される。

(13) **清算手続**は、債務者の財産を換価処分して、債権の弁済に充てることによって、債権債務の消滅を図るものであり、その結果として債務者は清算される。

法人債務者の清算手続と個人事業者の清算手続がある。個人事業者の清算手続は、法人債務者の清算手続と比較して、個人事業者の清算手続は、以下のような特徴がある。まず、個人事業者の倒産認定を申し立てることができる者が、当該事業者の事業活動に関して発生した債権を有する債権者に限られることであり、また、原則として裁判所任命管財人が任命されないことである。法人債務者の清算手続は、清算管財人が行う。清算管財人は、債務者の財産目録を作成して財産を査定し、清算計画を作成する。個人事業者の清算手続においては、原則として、裁判執行官が財産の換価処分を行い、債務者は、手続終了後に弁済未了の残債務について免責される。清算手続の期間は、原則として、1年を超えることができない。

(14) 本条において「**街形成企業及び同等の企業**」の概念が定義されている。旧法と比較して、この概念が拡大していることは指摘しておかねばならない。つまり、従業員数が3,000名以上である経済主体、国家の防衛・治安維持に関わる企業、又は、自然独占事業体もこの範疇に含まれる。かかる状況がどのような書面にに基づき認定されるかという問題は、最高経済裁判所総会決議第142号第34項に説明されている。

(15) 倒産法における「**債務者**」の概念は、民法における伝統的な概念とは本質的に異なっ

ている。民法の債権債務関係において、一般にこの用語は、商品、労務又は役務の提供、金銭の支払いなど、債権者の請求に基づき一定の活動を遂行する法的義務を負う側のことを意味している。倒産法における債務者は、金銭債務に関してのみ義務を負い、債権者に金銭を支払わなければならない者に限定されている。また、倒産法は、債務者を民法上の債務を負う者に限定しておらず、税金、手数料、国家予算及び予算外国家基金への義務的支払金を支払う義務を負う者、つまり公法上の債務を負う者も債務者に含めていることも、指摘しておかねばならない。

一方、非財産的性質の債務（非金銭債務）を負う債務者が債務を履行しない場合、債権者が経済裁判所に対し倒産認定を申し立てても、経済裁判所は申立てを受理しない。債務者に対し非金銭債権を有する債権者は、倒産事件の枠外で債権履行を請求することができる。債権者が同意すれば、当該非金銭債権は金額により評価され、倒産法が定める手続に従って届け出ることにより、債務者に対し請求することができる。

倒産法における「債務者」の概念には、法人も個人事業者も含まれる。債務者は、倒産事件手続における中心的な存在であり、倒産事件の参加者である（36条1項1号）。

実務上、通常、債務者はその代表者が代表する。債務者の代表者とは、法人である債務者企業の単独執行機関であり、委任状なしで債務者の利益を代表する権限を有する。倒産法では、債務者の代表者に、債務者の倒産認定を申し立てる義務を課している具体的な場合が規定されている（8条1項）。このような申立ては、法人債務者の代表者が署名した書面を提出して行われるが（37条1項）、この際、第8条第1項第1号及び第4号の場合を除き、債務者の発起人（社員）又は財産所有者の決定が必要である（38条2項5号）。

債務者の代表者は、裁判上の再生支援では、債務者の経営権及び財産処分権限を失うことなく、再生支援管財人の監督の下でその職務を継続し、再生支援計画及び債務弁済計画表を履行する。ただし、債務者の代表者は、再生支援計画を履行しない又は不適切に履行している場合解任されることがある（79条4項）。一方、外部管財及び清算手続においては、債務者の経営権及び財産処分権限は、それぞれ、外部管財人又は清算管財人に移管され、債務者の代表者は、当該権限を失う。

- (16) 債務者の発起人又は社員とは、法人債務者に参加した又はその債務者に出資した法人又は個人である。倒産法では、これらの者は直接事件に参加できないので、代表者がこれらの者の名において事件に参加する。債務者の**発起人（社員）の代表者**とは、発起人（社員）総会が、倒産手続の遂行において自らの利益を代表させるために選出した自然人である。代表者は、倒産事件の参加者と認められ（36条2項）、倒産法の定める場合、債務者の発起人（社員）の権利及び法的利益を擁護するための諸権限を有する。発起人（社員）の代表者は、一般的には、倒産認定の申立て後で選出されるが、あらかじめ選出しておくこともできる（37条5項）。代表者は、法人の発起人（社員）総会の総議決権の過半数により選出される。発起人（社員）の代表者の人数について明文の規定はないが、通常は1名である。倒産手続の途中で発起人（社員）の代表者を変更することは、発起人（社員）総会の決定により可能である。

債務者**財産の所有者の代理人**とは、経営管理権に基づく単一企業体³及び一人企業⁴の所有者本人が指定する者又は所有者が委任した機関が指定する者である⁵。債務者財産の所有者の代理人は倒産法の定める場合、倒産事件の参加者と認められる。

債務者の発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人は、債権者集会に参加し、発言する権限（10条3項、71条3項）、裁判所任命管財人の解任を申し立てる権限（18条3項）、倒産認定申立書の写しを受ける権限（37条5項）、その他、倒産法に規定される場合において倒産事件の参加者に与えられる権限を有する。

- (17) **債務者の被雇用者の代表者**は、倒産法の定める場合、倒産事件の参加者と認められ（36条2項）、被雇用者のために、手続上の権利及びその他の権利を行使する。つまり、法廷審理に参加し、事件について出された司法判断に対し不服を申し立てることができ、また、

³ 民法71条「経営管理に基づく独立採算企業」

⁴ ウズベキスタン共和国法「一人企業について」Закон о частном предприятии

⁵ 「所有者」が単数であることから、「代表者」ではなく「代理人」とする。

11 第1章 総則(第1条—第29条)

発言権を持って債権者集会に参加することもできる(10条3項, 71条3項)。被雇用者個人は、手続や集会には参加できず、まして債権者集会における議決権を有することはない。

また、債務者の被雇用者とは、債務者と労働契約を締結した者であるため、その代表者も当該労働集団の成員であるものと考えられる。被雇用者の代表者は、被雇用者総会において、議決権の過半数の賛成により選出される。倒産手続においては、債務者の被雇用者が有する給与及び退職手当支払請求権の届出については、被雇用者個人ではなく、被雇用者の代表者が裁判所任命管財人に被雇用者全員の債権額を一括して届け出る。債務者の被雇用者個人が代表者の届け出た債権額に納得しない場合には、自己の債権について、通常裁判所に訴えを提起し判決を得て、裁判執行官ではなく、裁判所任命管財人に(監視と裁判上の再生支援においては債務者に)債権を届け出て支払いを求めることができる。

被雇用者の代表者は、労働法関係に基づく支払金の額及び内容に関する裁判所任命管財人との紛争について、経済裁判所に対して不服を申し立てることができる(59条2項1項)。被雇用者個人は、これらの不服や異議を申し立てることができない。

(18) **農業企業**の概念も、従来に比べて若干拡大し、法人格を有するデフカン経営農家や、農産物の商業生産を主たる事業内容とするその他の法人も含まれている。

農業企業とは、主たる事業内容を農産物及びその加工品の生産とする法人である。農業協同組合(シルカット)⁶、フェルメル経営企業⁷、デフカン経営企業⁸がこれにあたる。この範疇の債務者には、食肉コンビナート、製乳工場、リキュール・ウォッカ醸造企業、製糖工場など、農産物加工(農業生産を伴わない。)を営む組織は含まれない。農業企業を債務者とする倒産手続については、支払能力のない農業企業に対して適用されるその支払能力の回復に向けた一定の裁判外手続、監視・裁判上の再生支援・外部管財の期間延長、財産の売却(譲渡)に関する特則(161条, 162条, 163条)等につき、特徴がある。

第4条 倒産兆候

債務者の倒産兆候は、債務者が金銭債務及び(又は)義務的支払債務を、弁済期から3ヶ月以内に弁済していない場合に、認められる。

本条は、倒産法において規定される倒産兆候の概念を定めている。

1994年倒産法では、経済主体の倒産兆候とは、債務超過に関連し、国家予算・国家予算外基金への義務的支払金も含め、商品(労務・役務)の対価を支払うことができないことと解されていた。つまり、倒産兆候とは、支払不能と債務超過と考えられていた。この際、倒産法上、自然人の倒産が別途規定されていたわけではなく、全体として経済主体として捉えられていた。

一方、1998年倒産法では、法人の倒産と個人の倒産が分けて規定されていた。法人の倒産では、金銭債権及び(又は)義務的支払債権が、弁済期を6ヶ月以上徒過しても弁済されていなかった場合、その債務者はそれらの債権を弁済することができないとして、倒産兆候と認定された。個人(法人としての形態をとらずに企業活動を行う者)の倒産は、金銭債権及び(又は)義務的支払債権が、弁済期を3ヶ月以上徒過しても弁済されておらず、その債権額が債務者の資産を上回っていた場合、その債務者はそれらの債権を弁済することができないとして、倒産兆候と認定された。このように、債務超過は、個人事業者についてのみ残され、法人については、6ヶ月間の支払不能の事実のみが意味を持つものとなった。

2003年4月24日付新倒産法では、倒産兆候となるのは、法人についても自然人(個人

⁶農業協同組合(シルカット):協同組合形式により農民が集団経営を行う集団農場(元コルホーズ)(ウズベキスタン共和国法「農業協同組合(シルカット経営)について」)。規模が大きく、農場内に数千・数万の住民、病院や学校があることもある。

⁷フェルメル経営企業:農業法人。開設には役所が関与する。土地は、国家から30年から50年貸与される(ウズベキスタン共和国法「フェルメル経営について」)。シルカットを解体し、フェルメルにしている。

⁸デフカン経営企業:自給のため、1ha以下の小区画の農地を国から貸与された小農。相続可能な土地所有権を有する。法人・非法人が可能である(ウズベキスタン共和国法「デフカン経営について」)。

事業者)についても、債務の支払いができないこと、つまり、「支払不能」であると理解される。このように、倒産兆候の主要部分は以前のまま残り、債務者が債務を履行できない期間の設定のみが変更された。「支払不能」は、以下の推定において定義される。債務者が長期間(3ヶ月以上)にわたり債権者に支払いができず、国家予算及び国家予算外基金その他の国家財源に対する支払義務を履行しない場合、債務者は当該支払いを行うことができない状態、つまり、支払不能と判断される。この際、3ヶ月の債務の不履行期間(以前の6ヶ月という期間に代わり)は、まず、現行法令の規定に従い、倒産法に関連して定められたということを念頭に置かなければならない。特に、1995年5月12日付ウズベキスタン共和国大統領令第1154号「国民経済における支払いに関する企業・機関の代表者の責任強化政策について」では、商品の納入等から90日(3ヶ月)以内に支払いをしないと履行期を徒過した債務とみなされ、特に、これに対する違約金の課金が行政責任法に定められている。この際、債務の額は意味を持たない。というのも、債務額は倒産事件の開始を判断するための条件として意味を持つからである。

この定義は、現代における財産関係の条件の正しい理解に基づくものであり、したがって、販売された商品、遂行された労務、提供された役務の対価は、遅滞なく債務を支払わなくてはならない、つまり、債務や公法上の義務は良心的に履行しなければならないとされている。そのために、債務超過の要件が、本条から削除されたのである。経済関係が発展している現在では、貸借対照表上の企業債務者の資産の総額は、意味を持たず、債務を弁済できないこと自体が重要であり、つまり、市場主義の現在では、企業債務者は、債務を弁済する方法・可能性を確保するか、清算し経済取引から撤退するか、のどちらかを選択しなければならない。

通常、履行期から3ヶ月間債務を履行しない企業を発見するのは、銀行、税務機関、登記機関、地域の州行政機関(ホキミヤット)等である。1999年7月30日付ウズベキスタン共和国内閣令第327号「財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の清算方法について」を実行するために「規程」が策定された。この「規程」によれば、商業企業及び商業仲介企業が銀行口座を通じた金銭取引による財務経済活動を3ヶ月以上行わなかった場合、その他の法人の経済主体の場合は6ヶ月以上行わなかった場合、商業銀行は、3日以内に、その地方の税務機関に、銀行口座開設日又は最後の取引日、銀行口座の残高の有無、受取勘定・支払勘定、各債権者が記載された支払管理台帳第2号⁹の有無、及び企業の役職者が記載された報告書を提出する。当該「規程」は、税務機関及び登記機関の経済主体に対する業務手続をより詳細に定めたものである。

本条は、倒産兆候の一般的な規定である。一定の範疇に分類される債務者についての特別規定が倒産法に存在する場合には、その規定が優先的に適用される。このような特別規定としては、街形成企業及び同等企業の倒産認定事由に関する規定が挙げられる(156条注釈参照)。

第5条 倒産事件の審理

- 1 倒産事件は、経済裁判所が審理する。
- 2 法人債務者の場合においては、債権総額が最低賃金の500倍以上である場合、個人事業者の場合においては、債権総額が最低賃金の30倍以上である場合、債務者に倒産兆候が存在すれば、経済裁判所は、本法の定める場合を除き、倒産事件を開始することができる。

本条の目的は、倒産事件の審理が経済裁判所の専権管轄であること、及び、倒産事件開始条件をいかに定めているかの説明である。

- 1 第1項によれば、倒産事件を審理するのは経済裁判所のみである。つまり、本項は、倒産事件の管轄を定めているのである。倒産法のこの規定は、倒産事件の審理は経済裁判所が管轄するという、経済訴訟法第23条第3項に合致しており、したがって、通常裁判所は

⁹ 口座残高不足により引き落としができなかった預金者が記載されている決済管理書面。口座残高がある場合、支払請求は支払管理台帳第1号(支払管理ファイル)に記載され、3日以内に支払いが行われる。

13 第1章 総則(第1条-第29条)

倒産認定の申立てを受理できない。倒産事件の一般土地管轄については、第35条で検討されている。経済訴訟法第31条及び第32条における例外的土地管轄及び合意に基づく土地管轄の規定は、倒産事件に対しては適用されない。経済訴訟法第25条における第三者裁判所への事件移送に関する規定も、倒産事件には適用されない。

- 2 倒産事件手続は、債権総額が、法人債務者については法令の定める最低賃金の500倍以上、個人事業者債務者については30倍以上で、その額の債権が3ヶ月間支払われていないことを条件に、開始される。したがって、倒産事件開始の条件は、上記金額の支払いが3ヶ月以上遅れていることである。周知のごとく最低賃金、最低年金、扶助金額は、ウズベキスタン共和国大統領令によって定められる。例えば2006年10月12日付大統領令により2006年11月1日以降の最低賃金は12420スムと定められている¹⁰。最低賃金の500倍、30倍の金額を算定するに当たり、裁判所は、最新の最低賃金に基づいて算出しなければならない。

実務上、倒産事件の手続は、大きな労力を要する、困難な手続である。倒産事件の手続を行うためには、かなり高額のコストが債務者に対してかかる(国家手数料、財産評価、会計審査、刊行物への公告等)。倒産事件手続には多額の費用がかかり、債権が少額の場合、費用を考えると、倒産事件の開始は目的に合わない。なぜなら、その程度の額の債権は、倒産事件を開始しなくとも、債務者財産に強制執行をするという方法で、裁判所の判決によって回収することが原則として可能だからである。少額債権による多数の倒産を防ぐために、倒産事件の開始条件として、法人債務者には最低賃金の500倍、個人事業者には30倍の債務総額を、3ヶ月間支払わなかった場合という規定が設けられているのである。

最高経済裁判所総会決議第142号第7項に従い、経済裁判所は、以下のことを念頭に置かなければならない。すなわち、経済裁判所は、倒産認定申立ての受理に当たり、法人債務者の場合には最低賃金額の500倍以上、個人事業者の場合には最低賃金額の30倍以上の額の債務が、弁済期到来後3ヶ月以上に渡って支払われていないという事実を証明する書面の有無を確認しなければならない。この書面がない場合、倒産法第45条第6項及び経済訴訟法第118条第1項第1号に従い、申立書は返却されなければならない。この際、返却決定の理由部分には、経済訴訟法第112条第2項第5号が引用される。

倒産法には、倒産事件の開始条件に関する規定について、例外が定められている。例えば、債務者本人の申立てによる事件開始の場合、債務額も債務不履行期間も問われない(7条、8条)。その他、例外としては、街形成企業及び同業企業の倒産(9章156条)を指摘しなければならない。この際、債務額は、最低賃金の5000倍以上でなければならない。不履行期間は6ヶ月でなければならない。さらに、通常清算中の債務者及び所在不明の債務者の倒産も指摘しなければならない。この際、清算決定を受けた法人債務者の財産の価値が債権を満たす上で不十分な場合、このような法人は、債務額や不履行期間を問わず、倒産手続に従い清算され(185条)、また、所在不明の債務者に関する倒産も、債務額及び不履行期間は問われない(188条)。

第6条 経済裁判所に対し申し立てる権利

- 1 債務者の金銭債務の不履行に関連し、経済裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てる権利を有するのは、債務者、債権者及び検察官である。
- 2 債務者の義務的支払債務の不履行に関連し、経済裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てる権利を有するのは、債務者、検察官、税務機関及びその他の全権機関である。

本条の目的は、経済裁判所に倒産認定を申し立てる権利を有する者に関する規定の解説である。

- 1 金銭債務が不履行である場合に、経済裁判所に申し立てる権利を有する者は、債務者本人、債権者及び検察官である。ここで、債務者及び債権者となりうるのは、法人及び個人

¹⁰ 2007年7月10日付ウズベキスタン共和国大統領令第3889号により、同年8月1日から最低賃金は15525スムである。

事業者の地位を有する自然人のみであることに留意すべきである(経済訴訟法23条参照)。

まず、債務者の立場からみると、債務者が自己の倒産認定を申し立てることができるのは、履行期から3ヶ月以内に金銭債務を弁済できないという状況がある場合、つまり倒産が予想される場合である(7条)。この場合の倒産認定の申立手続は、第37条及び第38条に定められている。債務者に、履行期を3ヶ月徒過している債務があり(4条)、この債務額が所定額以上ある場合も(5条2項)、自己の倒産認定を申し立てることができる。その他、倒産法は、債務者の倒産認定申立権だけではなく、特定の場合における債務者の申立義務も規定している(8条)。債権者もまた、債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる権利を有する。債権者にこの権利が発生するのは、債務者に対し履行期から3ヶ月間履行されていない債権があり(4条)、その債権額が所定額以上ある場合である(5条2項)。この際、債権は、属人的性質を有するものであってはならない。債権者による申立手続の詳細は第39条(債権者による申立て)、第40条(債権の合算)、第41条(債権者による申立ての添付書面)に定められている。この場合、金銭債務に関する債権者となり得る者は、ウズベキスタン共和国及び外国の法人及び個人事業者の地位を有する自然人である(経済訴訟法23条参照)。

検察官は、本項の事由によっても、また、第2項の事由によっても申し立てることができる。検察官による申立ての詳細は、第44条注釈に記載されている。

本項には記載されていないものの、金銭債務の不履行について申立権を有する者は、他にもいる。これは、倒産事件を管轄する国家機関であり、例えば、定款資本に国家の持分が含まれている企業及び(又は)ウズベキスタン共和国に対し金銭債務を負う企業については、倒産事件を管轄する国家機関も、経済裁判所に倒産認定を申し立てることができる(25条1項2号)。

- 2 第2項により、義務的支払債務の不履行に関して申立てができる者は、債務者、検察官、税務機関及びその他の全権機関である。

債務者と検察官による申立手続は、第1項に規定される手続と同じである。

税務機関及びその他の全権機関とは、ウズベキスタン共和国の国家予算及び特定目的国家基金への税金、手数料、その他の義務的支払金の徴収を監督する権限を有する機関を意味する。これらの機関に、申立権が発生するのは、「未納の税金等に基づく強制執行手続規程」に従い、債務者から義務的支払債務を回収するための措置を講じた後である。

全権機関が、義務的支払債権に基づき倒産事件を開始する場合、申立人には、所轄機関(税務機関)に「裁判外」手続をとってもらうことが必要となる。それは、次のように行われる。まず、裁判手続を要しない引落としによる未納金の支払いを債務者に義務付ける決定(命令、請求)を採択する。次いで、債務者の取引銀行に開かれている債務者口座に対し、然るべき支払文書を提示し、未納金の回収を試みる(上記規程1項ないし3項)。未納金の回収ができない場合、税務機関は、債務者財産に対する強制執行の決定をとる(上記規程4項、5項)。そして、徴収が不可能であった場合に初めて、税務機関及び他の全権機関には、裁判所に当該債務者の倒産認定を申し立てる権利が発生する(43条2項注釈参照)。

倒産事件を管轄する国家機関は、債務者に義務的支払債務を含む国家への債務がある場合、裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てることができる(25条1項2号)。

倒産法に別段の定めがある場合を除き、税務機関及びその他の機関に対しては、債権者に関する規定が適用される。

第7条 経済裁判所に対し債務者自身が申し立てる根拠

- 1 債務者は、金銭債務及び(又は)義務的支払債務を、本法第4条の定める期間内に履行することができないことを示す状況がある場合、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てることができる。
- 2 法人債務者は、本法に別段の定めがある場合を除き、発起人(社員)若しくは債務者財産の所有者の決定に基づき、又は、債務者財産の所有者が授権した機関の決定に基づき、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てる。

15 第1章 総則(第1条-第29条)

本条は、債務者本人が経済裁判所に倒産認定を申し立てる権利を有する根拠を規定している。この権利は、支払不能が予想される場合に認められる。また、債務者が倒産認定を申し立てる場合、原則として、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者による倒産認定申立ての決定が必要である。

1 第1項は、裁判所への申立事由を、支払能力がなくなることの予想、つまり、将来、金銭債務及び(又は)義務的支払債務を弁済することができなくなることにしている。

本条においては、債務総額(法人債務者の場合は最低賃金の500倍以上、個人事業者は30倍以上)及び債務不履行期間の遵守は、倒産事件開始の条件とはなっていない。なぜなら、ここで念頭におかれているのは、債権者に対する弁済が不可能であろうという債務者の予測だからである。このように、本条は、申立て及び事件開始条件に関する例外規定である。この点については、最高経済裁判所総会決議第142号(3項)にも言及されている。この場合、支払不能は想定されるものであるもので、倒産法の定める債務額及び不履行期間の要件の遵守は要求されないものと思われる。

2 第2項には、法人債務者が経済裁判所に申し立てる際に必ず遵守せねばならない特別な条件が規定されている。この必要条件とは、然るべき機関の決定である。したがって、法人債務者が経済裁判所に申し立てる前には、法人の設立文書により当該法人の清算について決定権を与えられている機関の決定が先行していなければならない(38条2項によれば、申立書には、当該決定を証明する書面を添付しなければならない)。申立書には、法人の代表者が署名しなければならないが(37条)、清算又はその他の方法による法人の廃止を決定することは、法人の代表者の権限を超える。

例外としては、経済裁判所への法人債務者の倒産認定申立てが、法人代表者の義務となっている場合が挙げられる(8条1項1号及び4号)。この場合、上記決定を待つてはられない状況なので、債務者は、上記決定なく裁判所に申し立てる。また、第8条第2項による清算委員会又は清算人の義務的申立てもここに分類することができ、この場合、債務者の発起人又は債務者財産の所有者による清算決定は必要ない。

第8条 債務者、清算委員会又は清算人の申立義務

1 債務者の代表者、個人事業者である債務者は、以下の場合、経済裁判所に対し、申し立てなければならない。

(1) -1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより、その他の債権者に対する金銭債務及び(又は)義務的支払債務を全額弁済することが不可能になる。

(2) -法人債務者につき、設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。

(3) -単一企業体である債務者につき、債務者財産の所有者により権限を付与された機関が、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。

(4) -債務者の財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定できる事由が存在する。

2 清算委員会(清算人)は、法人債務者の清算の実施に際し、債権を全額弁済することが不可能であると認められた場合、債務者につき、経済裁判所に対し申し立てなければならない。

3 債務者、清算委員会又は清算人による申立ては、本条第1項及び第2項の定める状況が発生した時から1ヶ月以内に、経済裁判所に対して行われなければならない。

倒産認定の申立てを債務者の権利として規定していた旧倒産法と異なり、現行倒産法第8条は、法人債務者の代表者、個人事業者である債務者及び法人債務者の清算委員会(清算人)が義務として倒産認定を申し立てなければならない場合を規定している。

1 第1項は、法人債務者の代表者及び個人事業者である債務者にとって倒産認定の申立てが義務となる場合を次のように規定している(この際、債務額及び3ヶ月間の債務不履行

といった倒産兆候は必要条件ではない。)

- (1) 1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより、その他の債権者に対する金銭債務及び(又は)義務的支払債務を全額弁済することが不可能になる。

ある債権者に対する債務の履行が他の債権者に対する債務の履行を不可能に至らしめるという状況は、最大の債権額を有する債権者に対する支払いが先になされる場合に発生し得る。当然、このような場合には、「それより後に続く」債権者の利益が侵害されることになる。このような状況は、また、債務者に対して複数の判決が出されている場合にも発生し得る。先に出された判決を履行することで、その後の判決の履行が不可能となることも多い。

本条本項は、全ての債権者の法的利益を擁護すること、裁判手続において債権を審理することにより全債権者の債権を応分、かつ、最大限に満足させること、債務者と特定の債権者の取決めにより他の債権者の利益が犠牲になるのを防止することを目的としている。

- (2) 法人債務者につき、設立文書により債務者の清算を決定する権限を付与された債務者の機関が、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。

法人債務者の設立文書により債務者の清算を決定する全権を委任されている機関とは、通常、債務者の発起人(社員)総会である。当該機関が裁判所に倒産認定を申し立てることを決定するのは、倒産兆候が存在する場合か、又は、倒産が予想される場合のみである。債務者に倒産のおそれがある場合、倒産事件を開始しなければならないので、そのため、債務者の代表者には、裁判所に倒産認定を申し立てる義務が課せられている。

- (3) 単一企業体である債務者につき、債務者財産の所有者により権限を付与された機関が、経済裁判所に対して申し立てる決定をした。

この場合、代表者の申立義務は、財産所有者の意思に基づき発生するもので、この点では前号に類似している。前号との相違は、所有者が1名であること、したがって、企業も単一体でなければならないということにある。これは、完全に国家予算により運営されているわけではない国家企業を含む単一企業体¹¹、又は、私有に基づく単一企業体¹²に該当する。

- (4) 債務者の財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定できる事由が存在する。

倒産法は、債務者財産に対する強制執行後の「企業の経済活動の継続不可能性」という概念を具体的に説明していない。個々の事例においては、法人債務者の代表者又は個人事業者である債務者が個別に問題を解決することになる。この条件は、予想される倒産の一事例とみなすことができる。債務者は、実際は、債権の支払いを行うことができるものの、その支払いをすることによって、その後の企業の経済活動が不可能となり、債務者の取引相手や他の債権者に大きな損失を与える可能性があるため、このような状況を債務者の代表者は確認しなければならない。そこで、当該状況は、債務者の代表者が裁判所に倒産認定を申し立てることを義務付けるものとなる。

- 2 第2項の定める申立義務は、清算委員会(清算人)に関するものである。

清算委員会(清算人)は、法人の清算に際して債権を全額弁済することが不可能であると認められた場合、債務者の申立てを経済裁判所に提出する義務を負う。この場合、第11章の定める手続に従い、簡易倒産手続が開始される(185条)。

本項は、倒産法制の整備における一つの進歩であることを指摘しておかなければならない。なぜなら、このような規定を設けることで、しばしば無統制となっている債務者の自己清算や不誠実な役職者との取決めによる債務逃れを未然に防止することになるからである。

また、上記の場合における申立義務は、清算委員会の委員長だけでなく他の委員にもある。なぜなら、第9条が、清算委員会の委員長だけでなく委員の責任も規定している

¹¹ 民法71条「経営管理権に基づく独立採算制企業」

¹² 一人企業のことと思われる(一人企業法)。

17 第1章 総則(第1条-第29条)

からである。

- 3 本条の最後、第3項においては、債務者に関する申立ての提出期限を次のように規定している。債務者、清算委員会又は清算人による申立ては、第1項及び第2項の定める状況が発生した時から1ヶ月以内に、経済裁判所に対して行われなければならない。

設立文書により清算決定の権限を与えられている機関が倒産認定の申立てを決定した場合、一人企業の代表者又は国家全権機関¹³が法人の倒産認定の申立てを経済裁判所に行くことを決定した場合には、決定が採択された日から1ヶ月以内に、債務者の倒産認定が申立てられなければならない。

倒産認定の申立てを義務付ける他の事由が判明した場合、当該事由が実際に判明した日だけでなく、債務者の代表者又は清算委員会(清算人)が賢明、かつ、誠実に行動していた場合に債務者の支払不能に気づいたはずであろう時点も考慮に入れる必要がある。

第9条 債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人の申立義務違反の責任

債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人は、経済裁判所に対し申し立てる義務を怠った場合、本法第8条第3項の定める期間満了後に発生した債務者の金銭債務及び(又は)義務的支払債務につき補充責任を負う。

本条は、債務者の代表者(又は個人事業者)及び清算委員会(委員長及び委員)又は清算人による、経済裁判所への倒産認定の申立義務違反の責任を規定している。

新倒産法第9条は、倒産法における追加事項である。本条の趣旨及び内容から明らかのように、立法者は、不誠実な債務者の代表者又は清算委員会の委員に対し強制力を働かせ、前条の規定の履行を確保し、このようにして、破綻状態にある法人を発見し、裁判手続による倒産制度に取り込む仕組みを補完することを目指した。

本条は、次を内容とする一項のみにより構成されている。債務者の代表者、清算委員会の委員又は清算人は、経済裁判所に対し申し立てる義務を怠った場合、第8条第3項の定める期間満了後に発生した債務者の金銭債務及び(又は)義務的支払債務につき補充責任¹⁴を負う。

倒産法の特別規定によれば、外部管財人及び清算管財人は、債務者の倒産に関連して債務者の債務につき補充責任を負う第三者に対して責任を追及でき、その際の請求額は債権額と清算用財団の差額となるが(97条3項, 128条2項5号)、この特別規定は、本条の規定する法人債務者の代表者及び清算委員会の委員(清算人)の補充責任には適用されない。

債務者の代表者及び清算委員会の委員(清算人)の過失は、債務者を倒産に至らせたことではなく、申立てが義務付けられている状況が存在したにもかかわらず、それを怠ったことにある。当該請求を行う権利は、債権者本人にあり、清算管財人が代表者らに対し何らかの請求を行い取り立てた金額を債務者財産の清算用財団に組み入れるということはない。

債務者の代表者又は清算委員会の委員(清算人)に対する訴訟は、各債権者が清算手続の枠外で個別に提起する必要がある。この場合、各債権者の請求金額は、各債権者に対する債務者の負債の総額と、倒産手続において一部弁済された金額との差額に基づき算定されなければならない。これは、清算手続が終了した後にのみ可能である。

第10条 債権者集会

- 1 倒産手続が適用されると、本法に従い組織される債権者集会又は債権者委員会が、全債権者の利益を代表する。債権者は、経済裁判所が倒産認定の申立てを受理した時から、債務者に対し個別に債権の弁済を請求することはできない。
- 2 債務者に対する行為は、全て、債権者集会又は債権者委員会が全債権者の名において行う。

¹³ 一人企業では、代表者と所有者が同一であるため、一人企業債務者財産の所有者とは一人企業の代表者である(一人企業法3条, 14条)。一方、国家単一企業体では、国家全権機関がその財産所有者に該当する。

¹⁴ 民法329条「補充責任」

- 3 議決権を持って債権者集会に参加する者は、債権者であり、義務的支払債務に関しては、税務機関及びその他の全権機関である。債務者の被雇用者の代表者、裁判所任命管財人、債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人は、発言権を持って債権者集会に参加する。
- 4 倒産事件に関与する債権者が1名のみである場合、債権者集会の専権事項の決議は、当該債権者が行う。
- 5 以下の決議は、債権者集会の専権に属する。
 - (1) 一和議の締結
 - (2) 一債権者委員会の委員選任、委員数の決定及び委員権限の期間満了前の終了
 - (3) 一経済裁判所に対する裁判上の再生支援又は外部管財の開始、及び、その期間延長の申立て
 - (4) 一経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て
 - (5) 一再生支援計画の承認及び債務弁済計画表の容認¹⁵
 - (6) 一外部管財計画の承認
- 6 債権者集会の結成及び開催は、裁判所任命管財人が行う。
- 7 債権者集会は、議決権を有する出席債権者の債権総額が、債務者の債務総額の3分の2以上である場合に、有効である。債権者は、代理人により債権者集会に参加することもできる。債権者集会が定足数を満たさない場合、債権者集会は、10日以内に再度招集され、当該集会は、当該集会の開催日時及び場所が債権者に適切に通知された場合、その出席債権者数にかかわらず、有効である。
- 8 債務者に対して債権を有すると認定された債権者は、債権者集会での議決権を有する。
- 9 債権者集会においては、議事録が作成される。
- 10 債権者集会の議事録には、以下の書面が添付されなければならない。
 - (1) 一債権者集会開催日付の債権登録簿
 - (2) 一債権者の代理人の代理権限を証明する書面
 - (3) 一債権者集会の参加者登録用紙
 - (4) 一参考のため及び(又は)承認を得るため債権者集会の参加者に配布された資料
 - (5) 一債権者集会の開催日時及び場所が債権者及び全権機関に適切に通知されたことを証明する証拠
 - (6) 一投票用紙
 - (7) 一裁判所任命管財人の裁量又は債権者集会の決定によるその他の書面
- 11 債権者集会の議事録及び添付書面は、集会開催日から5日以内に、経済裁判所に提出されなければならない。

本条の目的は、債権者集会の組織及び開催、債権者の利益の代表、債権者集会の有効性、その組織や開催に関する諸問題、債権者集会の専権事項の列挙、議事録の作成義務及び経済裁判所への提出義務といった諸関係を定めることである。

- 1 債権者は倒産事件手続における最も重要な参加者の一つである。なぜなら、債権者がいなければ倒産兆候自体が存在しなくなるからである。倒産手続は、債権者の権利保護と債権の公平な満足のために必要とされ、そのため、倒産法では債権者に関する特別な規定を定めている。

本条によると、債権者集会又は債権者委員会は、全債権者の利益を代表する。全債権者とは倒産法が定める手続により債務者に債権を届け出た全ての債権者である¹⁶。これは、経済裁判所が倒産認定の申立てを受理した時点より倒産事件手続が終結するまでの間、債権者の債務者に対する個別請求が認められなくなることに関係し(ただし、倒産法により、債権者の債務者に対する個別請求が認められる場合を除く。)、債権の満足を公平に行うと

¹⁵ 「容認」：後に裁判所の承認が必要な場合に使われている。

¹⁶ 債権の届出とは、所定の届出用紙を提出することではなく、何らかの方法で自身の債権を請求する形で、債権の存在を申し出ることである。

19 第1章 総則(第1条-第29条)

いう原則によるものである。

債権者が、倒産認定の申立前に発生した債権の支払いを求めて独自に訴えを起こした場合、裁判所は、経済訴訟法第117条第1項第1号に従い、当該訴えの受理を拒否しなければならない。裁判手続において債務者に対する支払請求事件が係属しており、同時に、当該債務者について倒産事件が開始されていることが判明した場合、裁判所は、経済訴訟法第86条第1号により支払請求手続を終結する決定を出す(最高経済裁判所総会決議142号6項)。企業債務者についての全ての執行手続は、中断されなければならない、新しい司法判断を執行するための執行文書は、裁判執行官に受理してもらうことはできない。

また、全債権者の利益を保護するため、債権者集会又は債権者委員会は、裁判所任命管財人の行為(不作為)につき裁判所に不服を申し立てることができ、また、裁判所任命管財人の交代及び解任も申し立てることができる(13条, 15条)。

- 2 第2項は、債務者に対して個々の債権者が独自にその行為、態度を表明するのではなく、債権者の意思は債権者集会又は債権者委員会を通じてのみ表明されることを規定している。
- 3 第10条第3項によると、債権者集会に参加し、債権登録簿に含まれる全債権者は議決権を持つ。議決権は義務的支払債権にもあり、このような議決権は税務機関又はその他の全権機関の代表者が持つ(例えば年金基金、道路基金¹⁷の代表者など)。

債権者がいずれかの倒産手続において債権の届出が間に合わなかった場合は、後に(次の手続で)債権を届け出る権利を持つが、それに従い、債権登録簿への記載は後の手続で行われるので、債権者集会への議決権を持つのもそれからになる。債権者は、債権を届出たものの債権登録簿に記載されなかった場合(例えば、異議があつて裁判所の審理を受けている場合など)、債権者集会には参加できるが、議決権は持たない(70条4項注釈参照)。

債務者の被雇用者の代表者、裁判所任命管財人、債務者の発起人(社員)の代表者、債務者財産の所有者の代理人は、債権者ではないが、発言権を持って債権者集会に参加できる。つまり、これらの参加者は債権者集会の議決権を持たない。債権者集会においては、債務者に関し重要な課題が審議されるので、倒産法は、上記の者の債権者集会への参加を可能としている。

この他に念頭に置かなければならないのは、債権者集会には、倒産事件を管轄する国家機関が債務者の倒産認定を申し立てた場合、及び、債務者の定款資本に国家が持分を有する場合、当該機関も債権者集会に参加できることである。適法性の遵守を監督する目的で、債権者集会には検察官も同席できるものと考えられる(議決権は持たない)。

債権者集会における議決権は、債権登録簿に記載される債権者のみが有するが、以下の点に注意すべきである。つまり、清算手続においては労働債権、著作権契約に基づく債権、扶養料支払請求権なども債権登録簿に含まれるが、これらの債権を有する債権者は債権者集会に参加せず、議決権を持たない。しかし、彼らが個人として債権者集会に出席することは禁じられていない。

- 4 債務者の債権者が1名しかいない場合もある。その場合、その唯一の債権者自身が、債権者集会の専権事項を決議する。
- 5 第10条第5項には、債権者集会の専権事項が定められている。本項によると、債権者集会の専権事項には、和議の締結(8章)、債権者委員会の委員の選任、委員数の決定、期間満了前の委員権限終了、経済裁判所に対する裁判上の再生支援又は外部管財の開始の申立て及びこれらの期間延長の申立て、債権者の倒産認定・清算手続開始の申立てに関する決議が含まれる。しかし、ここで指摘しておかなければならないのは、第75条第3項によると、監視手続において第一回債権者集会が経済裁判所に倒産認定・清算手続開始を申し立てる決議をした場合、又は、債権者集会が裁判所に何の決議も提出しなかった場合、経済裁判所は、債務者の発起人、債務者財産の所有者、倒産事件を管轄する国家機関、第三者の申立てに基づき、これら申立人が債務弁済計画表に基づく債務者の債務履行につき保証・担保するという条件で、裁判上の再生支援開始の決定を下すことができることである。

債権者集会の専権事項には、再生支援計画の承認、債務弁済計画表の容認、外部管財計

¹⁷ 特定目的国家予算(国家予算外基金)の一種

画の承認も含まれている。もつとも、第83条第3項によると、債務弁済計画表は経済裁判所の承認を受けることも必要である。

- 6 債権者集会の公告からその開催まで、倒産法による集会開催に関する全ての業務は、裁判所任命管財人が執り行う。この際、裁判所任命管財人は、集会の開催場所、時間を独自に決定する。
- 7 第7項では、債権者集会の定足数に関する規定が定められている。集会は、議決権を持つ出席債権者の債権額が、債権登録簿に記載される金銭債権及び(又は)義務的支払債権の総額の3分の2以上であれば有効に成立する(つまり、会議の決議が法的効力を有する)。定員に達しなかった場合には、債権者集会を実施してはならない。
定足数に満たなかった場合は、10日以内に再度集会が招集される。この債権者集会は、債権者が開催日時と場所につき然るべく通知を受けたことを条件として、出席債権者の人数を問わず有効に成立する。現在、管財人の活動及び集会決議の法的有効性を審査する上で、総議決権数と集会出席者の議決権数を正確に算定することが重要とされる。また、債権者は代理人を通して債権者集会に参加することができる。実務上、議決は、通常、投票用紙により行われる。つまり、債権者又はその代理人は、各議題につき用紙に「賛成」又は「反対」のサインをする。ウズベキスタンの実務においては、郵送による投票は行われていない。
- 8 第8項によると、承認されて債権登録簿に記載された債務者に対する債権を有する債権者は、債権者集会で議決権を有する(議決権の算定については13条2項注釈参照)。未承認の債権の有効性に関する問題は、裁判手続により解決されなければならない。これは、異議が出された債権のことである。債権額の確定に関し紛争が起こった際は、第59条、第70条、第84条、第100条、第128条に従い、経済裁判所により解決されなければならない。裁判所が債権者からの異議を全面的に認めなかった場合、当該債権は債権登録簿に記載されず、したがって当該債権者は議決権を持たない。裁判所任命管財人が債権者の届出金額に異議を出した場合で、裁判所が裁判所任命管財人の異議を認めなかった場合、債権登録簿には債権者が届け出た金額が記載される。
- 9 債権者集会では、議事録が作成される。原則として、議事録は、裁判所任命管財人自身が作成するか、又は、裁判所任命管財人の監督が及ぶことを条件に、債権者集会に出席した者により作成される。議事録は、重要な書面であり、これにより、裁判所は、債権者集会の適法性、債権者の実際の出席や情報の真偽を調べることが可能であり、したがって、議事録の作成は、極めて重要な任務である。
- 10 債権者集会の議事録には、第10項で定められた書面が添付される。その書面とは、債権者集会開催日付の債権登録簿、債権者の代理人の代理権限を証明する書面、出席者一覧、参考及び承認のために債権者集会参加者に配布された資料、債権者及び全権機関に対して、適切に債権者集会の日時と場所が通知された証拠(受領印がある郵便通知、債権者本人の受領書等)、投票用紙、裁判所任命管財人の裁量又は債権者集会の決定によるその他の書面である。
- 11 債権者集会の議事録及び上記の添付書面は、集会開催日から5日以内に、経済裁判所に送付されなければならない。これは、裁判所任命管財人の義務である。

第11条 債権者集会開催の通知

- 1 債権者集会開催の通知が、債権者、全権機関及び本法第10条により債権者集会に参加する権利を有するその他の者に対し、集会開催日の2週間前までに郵便により行われた場合、又は、集会開催日の5日前までに確実に通知が届く他の方法により行われた場合、集会の通知は適切になされたと認められる。
- 2 債権者又は債権者集会に参加する権利を有するその他の者に対し個別に通知するために必要な情報が不明である場合、又は、個別通知ができない他の事情がある場合、ウズベキスタン共和国内閣の決定する手続に従い、公報紙において公告されれば、集会の通知は適切になされたと認められる。
- 3 債権者集会開催の通知は、以下の情報を含まなければならない。

21 第1章 総則(第1条-第29条)

- (1) 一 法人債務者の名称及び所在地
- (2) 一 債権者集会の開催日時及び場所
- (3) 一 債権者集会の議題
- (4) 一 債権者集会において審議予定の資料の内容を知る方法
- (5) 一 債権者集会参加者登録手続
- (6) 一 個人事業者であれば、債務者の氏、名、父称及び居住地

本条には、参加者に対する債権者集会の開催通知の具体的な手続が定められている。本条は、債権者の利益の保護を目的とし、そのため、債権者集会開催の通知を各債権者へ個別に送付する必要性、通知内容の一覧が定められている。

- 1 債権者集会の開催通知は、全ての参加者、つまり、議決権を有する者をはじめ、議決権は持たないものの第10条(3項)に基づき債権者集会への出席を認められている者にも、出す必要があることを指摘しておかなければならない。

本条には、上記参加者に対する三とおりの通知方法が示されている。

第一に、開催日の2週間前までに、証明が残るような方法で通知書を送付する方法である。郵便局の受領証又は郵便通知証が、この送付の証明となる。通知書の到着が遅れた場合、郵便局の責任で遅れた場合も含め、そのリスクは債権者が負担する。

第二に、債権者集会開催日の5日前までに届くよう、その他の手段により送付する方法である。想定されるのは電話、ファックス、電子メール、宅配便などにより通知する方法であるが、ここで重要な条件は、通知の受領が保証されることである。

このように、然るべき通知と理解されるのは、集会開催の2週間前までに郵送することか、又は、その他の方法(本人による受領が保証される配達又は手交)で集会開催の5日前に送ることである。実務では、裁判所任命管財人自身が、一定の地域の範囲にいる債権者に対し通知を届ける。自身で届けることが不可能である場合、第2項の原則により、つまり、マス・メディアにより通知する。

債権者が、このような通知を受け取らず、債権者集会が当該債権者の出席なくして開催され、集会の適法性の違反があった場合、当該債権者は、第2項に規定される場合を除き、債権者集会の決議に対し不服を申し立てる権利を有する(13条5項)。

- 2 第三の方法は、第2項に規定されている。債権者又は債権者集会への参加権を有する者に個別に通知するために必要な情報が不明である場合、又は、他の事情によってこれらの者に対し個別に通知することが不可能である場合、ウズベキスタン共和国内閣が定める方法により、つまり、ウズベキスタン共和国政府の特別決定が定める手続により公報紙において公告すれば、これらの者に対し適切に通知がなされたものとみなされる。もっとも、現在に至るまで、ウズベキスタン共和国内閣は特定の方法を定めていない。

ここでは、最高経済裁判所総会決議第142号(18項)により特別な解説がされていることを考慮しなければならない。それは、ウズベキスタン共和国内閣による決定が出されるまでは、第52条、第53条の定める情報の公告は、共和国及び州の公的刊行物にて行うということである。

- 3 債権者集会開催の目的、趣旨を、全債権者に明らかにするため、開催通知には、第3項に定める情報が含まれていなければならない。

通常、登録手続の記載に際しては、債権者集会の参加のための、参加債権者(その代理人)の登録は、どこで、何時に、誰が行うのかが、決められる。

第12条 債権者集会の招集手続

- 1 債権者集会は、裁判所任命管財人の発議、債権者委員会の請求、債権登録簿に記載されている金銭債権及び(又は)義務的支払債権の総額の3分の1以上に当る金銭債権及び(又は)義務的支払債権を有する債権者らの請求、債権者総数の3分の1に当る債権者らの発議により招集される。
- 2 債権者集会開催の請求には、議題に含まれるべき事項の概要が示されなければならない。

- 3 裁判所任命管財人は、債権者委員会又は本条第1項の定める債権者の請求により招集される債権者集会の議題の概要を変更する権限を有しない。
- 4 債権者委員会又は本条第1項の定める債権者の請求が裁判所任命管財人に提出された場合、債権者集会は、請求の提出から30日以内に、裁判所任命管財人が招集する。
- 5 債権者集会は、債権者集会又は債権者委員会が別段の定めをする場合を除き、債務者の所在地(居住地)において招集される。債務者の所在地(居住地)において第一回債権者集会を開催することができない場合、債権者集会の開催地は、裁判所任命管財人が決める。

本条は、債権者集会招集の手続、誰の発議又は請求によって開催されるのか、請求の内容はどのようなものか、また、裁判所任命管財人の権限の制限、集会招集の期間、開催場所といった事項を明らかにすることを目的とする。

- 1 債権者集会の開催を主導できるのは、本項が規定する主体である。つまり、裁判所任命管財人、債権者委員会、債権登録簿に記載される債権の総額の3分の1以上の金銭債権及び(又は)義務的支払債権を有する債権者、又は、債権登録簿に記載されている総債権者数の3分の1以上の債権者である。つまり、第10条に基づき債権者集会への参加権を有する全ての主体が、債権者集会の招集を要求できるわけではない。
上記主体の全ては(裁判所任命管財人自身を除く。)、裁判所任命管財人に対し申し立てるという方法により、債権者集会の開催を主導する権利を行使する。訴訟手続においては、「発議」又は「請求」は異ならず、何ら異なる効果をもたらすものではない。
- 2 第2項は、上記主体が、集会で審議する、つまり議題に載せる問題を明記し請求を作成することを規定している。これらの者が、債権者集会に提起したい事項、つまり、債権者集会を招集する理由を記載しない場合、裁判所任命管財人は、債権者集会の招集を拒否することができる。と考える。
- 3 第3項によれば、裁判所任命管財人は、債権者委員会又は第1項の債権者により招集される債権者集会について、その議題の概要を変更する権利を持たない。もっとも、裁判所任命管財人は、上記の者により提出された議題の概要を変更することはできないが、議論が必要である事項や債権者集会の同意が必要である事項を、債権者集会の議題に追加することはできる。
- 4 第4項によれば、裁判所任命管財人は、招集請求を受けてから30日以内に、債権者集会を招集しなければならない。ただし、ここで触れられているのは、集会の招集についてであり、通知の送付(11条)などではない点に注意しなければならない。
- 5 第5項は、債権者集会又は債権者委員会が別段の開催場所を指定しない限り、債権者集会は、債務者の所在地(個人事業者の場合には居住地)で行われることを規定している。債務者の所在地(居住地)での第一回債権者集会の開催が不可能な場合には、第一回集会の場所は、裁判所任命管財人が指定する。このことより、第一回債権者集会は、原則として、債務者の所在地(居住地)で行われるべきであることが分かる。実際には、裁判所任命管財人が債権者集会を自分の都合のよい場所、つまり自分の所在地(仕事場、事務所)で行うこともしばしばみられる。

第13条 債権者集会の議決方法

- 1 債権者集会の決議は、出席債権者の議決権の過半数により成立する。
- 2 各債権者は、集会開催日における債権総額に対する保有債権額の割合による議決権を有する。
- 3 債権者集会は、以下の事項については、全債権者の議決権の過半数により議決する。
 - (1) 一和議の締結
 - (2) 一経済裁判所に対する裁判上の再生支援又は外部管財の開始、及び、その期間延長の申立て
 - (3) 一経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て
 - (4) 一経済裁判所に対する裁判所任命管財人の任命、変更又は解任の申立て

- 4 債権者集会において、本条第3項の定める議決に必要な議決権数の議決権が行使されなかった場合、債権者集会は、再度招集される。当該債権者集会は、集会の開催日時及び場所が債権者に対し適切に通知されたことを条件に、出席債権者の議決権の過半数により、有効に議決することができる。
- 5 倒産事件の参加者は、経済裁判所に対し、債権者集会の決議につき不服を申し立てることができる。

本条は、債権者集会における二通りの議決方法、各債権者の議決権数の算定方法、議決権の過半数により成立する債権者集会の決議の種類、債権者集会の再招集の可能性、債権者集会の決議に同意しない場合の不服申立てを定めている。

- 1 第1項は、債権者集会における一般的な議決方法を定め、債権者集会に出席している債権者の議決権の過半数により議決されることを明らかにしている。
債権者集会の定足数は、すでに述べたように、第10条第7項に定められている。倒産法が直接定める最も重要な決議を除き、決議は全て一般的な議決方法により成立する。例外的に、一般的な議決方法によらない決議は、第3項の定める特別な議決方法による。
また、特定の問題の議決については、倒産法が、別途、議決方法を定めている。例えば、債務者の資産の置換についての決議には、債権登録簿に記載されている全債権者の賛成がなければならない(115条2項, 137条1項)。法人倒産者の清算計画の容認については、全債権額の3分の2以上の債権額を有する債権者の同意が必要となる(129条2項)。
- 2 第2項によれば、債権者集会において出席者(債権者。義務的支払債権については税務機関及びその他の全権機関)が有する議決権数は、伝統的に、集会開催日現在で債権登録簿に記載されている債権の総額(債権元本だけでなく違約罰及びその他の経済制裁(金融制裁)を含む)に対する保有債権額の割合に応じて算定される。そのため、債権額の大きい債権者ほど債権者集会の決議に大きな影響力を持つことになり、それは理にかなっているが、しかし、債権額が小さい債権者の利益もある程度保護されなければならない。とりわけ、当該問題が顕著となるのは、1名の債権者が圧倒的多数の議決権数を有し(51%以上)、残り議決権数を有するのがその他の大多数の債権者である場合で、この大口債権者が残りの債権者にとっても債務者本人にとっても利がない方針をとる場合などである。債権者集会の決議が、違法で、債権者の権利及び法的利益を侵害するものである場合、債権者は、債権額の大小に関係なく、当該決議に対し不服を申し立てる権利を有する(本条5項)。
- 3 第3項は、特別な議決方法を定めており、債権者集会の決議が、全債権者の議決権の過半数により成立するものである。当該議決方法による決議は、和議の締結、経済裁判所に対する裁判上の再生支援又は外部管財の開始、及び、その期間延長の申立て、経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て、並びに、経済裁判所に対する裁判所任命管財人の任命、変更又は解任の申立てに関する決議である。
本項は、限定列举である。しかし、債権者委員会の設置、委員及び委員会権限の決定、債権者委員会権限の期間満了前の終了と新委員の選任、再生支援計画の承認及び債務弁済計画表の容認、外部管財計画の承認といった問題に関する決議も、その後の企業倒産者の運命を決める重要事項であり、本項の列举に追加することが妥当と思われる。
- 4 第4項の定めによれば、特別な議決方法による決議のために招集された債権者集会において、必要な議決権数の議決権が行使されなかった場合、債権者集会は再度招集され、その際、当該債権者集会は、集会開催日時及び場所が債権者に対し適切に通知されたことを条件に、出席債権者の議決権の過半数により、有効に議決することができる。このように、債権者集会が再度開催される際、集会決議は、出席債権者の過半数の賛成があれば、法的に有効である。
- 5 本条最終項によれば、倒産事件の参加者(36条に定められている)は、経済裁判所に対し、債権者集会の決議につき不服を申し立てることができる。債権者についても債権額に関係なく、当該権利を有する。裁判所は、不服に理由があると認める場合、当該決議を無効と認定する。しかし、留意すべきは、倒産事件の参加者が裁判所に対し債権者集会決議の無

効認定を申し立てられる期間について、倒産法が何ら定めていない点である。しかし、この期間は、手続によっては、制限されるべきであると考えられる。例えば、清算手続が終了する場合、債務者財産は換価され、債権者への支払いもされているのであり、このような場合、他の債権者の全体利益を考慮すると、すでに成立した債権者集会決議を見直す意味はない。ただし、この場合であっても、決議の見直しを求める不服の受理を拒否する事由はないので、当該不服を受理して審理し、不服を棄却する司法判断を出さなければならないと考える。

最高経済裁判所総会決議第142号(21項)において解説されているように、債権者集会決議に対する不服を審理した結果出された裁判所決定に対しては、不服を申し立てることができる。ただし、第60条の定める短縮された期間内に限られる。

第14条 債権登録簿

- 1 債権登録簿は、裁判所任命管財人が管理する。
- 2 債権は、ウズベキスタン共和国の通貨で登録される。外国の通貨で表示された債権は、法令の定める手続に従い、登録される。債権登録簿には、各債権者、各債権者の金銭債権及び(又は)義務的支払債権の確定額、並びに、各債権の弁済順位に関する情報が記載される。
- 3 債権者は、債権の届出に際し、省略のない商号、所在地(郵便宛先)、パスポート情報(自然人の場合)及び銀行口座の詳細(存在する場合)を含む自己の情報を記載しなければならない。
- 4 債権登録簿に記載された者は、自己に関する情報、及び、第三者への債権譲渡を含め、債務者に対する債権の額及び内容に変更があった場合、1週間以内に、裁判所任命管財人に対し、当該変更を知らせなければならない。債権者がそのような情報を提供しなかった場合、又は、期間を過ぎて情報を提供した場合、裁判所任命管財人及び債務者は、これらに起因する損害に対して責任を負わない。
- 5 債権者は、債権登録簿の内容を知る機会を与えられなければならない。裁判所任命管財人は、債権者又はその代理人の請求により、請求を受けた日から5営業日以内に、当該債権者又はその代理人に対し、当該債権者の債権の額、内容及び弁済順位に関する情報の抜粋を送付しなければならない。抜粋の作成及び送付に伴い発生した費用は、債権者が負担する。
- 6 債権登録簿の作成に関する紛争は、経済裁判所が審理する。

本条は、債権登録簿の作成及び管理に関する事項を定めている。

- 1 債権登録簿は、倒産手続に特有の書面のうち、主要なものの一つである。債権登録簿に記載された債権者は、倒産事件参加者の地位を有し(36条1項)、倒産法に従ってのみ債権の弁済を受けることができる。債権登録簿に含まれない債権者は、弁済を受けることができない。もっとも、例外もあり、共益費支払請求権を有する者、並びに、生命・健康侵害の損害賠償請求権、給与債権、扶養料支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権及び精神的損害賠償請求権を有する個人(司法判断を執行するための執行文書の有無を問わない。)は、債権登録簿には含まれないが、各手続において、他の債権者に優先して弁済を受ける。

債権登録簿は、裁判所任命管財人のみが管理する。各裁判所任命管財人は、先行の倒産手続において作成された債権登録簿を引き受け、その登録簿に状況に応じて変更を加えることに留意しなければならない。つまり、債権登録簿の記載内容は、倒産事件手続の期間を通じ、各手続において変更され、債務者に対する債権の残額を記載していくことになる。ある倒産手続において債権の届出が間に合わなかった債権者は、後で債権を届け出ることができるが、債権登録簿への記載もそれに従って、後(次の手続中)になる。裁判所任命管財人は、債権登録簿に間違いや不正確な記載を発見した場合、債権登録簿の訂正を行い、当該訂正が行われた債権を有する債権者に対し、訂正を通知する(14条1項)。この場合、

25 第1章 総則(第1条-第29条)

当該債権者は、第59条に従い、経済裁判所に対し、裁判所任命管財人との間に発生した紛争の解決を申し立てることができる。

2 第2項は、債権登録簿の管理方法及び登録簿の内容を定めている。

まず、登録簿はウズベキスタン共和国の通貨であるスムで登録されることを指摘しておかなければならない。

債権登録簿を外貨建てで作成することは、本条にあるように、倒産法に違反する。債務者が外貨建ての債務を負う場合、債権登録簿に記載される債権額は、第一回債権者集会開催のためであれば、倒産認定の申立受理日における公定為替により決定され、その後の手続においては、当該倒産手続の開始日における公定為替により決定される。債権者と債務者の合意した契約に別段の手続が記載されている場合は、この限りではない。この点については、最高経済裁判所総会が2006年1月27日付決議第142号(19項)において明確に解説している。

債権登録簿には、各債権者の情報、債務者に対する債権の確定額、及び、第133条、第134条第2項ないし第7項によるそれら債権の弁済順位等が記載される。

最高経済裁判所総会決議第142号(19項)に記載されているとおり、債権登録簿には、経済裁判所が債務者の倒産認定の申立てを受理するまでに発生し、各倒産手続の開始までに弁済期が到来した債権の債権者が含まれる。倒産認定の申立受理後に発生した債権か履行期が倒産手続の開始後に到来した債権は、共益費とされ、債権登録簿には記載されない。また、生命・健康侵害の損害賠償請求権、精神的損害賠償請求権、労働債権、著作報酬支払請求権、扶養料支払請求権といった債権(執行文書がある債権もない債権も)は、順位外債権なので、債権登録簿には記載されない。ただし、清算手続においては、原則として、債権登録簿には弁済順位にかかわらず、全債権者(清算手続開始までに発生した順位外債権者も含め)が債権登録簿に含まれることに留意しなければならない。これは、裁判所任命管財人にも債権者にも、債務者の債務総額を把握できるようにするためである。もっとも、第134条第1項に列挙される債権のうち、清算手続にかかる費用や日常の公共料金、操業原価等の額は、債権登録簿を作成する時点では確定していないために、債権登録簿にその全額を記載できない場合がある。

実務では、裁判所任命管財人は、監視、裁判上の再生支援、外部管財といった手続においては、一般的な債権登録簿と別に順位外支払費の表を作成し、一方、清算手続においては、債務者企業が完全に清算され、支払いや費用の額を全て把握しなければならないことから、原則として、統一的な登録簿を作成し、当該登録簿には、支払うべき債権(順位外支払費も含めて)全てを記載する。しかし、これは、当該登録簿に記載された者が全て倒産事件の参加者となり、債権者集会において議決権を有することを意味するわけではない。順位外で弁済を受ける権利を有する者は、その権利が倒産法により保護されており、債権の弁済を必ず受けることを確信しているため、原則として、法廷審理にも債権者集会にも参加しない。労働法関係から発生する債権については、通常、被雇用者の代表者が被雇用者の債権総額で届け出て、各被雇用者ごとではなく、一括して登録簿(別表)に記載される。

担保権者は、必ず債権登録簿に記載されなければならない点に留意しなければならない。担保権者は、一般原則に従い、債権登録簿の第三順位に記載される。担保物が換価された場合、換価金は、第133条に従い、被担保債権の弁済に充てられる。被担保債権のうち換価金により弁済を受けなかった部分は、第134条第4項に従い、第三順位で弁済される。

債権登録簿には、主債務の他に、書面により確認し得る違約罰(違約金、遅滞利息)及びその他の経済制裁(金融制裁)(利息)も記載される。

最高経済裁判所総会決議第142号第19項には、倒産事件開始前に発生しているものの、履行期が倒産認定の申立受理後に到来した金銭債務及び義務的支払債務の額は、該当する倒産手続(裁判上の再生支援又は外部管財)の開始日で確定すると定められている。

債務者の倒産が認定され清算手続が開始される場合は、金銭債務及び(又は)義務的支払債務の額は、いずれの場合においても、その履行期に関係なく清算手続の開始日で確定する。これは、第125条第1項により、開始時まで発生している債務の履行期が到来し

たものとみなされるためである。ただし、第134条第1項の定める債権はこの例外となる。なぜなら、清算のプロセスは長期に及ぶことがあり、裁判費用、日常的費用（企業が活動し続ける場合）は増加し、支払われるべき金額も変化するためである。

原則として、債権は、債務者及び（又は）裁判所任命管財人による認定により、若しくは、債権の内容・額を定める司法判断、発効したその他の司法判断（一審判決、上級審判決、刑事判決、決定、裁判命令）に基づき、法令の定める手続により債権登録簿に記載される。また、債権は、その他の国家機関の決定によっても確定され、又は、インボイス、契約、支払文書等によっても確定が可能であり、これらは、債権登録簿に反映される。

3 債権登録簿に記載するため、債権者は、債権を届け出る際、自己に関する情報（個人の場合には姓・名・父称・パスポート情報、法人の場合には会社名・所在地）、また、銀行口座情報（存在する場合）を提供しなければならない。

4 債権登録簿に記載された債権者は、第3項に列挙される情報の変更、第三者への債権譲渡を含め、債務者に対する債権の額及び内容の変更につき、裁判所任命管財人に対し通知しなければならない。債権者及びその銀行口座に関する情報（当然ながら、その変更の情報も）が、適時に提供されなかった場合、それにより発生した損害に関するリスクは債権者が負い、裁判所任命管財人及び債務者はいかなる責任も負わない。

債権登録簿の記載内容は、その本質から秘密情報ではなく、登録簿が公開され、その内容を手に入れるということは、特に債権者にとり有益であると思われる。

5 第5項によると、債権登録簿の情報を随時得ることができるのは債権者（又はその代理人）に限られ、その際、債権登録簿に含まれる債権の総額に対する保有債権の割合は問われない。裁判所任命管財人は、このような者に対し、請求を受けてから5日以内に、裁判所の証明を受けた債権登録簿の写しを提供しなければならない。この際、債権登録簿の写しの作成及び送付に伴い発生した費用は、債権者が負担する（裁判所任命管財人が送付を拒否した場合、債権者は、第59条第2項に従い、裁判所任命管財人の行為に対し不服を申し立てることができる。）。

債権登録簿の公開には、もう一つの側面がある。倒産法は、事件手続のどの段階においても、あらゆる者が全債権を弁済することを認めており、この場合、倒産事件手続は終結する。このような弁済は、債権登録簿に基づいて行われる（監視及び裁判上の再生支援においては解釈上、外部管財においては第113条により可能である。）。債権登録簿は、原則として、債権者は誰でも知ることができるべきであり、また、思うに、全債権を弁済する意向を示す者も誰でも知ることができるべきである。前述のとおり、債権登録簿は秘密情報を含まないため、債権登録簿の写しは、請求に応じて、いかなる利害関係人に対しても、提供されなければならないことを、倒産法は明確に規定すべきである（この点は、例えば、債務者の潜在的な取引相手にとって切実な問題となり得る。）。

6 第6項によれば、金銭債務又は義務的支払債務の弁済順位、内容、額に関して債権登録簿の作成の際に生じた、債権者、債務者及び裁判所任命管財人間の紛争（例えば、第70条、第100条の規定する紛争）は、第59条に従い、経済裁判所が審理すべきである。

第15条 債権者委員会

- 1 債権者委員会は、債権者の利益を代表し、裁判所任命管財人の行為を監督する。
- 2 債権者委員会は、債権者の代表者で構成され、その人数は債権者集会が決定する。
- 3 債権者数が20名未満の場合、債権者集会は、その決定により債権者委員会の機能を果たすこともできる。
- 4 債権者委員会は、その役割を果たすため、以下の権限を有する。
 - (1) 裁判所任命管財人に対し、債務者の財務状況及び倒産手続の進捗に関する情報を提供するよう請求する。
 - (2) 経済裁判所に対し、裁判所任命管財人の行為（不作為）につき不服を申し立てる。
 - (3) 倒産事件に参加する債権者委員会の代表者を選任する。
 - (4) 本法、及び、再生支援計画又は外部管財計画の定めるその他の行為を行う。
- 5 債権者委員会は、以下の事項を決定する権限を有する。

- (1) 債権者集会の招集
 - (2) 経済裁判所への裁判所任命管財人の任命、変更及び解任の申立てに関する債権者集会に対する勧告
 - (3) 債務者の重要な法律行為、又は、利害関係が生じる債務者の法律行為の承認又は不承認
- 6 債権者委員会の各委員は、委員会会議における議決に際し、1 議決権を有する。債権者委員会の委員がその他の者に対し自己の議決権を譲渡することは、認められない。
- 7 債権者委員会の決議は、全委員の過半数により成立する。
- 8 債務者の被雇用者の代表者、裁判所任命管財人、発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人は、債権者委員会の会議に参加し、発言することができる。

本条は、債権者委員会の地位と権限を定めている。

- 1 債権者委員会は、倒産法上の主体と位置付けることができる債権者の特別な機関である(ただし、民事法令上の主体ではない)。本項は、債権者委員会の二つの主要な機能を規定している。第一に、債権者委員会は、債権者の利益を代表し、第二に、裁判所任命管財人の行為を監督するものである。民事法令上の意味における「代理」は、ここでは発生しない(債権者委員会は、民事法令上の主体ではない。また、債権者委員会に権限を付与するのは個々の債権者ではなく債権者集会であるが、債権者集会もまた民事法令上の主体ではない)。
- 2 債権者委員会設置については、第10条第5項に従い、債権者集会が決議する(債権者集会の専権事項である)。第15条第2項によると、債権者委員会は、債権者の代表者で構成され、その人数は債権者集会が決定する。この際、委員は債権者集会が選出するが(10条5項、16条、72条)、委員会の代表者は債権者委員会が選出する(本条4項)。債権者委員会の開催及び会議の運営は、内規に基づいて行われ、当該内規は、委員会が採択し、活動事項を定めている。内規は、委員会会議を実施する者を定めることもできる。
- 3 第3項によれば、債権者委員会は、債権者数が20名以上の場合、債権者集会により設置される。したがって、債権者が20名以上であれば、債権者委員会の選出は必須であると結論付けることができる。債権者が20名未満である場合、債権者委員会の機能は、債権者集会が担うことができ、これについては債権者集会で決議がとられる。
- 4 第4項によれば、債権者委員会の主要な機能の一つは、裁判所任命管財人の行動を監督することである。このために債権者委員会は以下の事項を行うことができる。
 - ・ 裁判所任命管財人に対し、債務者企業の財務状況及びその活動について、定期的に報告するよう請求する。
 - ・ 経済裁判所に対し、裁判所任命管財人の不法行為について不服を申し立てる(そのような行為がある場合)。倒産事件において債権者の利益を代表する目的で、債権者委員会は、裁判手続に参加する代表者を委員の中から選任することもできる(36条2項)。また、委員会は、例えば、再生支援計画又は外部管財計画の定めるその他の措置をとることもできる。
- 5 第5項では、債権者委員会が手続においてその役割を果たすために行使できる権利を例示している。
 - ・ 債権者集会開催の必要がある場合、裁判所任命管財人に対し、債権者集会の招集を請求する(12条1項)。
 - ・ 債権者集会が招集され、開催された場合、経済裁判所に対し、裁判所任命管財人の変更、解任、又は、別の管財人の選任を申し立てる必要があることを決議し、これを、当該債権者集会に参加している全債権者に対し勧告する。債権者委員会自体が、裁判所に対し、裁判所任命管財人の行為(不作為)につき不服を申し立てる権利を有するので、当該行為(不作為)に関連して、裁判所任命管財人の解任も同時に申し立てられるものと思われる。
 - ・ 重要な法律行為又は利害関係が生じる法律行為を債務者企業が行うことを承認す

る、又は、逆に、承認を拒否する。例えば、第79条第5項（裁判上の再生支援の場合）及び第101条第3項（外部管財の場合）の定める法律行為を行う場合が、これに当る。

- 6 第6項には、議決に関する規定が置かれている。例えば、一委員は、一票の議決権を有し、委員は、どのような者に対しても、議決権を譲渡することは認められない。
- 7 第7項によれば、債権者委員会の決議は、出席委員の過半数により成立する。債権者委員会の会議の定足数につき、倒産法は何の要件も定めていないが、本条の趣旨より、委員会の出席委員の過半数ではなく、全委員の過半数の合意が必要であるものと考えられる。本条においては、債権者委員会の議決方法も規定されていない。とりわけ、出席せずに投票することができるのか不明である。特別な規定がない以上は、認められるとすべきと思われるが、しかしながら、全ての問題は委員会の会議の場においてのみ決議がとられる（議決をとる）とするのが妥当である。
- 8 第8項は、債権者委員会の会議に参加する権利が、債務者の被雇用者の代表者、発起人（社員）の代表者又は財産所有者の代理人、及び、裁判所任命管財人にも与えられていることを定めている。しかし、これらの者は、どのような議決に際しても、議決権を有さず、発言権のみを有する。

第16条 債権者委員会の選定

- 1 債権者委員会の委員は、裁判上の再生支援、外部管財又は清算手続の実施期間中、債権者集会が選任する。債権者委員会の全委員の権限は、債権者集会の決議により、期間満了前に終了させることができる。ただし、当該決議は、債権者委員会の全委員に関して同時に行うときのみ、とることができる。
- 2 最も多い投票を得た候補者が、債権者委員会の委員に選任されたとみなされる。
- 3 債権者委員会の委員は、委員の中から委員長を選任することができる。
- 4 債権者委員会が5名以上で構成される場合、委員長を選任しなければならない。

本条は、債権者委員会の選定、委員会権限の期間満了前終了の手続及び債権者委員会の委員長選任の可能性と義務を解説している。

- 1 第1項によると、債権者委員会は、裁判上の再生支援、外部管財及び清算手続の実施期間中に債権者集会によって選任されるので、これらの期間、機能する。債権者集会により期間満了前に全委員の権限終了が決議される場合、この決議は、全ての委員に対して同時に採択されなければならない。第72条には、監視期間中に債権者委員会の選出ができる旨記載されているが、しかしながら、実際の委員会の機能、権限の実行は、続く倒産手続中になされることになる。なぜなら、監視手続の主な目的が、単に債務者の財務分析を行い、財産を保全することだからである。
- 2 第2項によれば、債権者委員会の委員として選任されるのは、得票数が最も多い候補者である。選任の方法には、1名に投票する方法と、一覧によるもの二とおりあるため、まず、投票方法を選択した後、個々の債権者が、投票により自己の意見を表明することになる。
- 3 本条からは、委員会委員長の選任が必須ではないということが分かる。なぜなら、本項が、「債権者委員会の委員は、委員の中から委員長を選任することができる」としているからである。ただし、委員長が選任されない場合、委員会業務規定で誰が会議議事録に署名をするのかを定めなければならない。つまり、債権者委員会の会議の議長を選出が必要となり、そのような議長がいる場合は、議長が議事録に署名する。
- 4 第4項は、委員会が5名以上の場合、委員長の選任は必須であると規定している。

第17条 利害関係人

- 1 法人債務者の利害関係人と認められるのは、以下の者である。
 - (1) 法令の定めにより、債務者を主導する法人又は債務者に従属する法人

(2) 債務者の代表者、監督役員会の構成員、合議執行機関の構成員、及び、経理主任(経理担当者)。労働契約が、倒産事件開始前の1年以内に終了している場合も含む。

(3) 法人の発起人(社員)

- 2 本法において、個人事業者である債務者の利害関係人と認められるのは、債務者の妻(夫)、直系尊属及び直系卑属、兄弟姉妹及びその卑属、妻(夫)の両親及び兄弟姉妹と理解される。
- 3 裁判所任命管財人及び債権者の利害関係人は、本条第1項及び第2項に従い定められる。

本条では、倒産法における利害関係人を定めている。利害関係人と取引を行う場合には、特別な規定に従わなければならない(例えば、15条5項、79条5項、101条2項・4項、103条2項、146条3項)。債務者又は債権者の利害関係人を裁判所任命管財人に任命することはできず(18条2項)、債務者又は裁判所任命管財人の利害関係人は、競売の実施者になれないこと(110条10項、135条6項)も留意しなければならない。上記の制限を設ける目的は、手続の公正の確保である。

- 1 法人である債務者の利害関係人には、以下の者が該当する。
 - (1) 法令の定めにより、債務者を主導する法人又は債務者に従属する法人。民法第68条によると、物的会社が従属会社とみなされるのは、当該物的会社に出資する会社が、議決権のある株式の20%以上の株式を保有する場合(主導会社)である¹⁸。
 - (2) 債務者の代表者、監督役員会¹⁹の構成員、合議執行機関²⁰の構成員、及び、経理主任(経理担当者)。雇用契約が、倒産事件開始前の1年以内、つまり、申立受理前の1年以内に終了している場合も含む。
 - (3) 法人債務者の発起人(社員)
- 2 倒産法において、個人事業者である債務者の利害関係人と認められる者は、当該債務者の妻(夫)、直系尊属及び直系卑属(両親及び子)、兄弟姉妹及びその卑属、妻(夫)の両親及び兄弟姉妹と理解される。
- 3 第3項により定められているのは、裁判所任命管財人又は債権者についての利害関係人の範囲は、第1項及び第2項の定める規定に従い判断されるべきであるということである。したがって、裁判所任命管財人の利害関係人は第2項の定める者であり、債権者については、債権者が法人である場合には第1項が、債権者が自然人の場合には第2項が適用される。

第18条 裁判所任命管財人

- 1 裁判所任命管財人には、高等教育を受け、2年以上の実務経験を有し、倒産事件を管轄する国家機関から認定を受けた者を、任命することができる。
- 2 裁判所任命管財人として、以下の者を任命することはできない。
 - (1) 債務者又は債権者の利害関係人
 - (2) 前科が抹消されていない者
 - (3) 倒産手続が開始された個人事業者
 - (4) 以前、裁判所任命管財人として任務を遂行中、債務者・債権者に損害を与え、当該損害を賠償していない者
 - (5) 他者の事業及び(又は)財産の管理に関連した活動を制限されている者(欠格者)
- 3 経済裁判所は、倒産事件の参加者の提出した証拠が存在する場合、本条第2項の定める事由により、裁判所任命管財人候補者の任命を拒否し、又は、裁判所任命管財人を解任することができる。
- 4 裁判所任命管財人は、経済裁判所による任命日から10日以内に、法令の定める手続に従い、倒産事件の参加者に対する損害賠償責任につき、保険に加入しなければならない。

¹⁸ 民法67条の「子会社」を支配する「親会社」とは別概念と思われる。

¹⁹ 株式会社法81条：業務全般の指導機関。

²⁰ 株式会社法86条：合議執行機関(理事会、重役会)の他に単独執行機関(役員、社長)もある。

- 5 本条第4項の要件は、簡易倒産手続を実施する裁判所任命管財人には適用されない。
- 6 債権者集会は、裁判所任命管財人に対し、債務者の財産につき保険契約を締結するよう請求することができる。

本条は、裁判所任命管財人の任命及び任命拒否の事由、自らの責任に保険をかける義務、当該義務の除外、債務者の財産に対する保険契約の必要性を規定している。

- 1 裁判所任命管財人は、一時管財人、再生支援管財人、外部管財人及び清算管財人として、全倒産手続に参加する。裁判所任命管財人の任命には、その候補者は、いずれの管財人であれ、特定の条件を満たしていなければならない。その条件は、備えられているべき条件（積極条件）と除外されるべき条件（消極条件）に分けることができる。

積極条件については、本項に定められている（最高経済裁判所総会決議 142 号 11 項も裁判所任命管財人資格審査規程 7 項も同様の条件を定めている。）。

- (1) 高等教育を受けている者。ただし、倒産法は、教育の内容（法学教育、経済教育、技術教育等）を規定していない。
- (2) 2年以上の実務経験を有する者（簡易倒産手続を実施する裁判所任命管財人は例外である。）。
- (3) 倒産事件を管轄する国家機関による資格審査を受けた者。裁判所任命管財人の資格は4級に分かれている。第1級資格はどの倒産手続にも、第2級資格は外部管財人以外の倒産手続に、第3級資格は監視と清算手続に、第4級資格は法人債務者の簡易倒産手続のみに、有効である。資格審査（再審査）の手続及び資格証明書の発行に関する規定は、「裁判所任命管財人資格審査規程」に記載されている。

また、裁判所任命管財人の資格試験の実施、その任命に際しての職歴の算定を整備する目的で、「裁判所任命管財人資格審査規程」第8項には、管財人の種類により、更に、以下のような条件が設けられている。

- (1) 一時管財人・清算管財人の場合、中級管理者として2年以上の実務経験を有する者
- (2) 再生支援管財人の場合、上級役職者として2年以上、又は、第3級裁判所任命管財人として1年以上の実務経験を有する者
- (3) 外部管財人の場合、中級管理者及び上級役職者として5年以上の経験を有し、うち上級役職者としての経験が3年以上の者、又は、第2級裁判所任命管財人資格を持ち、裁判上の再生支援手続及び（又は）清算手続に2回以上参加した経験を有する者
- (4) 簡易倒産手続の清算管財人の場合、第4級資格を有する税務機関職員又は倒産事件を管轄する国家機関の職員から選任される。

また、裁判所任命管財人には、自然人に限り任命される点も留意する必要がある。本項からすると、ウズベキスタン国籍を有する者とともに、その他の国籍を有する者及び無国籍者も裁判所任命管財人となることができる。なぜなら、倒産法は外国籍保有者、無国籍者の権利能力を制限していないからである。

先行する倒産手続において裁判所任命管財人の職務にあった者が、それに続く倒産手続においても管財人に任命されることは可能である（相応の資格を有している場合）。この際、その都度、選出及び任命の手続を経る必要がある。

- 2 第2項には、以下のとおり、消極条件が挙げられている（裁判所任命管財人の候補者として認められない事由であり、最高経済裁判所総会決議 142 号 12 項も同様の条件を定めている。）。
- (1) 債務者又は債権者に対して利害関係を有する者。これは第17条に定められている。この制限は、裁判所任命管財人が債務者や債権者と利害関係を有しては、これらの者の利益のため、公正、公平に対応することができないからである（19条5項）。
 - (2) 抹消されていない前科を有する者。前科の抹消に関しては、刑法第78条及び第79条に規定されている。

31 第1章 総則(第1条-第29条)

- (3) 倒産手続が開始されている個人事業者。第28条によると、個人事業者の倒産手続として適用されるのは、和議締結及び清算手続である。
 - (4) 債務者及び債権者に損害を与え、これを賠償していない者。第21条第2項によると、債務者及び債権者には、裁判所任命管財人の行為(不作為)により発生した損害の賠償を裁判所任命管財人に請求する権利が認められている。損害の賠償を行っていない者は、新たに裁判所任命管財人の任命を受けることができない。
 - (5) 他者の事業及び(又は)財産管理について、活動の制限を受けている者(欠格者)。本条には、制限の種類、制限対象となる役職、制限の手続に関する明確な規定はない。しかし、このような制限は、代表的任務を行うことや経済主体として企業活動に従事することを禁止する司法判断がある際に、考慮されることがあると思われる。
- 3 第3項によると、倒産事件の参加者が、第2項に規定の条件について特定の証拠を提出した場合、経済裁判所には、推薦候補者の任命を拒否し又は裁判所任命管財人を解任する権利が認められる。経済裁判所に裁判所任命管財人の候補者を推薦する者は、候補者に関するあらゆる情報を提供しなければならない。倒産事件の参加者は、裁判手続において、推薦を受けた候補者の選任の不可能性を申し立てる権利がある。この場合、両当事者は自身の主張の証拠を提出しなければならない。経済裁判手続の原則に基づき、裁判官は職権で独自に裁判所任命管財人の解任又は交代に関する問題を決してはならない。
 - 4 立法において、裁判所任命管財人による損害賠償の問題の解決が試みられている。本項によれば、裁判所任命管財人には、倒産事件の参加者に損害を与えた場合の自己の責任について、任命から10日以内に、保険法令が定める手続により保険をかける義務が課せられている。
 - 5 第4項の定める条件は、簡易倒産手続の裁判所任命管財人、つまり、通常清算に入っている債務者又は所在不明の債務者の倒産には適用されない。
 - 6 第6項によると、債権者集会には、裁判所任命管財人に対して保険に関する現行法令に基づき債務者の資産に財産保険を付保するよう要求する権利が認められる。ただし、保険費用を負担すべき者については記載されていない。この保険は、裁判所任命管財人の負担によっても債務者の負担によっても付保されうる。当該契約を締結する期間は、債権者自身が、決定することができ、また、保険料の概算も決めることもできる。実務上は、被保険者自身が、保険に付すべき財産の価格を決定し、したがって、保険料も決定している。

第19条 裁判所任命管財人の権限及び義務

- 1 裁判所任命管財人は、以下の権限を有する。
 - (1) 債権者集会を招集する。
 - (2) 本法の定める場合に、債権者委員会の招集を請求する。
 - (3) 経済裁判所に対し、国家手数料を予納せずに、訴え及びその他の申立てを提起する。
 - (4) 本法第22条に基づき、報酬を受ける。
 - (5) 自己の任務遂行のため、他者を契約により用い、債権者との間で締結した合意に別段の定めがある場合を除き、債務者資産より報酬を支払う。
 - (6) 経済裁判所に対し、任務期間満了前の任務終了を申し立てる。
- 2 裁判所任命管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。
- 3 裁判所任命管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 債務者の財産を保護する措置をとる。
 - (2) 債権登録簿を管理する。
 - (3) 債務者の財務状況を分析する。
 - (4) 経済裁判所が決定した任務を遂行する。
 - (5) 自己の任務の不履行又は不適切な履行により、債務者、債権者及び第三者に損害が発生した場合、当該損害を賠償する。
- 4 裁判所任命管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。
- 5 裁判所任命管財人は、倒産手続を実施するに当たり、債務者及び債権者の利益のために、誠実、かつ、合理的に活動しなくてはならない。

本条には、裁判所任命管財人の一般的な権限、つまり、一般的な権利と義務が規定されており、また、管財人が誠実、かつ、合理的に行動すべきとある点から、一種の倫理原則が定められていると言える。

1 裁判所任命管財人の地位を、民法に基づき定義することは不可能である。裁判所任命管財人は、法人債務者の機関、債務者の代理人、受託者のいずれにも該当しないが、これらそれぞれの主体の地位に相当する要素を持ち、かつ、いかなる民法上の主体も持たない特殊な権限を持つ。その権限は、倒産法により規定されている。

裁判所任命管財人は、独立して行動する権利を持ち、また、債務者の代表者と同様、自らの名においても、債務者の名においても行動できる。この際、裁判所任命管財人が自らの名において行動する一連の場合も、当該の行動に伴う権利及び義務は債務者の方に発生する。また、裁判所任命管財人は、債務者及び債権者の両方の利益のために行動する（本条5項）。裁判所任命管財人は、一時管財人、再生支援管財人、外部管財人、及び清算管財人として、全倒産手続に参加する。それぞれの手続における管財人が、前の手続における管財人の手続上の権利承継人となる。

このように、裁判所任命管財人は、倒産手続における措置を実現する必要性により条件付けられた特殊なステータスを持つ、特殊な権利主体であるといえる。裁判所任命管財人の権限及び義務は、このような観点により決定されている。

倒産手続において、裁判所任命管財人には次のような権限が与えられる。

- (1) 債権者集会を招集し、また、債権者委員会の招集を要求する。この際、裁判所任命管財人は、必要に応じて、債権者集会及び債権者委員会に自らが必要と考える議題を提起する権利を持つ（例えば、97条2項、128条4項）。
- (2) 経済裁判所に対し、国家手数料²¹を予納せずに、訴え及びその他の申立てを提起する。経済訴訟法第91条によると、訴え提起や企業又は個人の倒産認定の申立ての際には、国家手数料の予納が必要となる。この点において、同条第3項は、法令により国家手数料の支払いの免除を規定することが可能であることを示している。最高経済裁判所総会決議第142号（16項）に規定されているとおり、倒産手続の実施中に裁判所任命管財人が提起する訴えや申立ては、倒産法第19条第1項及び経済訴訟法第91条4項により国家手数料及び郵便手数料の予納なしで受理される。
- (3) 第22条に基づき、報酬を受ける（22条には、裁判所任命管財人に対する報酬を確定する際の手続が定められている。）。
- (4) 自己の任務遂行のため、他者を契約により用い、債権者との間で締結した合意に別段の定めがある場合を除き、債務者の資産より報酬を支払う。この際、裁判所任命管財人は、債務者企業の代表者の権限を持つため、契約書及び命令書に署名をする。第92条によると、債務者に対し外部管財手続が開始されると同時に、債務者の代表者は解任され、外部管財人が債務者の業務を管理する。この際、倒産法に別段の定めがある場合を除き、債務者の代表者及びその他の経営機関は、全権を外部管財人に移譲し、外部管財人は、債務者の代表者の立場を占めることになる。倒産認定・清算手続開始の場合も同様である。しかし、特定の倒産手続、つまり監視、裁判上の再生支援が行われる場合には、債務者の代表者は解任されない。裁判上の再生支援の場合、債務者の経営機関には制限付きの権限が認められ、債務者の代表者には労働契約を結ぶ権利が認められる。これらの場合、裁判所任命管財人は、民法に基づき、その他の契約を締結することができる。この際、裁判所任命管財人が雇用した者の報酬は、債務者の負担とすることができる。
- (5) 経済裁判所に対し、任務期間満了前の任務終了を申し立てる。倒産手続に関する任務の遂行に障害が発生した場合（健康状態の悪化、利害関係の発生、必要な知識や経験の不足など）、裁判所任命管財人は、任期満了前に、辞任を申し出ることがで

²¹ 特別授權機関（裁判所、警察、戸籍登録所等）が、企業等に対し、法的意味のある行為をする際や法的文書を発行する際に徴収する金銭

きる。

- 2 上記の列挙事項以外に、裁判所任命管財人は、法令の定める他の権限も有する。各裁判手続において、裁判所任命管財人が行使し得る権限は、個別に規定されている(66条, 81条, 97条, 128条において、裁判所任命管財人の監視, 裁判上の再生支援, 外部管財, 清算手続における追加的権限が規定されている。)
- 3 裁判所任命管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 債務者の財産を保護する措置(法律上, 事実上)をとる。
 - (2) 債権登録簿を管理する。手続については、第14条に定められている。
 - (3) 債務者の財務状況を分析する。この分析は、特定の手続の適用の妥当性、また、その手続の枠内における具体的な施策の妥当性を検討する上で必要である。
 - (4) 経済裁判所が決定した任務を遂行する。倒産事件は経済裁判所によって開始され、経済裁判所が法令に従い司法判断を下す権限を有するので、裁判所任命管財人は、それらの裁判所の判断を履行する義務を負う。
 - (5) 自己の任務の不履行又は不適切な履行により、債務者、債権者及び第三者に損害が発生した場合、当該損害を賠償する。民法第11条によると、損害の賠償は民事上の権利を保護するための一つの方法である。債務者、債権者及び第三者は、裁判所に対し、損害賠償請求の訴えを提起することができる。第21条第2項も参照されたい。
- 4 裁判所任命管財人は、第3項の定める義務の他、その他の義務を負うことがある。例えば、第52条第3項に従えば、裁判所任命管財人は、倒産事件の公告をするための情報を、マス・メディア報道のための特別に定められた機関に送付しなければならない。その他、以下のような義務も負う。
 - ・ 債権者集会を結成し、開催し、議事録を作成する(10条6項)。
 - ・ 第67条, 第82条, 第98条, 第128条の定める裁判所任命管財人の義務を履行する。
 - ・ 「裁判所任命管財人規程」に定められている、各裁判所任命管財人の活動を実施する。
- 5 裁判所任命管財人は、債務者及び債権者の利益のために、誠実、かつ、合理的に行動しなければならない。なぜなら、裁判所任命管財人は、債務者及び債権者の権利を保護するために導入される倒産手続を遂行するために、経済裁判所によって選任される者だからである。

第20条 裁判所任命管財人の職業団体

- 1 裁判所任命管財人の職業団体は、裁判所任命管財人が任意で加入する非政府、非営利団体である。
- 2 裁判所任命管財人の職業団体は、裁判所任命管財人の専門性の向上及び維持並びにその利益の保護を促進するという使命を有する。
- 3 裁判所任命管財人の職業団体は、以下の活動をする。
 - (1) 一裁判所任命管財人の養成プログラムを作成し、当該プログラムを倒産事件を管轄する国家機関に提出し、承認を得る。
 - (2) 一加盟者に、研修を実施し、専門性を向上させる。
 - (3) 一加盟している裁判所任命管財人の活動を分析する。
- 4 裁判所任命管財人の職業団体は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。

本条は、裁判所任命管財人の職業団体とは何か、何を目的として創設されるのか、また、その権限を明らかにしている。

- 1 第1項は、裁判所任命管財人の職業団体の地位を、収益(利益)の獲得を主たる目的とせず、収益(利益)が生じた場合にもそれを参加者(構成員)に分配しない非政府非営利団体としている。裁判所任命管財人の職業団体は、ウズベキスタン共和国法「非政府非営

利団体について」及びその他の法令に基づき設立及び運営されている。

- 2 裁判所任命管財人の制度は、我が国においては、2003年倒産法により導入され、比較的新しい制度である。裁判所任命管財人の活動の成否は、主としてその専門性の水準に左右される。一方、裁判所任命管財人の権利を保護することも必要である。このような問題を解決するために、倒産法は、本項に従い裁判所任命管財人の専門性の向上・維持を図り、その利益を保護することを目的とする裁判所任命管財人の職業団体の設立を規定している。特に言及しなくてはならないのは、裁判所任命管財人の職業団体は、実務において、裁判所任命管財人制度の確立における自らの重要性を示さなければならず、つまり、その権威を高めなければならないことであり、まさに、この点に、構成員の増員がかかっている。
- 3 裁判所任命管財人の職業団体は、その目的に従い、次のような業務を行う。
 - ・ 裁判所任命管財人の養成プログラムを作成し、当該プログラムを、倒産事件を管轄する国家機関に提出して承認を求め、構成員に対する研修を実施し、専門性を向上させる。あらゆる倒産手続の成果は、裁判所任命管財人の専門性に左右されるからである。この点については、構成員の活動及び担当する倒産手続の内容に関する情報の公開が保障されるようにしなければならない。
 - ・ 職業団体の構成員である裁判所任命管財人の活動を分析する。裁判所任命管財人の職業団体は、裁判所任命管財人による法令違反が判明した場合、同人の責任についての提案を提出することも含め、迅速に対応しなければならない。裁判所任命管財人の職業団体の権限には、裁判所任命管財人の情報データベースの管理も含まれるべきである。
- 4 裁判所任命管財人の職業団体は法人であり、法令に基づき定款に従って活動する。ウズベキスタン共和国法「非政府非営利団体について」第31条によると、非政府非営利団体である裁判所任命管財人の職業団体は、定款の目的の範囲内で企業活動を行う権利を有する。また、法令の定めにより、その他の権限も認められる。

第21条 裁判所任命管財人の責任

- 1 裁判所任命管財人が、本法の定める義務を履行せず、又は、不適切に履行したために、債務者又は債権者に損害が生じた場合、当該不履行又は不適切な履行は、裁判所任命管財人の解任事由となる。
- 2 債務者及び債権者は、裁判所任命管財人に対し、当該管財人の行為（不作為）に基づく損害の賠償を請求することができる。

本条には、裁判所任命管財人による義務の不履行又は不適切な履行の結果として、裁判所任命管財人の解任と損害賠償の二点が示されている。

- 1 第1項は、裁判所任命管財人が第19条第3項及び第4項等の定める義務を履行せず又は不適切に履行したことにより、債務者又は債権者に損害を与えた場合の解任を定めている。この場合、解任を申し立てられるのは、債権者、債務者及びその他の事件参加者である（36条）。

その他に、裁判所任命管財人が他の法令の定める義務を履行せず又は不適切に履行したことも解任事由となり得る。この際、実際に損害が発生したという事実は必ずしも必要ではなく、解任は、債権者集会が申し立てることができる（73条—一時管財人、80条—再生支援管財人、96条—外部管財人、140条—清算管財人）。

特に、度重なる又は一度の重大な法令違反も、損害が発生したか否かにかかわらず、裁判所任命管財人の解任事由となり得る。この場合、管財人の解任は、事件参加者が個別に申し立てることができるものとする。この点につき、最高経済裁判所総会決議第142号（13項）にも説明されている。この際、裁判所任命管財人の解任問題は、法廷で判断される。法廷では、同時に、新しい裁判所任命管財人の任命、解任された裁判所任命管財人に対する刑事事件の開始、行政責任及び（又は）民事責任の追及についても判断することができる。

35 第1章 総則(第1条—第29条)

経済裁判所は、解任の申立てが出された場合、審理後、解任決定を出す。当該決定に対しては、第60条の定める手続に従い不服を申し立てることができる。ただし、一時管財人の解任決定に対しては、不服を申し立てることができない(60条注釈参照)。

- 2 第2項によると、債務者及び債権者には、裁判所任命管財人の行為(不作為)により生じた損害の賠償を請求する権利が認められる。

裁判所任命管財人が債務者又は債権者に生じた損害を自主的に賠償しない場合には、通常裁判所に損害賠償の訴えを提起することができる(最高経済裁判所総会決議142号14項)。賠償賠償が認められる場合、裁判所任命管財人は相応の責任を負うが、責任の有無の判断においては裁判所任命管財人の行為(不作為)と損害との間の因果関係を証明することが特に重要とされる。

また、第18条第2項によれば、裁判所任命管財人として任務を遂行中、債務者又は債権者に損害を与え、当該損害を賠償していない者を、裁判所任命管財人に任命することはできない。

第22条 裁判所任命管財人の報酬

- 1 裁判所任命管財人の報酬の額及び支払方法は、債権者との合意に別段の定めがある場合を除き、債権者集会が決定し、経済裁判所が承認し、報酬は債務者の財産より支払われる。
- 2 裁判所任命管財人に対する追加報酬は、裁判所任命管財人の活動の結果に応じ、債権者集会が決定することができる。

本条は、裁判所任命管財人の報酬額及び支払方法について定めている。裁判所任命管財人の報酬を受ける権利については、第19条第1項(総則)、第65条(一時管財人について)及び第97条第2項(外部管財人について)が定めている。

- 1 第1項によれば、裁判所任命管財人の報酬は、原則、債務者の財産から支払われる。報酬額及び支払方法を決定する権限は債権者集会が、これを承認する権限は経済裁判所が有する。もっとも、一時管財人が最初に任命されるときに限っては、報酬額及び支払方法は、債権者集会ではなく(債権者集会はまだ開催されていないからである)、経済裁判所が定め、その額は、債権者集会の決議に基づき変更することができる。この変更額についても、経済裁判所の承認を必要とする。

報酬の有無及びその金額は、裁判所任命管財人の活動実績と債務者の資産に応じて決定される。最高経済裁判所総会決議第142号(15項)には、裁判所任命管財人の報酬額を決定する際には、債務者財産の価値、管財人が遂行すべき業務の量を考慮しなければならないと説明されている。また、裁判所任命管財人の報酬額は債務者の前代表者の給料より少額であってはならない。

例外的に、債権者との合意に基づき他の財源から報酬が支払われる場合があり、この場合、本項は適用されない。債務者に財産がない場合も、同様に、債権者が裁判所任命管財人の報酬の支払いを決める。債権者が当該問題につき合意に達しなかった場合、報酬の支払いは、第52条第6項の類推により、債務者の倒産認定を申し立てた債権者が負担する。

倒産事件が簡易倒産手続において審理される場合、裁判所任命管財人は、原則として、第4級裁判所任命管財人資格を有する税務機関職員から任命されるので、報酬は定められない。

- 2 第2項によると、債権者集会の決議により、裁判所任命管財人に、その活動の成果に基づき追加報酬を支払うことができる(最高経済裁判所総会決議142号(15項))。この際、債務者財産から裁判所任命管財人に追加報酬を支払うことは倒産法に抵触せず、基本報酬(本条1項)とは異なり、経済裁判所の承認を必要としない。

追加報酬も、また、債権者と別途の合意がない限り、債務者の財産から支払われる。

第23条 倒産分野における国家統制

- 1 倒産分野における国家統制は、ウズベキスタン共和国内閣及び倒産事件を管轄する国家

機関が実施する。

- 2 倒産事件を管轄する国家機関がその権限範囲内で行った決定は、省庁、国家委員会、所管官庁、その他の国家機関、法人、及び、自然人に対し強制力を有する。

本条は、倒産に関する国家統制は、ウズベキスタン共和国の内閣及び倒産事件を管轄する国家機関が実施すること、また、当該国家機関の決定には、執行義務があることを定めている。

- 1 ウズベキスタン共和国内閣は、ウズベキスタン共和国の法令に定められた権限の範囲内で統制を行う。内閣の権限は、第24条に規定されている。

倒産事件を管轄する国家機関も、内閣とともに、倒産に関する統制を行う。ウズベキスタン共和国経済省附属企業倒産委員会規程（2004年2月18日付ウズベキスタン共和国内閣令第77号付録第1号）によると、倒産事件を管轄する国家機関とは、ウズベキスタン共和国経済省附属企業倒産委員会であった。しかし、2005年5月2日付大統領令第3602号「ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会の創設について」により、倒産所轄機関の全機能は、ウズベキスタン共和国経済省附属企業倒産委員会及び非独占化・競争促進委員会を母体として新設された非独占化国家委員会に移行した。

倒産事件を管轄する機関としてのこの新委員会の主な役割は、企業破綻を予防し、経済裁判所において国家企業所有者の利益を代表し、倒産法の適用に関連する法的基盤や施策を策定し、また、再生手続における財政支援に協力する投資家の誘致活動を行うことである。その他、倒産事件を管轄する機関には、新倒産法において、各倒産手続の実施に中心的重要な機能を果たす裁判所任命管財人の育成という課題も課せられている。

さらに、非独占化国家委員会の課題としては、企業の経済的破綻問題を処理する際に、国家の利益を代表し、企業の再構築・倒産において国家統制を行うことも挙げられる。

- 2 第2項では、省、国家委員会、所轄官庁、その他の国家機関、法人及び自然人は、倒産事件を管轄する国家機関が職務権限に基づいて行った決定に従う義務があると定められている。

新設の非独占化国家委員会は、法令の定める権限の範囲内で決定を行う権利を有する。当該委員会がその権限範囲を超えて決定をした場合、上記に挙げた主体は裁判所に不服を申し立てることができる。当該委員会の権限を超えた決定に関する訴え提起は、経済訴訟法（24条1項9号）に定められている。

第24条 倒産分野におけるウズベキスタン共和国内閣の権限

ウズベキスタン共和国内閣は、以下を行う。

- (1) —ウズベキスタン共和国が、債権者として、金銭債権及び（又は）義務的支払債権を、倒産手続において届け出る統一手続を承認する。
- (2) —裁判所任命管財人として活動する者の資格審査手続、資格要件、専門性、及び、裁判所任命管財人の統一登録簿の作成手続を承認する。
- (3) —裁判所任命管財人の活動規律を承認する。
- (4) —再生支援基金の形成及び支出手続を定める。
- (5) —一定款資本に国家の持分が含まれている倒産企業の財産の換価手続を承認する。
- (6) —法令の定めにより、その他の権限を行使する。

本条には、倒産分野におけるウズベキスタン共和国内閣の権限範囲が定められている。

本条によると、ウズベキスタン共和国内閣は、以下の権限を有する。

- (1) ウズベキスタン共和国が、債権者として、金銭債権及び（又は）義務的支払債権を、倒産手続において届け出る統一手続を承認する。したがって、ウズベキスタン共和国内閣は、倒産手続におけるウズベキスタン共和国の国益を代表しているといえる。

- (2) 裁判所任命管財人として活動する者の資格審査手続、資格要件、専門性、及び、裁判所任命管財人の統一登録簿の作成手続を承認する。2004年3月23日付ウズベキスタン共和国内閣令第138号「経済的破綻企業に対する裁判所任命管財人活動を調整する措置について」が出されている。この内閣令により「裁判所任命管財人資格審査規程」が承認されており、ここに裁判所任命管財人の資格審査手続が定められている。
- (3) 裁判所任命管財人の活動規律を承認する。上記内閣令により「裁判所任命管財人規程」が承認されており、ここに管財人の活動規律が定められている。
- (4) 再生支援基金の形成及び支出手続を定める。この手続は、1999年7月26日付ウズベキスタン共和国内閣令第362号により承認された「ウズベキスタン共和国経済省付属企業倒産委員会における再生支援資金に関する規程」に定められていたが、この規程は失効している。現在は、2005年8月4日付ウズベキスタン共和国内閣令第185号により承認された「企業活動・企業再編支援基金の設置と資金運用手続規程」が有効である。
- (5) 定款資本に国家の持分が含まれている倒産企業の財産の換価手続を承認する。この問題については、2003年4月18日付ウズベキスタン共和国内閣令第188号に従わなければならないが、同内閣令は「再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程」を承認している。

本条には、内閣の全ての権限が挙げられているわけではない。ウズベキスタン共和国内閣には、法令に定められたその他の権限を行使する権利がある。

第25条 倒産事件を管轄する国家機関の権限

1 倒産事件を管轄する国家機関は、

- (1) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、支払能力のない企業、経営不振の企業又は経済的に破綻している企業を明らかにするため、財務状況を観察（モニタリング）する。
- (2) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業、又は、ウズベキスタン共和国に対し金銭債務を負う企業につき、経済裁判所に対し倒産事件の開始を申し立てる。
- (3) 裁判所任命管財人の資格審査を行い、裁判所任命管財人の統一登録簿を作成する。
- (4) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、裁判外再生支援の計画、裁判上の再生支援計画及び外部管財計画をまとめる。
- (5) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、国家支援による裁判外再生支援及びその倒産手続を監督する。
- (6) 裁判所任命管財人の活動を法令に従い監督し、裁判所任命管財人の活動に、度重なる又は一度の重大な法令違反が判明した場合、経済裁判所に対し、当該管財人の解任を申し立てる。
- (7) 企業の財務状況の観察（モニタリング）が行われている期間において、企業が財務経済活動に関する資料を提出せず、又は、提出に遅れがある場合、企業の代表者又はその他の役職者に対し罰金を科す。
- (8) 法令の定めにより、その他の権限を行使する。

2 倒産事件を管轄する国家機関に関する規程は、ウズベキスタン共和国内閣が承認する。

本条には、倒産事件を管轄する国家機関の権限が規定されている。

1 本条によれば、倒産事件を管轄する国家機関（現在は非独占化国家委員会）の機能は、以下のものである。

- (1) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、支払能力のない企業、経営不振の企業又は経済的に破綻している企業を明らかにするため、財務状況を観察（モニタリング）する。この観察（モニタリング）は、定款資本に国家の持分が含まれる企業について、その財務情報を収集し分析することによって行われる。分析の結

- 果、経済的破綻にある企業（倒産兆候が形成されつつある企業）及び経営不振の企業のリストが作成される。
- (2) 定款資本に国家の持分が含まれている企業、又は、ウズベキスタン共和国に対し金銭債務を負う企業につき、経済裁判所に対し倒産事件の開始を申し立てる（42条1項）。ここで、金銭債権とは、民事法令に基づく債権だけでなく、義務的支払債権も意味する。ただし、実務では義務的支払債権がある場合、通常、税務機関が申し立てる。
 - (3) 裁判所任命管財人の資格審査を行い、裁判所任命管財人の統一登録簿を作成する。非独占化国家委員会は、「裁判所任命管財人資格審査規程」に従い、裁判所任命管財人の資格審査を行う。資格要件や資格停止事由は、上記規程に挙げられている。
 - (4) 定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、裁判外再生支援の計画、裁判上の再生支援計画及び外部管財計画をまとめる。
 - (5) 定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、国家支援による裁判外再生支援及びその倒産手続を監督する。その際には、該当企業の財務状況に関するデータを分析し、国家による支援の効果を評価する。
 - (6) 裁判所任命管財人の活動を法令に従い監督し、裁判所任命管財人の活動に、度重なる又は一度の重大な法令違反が判明した場合、経済裁判所に対し、当該管財人の解任を申し立てる（管財人資格審査委員会規則 35 項）。倒産法は、非独占化国家委員会の監督対象となる裁判所任命管財人を、定款資本に国家の持分が含まれている企業を担当する者に限定していない。したがって、非独占化国家委員会は、全ての裁判所任命管財人の活動を監督する権限を有する。
 - (7) 企業の財務状況の観察（モニタリング）が行われている期間において、企業が財務経済活動に関する資料を提出せず、又は、提出に遅れがある場合、企業の代表者又はその他の役職者に対し罰金を科す。罰金は、行政責任法第 215 条の定めに従い、代表者又は役職者に科されることになる。

本条には、倒産事件を管轄する国家機関の全ての権限が挙げられているわけではなく、法令によりその他の権限も規定され得る。

第 36 条は、上記に挙げる権限の他に、倒産事件の参加者としての権利（申し立てをする場合についても、定款資本に国家の持分が含まれる場合についても）、発言権を持って債権者集会に参加する権利（10 条 3 項）、一時管財人、再生支援管財人、外部管財人、清算管財人の候補者を推薦する権利（65 条 1 項、73 条 2 項注釈、94 条 2 項、126 条。国家持分の有無を問わず）、定款資本に国家の持分が含まれる企業については、裁判上の再生支援（75 条 3 項）や外部管財を申し立てる権利（91 条 1 項）を定めている。また、「管財人資格審査委員会規則」第 35 項は、度重なる又は一度の重大な法令違反が判明した場合以外にも、裁判所任命管財人の解任を申し立てる権利があることを定めている。例えば、非独占化国家委員会の決定（指示）を、判明した違反を除去するために定められた期間内に執行しなかった場合や、倒産関連法令により裁判所任命管財人に課された義務を履行せず、又は、不適切に履行し、債務者又はその債権者に損害を与えた場合である。

- 2 倒産事件を管轄する国家機関に関する規程の承認は、ウズベキスタン共和国内閣の権限事項である。同様の規程を大統領令により承認することも可能である。例えば、「ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会活動の調整について」は 2005 年 5 月 2 日付ウズベキスタン共和国大統領決定第 66 号により承認されている。

第 26 条 カラカルパキスタン自治共和国、各州及びタシュケント特別市²²における、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所の権限

カラカルパキスタン自治共和国、各州及びタシュケント特別市における、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所は、以下を行う。

- (1) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、支払能力のない企業、経営不振の企業又は経済的に破綻している企業を明らかにするため、財務状況の電子データベ

²² ウズベキスタン共和国では、タシュケント市だけが特別市とされており、州と同格である。

- ースを作成する。
- (2) 一倒産事件を管轄する国家機関の指示に従い、定款資本に国家の持分が含まれている企業、又は、ウズベキスタン共和国に対し金銭債務を負う企業につき、経済裁判所に対し、倒産事件の開始を申し立てる。
 - (3) 一国家支援による裁判外再生支援、及び、定款資本に国家の持分が含まれている管轄区域内の企業の倒産手続を監督する。
 - (4) 一管轄区域内の企業の倒産手続を観察（モニタリング）する。
 - (5) 一裁判所任命管財人の活動を法令に従い監督し、倒産事件を管轄する国家機関に対し、規定手続に従い裁判所任命管財人を解任する必要があることを申し立てる。
 - (6) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業の簡易倒産手続及び清算手続に際し、経済裁判所の審理に対し、裁判所任命管財人の候補者を推薦する権利を有する。
 - (7) 一定款資本に国家の持分が含まれている企業が財務経済活動に関する資料を提出せず、又は、提出に遅れがある場合、企業の代表者又はその他の役職者に対し罰金を科す。
 - (8) 一法令の定めにより、その他の権限を行使する。

本条には、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所の権限が規定されている。

倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所とは、現在、非独占化国家委員会地方事務所であり(2005年4月30日付ウズベキスタン大統領令第3602号「ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会の創設について」3項)、これら地方事務所が、本条に規定される権限を行使する。

本条は地方事務所の、次のような基本的権限を規定している。

- (1) 定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、支払能力のない企業、経営不振の企業又は経済的に破綻している企業を明らかにするため、財務状況の電子データベースを作成する。地方事務所は、経営主体から提出される情報に基づき、定款資本に国家の持分が含まれる企業の中から、支払能力のない企業、経営不振の企業、経済的に破綻している企業を見つけ出すために、企業の財務状況の電子データベースを作成する。このデータベースは、上位機関に送られる。
- (2) 定款資本に国家の持分が含まれている企業、又は、ウズベキスタン共和国に対し金銭債務を負う企業につき、経済裁判所に対し、倒産事件の開始を申し立てる。地方事務所は、データベースの情報に基づいて、非独占化国家委員会評議会の決定又は上位機関の指示に基づき、上記企業の倒産事件の開始を州経済裁判所に申し立てる。
- (3) 国家支援による裁判外再生支援、及び、定款資本に国家の持分が含まれている管轄区域内の企業の倒産手続を監督する。地方事務所は、国家支援による裁判外再生支援の進行、及び、当該地方に存在する定款資本に国家の持分が含まれている債務者の倒産手続の進行を監督する権利を有する。これは、事実上、国家支援による再生支援を受ける企業及び倒産手続が行われている定款資本に国家の持分が含まれている企業の活動を監査する権限を、地方事務所が有することを意味する。
- (4) 管轄区域内の企業の倒産手続を観察（モニタリング）する、つまり、赤字企業を検討、観察し、情報・統計の収集を行い、意見書を出す。
- (5) 裁判所任命管財人の活動を法令に従い監督する。地方事務所は、裁判所任命管財人の資格審査を行う機関の下部組織であるため、裁判所任命管財人の法令遵守を監督する権利を有する。地方事務所は、裁判所任命管財人による重大な又は度重なる倒産関連法令違反を発見した場合、経済裁判所に対し管財人解任の必要性に関する申し立てを行うか、又は、上位機関に、当該管財人の資格剥奪も含めた措置の必要性を申し立てる。
- (6) 定款資本に国家の持分が含まれている企業の簡易倒産手続及び清算手続に際し、経済裁判所の審理に対し、裁判所任命管財人の候補者を推薦する。債権者集会の他

に、地方事務所にも、定款資本に国家の持分が含まれている企業の清算管財人候補者を出す権利が認められている。国家機関のこの権利は、第126条でも規定されている。条文は、「定款資本に国家の持分が含まれている企業」につき言及しているが、地方事務所は、定款資本に国家の持分が含まれているか否かにかかわらず、簡易倒産手続及び清算手続に際し、裁判所任命管財人の候補者を出すことができる。

- (7) 定款資本に国家の持分が含まれている企業が財務経済活動に関する資料を提出せず、又は、提出に遅れがある場合、企業の代表者又はその他の役職者に対し罰金を科す。罰金は、行政責任法第215条の1に従って、代表者又は役職者に科される。

地方事務所の権限は、本条に規定されているものが全てではない。法令によって、その他の権限も規定されることがある。

倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所に関する規程の承認は、企業倒産委員会の権限に含まれていたが、現在は、非独占化国家委員会の権限に含まれる。

第27条 企業の経済状態に関する情報の提出義務

税務機関及び国家統計機関は、倒産兆候を発見した際、倒産事件を管轄する国家機関及びその地方事務所に対し、定款資本に国家の持分が含まれている企業に関する情報を提出し、かつ、当該国家機関の要請に応じて、当該企業の経済状況に関するその他の情報を提出しなければならない。

本条は、倒産事件を管轄する国家機関及びその地方事務所（現在は非独占化国家委員会とその地方事務所）への情報提供に関連する国家機関の範囲とその提供義務を規定している。

情報提供義務は、定款資本に国家の持分が含まれる経済主体に倒産兆候を発見した場合、国家機関の要請により、他の経営関連情報を提供する義務である。このような情報提供の必要性は、第25条及び第26条の要件の遵守、及び、国家機関の経済裁判所における倒産事件開始権の保障に関連している。

行政責任法（215条「企業の財務経済活動に関する資料の提出手続違反」）が、これらの資料の不提出に対する行政責任を規定していることを考慮に入れなければならない。

倒産法第25条及び第26条、並びに、行政責任法第268条の1「非独占化及び競争・企業活動支援機関」によれば、企業の財務経済活動情報の不提出に関わる行政法令違反の事件、及び、責任者への処罰が、非独占化国家委員会及びその地方事務所の管轄下にある。この際、行政処分は、企業の代表者だけでなく、国家機関の要請にもかかわらず資料を提出しなかった国家税務機関や国家統計機関の責任者にも科される。

第28条 倒産手続

- 1 法人債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が適用される。

- (1) 監視
- (2) 裁判上の再生支援
- (3) 和議
- (4) 外部管財
- (5) 清算手続

- 2 個人事業者である債務者の倒産事件を審理する際、以下の手続が適用される。

- (1) 和議
- (2) 清算手続

本条は、倒産手続、そして、倒産事件の審理に際しそれら手続が適用される債務者を定めている。

41 第1章 総則(第1条-第29条)

1 第1項は、法人債務者に対して適用される手続を列挙している。このような手続は、監視、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続、和議であり、その適用の目的は異なり、各手続に独立した章が設けられている(4章ないし8章)。

監視とは、倒産事件の開始日より裁判所が開始する最初の裁判手続である。監視は、債務者財産の保全と財務分析を行うために開始されるが、同時にまた、債務者の財産状況の悪化を防ぐための手続でもある。債務者の資産や債権者が多い場合、監視手続を行う必要性がある。一時管財人は、監視期間に、債権登録簿を作成し(67条1項3号)、債務者の債務を調べ、支払能力の回復の可能性を検討する(69条1項)。一時管財人は、第一回債権者集会に対し債務者企業の実際の財務状況を報告し、今後、当該企業が進む方向を選択するための資料を提示しなければならない(67条3項)。監視は、第一回法廷において倒産企業のその後の進むべき道が決定される時点まで実施される。どの手続を適用するかは、債権者集会の意見に拠る。監視手続の後には、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続又は和議といった手続を開始することができる。監視は、原則、3ヶ月まで行うことができるが(49条)、例外的に、更に2ヶ月延長することができる。しかし、事件を適時に処理するために、一時管財人は、できる限り短い期間で、監視手続中に実施すべき全ての措置を行いつつ、監視を実施するのが適当である。監視は、法人の簡易倒産手続の場合には適用されない(186条2項、189条2項)。この場合、倒産法が監視手続のために定めている措置を実施する必要はなく、清算手続以外に選択肢がないからである。また、個人事業者の倒産の場合にも、監視は適用されない(28条2項)。

裁判上の再生支援とは、債務者の支払能力回復と債権の弁済を目的とする再建型手続であり、債務者、発起人(社員)、財産所有者又は第三者が債権者集会に申し立て、その結果債権者集会が採択する決議に基づき、経済裁判所によって開始される。この際、原則として、債務者の代表者に経営権が残る。支払能力回復策を実施することで債務者の状況が健全化する可能性があり、倒産の原因が債務者の代表者の経営能力に起因しない場合、当該手続の目的は達成し得る。債務者の代表者の能力が確かでない場合は、この手続の適用は妥当ではない。裁判上の再生支援が開始されると、債務者の発起人(社員)、債務者財産の所有者は、自己の利益を守り、放漫経営や根拠のない財産の移譲が起こることのないよう、債務者の活動を監督する必要がある。裁判上の再生支援は、経済裁判所による監督及び再生支援管財人の活動に対する統制の下、実施される。経済裁判所は、債務弁済計画表を承認し、その変更を行い、再生支援手続中に生じる紛争(不服申立て)を審理し、再生支援管財人の報告書を審理する。裁判上の再生支援は24ヶ月以下の期間で実施される。債務者以外の者が裁判上の再生支援開始を申し立てた場合、当該申立人による債務履行の保証・担保、再生支援計画及び債務弁済計画表の承認が、開始要件となる。債務の履行義務は債務者本人にあり、保証人・担保設定者の義務は、裁判所が裁判上の再生支援を中止又は完了させる決定を出した時点で発生する(88条1項)。

和議とは、債権者と債務者が、債権の額、履行手続等に関する相互の譲歩に基づき、債権弁済の条件について合意するに至った場合に、経済裁判所によって適用される手続である。和議は、全債権者の議決権の過半数の賛成による債権者集会の決議に基づき、倒産事件のどの段階においても、締結することができる。経済裁判所が和議を承認するには、当事者双方が第8章の要件を遵守し、全担保権者が和議に同意していること、更に、第134条第1項に定められる債権及び労働債権が全て弁済されていなければならない。和議締結により倒産事件手続が終結し、その後の複雑な倒産手続が省略されることから、全債権者の議決権の過半数及び全担保権者が同意できるような和議条項を検討し、採択することが非常に重要である。したがって、和議の成否には大口債権者の意向が大きな意味を持つ。和議は、承認後でも、特定の債権者に有利又は不利な条件が含まれているなどの無効事由がある場合は、相応の申立てに基づき経済裁判所により無効と認定することができ(153条)、この場合、倒産事件手続は再開される。和議もまた、再建型手続と考えられている。なぜなら、倒産事件手続が終結し、債務者企業はその後にも業務を継続し、再建する可能性を持つからである。ただし、裁判上の再生支援や外部管財といった手続とは異なり、和議の締結のためには何らかの計画や予定表を作成する必要はない。また、和議が承認され事

件手続が終結すると、裁判所任命管財人の権限は終了し、和議条件の履行に対する裁判所の監督は行われぬ。したがって、債務者が和議を履行しないおそれがある場合、債権者は、債務者が義務を履行するよう債務者の活動を自ら監督しなければならない。債権者は、和議が履行されなければ債権者は弁済を受けられず、それであれば和議の締結に同意する意味がないということ、認識しておく必要がある。

外部管財とは、債権者集会の決議又は倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、経済裁判所により開始される再建型手続である。外部管財は24ヶ月以下の期間で実施される(91条3項)。外部管財の目的も、債務者の支払能力の回復であり、この際、法人債務者の代表者の経営権、財産処分権は必ず外部管財人に移される。外部管財の目的は、外部管財人が行う一連の再建策によって達成される。外部管財の適用が妥当とされる場合とは、債務者の代表者の放漫経営等により債務者企業の経営が行き詰まった事情があるなど、その代表者を解任し経営権を外部管財人に引き渡す必要がある場合である。一方、債務者の代表者が有する経営上のノウハウが企業の経営上欠くことができない場合、外部管財では、既に形成されている人的関係、そして、その利点を利用することが困難であるため、外部管財を開始することは適切ではない。外部管財の開始時点から、債権弁済のモラトリアムが開始するが、モラトリアムは、共益費や労働法関係から発生する債権などには及ばないので(93条1項、5項、6項)、債務者にこの種の債権が多くある場合、外部管財の実施が困難になる可能性がある。債権の弁済方法は主に次の二とおりがある。第一は、外部管財計画の実施により支払能力を回復し、特定順位に対する支払開始の裁判所決定に基づき弁済する方法である(120条)。第二は、外部管財の中止及び債権者への支払移行の裁判所決定に基づき、全債権者に弁済する方法である(119条)。どちらの方法がより効果的であるかについては、全ての状況を勘案して判断することが大事であり、また、外部管財計画によるところも大きい。外部管財は、裁判上の再生支援と同様、経済裁判所の監督及び外部管財人の活動に対する監督の下、行われる。

清算手続とは、裁判所が債務者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定を出した時点から開始される手続である(124条1項)。この際、債務者は財産の管理処分権を失う(125条3項)。手続を実施するのは清算管財人であり、手続期間は全体で1年と定められている(124条2項)。清算手続の目的は、債務者財産を換価し企業を清算することにより、債権を応分に弁済することである。財産の隠匿や処分といった債務者による妨害を防ぐために、清算管財人は、遅滞なく、債務者の前代表者から全ての会計書類、印鑑、スタンプを引き継ぎ、債権登録簿を管理し(128条4項6号)、速やかに、債務者の財産の目録を作成して財産を査定し(131条1項)、清算計画を作成する(129条)。清算計画は、倒産者の財務状況に関する情報、債権の弁済条件、財産の売却方法などを含まなければならない。清算計画は、債権者集会で総債権額の3分の2以上の多数の承認による同意を得なければならないので、計画策定の際には債権者の意向を斟酌する必要がある。債務者の財産の換価は、公平適正を期するため公開競売により行われる(135条ないし137条)。清算手続の終了においては、財産換価後に全債権が完全に満足を受けたか否かにかかわらず、全て弁済されたものとみなされる(138条5項)。しかし、清算手続の終了は、和議の締結により倒産事件を終結することによっても、又は、経済活動継続の可能性がある場合に全債権を弁済して倒産事件を終結することによっても、起こりうる。また、債務者の支払能力回復の可能性がある場合、清算手続から外部管財に移行することもあり得る。

- 2 第2項では、個人事業者である債務者に対して適用される手続が列挙されている。そのような手続は、和議及び清算手続に限られる。

個人事業者についての和議は、個人事業者が債権者との相互譲歩に基づき合意を締結することにより、倒産事件手続を終結させることを目的としている。債権者が和議を締結するためには、債権者集会で全債権者の議決権の過半数及び全担保権者の賛成を得る必要がある(145条2項)。和議は、再建型手続である。和議は、書面による締結が要件であり(147条1項)、経済裁判所の承認後に効力を有する(145条6項)。個人事業者については、監視が適用されないため、債権者の確定には一定の困難が伴い、債権者及びその債権額の確定は、第182条の定めるように、経済裁判所自身が行う。また、個人事業者には外部管財

や裁判上の再生支援の適用もないため、個人事業者の再建は、和議の締結によるほかない。和議は、倒産手続のいかなる段階においても締結することができるが(145条1項)、その機会が多いわけではない。したがって、再建を期する個人事業者は、和議条件を作成し債権者との協議を準備するに当っては、債権者の意向と立場を十分に考慮する必要がある。

個人事業者の清算手続には幾つかの特則が定められている。債権者の異議がなければ、裁判所は個人事業者自身が策定した債務弁済計画を承認することができる(176条2項)。この際、倒産事件手続は、債務弁済のために、最長2ヶ月中断される。この計画を実施した結果、全債権者の債権を完済できた場合、倒産事件手続は終結するので(176条5項)、これにより、債務者は倒産認定を避け、事業活動を継続することができる。債務者の支払能力の回復は、実施可能な債務弁済計画があれば可能なので、個人事業者である債務者は、当該計画の実現可能性を熟考する必要がある。債務を弁済ができなかった場合は、債務者は倒産認定を受け、生命・健康侵害の損害賠償請求権など特定の債権を除き、残債権の免責を受ける(184条1項)。

第29条 裁判外手続

裁判外手続として、債務者の裁判外再生支援又は通常清算(活動停止)がある。

本条は、債務者に対して適用される裁判外手続の種類を規定している。本条が定めるように、裁判外再生支援と通常清算は倒産手続ではないが、しかしながら、倒産事件手続とは密接な関係があり、補完的な役割を果たしている。

裁判外再生支援については、第30条から第34条に規定されている。裁判外再生支援は、債務者について倒産事件が開始される前に実施され(30条1項)、債務者の支払能力の回復を目的とし(3条10号)、再建型の倒産手続とその目的を共通にしている。しかし、裁判外再生支援の場合、手続の進行に経済裁判所が関与することはなく、この点が、裁判上の再生支援や外部管財と異なっている。条文についても、債権者と債権者間の利害を裁判外再生支援において調整するような規定は置かれていない。このことから、実施が倒産法により厳密に規定されている他の裁判上の手続に比べると、裁判外再生支援の適用のメカニズムはより柔軟であるといえる。しかし、問題が起こる可能性もあり、その場合、倒産法上にはその解決方法は規定されていない。

裁判外再生支援は裁判外手続なので、経済裁判所がその手続の進行に関与することはない。国家支援による裁判外再生支援の場合、倒産事件を管轄する国家機関である非独占化国家委員会が大きな役割を果たすことになる。

通常清算の規定は、民法第53条ないし第56条に含まれているほか、株式会社法などの各種法人の法的地位を定める法令にも含まれている。

倒産法の清算手続と通常清算は、法人の財産を債権者に分配し、その分配後、法人を清算するという目的を共通にする。ただし、倒産法の清算手続は、倒産兆候が認められる場合に開始されるのに対し、通常清算は、法人の設立期間が終了した場合、定款資本が形成されなかった場合などに開始される。通常清算の開始事由は、民法第53条第2項に規定されており、同項第1号は、債務者の発起人(社員)又は設立文書により清算を決定する権限を与えられた債務者の機関の決定により、同項第2号は、経済裁判所の判決により、通常清算が開始される場合を規定している。

通常清算と清算手続の関係については、通常清算が清算手続に先行して実施される場合があり、両者は密接な関係にある。

また、財務経済活動を行わないことにより、及び(又は)、法定期間内に定款資本を形成しなかったことにより、民法第53条第2項に基づき、通常清算の決定が出された法人について、当該法人の財産の価値が債権の弁済に十分でない場合、倒産事件は、清算委員会(清算人)の申立てにより、簡易手続で審理され、当該法人は清算されなければならない(185条、最高経済裁判所総会決議142号36項)。

第2章 裁判外再生支援

本章は、裁判外再生支援について定めている。

裁判外再生支援は、債務者に対し、債務者の支払能力の回復及び倒産の予防を目的としてとられる裁判外手続である。

裁判外再生支援の実施主体となるのは、法人債務者の発起人(社員)、債務者財産の所有者、国家機関等であり、これらの者が、債務者との合意の下、債務者の支払能力の回復策を実施する。

裁判外再生支援においては、債務の引受け、業種の変更、債務者に対する財政支援、債務の履行期の延期・分割払い化、債務の一部免除、債務者の組織再編などの、支払能力の回復のための措置がとられる。

裁判外再生支援は、国家支援による場合と国家支援によらない場合とに分けられる。国家支援による裁判外再生支援は、定款資本に国家の持分が含まれている企業に対して行われる。

国家支援による裁判外再生支援の実施手続については、「裁判外再生支援の実施手続規程」が定めている。定款資本に国家の持分が含まれている企業に対する国家支援による裁判外再生支援の申立ては、非独占化国家委員会に提出される。当該支援は、12ヶ月から24ヶ月までの期間実施され、定められた実施期間の満了により、又は、非独占化国家委員会評議会がその実施に効果がないと認定した場合は当該委員会の決定により、終了する。

本章は、全5条から成る。倒産法は、裁判外再生支援の実施の仕組みを十分には定めておらず、この点は、上記規程が規制していることに注意する必要がある。農業企業の裁判外再生支援の開始及び実施手続は、「農業企業再生支援法」が規定しており、同法の適用の特則は、倒産法第9章第2節にも定められている。

第30条 裁判外再生支援の根拠

- 1 裁判外再生支援は、債務者の倒産手続の開始前に実施される。
- 2 債務者の代表者は、本法第4条の定める倒産兆候が発生した場合、債務者の発起人(社員)、債務者の経営機関又は債務者財産の所有者に対し、当該事項を書面で通知しなければならない。
- 3 債務者の発起人(社員)、債務者の経営機関、又は、債務者財産の所有者は、倒産を防止するため、債務者の倒産認定が経済裁判所に申し立てられる前に、債務者の財務健全化のための措置をとる。債務者の財務健全化のための措置は、債務者の同意に基づき、債権者又はその他の者がとることができる。

本条は、債務者に対し裁判外再生支援を行う根拠を規定している。第29条によれば、裁判外再生支援は、裁判外手続である。

- 1 裁判外再生支援は、経済裁判所による倒産事件の開始より前に行われる。倒産事件は、経済裁判所が倒産認定の申立てを受理する決定を出した時点より開始される。
例外となるのは、第61条であり、定款資本に国家の持分が含まれている企業については、裁判外再生支援の適用を、倒産事件開始後に判断することができる。この場合、裁判外再生支援の開始により、当該倒産事件は終結する。
- 2 本条第2項は、第4条の定める倒産兆候が発生した場合、債務者の発起人(社員)、債務者の経営機関又は債務者財産の所有者に、書面で通知することを、債務者の代表者に義務付けている。
倒産兆候の発生についての債務者の代表者の通知は、必ず書面にて(手紙、通知状その他の書面による通知の発送によって)行われなければならない。
債務者の発起人(参加者)、経営機関、債務者財産の所有者は、法人でも個人でもよい。

45 第2章 裁判外再生支援(第30条—第34条)

本項は、発起人（社員）、債務者財産の所有者又は債務者の経営機関に適時に通知することで、これらの者が、倒産防止策を実行できるようにするため、現行倒産法に挿入された。

- 3 裁判外再生支援手続は、債務者の倒産防止のために倒産事件開始前に開始される。これにより、債務者の発起人（社員）、経営機関又は債務者財産の所有者は、経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる前に、財務健全化の措置をとることができる。債務者の財務健全化については、通常、ビジネスプランが策定され、そこに予定される施策と期待される指標が示される。定款資本に国家の持分が含まれている企業については、当該ビジネスプランは倒産事件を管轄する国家機関の合意を得なければならない（25条1項4号）。

第31条 裁判外再生支援の対象及び主体

- 1 裁判外再生支援の対象は、債務者である。
- 2 裁判外再生支援の主体には、法人債務者の発起人（社員）、債務者財産の所有者、国家機関、及び、その他の者なることができる。

本条は、裁判外再生支援の対象及び主体を規定している。

- 1 裁判外再生支援の対象は債務者である。第3条によると、債務者とは、金銭債権及び（又は）義務的支払債権を弁済することができない法人又は個人事業者である。
農業企業に対しては、裁判外再生支援の実施について決定する際に、農業企業再生支援法も適用される。
- 2 倒産法は、裁判外再生支援の主体となり得る者の範囲を限定していない。主体となり得るのは、法人債務者の発起人（社員）、債務者財産の所有者、国家機関、及び、その他の者である。

第32条 裁判外再生支援の基本的措置

- 1 裁判外再生支援の基本的措置は、以下のとおりである。
 - (1) 一履行期を徒過した債務の全部又は一部の引受け
 - (2) 一競争力のある製品を生産するための専門業種の変更
 - (3) 一高度な技術を有する外部専門家の勧誘
 - (4) 一職員の研修及び再研修
 - (5) 一債務者の支払能力の回復及び業務の継続に利害を有する法人又は自然人からの財政支援
 - (6) 一債務者の活動を継続するための、債務の履行期の延期及び（若しくは）分割払い化、又は、債務の一部免除を内容とする債務者及び債権者間の合意
 - (7) 一裁判外再生支援の期間が終わるまでの、義務的支払債務又は与信契約の返済義務の履行期の延期
 - (8) 一法人債務者の組織再編
- 2 裁判外再生支援手続は、その他の措置を含むことができる。
- 3 国家支援による裁判外再生支援は、ウズベキスタン共和国内閣から権限を付与された機関の決定に基づき実施される。
- 4 国家支援による裁判外再生支援の実施手続は、法令が規律する。
- 5 国家支援による裁判外再生支援の実施に際し、従前の口座を一時的に凍結した上、取引銀行に新たにスム²³及び（又は）外国通貨の口座を開く。裁判外再生支援口座の運用手続は、本法が定める。

本条は、本条に規定されるもの、その他の法令に規定されるものも含め、裁判外再生支援の基本的措置を定めている。

²³ ウズベキスタン共和国の通貨

- 1 裁判外再生支援の措置は、仮に次のように分類できる。
 - 経済的措置：履行期を徒過した債務の全部又は一部の引受け。競争力のある製品を生産するための専門業種の変更。債務者の支払能力の回復及び業務の継続に利害を有する法人又は自然人からの財政支援
 - 法的措置：債務者の活動を継続するための、債務の履行期の延期及び（若しくは）分割払い化、又は、債務の一部免除を内容とする債務者及び債権者間の合意。裁判外再生支援の期間が終わるまでの、義務的支払債務又は与信契約の返済義務の履行期の延期
 - 組織上の措置：高度な技術を有する外部専門家の勧誘。職員の研修及び再研修。法人債務者の組織再編
- 2 裁判外再生支援の措置には、債務者の支払能力を向上させ、また、債務者の資金を確保し、倒産認定を回避するためのその他の施策（国家支援によるものを含む。）を含めることができる。
- 3 「裁判外再生支援の実施手続規程」第9項に従い、裁判外再生支援は、国家資金を投入するもの、投入しないもの、有償、入札方式等の無償も含めて、実施される。国家支援による裁判外再生支援の実施決定を下す権限をウズベキスタン共和国内閣から与えられた機関は、非独占化国家委員会である。

「裁判外再生支援の実施手続規程」第12項に従い、国家支援による裁判外再生支援は、定款資本に国家の持分が含まれている企業を対象とする場合、非独占化国家委員会評議会の決定に基づき実施される。国家資金による（国家支援による）裁判外再生支援は、以下の形で実施される（裁判外再生支援の実施手続規程10項）。

 - ・ 非独占化国家委員会評議会の決定に基づき、企業活動・企業再編支援基金の資金を、承認された限度及び見積額において、再構築計画の策定及び実行に割り当てる。
 - ・ 履行期を徒過した債権・債務の削減・国家予算への支払規律の強化についての共和国委員会の決定に基づき、裁判外再生支援の期間中、義務的支払債務、国家への借入金返済債務の履行を延期及び（若しくは）分割払い化し、又は遅延利息や違約金を免除する。

国家資金による裁判外再生支援手続は、政府決定によりその他の措置を含めることができる。例えば、国家資金からの貸付け、無償援助、義務的支払債権又は国家貸付元本についての債権放棄などである。
- 4 国家支援による裁判外再生支援の実施手続は、上述の「裁判外再生支援の実施手続規程」に定められている。

同規程の第13項に従い、定款資本に国家の持分が含まれている企業に対する裁判外再生支援を申し立てる場合、又は、国家資金による裁判外再生支援を申し立てる場合、申立ては、非独占化国家委員会に提出する。非独占化国家委員会は、企業の財務経済活動を分析、評価した上で、経済主体である債務者の支払能力が回復する現実的な可能性があるかを判定する。

判定書の作成のために、債務者企業は、非独占化国家委員会に以下の書面を提出する。

 - ・ 現会計年度当期貸借対照表及び前会計年度貸借対照表
 - ・ 設立文書の写し
 - ・ 所有者が承認した財務健全化計画。締結契約を検討し生産製品について採算に見合うだけの需要があるかを確認する等、内部資金の使用可能性を詳細に分析する。
 - ・ 所在地税務機関による企業の債務に関する調書
 - ・ 取引銀行の口座に関する証明書

企業の財務経済活動の分析・評価、並びに、財務省及びウズベキスタン共和国税務国家委員会により承認された財務健全化ビジネスプランに基づき、非独占化国家委員会評議会は、裁判外再生支援実施の決定を出す（裁判外再生支援の実施手続規程14項）。

裁判外再生支援の期間中、義務的支払、国家への借入金返済債務の履行延期及び（若しくは）分割払い化、又は、遅延利息や違約金の免除による国家支援が必要な場合、非独占化国家委員会の決定は、履行期を徒過した債権・債務の削減・国家予算への支払い規律の強化についての共和国委員会に送られる。

47 第2章 裁判外再生支援(第30条—第34条)

国家支援による裁判外再生支援の監督は、所有形態を問わず、全ての企業について、非独占化国家委員会が行う（裁判外再生支援の実施手続規程 15 項）。

- 5 国家支援による裁判外再生支援の実施時、取引銀行に、裁判外再生支援用のスム及び（又は）外貨口座が開かれ、それまで使われていた口座は一時閉鎖される。「裁判外再生支援の実施手続規程」第 10 項に従い、再生支援用口座に関する業務は、非独占化国家委員会及びウズベキスタン共和国中央銀行が定める。

この点、非独占化国家委員会決定及びウズベキスタン共和国中央銀行規則により、再生支援用特別口座業務の手続規程が承認されている（2006 年 11 月 3 日付司法省第 1636 号登録）。当該規程は、再生企業の再生支援用特別口座のシステムを規制している。

第 33 条 国家支援による裁判外再生支援の期間

国家支援による裁判外再生支援は、12 ヶ月から 24 ヶ月までの期間、実施される。

本条は、国家支援による裁判外再生支援の期間を規定している。

国家支援による裁判外再生支援は、定款資本に国家の持分が含まれている法人債務者に対し、非独占化国家委員会評議会の決定に基づき、12 ヶ月から 24 ヶ月までの期間で、実施される。

倒産法は、国家支援によらない裁判外再生支援の最短・最長期間を規定していない。ただし、農業企業については、農業企業再生支援法第 13 条により期間が限定されている。また、倒産法第 161 条は、農業企業に対する裁判外再生支援の期間延長ができることを定めている。

第 34 条 国家支援による裁判外再生支援の終了

国家支援による裁判外再生支援は、定められた実施期間の満了又は実施が困難であると認定された時に終了することができる。

本条は、国家支援による裁判外再生支援の終了の根拠を規定している。

国家支援による裁判外再生支援は、所定の実施期間の満了、その効果がないとの認定、「裁判外再生支援の実施手続規程」の要件の不履行、又は、法令の定めるその他の事由により終了することができる。国家支援による裁判外再生支援の終了の決定は、「裁判外再生支援の実施手続規程」第 16 項に基づき、非独占化国家委員会評議会が出す。

第3章 経済裁判所における倒産事件の審理

本章は、倒産事件の審理に関連した事件参加者と裁判所との法的関係を定めている。

倒産事件は、申立権者による申立てに基づき、債務者の所在地を管轄する経済裁判所が、公開の法廷で審理する。本章は、倒産事件の開始に必要な事項を定めており、つまり、事件開始事由を記載した倒産認定の申立書や、申立権者の立場に応じた債務者に関する情報、申立書の添付書面等が規定されている。経済裁判所は、これらを審理した結果に基づいて、申立ての受理、受理の拒否、申立書の返却のいずれかを判断する。原則として、倒産認定申立受理決定の日から3ヶ月以内に、経済裁判所は、倒産事件につき、倒産認定・清算手続開始、倒産不認定、裁判上の再生支援開始、外部管財開始、倒産事件手続終結といった決定を出す。これらの決定は、情報公開という観点から、公開の法廷での審理の結果に基づいて出され、その情報は公報紙に掲載される。

再建型又は清算型の倒産手続が開始されるまで、債務者財産の保全と債務者の財務状況の分析のために、監視手続が行われる。裁判官は、届け出られた債権に対し債務者や一時管財人が異議を申し立てている場合、当該異議の理由を調査し、審理に備える。

各倒産手続における債権の確定に関する紛争や裁判所任命管財人の義務違反に関する紛争は、経済裁判所が審理し、審理の結果に基づいて決定を出す。倒産事件の参加者は、当該決定に同意しない場合、法令の定める手続に従い、不服を申し立てることができる。

このように、本章においては、各手続に関与できる参加人の範囲、裁判所による審理手続及び審理期間を定め、さらに、適正迅速な審理と判断のために、権利及び法的利益の侵害に対する不服申立ての可能性が定められている。

第35条 倒産事件の開始事由

- 1 倒産事件は、本法第6条の定めにより申立権限を有する者（機関）による申立てに基づき、債務者の所在地（居住地）を管轄する経済裁判所が開始する。
- 2 債務者の倒産事件は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法及び本法の特則の定めに従い、経済裁判所が審理する。

本条は、以下を定めている。

- ・ 倒産事件は、倒産事件の申立権限を有する者による申立てにより開始される。
- ・ 倒産事件は、債務者の所在地（居住地）の経済裁判所の管轄に属する。
- ・ 倒産事件は、経済訴訟法及び倒産法の特則の定めに従い審理される。

- 1 第1項によれば、倒産事件は、第6条の定めにより申立権限を有する者（機関）による申立てに基づき経済裁判所が開始する。第6条に列挙されている機関以外の機関が申立権限を有する場合もある。倒産認定の申立ては、あらゆる者が出せるわけではなく、経済裁判所に対する倒産認定申立権を有する者に限られる。具体的にどのような者が当該申立権を有するかについては、第6条の注釈を参照されたい。

また、本項は、倒産事件の管轄が、法人債務者の所在地及び個人債務者の居住地により定められることを規定している。債務者の倒産認定を誰が申し立てたかに関係なく（債務者自身、債権者、全権国家機関又は検察官）、事件は、債務者の所在地（居住地）にある経済裁判所によって審理されなければならない。この規定は、経済訴訟法第30条によるものである。当該規定は、事件を適正に審理するための好条件を最大限に保障するために専属管轄を定め、これにより、債務者の経済破綻状況に関する証拠の収集や、倒産事件に関わる手続上の諸問題の解決が容易になる。経済訴訟法第31条、第32条の専属管轄及び合意管轄の規定は、倒産事件には適用されない。倒産事件は訴訟手続ではないため、倒産事件には経済訴訟法第25条の第三者裁判所への移送に関する規定も適用されない。

- 2 倒産事件における手続法適用においては、倒産法の手続規定が優先する。倒産法の手続規定は、倒産事件の特性に応じて設けられており、それゆえ、倒産事件において、経済訴

訟法に優先して適用される。倒産事件の審理において生じた手続上の法律関係が、倒産法の規定によって定められていない場合、経済訴訟法に従わなければならない。

倒産法において経済訴訟法の特則を定めている例としては、以下が挙げられる。

- ・ 倒産事件の審理は、通常の訴訟事件と異なり、原告と被告が存在する対審構造を採っていない。債務者の倒産認定を申し立てる者は、経済裁判所に対して、訴状ではなく申立書を提出する(37条ないし44条)。また、倒産事件手続では、被告による反訴(経済訴訟法120条)も定められていない。
- ・ 倒産手続は、倒産法の規定に従い、債権者と債務者の利害を調整しつつ、債務者の資産から債権者に対して公平に弁済し、また、債務者の支払能力の回復を図る手続であり、経済裁判所の関与の下、支払能力のない債務者に関し発生する法律関係を集団的に解決することを目的としている。倒産法は、そのための過程を定めており、債務者に適用する倒産手続を決定するための第一回債権者集会の実施、債権者又は倒産事件を管轄する国家機関の推薦による一時管財人の任命、債務者の財務経済活動の分析、債権登録簿作成のための債権額の確定などの規定がある。これらの手続を進めるには、時間が必要である。

そのため、倒産法は、事件の審理期間を、通常の訴訟事件の審理期間より長く定めている。経済訴訟法によれば、通常の訴訟事件は、法廷審理の準備についての決定が出された日から1ヶ月以内に審理されなければならないが、また、当該期間は、例外的に、1ヶ月以下の期間、延長することができる(経済訴訟法125条)。一方、倒産法は、倒産事件は、債務者の倒産認定申立受理決定が出された日から3ヶ月以内に審理し、例外的に、2ヶ月を超えない範囲で審理期間を延長することができる(49条)。

その他、倒産法が、支払能力のない債務者に関し発生する法律関係を集団的に解決することを目的としていることから、以下のような特則が定められている。

- ・ 倒産事件が開始されると、債務者に対する行為は、債権者集会又は債権者委員会が全債権者を代表して行う(10条2項)。そのため、債務者に対する債権者の意思は、債権者集会(債権者委員会)の決議によって表明される。例えば、倒産事件においては、債権者と債務者による和議の締結に際しては、債権者集会が債権者を代表して和議を締結する決議を採択することとされ(145条2項)、債務者と特定の債権者が、債権者集会の決議を経ない個別の手続で和議を締結することはできない。つまり、倒産事件においては、経済訴訟法第132条(当事者の和解)は適用されない。
- ・ 倒産法は、経済裁判所の司法判断や倒産事件の進捗に関する情報を公報紙において公開することを規定している(52条、53条)。このような規定は、経済訴訟法には設けられていないが、この規定も、支払能力のない債務者に関する法律関係を集団的に解決することを目的とするものである。
- ・ 倒産法では、債務者の発起人(社員)の代表者(3条16号)や債務者の被雇用者の代表者(3条17号)等は、法令の定める場合、倒産事件の参加者となることができる(36条2項)。これらの者は、経済訴訟法では事件参加者としては規定されていないが(経済訴訟法34条参照)、倒産法では、倒産事件の参加者の地位が与えられ、一定の事由がある場合は、経済裁判所に対して不服を申し立てる権利が認められている(59条2項等)。

経済訴訟法と比較すると、倒産法には、事件審理を迅速に進めるための規定が設けられていることが分かる。これは、裁判所が迅速に司法判断を出し、倒産認定が申し立てられた債務者の財産の減少を防止する必要があること、また、倒産手続を迅速に進め、債権者に対する弁済を早期に実施する必要があることによる。その例としては、以下のものがある。

- ・ 訴えの受理について、経済訴訟法によれば、裁判官は、訴えが提起された日から10日以内に、判断をしなければならない(経済訴訟法116条)。しかし、倒産法では、裁判官は、倒産認定の申立てから5日以内に、当該申立てを受理して倒産事件を開

始するか、申立ての受理を拒否するか、又は、申立書を返却するかを判断しなければならない(45条1項)。

- ・ 経済訴訟法によれば、経済裁判所の判決に不服がある場合、控訴は、第一審裁判所が判決を出した日から1ヶ月以内に提起され(経済訴訟法158条)、提起された日から1ヶ月以内に審理される(経済訴訟法167条)²⁴。しかし、倒産法においては、倒産事件における紛争を審理した結果に基づき経済裁判所が出した決定に対する不服の申立ては、当該決定が出された日から10日以内に提起され、提起された日から10日以内に審理されなければならない。また、第二審の出した決定は、破棄審や監督審により審理されない(60条4項、5項)。ただし、第50条、第91条第2項、第124条第4項の定める決定に対しては、経済訴訟法に従い不服申立てがされる(最高経済裁判所総会決議142号21項)。
- ・ 経済訴訟法によれば、国家機関、市民自治機関の決定の無効認定判決又は和解承認決定は、直ちに執行されなければならない(経済訴訟法146条5項)、特定の司法判断のみ直ちに執行されなければならない。一方、倒産法では、倒産事件に関する司法判断は原則として直ちに執行されなければならない(50条2項)。

第36条 倒産事件の参加者

1 倒産事件の参加者は、以下のとおりである。

- (1) 債務者
- (2) 裁判所任命管財人
- (3) 本法の定める手続に従い債務者に対し債権を届け出た債権者
- (4) 倒産事件を管轄する国家機関
- (5) 検察官の申立てに基づいて審理される倒産事件においては、検察官

2 法令の定める場合、債務者の被雇用者の代表者、債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者²⁵、個人事業者である債務者の代理人、債権者集会(債権者委員会)の代表者及びその他の者は、倒産事件に参加することができる。

本条には、倒産事件に参加できる者が挙げられている。

1 倒産において発生する法的関係の主体は、倒産事件の参加者となることにより、経済訴訟法第35条の定める手続上の権利と義務が与えられる。これらの者は、裁判所による倒産事件の審理及び倒産法の定める倒産手続において、完全な権利を持つ手続関係上の主体となる。倒産事件の参加者が有する手続上の権利及び義務については、第13条第5項、第18条第3項、第36条第2項、第37条第5項、第46条第1項及び第5項、第47条第1項、第57条第4項、第124条第3項、第176条第3項、第177条第2項に具体的に規定されている。

1.1 債務者とは、債権者に対する金銭債務及び義務的支払債務を弁済することができない法人又は個人事業者である。

債務者は、自ら倒産認定を申し立てる場合は申立人として倒産事件の参加者になり、また、債権者や全権機関が倒産認定を申し立てる際にも事件の参加者となる。

1.2 裁判所任命管財人(一時管財人、再生支援管財人、外部管財人、清算管財人)は、経済裁判所から任命された時点から倒産事件の参加者となる。

1.3 債権者は、法の定める方法により債務者に対し債権を届け出た時点から、倒産事件の参加者となる。債務者に対する債権の届出方法は、二とおりある。第一は、経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる方法であり、これにより倒産事件を開始させる方法である。第二は、倒産事件が開始された後に、債務者に対する債権を申し出るという方法であり²⁶、

²⁴ 経済訴訟法172条によれば、決定に対する不服申立ても、判決に対する不服申立てと同様の手続で審理される。

²⁵ 原文では、「債務者財産の所有者」であるが、注釈等にかんがみると「債務者財産の所有者の代理人」と思われる。

²⁶ 債権の届出とは、所定の届出用紙を提出することではなく、何らかの方法で自身の債権を請求する形で、債権

これにより、債権者集会に参加し、債権登録簿への記載に基づき、債権の弁済を受けることになる。このような債権の届出方法は、第70条第1項及び第99条第1項に定められている。

- 1.4 倒産事件を管轄する国家機関は、経済主体の倒産（経済的破綻）に伴い発生する法的関係を調整する特別機関である。当該国家機関の権限については、第25条に定められている。

倒産事件を管轄する国家機関は、債務者の倒産認定を自ら申し立てた場合、また、定款資本に国家の持分が含まれる企業の倒産事件については、自ら当該企業の倒産認定を申し立てたか否かにかかわらず、倒産事件の参加者と認められる。

- 1.5 検察官は、債務者の倒産認定を自ら申し立てた場合、倒産事件の参加者となる。経済訴訟法第43条によれば、検察官はあらゆる事件の法廷審理に参加する権利を持つが、本項は、検察官自ら申し立てた倒産事件についてのみ、倒産事件の参加者となっている。

- 2 本項は、第1項に掲げられている以外の者で、法令の定める場合、倒産事件の参加者になることができる者を挙げている。

債務者の被雇用者の代表者は、被雇用者集会が開かれ選出された場合、倒産事件に参加できる。倒産事件においては、債務者の被雇用者の代表者は、被雇用者の利益のために行動し、被雇用者を代表する。代表者が債務者による倒産認定申立前に選任された場合、当該代表者は当該申立書の写しを受け取る権限を有する（37条5項）。また、代表者は、労働契約に基づく給与支払債権及び退職金支払請求権の金額及び内容に関する裁判所任命管財人との紛争について、経済裁判所に対して不服を申し立てることができる（59条2項1項）。この場合、被雇用者個人は、これらの不服を申し立てることができない。

債務者の発起人（社員）及び債務者財産の所有者は、債務者に対して有する持分返還請求権については倒産法上の債権者としての地位を有しないので、倒産事件の参加者とはならない（ただし、第125条第4項により、清算手続においては、倒産事件の参加者としての権利が認められる。）。しかし、本項は、これらの者の権利及び法的利益を擁護するため、債務者の発起人（社員）の代表者及び債務者財産の所有者の代理人が倒産事件の参加者となることを認めている。債務者の発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人は、債務者が倒産認定を申し立てる前に選任された場合、当該申立書の写しを受け取る権限を有する（37条5項）。また、これらの代表者又は代理人は、債務者の発起人（社員）又は債務者財産の所有者の権利及び法的利益を侵害する裁判所任命管財人の行為（不作為）について経済裁判所に対して不服を申し立てることができる（59条2項2号）。さらに、これらの代表者又は代理人は、裁判上の再生支援の開始を申し立てた時点より（75条3項、76条1項）、倒産事件の参加者となり、申立ての際には、再生支援計画、債務弁済計画表、裁判上の再生支援を債権者集会に提案することに賛成した発起人の名簿を付した発起人集会の議事録、そして債務弁済計画の履行を保証する書面を添付する。

債権者集会（債権者委員会）の代表者についても、倒産事件の参加者としての権利が認められる。債権者集会が代表者を選出し、債務者との和議を締結する権限を与えている場合、当該代表者は事件の参加者になる（147条2項）。

その他の者としては、裁判所が適用した倒産手続において、債権者への弁済の義務を引き受ける第三者（75条3項、76条1項、113条2項）、及び、債務者の発起人（社員）（125条4項）が挙げられる。街形成企業及び同等企業の倒産事件の審理においては、当該地域の所管国権機関及び（又は）所管省庁、国家委員会、官庁、経済管理局も事件の参加者となる（156条2項）。農業企業の倒産事件審理においては、当該地域の国権機関も事件参加者となることができる（161条3項）。さらに、銀行、保険者や証券取引に業として参加する者を債務者とする倒産事件の審理における事件参加者については、それぞれ特則が設けられている（165条3項、166条、170条1項）。

上述の手續上の権利以外に、倒産事件を管轄する国家機関、検察官、債務者の被雇用者の代表者、債務者の発起人（社員）の代表者又は債務者財産の所有者の代理人、個人事業者である債務者の代理人、債権者集会（債権者委員会）の代表者及びその他の者（例えば

の存在を申し出るということである。

第三者)などの事件参加者は、債権者集会に参加する権利を持つ(10条3項注釈参照)。

第37条 債務者による申立て

- 1 債務者による倒産認定の申立ては、経済裁判所に対し、法人債務者の代表者若しくは個人事業者である債務者、又は、それらの代理人が署名した書面を提出して行う。
- 2 債務者による倒産認定の申立書には、以下の事項が記載されなければならない。
 - (1) 一 申立書が提出される経済裁判所の名称
 - (2) 一 債務者が争わない金銭債権の総額
 - (3) 一 生命・健康侵害の損害賠償額、及び、債務者の被雇用者に対して支払うべき給与と退職金の支払額
 - (4) 一 著作契約に基づく報酬債務額
 - (5) 一 義務的支払債務額
 - (6) 一 債権を全額弁済することができない事由
 - (7) 一 債務者に関し裁判所が受理した訴えについての情報、並びに、執行文書、及び、裁判手続を要しない(引落同意を要しない)銀行口座からの引落しを認めるその他の書面に関する情報
 - (8) 一 現金及び受取勘定を含む債務者の財産に関する情報
 - (9) 一 債務者の銀行口座番号、銀行の郵便宛先
 - (10) 一 添付書面一覧
- 3 債務者による倒産認定の申立書には、倒産事件の公正な処理に必要なその他の情報、及び、債務者の意見を記載することもできる。
- 4 債務者が個人事業者である場合、債務者による倒産認定の申立書には、事業活動に関連しない債務に関する情報も記載する。
- 5 債務者は、債権者及び倒産事件のその他の参加者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。債務者による申立て前に、債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人、債務者の被雇用者の代表者が、選任(任命)された場合、申立書の写しは、当該代表者・代理人に送付される。

本条は、債務者の申立ての内容に関する規定である。

- 1 本条によれば、債務者の申立ては書面で経済裁判所に提出される。申立書には、法人債務者の代表者(当該法人が通常清算中の場合は、清算委員会又は清算人)又は債務者である個人事業者が署名する。委任状に基づき、債務者の代理人が署名することもできる。代理人の署名権限は、委任状に定められていなければならない。委任状に基づき、代理人が債務者の申立書に署名する場合、当該委任状(又は然るべき方法により証明されたその写し)を申立書に添付しなければならない。
- 2 倒産法は、債務者による申立書の内容についても定めている。債権者による申立てとは異なり、債務者が倒産認定を申し立てる場合には、詳細な規定が設けられている。第37条第2項には、債務者の申立書に必ず記載すべき情報が規定されている。

本項によれば、申立書には、債務者が争わない金銭債権の総額を記載しなければならない。これは、経済裁判所が、倒産認定の申立ての受理に当り、債務者に第5条第2項記載の債務額以上の債務があるかどうか確認しなければならないからである。また、第8条に基づく債務者の申立ての場合、第5条第2項記載の債務額は要件ではないが、その場合であっても、経済裁判所は、申立ての受理に際し、債務者の負債状況を知らなければならないからである。

申立書には、以下の債権の額も記載しなければならない：生命・健康侵害の損害賠償請求権、債務者の被雇用者に対して支払うべき給与及び退職金支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権、及び、義務的支払債権、その他債務者が負う金銭債権。これらの債権を申立書に記載することにより、債務者がどのような債務をどのぐらい有しているのかを、経済裁判所や管財人、債権者等が知ることができる。本項に列挙されている種類の債権は、

債務者が倒産認定の申立書に必ず記載しなければならない情報とされているが、債務者はこれら以外の債権とその額を申立書に記載することもできる(本条3項)。

申立書には、債務を弁済することのできない理由も記載しなければならない。このような理由を経済裁判所や管財人、債権者に知らせることによって、倒産事件開始後にどの倒産手続を選択するかについての重要な情報を提供することができる。また、債務者は、債務の履行期から3ヶ月以内に債権者に対する債務を履行することができない状況を示す状況がある場合、第7条第1項により、経済裁判所に対し倒産認定を申し立てることができるが、そのような状況があるのか否かを判断するためにも当該理由の記載は必要である。さらに、第8条第1項第1号によれば、「1名又は数名の債権者に対する債務を弁済することにより、その他の債権者に対する金銭債務及び(又は)義務的支払債務を全額弁済することが不可能になる」場合には、債務者の代表者又は個人事業者である債務者は、経済裁判所に対し倒産認定を申し立てなければならないが、その申立事由の存在を確認するためにも必要である。

債務者に関し裁判所が受理した訴えについての情報、並びに、執行文書、及び、裁判手続を要しない(引落同意を要しない)銀行口座からの引落しを認めるその他の書面に関する情報も、申立書に記載しなければならない。

訴訟手続における審理の際に、被告について倒産事件が開始されていることが明らかになった場合、経済訴訟手続は、経済訴訟法第86条第1号に基づき、打ち切られなければならない(最高経済裁判所総会決議142号6項)。したがって、倒産認定の申立てを受理した経済裁判所は、倒産事件開始決定を、当該倒産事件の債務者を被告とする訴えを審理している裁判所に、送付しなければならない。そのため、本項は、債務者について受理されている訴えを、債務者の申立書に記載することとしている。

執行文書、及び、裁判手続を要しない²⁷(引落同意を要しない²⁸)銀行口座からの引落しを認めるその他の書面の記載は、申立てを受理した経済裁判所が、執行手続の停止のために執行機関に倒産事件開始決定を送付しなければならないことから(45条4項)、要求されている。また、債務者は「債務者の財産に対する強制執行により、債務者の経済活動が不可能になると推定できる事由が存在する」場合(8条1項4号)にも倒産認定の申立てができるので、裁判所がそのような事由の存在を確認するためにも、執行文書についての情報は必要となる。

裁判手続を要しない(引落同意を要しない)銀行口座からの引落しを認めるその他の書面としては、税務機関、関税機関、その他の全権機関の取立依頼書が該当する。ウズベキスタン共和国における銀行決済に関する規程(中央銀行により承認され、2002年4月15日付1122号として法務省に登録されている。)によれば、税務機関、関税機関、その他の全権機関には債務者の銀行口座からの引落しを強制執行するための取立依頼書を発行する権利が認められている。

財産、現金及び受取勘定に関する情報は、申立書に添付される直近の決算日付の貸借対照表(38条2項)の情報と一致していなければならない。「受取勘定」の概念は、1995年5月12日付ウズベキスタン共和国大統領令「国民経済における適切な決済に対する企業・組織代表者の意識向上対策について」第2項に定義されている。債務者に対して支払われるべき違約金、その他の罰金、制裁、損害の金額は、法的効力を有する司法判断に基づくものも含め、受取勘定には含まれない。資金としては、債務者の全ての銀行口座残高、企業がその現金取扱口に保有する現金を記載しなければならない。

- 3 債務者による倒産認定の申立書には、倒産事件の適切な解決に繋がるその他の情報を記載することができる。このような情報としては、債務者が受取側となっていた取立ての執行文書で、裁判等執行法第40条に基づき、執行されず返却されたものについての情報など

²⁷ 民法200条「金銭債務の裁判外手続による取立て」：裁判所等への申立てが不要な金銭の強制徴収。徴収権者の指示書又は執行証書により取引銀行の口座から引き落とすことで徴収する。

²⁸ 銀行口座からの引落しによる支払いには、同意の要不要により二とおりある。同意要の場合、同意期間を定め、支払義務者が同意・不同意の意思表示をするが、期間内に不同意の意思表示をしないと同意したものとされ、引落しが可能になる。同意不要の場合、支払義務者が、予め取引銀行に契約内容や引落しに口座名義人の同意が不要である旨伝えておくと、引落しが可能になる。

が挙げられる。

- 4 上記に加え、個人事業者である債務者の倒産認定の申立てには、事業活動に関連しない債務者の情報も含まなければならない。例えば、家族の中に就労不能な者がいるか、扶養料の支払義務があるか等である。
- 5 申立書の写しは、債務者が、債権者、事件のその他の参加者、また、本条の定める場合は選任(任命)された発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人、被雇用者の代表者に送付する。

第38条 債務者による申立ての添付書面

- 1 債務者による倒産認定の申立書には、ウズベキスタン共和国経済訴訟法の定める書面に加え、債務があること、債権を全額弁済することができないこと、債務者の申立ての根拠となるその他の事情を証明する書面を添付する。
- 2 債務者による倒産認定の申立書には、以下の書面も添付する。
 - (1) 法人債務者の設立文書、及び、法人又は個人事業者の国家登記に関する書面
 - (2) 債権者及び第三債務者の一覧(受取勘定、支払勘定の説明、債権者及び第三債務者の郵便宛先の表示を含む。)
 - (3) 直近の決算日における貸借対照表又はその代わりとなる書面
 - (4) 債務者が個人事業者である場合、債務者の財産の構成及びその価値に関する書面
 - (5) 債務者が経済裁判所に対し倒産認定を申し立てることに関する債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者の決議書
 - (6) 債務者の被雇用者集会在、債務者の倒産認定の申立て前に開催され、倒産事件審理に参加するための被雇用者の代表者を選任した場合、当該集会の議事録
- 3 原本及び認証謄本のみが、本条第1項及び第2項の定める書面として認められる。

本条には、債務者の申立書に添付される書面が列举されている。

- 1 経済訴訟法の定める書面とは、同法第114条に記載されている書面を意味し、以下の事項を証明するものである。
 - ・ 所定の手続に従い所定の金額が、国家手数料として支払われた。
 - ・ 債権者及び倒産事件のその他の参加者に対し、倒産認定の申立書の写しが送付された。

債務者の代理人が申立書に署名する場合、署名権限を証明する委任状を申立書に添付する。

債務を証明する書面としては、債権を承認していることを示す書面、引落同意書、税務機関の取立依頼書、債権回収に関する司法判断で発効しているものが挙げられる。

債権を全額弁済することができない事由を示す書面としては、債務者に資産、その他の財産、資金等がないことを示す書面が挙げられ、財産目録、監査意見書等が該当する。

債務者の申立ての根拠となるその他の事情を証明する書面とは、例えば、債務者が街形成企業及び同等企業であることを証明する書面である(最高経済裁判所総会決議142号34項)。

第45条第6項前段により、申立書に本条に列举される書面が添付されていない場合は、第45条第6項後段の定める場合を除き、申立書は返却されなければならない。

- 2 経済裁判所に対し倒産認定の申立書が提出された場合、裁判官は、債務者に対して倒産法の適用があるかどうかを審理する必要がある。倒産法は、法人(ただし、国家予算により活動する法人、政党、宗教団体を除く。)及び個人事業者のみに適用されるので(2条2項注釈参照)、本項は、申立書の添付書面として、法人債務者の設立文書、及び、法人又は個人事業者の国家登記に関する書面を要求している。

法人債務者の設立文書としては、定款及び(又は)設立契約が認められる。

法人又は個人事業者の国家登記に関する書面とは、登記機関が所定の手続に従い発行した所定の形式の国家登記証明書である。

債務者が経済裁判所に倒産認定を申し立てることについての、債務者の発起人(社員)又は財産所有者の決議書は、当該決議が第7条第2項により要件とされているため、その証明書面として添付される。決議は、法人債務者の組織・法的形態に応じて異なる。債務者が株式会社である場合には株主総会の決議が、債務者が有限責任会社である場合には発起人総会の決議が必要である。財産所有者の決議は、決定、政令あるいは命令と称される書面で見られる。

本項によれば、債務者の被雇用者集会在、倒産認定の申立て前に開催され、倒産事件審理に参加するための代表者を選任した場合、当該集会の議事録を添付する。被雇用者の代表者が選任された場合、一時管財人は、当該代表者に対しても第一回債権者集会の招集通知を送信しなければならない(71条1項)。また、倒産手続においては、債務者の被雇用者が有する給与及び退職金支払請求権の届出については、被雇用者個人ではなくその代表者が、裁判所任命管財人に被雇用者全員の債権の総額を届け出る。さらに、代表者は、労働契約に基づく給与及び退職金支払請求権の金額及び内容に関する裁判所任命管財人との紛争につき経済裁判所に申し立てることができる(59条2項1号)。このように、債務者の被雇用者の代表者は倒産事件手続において重要な役割を果たし、代表者として誰が選任されているかという情報は、経済裁判所や裁判所任命管財人にとって重要であることから、本項の規定が設けられたものである。

- 3 倒産認定の申立書に添付される全ての書面は、原本又は認証謄本のみが認められる。そのため、書面は、法人又は個人事業者の印鑑か又は公証機関により証明されていなければならない。

第39条 債権者による申立て

- 1 債権者による債務者の倒産認定の申立ては、経済裁判所に対し、書面を提出して行う。債権者が法人である場合、申立書には法人の代表者又は代理人が署名をし、債権者が個人事業者である場合、申立書には自然人又はその代理人が署名する。
- 2 債権者による倒産認定の申立書には、以下の事項が記載されなければならない。
 - (1) 申立書が提出される経済裁判所の名称
 - (2) 申立人の名称(氏、名、父称)及び郵便宛先
 - (3) 債務者の名称(氏、名、父称)及び郵便宛先
 - (4) 申立債権者の金銭債権額及びその履行期
 - (5) 申立債権者の債権の根拠に関する証拠(発効した判決²⁹、債務者が申立債権者の債権を承認したことを証明する証拠、執行証書等)
 - (6) 添付書面一覧
- 3 債権者による倒産認定の申立書には、倒産事件の公正な処理に必要なその他の情報、及び、債権者の意見を記載することもできる。
- 4 債権者は、債務者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。

本条は、債権者による申立ての形式と内容を規定している。

1. 債権者の申立ては、経済裁判所に書面で提出される。債権者が法人である場合は当該法人の代表者又は署名権限のある代理人が申立書に署名し、債権者が個人事業者である場合は、当該個人事業者又は代理人が署名する。
上記より、倒産認定を裁判所に申し立てられるのは法人、又は、個人事業者の地位を持つ自然人(企業活動から発生した債権を持つ場合)に限られる(経済訴訟法第23条)。
- 2 債権者による申立書には、以下の事項が明記されていなければならない。
 - ・ 申立書を提出する経済裁判所の名称
 - ・ 申し立てる法人の名称又は個人事業者の氏、名、父称)及び郵便宛先
 - ・ 債務者である法人の名称(個人事業者の氏、名、父称)及び郵便宛先

²⁹ 経済訴訟法146条：判決は採択から1ヶ月経過後に効力を発する。

- ・ 申立債権者の債務者に対する金銭債権額及びその履行期。債権額は、第5条第2項の要求する債権総額を満たすか否かを確認するために記載しなければならない。履行期の記載は、申立債権者の債権が第4条に定められた要件、つまり履行期を3ヶ月以上経過しているかどうかを確認するために必要である。これらの事項は、第5条第2項及び第45条により、申立受理の要件となっているため、記載が求められている。
 - ・ 発効した判決、債務者が申立債権者の債権を承認したことを証明する証拠、執行証書等の申立債権者の債権の根拠に関する証拠。これらは、債権者による倒産認定の申立ての根拠を裏付けるものであり、根拠のない倒産認定の申立てから債務者を保護するために要求されている。債務者は、債権者の申立書に添付されたこれらの証拠に対し不服がある場合は、第47条に基づき、経済裁判所に対し意見書を提出することができる。
- 3 申立書に記載されるその他の情報として、金銭債務の発生事由である債権者と債務者の契約に関する情報がある。
債権者は、申立書の一般事項の欄に、専門調査の実施、債権の実現を保全する措置の適用等に関する申立ても記載できる。
- 4 債務者は、債権者の申立てに対する意見書を裁判所に提出することができ(47条)、また、債権者による倒産認定の申立てが受理されれば、債務者は第46条第2項や第3項などにより権利の制限を受ける。これらの規定にかんがみ、債務者には、倒産認定の申立てを早く知らせる必要があり、申立書の写しを債務者に送付する必要性が定められている。

第40条 債権の合算

- 1 債権者による倒産認定の申立ては、複数の債権の総額に基づいて行うことができる。
- 2 債権者は、債務者に対する債権を合算し、一つの申立てとして、裁判所に申し立てることができる。当該申立書には、合算された債権の全債権者が署名する。

本条は、債権の合算の条件を定めている。

- 1 債権者は、倒産認定の申立てに際し、複数の債権を合算し申立債権とすることができる。この際、合算できる債権は、企業活動により発生する債権であり、属人的性質の債権は合算できないことに注意しなければならない。ここで、属人的性質の債権とは、生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権といった債権である。また、発起人(社員)の持分払戻請求権も合算することができない。発起人(社員)は債権者ではなく、倒産認定の申立権限を有さないからである。
- 2 本項によれば、複数の債権者が合同で倒産認定の申立てを提出し、倒産事件に共同で参加することが認められている。第4条の定める倒産兆候があれば、債権総額が法人の場合は最低賃金の500倍以上、個人事業者の場合は最低賃金の30倍以上となるよう(5条2項)債権を合算して申立てを行うことが認められている。このような申立ての申立書には、合算された債権の債権者である法人の代表者又は個人事業者が署名する。

第41条 債権者による申立ての添付書面

- 1 債権者による倒産認定の申立書には、ウズベキスタン共和国経済訴訟法の定める書面に加え、債務者に対する金銭債権の存在、当該債権額、債権者の申立ての根拠となるその他の事情を証明する書面を添付する。
- 2 債権者の代理人が署名した申立書には、署名者の代理権を証明する委任状を添付する。
- 3 債権者による倒産認定の申立書には、以下の書面が存在する場合、当該書面を添付する。
 - (1) 債務者に対する債権を審理した裁判所の判決
 - (2) 執行文書(司法判断に基づく執行文書、債務者による引落同意書、執行証書等)又は債務者が債権を承認したことを証明する証拠

57 第3章 経済裁判所における倒産事件の審理(第35条―第61条)

本条は、債権者の申立書に添付する書面を規定している。

1 経済訴訟法の定める書面とは、同法第114条に記載されている書面を意味し、以下の事項を証明するものである。

- ・ 所定手続に従い所定金額が、国家手数料として支払われた。
- ・ 債務者及び倒産事件のその他の参加者に対し、倒産認定の申立書の写しが送付された。

以上の書面に加え、債権者の申立書には、申立債権者の金銭債権の存在、当該債権額及び債権者の申立ての根拠となるその他の事情を証明する書面も添付しなければならない。債権の存在やその額を証明できる書面とは、請求書、納品書といった書面である。この点につき、最高経済裁判所総会決議第142号第7項によれば、倒産認定申立てを受理する際、裁判官は、法人債務者については債権総額が最低賃金の500倍以上、個人事業者については30倍以上あり、それらの債権が履行期を3ヶ月以上経過しても履行されていないことを証明する書面があることを確認しなければならないと指摘している。

債権者の申立ての根拠となるその他の事情を証明する書面とは、例えば、簡易倒産手続の申立てについては、個人事業者又は法人代表者の不在を証明する書面及びその所在の確認が不可能であることを証明する書面である（最高経済裁判所総会決議142号35項）。

2 債権者の代理人が倒産認定の申立書に署名した場合、当該署名者の代理権を証明する委任状を添付する。債権者の代理人の権限は、民法第138条の規定に従い作成され、代理人が授權された行為を明記した委任状により裏付けられる。

3 第3項によれば、以下の書面があれば、申立書に添付する。

- ・ 債務者に対する債権を審理した裁判所の判決
- ・ 執行文書（司法判断に基づく執行文書、債務者による引落同意書、執行証書等）又は債務者が債権を承認したことを証明する証拠。債務者自身が算定した税金及びその他の納付金の金額が記載されている相互計算確認書、財務活動・経済活動に関する会計書類が挙げられる。

これらの書面は、債権者による倒産認定の申立ての根拠を裏付け、根拠のない申立てから債務者を保護するものである。また、申立ての際に、債権者にこれらの書面を提出させることにより、倒産事件の審理も迅速に進めることができる。

第42条 倒産事件を管轄する国家機関による申立て

1 定款資本にウズベキスタン共和国の持分が含まれている又は同共和国に対し債務を負っている債務者についての、倒産事件を管轄する国家機関による経済倒産認定の申立ては、経済裁判所に対し、書面を提出して行い、債務者の経済的破綻を証明する必要書面を添付する。

2 倒産事件を管轄する国家機関による申立書は、本法第39条及び第41条の定める要件に従い、経済裁判所に対し、提出される。

本条は、倒産事件を管轄する国家機関の申立てについての要件を定めている。

1 倒産法は、倒産事件を管轄する国家機関を、定款資本に国家の持分が含まれている企業、又は、ウズベキスタン共和国に対する金銭債務若しくは義務的支払債務がある企業について、倒産認定を申し立てる権利を持つ者としている（6条、25条1項2号）。

倒産事件を管轄する国家機関による申立ては、経済裁判所に対し、書面を提出して行い、債務者の経済的破綻を証明する必要書面を添付する。本項における「債務者の経済的破綻を証明する書面」とは、第4条及び第5条第2項の要件が満たされていることを証明する書面である。

このような書面としては、第41条第1項の「債権者に対する債務者の金銭債務の存在、当該債務額を証明する書面」であり、相互計算確認書、税務機関の取立依頼書、請求者、納品書、その他の書面が認められる。

- 2 第2項によれば、倒産事件を管轄する国家機関による申立ては、第39条及び第41条の要件を遵守して行われる。第41条が参照している経済訴訟法第114条は、申立書に所定の手続で所定額の国家手数料が支払われたことを証明する文書を添付することも規定している。しかし、金融機関、税務機関及び非独占化機関については、ウズベキスタン共和国国家手数料法第4条第2項により、経済裁判所で審理される全ての種類の事件に関し、国家手数料の支払いを免除されており、この点は、最高経済裁判所総会決議第142号第2項にも規定されている。したがって、倒産事件を管轄する国家機関が倒産認定を申し立てる際には、国家手数料の納付証明は必要とされない。

定款資本にウズベキスタン共和国の持分が含まれている企業についての倒産認定の申立ての場合は、申立書に当該企業の定款資本にウズベキスタン共和国の持分が含まれることの情報に記載しなければならないほか、当該事項を証明する書面を申立書に添付しなければならない。

第43条 税務機関及びその他の全権機関による申立て

- 1 税務機関及びその他の全権機関が、義務的支払債務に基づき、経済裁判所に対して、債務者の倒産認定を申し立てる場合、本法第39条及び第41条の定める要件を満たさなければならない。
- 2 税務機関及びその他の全権機関による倒産認定の申立書には、法令に従い義務的支払債務を回収する措置を講じたことの証拠を添付しなければならない。

本条は、税務機関及びその他の全権機関による申立ての要件を規定している。

- 1 倒産法は、税務機関及びその他の全権機関を、債務者の義務的支払債務の不履行に関連し、倒産認定の申立権を持つ者としている(6条2項)。税務機関及びその他の全権機関は、債務者の義務的支払債務の不履行に関連してのみ経済裁判所への倒産認定申立権を有し、債務者の債権者に対する金銭債務の不履行に関連しては、申立権を有しない。本条は参照規定を含み、申立ての一般規則に関する第39条、第41条を参照することを求めている。

第39条には、申立ての一般原則が定められており、それによれば、申立ては書面で提出され、その写しは債務者に送付すること、申立書には以下の6つの必要項目を記載する。

- ・ 申立書が提出先される経済裁判所の名称
- ・ 申し立てる法人の名称又は個人の名称(個人事業者の氏、名、父称)及び郵便宛先
- ・ 債務者である法人の名称(個人事業者の氏、名、父称)及び郵便宛先
- ・ 申立債権者の債務者に対する金銭債権額、及び、その履行期。額の記載は、第5条第2項の要求する債権総額を満たすか否かを確認するために記載しなければならない。
- ・ 発効した判決、債務者が義務的支払債務を承認したことを証明する証拠、及び、義務的支払債務を裏付ける証拠
- ・ 添付書面の一覧

経済訴訟法第114条及び倒産法第41条の通則によれば、申立書には以下の事項を証明する書面が添付されなければならない。

- ・ 債務者に対し、申立書及び添付書面の写しが送付されたこと
 - ・ 義務的支払債務の存在、当該債務額並びに税務機関及びその他の全権機関の申立ての根拠となるその他の事情を証明する書面
 - ・ 税務機関及びその他の機関の代理人が申立書に署名した場合には、その委任状
- 以下の書面が存在する場合には、申立書に添付する。
- ・ 債務者に対する債権を審理した裁判所の判決
 - ・ 執行文書(司法判断に基づく執行文書、債務者による引落同意書等)又は債務者が債権を承認したことを証明する証拠(債務者自身が算定した税金及びその他の納付義務の金額が記載されている確認書、財務活動・経済活動に関する会計書類等)

なお、経済訴訟法第114条によれば、所定の手続に従い所定額の国家手数料が納付されたことを証明する文書が添付されるが、金融機関、反独占機関、及び税務機関は、ウズベキスタン共和国国家手数料法第4条第2項に従い、経済裁判所で審理される全ての種類の事件に関し、国家手数料の支払いを免除される。この点は、最高経済裁判所総会決議第142号の第2項にも規定されている。したがって、税務機関が倒産認定を申し立てる際には、国家手数料の納付証明は不要である。

- 2 税務機関及びその他の全権機関の申立てが他の主体の場合と異なる点が、本条には定められており、それは、「未納の税金等に基づく強制執行手続規程」に従い、義務的支払債務を回収するための措置を実施したことを証明する書面が必要とされることである。この点は、最高経済裁判所総会決議第142号第4項にも規定されている(6条2項注釈参照)。

このような書面として申立書に添付するのは、銀行に提出されたものの口座の残高不足により執行されなかった法人宛の未納金引落請求書(取立依頼書)である。また、債務者に財産がある場合は、未納金取立てを目的とする債務者財産に対する強制執行についての経済裁判所の判決を申立書に添付する。債務者財産に対して強制執行を実施したものの未納金を回収できなかった場合、財産不足のため執行できなかった旨の裁判執行官の意見が付された執行正本を添付する。

第44条 検察官による申立て

- 1 検察官は、以下の場合、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定を申し立てることができる。
- (1) 一倒産を隠匿している兆候が判明した。
 - (2) 一債権者の利益保護のために必要である。
- 2 検察官による倒産認定の申立書は、本法第39条及び第41条の定める要件に従い、経済裁判所に対し、提出される。

本条には、検察官による倒産認定の申立ての要件と手続が規定されている。

- 1 本条は、検察官の申立てにつき、2つの要件を定めている。
- (1) 検察官が、一般監督業務としての監督中、刑事事件の捜査中や他の機関の予備捜査を監督中、又は、裁判において検察権限を行使している際に、倒産隠匿の兆候を発見した場合(4条及び5条2項の要件も必要である。)

倒産隠匿の兆候とは、現行刑法第181条に定義されており、それによると、倒産兆候の隠匿とされるのは、経済主体が事実とは異なる情報や書面を提供したり、会計書類を改ざんしたり、その他の行為により意図的に支払不能状況にあることを隠匿し、債権者に損害を与えた場合に認められる。この場合、当該経済主体は刑事責任を問われる。
 - (2) 債権者の利益を保護するために必要とされる場合

ウズベキスタン共和国法「検察について」第41条によると、検察官は個人、法人及び国家の権利及び法的利益を保護するために、裁判所に申し立てる権利を有する。

検察官が債権者の利益を保護するために申し立てる事由となるのは、当該債権者による検察庁への申立てである。したがって、この場合、先述の倒産隠匿の兆候による申立ての場合とは異なり、検察官が申立てを行うという過程を主導するのは債権者自身である。

債権者が自らの権利の保護を裁判所ではなく検察官に申し立てることについては、幾つかの理由がある。例えば、国家手数料を支払うための資金がない、組織に法務部がなく申立て先が分からない、債務者の倒産を示す事項とともに、債務者の代表者や役職者による犯罪行為など検察が扱うべき事項が申立書に記載されなければならない、といったことである。しかし、検察官へ倒産事件の開始を申し立てることができるのは、あらゆる債権者ではなく、債務者に対する債権が第4条(不履行期間)及び第5条第2項(債権の金額)の要件を満たしている債権者に限られる。

検察官は、債権者の申立てに基づき、申立根拠の確認、必要書面の請求、説明の要求、その他の調査を行う。証拠書面により申立ての根拠が確認された場合、検察官（原則として州検察官又はこれに準ずる検察官）は経済裁判所に債務者の倒産認定を申し立てる。

しかしながら、特に言及しておかなければならないのは、本条に定められた申立ての根拠が存在したとしても、検察官による申立ては義務ではないことである。ウズベキスタン共和国法「検察について」第41条と同様、法人及び個人の権利を保護するための裁判所への申立ては、検察官の権利であり、義務ではない。

- 2 本条も前条同様の参照規定を持ち、申立ての一般規則を定める第39条及び第41条を参照する。したがって、申立ては6項目の必要事項を記載した書面により行われなければならない、債務者には写しを送付する。

検察官の申立書に添付されるその他の書面は、前条と同様に経済訴訟法第114条の一般規則及び倒産法第41条の特則に従う。

ただし、国家手数料の納付証明については、最高経済裁判所総会決議第142号第2項により、添付する必要はない。この点につき、ウズベキスタン共和国国家手数料法第4条第2項は、検察官が経済裁判所に対し法人の利益のために提起する訴えの国家手数料について支払いが免除されると規定しているが、最高経済裁判所総会決議第142号第2項は、そのような限定を付していないことに留意すべきである。

第45条 倒産事件の開始

- 1 裁判官は、倒産認定が申し立てられた時から5日以内に、申立てを受理して倒産事件を開始するか³⁰、申立ての受理を拒否するか³¹、又は、申立書を返却するか³²を判断しなければならない。
- 2 裁判官は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法及び本法の定める要件を満たす申立てを受理する。
- 3 裁判官は、倒産認定の申立てを受理する場合、監視開始及び一時管財人の任命の決定を出すことができる。
- 4 経済裁判所による倒産認定の申立ての受理及び倒産事件開始の決定は、経済裁判所が、債務者の所在地(居住地)を管轄する税務機関及びその他の全権機関、裁判執行官³³に対し、送付する。法人債務者は、代表部及び支店の所在地を管轄する上記の者(機関)に対し、倒産事件開始決定の写しを送付する義務を負う。
- 5 裁判官は、本法第5条第2項の要件が満たされていない場合、倒産認定の申立ての受理を拒否する。
- 6 裁判官は、申立てが本法第37条ないし第44条の定める要件を満たさない場合、申立書を返却する。債務者の代表者に申立義務があり、申立書に本法第38条の定める書面が添付されていない場合、経済裁判所は、申立てを受理した上で、倒産事件審理の準備手続において不足している書面を提出するよう要求する。

本条は、倒産事件開始及び倒産認定の申立ての受理、受理の拒否、申立書の返却の手続を規定している。

- 1 第1項にあるように、裁判官は、申立書受領から5日以内に、単独で、申立てを受理するか受理を拒否するか、申立書を返却するかを決めなければならない。つまり、この期間中に、裁判官は提出された申立書及びその添付書面を法的に評価しなければならない。

この際、裁判所は訴状の受領から10日以内に訴えの受理を決定しなければならないと定める経済訴訟法第116条第3項は適用されない。

³⁰ 経済訴訟法116条

³¹ 経済訴訟法117条：日本でいう訴えの却下に近い。

³² 経済訴訟法118条：日本でいう訴状却下に近い。再度の提出が認められている。

³³ 裁判等執行法3条：執行官は、裁判所ではなく司法省に所属する。

61 第3章 経済裁判所における倒産事件の審理(第35条―第61条)

- 2 申立書が経済訴訟法第112条、第113条、第114条、倒産法第5条第2項、第37条ないし第44条の規定に従い提出された場合、裁判官は、申立てを受理し、その旨の決定を出す。当該決定は、経済訴訟法第153条第1項に従い決定から5日以内に、倒産事件参加者に対し、送付される。倒産事件は、必ず、倒産認定の申立受理と同時に、開始される。

本項は、申立受理に関する経済訴訟法第116条の特則である。申立受理決定に対する不服申立ては、倒産法にも経済訴訟法にも定められていないので、当該決定に対する不服申立ては認められない(60条注釈参照)。ただし、申立受理決定に不服のある債務者は、第47条に基づき、申立てに対する意見書を提出することができる。

経済裁判所は、申立受理決定に債務者の倒産事件開始を指示し、第一回法廷の期日を記載する(71条1項)。

- 3 本項によれば、裁判官は、倒産認定の申立てを受理した場合、倒産認定申立受理決定と同時に監視開始及び一時管財人任命の決定を出すことができる。申立受理決定には、監視手続開始及び一時管財人任命を記載することができ、第62条の趣旨から、監視手続開始について別途決定を出す必要はない。しかし、申立受理決定を出す際に一時管財人の候補者がいないなど何らかの事情、状況により、申立受理決定と同時に、監視手続開始及び一時管財人任命の決定を出せない場合、裁判官は、申立日から10日以内に、監視手続開始及び一時管財人任命の決定を別に出すことができる(48条2項)。この場合、監視期間は、申立受理決定の時からではなく、監視手続開始及び一時管財人任命の決定の時から開始される。
- 4 本項は、経済裁判所が必ず申立受理及び倒産事件開始の決定を送付する者を規定しており、債務者の所在地(居住地)を管轄する税務機関、裁判執行官、その他の全権機関を挙げている。法人債務者は、代表部及び支店の所在地を管轄する税務機関及びその他の全権機関に、申立受理決定の写しを送付する。

倒産事件の開始決定は裁判執行官にも送付される。というのも、裁判等執行法第34条第1項第2号及び倒産法第63条第1項第1号によると、債務者につき倒産事件が開始されると、執行官が執行文書に基づき行っている債務者に対する執行手続は全て停止されなければならないからである。これにより、裁判所は債務者財産の売却を防ぐことができ、この点は、倒産手続において重要な点である。債務者財産の売却は倒産手続(裁判上の再生支援、外部管財、清算手続)の一環として行われることになる。

なお、債務者の定款資本に国家の持分が含まれている場合、経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関に対しても、経済訴訟法第153条第1項に従い、決定から5日以内に倒産事件の開始を通知する義務がある(61条1項)。

- 5 倒産認定の申立てが第5条第2項の規定を満たしていない場合、裁判官は本項により申立ての受理を拒否する。しかし、裁判官が申立ての受理を拒否するのは、本条の場合に限られない。本項は経済訴訟法第117条の特則であり、倒産事件の特性に基づき、特別の受理拒否事由を定めたものである。したがって、裁判官は、本項の事由のほか、経済訴訟法第117条の事由によっても、申立ての受理を拒否する。申立ての受理を拒否する際には、裁判所は決定を出し、当該決定に対しては、事件の参加者は、経済訴訟法第117条第3項に基づき不服を申し立てることができる。
- 6 申立書の返却の一般的な事由は、経済訴訟法第118条に規定されており、例えば、申立書に署名権限のない者が署名している場合、経済訴訟法第118条第1項第2号に基づき申立書は返却される。

本項による追加的事由としては、申立書の内容及び形式が第37条ないし第44条の定める要件を満たしていない場合が挙げられ、このような場合、申立書は返却される。

唯一の例外が、必要添付書面に関する第38条について規定されている。本項は、債務者の代表者に申立義務がある場合、申立書に第38条の定める書面が添付されていない場合であっても、経済裁判所は当該申立てを受理すると規定している。不備の書面は、事件審理の準備の段階で裁判所により請求される。本項は、債務者の代表者に申立義務がある場合(8条1項)にのみ適用され、清算委員会(清算人)に申立義務がある場合(8条2項、185条2項)には適用されない。これは、清算委員会(清算人)は、法人の清算決定の時点で設置され、債権を全額弁済することが不可能であると確定されるまでは、一定の業務(債

権者及び債権の確認、財産目録の作成及び財産評価、債権者や被雇用者への支払額の確定等)を行うため、清算委員会(清算人)は経済裁判所に倒産認定を申し立てる際、申立書に第38条に挙げられている全ての書面を添付できる可能性があるからである。

申立書の返却について、裁判所は決定を出し、当該決定は申立書の受領日より5日以内に、事件の参加者に送付される。申立人には添付書面も返却される。返却決定に対しては、経済訴訟法第118条第3項の定める一般手続で不服を申し立てることができる。当該不服を審理した結果、返却決定が取り消された場合、申立書は、当初裁判所への提出された日に提出されたものとされる。申立受理の拒否と申立書の返却の訴訟手続上の効果における大きな違いは、申立書の返却の場合は、違反事項の修正後、再び、一般手続に従い経済裁判所に申し立てることができる点である。

第46条 債権の実現を保全するための措置

- 1 経済裁判所は、倒産事件の参加者の申立てに基づき、ウズベキスタン共和国経済訴訟法に従い、債権の実現を保全する措置をとることができる。
- 2 経済裁判所は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法の定める債権の実現を保全する措置に加え、裁判所任命管財人の同意を得ないで法律行為を行うことを禁止したり、有価証券、通貨その他の財産を保管のために第三者に寄託することを債務者に義務付けたり、債務者の財産を保全するためのその他の措置をとることができる。
- 3 債権の実現を保全する措置は、経済裁判所が倒産手続の開始決定を出すまで、倒産を認定しない本案決定を出すまで、又は、和議の承認まで、効力を有する。
- 4 経済裁判所は、本条第3項の定める事情の到来まで、債権の実現を保全する措置を取り消すことができる。
- 5 倒産事件の参加者は、経済裁判所による債権の実現の保全措置決定に対し、不服を申し立てることができる。

本条は、債務者に対し保全措置を適用する手続を定めている。

- 1 債権の実現を保全する措置は、債権者の利益保護における重要な初期段階であり、債務者の財産又はその一部の一体性を確保し、保全することを目的とする。
倒産法は、倒産手続において、経済裁判所が債権の実現を保全する措置をとることができることを規定している。倒産手続における債権実現の保全措置については、経済訴訟法第7章の規定が適用されるが、本条は倒産事件における特則を定めている。
本項によれば、保全措置は、倒産事件の参加者の申立てに基づき、経済訴訟法第76条第1項の規定に従い、経済裁判所により適用されることがある。
- 2 保全措置は、経済訴訟法第77条第1項に列挙されているが、本項によれば、経済裁判所は、経済訴訟法第77条第1項の定める保全措置に加え、職権で、債務者の国民としての資格を制限することができ、債務者に対し裁判所任命管財人の同意を得ないで法律行為を行うことを禁止したり、債務者の有価証券、通貨その他の財産を保管のために第三者に寄託することを義務付けたり、債務者の財産を保全するためのその他の措置を適用することができる。また、一時管財人は、第66条第1項第4号に基づき、本項による追加措置を経済裁判所に申し立てることができる。
- 3 保全措置は、これに続く倒産手続の開始まで(裁判上再生支援については79条2項1号、外部管財については92条1項3項、清算手続については125条1項5号)、あるいは裁判所が倒産を認定しない本案決定を出すまで、あるいは経済裁判所が和議を承認するまで、あるいは倒産事件手続が終結するまで有効である。これらの場合、保全措置を取り消す決定を出す必要はない。
- 4 裁判所は、また、事件参加者の申立てに基づき、第46条第3項の定める状況が到来する前であれば、保全措置を取り消すことができる。このような申立ては、債務者の財産が債権者の利益を侵害して利用されると思慮するに足る事由がなく、逆に、財産処分権が、債務者の支払能力回復を目的として行使される場合に認められる。

保全措置取消しの申立ては、事件の参加者に通知の上、法廷で審理される。しかし、然るべき通知を行った上での事件参加者の欠席は、審理を妨げるものではない。

- 5 裁判官は、債権実現の保全措置及び債務者財産の保全措置の適用について審理した結果、決定を出し、当該決定は発令（言渡し）の時点より執行されなければならない。また、倒産事件の参加者は、当該決定に対し、経済訴訟法の定める一般手続に従い、不服を申し立てることができる。

第47条 倒産認定の申立てを受けた債務者の意見書

- 1 債務者は、債権者、検察官、税務機関又はその他の全権機関による申立てを受理する旨の経済裁判所の決定を受領した日から5日以内に、経済裁判所、申立人及び倒産事件のその他の参加者に対し、申立てに対する意見書を送付する権限、及び、申立書に記載されていない全債権者に対し、債務者についての倒産事件の開始を通知することができる。経済裁判所に送付する意見書には、意見書の写しが申立人及び倒産事件のその他の参加者に発送されたことを証明する証拠を添付しなければならない。
- 2 倒産認定の申立てに対する意見書には、ウズベキスタン共和国経済訴訟法の定める情報を記載する。債務者の意見書がなくても、倒産事件の審理が妨げられることはない。

本条は、債務者の権利を定めており、債務者は、経済裁判所、申立人、他の事件参加者に対し、倒産認定の申立てに対する意見書を送付し、また、全債権者に倒産事件の開始を通知できる。

- 1 倒産認定の申立てに対する債務者の意見書は、倒産事件手続において申立人の請求から債務者を保護する手続上の手段であり、訴訟手続でいえば、経済訴訟法第119条の定める答弁書と同様の機能を有するものである。

本項によれば、債権者、検察官、税務機関又はその他の全権機関による倒産認定の申立てが経済裁判所に受理された場合、債務者は、申立書に記載されている債権の内容、額について同意しなければ、経済裁判所、申立人及び倒産事件のその他の参加者に対し、当該申立てに対する意見書を送付することができる。意見書の提出は債務者の義務ではなく権利である。申立書に記載されている債権の内容についての異議は第70条の手続に従い出すのではなく、本項の定める手続に従い、意見書を提出することにより異議を出す。

本項をみると、債務者は、倒産認定の申立受理決定を受領した日から5日以内に、経済裁判所等に対して意見書を送付できると規定されているが、しかし、当該5日を経過した後に意見書を提出した場合でも、経済裁判所は当該意見書に記載されている債務者の主張を審理する。債務者は、倒産事件の法廷審理まで、経済裁判所に意見書を提出することができる。経済裁判所は、債務者の意見書に対して、別途、司法判断を出すのではなく、本案審理の際に、当該意見書に記載される債務者の主張に対する評価を出す。

また、債務者は、倒産認定の申立書に記載されていない全債権者に対し、倒産事件の開始を通知することができる。

当該通知は、債務者の意見書の提出と同様、債務者の義務ではなく権利である。

倒産認定の申立てに対する意見書を裁判所に提出する際には、債務者が、申立人及び倒産事件のその他の参加者に対し意見書の写しを送付したことを証明する証拠を添付しなければならない。

- 2 経済訴訟法第119条に従い、意見書には、意見書を提出する経済裁判所の名称、債務者の名称と事件番号、全面的又は部分的に債権を認めない根拠となる法令及び異議を根拠付ける証拠、添付書面の一覧、その他の情報、債務者に申し立てるべき事項があればその事項が記載される。必要的記載事項のほか、意見書には、全債権の総額、労働債権額、義務的支払債権額、銀行や金融機関の口座の情報、申立人の債権に根拠のないことを示す証拠などを記載できる。債務者は、その他の必要情報、とりわけ財産、回収可能な受取勘定の存在、債務者の経済活動に関する情報、金銭債務及び義務的支払債務の弁済期の延期又は分割払い化の要請、債務者の支払能力を回復するための対策などを提示することができる。

意見書には、具体的な倒産手続の適用や保全措置の取消しを求める申立てを添付することができる。意見書が提出されなくとも、倒産事件の審理は妨げられない。

第48条 倒産事件の審理の準備

- 1 倒産事件の審理の準備は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法及び本法の特則の定める手続に従い、裁判官が実施する。
- 2 裁判官は、倒産認定の申立日から10日以内に、債務者につき監視を開始するか否かを判断する。
- 3 裁判官は、債務者が債権につき異議を申し立てている場合、債務者の異議の理由を調査する。
- 4 裁判官は、定められた倒産事件審理期日の1ヶ月前までに、債務者の異議（一時管財人の申立て）の理由を調査しなければならない。
- 5 裁判官は、債務者の異議の理由の審理結果に基づき、債権登録簿に債権を記載すべきか否かの決定を出す。債務者の異議に理由が認められなかった場合、決定には、債権の額及び弁済の順位が記載される。
- 6 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の効力に影響を及ぼさない。
- 7 経済裁判所は、倒産事件の審理の準備及び倒産事件の審理に際し、債務者の財務状況を確認するために専門調査³⁴を実施することができる。

本条は、倒産事件の審理の準備について定めている。

- 1 倒産事件の審理の準備は、経済裁判所裁判官が、経済訴訟法第16章及び倒産法の特則の定める規定に従い行う。経済訴訟法第123条の趣旨より、申立書の返却事由、申立不受理事由がない場合、裁判官は、倒産認定申立受理及び審理の準備の決定を出す。

実務においては、通常、裁判官は一通の決定を出し、倒産法の特則に従い、当該決定には、倒産事件の準備を担当する者が行わなければならない行為、それらの行為の期限、倒産事件の審理の指定、審理の日時及び場所が記載される。

倒産事件の審理の準備として、裁判官は、特に以下の事項を行う（最高経済裁判所総会決議142号9項）。

- ・ 倒産事件の参加者の申立てに基づき債権の実現を保全する措置をとる（46条）。
- ・ 専門調査の実施を判断する（48条）。
- ・ 倒産事件の参加者の申立てや異議を検討する（59条）。
- ・ 債務者の異議（一時管財人の申立て）が出された場合、債権の根拠を確認するための法廷審理を行う（70条）。

- 2 第2項によれば、裁判官は、倒産認定の申立日から10日以内に、監視を開始するか否かを判断する。

一方、第45条第1項及び第62条からすると、申立日から5日以内に、監視が開始されなければならないとも考えられる。第45条第1項の定める通則では、申立受理及び倒産事件の審理準備（事件手続開始）の決定は、申立日から5日以内に下されなければならない。さらに、第62条では、倒産事件の開始に際し、経済裁判所が申立てを受理した日より監視が開始される。経済訴訟法の観点から見れば、監視手続は倒産事件の本案審理の準備段階に含まれるからである。

これらの点は、以下のとおり考えられる。

法人債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる場合、申立書において一時管財人の候補者が指定される。裁判官は、申立てを受理する場合、監視開始及び一時管財人任命の決定を出し（45条3項）、申立受理日より監視が開始される（62条）。

しかし、申立書に一時管財人候補が指定されていない場合、経済裁判所は、申立人又は倒産事件を管轄する国家機関に相応の候補者を推薦させる（最高経済裁判所総会決議142

³⁴ 経済訴訟法67条「鑑定」

号8項)。このように、申立書に一時管財人の候補者が指定されていない場合、本項により、裁判所は、申立日から10日以内にこの問題を解決することができる。この場合、監視の開始及び一時管財人任命の決定は、申立受理及び審理の準備の決定の後で、別途出されることもある。

もっとも、本項の規定が、監視は申立の受理時点より開始されるとしている第62条と若干抵触する点は、指摘しておかなければならない。そのため、最高経済裁判所総会決議第142号第8項にもあるように、裁判官は、倒産事件の審理の準備をする際に、監視開始を同時に判断するのが正しいと言える。

- 3 第3項によれば、裁判官は、債務者が債権につき異議を申し立てている場合、債務者の異議の理由を調査する。ここでの異議とは、第70条第1項の手續により届出がされた債権について、債務者又は一時管財人が経済裁判所に対し申し立てた異議(70条2項, 3項)を指す。したがって、本項は、裁判官は、「債務者」からの異議がある場合、その異議の理由を調査すると規定しているものの、「一時管財人」からの異議についても、その異議の理由を調査すべきである。債務者又は一時管財人は、第70条第4項に基づき、債権が届け出られてから1週間の間、経済裁判所に対し、当該債権に対する異議を申し立てることができる。
- 4 審理の準備における最も重要な段階は、債権の確定である。債務者(又は一時管財人)が債権につき異議を申し立てた場合、裁判官は、その理由を調査しなければならない。この点も、審理の準備に含まれる。裁判所は、債務者の異議(一時管財人の申立て)の理由の調査を、倒産事件審理の期日の1ヶ月前までに行う。この場合における債務者(一時管財人)の異議とは、第70条第2項及び第3項により出された異議と理解すべきである。
- 5 第5項によれば、裁判所は、債務者の異議の理由を審理した結果に基づき、債権登録簿に当該債権を記載すべきか否かの決定を出す。本項による経済裁判所の決定とは、第70条第4項による決定のことである。
第70条第4項による経済裁判所の決定は、債務者の異議(70条2項)についてだけでなく、一時管財人の異議(70条3項)についても出される。したがって、本項は、裁判官は、「債務者の異議」の理由の審理結果に基づき、債権登録簿に当該債権を記載すべきか否かの決定を出すとして規定しているが、「一時管財人の異議」も含むと理解すべきである。
債務者の異議に理由がないとされ、債権登録簿への記載決定が出された場合、当該決定には、異議の出されていた額及び弁済順位が示される。
このように、倒産事件の裁判審理の準備段階においては、届出債権額を確定するための小訴訟が行われることがある。
- 6 第5項の決定に対して、債権者、債務者又は一時管財人は、第60条の定める手續で、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の効力を妨げない。
- 7 また、裁判所は、審理の準備段階においてもその後の審理においても、倒産事件の参加者からの申立ての有無にかかわらず、債務者の財務状況の確認を目的として専門調査を実施することができる。この点は、第48条に規定されているので、経済訴訟法第9条「当事者主義と当事者の権利平等」の規定に抵触しない。

第49条 倒産事件の審理の期日

倒産事件は、倒産認定の申立てを受理する決定が出された日から3ヶ月を超えない期日に、経済裁判所の法廷において審理されなければならない。倒産事件の審理の期日は、例外的に、2ヶ月を超えない期間で延期することができる。

本条は、倒産事件の審理の期日を定めている。

経済訴訟法(125条)や改正前の倒産法に比べて、新たな倒産法では、倒産事件の審理期間が長く設定されている。これは、一時管財人の候補者を債権者又は倒産事件を管轄する国家機関に推薦してもらい任命しなければならない、債務者に対し適用する特定の倒産手

続を決定するために第一回債権者集会を開催し、債務者の財務状況を分析し、債権額を確定して債権登録簿を作成するといったことを行うために、裁判所に時間が必要となるからであると思われる。

倒産事件を審理する第一回法廷期日は、申立受理決定において定められる(71条1項)。また、一時管財人は、監視開始の公告から10日以内に、判明している全債権者に対し、経済裁判所が債務者につき監視開始の決定を出したことを通知しなければならないが、当該通知には、経済裁判所が定めた倒産事件を審理する法廷の日時及び場所が記載される(68条2項, 7項4号)。

3ヶ月以内という倒産事件の審理期日は、特別な場合に限り最長2ヶ月間、延期できる。ただし、倒産法にはこの特別な場合を判定するための法的基準も、また誰によって期間が延長されるかも規定されていない。この場合、事件審理期日の延期は、裁判所長の許可に基づいて行われるとする経済訴訟法第125条が適用されるべきである。特別な場合であるか否かについても、事件に関係する状況を全て勘案した上で、経済裁判所長が判断する。

経済裁判所は、倒産事件の審理の結果、第50条の倒産事件に関する司法判断を下す。

第50条 倒産事件に関する司法判断

1 経済裁判所は、倒産事件を審理した結果に基づき、以下のいずれかの司法判断を下さなければならない。

- (1) 一債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定³⁵
- (2) 一債務者の倒産不認定の本案決定
- (3) 一裁判上の再生支援の開始決定、及び、その期間の延長決定³⁶
- (4) 一外部管財の開始決定、及び、その期間の延長決定
- (5) 一倒産事件手続の終結決定
- (6) 一債務者の倒産認定の申立てに関し審理を行わない決定
- (7) 一和議の承認決定

2 倒産事件に関する司法判断は、本法に別段の定めがある場合を除き、直ちに、執行されなければならない。

本条は、裁判上の再生支援期間及び外部管財期間の延長決定を除き、倒産事件の審理の結果、裁判所が出す司法判断を挙げている。

1 組織及び個人の倒産に関する事件は、倒産法の特則を踏まえて、経済訴訟法に従い、経済裁判所が審理する(経済訴訟法154条)。経済裁判所においては、第一審の事件は単独の裁判官が審理するが(経済訴訟法15条2項)、裁判所長の決定により、合議体で審理することができる(経済訴訟法15条2項)。

倒産事件の審理は、倒産法に特則がない限り、経済訴訟法第17章の手続に従い行われる。経済訴訟法の適用がない例としては、例えば、倒産事件の審理期日については、経済訴訟法第125条ではなく倒産法第49条が適用され、また、倒産事件の審理においては、経済訴訟法第132条(当事者の和解)の適用がないことが挙げられる。

経済裁判所は、倒産事件の審理において、債権者集会の議事録及びその添付書面、一時管財人の報告書、事件の参加者から提出された証拠や不服申立書等に基づき審理を行う。

倒産事件の審理に当り、裁判所は以下の司法判断のいずれかをとる。

- ・ 債務者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定(本条1項1号) 一債務者に倒産兆候があり、かつ、裁判上の再生支援若しくは外部管財を開始する事由、和議を承認する事由、又は、倒産事件手続を終結させる事由のいずれも存在しない場合

³⁵ 法廷での証拠調べを経て、非公開合議室において、本案(事案)につき、裁判所が出す裁判。訴訟では、「判決」といえる。倒産法では、申立認容が、「倒産認定の本案決定」、申立棄却が、「倒産不認定の本案決定」となる。経済訴訟法18章(135条以下)参照。

³⁶ 合議室において、本案(事案)以外につき、裁判所又は裁判官が出す裁判で、裁判審理中に発生した問題を解決するものか、又は、本案(事案)の判断なしに、事件を終わらせるもの。倒産法では、倒産認定・不認定以外の決定は、当該決定に属する。経済訴訟法19章(151条)参照。

(51条注釈参照)

- ・ 債務者の倒産を認定しない本案決定(本条1項2号) —倒産兆候がない場合、経済裁判所が倒産事件に関する本案決定を出す前に届出債権が弁済された場合、及び、虚偽倒産が確認された場合(54条注釈参照)
- ・ 裁判上の再生支援開始及びその期間延長の決定(本条1項3号) —債権者集会の決議又は第75条第3項に基づき、経済裁判所に対し裁判上の再生支援開始が申し立てられ、債務者の支払能力回復の現実的可能性等、裁判上の再生支援の開始要件が確認された場合(78条注釈参照)。なお、本号には裁判上の再生支援期間の延長決定も掲げられているが、当該決定は、倒産事件の審理結果に基づいて出されるのではなく、裁判上の再生支援期間中に経済裁判所により出されるものである。
- ・ 外部管財開始及びその期間延長の決定(本条1項4号) —債権者集会の決議等に基づき、経済裁判所に対し外部管財開始が申し立てられ、債務者の支払能力回復の現実的可能性等、外部管財の開始要件が確認された場合(91条注釈参照)。なお、本号には外部管財期間延長決定も掲げられているが、当該決定は、倒産事件の審理結果に基づいて出されるのではなく、外部管財手続中に経済裁判所が出す司法判断である。
- ・ 倒産事件手続を終結する決定(本条1項5号) —倒産事件の審理中に、定款資本に国家の持分が含まれる企業につき、倒産事件を管轄する国家機関が裁判外再生支援を行うのが妥当であるという決定をとり、債権者が裁判外再生支援に同意する場合(61条3項、最高経済裁判所総会決議142号24号)、個人事業者の倒産手続において、債務弁済計画の実施により債務が全額弁済された場合(176条5項)又は倒産事件に参加する全債権者が届出債権を放棄した場合(56条1項4項)

この他に、本項には明記されていないが、経済裁判所は、倒産事件の審理中に、経済訴訟法第86条の事由が認められる場合も、事件手続終結決定を出すことができる。例えば、倒産認定の本案決定が出されていた場合、及び、債務者が清算され国家登記から抹消されている場合、倒産事件手続は経済訴訟法第86条第2号及び第4号に従い終結する(最高経済裁判所総会決議142号24項)。ただし、経済訴訟法第86条に規定されている全ての事由が倒産事件について適用されるわけではなく、倒産事件の特質にかんがみ適用されない事由もある。

- ・ 倒産認定の申立てに関し審理を行わない決定(本条1項6号) —経済訴訟法第88条の事由が認められる場合。倒産事件の審理において、本号の決定が出される場合の例としては、以下のものがある。
 - ・ 債務者につき、倒産認定の事件が係属している場合(経済訴訟法88条1項1号)
 - ・ 申立書に署名のない場合、署名権限のない者が署名している場合、又は、職務名を記入せずに署名されている場合(経済訴訟法88条1項3号)
 - ・ 申し立てた検察官が、申立てを取り下げた場合(債権者からの申立て(請求)がない場合)(経済訴訟法88条1項9号)

ただし、経済訴訟法第88条に規定されている全ての事由が倒産事件について適用があるわけではなく、倒産事件の特質にかんがみ適用されない事由もある。例えば、経済訴訟法第88条第6号(原告が裁判法廷に欠席した場合)は倒産事件に適用されない。なぜなら、倒産事件の開始から、債権者の利益を代表する機関は債権者集会となり、債務者の運命は債権者集会の意思に左右されるからである。つまり、私的な申立ては、他人の利益にも関わる公的なものとなる。

- ・ 和議を承認する決定(本条1項7号) —倒産事件の審理中に、債務者と債権者の間で和議が締結された場合

以上の司法判断のうち、債務者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定(本条1項1号)及び債務者の倒産を認定しない本案決定(本条1項2号)は、本案について出される決定であり、経済訴訟法第18章の規定により採択される。それ以外の決定は、本案以外について出される決定であり、経済訴訟法第19章の規定により採択される。

- 2 第2項によれば、倒産事件に関する司法判断は、倒産法に別段の定めがある場合を除き、直ちに、執行されなければならない。本項は、司法判断は効力を発した後に執行されるという通則（経済訴訟法146条4項）の例外である。

しかし、これは司法判断が発令時点より発効することを意味するものではなく、これら司法判断に対しては経済訴訟法の定める手続に従い不服を申し立てることができる（最高経済裁判所総会決議142号22項）。ただし、司法判断に対する不服の申立ては、その執行を停止しない。

第51条 債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定

- 1 経済裁判所は、本法第4条の定める倒産兆候が認められ、かつ、裁判上の再生支援若しくは外部管財を開始する事由、和議を承認する事由、又は、倒産事件手続を終結させる事由のいずれも存在しない場合、法人債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する本案決定を出す。
- 2 法人債務者の倒産認定・清算手続開始の決定書には、債務者の倒産認定及び清算手続の開始に関する記載、並びに、清算管財人の任命及び清算管財人の報酬に関する記載を含まなければならない。
- 3 債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定に対しては、不服を申し立てることができる。
- 4 個人事業者である債務者の倒産認定の決定書には、債務者の個人事業者としての国家登記を無効とする認定が含まれる。

本条は、倒産認定・清算手続開始の経済裁判所の本案決定の採択手続と内容を規定している。

- 1 倒産認定・清算手続開始の本案決定は、第4条の定める倒産兆候が認められ、かつ、裁判上の再生支援若しくは外部管財を開始する事由、和議を承認する事由、又は、倒産事件手続を終結させる事由のいずれも存在しない場合に、経済裁判所によって下される。

本項は、法人債務者についての倒産認定・清算手続開始の要件を規定しているが、本項の規定は、債務者が個人事業者である場合についても適用される。

本項には例外があることを指摘しておかなければならない。第7条第1項又は第8条第1項、第2項に基づく申立てが受理された場合、本項の適用はなく、経済裁判所による倒産事件の審理の際、第7条第1項、第8条第1項又は第2項の要件が認められ、かつ、裁判上の再生支援若しくは外部管財を開始する事由、和議を承認する事由、又は、倒産事件手続を終結させる事由のいずれも存在しなければ、倒産認定・清算手続開始の本案決定が出される。街形成企業及び同等企業について倒産認定の申立てがされた場合は、履行期から6ヶ月以内に債務を弁済できないことが、倒産兆候となる。通常清算中の法人を債務者とする倒産認定の申立てがされた場合（185条2項）であって、当該法人の財産の価値が債権の弁済に十分でないときは、倒産認定・清算手続開始の本案決定が出される。所在不明の債務者について申立てがされた場合（188条、最高経済裁判所総会決議142号35項）であって、個人事業者である債務者若しくは法人債務者の代表者が行方不明で、その所在地（居住地）を確認できないとき、又は、債務者の財産が不在であるときは、本条の本案決定が出される。

本条の本案決定は、債務者の倒産認定のみに関わるのではなく、同時に、債務者に対する清算手続開始の決定でもある。したがって、清算手続は、債務者の倒産認定と同時でなければ開始されない。

- 2 第2項は、法人債務者の倒産認定・清算手続開始に関する経済裁判所の本案決定の内容を定めており、当該決定には、債務者が倒産者と認定され、当該債務者につき清算手続が開始される旨が示されていなければならない。さらに、決定には、任命された清算管財人が記載され（この時点までに法令の要件に合った候補者が出されている場合）、その報酬額が定められていなければならない。

- 3 第3項は、倒産認定・清算手続開始の本案決定に対する不服申立てを定めている。当該決定は、倒産事件の審理の結果、裁判所が出すものであり、最高経済裁判所総会決議第142号第21項により、不服申立ては経済訴訟法に従って行われる。倒産認定・清算手続開始の本案決定の発令と同時に清算管財人が任命された場合、事件の参加者、検察官は、当該清算管財人に同意しない場合、第60条の手続により、当該司法判断のうち裁判所任命管財人任命の部分につき不服を申し立てることができる(最高経済裁判所総会決議142号21項)。
- 4 第180条第3項によれば、個人事業者としての国家登記は、経済裁判所が債務者の倒産認定の決定を出した時から、無効となる。
- そのため、本項は、個人事業者である債務者の倒産認定の本案決定に、債務者の個人事業者としての国家登記を無効とする認定が記載されていないことを規定している。
- また、経済裁判所は、個人事業者としての登記を行った登記機関に対し、当該事業者の倒産認定の決定の写しを送付しなければならない(180条4項)。

第52条 経済裁判所の司法判断に関する情報の公開

- 1 経済裁判所による、監視、裁判上の再生支援、又は外部管財の開始の決定、倒産事件手続の終結決定、裁判所任命管財人の任命、変更又は解任の決定、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定、及び、上記決定の取消し又は変更の決定は、公報紙³⁷において公告される。公報紙の発行部数、発行周期及び当該情報の公告期間、並びに、公告費用支払方法及び公告費用は、ウズベキスタン共和国内閣が決定し、利害関係人による当該情報への自由な利用を妨げるようなものであってはならない。
- 2 本法に従い公告すべき司法判断の情報は、ウズベキスタン共和国内閣の決める手続により、電子マス・メディアにより公開することができる。
- 3 裁判所任命管財人は、司法判断を受領した日から3日以内に、本条第1項の定める公報紙に対し、公告すべき情報を送付する。
- 4 公告のために送付された司法判断の情報は、受領日から10日以内に、公告される。
- 5 本法又は債権者集会若しくは債権者委員会の決議に別段の定めがある場合を除き、本条第1項の定める公告の費用は、債務者の資金より支払われる。債務者に資金がない場合、公告費用は、裁判所任命管財人が支払い、後に債務者の財産より返済される。
- 6 債務者に公告費用を返済するに十分な財産がない場合、債務者の倒産認定を申し立てた債権者が返済する。
- 7 経済裁判所が出した司法判断の情報は、その他のマス・メディアでも公開することができる。

本条は、倒産事件に関する経済裁判所の司法判断についての情報公開の手続を規定している。

- 1 第52条第1項によると、必ず公告しなければならない司法判断は、以下のとおりである。監視、裁判上の再生支援、外部管財の開始、倒産事件手続の終結、裁判所任命管財人の任命・交代・解任、債務者への倒産認定・清算手続開始に関する経済裁判所決定。また、上記の司法判断の取消し又は変更に関する第二審、破棄審、監督審の決定も公開しなければならない。
- 倒産法は、情報公開はウズベキスタン共和国内閣の定める公報紙への掲載により行われるとの強行規定を含む。最高経済裁判所総会決議第142号第18項により、内閣が当該公報紙を決定するまでは、本条が規定する必須情報の公告は、共和国及び州の公的刊行物にて行われる。
- 2 倒産法に従って公告しなければならない司法判断の情報は、ウズベキスタン共和国内閣の定める方法に従い、電子マス・メディア(インターネット)に掲載することもできる。もっとも、この場合に、裁判所任命管財人が第1項の公告をしなくてよいということでは

³⁷ 行政・立法・司法の諸機関の名において発行される機関紙

ない。倒産法は、司法判断の公告について、公報紙での掲載の他に電子マス・メディアでの公告も可能としていると規定しているにすぎない。

- 3 第52条第3項は、主体、つまり公告の責任を負う者と、公告のために情報を送付しなければならない期限、及び、公告掲載の期限を定めている。公告のための情報の送付義務は裁判所任命管財人（一時管財人、再生管財人、外部管財人）に課されており、これらの者は任命されてから3日以内に倒産法の当該要求を実行しなければならない。ただし、倒産認定・清算手続開始に関する情報の公告は例外であり、清算管財人は、第127条第3項に従い、任命日から10日以内に情報を送付する。掲載は、10日以内にされなければならない。個人事業者の倒産手続においては、原則として裁判所任命管財人は任命されないため、本項には明記されていないものの、個人事業者に対する倒産認定・清算手続開始の本案決定については、個人事業者本人が裁判所決定の公告手続を行わなければならないものと解すべきである。
- 4 裁判所が倒産事件について出した司法判断に関する情報は、公報紙が受領してから10日以内に公告され、また、その他のマス・メディアにおいても公告することができる。
- 5 情報の公開に関わる経費は、原則として、債務者が負担するが、債権者集会（債権者委員会）の決議により、他からの支出を定めることができる。例えば、債権者集会（債権者委員会）は特定の債権者の負担で公告を行うという決定をとることもできる。債務者に情報公開に関わる費用を負担する資金がない場合、裁判所任命管財人が費用を支払い、その後、債務者の財産により返済を受ける。
- 6 裁判所任命管財人が公告費用を負担した場合、当該管財人は債務者に当該費用の返済を求めることができる。しかし、債務者に財産がないか、又は、費用を負担するに十分ではない場合、裁判所任命管財人は、当該費用の返済を、倒産認定を申し立てた債権者に求めることができる。倒産事件を管轄する国家機関が申し立てた場合で、債務者に財産がないか、又は、費用負担に十分ではない場合、非独占化国家委員会に付属する企業活動・企業再編支援基金が、管財人の立替金を支払う。
 税務機関の申立てにより開始された事件では、通常、裁判所任命管財人は税務機関職員の中から任命され、公告は、国家税務委員会の出版機関が無料で行う。
- 7 経済裁判所が出した司法判断の情報は、第1項の定める刊行物とともにその他のマス・メディアでも公告することができる。

第53条 倒産手続の進捗に関する情報の公開

- 1 倒産手続の進捗に関する情報は、公報紙において、公告されなければならない。
- 2 本条第1項の公告の費用は、本法又は債権者集会若しくは債権者委員会が別段の定めをする場合を除き、債務者の財産より支払われる。債務者に公告費用を支払うに十分な財産がない場合、債権者集会又は債権者委員会の決議に従い、支払われる。
- 3 債務者の債権者数が50名以上又はその数が不明である場合、債務者に対する各倒産手続の開始は、公告が義務付けられる。
- 4 公告すべき情報は、債権者集会又は債権者委員会の決議に従い、その他のマス・メディアでも公開することができる。
- 5 倒産手続の進捗に関して公開される情報は、以下の事項を含まなければならない。
 - (1) 債務者の名称（氏、名、父称）及び郵便宛先
 - (2) 司法判断を出した経済裁判所の名称、司法判断の発令日、開始された倒産手続の名称、及び、事件番号
 - (3) 任命された裁判所任命管財人の氏、名、父称及び郵便宛先
 - (4) 経済裁判所が定めた倒産事件の審理のための次回法廷期日
 - (5) 本法の定める場合におけるその他の情報

本条は、倒産手続の進捗に関する情報公開の手続を定めている。

71 第3章 経済裁判所における倒産事件の審理(第35条―第61条)

- 1 第1項に従い、倒産手続の進捗に関する情報は公告されなければならない。この規則は、裁判所任命管財人に、裁判所が開始した倒産手続において管財人が行う法的意味を持つ行為についての情報を公開する義務があることを意味している。このような情報としては、債務者の財産の売却、債務者の資産の置換、倒産手続の適用や管財人の任命といった問題に関し決議をとるための債権者集会の実施等がある。このような情報公開は、倒産手続に関する実施計画（再生支援計画、外部管財計画、清算計画）の進捗（過程）等を反映するものでなくてはならない。
倒産法は、情報公開は公報紙で行う旨の強行規定を含む。最高経済裁判所総会決議第142号第18項によれば、内閣が公報紙を決定するまでは、本条が規定する必須情報の公告は、共和国及び州の公的刊行物にて行われる。
- 2 公告費用は債務者が負担する。倒産手続の進捗に関する情報公開に関わる費用負担は、債務者に資金その他の財産がない場合、債権者集会（債権者委員会）の決議に基づき定められる。
- 3 債権者数が50を超える場合又は債権者数を確定できない場合、債務者に対して適用される各倒産手続の開始に関する情報は、必ず公告されなければならない。本項に規定される「各手続の開始に関する情報」とは、第52条が公告を義務付けている「各手続の開始の司法判断に関する情報」と異なるものではない。したがって、第52条第1項に従い、各手続の開始についての情報は、債権者の人数に関係なく、必ず公告されなければならない。
- 4 公報紙における公告は、その他のマス・メディアでの情報公開を否定するものではない。例えば、インターネットを使えば最も機動的に、かつ、費用をかけずに告知を行うことができる。しかし、全ての利害関係者がインターネットにアクセスできるとは限らず、場合によっては、ラジオやテレビ放送を使う方が効果的であることもある。
- 5 倒産手続の進捗についての情報公開を保障するため、また、利害関係人が十分な情報を得られるようにするため、法は公告の情報に必ず含まなければならない事項を定めている。

第54条 倒産不認定の経済裁判所の本案決定

- 1 経済裁判所は、以下の場合、債務者の倒産を認定しない本案決定をする。
 - (1) 倒産兆候が認められない。
 - (2) 経済裁判所が倒産事件に関する本案決定を出す前に届出債権が弁済された。
 - (3) 虚偽倒産が認定された。
- 2 経済裁判所は、本法の定めるその他の場合にも、債務者の倒産を認定しない本案決定を出すことができる。
- 3 債務者に流動資産（容易に換価できる財産）が十分あると証明された場合、経済裁判所は、債務者の申立てに基づき、債務者に対し、経済裁判所の定める期間内（30日を超えない）に、債権を弁済するよう勧告し、倒産事件の審理を延期することができる。

本条は、経済裁判所が倒産を認定しない本案決定を出す場合の事由を定めている。

- 1 経済裁判所による倒産を認定しない旨の本案決定は、以下の場合に出される。
 - ・ 倒産兆候が認められない場合。つまり、債務者が履行を遅滞している期間が第4条の定める期間に満たず、債務者に対する債権の総額が倒産法の定める額に満たない場合（最高経済裁判所総会決議142号23項）³⁸
 - ・ 経済裁判所が倒産事件に関する本案決定を出す前に届出債権が弁済された場合
監視手続中、つまり、倒産事件の審理中においては、全債権者に対して同時に弁済することを条件に、債権者に対して弁済をすることが認められる。そして、全債権者に対する弁済が終了した場合、経済裁判所は、本条に基づき、債務者の倒産を認定しない本案決定を出すことになる。また、個人事業者の倒産手続において、債務者の申立てにより倒産事件の審理が延期されている間、債務者が全債権を弁済し

³⁸ 最高経済裁判所総会決議第142号第23項も含めて、倒産法第4条の倒産兆候（不履行期間）と同法5条の債務額の区別に混乱がみられる。

た場合も(179条)、経済裁判所は、債務者の倒産を認定しない本案決定を出す。

- ・ 虚偽倒産が認定された場合。実際には、虚偽倒産の兆候が認められた場合の倒産を認定しない本案決定は、債務者に債権を完済できる可能性があるにもかかわらず、債務者が倒産認定を申し立てた、あるいは、申立人の債権が根拠を欠くものであったにもかかわらず、債務者が争う手段をとらなかったといった事実が確定した結果出される。
- 2 第54条第2項によれば、倒産を認定しない本案決定は、倒産法の定める他の場合にも出される。例えば、第156条では、街形成企業である債務者の債務が6ヶ月間履行されていない場合を規定している。したがって、裁判所が誤って街形成企業の倒産事件を開始し、事件審理の段階で、債務者が債務を履行していない期間が6ヶ月以下であることが認められた場合、裁判所は倒産を認定しない本案決定を出す。
- 3 債務者に十分な流動資産があることを証明する証拠がある場合、経済裁判所は、債務者の申立てに基づき、事件の審理を延期することができ、債務者に対し、裁判所が指定する期間内に、債務を弁済するよう勧告する。指定期間は30日を超えることはできない。この場合、裁判所は第49条の定める期間内で、倒産事件の審理を延期する決定を出す。この決定に対しては、不服を申し立てることはできない(経済訴訟法131条)。

債務者は、全債権者に対して同時に弁済することを条件に、本項による倒産事件の延期期間内で、債権者に対して弁済をすることができる。そして、全債権者に対する弁済が終了した場合、経済裁判所は、債務者の倒産を認定しない本案決定を出す。

第55条 倒産不認定の経済裁判所の本案決定の効果

経済裁判所が債務者の倒産を認定しない本案決定を出すと、倒産認定の申立ての受理及び(又は)監視開始の結果、課された制限は、全て、無効になる。

本条は、倒産を認定しない旨の経済裁判所の本案決定の効果を規定している。

倒産不認定の本案決定は、経済裁判所による倒産認定の申立受理の結果、及び(又は)、監視手続の開始の結果、課された全制限を終了させる事由となる。本条の内容からすると、これは、第63条、第64条の定める監視開始の効果、そして、経済訴訟法第77条、倒産法第46条第2項により裁判所が債務者に対し適用した債権の実現を保全する措置を指す。この際、訴えの保全措置は判決の発効まで効力を有すると定めている経済訴訟法の規定とは異なり、倒産事件においては、債権の実現を保全する措置は、倒産を認定しない決定が出された時点で失効する。

第56条 倒産事件手続の終結事由

- 1 経済裁判所は、以下の場合、倒産事件手続を終結する。
 - (1) 一裁判上の再生支援手続中、債務者の支払能力が回復した。
 - (2) 一外部管財手続中、債務者の支払能力が回復した。
 - (3) 一和議が締結された。
 - (4) 一倒産事件に参加する全債権者が届出債権を放棄した。
 - (5) 一いずれかの倒産手続中、債権登録簿に含まれた全債権が弁済された。
- 2 経済裁判所は、法令の定めるその他の場合にも、倒産事件手続を終結することができる。

本条は、倒産事件手続の終結の事由を定めている。

- 1 本条には、倒産事件の手続終結についての特別な事由が定められている。経済訴訟法第86条はその他の終結事由を規定しており、手続法的規定の適用においては、倒産法が優先される。

裁判上の再生支援における債務者の支払能力の回復及び外部管財における債務者の支払能力の回復の概念は、同一である。つまり、第106条第3項の文言からすると、支払能力

の回復とは、3ヶ月以上履行期を徒過した債権を全て弁済したことである。裁判上の再生支援及び外部管財の場合、債権登録簿（債務弁済計画表）に記載されている債権は全て履行期を3ヶ月以上徒過しているので、裁判上の再生支援又は外部管財における支払能力の回復とは、債権登録簿（債務弁済計画表）に記載されている債権を全額弁済したことと同じことになる。具体的には、裁判上の再生支援においては、裁判上の再生支援の期間満了前完了（85条3項1号）、裁判上の再生支援の完了（87条3項1号）及び保証人・担保設定者による義務の履行（89条2項1号）である。また、外部管財の場合は、債務者の企業（営業）の売却（110条16項）、債務者の発起人、財産所有者又は第三者による債務者の債務の履行（113条1項、2項）、債権者に対する支払いに移行する裁判所決定又は特定順位の債権者に対する支払いを開始する裁判所決定に基づく弁済（121条1項）の結果により、債権登録簿に記載された債権が全て弁済された場合である。ここで指摘しておかなければならないのは、外部管財においては、債権登録簿に記載されている全債権を弁済するに十分な資金が蓄積された場合、経済裁判所は、外部管財人の報告書の審理の結果に基づき、債務者の支払能力の回復による外部管財の中止を理由とする債権者に対する支払いへ移行する決定を出す（118条6項2号）、この決定の時点では、外部管財は終了するが、倒産事件手続は終結しないということである。

また、共益費支払請求権や生命・健康侵害の損害賠償請求権などの順位外で弁済を受けることのできる債権については、倒産事件外で個別に債務者に対して弁済を請求することができ、債権登録簿にも記載されないため、裁判上の再生支援及び外部管財において、経済裁判所が倒産事件手続終結決定を出すに際しては、これらの債権が弁済されているかどうかについては考慮しない。

本項は、倒産事件手続は、和議の締結によっても終結すると規定している。しかし、和議が効力を生じるには、経済裁判所の承認が必要であり（145条5項）、倒産事件手続は、監視、裁判上の再生支援、外部管財又は清算手続中、経済裁判所が和議を承認すると終結する（150条1項）。和議の承認については、決定が出され、当該決定には倒産事件手続の終結が記載される（145条第5項）。

倒産事件に参加する全債権者による届出債権の取下げは、倒産事件手続の終結事由であり、これは債務者に対する債権の申出が、債権者の義務ではなく権利であるということによるものである。したがって、債権者は、何時でも（いずれの倒産手続においても）、自己の権利の行使を取り下げることができる。この場合、債務の免除（又はその他の方法による債務者債務の終結）ではなく、まさに債権者による届出債権の取下げを想定していると考えられる。一部の債権者（申立債権者を含め。）の債権の取下げは事件手続に影響しない。

いずれかの倒産手続における債権登録簿に記載された全債権の弁済―これも、倒産事件手続終結の事由の一つとして本法が挙げている。本号は、「いずれかの倒産手続中」債権登録簿に含まれた全債権が弁済された場合、経済裁判所は倒産事件手続を終結すると規定しているが、しかし、本号が機能するのは清算手続に限られる。なぜならば、債権登録簿に含まれた全債権が弁済される場合、裁判上の再生支援の実施の結果であれば、本項第1号に基づき、外部管財の実施の結果であれば、本項第2号に基づき、それぞれ倒産事件手続が終結するからである。監視手続中においては、全債権者に対して同時に弁済することを条件に債権者への弁済をすることが認められ、全債権者に対する弁済が終了した場合、経済裁判所は、本条に基づき倒産事件終結決定を出すのではなく、第54条第1項により債務者の倒産を認定しない本案決定を出すのであり、この点は注意しなければならない。

清算手続において債権登録簿に含まれた全債権が弁済される場合、経済裁判所は、倒産事件終結決定を出す場合と、清算手続終了決定を出す場合がある。倒産事件終結決定を出す場合とは、具体的には、最高経済裁判所総会決議第142号第25項の定める場合であり、清算手続中に債権登録簿に記載されている全債権が弁済され、債務者に経済活動を継続する可能性がある場合、経済裁判所は、清算管財人が提出した報告書を検討した結果に基づき、倒産事件手続終結決定を出す。一方、清算手続中に債権登録簿に記載されている全債権が弁済された場合であっても、債務者に経済活動を継続する可能性がない場合、経済裁判所は、事件手続終結決定ではなく、清算手続終了決定を出す。また、法人債務者の清算

手続中において債権登録簿に記載される全債権が弁済されない場合、経済裁判所は、倒産事件終結決定ではなく、清算手続終了決定を出す(144条1項)。個人事業者については、倒産認定・清算手続開始の本案決定を受けた場合は、債務者が全債権を弁済したか否かにかかわらず、経済裁判所は、倒産事件手続終結決定ではなく、清算手続終了決定を出す(最高経済裁判所総会決議142号37号)。

- 2 倒産事件手続は、倒産法の規定に従い、その他の場合においても経済裁判所により終結されることがある。

倒産事件手続は、債権者が裁判外再生支援の実施に合意した場合、終結する(61条3項)。

個人事業者の倒産において、債務弁済計画の実施により債務を弁済した場合は(176条5項)、倒産事件手続は終結し、一方、債務者の申立てによる倒産事件の審理延期中に全債権が弁済された場合は(179条)、経済裁判所は、第54条第1項に基づき、債務者の倒産を認定しない本案決定を出す。

第57条 倒産事件手続の中断

- 1 倒産事件手続は、経済訴訟法の定める事由により、中断されることがある³⁹。
- 2 倒産事件手続が中断しても、経済裁判所が、裁判所任命管財人の申立て、裁判所任命管財人の行為(不作為)に対する債権者等の不服、並びに、債権の額、内容及び弁済順位に関する紛争を審理することは、妨げられない。
- 3 倒産事件手続が中断した場合、経済裁判所は、本法第50条の定める司法判断を下すことはできない。
- 4 倒産事件手続が中断しても、経済裁判所が本法の定める決定を出すこと、並びに、裁判所任命管財人及び倒産事件のその他の参加者が本法の定める行為を履行することは、妨げられない。

本条は、倒産事件手続の中断手続を定めている。

- 1 倒産法は、事件手続の終結事由とは異なり、事件手続の中断については、倒産制度のみに特有の事由を定めていない。したがって、裁判所は、倒産事件手続の中断決定を出す際には、経済訴訟法第82条、第83条に従う。

経済訴訟法第82条により、経済裁判所は、以下の場合、事件手続を中断しなければならない。

- ・ 別の事件の判決が出るまで、又は、憲法・民事・刑事・行政裁判手続で審理されている問題が解決されるまで、当該事件を審理することができない。
- ・ 被告がウズベキスタン共和国軍に在籍する場合、又はウズベキスタン共和国軍に在籍する原告がその申立てを行った。
- ・ 争われている権利関係の継承が認められる場合、国民が死亡した。
- ・ 国民が行為能力を喪失した。

また、経済訴訟法第83条の定める以下の場合、裁判所は職権で、又は事件参加者の申立てに基づき倒産事件を中断することができる。

- ・ 経済裁判所が専門調査を実施する。
- ・ 事件に参加する組織の再編があった。
- ・ 事件参加者が何らかの国家の義務を果たすために召喚された。

- 2 倒産事件手続の中断は、第59条の定める裁判所任命管財人の行為(不作為)に対する申立て及び不服の審理や、債権の額、内容、弁済順位に関する紛争の審理を妨げるものではない。
- 3 立法者は、事件手続が中断された場合は、裁判所は第50条の司法判断を下してはならないと定めている。
- 4 第4項によれば、倒産事件手続が中断しても、経済裁判所は倒産法の定める決定を出すことができる。この例外となるのは、第50条に挙げられている決定である。また、事件手

³⁹ 経済訴訟法8章「停止」

75 第3章 経済裁判所における倒産事件の審理(第35条―第61条)

続の中断は、裁判所任命管財人による職務遂行の中断を意味するものではない。なぜなら、本規定にあるように、事件手続の中断は、裁判所任命管財人及びその他の事件参加者が倒産法の定める行為を履行することを妨げるものではないからである。

第58条 裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬の負担

- 1 履行期が延期された又は分割払いとなった国家手数料、本法第52条及び第53条の定める手続に従い行われた公告の費用、並びに、裁判所任命管財人の報酬を含む裁判費用は、債務者の財産より、順位外で支払われる。
- 2 和議では、本条第1項の定める費用分担とは異なる分担を定めることができる。
- 3 経済裁判所が、倒産兆候がないために債務者の倒産を認定しない本案決定を出した場合、本条第1項の定める費用は、経済裁判所に対し債務者の倒産認定を申し立てた債権者が負担し、各債権者は、自己の債権額に応じて按分された費用を負担する。
- 4 裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬の分担は、倒産事件を審理した結果に基づき経済裁判所が出す決定において、定められる。

本条は、裁判費用と管財人報酬の分担を規定している。

- 1 本項は、支払期日が延期された又は分割払いとなった国家手数料(経済訴訟法91条4項)、倒産認定やその他の情報の公告費用、裁判所任命管財人の報酬は、債務者の財産により支払われると定めている。これらの費用は、倒産認定の申立受理後に発生したか、又は、履行期が該当する倒産手続の開始後に到来しているため、順位外で支払われる。経済裁判所に倒産認定を申し立てるために必要な国家手数料は、通常、倒産認定の申立受理より前に発生し、履行期も申立受理より前に到来する。しかし、経済裁判所は、特別の場合に、申立人の申請に基づき、当該申立人の資産状況を考慮して、国家手数料の延納又は分納を認めることができる(経済訴訟法91条4項)。この場合、国家手数料が共益費に該当することがあり、順位外で弁済される。また、本項には規定されていないが、管財人が業務遂行のために依頼した者に対する支払いについても、本項の裁判費用として順位外で弁済を受けることができると理解できる。
- 2 和議では、第1項の裁判費用の分担方法とは異なる費用分担を定めることができる。
- 3 倒産不認定の本案決定が出された場合、裁判費用は倒産認定を申し立てた債権者が負担する。ただし、倒産認定の申立てが、検察官、税務機関、その他の全権機関、倒産事件を管轄する国家機関によって行われた場合は例外である。ウズベキスタン共和国国家手数料法第4条及び最高経済裁判所総会決議第142号第2号に従えば、上記の機関は、裁判所に申立てを行う際の国家手数料の納付を免除されるため、倒産事件に伴う裁判費用は負担しない。
- 4 第50条に挙げられる司法判断を下す際、裁判所は、裁判費用及び管財人報酬の分担を定めなければいけない。つまり、司法判断には、事件審理にかかわる費用(国家手数料、公告費用)及び裁判所任命管財人の報酬を誰がいくら負担するかが記載される。

第59条 裁判所任命管財人の申立て及び債権者等の不服の審理

- 1 監視、裁判上の再生支援、外部管財又は清算手続の手続中、本法に基づき提出された裁判所任命管財人の申立て(債権者との紛争又は債務者との紛争に関するものを含む。)、並びに、権利及び法的利益の侵害に関する債権者の不服は、当該申立て・不服の受理日から1ヶ月以内に、経済裁判所が法廷において審理する。裁判所任命管財人の申立書・債権者の不服書には、審理のその他の参加者に対し申立書・不服書の写しを送付した証拠を添付しなければならない。経済裁判所は、申立て・不服を審理した結果に基づき、決定を出す。当該決定に対しては、法令の定める手続と期間に従い、不服を申し立てることができる。
- 2 本条第1項の定める手続に従い、以下の事項が審理される。
 - (1) 労働契約に基づく給与及び退職金支払債権の金額及び内容に関する裁判所任命管財人と債務者の被雇用者の代表者間の紛争

- (2) 債権者、債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人による、自己の権利及び法的利益を侵害する裁判所任命管財人の行為(不作為)に対する不服
- 3 経済裁判所の決定に対し不服を申し立てる権限を有しない者による申立て・不服、並びに、本条第1項及び第2項の定める手続に従わずなされた、又は、申立ての根拠となる証拠が添付されずになされた申立て・不服申立てについては、申立書が返却されなければならない。

本条は、倒産手続において、裁判所任命管財人、債権者と債務者の間、また、裁判所任命管財人と債務者の被雇用者の代表者や発起人(財産所有者)の代表者との間において発生する申立て及び不服の審理手続を定めている。

- 1 第1項は、監視、裁判上の再生支援、外部管財又は清算手続において、裁判所任命管財人又は債権者から経済裁判所に対して出された不服申立ての審理手続について規定している。

具体的には、以下の異議・不服が、本項により経済裁判所に申し立てられる。

- ・ 届け出られた債権に対する管財人の異議、並びに、裁判所任命管財人が確定した額、内容、及び弁済順位についての債権者の不服。倒産事件における債権確定手続と、これに関連する異議申立手続については、第70条、第99条及び第100条に具体的に定められている。各倒産手続における手続の詳細については、第70条注釈(監視)、第84条注釈(裁判上の再生支援)、第99条及び第100条注釈(外部管財)、第128条注釈(清算手続)を参照されたい。
- ・ 債権登録簿に記載された債権に対する管財人による異議。ただし、管財人がその権利を持つ場合に限る。
- ・ 管財人と債権者・債務者間のそれ以外の紛争。例えば、管財人の解任申立て、債務者の代表者の解任申立て等

本項に基づく申立て・不服は、それらの受領より1ヶ月以内に経済裁判所の法廷において審理される。審理の結果、決定が下され、当該決定に対しては、第60条の定める手続及び期間で、不服を申し立てることができる。裁判所任命管財人の申立書や債権者の不服書には、当該審理のその他の参加者に対し申立書・不服書の写しが送付された証拠を添付しなければならない。この証拠がない場合、経済裁判所は、第3項に基づき、申立書・不服書を返却する。

- 2 労働契約に基づく被雇用者の退職金及び給与支払請求権の弁済順位、内容、及び額についての裁判所任命管財人と被雇用者の代表者との間の紛争は、本条の規定に従って審理される。ただし、最高経済裁判所総会決議第142号第27項に規定されるとおり、労働契約が終了する場合を除く。

本項は、給与及び退職金支払請求権に関する裁判所任命管財人と債務者の被雇用者との間の紛争について、債務者の被雇用者の代表者に経済裁判所に対し申し立てる権限を認めている。この点につき、債務者の被雇用者の代表者が倒産事件の参加者として認められていること(36条2項)、一方、債務者の被雇用者個人には不服申立てを行う権限が認められないことを指摘しておかなければならない。

債権者、債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人による、自己の権利及び法的利益を侵害する裁判所任命管財人の行為(不作為)に対する不服は、本条の規定に従って審理される。

本項は、債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人に、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者の権利及び法的利益を侵害する裁判所任命管財人の行為(不作為)に対する不服申立てを行う権限を認めている。当該申立てについては、債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人が倒産事件の参加者として認められていること(36条2項)、一方、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者には、不服申立てを行う権限を認められないことを指摘しておかなければならない。

- 3 第3項により、申立書及び不服書は、以下の場合、返却される。

77 第3章 経済裁判所における倒産事件の審理(第35条―第61条)

- ・ 申立権限のない者が提出した。経済裁判所の決定に対し不服を申し立てる権限を有する者は、第36条第1項の倒産事件の参加者のほか、第2項の紛争の審理の結果出された裁判所決定については、債務者の被雇用者の代表者、債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人が、その権限を有する。
- ・ 本条第1項、第2項の定める手続に反して提出された。
- ・ 申立て又は不服を証明する証拠を添付せずに提出された。

申立書及び不服書の返却に関しては、本条及び経済訴訟法第118条第2項により、決定が出される。

第60条 倒産事件における紛争について経済裁判所が出した決定に対する再審理手続

- 1 倒産事件における、裁判所任命管財人の申立て、債権者等の不服(申立て)、及び、紛争を審理した結果に基づき、経済裁判所が出した決定は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法及び本条の特則の定める手続に従い、再度、審理されなければならない。
- 2 倒産事件における紛争を審理した結果に基づき、経済裁判所が出した決定は、発令された時から10日間経過後、法的効力を発する。
- 3 倒産事件における紛争の審理に参加した者は、第二審へ不服を申し立てる権利を有する⁴⁰。
- 4 本条第1項の経済裁判所の決定に対する第二審への不服申立ては、当該決定の発令から10日以内に提起され、経済裁判所に提起された時から10日以内に、審理されなければならない。
- 5 倒産事件における紛争を審理した結果に基づき、経済裁判所の第二審が出した決定は、破棄審⁴¹や監督審⁴²により再度審理されない。

本条は、経済裁判所が紛争、申立て、不服を審理した結果に基づき出された司法判断の再審理に関する特則を定めている。

- 1 本条によれば、倒産事件において申立て、不服(申立て)、及び紛争を審理した結果出される裁判所の決定⁴³は、経済訴訟法の定める手続に従い、かつ、本条の定める特則の適用も受けて、再度、審理されなければならない。

経済裁判所が倒産事件において出した決定のうち、経済訴訟法に規定されていない決定に対しては、倒産法の定める場合に限り、倒産法が定める手続によってのみ、不服を申し立てることができる。もっとも、第50条、第91条第2項、第124条第4項の決定に対しては、経済訴訟法の手続に従い不服が申し立てられる(最高経済裁判所総会決議142号21項1号、2号)。

裁判所任命管財人(一時管財人を除く。)の任命(解任、変更)の決定に対しては、倒産法の定める手続に従い不服が申し立てられる。再生支援管財人・外部管財人が、裁判上の再生支援・外部管財の開始と同時に任命され、又は、清算管財人が倒産認定・清算手続の開始と同時に任命され、当該任命が、裁判上の再生支援・外部管財の開始決定、又は、倒産認定・清算手続開始の本案決定に記載されている場合、倒産事件の参加者、検察官は、任命された裁判所任命管財人に同意しないのであれば、倒産法の定める手続に従い、司法判断中の裁判所任命管財人の任命の部分につき、不服を申し立てることができる(最高経済裁判所総会決議142号21項5段)。

一時管財人の任命、解任、交代に関する決定に対しては、不服を申し立てることはできない。監視の開始(62条)及び一時管財人の任命(65条)の決定に対する不服申立てが定められていないからである。

債権者集会決議の無効認定についての経済裁判所決定(13条5項)に対しても、倒産法の定める手続により不服申立てができる(最高経済裁判所総会決議142号21項4段)。

⁴⁰ 経済訴訟法21章172条(156条以下)参照

⁴¹ 経済訴訟法22章(173条以下)参照

⁴² 経済訴訟法23章(192条以下)参照

⁴³ 本案決定は示していない。

決定の一覧及び不服申立手続は、本条注釈の末尾に記載されている。

- 2 倒産事件において生じた紛争の審理の結果出された決定は、発令から10日後に法的効力を発する。これに対し、経済訴訟法が規定する司法判断⁴⁴は、採択から1ヶ月後に発効する(経済訴訟法146条1項)。倒産事件の審理が長引かず、債権者への弁済が早期に行われるよう、倒産法は、倒産事件において生じた紛争の審理の結果出された司法判断については、経済訴訟法の定める司法判断と比較して、法的効力を発するまでの期間を短く設定している。
- 3 第3項によれば、倒産事件における紛争を審理した結果に基づき経済裁判所が出した決定に対する第二審への不服申立権は、倒産事件において当該紛争の審理に参加した者にのみ認められる。例えば、届出債権に対する裁判所任命管財人の不服の審理の結果出された決定については、当該管財人及び債権者が、また、裁判所任命管財人と発起人の代表者の間で起きた紛争を審理した出された決定については、当該管財人と発起人の代表者が、不服申立権者に当る。司法判断に対する不服申立権を事件参加者に認めている経済訴訟法の規定(156条)と異なり、倒産法は、紛争の審理の参加者のみが裁判所決定に対する不服申立権を有するとしている。なぜなら、第一に、審理される問題が、必ずしも、全ての事件参加者の利害に関わるわけではなく、不服申立権は、倒産事件参加者全員ではなく、紛争の審理に参加した者に認められれば十分だからである。第二に、事件参加者のみに不服申立権を認めると、紛争の審理に参加したその他の者が、審理の結果出された司法判断に対して不服を申し立てられず、当該者の権利を害するからである。
倒産事件において当該紛争の審理に参加した者は、第二審に不服を申し立てることはできるが、直接破棄審に不服を申し立てることはできない。
決定に対する不服申立ては、倒産事件の手続を妨げず、倒産事件の中断の事由にもならない点に注意すべきである。また、不服申立ては、債権者集会の開催や債務者の弁済能力を回復する措置の実施なども妨げない。
- 4 第二審の手続は、経済訴訟法第21章に従い進められる。ただし、本条が定めるように、第60条の定める不服申立てが認められるのは、決定の発令から10日の間だけであり、当該不服は、経済裁判所への申立てから10日以内に、第二審において審理されなければならない。経済訴訟法に従い下される本案決定(判決)は、当該決定の採択から1ヶ月間経過後に、法的効力を発する(経済訴訟法146条1項)。当該本案決定(判決)についての控訴は、採択から1ヶ月以内に申し立てられ(経済訴訟法158条)、申立てから1ヶ月以内に審理される(経済訴訟法167条)。倒産法は、倒産事件において生じた紛争の審理の結果出された司法判断については、経済訴訟法の定める司法判断と比較して、第二審への不服申立期間も、また、第二審における審理期間も短く設定している。これは、事件手続の期間を短縮し、債権者への弁済が適時に行われるようにするためである。
- 5 第5項によると、倒産事件における紛争を審理した結果に基づき出された第二審の決定は、破棄審や監督審において再審理されない。これは、倒産事件手続を早期に終わらせ、届出債権の弁済が早期に行われるようにするためである。

経済裁判所が出す決定の一覧とその不服申立手続

- I 不服申立ての規定がないため、不服申立てが認められない決定
 - ・裁判所任命管財人への報酬支払承認決定(22条1項)
 - ・倒産認定申立受理及び倒産事件開始の決定(45条4項, 経済訴訟法116条)
 - ・監視開始及び一時管財人任命の決定(45条3項)
 - ・専門調査の実施決定(48条7項)
 - ・一時管財人任命決定, 報酬額, 支払手続に関する決定(65条)
 - ・一時管財人報酬額の変更決定(65条)
 - ・一時管財人解任決定(65条)
 - ・監視期間中における債務者の代表者解任の決定(66条1項5号)

⁴⁴ 判決及び決定を両方含む。

79 第3章 経済裁判所における倒産事件の審理(第35条―第61条)

- ・債務弁済計画表への債権の記載又は記載拒否決定(84条2項)
- ・裁判上の再生支援の中止又は完了決定(88条1項)
- ・外部管財期間短縮決定(91条4項)
- ・定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、活用されていない施設を一時閉鎖する決定(109条3項)
- ・債権者に対する支払いへの移行の決定(118条6項2号)
- ・特定順位の債権者に対する支払開始の決定(118条6項3号)
- ・外部管財人報告書の承認拒否の決定(118条6項5号)
- ・債権弁済手続変更の決定(120条3項)
- ・清算手続における債務者の財産の売却手続及び日程(予定)承認の決定(135条3項)
- ・清算手続終了の決定(143条2項, 144条1項)
- ・個人事業者の債権弁済計画の承認の決定(176条2項)
- ・個人事業者の債権弁済計画の変更の決定(176条4項)
- ・債務弁済の手続及び額に関する決定(182条)
- ・簡易倒産手続中止及び一般倒産手続への移行決定(189条5項)

II 不服申立てが経済訴訟法に規定される決定、及び、倒産法第50条、第91条第2項、第124条第4項に規定され、経済訴訟法の一般手続で再審理される司法判断

- ・申立不受理の決定(45条5項, 経済訴訟法117条)
- ・申立書返却の決定(45条6項, 経済訴訟法118条)
- ・債権の実現の保全措置及び措置拒否の決定(46条1項, 2項, 66条1項4号, 81条1項8号, 179条1項, 経済訴訟法76条)
- ・債権の実現の保全措置取消の決定(46条4項, 経済訴訟法80条)
- ・裁判上の再生支援開始決定(50条1項3号, 75条1項, 75条3項, 78条1項, 157条3項)
- ・裁判上の再生支援期間延長の決定(50条1項3号, 78条4項)
- ・外部管財開始決定(50条1項4号, 75条1項, 91条1項, 141条1項, 157条1項)
- ・外部管財期間延長の決定(50条1項4号, 91条4項, 108条, 118条6項4号, 158条)
- ・倒産事件手続終結決定(50条1項5号, 56条, 75条1項, 85条3項1号, 87条3項1号, 89条2項1号, 118条6項1号, 176条5項)
- ・倒産認定申立ての審理を行わない決定(50条1項6号, 経済訴訟法89条)
- ・和議承認及び事件手続終結の決定(50条1項7号, 75条1項, 145条5項)
- ・倒産事件手続中断決定(57条1項, 176条2項, 179条3項, 経済訴訟法85条)
- ・清算手続の期間延長決定(124条3項, 最高経済裁判所総会決議142号21項)

III 不服申立てが倒産法にのみ規定され、倒産法第60条の手続により再審理される決定

- ・債権者集会決議の無効認定の経済裁判所決定(最高経済裁判所総会決議142号21項)
- ・債権の債権登録簿への記載又は記載拒否決定(48条5項, 70条4項)
- ・裁判所任命管財人の申立て(債権者との間, 債務者との間で起こった紛争に関するものを含む。を審理した結果出される決定)
- ・債権者が、監視, 裁判上の再生支援, 外部管財, 清算手続中に、自身の権利・利益の侵害につき、倒産法に従い申し立てた異議を審理した結果出される決定
- ・雇用契約による被雇用者の給与・退職金支払請求権の額, 内容に関する, 裁判所任命管財人と債務者の被雇用者代表間の紛争を審理した結果出される決定
- ・債権者, 債務者の発起人(社員)代表者又は財産所有者代理人が, 裁判所任命管財人の行為(不作為)による権利・利益の侵害につき申し立てた異議を審理した結果出される決定(59条, 100条)
- ・裁判上の再生支援期間中における債務者の代表者の解任決定(79条4項)
- ・再生支援管財人の任命, 解任の決定(80条3項)

- ・債務者の代表者の報告書の承認拒否決定(85条4項)
- ・外部管財人任命決定(95条3項)
- ・外部管財人解任決定(96条1項)
- ・債権者の異議を審理した結果、出される決定(100条2項)
- ・清算管財人任命決定(経済裁判所が倒産認定の本案決定と同時に、清算管財人を任命する場合―裁判所決定の清算管財人任命の部分について)(126条, 最高経済裁判所総会決議142号21項)
- ・清算管財人の解任決定(135条3項, 140条1項)
- ・和議承認拒否決定(151条3項)
- ・倒産事件手続再開決定(154条1項)
- ・清算財団から除外される債務者財産一覧の承認決定(177条3項)

第61条 債務者の定款資本に国家の持分が含まれている場合の倒産手続の特則

- 1 経済裁判所は、債務者の定款資本に国家の持分が含まれている場合、倒産事件を管轄する国家機関に対し、倒産事件の開始を通知しなければならない。
- 2 倒産事件を管轄する国家機関は、通知を受領した日から2週間以内に、経済裁判所に対し、裁判外再生支援の実施の可否についての決定を伝える。
- 3 裁判外再生支援の実施に債権者が合意する場合、倒産事件は終結する。
- 4 裁判外再生支援の実施に債権者が合意しない場合、本法の定める手続に従い、倒産事件の審理が行われる。

本条は、定款資本に国家の持分が含まれる企業の倒産手続の特則を規定している。

- 1 企業の定款資本に国家の持分が含まれる場合、経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関に対し当該企業に対する倒産事件の開始を通知しなければならない。事件開始の裁判所決定は、経済訴訟法第153条が定めるように、5日以内に、当事者と同時に国家機関に通知されなければならない。
- 2 倒産事件を管轄する国家機関は、倒産事件開始の通知を受領してから2週間以内に、経済裁判所に対し、裁判外再生支援の実施が適正か否かの決定を通知する。ただし、倒産事件を管轄する国家機関の当該決定により、自動的に、倒産事件手続が終結するわけではない。
- 3 第3項の趣旨より、裁判外再生支援実施の適正に関する倒産事件を管轄する国家機関の決定は、一時管財人が招集する債権者集会で審理されなければならない。実務では、倒産事件を管轄する国家機関は、裁判外再生支援の実施の適正に関する決定を下した場合、監視における第一回債権者集会において、当該問題を議題にかけることになる。第一回債権者集会が裁判外再生支援の実施に同意した場合、経済裁判所は、本項により、倒産事件を終結する。
- 4 債権者が裁判外再生支援の実施に同意しない場合、倒産事件は、倒産法の定める一般的な手続に従い、裁判所により審理される。

第4章 監視

本章は、監視手続について定めている。

監視は、債務者の財産の保全及びその財務状況の分析を目的として行われる。その本質は、倒産認定の申立受理の時点から次の倒産手続の開始まで、債務者に対して財産処分を禁止し、また、債権者が個別に債権を行使することを制限し、債権の行使を倒産事件の範囲内で可能にすることにある。この制度は、2003年の倒産法の改正に際し導入された新しい制度である。監視開始決定が出される際には、一時管財人が任命される。監視開始決定が出された時点から、労働債権等の特定の債権の場合を除き、債務者財産に対して強制執行をする執行文書の執行が停止され、また、大規模取引や不動産取引等は、一時管財人の同意がある場合にのみ行うことができる。債権者は、原則として、債権を申し出ることによって、監視手続後に始まる倒産手続内で弁済を受けることができる。一時管財人は、債務者財産の保全のため、経済裁判所に対して、監視の目的達成を妨げる行為を防ぐために、財産保全の措置を申し立てることができる。また、一時管財人は、債権者を確定し、債権登録簿を作成し、債権者に第一回債権者集会の開催を通知して集会を招集し、債務者の財産目録、財務分析、支払能力の回復の可能性について意見を述べる。

監視の期間は、原則3ヶ月以下であり、監視は、通常、第一回債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が司法判断を出したことにより、つまり、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定又は倒産不認定の本案決定、裁判上の再生支援、外部管財の開始決定、和議承認決定等を出したことにより、終了する。

第62条 監視の開始

倒産事件の開始に際し、裁判所が倒産認定の申立てを受理した日から、監視が行われる。ただし、本法に基づき、債務者に対して他の倒産手続が適用されなければならない場合を除く。経済裁判所は、倒産事件を開始する場合、申立受理決定に、監視開始を示す。

本条は、裁判所が倒産認定の申立てを受理したのと同時に倒産手続として開始される監視手続の概念を定めている。

本条によれば、監視は、倒産手続の開始に関する申立てが経済裁判所によって受理された時点から開始される。

監視の開始については、倒産認定の申立受理及び裁判審理の準備の決定とは別に、手続上の判断、つまり決定を出すこともできるし、申立受理及び倒産事件開始の決定に監視の開始を指示することもできる。

申立受理決定を出す際に一時管財人の候補者が当該地にいないなど何らかの事情により、申立受理決定と同時に一時管財人の任命決定を出すことができない場合、裁判官は、申立日から10日以内に、一時管財人の任命に関する独立した決定を出すことができる(48条2項)。この場合、監視期間は、申立受理決定の時からではなく、監視手続開始及び一時管財人の任命決定の時から開始される。

監視は、第28条により、個人事業者に対しては適用されず、また、法人に関して簡易倒産手続が適用される場合も適用されない(186条2項、189条2項)。

監視の期間は、第49条が規定する倒産事件の審理期日により決められ、監視期間は、3ヶ月以下である。第49条により審理期日が延期された場合、それに従い監視期間も延長される。

第63条 監視開始の効果

1 監視開始の時から、以下の効果が生じる。

- (1) 一財産に対して強制執行をする執行文書の執行は停止される。ただし、労働債務、著作契約に基づく報酬支払債務、扶養料支払債務、生命・健康侵害の損害賠償債務及び精神的損害賠償債務の履行に関する司法判断が、経済裁判所による申立受理までに法

的効力を発している場合、そのような司法判断に基づく執行文書の執行は停止されない。倒産認定の申立てを受理する経済裁判所の決定は、執行文書の執行の停止事由となる。

(2) 法人から脱退することに伴った法人債務者の発起人(社員)の持分払戻請求権が債務者の財産から弁済されることは禁止される。

(3) 発行された有価証券に関し配当金やその他の支払いをすることは禁止される。

(4) 一相殺による債務者の金銭債務の消滅は、本法第134条及び第169条の定める弁済順位に反する場合、許されない。

2 債務者の財産から金銭を受ける請求権は、本法の定める債権届出手続に従う場合に限り、行使が認められる。

1 本条は、債務者に対する監視手続開始の法的効果を規定している。当該効果は、経済裁判所が監視開始を決定した時点から発生する。

本条に従い、以下の効果が生じる。

(1) 財産に対して強制執行をする執行文書の執行の停止。この場合、「執行の停止」とは、すでに開始されている執行手続の停止でもあり、また、更なる(新たな)執行手続を開始することの禁止でもある。本項は、裁判等執行法第34条第2号と関連する規定であり、執行文書の執行の停止事由は、申立受理、倒産事件開始及び監視開始の経済裁判所決定である。

経済裁判所の審理の結果、倒産不認定の本案決定が出された場合は、本項により停止されていた執行文書による執行手続は再開する。

特定の債権は、執行文書の執行停止の対象とならない点も指摘する必要がある。以下の債権については、判決が倒産認定の申立受理前に法的効力を発している場合、当該判決に基づき出される執行文書は執行することができる。

- ・ 労働債権
- ・ 著作契約に基づく報酬支払債権
- ・ 扶養料支払債権
- ・ 生命・健康侵害の損害賠償請求権
- ・ 精神的損害賠償請求権

ここに、非金銭債権(非財産的債権)も含めるのが、論理的であり妥当ではないかと思われる。なぜなら、非金銭債権(非財産的債権)を有する債権者は、倒産法上の「債権者」ではなく、当該債権者は倒産手続外で債務者に対し弁済を求めることができるからである。

もともと、本項によって執行文書の執行が停止されない特定の債権であっても、清算手続においては、生命・健康侵害の損害賠償請求権、精神的損害賠償請求権、不法占有からの財産返還請求権を除き、第125条第1項第6号により、執行文書の執行は中止される。

(2) 法人から脱退することに伴った法人債務者の発起人(社員)の持分払戻請求権の債務者の財産からの弁済の禁止。法人債務者の発起人(社員)は、第134条第11項の規定する場合にのみ弁済を受けることができる。また、第64条第3項第6号により、債務者の経営機関は、株主からの発行済株式の取得の決定をする権限を有しないことも指摘しておかなければならない。この際、法人債務者の発起人(社員)は、その地位を第三者に移譲し、当該第三者から対価を得て、その地位から離脱することができる。

(3) 発行された有価証券に対する配当金やその他の支払いの禁止。株式や発行されているその他の有価証券について配当を行うことにより、債務者の資産を減少させることを絶対的に禁止している。本項に関連して以下の点を指摘しておかなければならない。倒産認定の申立受理前に発生している発行有価証券の配当金及びその他の支払金の請求権は、倒産法の定める手続により届け出ることにより第五順位で弁済を受けることができ(134条6項)、また、監視手続が開始されると、第64条第3

項により、債務者の経営機関は、発行有価証券の配当金及びその他の支払金の支払いを決定することができない。

- (4) 第134条及び第169条の定める弁済順位に反する相殺による金銭債務の消滅の禁止。本項は、債権者間の平等のため、第134条、第169条の弁済順位に反する結果となる相殺を禁止している。さらに、債権者間の平等という観点から、債権の相殺は、弁済順位と按分弁済の原則に従う限り認められるとしている第138条第3項は、清算手続以外の倒産手続においても適用されるべきである。このことから、倒産手続においては、第134条及び第169条の定める弁済順位に違反する相殺のみならず、同順位の弁済順位に他の債権者がいる場合にも、相殺が禁止されると理解すべきである。相殺禁止にもかかわらずそのような相殺が行われた場合、相殺の相手方は、受け取ったものを全て債務者に返還し、債権者登録簿に記載される債権者となるか、又は、共益費についての債権者となる（これは当該債権の履行期による）。この規定は、倒産法の債務者保護の要素をかなり強めており、すなわち、相殺の禁止は、債務者の利益にはなるものの、債権者の利益には合致しないのである。

債務者が、上記の本項第1号、第2号又は第3号に違反した場合は、債務者は、裁判手続において、渡した資金の返還を請求することができ、一方、第4号違反の場合は、相殺は取り消すことができる法律行為であるため、法律行為の無効を認定してもらう必要がある。このような無効認定請求については、債務者本人又は一時管財人が、倒産事件の枠外で独立して、裁判所に訴えを提起できる。この点については、最高経済裁判所総会決議第142号第26項でも言及されている。

本項の効果は、監視が終了し、裁判上の再生支援や外部管財が開始された後も継続すると考えられる。

- 2 本条は、また、債務者に金銭の支払いを求める請求は、倒産法の定める債権届出手続に従ってのみ可能であることを規定している。これは、金銭債権及び義務的支払債権について該当することである。債権の履行期が監視手続の開始前に到来している場合には、当該債権は第70条の定める手続に従う限り、届出が認められる。第3条に定められているとおり、当該規定は、金銭債権及び義務的支払債権のみを対象としている。

第70条の手続に従い債権を届け出なければならないのは、担保債権者、執行文書を有するその他の全ての債権者（本条1項にある者を除く。）である。

監視が開始されると、債権者は、個別に債権回収のための訴えを提起することができない。債権者が訴えを提起した場合、当該訴えは、経済訴訟法第117条第1項第1号に従い受理を拒否され、既に倒産事件が開始されている場合、事件手続は、経済訴訟法第86条第1号に従い打ち切られる。この点は、最高経済裁判所総会決議第142号第6項にも記載がある。

このように、債権者は、その後続く倒産手続の場合と同様の立場に立たされることになる。つまり、個人的権利は集団的権利へと転換されることになる。監視は、次の各倒産手続に移るまでの間、債務者財産の保全を目的とするから、監視期間中に一部の債務を弁済することは、たとえ第134条の弁済順位に従って弁済を行うとしても、また、債務者が同意しても、認められない。監視期間における債務者による債権者への任意弁済は、全債権者に対し一括弁済する場合にのみ認められる。

第64条 監視手続中における、債務者の権利の制限

- 1 監視手続の開始は、債務者の代表者及びその他の経営機関の解任事由ではなく、代表者及びその他の経営機関は、本条第2項及び第3項の定める制限の下、自己の権限を行使し続ける。
- 2 債務者の経営機関は、一時管財人の書面による同意を得た場合に限り、以下の法律行為を行うことができる。
- (1) 不動産の賃貸、不動産への担保権設定、又は、不動産に関するその他の処分
 - (2) その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の10%以上を占める財産の処分

- (3) 消費貸借による貸付・借入⁴⁵、信用の授受⁴⁶、第三者債務の保証⁴⁷及び銀行保証⁴⁸、債権譲渡⁴⁹、債務引受⁵⁰、並びに、債務者の財産の委託管理契約⁵¹の締結
- 3 債務者の経営機関は、以下の決定をする権限を有しない。
- (1) 債務者の組織変更⁵²（新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更）及び清算
- (2) 法人設立及び他の法人への参加
- (3) 代表部創設又は支店開設⁵³
- (4) 債務者の発起人（社員）に対する配当金支払い、又は、利益（収入）の分配
- (5) 株式の発行を除く、債券又はその他の証券の発行
- (6) 株主からの発行済株式の取得

本条は、監視期間中に債務者に課せられる制限及びこれに伴う義務を規定している。制限は、債務者の代表者及び経営機関を対象とする。

- 1 債務者の代表者及び経営機関は、原則として、監視手続の期間中、解任されず、自らの職務を続行する。

一方、第2項及び第3項は、債務者の経営機関による一定の法律行為につき、制限を課している。監視の目的は、債務者の財産を保全することであり、この目的を達成するために、第2項及び第3項は、債務者の財産の自由な処分を制限している。

本条における制限事項は、以下の二つの範疇に分類される。

- ・ 一時管財人の同意が得られた場合に限り、債務者の経営機関又は代表者に認められる行為（2項）。
- ・ 倒産法が債務者の経営機関及び代表者による遂行を禁止している行為（3項）。

債務者の代表者を解任し、経済裁判所が代表者の職務を一時管財人に委任した場合には、第3項の制限事項は一時管財人にも適用されるので、この点には注意が必要である。

- 2 第2項は、一時管財人の同意を必要とする法律行為を列挙し、また、この同意は書面によるものでなければならないという強行要件を定めている。一時管財人は、債務者の申請から3日以内に、債務者の法律行為について書面で同意又は拒否を出す（裁判所任命管財人規程6項）。一時管財人の同意がない場合、当該法律行為は、当該法律行為を行う権限が制限されているという理由により、裁判所の無効認定を受けることがある（民法126条）。つまり、これらの規定は、法人の行為能力の制限であり、それを一時管財人によって補完するものと結論付けることができる。法律行為の無効認定を求める権利は、一時管財人も（66条1項1号）、また、債務者本人も有する。

一時管財人の同意を必要とする法律行為は、以下のとおりである。

- (1) 不動産の賃貸、不動産への担保権設定、又は、不動産に関するその他の処分（不動産についてのあらゆる処分）。不動産は重要な財産であるため、その価値にかかわらず、処分には一時管財人の同意が必要とされる。
- (2) その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の10%以上を占める財産の処分。本項第2号も債務者財産の保全を目的としているが、その帳簿価格が債務者の全資産の帳簿価格の10%以上を占める財産の処分に限り、一時管財人の同意を要求している。これは、少額の財産の処分についてまで一時管財人の同意を要求すると、監視手続中における債務者の円滑な経済活動を妨げることになりかねないからである。

「債務者の全資産の帳簿価格の10%」という基準について、資産価値はどの時点

⁴⁵ 民法732条「消費貸借契約」以下

⁴⁶ 民法744条「与信契約」以下

⁴⁷ 民法292条「保証契約」以下

⁴⁸ 民法299条「銀行保証」以下

⁴⁹ 民法313条「債権譲渡の原因と手続」以下

⁵⁰ 民法322条「債務引受」以下

⁵¹ 民法849条「財産の信託管理契約」以下

⁵² 民法49条「法人の組織変更」

⁵³ 民法47条「代表部および支店」

で算定されるのかという点については不明瞭さが残り、実務において一定の問題を生じさせる。この基準は、当該法律行為を締結する時点における債務者資産を基準に算定すべきと思われる。本項第2号は、本項第1項の定める不動産の処分には適用されない。不動産の処分については、本項第2項第1号が適用され、不動産は、その価値に関係なく、一時管財人の同意なしに処分を行うことが禁止されているからである。

(3) 消費貸借による貸付・借入、信用の授受、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受、並びに、債務者の財産の委託管理契約の締結。これらは、一時管財人の同意を得て行われなければならない。これらの法律行為自体は、債務者の財産を処分するものではないが、債務者が監視期間中にこのような法律行為を行うと、債務者の財産が減少する可能性があるため、一時管財人の同意を要求している。

3 第64条第3項は、債務者の経営機関が監視手続期間に決定権を有しない事項を列挙している。

- (1) 債務者の組織変更⁵⁴（新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更）及び清算
- (2) 法人設立及び他の法人への参加
- (3) 代表部創設及び支店開設
- (4) 債務者の発起人（社員）に対する配当金支払い、又は、利益（収入）の分配。この規定は、発行証券に関する支払いを禁止する第63条第1項第3号に関連している。したがって、監視期間の配当、及び、それ以前に発生している配当支払いも決定できない。
- (5) 株式の発行を除く、債券又はその他の証券の発行。この規定は、債務者の財務健全化のために、株式の追加発行を認めている。当然のことながら、第63条により、第134条に反することになる債権の相殺は禁止されているが、株式の追加発行においては、追加発行株式と債権の交換を行うことは許容される。株式の発行は、監視期間の終了以前に、追加発行及び株式会社の設立文書の変更が国家登記されるように行われなければならない。これは、監視期間を5ヶ月まで延長する事由となりうる。
- (6) 株主からの発行済株式の取得。この規定は、法人債務者の発起人（社員）が、法人から脱退することに伴って、債務者財産から持戻請求権の弁済を受けることを禁止している第63条第1項第2号を本質的に補完するものである。ただし、法人債務者の発起人（社員）は、その地位を当該法人の発起人（社員）以外の第三者に移譲し、当該第三者から対価を得て、その地位から離脱することができる。

第65条 一時管財人の任命

- 1 一時管財人は、債権者又は倒産事件を管轄する国家機関が推薦する候補者の中から、経済裁判所が任命する。
- 2 一時管財人を任命する経済裁判所の決定書には、管財人の報酬額及びその支払方法を定めなければならない。
- 3 一時管財人の報酬額は、債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が変更することができる。
- 4 一時管財人は、経済裁判所に対し、自己の解任を申し立てることができる。
- 5 経済裁判所は、一時管財人による自己の解任申立てを認める場合、債権者が推薦する候補者の中から新しい一時管財人を任命する。経済裁判所は、債権者が一時管財人の候補者を推薦しない場合、倒産事件を管轄する国家機関が推薦する候補者の中から一時管財人を任命する。従前の一時管財人は、新しい一時管財人が任命されるまで、任務を継続する。

本条は、一時管財人の任命及び解任の手続を規定している。一時管財人は、監視手続期間に、債務者の代表者及び経営機関の活動を監督し、法令に従いその他の役割を果たす者である。また、本条は、一時管財人の報酬の決定についても定めている。

⁵⁴ 民法49条「法人の組織変更」

- 1 本項によれば、一時管財人は、債権者又は倒産事件を管轄する国家機関の推薦を受けた候補者の中から、経済裁判所によって任命される。倒産認定の申立てが、債権者ではなく、例えば、第8条第1項又は第2項により債務者又は清算委員会から出された場合、当該申立人も一時管財人の候補者を推薦できると理解すべきである。

財産のある法人の倒産認定を申し立てる場合、申立人は、申立書において、一時管財人の候補者を指定する。しかし、申立書に一時管財人候補が指定されていない場合、経済裁判所は、申立人又は倒産事件を管轄する国家機関に相応の候補者を推薦するよう求める(最高経済裁判所総会決議142号8項)。この場合、倒産法は、候補者の推薦に関して債権者と倒産事件を管轄する国家機関に同等の権利を認めているが、実務上は、本条5項の類推により、申立人の推薦を優先することに意義があるとされる。

- 2 一時管財人の任命について、経済裁判所は決定を出し、その中で、管財人報酬の支払方法及び額を指示する。この規定は、裁判所任命管財人の報酬額及びその支払方法は債権者集会が決定し、経済裁判所が承認するという第22条第1項の規定の唯一の例外である。その理由は、監視手続が開始される段階では、倒産法に基づきこの種の決定を行う権限を付与される債権者の団体が存在しないことにある。

ただし、経済裁判所が本項により定めた一時管財人の当初の報酬額は、本項第3項により、債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が変更することができる。

- 3 第3項は、一時管財人の当初の報酬額は、債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が変更できると規定している。第2項により、経済裁判所は、監視開始時に一時管財人の報酬額を決定するが、この報酬額は暫定的なものである。本項は、債務者の財務状況や一時管財人の業務量にかんがみ、経済裁判所が当初定めた報酬額が相当でないと債権者集会が判断した場合に、一時管財人の報酬額を見直すことを認めている。この点は、「裁判所任命管財人規程」第59項にも規定されている。

- 4 第4項は、一時管財人が自らの解任を経済裁判所に申し立てる権利を認めている。また、第21条第1項が定めるように、一時管財人の義務の不履行又は不適切な履行のために、債務者又は債権者に損害が生じた場合には、倒産事件の参加者は、経済裁判所に対し一時管財人の解任を申し立てることができる。

さらに、第18条第2項に該当する事情がその任命後に発覚した場合には、倒産事件の参加者は、第18条第3項により、経済裁判所に対し一時管財人の解任を申し立てることができる。

その他にも、一時管財人の解任を経済裁判所に申し立てることができる場合がある(21条1項注釈参照)。

- 5 第5項は、一時管財人を解任した場合、新たに一時管財人を任命する手続を定めている。一時管財人の候補者は、債権者が推薦し、債権者が推薦しない場合は、倒産事件を管轄する国家機関が推薦する権利を有する。ここで分かるように、候補者を最初に推薦する権利は債権者にある。債権者集会(債権者委員会)が組織されていない場合、申立人又は倒産事件を管轄する国家機関が一時管財人の候補者を出すことができる。

本項は、経済裁判所が一時管財人自身による解任申立てを認める場合について規定しているが、経済裁判所がそれ以外の事由により解任する場合、例えば倒産事件の参加者が第21条第1項や第18条第3項により解任を申し立てる場合にも適用があると理解すべきである。

一時管財人の任命、解任、交代に関する決定に対しては、倒産法にも経済訴訟法にも不服申立てを認める規定がないので、不服を申し立てることができない。また、最高経済裁判所総会決議第142号第21項第5段も、再生支援管財人、外部管財人及び清算管財人の任命、解任、交代の決定に対しては、不服申立てができるとしているが、一時管財人の任命、解任、交代については記載がない。経済裁判所により解任された従前の一時管財人は、新しい一時管財人が任命されるまで、任務を継続する。

第66条 一時管財人の権限

- 1 一時管財人は、以下の権限を有する。
 - (1) 一経済裁判所に対し、自己の名において、法令の定める要件に違反して債務者が締結又は履行した法律行為についての無効認定、及び、無効な法律行為に対する無効効果の適用を申し立てる。
 - (2) 一本法第63条の定める場合、監視期間中の債権の請求に対し異議を申し立てる。
 - (3) 一債権に対する債務者の異議の理由を判断する裁判官による審理に参加する。
 - (4) 一本法第64条には定められていない法律行為につき一時管財人の同意を得ずに履行することの禁止、保管のための第三者への財産寄託⁵⁵及びそのような措置の取消し等、債務者の財産を保全するための追加措置を、経済裁判所に対し申し立てる。
 - (5) 一経済裁判所に対し、債務者の代表者の解任を申し立てる。
 - (6) 一債務者の活動に関するあらゆる情報及び書面を入手する。
- 2 一時管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。
- 3 債務者の経営機関は、一時管財人の請求により、当該管財人に対し、債務者の活動に関するあらゆる情報を提供しなければならない。

本条は、一時管財人の権限を規定しており、第19条第1項の規定と関連している。

- 1 一時管財人の権限は、以下のとおりである。
 - (1) 債務者が第63条及び第64条並びに民法其他法令の定めに違反して締結又は履行した法律行為の無効認定及び無効な法律行為に対する無効効果の適用を、自己の名において経済裁判所に提起する。本条は、法律行為の無効について、倒産事件の枠内において提起するべきか、それとも通常の訴訟手続により提起すべきか規定していない。この点は、最高経済裁判所総会決議第142号により解決されており、同決議第26項によれば、法律行為の無効認定及び無効効果の適用に関する裁判所任命管財人の申立ては、経済訴訟法の定める一般手続に従い、倒産事件の枠外において経済裁判所の審理を受ける。
 - (2) 第63条の定める場合、監視期間中の債権の請求に対し異議を申し立てる。ここで言われているのは、第63条第1項の定める制限に違反して請求された債権の検討である。
 - (3) 債権に対する債務者の異議の理由を判断する裁判官による審理に参加する。この権利は、債権を確定し、債権者が不当な債権を届け出た場合に債務者の利益を保護することを目的としている。
 - (4) 第64条には定められていない法律行為につき一時管財人の同意を得ずに履行することの禁止、保管のための第三者への財産寄託⁵⁶及びそのような措置の取消し等、債務者の財産を保全するための追加措置を、経済裁判所に対し申し立てる。本項は、第46条第2項に関連している。本項は、債務者の活動に対する種々の制限に関するもので、これらの制限措置は、一時管財人の請求により、経済裁判所が債務者財産の保全の観点から導入を決定する。債務者が、裁判所の課した制限に違反して法律行為を行った場合、これらの法律行為もまた取り消すことができる法律行為であり、一時管財人の申立てにより裁判所により無効と認定される。
 - (5) 経済裁判所に対し、債務者の代表者の解任を申し立てる。債務者の代表者が経済裁判所により解任されるのは、一時管財人からの解任の申立てがあり(裁判所の職権によるのではなく)、代表者が倒産法の規定に違反した場合に限られ、違反は一時管財人の申立てにおいて根拠付けられなければならない。ここでの法令違反とは、第63条第1項第2号、第3号、若しくは第4号、又は、第64条第2項若しくは第3項の要件を履行しない行為や、債務者の財務分析に必要な会計書類を渡さず(本条3項)、一時管財人の職務遂行を妨害するといったような行為と理解すべきである。

⁵⁵ 民法875条「寄託」以下

⁵⁶ 民法875条「寄託」以下

本条は、一時管財人による代表者解任の申立てが認められた場合、代表者の職務を誰に課すのかについて規定していない。この場合、経済裁判所は、債務者の経営機関に新しい代表者を選任させるか、代表者の職務を一時管財人に委託することができると考えられる（この点は、倒産法には直接言及されていないが、最高経済裁判所総会決議第142号第32項には、監視段階で債務者の代表者の権限が裁判所決定により停止され一時管財人に移された場合、和議締結の際には債務者側当事者として、事実上の債務者の代表者である一時管財人が署名すると定められていることから、このように考えられる。）。

- (6) 債務者の活動に関するあらゆる情報及び書面を入手する。一時管財人が財務分析を行うためには、債務者の活動に関する情報全てを入手することが必要であり、一時管財人にこの権利を認めた本項は極めて重要な規定である。この規定に対応して、第3項は、債務者の経営機関は、一時管財人の請求により、債務者の活動に関するいかなる情報も提供しなければならないと規定している。この中には、債務者の活動に関する秘密情報も含まれ、この際、一時管財人は債務者の利益を保護するため、当該情報に関する秘密を保持する義務を負う。一時管財人が当該義務に違反した場合、債務者は、第21条の認める権利に基づき、一時管財人の解任を請求することができると同時に、秘密情報の漏洩により生じた損害の賠償を請求することができる。
- 2 一時管財人には、法令に基づくその他の権限も認められる。一時管財人の権限及び義務については、「裁判所任命管財人規程」がより広く定めている。
- 3 債務者の経営機関は、一時管財人の請求に従い、債務者の活動に関するあらゆる情報を提供する義務を負う。本項の定める義務は、まさに、これらの情報を入手し任務の遂行に利用するという一時管理人の権利に関連するものである。債務者の経営機関が一時管財人の請求を拒絶した場合、一時管財人は、裁判所に訴える権利を有する。例えば、債務者の代表者が、第63条が禁止する違法な法律行為を締結し、それに関して請求された情報の提供を拒否した場合、一時管財人は、第1項第5号に基づき、当該代表者を解任するよう裁判所に申し立てることができる。一時管財人は、業務遂行のために他の国家機関からその他の情報を得る必要がある場合、そのような機関に情報提供を求めることができる（裁判所任命管財人規程9項）。

第67条 一時管財人の義務

- 1 一時管財人は、以下の義務を負う。
- (1) 債務者の財産を保全する措置をとる。
 - (2) 債務者の財務状況を分析する。
 - (3) 債権者を明らかにして債権登録簿を作成し、債権者に対し債務者につき監視手続が開始されたことを通知する。
 - (4) 第一回債権者集会を招集し、開催する。
- 2 一時管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。
- 3 一時管財人は、監視の終了に際し、経済裁判所の法廷期日の5日前までに、経済裁判所に対し、自己の活動に関する報告及び債務者の財務状況に関する情報、債務者の支払能力の回復の可能性についての意見、及び、本法第10条の定める書面を添付した第一回債権者集会の議事録を提出しなければならない。

本条には、一時管財人の義務が規定されており、第19条第3項に関連している。

- 1 第1項が定めるとおり、一時管財人は、以下の義務を負う。
- (1) 債務者の財産を保全する措置をとる。一時管財人は、不法占有されている債務者の財産を取り返し（64条2項の一時管財人の合意なしに移譲されたものも含む。）、財産の減少（横領）を防ぐために債務者の法律行為を監督する権利を有し、また、債務者の経営機関が第64条第3項により禁じられた決定を下すことのないよう、経営機関の活動を監督する権利、その他、債務者の法律行為の無効認定を申し立て、

無効効果の適用を求める権利等も認められている。

- (2) 債務者の財務状況を分析する。財務状況の分析は、監視手続の主要課題の回答を出すため、つまり、債務者につき再建型手続か清算手続のどちらを適用するのが妥当であるのかを決定するために、一時管財人自身か、又は、一時管財人が債務者財産の負担で依頼する会計士（会計監査会社）が実施する（19条1項5号、裁判所任命管財人規程7項）。一時管財人には、財務分析の専門家を依頼するほか、債務者の活動に関するあらゆる情報を請求する権限が認められている（66条1項6号）。財務分析の実施及び目的については、第69条及び「裁判所任命管財人規程」に従わなければならない。
 - (3) 債権者を明らかにする。この義務は、財務分析の義務とも第一回債権者集会の開催義務とも関連している。一時管財人は、また、債権を確定しなければならず、すなわち、債権に根拠があるか否かを精査し、第70条第3項の事由がある場合、裁判所に異議を申し立てる義務を負っている。
 - (4) 債権登録簿を作成する。本規定は、第14条第1項及び第19条第3項第2号に関連する。監視手続において作成される債権登録簿は、第一回債権者集会に参加する債権者一覧を作成するための基礎となる。
 - (5) 債権者に対し、債務者につき監視が開始されたことを通知する。第68条第2項に従い、監視開始は、一時管財人が特定した債権者全てに通知される（ただし、労働債権者を除く。）。
 - (6) 第一回債権者集会を招集し、開催する。本規定は、第71条第1項に対応している。第一回債権者集会は、債務者の活動に関する財務分析の資料及び一時管財人の意見に基づき、債務者に対してとるべき合理的な措置を検討し、妥当な倒産手続を決議する。
- 2 一時管財人は、法令に基づくその他の義務を負担することがある。一時管財人の義務については、第19条第3項や「裁判所任命管財人規程」がより広く定めている。
 - 3 一時管財人は、監視の終了に際し、経済裁判所に対し、自己の活動に関する報告書を提出しなければならない。当該報告書は、経済裁判所の法廷期日の5日前までに提出されなければならない。この他に、一時管財人は、債務者の財務状況に関する情報、債務者の支払能力回復の可能性に関する意見、第10条の定める書面を添付した第一回債権者集会の議事録も、経済裁判所に提出しなければならない。
特に重要なのは、債務者の支払能力回復の可能性に関する意見の提出である。債権者集会が自らの決定において、債権の早期弁済というように極めて利己的に自身の利益を追求し、そのために一時管財人の提案に反対し得ることを考慮し、裁判所には、独自に状況を精査し、最も適切な倒産手続を採択する機会が与えられている。

第68条 監視開始の通知

- 1 一時管財人は、任命から3日以内に、本法第52条の定める手続に従い、債務者についての監視開始に関する情報を、公報紙において公告するために送付しなければならない。
- 2 一時管財人は、監視開始の公告日から10日以内に、判明している全債権者（労働債権者を除く）に対し、経済裁判所が債務者につき監視開始の決定を出したことを通知しなければならない。
- 3 債務者の代表者は、債務者の被雇用者、発起人（社員）又は債務者財産の所有者に対し、経済裁判所が債務者につき監視開始の決定を出したことを通知しなければならない。
- 4 債権者（労働債権者を除く。）に対しては、債権者が当知を受領した日を確認できるような方法で通知する。
- 5 労働債権者に対しては、被雇用者総会を招集し開催して通知する。
- 6 債務者の発起人（社員）に対しては、発起人総会を招集して通知するか、又は、法令若しくは設立文書に基づき発起人総会を招集する権利を有する法人の経営機関に対し、債務者についての監視開始に関する情報を送付して通知する。
- 7 監視開始の通知は、以下の情報を含まなければならない。

- (1) 一債務者の名称(氏, 名, 父称)及び郵便宛先
- (2) 一債務者につき監視開始の決定を出した経済裁判所の名称, 決定の発令日及び倒産事件番号
- (3) 一任命された一時管財人の氏, 名, 父称及び郵便宛先
- (4) 一経済裁判所が定めた倒産事件の審理のための法廷の日時及び場所
- (5) 一通知発送者(一時管財人又は債務者の代表者)の裁量によるその他の情報

本条の目的は、債権者の利益の保護であり、そのために、債務者についての倒産事件の開始及び監視の開始についての通知を個々の債権者に対して行う必要性が規定されている。本条には、一時管財人が、債権者及びその他の者に監視開始を通知する手続が定められている。

- 1 第1項の定めるところでは、一時管財人は、第52条の手続に従い、公報紙において公告する手続をとらなければならない。しかし、最高経済裁判所総会決議第142号第18項によれば、ウズベキスタン共和国内閣による決定が出されるまでは、第52条の定める情報の公告は共和国及び州の公的刊行物にて行うこととされている。この公的刊行物は、倒産法に規定の公告期間が守られる周期で発行されるものではなくてはならない。一時管財人は、任命日から3日以内に、監視開始に関する情報を公告のために公報紙の発行所に送付しなければならない。情報を受けた公報紙の発行所は、第52条第4項に従い、情報を受領した日から10日以内に、公告を掲載しなければならない。
- 2 一時管財人は、第2項に従い、公告が掲載されてから10日以内に、経済裁判所が債務者に対する監視開始を決定したことを、労働債権者を除く、判明している全債権者に通知しなければならない。

倒産認定の申立てが受理され監視手続が開始されると、原則として、債権者は、倒産法の定める手続により債権を届け出ることによってのみ、債権の弁済を受けることができ(10条1項, 63条2項)、また、債権を届け出て債権登録簿に記載された債権者のみが第一回債権者集会において議決権を行使できる(71条2項)。このように、監視が開始されると、債権者の権利に大きな影響を与えるので、本項は、一時管財人に、特に個々の債権者に対して倒産法の定める方法で債権を届け出るよう通知することを要求しているものと理解される。

通知は、第4項に従い、名宛人が受領した日を確認できるような方法で行われなければならない(書留郵便(配達通知付)、電報(配達通知付)、ファックス、文書配達人による送付等)。監視開始の公告及び債権者への通知に係る費用は全て債務者の負担である(裁判所任命管財人規程6項)。

- 3 債務者の代表者は、債務者の被雇用者、発起人(社員)又は債務者財産の所有者に対し、経済裁判所が債務者につき監視開始の決定を出したことを通知しなければならない。
- 倒産事件の審理の結果がどうなるかはわからないものの、債務者の被雇用者が審理について知ることができるよう、本項は、債務者の代表者に、監視開始を被雇用者に通知する義務を課している。通知の方法については、第5項は、債務者の代表者が被雇用者総会を招集することとしている。

発起人(社員)又は債務者財産の所有者は、倒産法上の債権者ではないが、監視開始の効果として、債務者に持分の払戻しを請求することが禁止され(63条1項2号)、配当を受けることが禁止される(63条1項3号)といった権利の制限を受ける。そのようなことから、本項は、債務者の代表者に、債務者につき監視開始の決定が出されたことを発起人(社員)又は債務者財産の所有者にも通知する義務を課している。通知の方法として、第6項は、発起人(社員)に対しては、発起人総会を招集して行うか、又は、法令若しくは設立文書に基づき発起人総会を招集する権利を有する法人の経営機関に対し、債務者についての監視開始の情報を送付して行うこととしている。一時管財人は、債務者の代表者が、本条の規定に従い、被雇用者、発起人(社員)、又は債務者財産の所有者に監視開始決定を通知したか否かについて、代表者を監督する義務を負う(裁判所任命管財人規程6項)。

- 4 労働債権者以外の債権者に対する監視開始の通知は、債権者が当該通知を受領した日を

確認できるような方法により行わなければならない。実務上、このような通知は、債権者が通知を受領した日を確定できる配達通知のある書留郵便により行われる。債権者が債務者と同じ居住地区にいる場合は、通知は文書配達人に届けてもらうこともできる。

- 5 債務者の代表者は、労働債権を有する自社の被雇用者に対して、監視開始を通知しなければならない。通知は、債務者の被雇用者総会の招集及び開催の形で行われる。つまり、企業代表者は、監視手続の開始を通知する総会を開催することを告知する。
- 6 債務者の発起人(社員)に対する通知は、債務者の代表者が発起人(社員)総会を招集するか、法令又は設立文書に従い発起人(社員)総会の招集権を有する機関に対して、監視開始の通知を送付することによって行われなければならない。通常、この発起人(社員)総会で、倒産事件において発起人(社員)らの利益を代表する代表者が選任される。
- 7 第7項には、監視開始の通知に記載すべき事項が規定されている。第5号によれば、本項第1号ないし第4号に定められる必要的記載事項の他に、その他の情報を記載することもできる。そのような情報としては、特に以下が挙げられる。
 - ・ 債権届出期間。この期間は、公報紙に監視開始の公告が出た日から30日を超えてはならない(70条1項)。
 - ・ 第一回債権者集会の開催日時及び場所(71条1項)

第69条 債務者の財務状況の分析

- 1 債務者の財務状況の分析は、裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬を抛出するに十分な財産が債務者にあるか、及び、債務者の支払能力が回復する可能性があるかを判断するために行われる。
- 2 一時管財人は、財産目録作成の結果及び所有権国家登記証書の検討を含めた財務状況の分析に基づき、債務者の支払能力の回復の可能性についての意見をまとめ、今後の倒産手続の妥当性について意見を述べる。
- 3 財務状況の分析の結果、債務者が裁判費用を抛出する十分な財産を有しないと認められた場合、債権者は、裁判費用の負担先を定めた場合に限り、経済裁判所に対し、外部管財の開始を申し立てることができる。

本条は、債務者の財務分析に関連する諸問題を規定している。

- 1 監視手続における債務者の財務状況の分析は、以下の事項を明確にするために、一時管財人が行う。
 - ・ 債務者が裁判費用及び裁判所任命管財人に対する報酬を負担するために十分な財産を保有しているか。
 - ・ 債務者の支払能力回復の可能性があるか。

また、債務者が、第54条第3項に従い、経済裁判所の定める30日を超えない期間内に債権を弁済するのに十分な流動資産を保有しているかどうかに関する明確な証拠を明らかにすることも、財務状況の分析の目的である。

情報基盤の確立。一時管財人は、まず、財務分析のために必要、かつ、十分な情報基盤を確立する必要がある。情報を完全に分析するため、通常、以下の書面と資料が利用されている。

- ・ 債務者の設立文書
- ・ 債務者の貸借対照表とその添付書面(過去1年半から2年間分が望ましい。)
- ・ 債務者の棚卸方針に関する情報
- ・ 受取勘定及び支払勘定の明細。必要に応じて、個々別の勘定及び添付書面の明細
- ・ 直近の財産目録
- ・ 債務者の銀行口座残高に関する情報
- ・ 債務者が保有する流動資産の目録。この目録には、資産の名称、帳簿価値及び適切な売却価格(専門家の査定による。)が記載されていなければならない
- ・ 債務者の財産(資産)に課されている制限の情報(貸貸又は担保権設定等の有無)

- ・ 債務者の財産（資産）に対する第三者からの請求（裁判紛争，判決，裁判執行官の活動等）を証明する書面
- ・ 以前の検査や会計監査の結果に関する税務官の決定書及び意見書，並びに，債務者の財産の鑑定書
- ・ 債務者が出資している（持分を有している）組織の情報
- ・ 子会社との関係を規定した書面（契約の形態，債務者との連結貸借対照表及び連結会計の存否）
- ・ 株式及びその他の有価証券発行の概要書
- ・ 債務者の組織機構に関する情報
- ・ 債務者事業（主要な製品，労務，役務）の基本方針
- ・ 債務者の生産技術の内部情報
- ・ 商品市場（国内・地方）における債務者のシェアに関する情報
- ・ 製品（労務，役務）の主要仕入先（仕入割合）及び金銭決済で仕入れる割合に関する情報
- ・ 製品（労務，役務）の主要消費者（全販売高における割合）に関する情報
- ・ 債務者の生産計画及び販売計画
- ・ 債務者の被雇用者数に関する情報
- ・ 集団労働協約（労使間合意）
- ・ 債務者の主要投資家（その候補者）及び債務者の財産（資産）の購入候補者に関する情報
- ・ その他の資料及び情報

財務分析の際には，一時管財人が作成した債権登録簿のデータも利用される。しかしながら，一時管財人は，必ずしも，債務者の財務状況を完全に明らかにできるほどの情報を収集し，分析できるわけではない。実際には，債務者の組織において，商品市場の分析や製品（商品，労務，役務）の生産計画及び販売計画が作成されていないことも多い。棚卸しの資料，会計帳簿や会計報告書がない組織もある。

一時管財人は，債務者の財務状況を分析するために必要，かつ，十分な情報基盤を確定し，形成しなければならない。一時管財人は，債務者の代表者に必要情報の提供を請求することができる（66条1項6号）。代表者が提供を拒否する場合，一時管財人は裁判所に対し，代表者の解任を申し立てることができる（66条1項5号）。

財務状況の分析に必要な情報がない場合，又は，債務者がそのような情報を提供しない場合，一時管財人は，当該地域の税務機関，及び，債務者やその財産に関する必要情報を持っていると考えられるその他の全権機関に照会しなければならない（裁判所任命管財人規程9項）。一時管財人は，税務機関等から情報を入手した後，債務者が決済口座を開いている商業銀行に照会状を送付しなければならない。

このように，一時管財人は，債務者について必要情報を収集するためにあらゆる措置を講じなければならない。一時管財人は，確立された情報基盤に基づき，後述の順で，債務者の財政状態を分析する。債権者が分析の結果を知ることができるよう，また，その結果を経済裁判所に提出するためにも，分析結果を債務者の財政状態に関する意見書としてまとめるのが妥当である。意見書の構成は，主要分析の順に沿ったものでもよい。

裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬を拠出するのに十分な財産が債務者にあるかを確定する。財務分析の目的からすると，まず，裁判費用及び管財人の報酬を支払うのに十分な財産を債務者が保有しているのかを調査しなくてはならない。この結果は，債務者について次に適用すべき倒産手続の決定に大きな影響を及ぼす。

債務者に，このような財産があるのか否かを明らかにするために，一時管財人は，資産の流動性の観点から債務者の財産を分析する。まず，資金（債務者の最も流動的な資産）を確定し，また，売却により裁判費用及び管財人報酬の支払いに利用し得るその他の財産の一覧を作成し，帳簿価値や適切な売却価格も記載する。

裁判費用とは，経済訴訟法第90条によれば，国家手数料及び事件の審理に伴う以下の費用により構成される。すなわち，司法判断を送付する郵便費，経済裁判所が指示する専門

調査の実施費用、証人の召喚費用、現場での証拠調べ費用、審理に伴うその他の費用である。もっとも、監視手続において財政分析を行う際、一時管財人が債務者の倒産審理に伴うあらゆる費用を正確に算定することは恐らく不可能である。したがって、国家手数料を裁判費用の最低金額に設定することが妥当である。

一時管財人は、裁判所任命管財人の報酬額を試算する際、経済裁判所が定める監視の期間と、監視の後に適用されると思われる倒産手続の実施期間を考慮すべきと思われる。この場合、一時管財人は、自身の月額報酬額や、当該地域及び（又は）共和国における類似案件の月額報酬の平均額を基準として、報酬額を算定することができる。また、管財人報酬額の試算の際には、債務者財産の価値や管財人が遂行すべき業務量を考慮するほか、裁判所任命管財人の報酬額は債務者の前代表者の給料より少額であってはならないことに留意する必要がある（最高経済裁判所総会議142号15号）。

債権弁済のために債務者の流動資産が十分であることを明らかにする。財務分析の次の段階として、債権者の債権弁済のために債務者に十分な流動資産が存在するかを明らかにしなければならない。

債務者に支払能力のない原因、支払能力を回復するための組織内外の資源を明らかにする。一時管財人は、情報基盤にある資料を精査し、以下の分析を行う。

- ・ 債務者の経済活動の財源（自己財源及び借入）を分析する。
- ・ 債務の構成、発生時期、及び調査対象期間における変動の観点から、債務を分析する。
- ・ 調査対象期間における債務者の経済活動の結果を分析する。例えば、主要事業及びその他の事業による売上（収入）と費用（支出）を分析する。
- ・ 債務者の現金の動き、すなわち、調査期間における資金の出入りを分析する。債務者の財務状況の分析結果の信頼性と妥当性を高めるために、過去1年から2年の期間を調査対象期間とし、債務者の財務活動及び経済活動の結果を調査することが妥当である。

第93条第6項によれば、モラトリアムの効果は、個人が有する給与、扶養料及び著作契約に基づく報酬の支払請求権、並びに、生命・健康侵害の損害賠償請求権及び精神的損害賠償請求権には適用されない。したがって、一時管財人は、財務分析に際し、外部管財手続開始の根拠、及び、倒産法の定める期間内における債務者の支払能力回復の可能性を示すには、上記の債権額を明らかにしなければならない。「裁判所任命管財人規程」第10項が、「債務者の財務分析過程で、一時管財人は、債務者に対し個人が有する生命・健康侵害の損害賠償請求権及び給与支払請求権の額を確定する。」と規定しているのも、そのためであると考えられる。しかし、そうであれば、一時管財人は、生命・健康侵害の損害賠償額や支払給与額の他に、扶養料額、著作契約に基づく報酬額及び精神的損害賠償額も確定すべきであると考えられる。

また、債務者に支払能力がない原因も分析すべきである。一時管財人による経済活動の分析を通して、調査対象期間における債務者の財務状況及び支払能力の変動の傾向が明らかにされる。債務者の経済活動又は一部の活動が不採算である場合、債務者の非効率な経営や外部要因に関連するものを含めて、その原因が精査される。金銭債務や義務的支払債務を遅滞なく履行する能力がないことの一因としては、債務者の決済方法において、非金銭決済（相殺等）と比較して、金銭による決済の割合が減少していることも考えられる。

債権者への支払いに必要な資金額は、監視の終了後に債務者に適用される手続に応じて決定される。裁判上の再生支援又は外部管財手続開始の根拠が存在する場合、裁判上の再生支援の過程において、又は外部管財の終了後に債権者に支払われるべき金額は、債権登録簿に記載のデータ及び加算された利息の金額を基準として算定される。利息は、金銭債務、義務的支払債務の履行日におけるウズベキスタン共和国中央銀行の公定歩合により算定する（民法327条2項）。

和議に基づき債権者に支払われるべき金額は、和議の条件を勘案しつつ、債権登録簿に基づいて算定される。

- 2 一時管財人は、債務者の財務状況を分析し、支払能力のないことの原因を検討し、その

結果、裁判上の再生支援若しくは外部管財において支払能力を回復するための、又は、和議の要件を履行するための内部資金が債務者にあるか否かの結論を出す。裁判上の再生支援、外部管財又は和議を実現するための内部財源が欠如している場合には、組織外の財源や債務者の債務を履行してくれる第三者の可能性を検討し、分析しなければならない(裁判所任命管財人規程12項)。

債務者の支払能力回復の可能性の存否の根拠。裁判上の再生支援又は外部管財による債務者の支払能力回復の可能性を根拠づけるには、様々な場合を想定したキャッシュフロー(金銭の出入り)予測を行うのが妥当であろう。このような予測は、一時管財人が次期の経済活動予測の結果に基づき行う。

裁判上の再生支援又は外部管財を想定したキャッシュフロー予測は、主に、債務者が倒産法の定める手続に従い債権を弁済するための資金を蓄積する可能性があるかを評価することを目的としている。

和議締結の決議の準備段階において、その根拠が検討される場合は、和議の条件と期間の設定に主に注意を向けるべきであり、その結果に従い債権支払計画についての提案が策定される。

監視手続後に開始される倒産手続に関する一時管財人の意見。一時管財人は、財務分析の結果に基づき、債務者の支払能力の回復可能性の有無に関する提案、及び、監視後の倒産手続開始の妥当性の根拠を策定する(裁判所任命管財人規程14項)。すなわち、一時管財人は、債務者の財務分析の結果に基づき、監視手続後に開始されることが相当と判断する倒産手続(裁判上の再生支援、外部管財、清算手続、和議)を選択し、その理由とともに、一時管財人の意見として自身の提案を第一回債権者集会に提出する。また、第一回債権者集会では、裁判上の再生支援の開始申立てを決議する場合には当該手続の予定期間及び債務弁済計画表、外部管財の開始申立てを決議する場合には当該手続の予定期間、清算手続の開始申立てを決議する場合には当該手続の予定期間を、それぞれ決議する必要がある(73条、74条)。これらの事項についても、一時管財人は、その理由とともに第一回債権者集会に提案する。

債務者の支払能力回復の方法に関する一時管財人の意見。一時管財人は、債務者の支払能力のない原因に関する分析に基づき、債務者の支払能力の回復に向けた一連の措置を策定し、提案することができる(裁判所任命管財人規程13項)。一時管財人が、第一回債権者集会に対し、監視手続後に開始する倒産手続として、裁判上の再生支援、外部管財又は和議を提案する場合は、これらの倒産手続において実施する債務者の支払能力の回復に向けた一連の措置を策定し、提案書に含めることができる。

債務者の組織内に支払能力を回復するための財源が存在する場合には、債務者の支払能力の回復に向けて、主に以下のような措置をとることができる。

- ・ 業種を変更する。
- ・ 不採算事業を閉鎖する。
- ・ 不合理な支出を完全に排除し、製品の原価を競合企業の水準まで引き下げするため、生産費用及び非生産費用の発生を厳しく管理する。
- ・ 製品の生産及び販売に関して合理的な管理システムを導入する。
- ・ 生産及び販売の拡大に向けたマーケティング方針を実施する。
- ・ 金銭決済を拡大する。
- ・ 基幹部門の収益性を確保する。
- ・ その他部門の効率性を向上させる。
- ・ 資産の一部を売却する。
- ・ 受取勘定を回収する。
- ・ 債務者の債権を譲渡する
- ・ 企業(営業)の売却を含めたその他の措置をとる。

和議によって債務者の債務を再構築する可能性も、財務分析の過程で精査される。この場合の再構築とは、債務の履行期の延期又は分割払い化、第三者による債務の履行、債務免除、株式への転換、及びウズベキスタン共和国の法令に抵触しないその他の方法による

債権の満足を意味する(裁判所任命管財人規程13項)。

債権者が分析結果を閲覧できるよう、また、経済裁判所へ提出するため、一時管財人が行った分析の結果は、財務状況に関する意見書の形にまとめられる(裁判所任命管財人規程15項)。

- 3 財務分析の結果、債務者財産が裁判費用の支払いに足りないことが確認された場合、裁判費用の財源を確保した場合にのみ、外部管財人といった倒産手続を開始できる。この財源は、債権者集会において定められなければならない。

また、監視手続における財務分析の結果、法人債務者が倒産事件の審理に伴う費用を負担することが不可能なことが判明した場合には、一時管財人は、経済裁判所にその旨を通知する。

第70条 債権額の確定

- 1 債権者は、第一回債権者集会に参加するため、監視開始が公報紙に公告されてから30日以内に、債務者に対する自己の債権を届け出ることができる。債権は、経済裁判所、債務者及び一時管財人に対し、債権の根拠となる司法判断又はその他の書面を添付して送付される。
- 2 債務者は、以下の場合、経済裁判所に対し、債権確定事由のある債権につき異議を申し立てることができる。
 - (1) 債権者が債権確定事由として提出した司法判断を取り消す若しくは変更する、又は、その効力を停止する若しくはその執行の方法及び手続を変更する司法判断があり、法的効力を発している。
 - (2) 債権者が債権確定事由として提出した書面(債務承認書、執行証書等)を取り消す若しくは変更する、又は、その効力を停止する書面がある。
 - (3) 債権者が債権確定事由として提出した書面に定める債務の弁済期、弁済方法及び弁済条件を変更する合意が、債務者と債権者との間で締結された。
 - (4) 債務者が、債務を全部又は一部弁済した。
 - (5) 届出債権につき、義務を負う者の変更に関する証拠がある。
- 3 債務者が債務を承認したことを証明する書面が債権の証拠として提出され、かつ、一時管財人が、承認が他の債権者の権利及び法的利益を侵害している、及び(又は)理由のないものであると信じるに十分な事由がある場合、一時管財人は、経済裁判所に対し、本法に基づき認められる債権ではあるが、当該債権につき、異議を申し立てることができる。
- 4 債務者及び一時管財人は、債権の届出を受けた時から1週間以内に、経済裁判所に対し、当該債権につき異議を申し立てることができる。異議の出された債権は、経済裁判所の法廷において、審理される。経済裁判所は、審理の結果に基づき、債権登録簿に当該債権を記載するか否かについて決定を出す。債務者又は一時管財人が上記期間内に異議を申し立てなかった債権は、債権者が届け出た金額で、債権登録簿に記載される。
- 5 債権が、根拠がない、又は、証拠により証明されていないと認められた場合、当該債権の届出は返却されなければならない。当該債権は、後の倒産手続実施中に届け出ることができる。

本条は、監視段階における債権確定の手続を定めている。

- 1 債権の確定とは、債権者が、倒産手続、特に債権者の集団組織(集会)に参加するために、また、倒産法の手続に従い債務者の財産から弁済を受ける債権者を確定するために実施される一連の活動である。

倒産法は、債務者に対し倒産法の定める手続に従い債権を届け出た債権者を、倒産事件の参加者としている(36条1項)。債務者に対して債権を有すると認定され、債権登録簿に記載された債権者は、債権者集会での議決権を有し(10条8項)、また、倒産法の定める手続により弁済を受けることができる(83条3項、121条1項、138条1項、最高経済裁判所総会決議142号31項)。

監視手続における債権確定手続の最も重要な機能は、第一回債権者集会において議決権を有する債権者を確定することであり、本項も、その点を強調している。もっとも、監視手続における債権確定手続により債権登録簿に記載された債権については、その後に当該債権に対する不服が認められることにより、あるいは、当該債権が弁済を受けることにより、当該債権が債権登録簿から抹消されるまで、倒産法が届出債権に認めている権利を行使できる。

倒産事件手続に参加するか否かを決定するのは、債権者自身である。つまり債権者には、自らの債権の確定を申し出るか否かを選択する権利がある。

ここで、本条による債権届出手続によらずに、倒産事件の枠外で権利を行使できる債権があることを指摘しておかなければならない。

共益費支払債権、生命・健康侵害の損害賠償請求権、給与支払請求権、扶養料支払請求権、著作契約による報酬支払請求権、精神的損害賠償請求権は、本条による届出をしなくとも弁済を受けることができる(ただし、清算手続においては、債権を届け出る必要がある)。しかし、これらの債権者は、債権者集会における議決権を有しない。

なお、債務者の被雇用者が有する給与支払請求権は、上記のとおり、本条による届出をする必要はないが、実務上は、これらの債権については、債務者の被雇用者の代表者が裁判所任命管財人に被雇用者全員の債権総額を一括して届け出る。

債務者の発起人(社員)の有する持分返還請求権は、倒産法上の債権とみなされないもので、本条による届出は認められない。非金銭債権(非財産的性質の債権)についても、倒産法上の債権ではなく、倒産事件の枠外で権利を行使できるので、本条による届出は認められない。

倒産認定申立書に記載されている債権については、第一回債権者集会までに一時管財人が債権登録簿に記載するので、当該債権を届け出る必要はない(47条1項注釈参照)。

債権の届出期間は法律により厳しく定められており、監視開始が公告された日から30日以内であり、裁判所任命管財人は本条が定めるよりも短い期間を定めることができない。一時管財人は、第68条第2項に従い、公告日から10日以内に、判明している全債権者に監視開始を通知しなければならない。この際、債権者がいつ監視開始通知を受け取ったかということは、債権の届出期間の算定に考慮されない。

債権は、経済裁判所、債務者及び一時管財人に届け出られなければならない。この点については、届出が三者の全てに送付されなかった場合はどうなるのかという問題がある。本条の規定を文言どおりに解釈すれば、このような場合には届出が送付されなかったものとみなすことができ、債権として取り上げないことも可能となる。しかしながら、実務上は、三者全てには送付されなかった債権又はある者に対しては遅れて送付された債権なども受理されている。

債権を届け出る場合、債権を証明する司法判断又はその他の書面を添付して送付する。

2 第2項は、第1項に基づき届け出られた債権について、債務者が経済裁判所に対して異議を申し立てることができる事由を規定している。

債務者は、以下の場合に、債権に対する異議を申し立てることができる。

- (1) 債権者が債権確定事由として提出した司法判断を取り消す若しくは変更する、又は、その効力を停止する若しくはその執行の方法及び手続を変更する司法判断があり、法的効力を発している。
- (2) 債権者が債権確定事由として提出した書面(債務承認書、執行証書等)を取り消す若しくは変更する、又は、その効力を停止する書面がある。
- (3) 債権者が債権確定事由として提出した書面に定める債務の弁済期、弁済方法及び弁済条件を変更する合意が、債務者と債権者との間で締結された。
- (4) 債務者が、債務を全部又は一部弁済した。倒産認定の申立受理後は、債権者は債務者に対し個別に債権の弁済を請求する権限を有しないので(10条1項)、「債務者が、債務を全部又は一部弁済した場合」とは、債務者が申立受理前に債務を全部又は一部弁済した場合のことを指している。
- (5) 届出債権につき、義務を負う者の変更に関する証拠がある。

債務者は、本項の事由がある場合、債権の届出を受けてから1週間の間、経済裁判所に対し異議を申し立てることができる(本条4項)。これは、債権の届出の際に添付された債権の根拠となる司法判断又はその他の書面に本項の事由がある場合、つまり本項の事由が債権届出前に発生している場合のことを指していると理解される。

しかし、本項の事由が、債権の届出後に発生することも考えられる。例えば、債権届出後に、債権者が債権の根拠として添付した司法判断が破棄審や監督審において取り消された場合などである。

このように、債権の届出後に本項の事由が発生した場合にも、債務者は、届け出られた債権について、経済裁判所に対して異議を申し立てることができるという理解される。上記の異議申立期間は法律に定められていない。

- 3 一時管財人は、以下の場合、第1項に基づき届け出られた債権について、経済裁判所に対して異議を申し立てることができる。それは、債務者が債務を承認したことを証明する書面が債権の証拠として提出され、かつ、一時管財人が、当該承認が他の債権者の権利及び法的利益を侵害している、及び(又は)、理由のないものであると信じるに十分な事由がある場合である。

第1項に基づき届け出られた債権に対する異議申立ての権利は、主として債務者に認められているものであり、一時管財人は、債権を認める債務者の行動が他の債権者の権利及び法的利益を侵害する、又は、法的根拠に欠けるといふ具体的な場合に限り、本項に基づき、経済裁判所に対し異議を申し立てることができる。

債務者に異議申立ての事由がありながら債務者の代表者が裁判所に異議申立てを行わない場合、一時管財人は、第59条第1項により、債務者の行為に対して異議を申し立てることができる。この場合の債務者の代表者の不作為は、債権者及び債務者自身の権利と法的利益を侵害するものであるから、一時管財人が裁判所に代表者の解任を申し立てる事由となる(66条1項5号)。

- 4 第4項によれば、債務者又は一時管財人は、債権の届出を受けてから1週間の間、本項第2項又は第3項に基づき、経済裁判所に対し、当該債権につき異議を申し立てることができる。

債権に対する異議申立てに関する経済裁判所の審理は、第59条の定める期間及び手続に従い実施される。

経済裁判所は、異議を審理した結果、債権を債権登録簿に記載するか否かについての決定を下す。決定は、債務者、一時管財人及び債権者に送付される。債権を認める決定の場合は、当該決定には債権の金額及び弁済順位が記載されなければならない。

当該決定に対しては、第60条に定める手続に従い不服を申し立てることができる。この場合も、第48条第6項により、決定に対する不服申立ては決定の効力を停止させないため、当該債権は債権登録簿に記載される(当然、当該債権が認められた場合である。)

債務者又は一時管財人が1週間以内(本条が定める期間)に決定に対して不服を申し立てなかった場合、債権は、債権者が届け出た金額で債権登録簿に記載される。

監視手続において届出がされた債権に対して、債務者又は一時管財人から異議申立てがされ、経済裁判所で審理が行われ経済裁判所の決定が出されている場合、第100条第3項の類推により、同じ債権について再び経済裁判所に異議を申し立てることは認められない。

債権者の異議に関する審理が監視の期間を超える場合、経済裁判所は、監視期間を延長することができる。監視期間が延長されず、第一回債権者集会の開催日がすでに到来している場合、一時管財人は当該債権を債権登録簿に加えない。これらの債権者(審理が継続中である債権の債権者)は、第一回債権者集会に参加する権利を有するが、議決権を有することはない。債権の根拠が認められた場合、当該債権は、その後の倒産手続において債権登録簿に加えられる。実務では、債権が債権届出期間の最後の30日目に届け出られた場合、それに対し債務者が出した異議は第一回法廷審理において審理され、債権者が出した倒産認定申立てに対する債務者の意見書も含め、その場で検討される。

- 5 経済裁判所が債権に根拠がない又は証拠により証明されていないと認める場合、債権の届出は返却される。本項は、この場合、債権者に、その後の倒産手続において債権を再度

届け出る権利を認めている。

債権が第1項に定める期間の終了後に届け出られた場合、一時管財人及び債務者は債権を取り上げず、当該債権者は第一回債権者集会への参加権を失うことになる。このような債権については、その後の倒産手続の段階で、裁判所任命管財人が検討する。

債権が確定していない債権者は、次の倒産手続において債権の届出ができるため、第一回債権者集会は、債権の確定が終了していなくとも開催できる。

第71条 第一回債権者集会の招集

- 1 一時管財人は、第一回債権者集会の開催日を決定し、判明した全債権者、債務者の被雇用者の代表者、及び、第一回債権者集会に参加する権利を有するその他の者（機関）に対し、開催日程を通知する。第一回債権者集会の通知は、本法第11条の定める手続に従い、一時管財人が行う。第一回債権者集会は、経済裁判所の第一回法廷期日の10日前までに、開催されなければならない。第一回法廷期日は、申立受理決定において定められる。
- 2 本法第70条第1項の定める手続に従い債権を届け出て、債権登録簿に記載された債権者は、第一回債権者集会に参加し、議決権を行使する。
- 3 債務者の発起人（社員）の代表者、債務者財産の所有者の代理人及び債務者の被雇用者の代表者は、第一回債権者集会に参加し、発言することができる。これらの者の欠席は、第一回債権者の無効事由とならない。

本条は、第一回債権者集会の招集手続、開催の請求権者、請求の内容、裁判所任命管財人の権限の制限、集会の期日と場所の指定について説明している。

- 1 第1項は、第一回債権者集会の招集及び開催の手続を定めている。第一回債権者集会は、監視期間の最後に開催され、その後の倒産手続の方向を決定する重要な段階である。

第一回債権者集会の開催日は、以後の集会とは異なり、一時管財人が単独で決定する。しかし、この場合、一時管財人は、倒産法の定める時間的制約に従わなければならない。つまり、第一回債権者集会の開催は、経済裁判所による審理期日（監視の終了日）の10日前まで、ただし、債権届出期間の終了後、つまり監視開始の公告から30日を経過した後でなければならない。

一時管財人は、倒産手続の以下の参加者に対し、第一回債権者集会の開催を通知しなければならない（この開催通知は、第一回債権者集会において議決権を持つ者のほか、議決権を持たないが第一回債権者集会に参加することのできる者に対しても行うことに留意すべきである。）。

 - ・ 判明している各債権者（国家全権機関も含まれる。）。その債権が確定しているか否かを問わない。ただし、倒産法の定める債権届出手続によらなくとも順位外で弁済を受けることができる債権を有する債権者に対しては、通知は不要である（生命・健康侵害の損害賠償請求権、精神的損害賠償請求権、共益費支払請求権等）。
 - ・ 全権機関
 - ・ 債務者の被雇用者の代表者
 - ・ 第一回債権者集会への参加権を有するその他の当事者（債務者の発起人（社員）又は債務者財産の所有者等）

上記の主体は、第11条に定める手続及び期間により、第一回債権者集会の開催に関する通知を受ける。通知は、本項に従い、開催日の2週間前までに郵送されるか、開催日の5日前までに受領できるその他の方法でなされなければならない。債権者又は債権者集会への参加権を有するその他の者に対し個別に通知を行うために必要な情報を入手できない場合、又は、個別通知を不可能とするその他の事由が上記の者自身にある場合には、上記の者に対する適切な通知方法として認められるのは、第53条に従った公告である。
- 2 第2項は、第一回債権者集会において議決権を有する者を規定している。

第一回債権者集会における議決権を有し集会決議に影響を及ぼす可能性を有する者は、その債権が確定し債権登録簿に加えられた債権者（国家全権機関も含まれる。）である。義

務的支払債権に関しては、税務機関及び全権機関が、議決権を持って債権者集会に参加する(10条3項)。債権が確定しておらず裁判審理中の債権者は、第一回債権者集会における議決権は認められないが、第一回債権者集会に参加できると理解される。債権者集会の定足数及び議決手続に関する規定は、第10条ないし第13条に定められている。

- 3 債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人、及び債務者の被雇用者の代表者は、議決権は持たないが、第一回債権者集会に参加できる。これらの者は、第10条第3項により、第一回債権者集会以外の債権者集会にも議決権を持たずに参加することができるが、本項の規定は、これらの者が第一回債権者集会に参加できることを確認したものである。この際、本項によれば、これらの者が欠席したとしても、債権者集会の無効事由とはならない。

この他、倒産事件を管轄する国家機関の代理人らも、同機関が事件を申し立てたか否かに関係なく、議決権を持たずに第一回債権者集会に参加できる。また、検察官の申立てにより事件が開始された場合、第一回債権者集会には検察官も議決権なしで参加することができる。

第72条 第一回債権者集会の審議事項

以下の決議の採択は、第一回債権者集会の権限に属する。

- (1) 一 経済裁判所に対する裁判上の再生支援又は外部管財の開始の申立て
- (2) 一 経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続の開始の申立て
- (3) 一 債権者委員会の委員数及び委員の選任
- (4) 一 再生支援管財人、外部管財人又は清算管財人の候補者の容認
- (5) 一 本法の定めるその他の事項

本条は、第一回債権者集会の権限を定めている。

第一回債権者集会の決議は、債務者の今後の処遇を決定するものの一つであり、本条は、この点に関する第一回債権者集会の権限を定めている。この際、特定の決議を債権者集会の専権事項としている第10条第5項を考慮に入れる必要がある。

本条には、第一回債権者集会で審議できる議題が列挙されている。

- ・ 裁判上の再生支援を経済裁判所に申し立てる(1号)。このような措置の可能性が認められれば、決議が採択される。
- ・ 外部管財の開始を経済裁判所に申し立てる(1号)。
- ・ 債務者の倒産認定・清算手続開始を経済裁判所に申し立てる(2号)。
- ・ 債権者委員会の委員数及び委員を選任する(3号)。
- ・ 監視手続後の各倒産手続における裁判所任命管財人(再生支援管財人、外部管財人、清算管財人)の候補者を選任する(4号)。この際、第一回債権者集会は、同時に、当該裁判所任命管財人の候補者の報酬額及び支払方法についても決議する(22条1項)。外部管財人の候補者は、各債権者又は倒産事件を管轄する国家機関が債権者集会に推薦することができる(94条2項)。
- ・ 倒産法の定めるその他の事項を審議する(5号)。例えば、第一回債権者集会において裁判上の再生支援開始の申立てを決議する場合には第73条第1項の規定する事項、外部管財開始の申立てを決議する場合には第74条第1項の規定する事項、倒産認定・清算手続開始の申立てを決議する場合には第74条第2項の規定する事項についても決議をする必要がある。また、第一回債権者集会は、和議締結の可能性を検討し、経済裁判所に申請することができる。

本条の定める決議のうち、第1号、第2号及び第4号の決議は、通常の決議より採択の要件が過重され、全債権者の議決権の過半数の賛成が必要である(13条3項)。

本条の定める事項は第一回債権者集会の権限に属する専決事項であるが、以下のような例外があることを指摘しておかなければならない。

- ・ 第一回債権者集会が、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定・清算手続開始を申

し立てることを決議した場合でも、発起人(社員)、債務者財産の所有者、倒産事件を管轄する国家機関又は第三者は、自身が債務者の債務を保証・担保することを条件に、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援の開始を申し立てることができる(75条3項)。

- ・ 倒産事件を管轄する国家機関は、第一回債権者集会が何らかの手続の開始を決議した、あるいは、何も決議をしなかったかに関係なく、定款資本に国家の持分が含まれる企業については、外部管財の開始を独自に申し立てることができる(91条1項)。

第73条 第一回債権者集会による裁判上の再生支援開始の申立ての決議

- 1 裁判上の再生支援開始を経済裁判所に対し申し立てる第一回債権者集会の決議は、裁判上の再生支援の予定期間、及び、容認した債務弁済計画表を含まなければならない。
- 2 裁判上の再生支援開始を申し立てる決議をした第一回債権者集会は、経済裁判所に対し、一時管財人の解任を申し立てることができる。債権者集会は、申立てにおいて、再生支援管財人の候補者を推薦することができる。

本条は、債務者の財務健全化の手続である裁判上の再生支援の開始について、債権者が採択する決議の特則を定めたものである。

- 1 裁判上の再生支援開始を申し立てる第一回債権者集会の決議には、手続期間及び債務弁済計画表の容認決定が**必ず**含まれていなければならない。これらの事項については、通常、一時管財人が債務者の財務分析(69条)の結果に基づき第一回債権者集会に提案するが、第一回債権者集会は、この提案に拘束されることはない。

債務者自身、発起人(社員)又は債務者財産の所有者が第一回債権者集会に対し裁判上の再生支援を申し立てる場合は、当該申立人が裁判上の再生支援の予定期間を示した再生支援計画及び債務弁済計画表を作成する。また、第三者が第一回債権者集会に対し裁判上の再生支援を申し立てる場合は、当該第三者が債務弁済計画表を作成する(76条2項、4項、5項)。

- 2 裁判上の再生支援開始を経済裁判所に対し申し立てる第一回債権者集会の決議には、一時管財人の解任の申立てに関する決議を含めることも**できる**。債権者集会は、経済裁判所への申立ての中で再生支援管財人の候補者を提案することができ、この場合、それまで一時管財人を務めてきた者を、候補者として推薦することもできる(裁判所任命管財人規程3項)。倒産法は、債権者集会に対し再生支援管財人候補者を推薦する手続を定めていないが、第94条の類推により、各債権者又は倒産事件を管轄する国家機関が推薦できると思われる。債権者集会が裁判上の再生支援開始を申し立てていないものの、裁判所が当該手続の開始を決定した場合、裁判所は、その決定において、債権者集会又は保証人・担保設定者が再生支援管財人の候補者を推薦できる期間を定めることができる。債権者集会又は保証人・担保設定者が再生支援管財人の候補者を出さない場合、経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関が推薦する候補者の中から再生支援管財人を任命できる。

第74条 第一回債権者集会による外部管財開始及び債務者の倒産認定・清算手続開始の申立ての決議

- 1 外部管財開始を経済裁判所に対し申し立てる第一回債権者集会の決議は、外部管財の予定期間、外部管財人候補者、及び、当該候補者に関する情報を含まなければならない。
- 2 債務者の倒産認定・清算手続開始を経済裁判所に対し申し立てる第一回債権者集会の決議は、清算手続の予定期間、清算管財人候補者、及び、当該候補者に関する情報を含まなければならない。

本条は、外部管財及び清算手続の開始について、債権者が採択する決議の特則を定めている。

- 1 第1項は、経済裁判所に対し、外部管財開始を申し立てる第一回債権者集会の決議には、外部管財の予定期間、外部管財人候補者、及び、当該候補者に関する情報を含まなければならないと規定している。

外部管財の予定期間は、通常、一時管財人が債務者の財務分析(69条)の結果に基づき第一回債権者集会に提案する。しかし、第一回債権者集会の決議は、この提案に拘束されない。

外部管財人候補者の推薦手続は、第94条が定めている。通常、候補者の推薦書面には、これまでの裁判所任命管財人としての業績を含め、専門性が分かるような職歴が記載される。

- 2 第2項によれば、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てる第一回債権者集会の決議には、清算手続の予定期間、清算管財人候補者、及び、当該候補者に関する情報を含まなければならない。

清算手続の予定期間は、通常、一時管財人が債務者の財務分析(69条)の結果に基づき第一回債権者集会に提案するが、第一回債権者集会における決議は、この提案の内容に拘束されない。

清算管財人候補者の推薦については、第94条が適用される。なぜなら、第126条が、清算管財人は外部管財人の任命手続に従い任命されると規定しているからである。第94条第2項により、清算管財人の候補者は、債権者又は倒産事件を管轄する国家機関が債権者集会に推薦することができる。通常、推薦書面には、これまでの裁判所任命管財人としての業績を含め、専門性が分かるような職歴が記載される。

第75条 監視の終了

- 1 経済裁判所は、本条に別段の定めがある場合を除き、第一回債権者集会の決議に基づき、債務者の倒産認定・清算手続開始、裁判上の再生支援開始若しくは外部管財開始を決定し、又は、和議を承認し倒産事件手続を終結する⁵⁷。
- 2 第一回債権者集会が、どの倒産手続についても適用を決議しなかった場合、又は、本法第10条の定める期間内に、経済裁判所に対し、いかなる決議も提出しなかった場合、経済裁判所は、本条に別段の定めがある場合を除き、倒産兆候が存在するのであれば、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する本案決定を出す。
- 3 第一回債権者集会が、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てることを決議した場合、又は、経済裁判所に対し、いかなる決議も提出しなかった場合、経済裁判所は、発起人(社員)、債務者財産の所有者、倒産事件を管轄する国家機関又は第三者の申立てに基づき、申立人が債務弁済計画表に基づく債務者の債務を保証・担保することを条件に、裁判上の再生支援を開始する決定を出すことができる。
- 4 再生支援管財人、外部管財人又は清算管財人の任務は、全て、これらの管財人が任命されるまで、一時管財人の任務を遂行してきた者が行う。
- 5 監視は、経済裁判所による債務者の倒産認定・清算手続開始、裁判上の再生支援開始、外部管財開始、又は、和議承認の時点で、終了する。

本条は、監視手続を終了し、次の倒産手続に移行するための手続、すなわち、経済裁判所がそのような決定を出すための手続を定めている。

- 1 第1項から、債権者の意思が経済裁判所の決定において重要な意味を持つことは明らかである。裁判所は、第3項の定める場合を除き、第一回債権者集会の決議(債務者の倒産認定・清算手続開始、裁判上の再生支援若しくは外部管財の開始又は和議承認に関する決議)を採択する。ただし、経済裁判所は、法廷審理の結果、債権者集会により申し立てられた倒産手続を開始する根拠がない、又は、和議承認要件を満たしていないと判断する場合、第一回債権者集会の決議に関係なく、自らの判断により第50条第1項の司法判断を決

⁵⁷ 原文ママ。

定する。例えば、経済裁判所は、法廷審理の結果、債務者の支払能力が回復する現実的可能性を認めることができない場合、第一回債権者集会が外部管財開始を申し立てていたとしても、外部管財開始決定を出さない。また、第149条、第151条が必須と定める要件が遵守されない場合、経済裁判所は、和議の承認を拒否し、債権者集会の決議は、裁判所に対する拘束力を持たない。

- 2 第一回債権者集会においていずれの決議も採択されなかった場合、又は、第一回債権者集会決議が、第10条に定める期間内、つまり、集会開催日から5日以内に提出されなかった場合、裁判所は、倒産兆候があれば、第3項の場合を除き、債務者の倒産認定及び清算手続開始を決定しなければならない。

本項により債務者の倒産が認定され清算手続が開始された場合、第一回債権者集会が清算管財人候補者を推薦することはない。この場合、第126条により、清算管財人の任命については、外部管財人の任命に関する第94条第4項が適用され、したがって、債権者集会は、倒産認定・清算手続開始の本案決定が出されてから3週間の間、清算管財人の候補者を検討し、承認して推薦する権利を保持する。債権者集会が清算管財人の候補者を出さない場合、第94条第5項に従い、経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関が推薦した候補者の中から清算管財人を任命する。

- 3 第一回債権者集会が、経済裁判所に対し債務者の倒産認定・清算手続の開始を申し立てる決議をした場合、又は、いかなる決議も提出しなかった場合、経済裁判所は、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者、倒産事件を管轄する国家機関及び第三者の申立てにより、これらの者が債務弁済計画による債務者の債務を保証・担保することを条件に、裁判上の再生支援の開始を決定することができる。

これらの者が裁判上の再生支援の開始を直接経済裁判所に申し立てる場合の手続については、第76条の注釈を参照されたい。

- 4 第4項は、組織と倒産手続の連続性を確保するため、次の裁判所任命管財人(再生支援管財人、外部管財人、清算管財人)が任命されるまで、管財人の任務は、それまで一時管財人を務めてきた者に全面的に委ねられることを定めている。この場合、一時管財人は、外部管財計画の作成を除き、外部管財人の全ての義務を遂行し、全ての権利を行使する。
- 5 監視手続は、経済裁判所が債務者の倒産認定・清算手続開始、裁判上の再生支援開始、外部管財開始又は和議の承認を決定した時点で終了する。

しかし、第63条の定める監視開始の効果については、裁判上の再生支援又は外部管財に移行した場合でも継続するものと理解される。

第5章 裁判上の再生支援

本章は、裁判上の再生支援手続について定めている。

裁判上の再生支援は、債務者の支払能力の回復及び債権の弁済を目的として、経済裁判所により開始されるものである。裁判上の再生支援の実施により、債務者の倒産認定と清算手続の開始を回避し、経済主体としての債務者の清算を防ぐことができる。債務者の代表者を含めた経営機関は、経営権及び財産処分権を失うことなく、再生支援管財人の監督の下で、その職務を継続する。裁判上の再生支援は、2003年の倒産法の改正により導入された制度である。

裁判上の再生支援は、債務者、債務者の発起人(社員)若しくは債務者財産の所有者、若しくは第三者の申立てに基づき、又は債権者集会の決議による申立てに基づき、経済裁判所が開始する。当該手続の開始は、原則として、全債権者の議決権の過半数の賛成による債権者集会の決議により、経済裁判所が決定する。経済裁判所は、裁判上の再生支援開始決定において、再生支援管財人を選任し、再生支援期間を指定する。再生支援期間は、再生支援計画及び債務弁済計画表を考慮して決定されるが、原則として、24ヶ月を超えることができない。申立てには、再生支援計画及び債務弁済計画表が添付される。債務者の発起人(社員)若しくは債務者財産の所有者又は第三者の申立てには、申立人が債務弁済計画表に従った履行を保証・担保する旨の書面を添付しなければならない。その保証・担保の額は債務額より20%以上多くなくてはならない。

裁判上の再生支援の実施中は、債権者間の平等を害し得る債権者及び債務者の法律行為は、債権者集会又は再生支援管財人の同意が必要である。再生支援管財人は、債権登録簿を作成し(一時管財人から引き継ぐ)、債務者が提出する再生支援計画及び債務弁済計画表の実施経過報告書を検討し、債権者集会に対し、当該報告書に対する意見書を提出する。債務者の経営機関は、債権者集会の承認を得た再生支援計画を実施し、債権者集会及び経済裁判所の承認を受けた債務弁済計画表に基づいて全債権者に対して弁済を行う。経済裁判所は、債務者の代表者の提出した再生支援実施結果報告書を承認する場合は、倒産事件手続終結決定を出し、これを承認しない場合は、裁判上の再生支援中止決定、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始決定を出す。債務者が裁判上の再生支援の実施中に債務弁済計画表の履行を怠った場合、再生支援管財人は債権者集会を招集し、当該集会には債務者の再生支援計画の実施結果に関する報告書及び再生支援管財人の意見書が提出される。経済裁判所は、債権者集会の決議に基づき、裁判上の再生支援中止決定、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始決定を出す。

第76条 裁判上の再生支援の申立て

- 1 債務者、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者、及び、第三者は、監視手続中、第一回債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てるよう求める、又は、直接、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援開始を申し立てることができる。
- 2 債務者による裁判上の再生支援開始の申立書には、裁判上の再生支援の予定期間を示した再生支援計画及び債務弁済計画表を添付しなければならない。
- 3 債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てるよう求めた者は、債権者に対し、申立書及び添付書面の内容を知る機会を与えるため、債権者集会開催日の2週間前までに、一時管財人に対し、当該書面を提出しなければならない。
- 4 発起人(社員)又は債務者財産の所有者による裁判上の再生支援開始の申立書には、再生支援計画、債務弁済計画表、債権者集会に対し裁判上の再生支援開始を求める決議に賛成した発起人(社員)のリストを含む発起人(社員)総会の議事録、及び、申立人が、債務者による債務弁済計画表の履行を保証・担保する旨の書面を添付しなければならない。
- 5 第三者による裁判上の再生支援開始の申立書には、債務弁済計画表及び当該第三者が債務者による債務弁済計画表の履行を保証・担保する旨の証拠を添付しなければならない。
- 6 複数の者が、債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てるよう

求める場合、各人の保証・担保に関しては、それらの者の間の合意により決定される。

本条は、裁判上の再生支援の開始手続、申立権者、裁判上の再生支援の開始に必要な書面の一覧を規定している。

1 本条第1項は、裁判上の再生支援の申立権者、及び、監視手続中に裁判上の再生支援を申し立てるそれらの者の権利について規定している。申立権者は、債務者自身、発起人(社員)、債務者財産の所有者の名において活動する機関及び第三者である。

本項は、これらの者が裁判上の再生支援開始を申し立てる方法として二つの方法を定めている。

第一に、本項は、上記申立権者は、第一回債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てるよう求めることができるとしている。これを受けて、第78条第1項は、裁判上の再生支援は、第75条第3項の定める場合を除き、債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が開始するとしている。これらの者が、第一回債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てる具体的な手続は、本条第3項が定めている。

第二に、第72条は、経済裁判所に対する裁判上の再生支援開始の申立てを第一回債権者集会の権限にしているが、本項によれば、上記申立権者も、直接、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援開始を申し立てることができる。

第75条第3項は、第一回債権者集会が、経済裁判所に対し、債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てることを決議した場合、又は、経済裁判所に対し、いかなる決議も提出しなかった場合、経済裁判所は、発起人(社員)、債務者財産の所有者、倒産事件を管轄する国家機関又は第三者の申立てに基づき、申立人による保証・担保を条件に、裁判上の再生支援を開始することができるとしているが、本項は、この第75条第3項の場合には、上記の者が、債権者集会の決議なしに、直接、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てることができることを明らかにしている。

また、裁判上の再生支援の申立権者としては本項には記載されていないが、第75条第3項によれば、倒産事件を管轄する国家機関も裁判上の再生支援を申し立てる権限を有する。なお、倒産事件を管轄する国家機関の場合、直接、経済裁判所に裁判上の再生支援を申し立てる方法しか許されないこと、債務弁済計画表の履行を確保するための保証・担保を提供する必要があることに注意すべきである。また、第25条第1項第4号により、定款資本に国家の持分が含まれている企業についてのみ裁判上の再生支援の申立てができ、その際には、再生支援計画を作成する必要があることにも注意すべきである。この場合に債務弁済計画表を作成する必要があるかどうかについては、倒産法においては、明文で規定されていないが、第78条第2項では、経済裁判所による裁判上の再生支援開始決定においては、経済裁判所が承認した債務弁済計画表を示さなければならないことから、債務弁済計画表も作成する必要があるものとする。

倒産事件を管轄する国家機関は、事件が自らの申立てにより開始したか否かに関わらず、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てる権利を有する。

2 本条第2項によれば、債務者は、第一回債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てるよう求める際、裁判上の再生支援の予定期間を示した再生支援計画及び債務弁済計画表を添付しなければならない。第73条第1項は、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援開始を申し立てる第一回債権者集会の決議は、裁判上の再生支援の予定期間及び容認した債務弁済計画を含まなければならない、と規定しており、本条第2項によれば、この債権者集会決議を行う前提として、申立書には、裁判上の再生支援の予定期間を示した再生支援計画及び債務弁済計画表を添付しなければならないことを規定している。

債務者が作成する債務弁済計画表については、債務者の代表者が署名する。

3 本条第3項は、債権者集会に対し裁判上の再生支援開始を申し立てる場合について、その申立書の提出先、添付すべき書面、及び、それら書面の提出期限を規定している。

裁判上の再生支援開始の申立書及び添付書面は、債権者に対し申立書及び添付書面の内容を知る機会を与えるため、債権者集会開催日の2週間前までに、一時管財人に対し提出

されなければならない。しかし、申立書及び添付書面の提出が2週間の期限より遅れたとしても、債権者が債権者集会において当該申立てを検討する可能性が除外されるわけではない。申立書及び添付書面の検討に更に時間が必要である場合は、債権者集会が延期されることもあり得る。

本項によれば、これらの書面は一時管財人に提出されなければならないとされている。なぜならば、一時管財人が、第一回債権者集会を招集し、開催する義務を負っているからである(67条1項4号)。一時管財人は、第一回債権者集会の開催日を決定し、債権者集会の参加権利者に対し、開催日時及び場所、議題並びに債権者集会において審議予定の資料の内容を知る方法等を記載した通知を、集会開催日の2週間前までに郵便により発送し、又は、確実に集会開催日の5日前までに届く他の方法により通知するとされている(71条1項、並びに、11条1項及び3項)。したがって、一時管財人が、招集通知に、裁判上の再生支援開始が第一回債権者集会の議題になることや、債権者が裁判上の再生支援開始の申立書及び添付書面を閲覧することができる方法を記載することができるように、裁判上の再生支援開始の申立書及び添付書面は、債権者集会開催日の2週間前までに、一時管財人に対し提出されなければならない。

4 本条第4項は、発起人(社員)又は債務者財産の所有者による裁判上の再生支援の申立書には、以下の書面を添付しなければならないと規定している。

- ・ 再生支援計画：条文においては、「再生支援計画」と記載されているが、第一回債権者集会の決議には、裁判上の再生支援の予定期間が含まなければならないと規定している第73条1項の要件により、本条第2項と同様、裁判上の再生支援の予定期間を示した再生支援計画を添付しなければならないと考えられる。
- ・ 債務弁済計画表：債務弁済計画表は、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者から署名権限を付与された者が署名する。
- ・ 債権者集会に対し裁判上の再生支援開始を求める決議に賛成した発起人(社員)のリストを含む発起人(社員)総会の議事録：発起人(社員)総会が、裁判上の再生支援開始を決議するために必要な賛成議決権数は、各法人の組織形態・法的形態により決まる。
- ・ 申立人が、債務者が債務弁済計画表を履行することを保証・担保する旨の書面：第77条第3項の理解として、この書面とは、保証人・担保設定者及び債権者集会の代表者により署名された合意書、又は、銀行保証書と理解される。

5 本条第5項によれば、第三者による裁判上の再生支援開始の申立書には、以下の書面を添付しなければならない。

- ・ 債務弁済計画表(債務弁済計画表には、第三者から署名権限を付与された者が署名する)
- ・ 第三者が、債務者による債務弁済計画表の履行を保証・担保する旨の証拠(77条3項の定める合意書面)

第三者が裁判上の再生支援開始を申し立てる場合、第三者が債務者による債務弁済計画表の履行の保証・担保の証明を提出することから、再生支援計画の提出は不要である。債務者が債務弁済計画表を履行しない場合、債権は、第三者が提供した保証・担保により満足を受ける。

6 本条第6項によれば、複数の者が、債権者集会に対し、経済裁判所に裁判上の再生支援を申し立てるよう求める場合、各人による保証・担保は、それらの者の間の合意により決定される。

民法第293条第3項は、「共同保証人は、保証契約に別段の定めがある場合を除き、債権者に対し連帯して責任を負う。」と規定しており、したがって、共同保証人は、主債務者の債務不履行について、原則として連帯責任を負うことになる。ただし、保証人・担保設定者の間で締結する合意には、各人の具体的な保証・担保の額を定めることができる。

第77条 債務弁済計画表に従った債務者の債務履行の保証・担保

1 債務弁済計画表に従った債務者による債務の履行は、法令の定める方法により、保証・

担保することができる。

- 2 債務弁済計画表を履行する債務者の債務は、経済裁判所が裁判上の再生支援開始の決定を出した時から、保証・担保されたとみなされる。
- 3 保証・担保の合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面による。当該合意は、債権者側においては、債権者集会（債権者委員会）の代表者が署名し、経済裁判所の職権により裁判上の再生支援が開始された場合は、一時管財人が署名する。もう一方の当事者側は、債務者による債務弁済計画表の履行を保証・担保する者（以下、「保証人・担保設定者」という。）が署名する。
- 4 保証・担保の額は、裁判上の再生支援開始の事案を検討する債権者集会の開催前の直近の決算日の貸借対照表に記録されている債務者の債務額を、20%以上超えるものでなくてはならない。
- 5 所有権及びその他の物権の形態で債務者に属する財産（財産権を含む）は、保証・担保の目的物とすることはできない。
- 6 債務弁済計画表の変更又は債務者に関する新しい倒産手続の開始は、保証・担保を終了させる事由とはならない。

本条は、債務弁済計画表に従った債務者の債務履行の保証・担保に関するものである。

- 1 本条第1項は、債務弁済計画表に従った債務者による債務の履行は、法令の定める方法により、保証・担保することができるとしている。民法第259条ないし第312条に詳細が記載されているため、倒産法には当該方法の詳細な規定はない。

民法第259条第1項は、「債務の履行は、違約罰、担保権、留置権、保証、銀行保証、手付金及び法令又は契約の定めるその他の方法により確保することができる」と規定している。

しかし、違約罰及び手付金は、債務者に債務不履行があった場合に債務者自身の財産から実行されるものであるし、留置権についても債務者自身の財産の留置を認めることにより債務の履行を担保するものであるから、本条第5項の規定に反することになり、認められない。

したがって、ここでは、保証・担保する方法としては、担保権、保証、銀行保証及び法令又は契約の定めるその他の方法が認められる。ただし、これらの方法は、法令の要件と倒産法の規律する諸関係の性質に矛盾してはならない。

経済裁判所は、裁判上の再生支援開始決定を出すに当たり、この保証・担保についての法律行為をその適法性の観点から判断し、提供された保証・担保が、第三者の権利及び法的利益を侵害する場合、又は、法定要件を満たさない場合、裁判上の再生支援開始決定を出すことはできない。

- 2 本条第2項によると、保証人・担保設定者の権利と義務は、合意締結時ではなく、経済裁判所が裁判上の再生支援の開始決定を出した日から発生する。裁判上の再生支援開始を目的として保証・担保されるので、これは合理的である。
- 3 本条第3項は、債権者側と保証人・担保設定者側との保証・担保の合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面によるとしている。

本項と同様の規定であるロシア連邦倒産法第79条第3項は、当該合意書面の作成を裁判上の再生支援開始決定後に作成することを認めており、同法第87条第1項は、同法第79条第3項の定める期間内に当該合意書面が提出されない場合を財政再建手続の期間満了前の中止の事由としている。一方、このような規定が置かれていないウズベキスタン共和国倒産法においては、当該合意書面を裁判上の再生支援開始決定後に作成することは許されないと解される。

第75条第3項並びに第76条第4項及び第5項によれば、第三者が、保証・担保を提供することを条件に、裁判上の再生支援開始を申し立てると、当該手続の開始決定が出され、その証拠となるのが署名済みの合意書であることから、合意書は、経済裁判所が裁判上の再生支援の開始決定を出すより前に署名されていなければいけないといえる。

合意書面には、債権者側においては、債権者集会(債権者委員会)の代表者が署名する。ただし、第75条第3項により経済裁判所の職権により裁判上の再生支援が開始された場合は、一時管財人が署名する。もう一方の当事者側は、保証人・担保設定者が署名する。債務者自身の署名は不要である。したがって、経済裁判所は第三者の裁判上の再生支援開始の申立てを審理する際、債務者債務の履行保証・担保についての署名済みの合意書があるかを確認しなくてはならず、それが無い場合は第三者の申立てを棄却しなければならない。

- 4 本条第4項によれば、保証・担保の額は、裁判上の再生支援開始の事案を検討するために招集される債権者集会の開催前の直近の決算日の貸借対照表に記録されている債務者の債務額を、20%以上超えるものでなくてはならない。つまり、債務額の120%以上の額でなくてはならない。

立法過程では、保証・担保の額を定めるに当たり、銀行融資の返済における慣習が考慮された。「一借入人当たり又は相互に関係する借入人から成る一グループに当たりの最大リスク額に関する規程」(1998年11月2日付ウズベキスタン中央銀行承認、ウズベキスタン共和国司法省登録557号)は、融資の保証額、とりわけ銀行保証額又は担保物の価格は、融資額の125パーセント以上でなくてはならないという規則を定めている(当該規程の採択に際しては、融資保証額は融資額の115%以上でなければならないと記載されており、その後、中央銀行決定(2003年12月10日付ウズベキスタン共和国司法省登録557-3号)により改正され、その結果、保証額は融資額の125%以上でなければならない)。

保証人・担保設定者は、自身の行為を保証するのではなく、他人である債務者の債務履行を保証するものであるから、自身の全財産をもって責任を負う必要はなく、引き受けた債務の範囲のみで、すなわち、担保として提供した財産や財産権の価値の範囲に限り、責任を負う。

保証人・担保設定者は、裁判上の再生支援の結果として債務者の支払能力が回復し、債権が全て債務弁済計画表に従い弁済されることについて、保証人となる。かかる結果が達成されない場合、保証人・担保設定者は、第90条に基づき、締結された合意の定める責任を負う。

- 5 所有権及びその他の物権の形態で債務者に属する財産(財産権を含む)は、既に届出債権を負担しており、明らかに届出債権を完済するに十分ではない。したがって、本条第5項は、当該財産を担保物とすることを禁止している。

- 6 本条第6項によれば、債務弁済計画表の変更は、保証・担保を終了させる事由にならない。民法第298条第1項は、保証債務は、主たる債務が消滅した場合、また、その責任を増大させるなど保証人に不利な結果をもたらす主たる債務の変更が保証人の同意なしになされた場合は、消滅する、と規定している。しかし、本項はその特則となり、債務弁済計画表の変更について保証人・担保設定者の同意がなくとも、保証・担保は終了しない。

裁判上の再生支援期間においては、いつでも債権届出をすることができる(84条注釈参照)。そのため、裁判上の再生支援開始後に債権登録簿の債権額が増加することもありえる。しかし、そのような場合であっても、保証人・担保設定者は提供する保証・担保の額を追加する必要はなく、また、裁判上の再生支援開始後に新たに届け出られた債権につき、その履行を保証・担保する義務を負う必要はないと解される。

債務者に関する別の倒産手続の開始、つまり債務者に対する外部管財の開始、又は、清算手続の開始によっても、保証人・担保設定者が提供した保証・担保から生じる義務は終了しない。裁判上の再生支援において、保証人・担保設定者(第三者)が参加して和議が締結される場合、これらの者の保証・担保の提供についての義務は終結しない。和議が、債務者と債権者の間で締結される場合は、和議に、債務弁済の義務が債務者に課される旨の条項が含まれるので、経済裁判所が和議締結を承認した後、保証人・担保設定者の義務は終了する。

第78条 裁判上の再生支援開始手続

- 1 裁判上の再生支援は、本法第75条第3項の定める場合を除き、債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が開始する。

- 2 経済裁判所の裁判上の再生支援開始決定は、裁判上の再生支援の期間、経済裁判所が承認した債務弁済計画表、保証人・担保設定者、保証・担保の額及び形態に関する情報、並びに、再生支援管財人の任命及びその報酬を示さなければならない。
- 3 経済裁判所の裁判上の再生支援開始決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。
- 4 裁判上の再生支援は、24ヶ月を超えない期間実施され、当該期間は、保証人・担保設定者による弁済のために、経済裁判所が最長で6ヶ月延長することができる。

本条は、裁判上の再生支援の開始手続、再生支援開始決定の内容、再生支援開始決定に対する不服申立手続、及び、再生支援の期間を定めている。

- 1 本条第1項は、裁判上の再生支援は、第75条第3項の定める場合を除き、債権者集会の決議に基づき、経済裁判所が開始すると規定している。もっとも、経済裁判所は、債権者集会の決議に拘束されないので、債務者に支払能力回復の可能性があるか、また、保証人・担保設定者が提供した保証・担保の額が第77条第4項の要件を満たしているか否か等の開始要件を審理し、決定により、裁判上の再生支援を開始する。

経済裁判所に対する裁判上の再生支援開始の申立ては、債権者集会の専権事項とされている(10条5項3号)。この議決要件は過重されており、全債権者の議決権の過半数の賛成により決議される(13条3項2号)。

一方、第75条第3項の定める場合、経済裁判所は、債権者集会の決議なしに、裁判上の再生支援開始を決定することができる。しかし、この場合であっても、債務者の発起人(社員)、債務者財産の所有者、倒産事件を管轄する国家機関又は第三者が経済裁判所に裁判上の再生支援開始を申し立てることが必要である。申立てを受けた経済裁判所は、手続の開始条件を審理する。まず、債務者に支払能力の回復の可能性があるかどうかを確認しなければならず、そのために、裁判所は、第三者の下にある債務者財産に関する情報、容易に回収可能である受取勘定又は順位を遵守した上で債権者に譲渡され得る受取勘定に関する情報、また、保証人・担保設定者が提供した保証・担保の額が第77条第4項の要件を満たしているかに関する情報を検討し、裁判上の再生支援を開始する決定を出す。

- 2 経済裁判所に対し、裁判上の再生支援開始を申し立てる第一回債権者集会の決議は、裁判上の再生支援の予定期間及び容認した債務弁済計画表を含まなければならない(73条1項)。また、当該第一回債権者集会は、当該申立てにおいて、再生支援管財人の候補者を推薦することができる(73条2項)。その際、当該集会は、併せて、再生支援管財人の報酬額及び支払方法についても決議する。さらに、発起人(社員)、債務者財産の所有者による裁判上の再生支援開始の申立てにおいては、債務者による債務弁済計画表の履行を保証・担保する旨の書面又は証拠を提出しなければならない(76条4項、5項)。

これらの規定を受けて、本条第2項は、裁判上の再生支援開始の経済裁判所決定は、裁判上の再生支援の期間、経済裁判所が承認した債務弁済計画表、保証人・担保設定者、保証・担保の額及び形態に関する情報、並びに、再生支援管財人の任命及びその報酬を示さなければならないとしている。

経済裁判所は、裁判上の再生支援の期間を定める際、再生支援計画及び債務弁済計画表の期間を考慮しなくてはならない。しかし、計画に指定される期間は拘束力を持たず、経済裁判所はその決定において自らが適当と考える期間を指定することができる。再生支援管財人の報酬についても同じことが言える。債権者集会の決議によって提案される報酬額は、経済裁判所に対して拘束力を持たず、経済裁判所は、自らが適正と考える報酬額を決定において指示することができる。

裁判上の再生支援の期間を決定する際、経済裁判所は、債務額、債務者事業の特徴、提案される再生支援の期間についての裁判所任命管財人の意見を考慮しなければならない。再生支援管財人の報酬額を決定する際、経済裁判所は管財人が行うことになる業務の量、管財人の資格、業務の成果に影響するその他の資質を考慮する。

また、経済裁判所が第75条第3項に基づき裁判上の再生支援開始決定を出す場合、再生

支援管財人の候補者が推薦されない場合もあり、この場合、経済裁判所は、裁判上の再生支援開始決定で再生支援管財人の任命及びその報酬を示さないこともできる。このような場合、経済裁判所により再生支援管財人が任命されるまで、再生支援管財人の任務は一時管財人の任務を遂行してきた者が行う(75条4項)。

- 3 本条第3項によれば、裁判上の再生支援開始の経済裁判所決定に対しては不服を申し立てることができる。当該決定は、第50条第1項の司法判断であるので、経済訴訟法の規定に従い不服申立てをすることができる(最高経済裁判所総会決議142号21項, 22項)。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。

裁判所任命管財人が、裁判上の再生支援又は外部管財の開始と同時に任命される場合、当該手続の開始決定に管財人の任命が記載される。倒産事件の参加者、検察官は、任命された再生支援管財人に同意しないのであれば、倒産法の定める手続に従い、司法判断の中の再生支援管財人の任命の部分につき、不服を申し立てることができる(最高経済裁判所総会決議142号21項)。

この際、決定のうち裁判上の再生支援の期間についての部分に対しては、経済裁判所の定める手続により、不服を申し立てることができ、一方、管財人の報酬額の部分に対しては、不服を申し立てることができないことを指摘しておかなければならない。

- 4 裁判上の再生支援開始決定には、再生支援期間が指定されなければならない。本条第4項によると、当該期間は2年(24ヶ月)を超えてはならない。裁判上の再生支援の期間は、裁判上の再生支援開始決定において指定される(本条第2項)。経済裁判所は、裁判上の再生支援期間を定める際、再生支援計画及び債務弁済計画表の期間を考慮しなくてはならない。

この際、経済裁判所は、保証人・担保設定者による弁済のために、再生支援の期間を、最大6ヶ月間延長できる。

経済裁判所に対する裁判上の再生支援期間の延長の申立ては、債権者集会の専権事項とされている(10条5項3号)。また、債権者集会における議決要件は通常の議決要件より過重されており、全債権者の議決権の過半数の賛成により決議される(13条3項2号)。

債権者集会は、裁判上の再生支援期間の延長の申立てを決議し、経済裁判所に対し延長を申し立てる。裁判上の再生支援期間の延長は、経済裁判所の決定で行われるが、この決定は、第50条第1項の司法判断なので、経済訴訟法の規定に従い不服申立てをすることができる(最高経済裁判所総会決議142号21項, 22項)。この不服申立ては、決定の執行を妨げない。

第79条 裁判上の再生支援開始の効果

- 1 債務者の経営機関は、裁判上の再生支援実施中、本章の定める制限の下、その権限を行使する。
- 2 裁判上の再生支援開始時に、以下の効果が生じる。
 - (1) 従前とられた債権の実現を保全する措置は取り消される。
 - (2) 債務者の財産の差押え及び債務者の財産処分権限に対するその他の制限は、倒産手続の範囲内でのみ課すことができる。
 - (3) 裁判上の再生支援開始時まで発生した金銭債務及び義務的支払債務の不履行又は不適切な履行につき、違約罰(違約金, 遅延利息)及びその他の経済制裁(金融制裁)は加算されず、また、支払われるべき利息も生じない。
- 3 債務弁済計画表に従い弁済を受ける金銭債権及び(又は)義務的支払債権について、利息は、ウズベキスタン共和国民法第327条の定める手続及び利率に基づき発生する。利息は、経済裁判所が裁判上の再生支援開始決定を出した時から、債権者の債権が弁済される時まで、発生する。債権が弁済されなかった場合においては、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定時まで、発生する。
- 4 債務者の代表者による再生支援計画の不履行若しくは不適切な履行に関する情報、又は、債務者、債権者若しくは保証人・担保設定者の権利若しくは法的利益を侵害する債務者の代表者の行為(不作為)に関する情報を含む、債権者集会、保証人・担保設定者、又は、

再生支援管財人からの申立てに基づき、経済裁判所は、債務者の代表者を解任することができる。この場合、経済裁判所は、債務者の代表者の任務を再生支援管財人に行わせることができる。経済裁判所は、債務者の代表者を解任する決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

- 5 債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者は、債権者集会又は債権者委員会の同意なくして、債務者の組織変更(新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更)及び清算を決定することはできない。債務者も、債権者集会又は債権者委員会の同意なくして、以下の法律行為を行うことはできない。
 - (1) 不動産の賃貸、不動産への担保権設定、有限責任会社若しくは補充責任会社の定款資本(定款資本金)への不動産の出資、又は、不動産に関するその他の処分
 - (2) その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の10%以上を占める財産の処分
 - (3) 消費貸借による貸付・借入、信用の授受、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受、並びに、債務者の財産の委託管理契約の締結
 - (4) 法令の定める手続に従い再生支援管財人又は債権者に利害関係を生じる行為
- 6 再生支援管財人及び債権者は、法令の定める手続に従い、債務者の法律行為の無効認定を求める権利を有する。

本条は、裁判上の再生支援開始の効果と、債務者の経営機関及び発起人(財産所有者)の権限の制限を定めている。

- 1 本条第1項は、債務者の経営機関は、裁判上の再生支援開始後も、本章の定める制限を受けて、その権限を行使すると規定している。

裁判上の再生支援は、債務者の事業管理権の再生支援管財人への移譲を伴わずに、債務者の支払能力を回復し、債権を弁済することを目的として、実施されるものであるが、本項の規定は、まさに、第3条の定める裁判上の再生支援の概念を具現化するものである。

しかし、裁判上の再生支援は、債権者間の平等を凶りつつ債権を弁済する手続であるため、債権者間の平等を害しうる債権者又は債務者の法律行為に対して、一定の制限を課している。

「本章の定める制限」とは、債務者が、一定の場合、例えば、第79条第5項や第81条第1項第5号の規定する場合、法律行為を行うにつき、債権者集会(債権者委員会)又は再生支援管財人の同意が必要であるといった状況を指す。

また、「本章の定める制限」以外でも、例えば、監視の効果として第63条に列挙されている法律行為は、裁判上の再生支援においても禁止されると解される。

なお、債務者の代表者は、本条第4項の事由がある場合、経済裁判所により解任される場合がある。この場合、経済裁判所は、債務者の代表者の任務を再生支援管財人に行わせることができる。

- 2 本条2項は、裁判上の再生支援開始による効果を次のとおり規定している。
 - (1) 従前とられた債権の実現を保全する措置は取り消される。この「債権の実現を保全する措置」とは、第46条第1項の保全措置のことを指し、本項は、第46条第3項と関連する。監視中にとられた債権実現の保全措置は(46条1項)、第46条第3項が規定するとおり、経済裁判所がいずれかの倒産手続の開始決定を出すまで効力を有する。裁判上の再生支援の開始決定は、倒産手続の開始決定なので、第46条第1項の保全措置は失効する。これは、裁判上の再生支援が開始すると、倒産事件は別の段階に移行し、その段階では、債務者の代表者、発起人(社員)又は財産所有者に対する一定の制限が定められているからであり、また、債務弁済計画表に従った債権者への支払いを行わなければならないので、従前とられた債権実現の保全措置がその妨げになってはならないからである。

再生支援管財人は、経済裁判所に対し、保管のための第三者に対する財産寄託を含む、債務者財産保全のための追加措置を申し立てることができる(81条1項8号)。
 - (2) 債務者の財産の差押え及び債務者の財産処分権限に対するその他の制限は、倒産

手続の範囲内でのみ課すことができる。この際、債務者財産に対する差押え及びその他の債務者の財産処分権に対する制限は、司法判断に基づき、倒産事件手続の範囲内に限り許容されるものであることに注意を要する。債権は、債務弁済計画表に従い弁済されるので、裁判等執行法第34条第2号に従い、債務者財産に対する差押えに関する執行手続は必ず停止され、裁判上の再生支援の期間内に執行されてはならない。

(3) 裁判上の再生支援開始時までに発生した金銭債務及び義務的支払債務の不履行又は不適切な履行につき、違約罰(違約金、遅延利息)及びその他の経済制裁(金融制裁)は加算されず、また、支払われるべき利息も生じない。

また、裁判上の再生支援は、債権者間での平等、かつ、按分弁済に向けられた手続であるため、平等・按分を害する可能性のある法律行為に対し一定の制限を課す必要がある。そのため、裁判上の再生支援開始後も、監視開始の効果として発生する第63条に列挙された制限事項は、そのまま継続すると解される。

つまり、

- ・ 財産に対して強制執行をする執行文書の執行は停止される(63条1項注釈参照)。
- ・ 法人から脱退することに伴い、法人債務者の発起人(社員)の持分払戻請求権が債務者の財産から弁済されることは禁止される。このような行為については、第103条第4項を類推し、再生支援管財人又は債権者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。
- ・ 発行された有価証券に関し配当金やその他の支払いをすることは禁止される。
- ・ 相殺による債務者の金銭債務の消滅は、第134条及び第169条の定める弁済順位に反する場合、許されない。

(4) 債務者の財産から金銭を受ける請求権は、倒産法の定める債権届出手続に従う場合に限り、行使が認められる。裁判上の再生支援における債権届出手続については、第84条の注釈を参照されたい。

3 本条第3項によれば、債務弁済計画表に従い弁済を受ける金銭債権及び(又は)義務的支払債権について、利息は、民法第327条の定める手続及び利率に基づき発生する。これは、債務弁済計画表に記載されることによって、弁済が延期になる債権に関し、債権者に発生する経済的な損害を賠償する必要があるためである。

利率は、債権者の住所地(債権者が法人の場合には法人所在地)に存在する銀行における債権履行日付公定歩合により定める(民法327条2項)。

当該利息は、裁判上の再生支援の開始日から、当該手続における債権の弁済まで、又は、債権が弁済されなかった場合は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定時まで、発生する。発生する利息は、債権登録簿に記載され、債権者集会の議決権算定の際に考慮される。

4 第79条第4項によれば、経済裁判所は、債権者集会、保証人・担保設定者、又は、再生支援管財人から出された、以下のいずれかの情報を含む申立てに基づき、債務者の代表者を解任することができる。なお、第81条第1項第7号は、本項の定める場合、経済裁判所に対し、債務者の代表者の解任を申し立てることを、再生支援管財人の義務としている。

- ・ 債務者の代表者が、再生支援計画又は債務弁済計画表を履行できるのに、履行しない又は不適切に履行している旨の情報。なお、再生支援計画に、その履行が法令違反に繋がる措置が含まれている場合、債務者の代表者は当該再生支援計画を履行してはならず、この際、債務者の代表者は解任されない。
- ・ 債務者の代表者が、債務者、債権者又は保証人・担保設定者の権利又は法的利益を作為・不作為により侵害している旨の情報。この場合、経済裁判所は、代表者の任務を、再生支援管財人に行わせることができる。

債務者の代表者を解任する経済裁判所決定に対しては、第60条に従い、不服を申し立てることができる(最高経済裁判所総会決議142号21項)。

5 本条第5項は、裁判上の再生支援期間における債務者の発起人(社員)若しくは債務者財産の所有者、又は、債務者の法律行為に対し、制限を課している。

裁判上の再生支援は、再生支援管財人に債務者の事業管理権を移譲しないことが特徴である。一方で、裁判上の再生支援は、債務者の支払能力の回復及び債権の弁済を目的として実施されるものであり、その観点から、一定の法律行為については、債権者集会又は債権者委員会の同意を要求している。

さらに、第81条第1項第5号は、再生支援管財人は、債務者が行った法律行為及び決定に同意を出し、債権者に当該行為及び決定に関する情報を提供すると規定しており、債権者集会又は債権者委員会の同意のほか、再生支援管財人の同意も必要であることに注意すべきである。

債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者は、債権者集会又は債権者委員会の同意を得ずに、債務者の組織変更(新設合併、吸収合併、分割、分離及び形態変更)及び清算を決定することはできない。

また、債務者も、債権者集会又は債権者委員会の同意、及び、再生支援管財人の同意なくして、以下の法律行為を行うことはできない。

- (1) 不動産の賃貸、不動産への担保権設定、有限責任会社若しくは補充責任会社の定款資本(定款資本金)への不動産の出資、又は、不動産に関するその他の処分
- (2) その帳簿価額が債務者の全資産の帳簿価額の10%以上を占める財産の処分
- (3) 消費貸借による貸付・借入、信用の授受、第三者債務の保証及び銀行保証、債権譲渡、債務引受、並びに、債務者の財産の委託管理契約の締結
- (4) 法令の定める手続に従い再生支援管財人又は債権者に利害関係を生じる行為。これは、再生支援管財人又は債権者が、債務者の利害関係人になる法律行為のことを指す⁵⁸。法人債務者の利害関係人の範囲については第17条第1項が規定している。この規定は、債権者委員会の権限について規定する第15条第5項第3号に関連している。

- 6 本条第6項によれば、再生支援管財人及び債権者は、法令の定める手続に従い、債務者の法律行為の無効認定を求める権利を有する。

本条第5項に違反して行われた法律行為は、取り消すことができる法律行為であり、裁判所の認定により無効となる(民法113条1項)。再生支援管財人及び債権者は、本項に基づいて、債務者の法律行為の無効認定を求めることができる。本項は、法律行為の無効を認定するよう申し立てる権利のみを規定しているが、当該法律行為が取り消すことができる法律行為ではなく無効な法律行為である場合、無効効果の適用を裁判所に申し立てることができる。このような申立ては、経済裁判所が、経済訴訟法の定める一般手続により、倒産事件の枠外で審理する(最高経済裁判所総会決議142号26項)。

第80条 再生支援管財人

- 1 再生支援管財人候補者は、債権者集会又は保証人・担保設定者が、経済裁判所に対して推薦する。
- 2 再生支援管財人は、裁判上の再生支援開始時から、その完了時まで、又は、期間満了前の中止時まで、任務を遂行する。
- 3 経済裁判所は、再生支援管財人本人からの申立て、又は、債権者集会若しくは保証人・担保設定者からの申立てに基づき、及び、本法の定めるその他の場合、再生支援管財人を解任することができる。再生支援管財人を解任し、同時に新しい再生支援管財人を任命する経済裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。
- 4 裁判上の再生支援中に債務者の支払能力が回復し、倒産事件手続が終結すると、再生支援管財人の権限も終了する。
- 5 経済裁判所が、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出

⁵⁸ 債務者の利害関係人を裁判所任命管財人に任命することは認められず(18条2項)、解任事由である。立法趣旨からすると、債務者と裁判所任命管財人が利害関係人になる行為は、債権者集会の同意を得ても許されないのではないと思われる。ここで、言われているのは、例えば、101条4項から考えると、再生支援管財人又は債権者の利害関係人が、債務者の行為の相手方になる法律行為と思われる。

し、再生支援管財人とは別の者を外部管財人又は清算管財人に任命した場合、再生支援管財人は、外部管財人又は清算管財人に業務を引き継ぐまで、任務を続行する。

本条は、再生支援管財人候補者の推薦権限を有する者、再生支援管財人の解任手続、再生支援管財人の権限の終了時期について規定している。

1 本条第1項は、再生支援管財人候補者は、債権者集会又は保証人・担保設定者が、経済裁判所に対して推薦すると規定している。

本項は、第72条第1項第4号及び第73条第2項の規定と関連する。第72条第1項第4号は、再生支援管財人の候補者の容認を、第一回債権者集会の専権事項としている。また、第73条第2項は、「裁判上の再生支援開始を申し立てる決議をした第一回債権者集会は、経済裁判所に対し、一時管財人の解任を申し立てることができる。債権者集会は、申立てにおいて、再生支援管財人の候補者を推薦することができる。」と規定している。

第75条第3項に基づき、債権者集会の決議なしに、直接経済裁判所に対し裁判上の再生支援開始が申し立てられる場合、保証人・担保設定者、つまり、発起人(社員)、債務者財産の所有者、倒産事件を管轄する国家機関又は第三者が、再生支援管財人候補者を推薦する。

2 本条第2項によれば、再生支援管財人は、裁判上の再生支援開始時から、その完了時まで、又は、期間満了前の中止時まで、任務を遂行する。

裁判上の再生支援の完了又は期間満了前の中止とは、第85条ないし第87条及び第89条により、裁判上の再生支援の完了決定、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定が出された場合を指す。

ただし、経済裁判所が、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出し、再生支援管財人とは別の者を外部管財人又は清算管財人に任命した場合、再生支援管財人は、外部管財人又は清算管財人に業務を引き継ぐまで、任務を続行する(本条第5項)。

3 本条第3項は、再生支援管財人の解任及び罷免の事由を定めている。解任事由と罷免事由の相違は、解任が本人の申出に基づく合理的な事由に基づいて行われるのに対して(例えば本人の希望により)、罷免は、原則として、再生支援管財人が任務を遂行しない、又は、不適切に遂行するという管財人の違反行為がある場合に、債権者集会の申立てに基づき行われる。

本項には、債権者集会が再生支援管財人の解任を申し立てるための要件が記載されていない。この点は、第96条1項1号及び第140条1項1号を類推して、債権者集会は、再生支援管財人が任務を遂行しない又は不適切に遂行している場合、再生支援管財人の解任の申立てができると解される。この際、再生支援管財人の任務不履行又は不適切な履行により、債権者又は債務者に損害が生じたことは要件とはならない。また、第96条第1項第1号の類推により、再生支援管財人を解任する債権者集会の決議は、新しい再生支援管財人の候補者に関する情報を含まなければならないと解される。

本条本項は、債権者集会が、経済裁判所に対し、再生支援管財人の解任を申し立てることができる規定しているが、債権者委員会も、同様の申立てをできると解される。

本項は、保証人・担保設定者による解任申立事由を定めていない。この点、第21条第1項を類推し、保証人・担保設定者は、再生支援管財人が任務を履行せず、又は、不適切に履行したために、保証人・担保設定者に損害が生じた場合、再生支援管財人の解任を申し立てることができる解される。

経済裁判所は、倒産法の定める他の場合、つまり、第18条第3項、第21条第1項及び第25条第1項第6号に規定される場合にも、再生支援管財人を解任することができる。具体的な事由については、第18条第3項、第21条第1項及び第25条第1項の注釈で説明されている。

再生支援管財人の解任や、新しい再生支援管財人の任命の経済裁判所決定に対しては、第60条の規定に基づき、不服を申し立てることができる(最高経済裁判所総会決議142号)

21項)。これらの不服申立ては、決定の執行を妨げない。

第92条第1項第2号及び第128条第6項の類推により、解任された再生支援管財人は、新たに任命された再生支援管財人の任命から3営業日以内に、新管財人に対し、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を引き渡し、新管財人が任務を遂行できるよう保証しなくてはならない。

- 4 本条第4項によれば、裁判上の再生支援において債務者の支払能力が回復し、倒産事件手続が終結すると、再生支援管財人の権限は終了する。

裁判上の再生支援中に債務者の支払能力が回復すると、倒産事件手続は終結し(56条1項1号)、これに伴い、再生支援管財人の権限も終了する。本項の事由以外にも、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定が出された場合、本条第3項により再生支援管財人が解任された場合、及び、第56条に定める他の事由(56条1項1号以外の事由)により倒産事件が終結する場合、例えば、和議が締結された場合等にも、再生支援管財人の権限は終了する。

- 5 本条第5項により、経済裁判所が、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出し、再生支援管財人とは別の者を外部管財人又は清算管財人に任命した場合、再生支援管財人は、外部管財人又は清算管財人に業務を引き継ぐまで、任務を続行する。

このことは、外部管財開始決定又は倒産認定・清算手続開始の本案決定に記載される。再生支援管財人の権限は終了するが外部管財人又は清算管財人がまだ任命されていないため、誰が企業を運営するのかについて誤解がないようにするためである。

第123条第4項の類推により、再生支援管財人は、外部管財人又は清算管財人が任命された日から3営業日以内に、業務を引き継がなければならない。

第81条 再生支援管財人の権限

- 1 再生支援管財人は、以下の権限を有する。
- (1) 一債務者の代表者に対し、現在の債務者の活動に関する情報、並びに、再生支援計画に定められている施策の実施及び債務弁済計画表の履行経過に関する情報を要求する。
 - (2) 一債務者の代表者に対し、債権弁済のための資金を、遅滞なく、かつ、全額、支払用口座に振り替えるよう要求する。
 - (3) 一債務者が財産目録を作成する場合、その作成に参加する。
 - (4) 一共益費を遅滞なく支払うよう債務者を監督する。
 - (5) 一本法第79条第5項の定める場合、債務者が行った法律行為及び決定に同意を出し、当該法律行為及び決定に関する情報を債権者に提供する。
 - (6) 一本法第59条及び第70条の定める場合、同条の定める手続に従い、債権の確定若しくは債権確定事由の確認に関する債務者の行為、又は、債権の審議に関する債務者の不作為につき、経済裁判所に対し、不服を申し立てる。
 - (7) 一本法第79条第4項の定める場合、経済裁判所に対し、債務者の代表者の解任を申し立てる。
 - (8) 一保管のための第三者への財産寄託及びそのような措置の取消し等、債務者の財産を保全するための追加措置を、経済裁判所に対し申し立てる。
- 2 再生支援管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。

裁判所任命管財人として、再生支援管財人も保有する共通の権利や義務は、第19条に規定されている。この他に、本条は、裁判上の再生支援手続の実施における再生支援管財人の権限を規定している。

- 1 本条第1項は、再生支援管財人が、以下の権限を有することを規定している。
- (1) 債務者の代表者に対し、現在の債務者の活動に関する情報、つまり、財務経済活動状況、生産品目、役務、及び労務に関する情報、並びに、再生支援計画に定められている施策の実施に関する情報を要求する。すなわち、債務者の代表者、経営機

関による再生支援計画の定める施策の遂行、債務弁済計画表の遂行を監督する。このことは、再生支援管財人が、債務者の代表者による再生支援計画及び債務弁済計画表の進捗を監督する責任を負うことを意味する。

- (2) 債権者集会及び経済裁判所が承認した債務弁済計画表に従った債権弁済を行うため、債務者の代表者に対し、そのための資金を、遅滞なく、かつ、全額、支払用口座に振り替えるよう要求する。
 - (3) 債務者が財産目録を作る際に参加する。この規定の趣旨からすると、再生支援管財人自身が債務者の財産目録作成に参加するものと考えられる。これは裁判所任命管財人が債務者の財産状況を具体的に把握するために必要である。
 - (4) 共益費を遅滞なく支払うよう債務者を監督する。つまり、債務者の業務及び再生支援計画が確実に実施されるように、債務者の共益費が遅滞なく支払われているか否かを監督する。
 - (5) 第79条第5項の定める場合、債務者の法律行為や決定に同意を出し、債権者の利益を守り債務者財産を保全するために、債権者に対し、当該法律行為や決定に関する情報を提供する。裁判所任命管財人は、債権者の利益を保護する義務を負い、第79条第5項の法律行為に関する債務者の行為を監督する。裁判所任命管財人は、当該法律行為が締結される際、それについて同意を出すか、同意を拒否し、債権者に対し、当該法律行為に関する自己の対応全てを知らせる。このような情報を、定例の債権者集会において債権者に提供することもできる。再生支援管財人が債権者に至急周知させる必要があると判断する場合、可能であれば、情報を各債権者に書面で送付するということもあり得る。
 - (6) 債権者が債務者の代表者の行為に対し不服を申し立てた場合において、再生支援管財人自身が、債権の認定やその根拠の承認に関する代表者の不法行為又は債権の審理における代表者の不作為を発見したときは、再生支援管財人は、第59条及び第70条の手續に従い、経済裁判所に対し、債務者の代表者の行為が違法であることを認定する申立てを出すことができる。債権者は、監視手續において、経済裁判所、債務者、及び一時管財人に対し自身の債権を送付することにより届け出ることができ、債権が、第70条に従い根拠を欠くものとされた場合、又は、然るべき証拠による裏付けがないとされた場合、債権は返却され、次の倒産手續で再び届け出ることができるので、債務者の代表者は、このような債権が再び届け出られた場合、それを検討しなければならない。債務者の代表者が債権の検討を行わなかった場合、それは、債権検討についての債務者の不作為ということになる。これは、裁判所任命管財人が、債務者の代表者の行為を違法と認めるよう、経済裁判所に申し立てる事由となる。
 - (7) 裁判所任命管財人は、債務者の代表者による再生支援計画の不履行若しくは不適切な履行についての情報、又は、債務者、債権者、若しくは保証人・担保設定者の権利及び法的利益を侵害する債務者の代表者による行為（不作為）についての情報を得た場合、経済裁判所に対し、代表者の解任を申し立てることができる。経済裁判所が再生支援管財人の申立てを認めた場合、代表者の職務を再生支援管財人に委ねることができる。
 - (8) 再生支援管財人は、経済裁判所に対し、債務者財産保全のための追加措置をとるよう申し立てることができる。このような措置としては、債務者財産の寄託や、財産譲渡の禁止等がある。再生支援管財人は、また、経済裁判所にこれらの措置の取消しを申し立てることもできる。
- 2 本条第2項は、再生支援管財人が、法令に従い、その他の権限を有することがあると規定している。

第82条 再生支援管財人の義務

- 1 再生支援管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 一債権登録簿を管理する。

- (2) 一本法第12条の定める場合、債権者集会を招集する。
 - (3) 一債務者が提出する再生支援計画及び債務弁済計画表の実施経過報告書を検討し、当該報告書に対する意見を債権者集会に提出する。
 - (4) 一債権者集会及び債権者委員会に対し、裁判上の再生支援の実施経過に関する情報を提供し、企業の定款資本に国家の持分が含まれている場合には、倒産事件を管轄する国家機関に対し、当該情報を提供する。
- 2 再生支援管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。

本条には、再生支援管財人の主な義務が、例示的に列挙されている。

1 再生支援管財人は、以下の義務を負う。

(1) 債権登録簿を管理する。

再生支援管財人は、新たに債権登録簿を作成するのではなく、一時管財人が作成した債権登録簿を引き継いで、届け出られた債権の管理を行う。

裁判上の再生支援では、債権者は、第70条に規定する手続により、債権を届け出ることができる。第70条第4項の定める期間内に異議申立てがされなかった債権及び異議が経済裁判所に出されたが、審理の結果、経済裁判所により債権登録簿に債権を記載する旨の決定を受けた債権は、再生支援管財人により債権登録簿に記載される。なお、裁判上の再生支援開始前に既に債権登録簿に記載された債権は、再度届け出る必要はない。

裁判上の再生支援期間中に、債務者の代表者が債権を弁済した場合、再生支援管財人は、債権弁済の証拠が提出され次第、債権登録簿にそれに応じた記載を行う(83条3項注釈参照)。

(2) 第12条の定める場合、債権者集会を招集する。

再生支援管財人は、本項に従い、以下の場合、裁判上の再生支援中に債権者集会を招集しなければならない。

- ・ 経済裁判所に対し、債務弁済計画表の変更の承認を申し立てる決議をする(84条1項)。
- ・ 経済裁判所に対し、裁判上の再生支援の期間満了前の中止を申し立てるか否かを審議する(86条2項)。

なお、再生支援管財人がこの義務を履行しない場合であっても、債権者集会は、債権者委員会の請求、債権登録簿の債権総額の3分の1以上にあたる債権を有する債権者の請求、又は、全債権者数の3分の1に当たる債権者の発議により招集される(12条1項)。

(3) 債務者が提出する再生支援計画及び債務弁済計画表の実施経過報告書を検討し、債権者集会に対し、当該報告書に対する意見を提出する。

再生支援管財人は、以下の場合、債務者が提出する実施経過報告書に対する意見を提出する。

- ・ 債務者の代表者は、経済裁判所に裁判上の再生支援の期間満了前の中止を申し立てるか否かを審議する債権者集会に対し、再生支援計画及び債務弁済計画表の実施結果報告書を提出する。再生支援管財人は、代表者による報告書の提出と同時に、債権者集会に対し、当該報告書に対する自己の意見を提出する(86条3項)。
- ・ 債務者の代表者は、裁判上の再生支援期間満了の15日前までに、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援の実施結果報告書を提出する。当該報告書には、これに対する再生支援管財人の意見書が添付される(87条1項)。

この他、裁判上の再生支援期間満了前に、債務者が債務弁済計画表に記載されている全債権を弁済した場合、債務者の代表者は、第87条の定める手続に従い、経済裁判所に対し、期間満了前完了の報告書を提出する(85条1項)。したがって、この場合も、債務者の代表者の報告書には、これに対する再生支援管財人の意見書が

添付される。

これらの場合、債権者集会は開催されないので、債務者の代表者が作成した実施結果報告書又は期間満了前完了の報告書及び当該報告書に対する再生支援管財人の意見書は、債権者集会ではなく、直接経済裁判所に提出されることに注意すべきである。

再生支援管財人は、債権者への支払いの完了、又は、経済裁判所の定める債権弁済期間満了に際し、経済裁判所に対し、保証人・担保設定者による義務履行の結果について報告書を提出しなければならない(89条1項)。この場合、債務者の代表者によって再生支援計画及び債務弁済計画表の実施結果報告書は作成されないこと、また、債権者集会が開催されないので再生支援管財人の報告書は直接経済裁判所に提出されることに注意すべきである。

- (4) 債権者集会及び債権者委員会に対し、裁判上の再生支援の実施に関する情報を提供し、企業の定款資本に国家の持分が含まれている場合には、倒産事件を管轄する国家機関に対し、当該情報を提供する。

この提出義務は、債権者委員会が、裁判所任命管財人に対し、債務者の財務状況及び倒産手続の進捗に関する情報を提供するように要求することができるという規定(15条4項1号)に対応している。また、第25条は、定款資本に国家の持分が含まれている場合の倒産事件を管轄する国家機関の権限を規定しており、同条第1項第8号が、再生支援管財人に対する情報の請求権限を認めている。この点につき、「裁判所任命管財人規程」第22項によれば、再生支援管財人は、1ヶ月に1回以上、債権者集会(債権者委員会)に、自身の活動及び債務者の財務状況について報告書を提出することとされている。

- 2 再生支援管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。

第83条 再生支援計画及び債務弁済計画表

- 1 債務者の代表者、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者が作成した再生支援計画は、債務弁済計画表記載の債権を弁済するために必要な資金を、再生支援手続中調達する方法を定めなければならない。再生支援計画は、債権者集会の承認を得なければならない。
- 2 再生支援計画は、企業(営業)又は債務者財産の一部の売却を定めることができる。企業(営業)又は債務者財産の一部の売却は、本法第110条及び第111条の定める手続に従い、実施される。
- 3 債務弁済計画表は、全債権者に対する債務の弁済を定めなければならない。債務弁済計画表は、経済裁判所の承認を得なければならない。
- 4 裁判上の再生支援手続中に発生した債権は、本法第133条、第134条及び第169条の定める手続に従い、弁済される。
- 5 債務者は、債務弁済計画表の期間より前に、債務を弁済することができる。

本条は、再生支援計画及び債務弁済計画表に必要な要件、その承認の手続、裁判上の再生支援における債権の弁済手続、期間満了前に債務弁済計画表を履行する債務者の権利を定めている。

- 1 本条第1項によれば、再生支援計画は、裁判上の再生支援を申し立てた債務者の代表者、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者により作成される。なお、第三者が裁判所の再生支援を申し立てる場合は、再生支援計画の提出は不要である(76条5項)。

債務者の支払能力の回復及び債権の完済が裁判上の再生支援の主たる課題であるため、再生支援計画には、債務弁済計画表に従って債権を弁済するのに必要となる資金を調達する方法(製品の製造及び換価、労務・役務の提供、借金調達、定款資本の増加等)が規定されなくてはならない。また、債権弁済資金を調達する方法ではないが、支払能力の回復を図るための方法(業種の変更、不採算部門の閉鎖等)も、再生支援計画で定めることが

できる。

作成された再生支援計画は、債権者集会で承認を得なくてはならない。ただし、第75条第3項に基づく裁判上の再生支援の開始申立書に添付された再生支援計画については、債権者集会の承認を得る必要はない。

再生支援計画の変更についても(75条3項に基づく裁判上の再生支援の開始申立書に添付された再生支援計画の変更を含む)、債権者集会の承認を得る必要があると解される。

再生支援計画には、当該計画にかかる裁判上の再生支援の期間が記載される。再生支援計画は、経済裁判所の承認を受ける必要はないが、裁判上の再生支援の期間については、経済裁判所が、裁判上の再生支援開始決定において決定する(79条2項)。

- 2 本条第2項によれば、再生支援計画には、企業(営業)又は債務者財産の一部の売却を含めることができる。企業(営業)又は債務者財産の一部の売却は、外部管財手続について記した第110条及び第111条の規定する手続で実施される。

企業(営業)又は債務者財産の一部の売却代金は、清算用財団を構成し、第133条、第134条及び第169条の定める順位で分配されなければならない(110条18項、111条8項参照)。

- 3 第83条第3項は、債務弁済計画表に従った弁済の手続を規定しており、これによれば、債務弁済計画表は、全債権者に対する債務の弁済を定めなければならない。「全債権者」とは、債権登録簿に記載された全債権者を指す。債権登録簿には、各債権者、各債権者の金銭債権又は義務的支払債権の額、各債権の弁済順位に関する情報が記載されるが(14条2項)、これらの情報は、債務弁済計画表にも記載され(債務弁済計画表には、更に各債権の弁済時期なども記載される。)、つまり、債務弁済計画表に含まれる情報は、債権登録簿に記載されている情報と一致する。したがって、裁判上の再生支援を申し立てる者は、債務弁済計画表を作成する必要がある(76条注釈参照)、第14条第5項の「債権者」に該当しない場合であっても、債権登録簿の内容を知る機会が与えられると解される。

また、「全債権者」とは、債権登録簿に記載された全債権者を指すので、以下の債権者は、債務弁済計画表にも記載されない。

- ・ 債権登録簿に記載されない債権者、つまり生命・健康侵害の損害賠償請求権を有する者、債務者の発起人(社員)及び共益費等を有する者(3条「債権者」注釈、14条注釈参照)
- ・ 債権登録簿に記載され得る債権を有しているが、倒産法による債権届出を行っていない債権者

裁判上の再生支援期間中に、債務者の代表者が債権を弁済した場合、再生支援管財人は、弁済の証拠が提出され次第、債権登録簿にそれに応じた記載を行う(88条3項又は138条6項の類推)。

債務弁済計画表は、経済裁判所の承認を得なければならない。保証人・担保設定者は、債権者への弁済につき、自身の財産をもって責任を負うため、弁済についての方法及び期間に関する決定につき直接的な利害関係を有する。そのため、保証人・担保設定者も、当該計画表に署名をする。経済裁判所が債務弁済計画表を承認することで、債務者には、当該計画表で定められた期間内に債権を弁済する片務的な義務が生じる。

経済裁判所の承認を受けた債務弁済計画表の変更手続は、第84条が定める。

- 4 債務弁済計画表において、どの弁済先順位の債権をいつ弁済すべきかについて、明文で細かく定めた規定は倒産法にはない。

本項は、「債務弁済計画表は、本連邦法第134条の定める順位による、按分弁済を定めなければならない。」と規定するロシア連邦倒産法第84条第4項と異なり、裁判上の再生支援手続中に発生した債権(これは共益費にあたり、第134条第1項によれば順位外で弁済を受ける)についてのみ言及しているが、ロシア連邦倒産法第84条第4項と同様、裁判上の再生支援において債務弁済計画表に従って弁済される全債権にも適用があると解すべきである。

したがって、債権の弁済順位は、第133条及び第134条第1項から第7項までの規定に従うこと、各順位の請求権は、それに優先する順位の請求権が全額弁済された後、弁済を

受けること(134条8項)、弁済のための資金が同順位の請求権全てを全額弁済するには不十分である場合、当該請求権は、支払われるべき額に応じて按分弁済されること(134条11項)などを遵守する必要がある。

被担保債権は第三順位で弁済されるが(134条4項)、被担保債権の弁済が債務者の担保物(担保目的物)の売却代金により行われる場合は、被担保債権は、他の債権に優先して、当該代金から弁済を受ける(133条1項)。担保物(担保目的物)の売却代金が、被担保債権を完済するのに不十分な場合、残債権は、第134条の定める順位、つまり第三順位で弁済を受ける(133条2項)。裁判上の再生支援において、被担保債権の弁済が債務者の担保物(担保目的物)を売却せずに行われる場合(再生支援計画の実施による業績回復等により、債務者の担保物(担保目的物)を売却しなくとも全債権を弁済できる資力が回復した場合)、第133条第1項は適用されず、被担保債権は、第134条の定める順位、つまり第三順位で弁済を受ける。

また、清算手続における支払いを規定している第138条も、裁判上の再生支援の性質に反しない限りで、裁判上の再生支援における債権弁済手続に適用があると解される。もっとも、裁判上の再生支援においては、債権者に対する弁済は債務弁済計画表に従って行われ、債務弁済計画表では、弁済の延期、分割化は認められるが、債務減額は認められない。したがって、第134条第12項や第138条第5項の適用はない。

- 5 本条第5項によれば、債務者は、債務弁済計画表の弁済期より前に、弁済する権限を有する。

裁判上の再生支援において、債務者が、保証人・担保設定者から資金の援助を受けて、債務弁済計画表の弁済期より前に、債権を弁済することも可能である。しかし、この場合であっても、第88条第2項を類推し、保証人・担保設定者から提供を受けた資金は、債権者への支払用の債務者口座に繰り入れられ、債権者への支払いは、債務者が実行するものと解される。

第84条 債務弁済計画表の変更

- 1 債務者は、債務弁済計画表を履行することができない場合(定められた期日に及び(又は)定められた金額で、債務を弁済することができない場合)、履行期の到来から2週間の間、債権者に対し、債務弁済計画表の変更を容認するよう申し立てることができる。申立書の写しは、再生支援管財人に対して、提出される。再生支援管財人は、当該申立てに基づき、申立書の写しを受領した時から2週間以内に、債権者集会を招集する。債権者集会は、債務弁済計画表を変更する決議をした場合、経済裁判所に対し、債務弁済計画表変更の承認を申し立てることができる。
- 2 倒産事件の開始について適時に通知を受けず、経済裁判所により債務弁済計画表が承認された後に加わった債権、又は、監視手続中に履行期が到来した債権は、経済裁判所の決定により、債務弁済計画表に組み入れられる。
- 3 経済裁判所は、債権登録簿に記載されている債権に関してのみ債務弁済計画表を変更する決定を出すことができる。

本条の諸規則は、債務弁済計画表が債務者の主導により修正される場合を定めている。

- 1 本条第1項は、債務者が債務弁済計画表を履行することができない場合に伴う、債務弁済計画表の変更手続について規定している。

債務者は、債務弁済計画表を履行することができない場合、履行期の到来から2週間の間、債権者に対し、債務弁済計画表の変更を容認するよう申し立てることができる。

「債務弁済計画表を履行することができない」とは、債務者が、債務弁済計画表で定められた期日に、又は、債務弁済計画表で定められた金額で、債権を弁済することができないことを指す。

申立書の写しは、再生支援管財人に対して提出される。再生支援管財人は、当該申立てに基づき、申立書の写しを受領してから2週間以内に債権者集会を招集する。債権者集会

は、債務弁済計画表を変更する決議をした場合、経済裁判所に対し、債務弁済計画表変更の承認を申し立てることができる。

経済裁判所による債務弁済計画表変更の決定については、経済訴訟法にも倒産法にも不服申立てを行うことのできる旨の規定が置かれていないので、不服申立てをすることができない(最高経済裁判所総会決議142号21項)。しかし、倒産事件の参加者は、債務弁済計画表変更の債権者集会決議について、経済裁判所に対し、不服申立てをすることができる(13条5項)。

- 2 本条第2項によれば、裁判上の再生支援中に届出がなされ、債権登録簿に記載された債権は、債権者の申立てにより出された経済裁判所の決定により、債務弁済計画表に組み入れられる。そのような債権に属するのは以下のものである。

- ・ 倒産事件の開始について適時に通知を受けず、経済裁判所により債務弁済計画表が承認された後に加わった債権者の債権
- ・ 監視手続中に届け出られたが、届出が認められなかった債権(70条5項)。このような債権も、経済裁判所の決定により、債務弁済計画表に組み入れられる。
- ・ 監視手続中に履行期が到来した債権。これは、「倒産事件開始前に発生し、監視手続中に履行期が到来した債権」のことを意味し、「倒産事件開始後に発生し、監視手続中に履行期が到来した債権」は含まれない。後者の債権は、裁判上の再生支援においては共益費となる。

債権者は、裁判上の再生支援期間中、第70条の規定する手続により、債権を届け出ることができる。ただし、債権の届出期間については、第70条のように期間制限はなく、いつでも届け出ることができる。

届出債権は、第70条第2項から第4項までの手続により審理される。再生支援管財人は、債権の確定若しくは債権確定事由の確認に関する債務者の行為、又は、債権の審理に関する債務者の不作為につき、経済裁判所に対し、不服を申し立てることができる(81条1項6号)。

なお、裁判上の再生支援開始前に、既に債権登録簿に記載された債権は、再度届け出る必要はない。

裁判上の再生支援手続において届け出られた債権に対して、債務者又は一時管財人から異議が申し立てられ、経済裁判所が、審理の結果、これについての決定を出している場合、第100条第3項の類推適用により、同じ債権について再び経済裁判所に異議を申し立てることは認められない。

- 3 本条第3項によれば、経済裁判所は、債権登録簿に記載されている債権に関してのみ債務弁済計画表を変更する決定を出すことができる。したがって、債権登録簿に記載されない共益費等については、経済裁判所も、債務弁済計画表を変更する決定を出すことができない。

第85条 裁判上の再生支援の期間満了前完了

- 1 経済裁判所が定めた裁判上の再生支援期間の満了前に、債務者が債務弁済計画表に記載されている全債権を弁済した場合、債務者の代表者は、本法第87条の定める手続に従い、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援の期間満了前完了に関する報告書(以下「期間満了前完了の報告書」という。⁵⁹⁾を提出する。債務者の代表者による期間満了前完了の報告書及び債権者の不服は、経済裁判所が法廷において審理する。
- 2 再生支援管財人は、債務弁済計画表に記載されていた全債権者に対し、債務者の代表者が提出した期間満了前完了の報告書を審理する裁判法廷の日時及び場所を、法令の定める手続に従い通知しなければならない。
- 3 経済裁判所は、期間満了前完了の報告書及び債権者の不服を審理した結果に基づき、
- (1) 一未払い債務が存在しないことが判明し、債権者の不服に理由がないと認められる場合、期間満了前完了の報告書を承認し、倒産事件手続を終結する。
 - (2) 一未払い債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認める場合、期

⁵⁹⁾ 原文は省略していない。

間満了前完了の報告書を承認しない。

- 4 経済裁判所は、期間満了前完了の報告書を承認し、倒産事件の手続を終結する決定、又は、当該報告書を承認しない決定を出す。当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

本条は、債務者の代表者が経済裁判所に対し、裁判上の再生支援の期間満了前完了の報告書を提出した場合の手続について規定している。

- 1 第 85 条第 1 項によると、裁判上の再生支援の期間満了前完了は、債務者が、経済裁判所が定めた裁判上の再生支援の期間が満了する前に、債務弁済計画表に記載された債権全てを弁済した場合を示す。

第 83 条第 5 項により、債務者は、債務弁済計画表の弁済期より前に、債権を弁済することができる。

本条第 1 項は、裁判上の再生支援期間満了前に、債務者が債務弁済計画表に記載されている全債権を弁済した場合、債務者の代表者は、第 87 条の定める手続に従い、経済裁判所に対し、期間満了前完了の報告書を提出すると規定している。債務者の代表者が報告書を提出する具体的な期間は倒産法に定められていないが、外部管財(117 条 1 項)を類推し、債務弁済計画表に含まれる全債権者への支払いが裁判上の再生支援期間の満了前に完了した場合は、当該事由が発生してから 15 日以内に裁判所に提出するものと考えられる。

ただし、本条第 1 項が定める場合、債権者集会は開催されず、債務者の代表者によって作成される期間満了前完了の報告書や添付書面は、債権者集会ではなく、直接裁判所に提出される。

第 87 条第 1 項の定める手続に従い、期間満了前完了の報告書には、直近の決算日における債務者の貸借対照表、債務者の財務結果に関する報告書、弁済債権額を記載した債権登録簿、期間満了前完了の報告書に対する再生支援管財人の意見、及び、債権が弁済されなかった債権者の不服書を添付しなければならない。

期間満了前完了の報告書には、当該報告書に対する再生支援管財人の意見書を添付しなければならないので、債務者の代表者は、期間満了前完了の報告書、直近の決算日における債務者の貸借対照表、債務者の財務結果に関する報告書、弁済債権額を記載した債権登録簿を、経済裁判所に提出する前に、再生支援管財人に提出する。再生支援管財人は、債務者の代表者から提出された当該書面を検討し、債務者の代表者に、期間満了前完了の報告書に対する自身の意見書を提出する。

再生支援管財人の意見書には、以下の結論が記載される。

- ・ 再生支援計画の実施
- ・ 債務弁済計画表の実施
- ・ 債権の弁済

債務者の代表者による期間満了前完了の報告書及び債権者の不服書は、経済裁判所が法廷において審理する(債権者の不服書の提出手続については 87 条 1 項注釈参照)。

- 2 本条第 2 項によれば、再生支援管財人は、法令の定める手続に従い、債務弁済計画表に記載されている全債権者に対し、債務者の代表者が提出した期間満了前完了の報告書を審理する裁判法廷の日時及び場所を通知しなければならない。通知手続は、倒産法には規定されていないが、裁判所の通知手続を規定している経済訴訟法第 124 条が適用されるべきであり、同条第 1 項により、事件参加者は、法廷審理の日時及び場所について、配達通知付き書留郵便で送付される経済裁判所の決定によって通知を受ける。ただし、本項の場合、法廷審理の日時及び場所は、経済裁判所ではなく、再生支援管財人が通知すると規定されている。まさに、この情報を、再生支援管財人が債権者に対し通知し、その他の情報の記載は、倒産法には定められていない。

- 3 本条によると、経済裁判所は、再生支援管財人の意見書を受領した後、裁判上の再生支援の結果、及び、債務者・再生支援管財人の行為に対する債権者の不服を審理するための法廷審理の期日を指定し、本条に規定されているいずれかの決定を出す。

本条第3項は、経済裁判所が債務者の代表者による期間満了前完了の報告書及び債権者の不服書を審理した結果、どのような判断を行うかにつき規定している。

(1) 未払い債務が存在しないことが判明し、債権者の不服に理由がないと認められる場合、債務者の代表者の報告書を承認し、倒産事件手続を終結する。第56条によると、経済裁判所は、裁判上の再生支援手続中に債務者の支払能力が回復した場合、倒産事件手続を終結する。当該決定によって、倒産法で規定される制限や裁判上の再生支援の手続開始の効果としての制限の全てが終了する。

(2) 未払い債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認める場合、債務者の代表者の報告書を承認しない旨の決定を出す。

経済裁判所が本項の決定を出すに当たっては、未払い債務の存在が判断要素となる。審理の結果、未払い債務が存在しないことが判明したが、債権者から不服があった場合、経済裁判所は、当該不服に理由がなければ倒産事件手続を終結する決定を出し、当該不服に理由があれば債務者の代表者の報告を承認しない決定を出す。審理の結果、未払い債務が存在することが判明した場合は、債権者からの不服がなくても、又は、債権者の不服に理由がない場合でも、経済裁判所は債務者の代表者の報告書を承認しない決定を出す。

通常、経済裁判所は債権登録簿に記載の債権の弁済の事実を確認するが、その際、共益費の弁済の事実については確認しない。なぜなら、共益費は債権登録簿に記載されず、債務者企業の業務に関連して発生し、再生支援実施中、再生支援管財人の監督の下、債務者により弁済が行われるからである(81条1項4号)。債務者の代表者は報告書に共益費の弁済を証明する文書を添付する必要はなく、裁判所は、その弁済の事実を確認することができない。この点、第83条第4項によれば、裁判上の再生支援手続中に発生した債権は第134条の定める手続に従い弁済され、したがって、再生支援管財人は、支払いに際し、共益費の順位外弁済も含めて、確実に、弁済を実施する。

4 本条第4項に基づき、経済裁判所は、債務者の代表者の報告書を承認し、倒産事件の手続を終結する決定、又は、当該報告書を承認しない決定を出す。

債務者の代表者の報告書を承認し、倒産事件の手続を終結する決定は、第50条第1項第5号の「倒産事件手続を終結する決定」に該当するので、経済訴訟法に従い不服申立てをすることができる(最高経済裁判所総会決議142号21項、22項)。一方、債務者の代表者の報告書を承認しない決定に対しては、第60条に従い不服申立てをすることができる(最高経済裁判所総会決議142号21項)。

第86条 裁判上の再生支援の期間満了前の中止

1 裁判上の再生支援の期間満了前の中止の事由は、以下のとおりである。

(1) 一債務者が、裁判上の再生支援手続中、債務弁済計画表の定める履行期を繰り返し、又は、大幅に(1ヶ月以上の期間)徒過した。

(2) 一債務者が債務弁済計画表を履行できるような状況にないことを、明確に示す事情がある。

2 再生支援管財人は、経済裁判所に対し裁判上の再生支援の期間満了前の中止を申し立てるか否かを審議するために、本条第1項の定める事由が発生した時から2週間以内に、自らの発議により、又は、債権者委員会の決議に基づき、債権者集会を招集しなければならない。

3 債務者の代表者は、債権者集会に対し、債務弁済計画表及び再生支援計画の実施結果に関する報告書を提出しなければならない。当該報告書には、直近の決算日における債務者の貸借対照表、損益計算書、弁済債権額を記載した債権登録簿、及び、債権の弁済を証明する書面を添付しなければならない。再生支援管財人は、債務者の代表者による当該報告書の提出と同時に、債権者集会に対し、当該報告書に対する自己の意見を提出する。

4 債権者集会は、債務者の代表者の報告書及び再生支援管財人の当該報告書に対する意見を審議した結果に基づき、経済裁判所に対し外部管財開始又は債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てる決議をすることができる。債権者集会による申立書には、債権者集会の議事録の写し、及び、債権者集会の決議に反対した又は決議に参加しなかった債権者の

不服書を添付する。

- 5 経済裁判所は、債権者集会の申立てに基づき、外部管財開始決定、又は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。

本条は、裁判上の再生支援の期間満了前の中止事由及び当該事由が発生した場合のその後の手続について規定している。

- 1 本条第1項は、裁判上の再生支援の期間満了前の中止事由について、以下のとおり規定している。

- ・ 債務者が、裁判上の再生支援手続中、債務弁済計画表の定める履行期を繰り返し、又は、大幅に（1ヶ月以上の期間）徒過した。
- ・ 債務者が債務弁済計画表を履行できるような状況にないことを、明確に示す事情がある。

なお、債務者は、債務弁済計画表を履行することができない場合、履行期の到来から2週間の間、債権者集会に対し、債務弁済計画表の変更を容認するよう申し立てることができる（84条1項）。債権者集会は、債務弁済計画表の変更の承認を拒否した場合、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援の期間満了前の中止を申し立てることができる。

- 2 本条第2項によれば、再生支援管財人は、経済裁判所に対し裁判上の再生支援の期間満了前の中止を申し立てるか否かの問題を審議するために、職権で、又は債権者委員会の決議に基づき、本条第1項の定める事由が発生してから2週間以内に、債権者集会を招集しなければならない。

再生支援管財人は、第81条第1項第1号により、債務者の代表者に対し、現在の債務者の活動並びに再生支援計画に定められている施策の実施及び債務弁済計画表の履行経過に関する情報を要求する権限を有するが、このことは、再生支援管財人が、債務者の代表者による再生支援計画及び債務弁済計画表の進捗を監督する責任を負うことを意味する（81条1項注釈参照）。したがって、本条第2項は、裁判上の再生支援の期間満了前の中止事由があった場合、再生支援管財人が債権者集会を招集することを規定している。

本条2項は、経済裁判所に対し裁判上の再生支援の期間満了前の中止を申し立てるか否かを検討する債権者集会の招集については、再生支援管財人の発議によるか又は債権者委員会の決議に基づくとし規定していないが、ここでも、第12条の適用があり、再生支援管財人は、債権登録簿に記載されている金銭債権及び（又は）義務的支払債権の総額の3分の1以上に当たる債権を有する債権者の請求又は全債権者数の3分の1に当たる債権者の請求があった場合も、債権者集会を招集しなければならない。

- 3 本条第3項によれば、債務者の代表者は、経済裁判所に対し裁判上の再生支援の期間満了前の中止を申し立てるか否かを検討する債権者集会に対し、債務弁済計画表及び再生支援計画の実施結果に関する報告書を提出しなければならない。

第三者が裁判上の再生支援開始を申し立てた場合、再生支援計画の提出は不要なので（76条5項注釈参照）、本項に該当するときにおいても、再生支援計画の実施結果に関する報告書の提出は不要である。債務弁済計画表の実施結果に関する報告書は提出しなければならない。

当該報告書には、直近の決算日における債務者の貸借対照表、損益計算書、弁済債権額を記載した債権登録簿、及び、債権の弁済を証明する書面を添付しなければならない。

また、再生支援管財人は、債務者の代表者の報告書の提出と同時に、債権者集会に対し、当該報告書に対する自己の意見書を提出する。したがって、債務者の代表者は、債権者集会に対し提出する報告書及びその添付書面を再生支援管財人にも提出する必要がある。再生支援管財人の意見とは、再生支援計画及び債務弁済計画表の実施に対する事項についての再生支援管財人の意見のことを指す。

本項の内容からすると、債務者の代表者及び再生支援管財人は、本項の規定する報告書及び添付書面を、直接、債権者集会開催中に提出することができる。しかし、債権者集会の参加者が債務者の財政状態を詳細に検討・分析できるよう、債務者の代表者及び再生支

援管財人は、当該報告書及び添付書面を、事前に債権者集会の参加者に提出すべきと思われる。

- 4 本条第4項によると、債権者集会は、債務者の代表者の報告書及び再生支援管財人の当該報告書に対する意見を審議した結果に基づき、経済裁判所に対し外部管財開始又は債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てる決議をすることができる。

また、本条第4項に基づく債権者集会は、和議を締結する決議(145条2項)、又は、裁判上の再生支援の中止を経済裁判所に申し立てる決議をすることもできる。

債権者集会による経済裁判所に対する申し立てには、債権者集会の議事録の写し、及び、債権者集会の当該決議に反対した又は当該決議に参加しなかった債権者の不服書を添付する。また、第10条第10項の定める書面も添付される。これら債権者集会の議事録及び添付書面は、集会開催日から5日以内に、経済裁判所に提出される(10条11項)。

倒産法には、経済裁判所の法廷審理の日時及び場所がどのように事件参加者に通知されるについての規定がない。これに関しては、裁判所の通知手続を規定している経済訴訟法第124条を類推して適用すべきと考える。同条第1項によると、事件参加者は、法廷審理の日時及び場所について、配達通知付き書留郵便で送付される経済裁判所の決定によって通知を受ける。

- 5 本条第5項は、経済裁判所は、第4項の債権者集会の申し立てに基づき、以下の司法判断を出すことを規定している。

- ・ 債務者の支払能力の回復の可能性がある場合、債務者の外部管財開始決定
- ・ 外部管財開始事由がなく、第4条の定める倒産兆候が認められる場合、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定

経済裁判所は、上記のいずれかの決定を出す際、再生支援管財人の意見書又は債権者集会の申し立てには拘束されない。経済裁判所は債権者集会の決議に同意し、それに応じた司法判断を出すこともできるし、あるいは、申し立てを認めないこともできる。債権者集会が債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てたが、法廷審理で債務者に支払能力回復の可能性があることが明らかになった場合、経済裁判所は外部管財開始決定を出さなければならない。経済裁判所は、外部管財開始決定を出す場合、債務者の支払能力回復の可能性を考慮するだけでなく、裁判上の再生支援の開始日から外部管財開始の問題を検討する経済裁判所の法廷審理の日までの間が36ヶ月以上あるときは外部管財開始決定が出せないという、第91条第3項の要件を遵守しなくてはならない。

また、本条第4項に基づく債権者集会において和議を締結する決議をした場合、経済裁判所は、法定の要件を審査した上で、和議承認及び倒産事件終結の決定を出す(145条5項)。一方、債権者集会が、裁判上の再生支援の中止を決議した場合、経済裁判所は、裁判上の再生支援の中止又は完了の決定を出す(88条1項)。

第87条 裁判上の再生支援の完了

- 1 債務者の代表者は、定められた裁判上の再生支援期間の満了の15日前までに、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援の実施結果に関する報告書(以下「実施結果報告書」という。⁶⁰⁾を提出しなければならない。実施結果報告書には、債務者の直近の貸借対照表、債務者の財務結果に関する報告書、弁済債権額及び当該債権の弁済を証明する書面を記載した債権登録簿⁶¹⁾、実施結果報告書に対する再生支援管財人の意見、並びに、債権が弁済されなかった債権者の不服書を添付しなければならない。実施結果報告書及び債権者の不服書は、経済裁判所が法廷において審理する。
- 2 再生支援管財人は、債務弁済計画表に記載されていた全債権者に対し、実施結果報告書を審理する法廷の日時及び場所を、法令の定める手続に従い通知しなければならない。
- 3 経済裁判所は、実施結果報告書及び債権者の不服書の審理の結果に基づき、
 - (1) 未払い債務が存在しないことが判明し、債権者の不服に理由がないと認められる場

⁶⁰⁾ 原文は省略していない。

⁶¹⁾ 原文では「弁済債権額及び当該債権の弁済を証明する書面を記載した債権登録簿」とされているが、「弁済債権額を記載した債権登録簿及び債権の弁済を証明する書面」を意味するとの説明を受けた。

合、実施結果報告書を承認し、倒産事件手続を終結する決定を出す。

(2) 未払い債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認められる場合、実施結果報告書を承認しない。

4 経済裁判所は、実施結果報告書を承認しない場合、外部管財開始決定、又は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。

第 85 条及び第 86 条が、裁判上の再生支援の期間満了前完了及び期間満了前の中止を規定していたのに対して、本条は、期間満了による完了を規定している。

1 本条第 1 項によれば、債務者の代表者は、定められた裁判上の再生支援期間の満了の 15 日前までに、経済裁判所に対し、裁判上の再生支援の実施結果に関する報告書を提出しなければならない。

倒産法は、代表者が再生支援管財人に実施結果報告書を提出する期限を守らなかった場合（満了前 15 日を過ぎてから）の効果の規定していないが、当該期限を守らずに提出された場合でも、報告書は検討されなければならない。

代表者が、再生支援期間が満了しても再生支援管財人に実施結果報告書を提出しなかった場合、再生支援管財人は債権者集会を招集し、債権者集会は裁判所に外部管財の開始又は債務者の倒産認定及び清算手続開始を申立てる決議をとることができる。

実施結果報告書には、債務者の直近の貸借対照表、債務者の財務結果に関する報告書、弁済債権額を記載した債権登録簿、債権の弁済を証明する書面、実施結果報告書に対する再生支援管財人の意見書、及び、債権が弁済されなかった債権者の不服書を添付しなければならない。

実施結果報告書には、当該報告書に対する再生支援管財人の意見書を添付しなければならないので、債務者の代表者は、実施結果報告書、債務者の直近の貸借対照表、債務者の財務結果に関する報告書、弁済債権額を記載した債権登録簿及び債権の弁済を証明する書面を、経済裁判所に提出する前に、再生支援管財人に提出する。再生支援管財人は、代表者から提出された当該書面を検討し、代表者に、実施結果報告書に対する自身の意見書を提出する。

債権の弁済を受けていない債権者の不服がある場合、不服書は債務者の代表者又は再生支援管財人に提出され、報告書に添付されて裁判所に提出される。債権の弁済を受けていない債権者が、債務者の代表者の報告書及び再生支援管財人の意見書が経済裁判所に提出された後に不服を申し立てる場合、その不服書も債権者本人によって裁判所に提出される。

再生支援管財人の意見書には、以下の結論が記載される。

- ・ 再生支援計画の実施
- ・ 債務弁済計画表の実施
- ・ 債権の弁済

本条第 1 項の場合、債権者集会は開催されないため、債務者の代表者が作成した実施結果報告書及びその添付書面は、債権者集会ではなく、直接経済裁判所に提出される。

債務者の代表者による実施結果報告書及び債権者の不服書は、経済裁判所が法廷において審理する。

2 本条第 2 項によれば、再生支援管財人は、法令の定める手続に従い、債務弁済計画表に記載されている全債権者に対し、債務者の代表者が提出した実施結果報告書を審理する裁判法廷の日時及び場所を通知しなければならない。通知手続は、倒産法には規定されていない。これに関しては、裁判所の通知手続を規定している経済訴訟法第 124 条を適用すべきと考える。同条第 1 項によると、法廷審理の日時及び場所の通知については、配達通知付き書留郵便で送付される経済裁判所の決定が事件参加者に送付される。ただし、本項の場合、法廷審理の日時及び場所は、経済裁判所はなく、再生支援管財人が通知する。債権者に知らされるその他の情報については、倒産法に定めがないが、実務上は、上記の情報を含む書面による通知が発送されるだけである。倒産法には、債権者の不服書の写しを他の債権者に発送するか否かについては、規定がない。

債務者の代表者の報告書を審理する裁判法廷の期日は、特に法定されていない。しかしながら、実務上、裁判上の再生支援の期間満了の場合、当該法廷は、裁判上の再生支援の完了日の翌日には開催される。

3 本条第3項は、経済裁判所が債務者の代表者の実施結果報告書及び債権者の不服書を審理した結果、どのような判断を行うかにつき規定している。

(1) 未払い債務が存在しないことが判明し、債権者の不服に理由がないと認められる場合、実施結果報告書を承認し、倒産事件手続を終結する決定を出す。

倒産事件の手続を終結する決定は、第50条第1項第5号に定められているので、当該決定に対しては、経済訴訟法に従い不服申立てをすることができる（最高経済裁判所総会決議142号21項、22項）。

(2) 未払い債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認める場合、債務者の代表者の報告書を承認しない。

通常、経済裁判所は債権登録簿に記載の債権の弁済の事実を確認するが、その際、共益費の弁済の事実については確認しない。なぜなら、共益費は債権登録簿に記載されず、債務者企業の業務に関連して発生し、再生支援管財人の監督の下、債務者により弁済が行われるからである（81条1項4号）。債務者の代表者は報告書に共益費の弁済を証明する文書を添付する必要はなく、裁判所は、その弁済の事実を確認することができない。裁判上の再生支援の結果を審理中、債権登録簿に含まれる債権が全て弁済されていないものの、債務者が支払能力を回復する可能性があるかと判明した場合、経済裁判所は、外部管財開始決定を下す。しかし、その際、経済裁判所は、債務者の支払能力回復の可能性のみに依拠してはならず、第91条の要件を満たさなくてはならない。第91条によれば、裁判上の再生支援が開始されてから経済裁判所が外部管財開始を検討する日までに36ヶ月以上が経過していた場合、経済裁判所は外部管財の開始決定を下すことができない。

裁判上の再生支援は、第145条に従い、債務者が、債権者及び全権機関と和議を締結することで、完了することもできる。

4 本条第4項は、経済裁判所は、債務者の代表者の報告書を承認しない場合、以下の決定を出すことを規定している。

- ・ 債務者の支払能力の回復の可能性がある場合、債務者の外部管財開始決定
- ・ 外部管財開始事由がなく、第4条の定める倒産兆候が認められる場合、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定

経済裁判所は、債務者の代表者の報告書の承認を拒否する場合、裁判上の再生支援の中止又は完了の決定を出すことができる（88条1項）。

第88条 保証人・担保設定者による義務履行

1 保証人・担保設定者に対し義務履行を請求する債権者の権利は、経済裁判所が、裁判上の再生支援を中止又は完了する決定を出した時から発生する。保証人・担保設定者に対する請求は、債権者集会（債権者委員会）の代表者又は再生支援管財人が行う。

2 保証人・担保設定者が義務を履行した結果得られた資金は、債権者への支払用の債務者の口座に繰り入れられる。債権者への支払いは、本法の定める手続に従い、債務者が行う。

3 再生支援管財人は、債務弁済の証拠が提出され次第、債権登録簿にそれに応じた記載を行う。

本条は、裁判上の再生支援における保証人・担保設定者による履行義務の発生時期や保証人・担保設定者が義務を履行した結果得られた資金を債権者に支払う方法等について規定している。

1 本条第1項は、保証人・担保設定者に対し履行を請求する債権者の権利は、経済裁判所が、裁判上の再生支援を中止又は完了する決定を出した時から発生すると規定している。

裁判上の再生支援の期間満了前の中止（86条）に関して、経済裁判所は、債権者集会の申立てにより、本条第1項の裁判上の再生支援を中止又は完了する決定のほか、第86条第

5項による外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。裁判所は、一本の決定の中で再生支援の期間満了前の中止及び外部管財開始を指示することができ、一方、債務者の倒産が認定され清算手続が開始される場合、再生支援の期間満了前の中止決定及び債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定をそれぞれ出す。

裁判所は、再生支援を期間満了前に中止すべきと認めた場合、中止決定を出し、その結果として、保証人・担保設定者による履行へ移行する。

裁判上の再生支援の完了(87条)に関して、経済裁判所は、債務者の代表者の実施結果報告書及び債権者の不服書の審理の結果に基づき、未払い債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認められる場合、実施結果報告書を承認しない(87条3項2号)。第87条第4項によれば、裁判所は、実施結果報告書を承認しない場合、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。この他、本条第1項の定める裁判上の再生支援を中止又は完了する決定を出すことができる。この結果、保証人・担保設定者による履行へ移行する。

本条第1項の中止決定又は完了決定に対する不服申立ては、倒産法にも経済訴訟法にも規定されていないので、当該決定に対する不服申立ては認められない(最高経済裁判所総会決議142号21項)。

経済裁判所が本条第1項の中止決定又は完了決定を出した時点から、債権者集会(債権者委員会)の代表者又は再生支援管財人は、保証人・担保設定者に対し履行を請求することができる。上記中止決定又は完了決定を出した場合でも、裁判上の再生支援は終了せず、保証人・担保設定者は、裁判上の再生支援期間において、義務を履行する。保証人・担保設定者が、当初の裁判上の再生支援の期間内に履行できない場合は、経済裁判所は、決定により、裁判上の再生支援の期間を最大6ヶ月間延長することができる(78条4項)。この延長期間も、裁判上の再生支援期間に含まれる。

- 2 本条第2項は、保証人・担保設定者による履行の結果得られた資金は、債権者への支払用の債務者口座に繰り入れられること、及び、債権者への支払いは、倒産法の定める手続に従い、債務者が行うことを規定している。

保証人・担保設定者は、直接債権者に弁済するのではなく、支払いのための資金を債務者の銀行口座に送金し、債務者が債権者への支払いを行う。物的担保が提供されている場合、担保物の売却代金も、債務者の銀行口座に送金され、債務者が債権者に支払う。

保証人・担保設定者の資金による債権者への弁済は、債務者自身の資金による債権者への弁済と同様、以下の要件を満たさなければならない(83条4項注釈参照)。

- ・ 第133条及び第134条第1項ないし第7項の定める債権の弁済順位に従う。
- ・ 各順位の債権は、それに優先する順位の債権が全額弁済された後、弁済を受ける(134条8項)。
- ・ 弁済のための資金が同順位の債権全てを全額弁済するには不十分である場合、当該順位の債権は、支払われるべき額に応じて按分弁済される(134条11項)。

- 3 本条第3項によれば、再生支援管財人は、債務弁済についての証拠が提出され次第、債権登録簿にそれに応じた記載を行う。債務者は、保証人・担保設定者の資金により債務弁済をした場合は、弁済の証拠を再生支援管財人に提出しなければならない。

本条に従い義務を履行した保証人・担保設定者は、満足を受けた債権の範囲で、当該債権に関する債権者の権利及び担保権者として債権者が有していた権利を取得する(民法295条1項)。

経済裁判所が債権弁済のために定めた期間内に、保証人・担保設定者が義務を履行し、債権登録簿に記載された全債権が弁済された場合、倒産事件手続は終結する(89条2項1号)。保証人・担保設定者の債権は、倒産事件手続終結後、一般手続により、倒産事件とは関係なく、債務者に対し請求できる。

保証人・担保設定者が義務を履行したが、経済裁判所が債権弁済のために定めた期間内に債権登録簿に記載された全債権が弁済されるに至らなかった場合、保証人・担保設定者の債権(求償権)は債権登録簿に記載され、保証人・担保設定者は、裁判上の再生支援後に開始される倒産手続(外部管財、清算手続、和議)の規定に従い弁済を受けることがで

きる。特定の債務を保証・担保し、履行した者は、履行した義務の順位で債権登録簿に含まれると考えられる。例えば、債務者に融資した銀行に対する債務を保証・担保した者は、債務者に対し求償することができ、次の倒産手続においては、銀行融資債権の債権者として、債権登録簿の第二順位に記載される。その他の場合は、第四順位で債権登録簿に記載される。

一方、経済裁判所が債権弁済のために定めた期間内に、保証・担保より発生した義務を履行することができなかった保証人・担保設定者は、法令に従い、債権者に対し、債務者の債務につき連帯責任又は補充責任を負う(90条2項)。

第89条 保証・担保より発生した義務履行の結果に関する報告

- 1 再生支援管財人は、債権者への支払いの完了、又は、経済裁判所の定める債権弁済期間満了に際し、経済裁判所に対し、保証人・担保設定者による義務履行の結果に関する報告書を提出しなければならない。再生支援管財人の報告書及び債権者の不服は、経済裁判所が法廷において審理する。当該報告書の要件、並びに、提出手続及び審理手続は、本法第116条及び117条が定める。
- 2 経済裁判所は、再生支援管財人の報告書及び債権者の不服を審理した結果に基づき、
 - (1) 未払い債務が存在しないことが判明し、債権者の不服に理由がないと認められる場合、再生支援管財人の報告書を承認し、倒産事件手続を終結する決定を出す。
 - (2) 未払い債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認められる場合、再生支援管財人の報告書を承認せず、外部管財開始決定又は債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。

本条は、再生支援管財人が、保証人・担保設定者の義務履行の結果について経済裁判所に対して報告義務を負うこと及び報告後の手続について規定している。

- 1 本条第1項は、再生支援管財人は、債権者への支払いの完了、又は、経済裁判所の定める債権弁済期間満了に際し、経済裁判所に対し、保証人・担保設定者による義務履行の結果に関する報告書を提出しなければならないと規定している。

債権者への支払いの完了とは、裁判上の再生支援期間の満了前まで(78条4項に基づき、裁判上の再生支援の期間が延長されている場合は、当該延長期間の満了前まで)に、保証人・担保設定者の資金により債務弁済計画表に記載されている全債権が弁済されたことを指す。

また、経済裁判所の定める債権弁済期間満了とは、裁判上の再生支援期間の満了(78条4項に基づき、裁判上の再生支援の期間が延長されている場合は、当該延長期間の満了)のことを指す。

したがって、再生支援管財人は、保証人・担保設定者の資金により債務弁済計画表に記載されている全債権が弁済された場合、又は、弁済されていない場合であっても、裁判上の再生支援期間の満了(78条4項に基づき、手続期間が延長されている場合は、当該延長期間の満了)に際して、経済裁判所に対して報告書を提出しなければならない。再生支援管財人が報告書を提出する具体的な期間は倒産法に定められていないが、外部管財(117条1項)を類推し、裁判上の再生支援期間の満了前に弁済を完了した場合は、当該事由が発生してから15日以内に提出するものと考えられる。報告書が、裁判上の再生支援期間の満了に際し提出される場合は、債務者の代表者による報告書の提出と同様(87条1項)、期間満了の15日前までに提出される。

本条第1項の場合、債務者の代表者による再生支援計画及び債務弁済計画表の実施結果報告書は作成されないこと、また、再生支援管財人が作成した保証人・担保設定者による義務履行の結果報告書及びその添付書面は、債権者集会ではなく、経済裁判所に直接提出されることに注意すべきである。

倒産法は、再生支援管財人の報告書に何が含まれるべきか具体的要件を定めており、どのような添付書面が必要かも定めている。本項によれば、報告書の要件並びに提出及び審

理の手続は、外部管財と同様、第116条及び第117条に定められている(該当条文の注釈参照)。しかし、この場合、外部管財人の報告書の提出手続と異なり、再生支援管財人が報告書を提出するのは、債権者集会ではなく裁判所である。報告書の内容については、再生支援管財人の報告書には、保証人・担保設定人による自身の義務履行、提供した資金額、債権者への配当に関する情報、及び、債権登録簿に含まれる債権の弁済に関するその他の情報が記載される。

再生支援管財人の報告書及び債権者の不服は、法廷において経済裁判所が審理する。再生支援管財人に対し、債権者から何らかの不服が出された場合(実務上、ほとんどない)、これらは、報告書と一緒に裁判所に提出される。この点に関し、不服が出されれば、報告書において指摘されるので、倒産法は、不服申立ての特別な期間を定めていない。債権者の不服には、債権額や弁済順位等につき同意しない旨を記載することができる。不服を根拠付ける書面がある場合は、当該書面を不服書に添付して提出することができる。不服書は、報告書と一緒に裁判所に提出されるので、報告書の審理が行われる裁判法廷で審理される。倒産法には、不服書の写しをその他の債権者に発送するか否かについての規定がない。

再生支援管財人は、経済訴訟法第124条の定める手続に従い、債務弁済計画表に記載されている全債権者に対し、再生支援管財人が作成した保証人・担保設定者による義務履行の結果に関する報告書を審理する裁判法廷の日時及び場所を通知しなければならないと解される。上記の通知と一緒にその他の書面を送付すべきかにつき倒産法は何ら定めていない。

再生支援管財人の報告書を審理する法廷の開催期日は、特に法定されていない。しかしながら、実務上、裁判上の再生支援の期間満了の場合、当該法廷は、裁判上の再生支援期間最終日の翌日には開催される。

2 本条第2項は、経済裁判所が再生支援管財人の報告書及び債権者の不服書を審理した結果、どのような判断を行うかにつき規定している。

(1) 未払い債務が存在しないことが判明し、債権者の不服に理由がないと認められる場合、再生支援管財人の報告書を承認し、倒産事件手続を終結する決定を出す。したがって、全債権が弁済されれば、報告書は承認される。この際、債権登録簿に含まれる債権だけではなく、共益費といったその他の支払い全てが支払われていなければならないと思われる。なぜなら、第83条第4項は、裁判上の再生支援の手続中に発生した債権は、第134条の定める手続に従い支払われるとしており、つまり、まず、順位外債権が支払われ、次に、債権登録簿に従って支払われるからである。

倒産事件手続終結決定は、第50条第1項第5号に定められており、当該決定に対しては、経済訴訟法に従い不服を申し立てることができる(最高経済裁判所総会決議142号21項、22項)。

(2) 未払い債務が存在することが判明し、債権者の不服に理由があると認められる場合、再生支援管財人の報告書を承認せず、以下の決定を出す。

- ・ 債務者の支払能力の回復の可能性がある場合、外部管財開始決定
- ・ 外部管財開始事由がなく、第4条の定める倒産兆候があると認められる場合、債務者の債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定(90条1項注釈参照)

第90条 保証人・担保設定者の義務不履行の効果

1 保証人・担保設定者が、経済裁判所が債権弁済のために定めた期間内に、保証・担保より発生した義務を履行することができず、かつ、外部管財を開始する事由がない場合、経済裁判所は、債務者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定を出す。

2 保証人・担保設定者が、経済裁判所が債権弁済のために定めた期間内に、保証・担保より発生した義務を履行することができなかつた場合、保証人・担保設定者は、法令に従い、債権者に対し、債務者の債務につき連帯責任又は補充責任を負う。

本条は、保証人・担保設定者が、経済裁判所が債権弁済のために定めた期間内に、保証・

担保より発生した義務を履行することができなかった場合の効果について規定している。

- 1 本条第1項によれば、保証人・担保設定者が、経済裁判所が債権弁済のために定めた期間内に、保証・担保より発生した義務を履行することができず、かつ、外部管財を開始する事由がない場合、経済裁判所は、債務者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定を出す。経済裁判所が債権弁済のために定めた期間とは、経済裁判所が定めた裁判上の再生支援期間(78条4項に基づき、裁判上の再生支援の期間が延長されている場合は、延長された期間)のことを指す。
- 2 本条第2項は、保証人・担保設定者が、経済裁判所が債権弁済のために定めた期間内に、保証・担保より発生した義務を履行することができなかった場合、保証人・担保設定者は、法令に従い、債権者に対し、債務者の債務につき連帯責任又は補充責任を負うと規定している。

第88条第1項によると、保証人・担保設定者は、債権者集会(債権者委員会)の代表者又は再生支援管財人の請求があった場合、経済裁判所が定めた裁判上の再生支援の期間内に、義務を履行しなくてはならない。義務が履行されなかった場合、民事法令にしたがって、保証人・担保設定者に責任が生じる。

担保の方法として、物的財産による担保が採られた場合、担保設定者によって義務が履行されないと、再生支援管財人は、担保物に対し強制執行をする権限が与えられる。

民法第293条第2項によると、保証人は、債権者に対して、債務者と同様の範囲で責任を負い、それには、利息の支払い、債権回収に費やした訴訟費用の賠償、及び、その他債務者の債務不履行又は不適切な履行により債権者に生じた損害の賠償も含まれる。ただし、保証契約が別途定める場合は、この限りではない。民法第293条第3項によると、保証契約に別段の定めがある場合を除き、複数名が共同で保証をする場合、それらの保証人は、債権者に対して、連帯して責任を負う。銀行保証の主債務者が、受益者に対する債務を履行しない場合、受益者には、保証人に対し、銀行保証による金額の支払いを請求する権限が与えられる(民法299条, 300条, 305条)。さらに、再生支援管財人は、民法第14条に従い、債務を履行しない保証人に対して、当該不履行で生じた損失の賠償を請求する権限を有する。したがって、保証人が、その義務を履行しなかった場合、保証人の責任は保証の価値の範囲内に制限されるという原則は適用されない。保証人は、自身の不履行によって生じた損害を賠償しなければならず、その損害は、保証の額の範囲内に限られない。

第6章 外部管財

本章は、外部管財について定めている。

外部管財は、裁判所の関与の下、債務者の支払能力の回復及び債権の弁済を目的として実施される手続であり、この際、債務者の経営権及び財産処分権は、外部管財人に移譲される。この手続では、従来の代表者や経営権・財産処分権を有するその他の者は、当該権利を失う。外部管財の開始は、債権者集会、又は、倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、経済裁判所が決定する。外部管財の開始決定により、金銭債権及び義務的支払債権の平等弁済を図るために、モラトリアムが開始される。モラトリアムの効力を受けない債権は、特定の債権に限られ、倒産認定の申立受理前に発生し、履行期が外部管財の開始後に到来した債権、申立受理後に発生した債権、労働法関係から発生した権利、扶養料支払請求権、生命・健康侵害の損害賠償請求権等である。債務者の代表者は解任され、外部管財人が債権者集会の推薦に基づいて経済裁判所により任命される。外部管財人は、債務者の財産を調査して財産目録を作成し、債務者に損害を与えた、又は、与える可能性のある法律行為の無効認定を求め訴えを提起することができ、また、一定の場合においては、外部管財開始から3ヶ月の間、倒産事件前に締結された契約の履行を拒絶することもできる。さらに、外部管財人は、新たに届け出られた債権を審理し、その結果に基づいて債権登録簿に記載し、又は、不当な債権届出に対して異議を出す。一方、債権者は、外部管財人が決定した債権の額や弁済順位等について、経済裁判所に異議を申し立てることができる。外部管財人は、任命から1ヶ月以内に、債務者の支払能力の回復及び債権の弁済を定める外部管財計画を作成し、債権者集会の承認を得てこれを実施し、債務者の支払能力の回復を図る。外部管財計画には、業種の変更、不採算部門の閉鎖、企業（営業）の売却、財産の一部売却等による支払能力の回復措置を定めることができる。外部管財期間は、原則として、24ヶ月以下の範囲で定められる。外部管財期間が満了する場合又は外部管財期間満了前に外部管財を中止する場合、外部管財人は、債権者集会の審理のために、外部管財業務報告書を作成してこれを提出し、その際、支払能力の回復による外部管財の中止・債権者に対する支払いへの移行、和議締結、外部管財期間の延長、倒産認定・清算手続開始のいずれかを提案する。債権者集会は、和議締結を含めて、いずれかの手続を決議する。経済裁判所は、外部管財人の報告書を審理した結果に基づき、当該報告書の承認、不承認を決定し、倒産事件手続の終結、和議承認、債権者への支払い移行、外部管財期間の延長、倒産認定・清算手続開始のいずれかの決定を出す。

第91条 外部管財開始手続

- 1 外部管財は、債務者の支払能力が回復する現実的可能性が認められる場合、債権者集会の申立てに基づき、又は、定款資本に国家の持分が含まれている企業については、倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、経済裁判所が開始する。
- 2 経済裁判所の外部管財開始決定は、直ちに、執行されなければならない、当該決定に対しては、法令の定める期間内、不服を申し立てることができる。
- 3 外部管財は、本法に別段の定めがある場合を除き、12ヶ月から24ヶ月までの期間、実施される。裁判上の再生支援及び外部管財の期間は、合計して36ヶ月を超えてはならない。
- 4 経済裁判所は、債権者集会の申立て、倒産事件を管轄する国家機関の決定又は外部管財人の申立てに基づき、定められた外部管財期間を、本条第3項の定める期間内で延長又は短縮することができる。

本条は、外部管財の最も一般的な規則、つまり、開始手続、開始事由、実施期間及びその短縮・延長手続を定めている。

- 1 経済裁判所による外部管財開始の事由は、債権者集会の決議であり（原則）、債権者集会は裁判所に対しその旨の申立てを行う（10条5項）。また、定款資本に国家の持分が含まれている企業については、倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づいても開始される。債権者集会は、監視中（72条、74条1項）、裁判上の再生支援中（86条5項、87条4項、

89条2項2号)、並びに、債務者に対して従前に裁判上の再生支援及び(又は)外部管財が実施されていない場合、清算手続中(141条1項)に、外部管財開始を申し立てる決議をとることができる。当該決議は、出席債権者ではなく全債権者の議決権の過半数の賛成により採択される(13条3項)。この際、倒産事件を管轄する国家機関は、債権者集会が何らかの手続の開始を決議したか、又は、何の決議もしなかったかに関係なく、定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、外部管財の開始を独自に申し立てることができる。また、街形成企業及び同等企業については、債権者集会の決議がない場合、当該地域の国権機関又は省庁、国家委員会、官庁、経済監督局の申立てに基づき、申立人が保証・担保をすることを条件として、外部管財が開始されることも指摘しておかなければならない(157条1項)。

外部管財開始の主たる要件は、債務者の支払能力回復の現実的な可能性があること、つまり、収益性のある経済活動を行うための相応の条件、好適な市場環境、人材等があることである。このような可能性は、債権者集会又は倒産事件を管轄する国家機関が経済裁判所に提出する申立書に記載されなくてはならない。

債権者集会は、債務者の財務分析結果に基づいて作成した債務者の支払能力回復の可能性についての一時管財人の意見書等を検討して、支払能力回復の現実的可能性を判断する。

第25条第1項第1号に従い、倒産事件を管轄する国家機関は、定款資本に国家の持分が含まれている企業について、支払能力のない企業、経営不振の企業、経済的に破綻している企業を発見する目的でその状況の観察(モニタリング)を行う。当該機関は、この権限を行使し、定款資本に国家の持分が含まれている企業の財務状況を独自に検討し、債務者の支払能力回復の現実的可能性を判断する。

2 第2項によれば、外部管財開始決定は、直ちに執行され、当該決定に対しては、法令の定める期間中、不服を申し立てることができる。この点、最高経済裁判所総会決議第142号第21項は、不服申立ては、経済訴訟法の一般規定に従うことを規定している(第二審への申立期間は30日)。この不服申立ては、いかなる手続上の行為を妨げるものでも、決定の効力を停止するものでもない。

3 外部管財は、12ヶ月から24ヶ月の期間、実施される。裁判上の再生支援と外部管財の合計期間は36ヶ月を超えてはならない。したがって、裁判上の再生支援の期間が24ヶ月であった場合、外部管財は最長でも12ヶ月しか実施できない。最高経済裁判所総会決議第142号第28項によれば、第119条第2項の債権者への支払期間は外部管財期間には含まれないことに留意する必要がある。

本項の例外となるのは、街形成企業及び同等企業に対する外部管財の実施であり、この場合、外部管財の期間は最長24ヶ月であり、第158条第1項に従い1年間まで延長できる。

4 裁判所が定めた外部管財の期間は、延長又は短縮することができる。債権者集会若しくは外部管財人、又は、倒産事件を管轄する国家機関(定款資本に国家の持分が含まれている企業の倒産事件の場合)の申立てに基づき、債務者の支払能力の回復により、又は、支払能力の回復が不可能であるという事実の確定により、裁判所は、第3項の定める期間内で、外部管財期間を短縮し、必要な場合は、延長できる。

最高経済裁判所総会決議第142号第28項に従い、外部管財期間の短縮又は延長は、経済裁判所が審理し、事件参加者に法廷審理の日時、場所が通知される。

外部管財の開始、期間の延長又は短縮は、経済裁判所の決定により行われる。外部管財期間延長決定は第50条に規定されている司法判断なので、当該決定に対しては、最高経済裁判所総会決議第142号第21項により、経済訴訟法の手続による不服申立てが可能である。一方、倒産法には、外部管財期間短縮決定に対する不服申立ては規定されていない。

第92条 外部管財開始の効果

1 外部管財が開始した時から、以下の効果が生じる。

(1) 債務者の代表者は解任され、債務者の経営事項は外部管財人が取り扱う。外部管財人は、債務者の代表者の労働契約の終了又は他の任務への異動命令を出さなければならない。

- (2) 一債務者の経営機関の権限は終了する。債務者の代表者及び債務者の他の経営機関の権限は、本法の定めによりその他の者（機関）に移管される権限を除き、外部管財人に移管される。債務者の経営機関は、外部管財人の任命から 3 営業日以内に、外部管財人に対し、当該法人の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を引き渡さなければならない。
 - (3) 一従前とられた債権の実現を保全する措置は取り消される。
 - (4) 一債務者の財産の差押え及び債務者の財産処分権限に対するその他の制限は、倒産手続の範囲内でのみ課することができる。
 - (5) 一本法第 93 条の定める場合を除き、金銭債権及び（又は）義務的支払債権に対し、モラトリアムが開始される。
- 2 外部管財完了に際し、金銭債務又は義務的支払債務に基づいて債務者が債権者に支払わなければならない違約罰（違約金、遅延利息）及び損害賠償金は、外部管財開始時の金額で請求できる。

本条は、外部管財開始による法的効果を定めている。

- 1 外部管財期間における債務者の活動の法的形態の特徴は、その活動が、支払能力の回復と債権の弁済という密接に関連し合う二つの目的の達成に全面的に向けられるという点にある。このため、倒産法は、外部管財開始の決定後に到来する効果を以下のように定めている。
- (1) 外部管財が開始した時点より、代表者の全権限は停止され、代表者は解任される。この際、第 97 条第 1 項により、代表者の経営権は、外部管財人が引き受ける。この際、本項は、強行規定として、外部管財人は債務者の代表者の解雇命令又は他の業務への異動命令を出さなければならないと定めている（この手続や条件は、労働関連法規が定めている）。外部管財人は、3 日以内に、債務者の代表者を解任し、債務者の代表者の労働契約を終了する命令を出す。この際、債務者の代表者の同意があれば、副代表者、外部管財人補佐、当該企業のその他の任務への異動が可能である（裁判所任命管財人規程 29 項）。
 - (2) 外部管財の開始により、債務者の機能の法的形態が変化する。つまり、その事業経営が、裁判所の任命する外部管財人の手に移ることになる。この際、外部管財人に委ねられる権限は、債務者の代表者の権限よりもかなり幅広いものとなる。なぜなら、債務者の活動形態の変化は、代表者の解任に留まらず、経営機関の権限も停止することになるからである。本条における「債務者の経営機関」とは、執行機関ではない機関、つまり、発起人（社員）総会及び取締役会（監督役員会）と理解すべきである。執行機関（理事会、重役会）は、外部管財期間中、外部管財人の機関の一部として活動し、法的に意味を持つ決定を行うことはできない。日常業務、操業、執行・運営的性格を持つ問題の決定は、外部管財人の権限に属するからである。しかしながら、経営機関の権限の停止は、これらの解任を意味するものではない。外部管財開始後も、債務者の経営機関には、一定の権限が維持され、株式の追加発行に関する決定、及び、債務者の発起人（社員）に関するその他の決定、例えば、債務者の発起人（社員）の代表者選出、株主総会の開催手続の決定等をとることができる。法人の発起人（社員）の権限が維持されることで、発起人（社員）が、外部管財の範囲において債務者の支払能力回復のために必要な環境を設けることができるようになっていく。経営機関の権限、範囲、集会（会議）の招集手続、議決手続は、法令及び法人債務者の設立文書により定められる。外部管財人の着任、経営機関の権限停止、債務者代表の解任が、早期に行われるようにするために、倒産法は、書面、印鑑、全ての業務の外部管財人への移行を、裁判所による外部管財人の任命から 3 営業日以内に行うこととしている。債務者の経営機関、代表者は、業務を外部管財人に引き継ぐだけでなく、外部管財人の当該組織への出入りを保証しなければならず、外部管財人の妨害やその活動に対し抵抗

することは認められない。抵抗した者は、刑事責任をも含めた責任を問われる。

- (3) 従前とられた債権の実現を保全する措置は取り消される。倒産事件は、外部管財の開始時から別の段階に移行し、この段階では、経営権及び財産処分権が外部管財人に移行することから、従前の保全措置が取り消される。また、外部管財計画を実施しなければならず、従前とられた保全措置が、その妨げになってはならない。
 - (4) 債務者の財産の差押え及び債務者の財産処分権限に対するその他の制限は、倒産手続の範囲内でのみ課することができる。これは、他の裁判所も公務員（公務機関）も、外部管財期間中において、債務者の財産を処分する外部管財人の権利を制限する行為をとれないことを意味する。倒産事件の参加者ではない者も含め、そのような制限を課すことを希望する者は、当該倒産事件を審理している経済裁判所に、その旨申し立てることができる。
 - (5) 外部管財期間中においては、倒産事件の開始前に発生し、外部管財の開始時に履行期が到来している債権に対して、モラトリアムが適用される（93条注釈参照）。債権弁済に対するモラトリアムの適用は、債務者の支払能力回復に向けた施策を外部管財中に実行するための必須条件である。外部管財人は、全債権者に対し、その債権につき外部管財開始時点よりモラトリアムが開始された旨を通知する（裁判所任命管財人規程33項）。
- 2 第2項は、債権者の利益を保護するため、金銭債務又は義務的支払債務に基づいて債務者が債権者に支払わなければならない違約罰（違約金、遅延利息）及び損害賠償金は、外部管財完了に際し、外部管財開始時の金額で債権者が請求できると定めている。

第93条 債権弁済に対するモラトリアム

- 1 債権弁済に対するモラトリアムは、履行期が外部管財開始前に到来した金銭債務及び（又は）義務的支払債務に適用される。ただし、債務者につき監視及び（又は）裁判上の再生支援が開始された後に発生した債務を除く。
- 2 本条第1項の定める金銭債務及び（又は）義務的支払債務については、モラトリアムの有効期間内においては、
 - (1) 一執行文書、及び、裁判手続を要しない（引落同意を要しない）銀行口座からの引落しを認めるその他の書面による回収が禁じられる。
 - (2) 一金銭債務及び（又は）義務的支払債務の不履行又は不適切な履行に関し、違約罰（違約金、遅延利息）及びその他の経済制裁（金融制裁）、利息は発生しない。ただし、債務者につき監視及び（又は）裁判上の再生支援が開始された後に発生した債務を除く。
- 3 金銭債権及び（又は）義務的支払債権については、外部管財開始時の金額に対し、ウズベキスタン共和国民法第327条の定める手続及び金額で、利息が発生する。この利息は、外部管財開始日から、経済裁判所が特定順位の債権者に対する支払いの開始決定を出す日まで、又は、債務者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定を出す日まで、当該特定順位の債権に対し発生する。発生した利息は、債務の元本と同時に債権者に支払われなければならない。
- 4 モラトリアムは、外部管財人が本法第102条に基づいて契約の履行を拒絶したことにより発生する損害賠償請求権にも適用される。
- 5 本条第2項及び第3項の規定は、履行期が外部管財開始後に到来した金銭債務及び（又は）義務的支払債務には適用されない。
- 6 モラトリアムは、労働法関係から発生する個人の請求権、個人の扶養料支払請求権及び著作契約に基づく個人の報酬支払請求権には適用されない。また、法令の定める手続に従い発生する個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権にも適用されない。

本条は、債権弁済に対するモラトリアムという外部管財開始の効果の適用手続について定めている。モラトリアムの制度は、私法的関係への公法的介入であり、債権者の経済的及び法的利益を保障する一つの方法である。債権弁済に対しモラトリアムを開始し、財産権について特殊な法制を設定することは、ウズベキスタン共和国憲法には矛盾せず、同憲法が保障

135 第 6 章 外部管財(第 91 条—第 123 条)

する司法による保護権を債権者が行使することを妨げるものではない。モラトリアムが開始されると、監視及び(又は)裁判上の再生支援の開始後に発生したもの及びその他の例外(本条 1 項, 5 項, 6 項)を除き、債務者による金銭債務の履行、国家予算や国家予算外基金への義務的支払金の支払いが停止する。

モラトリアムは、一定の債務を履行しないことで債務者が機能し続ける可能性を与える最も重要な施策である。モラトリアムの期間中は、履行遅滞に対する制裁は発生せず、モラトリアムによる損害の賠償も請求されず、出訴期限の進行も停止する。

1 第 1 項は、モラトリアムが適用される債権の範囲を定めている。これによれば、モラトリアムは、履行期が外部管財の開始までに到来している金銭債務及び義務的支払債務に対し適用される。

それと同時に、倒産法は例外を設けており、モラトリアムの効果は、以下には及ばない。

- ・ 債務者に対する監視及び(又は)裁判上の再生支援の開始後に発生した金銭債務及び(又は)義務的支払債務(本条 1 項)、並びに、弁済期が外部管財の開始後に到来した金銭債務及び義務的支払債務(本条 5 項)。つまり、共益費
- ・ 本条第 6 項に記載されている債権

非金銭債務(非財産的性質の債務)も、順位外支払請求権であり、倒産事件の枠外で弁済を受けることができることから、モラトリアムの適用はない。

2 第 2 項は、モラトリアムが適用される金銭債務及び義務的支払債務について、その効果を規定している。この規定により、これらの債務については、執行文書及び裁判手続を要しない(引落同意を要しない)銀行口座からの引落しを認めるその他の書面による回収ができず、金銭債務及び(又は)義務的支払債務の不履行又は不適切な履行に対する違約罰(違約金、遅延利息)その他の経済制裁(金融制裁)は発生しない。この措置は、債務者の資金をその財政健全化に投入することを目的としている。

債務者についてモラトリアムが開始されても、債務者の契約相手の契約に基づく履行義務は停止しない。ただし、法令又は契約により、例外を設けることはできる。債務者に対し、モラトリアムによる損害の賠償を求めることはできず、出訴期限の進行は停止する。

3 第 3 項によれば、モラトリアムの効果が及ぶ債権には、民法第 327 条の定める手続、額で利息が発生する。民法第 327 条の規定により、利息は、債権者の住所地(債権者が法人の場合は法人所在地)に存在する銀行の、訴えの提起日又は判決の言渡期日(裁判所の判断による)における公定歩合によって決定される。この規定は、債権者の利益を保護するためのものである。本項は、利息の発生期間及びその支払時期も規定している。

4 第 4 項により、モラトリアムは、外部管財人が第 102 条に従い債務者による契約の履行を拒絶したことにより発生する損害の賠償請求権にも及ぶ。このような債権にもモラトリアムが適用されることにより、外部管財人は、債務者の財政状態を悪化させることなく、債務者の契約義務のうちどれを履行すべきか、また、どの履行を拒否することが妥当か判断することができる。

5 モラトリアムは、経済裁判所が倒産認定申立てを受理する前に発生し、履行期が外部管財開始後に到来した金銭債務及び義務的支払債務(共益費)には適用されない。これらの債権は、倒産事件外で個別に請求することができる。

6 立法者は、第 6 項において、労働法関係から発生する個人の債権、扶養料支払請求権、著作契約に基づく報酬支払請求権、法令の定めに従い発生する個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権を、モラトリアムの適用外としている。倒産法には明記されていないが、精神的損害賠償請求権にもモラトリアムが適用されないと理解すべきである。これらの債権は、個人的人格権にかかわり、社会的に保護されるべき性質を有するので、優先的に弁済を受けることができる地位が与えられている。

第 94 条 外部管財人候補者の推薦手続

1 経済裁判所に対し外部管財開始を申し立てる決議をした債権者集会は、外部管財人の候補者を容認する。

- 2 外部管財人の候補者は、各債権者又は倒産事件を管轄する国家機関が債権者集会に推薦することができる。
- 3 本法第13条の定める債権者集会の議決方法に基づいて最も多い投票数を獲得した候補者が、経済裁判所に推薦される。
- 4 経済裁判所が債権者集会の決議なしに外部管財を開始した場合、債権者集会は、経済裁判所が外部管財開始決定を出した時から3週間の間、外部管財人の候補者を検討、承認及び推薦することができる。
- 5 債権者集会が外部管財人の候補者を推薦しない場合、経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関が推薦した候補者の中から外部管財人を任命する。

本条は、債権者が、外部管財を行うための外部管財人の候補者を推薦する手続を定めている。

- 1 第1項により、経済裁判所に外部管財開始を申し立てることを決議した債権者集会は、外部管財人候補者の容認問題を決定しなければならない。外部管財人候補者は、裁判所任命管財人第1級資格を有し、第18条の定めるその他の要件を満たす者でなければならない。
- 2 第2項によれば、各債権者又は倒産事件を管轄する国家機関が、債権者集会に外部管財人候補者の検討を提案することができる。この際、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かにかかわらず、倒産事件を管轄する国家機関は、候補者を推薦することができる。
- 3 経済裁判所には、債権者集会で最も票を集めた外部管財人候補者が推薦される。候補者容認の決議は、第13条の定める債権者集会の議決手続に従い行われる。
- 4 外部管財が外部管財開始申立ての債権者集会の決議がなく開始された場合、例えば、倒産事件を管轄する国家機関が外部管財開始を申し立てた場合、債権者集会は、経済裁判所が外部管財開始決定を出してから3週間、債権者集会は、外部管財人候補者を容認して経済裁判所に推薦する優先権を保持する。
- 5 債権者集会から適切な外部管財人候補者の推薦がなかった場合、経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関が推薦した候補者の中から外部管財人を任命できる。

第95条 外部管財人の任命

- 1 外部管財人は、外部管財の開始と同時に、経済裁判所が任命する。
- 2 外部管財の開始と同時に外部管財人を任命できない場合、経済裁判所は、外部管財の開始から1ヶ月以内に、外部管財人を任命する。
- 3 外部管財人の任命については、経済裁判所が決定を出す。
- 4 外部管財人の任命決定は、直ちに、執行されなければならないが、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

本条は、経済裁判所による外部管財人の任命手続を定めている。

- 1 外部管財人は、外部管財手続を実行するために、経済裁判所により任命される。外部管財人は、原則、外部管財の開始と同時に、つまり、経済裁判所による外部管財開始決定の発令の時点より任命される。経済裁判所への外部管財人候補者の推薦手続は、第94条に規定されている。この際、外部管財人には、第18条及び「裁判所任命管財人資格審査規程」の要件を満たす者が任命される。
- 2 外部管財人を外部管財の開始と同時に任命できない場合、経済裁判所は、外部管財の開始から1ヶ月以内に、外部管財人を任命することができる。この場合、第75条第4項及び第80条第5項に従い、外部管財人の任務は、外部管財計画の作成を除き、外部管財が監視手続に続いて開始される場合は一時管財人が、又は、外部管財が裁判上の再生支援手続後に開始される場合は再生支援管財人が遂行する。

債権者集会が倒産法の要件を満たさない候補者を推薦した場合や、そもそも候補者を推

137 第6章 外部管財(第91条—第123条)

薦しなかった場合、裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関の推薦により管財人を任命することができる(94条5項)。

- 3 外部管財人の任命について、経済裁判所は決定を出す。この決定は、発令の時点より発効し、直ちに執行される(本条4項)。

外部管財人は、経済裁判所から任命を受けた時点より、以下の業務を行う(裁判所任命管財人規程27項)。

- ・ 業務日程案を作成する。
- ・ 債務者の経営機関に対し、外部管財手続の開始及び外部管財人の任命を書面で通知する。

4. 外部管財人の任命決定に対しては、経済裁判所の第二審に不服を申し立てることができる。この際、第一審裁判所の決定に対する不服は、最高経済裁判所総会決議第142号第21項及び倒産法第60条に従い、短縮期間内で申し立てる。外部管財人の任命決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。

第96条 外部管財人の解任

- 1 経済裁判所は、以下の場合、外部管財人を解任できる。

- (1) 外部管財人が任務を遂行せず又は不適切に遂行した場合に、債権者集会が解任を決議した。この場合、債権者集会の決議は、新しい外部管財人の候補者に関する情報を含まなければならない。
- (2) 倒産事件を管轄する国家機関が解任を決定した。
- (3) 外部管財人本人が解任を申し出た。
- (4) 本法第18条の定める外部管財人の任命を妨げる事情が判明した。
- (5) 法令の定めるその他の場合

- 2 経済裁判所による外部管財人の解任決定は、直ちに、執行されなければならない。当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。当該決定に対する不服申立ては、当該決定の執行を妨げない。

本条は、外部管財人の解任について定めている。外部管財人の解任は、債務者及び債権者への損害の発生の有無にかかわらず、認められる。

- 1 第1項は、外部管財人の解任事由を規定している。

- (1) 第1項第1号によれば、外部管財人の解任手続は、外部管財人に任務の不履行又は不適切な履行があった場合(度重なる又は一度の重大な法令違反の場合を含め)、債権者集会が経済裁判所に解任の申立てを行うことで提起することができる。この場合、第21条とは異なり、損害の事実は必要とされない。この際、外部管財人解任の申立てに関する債権者集会の決議には、以下の二点が含まれていなければならない。

- ・ 倒産法により外部管財人に課せられた任務の不履行又は不適切履行の事実の指摘を含む、理由のある外部管財人解任の申立て
- ・ 第94条の要件に従いとられた新外部管財人候補者の容認決議

- (2) 本項第2号に従い、外部管財人は、倒産事件を管轄する国家機関の決定に基づき、経済裁判所により解任されることもある。当該国家機関が解任を申し立てることができる事由は、「管財人資格審査委員会規則」第35項に定められている(25条1項注釈参照)。

- (3) 本項第3号に従い、本人の申出による解任もあり得る。倒産法は、外部管財人が職務の継続が不可能であるとする理由につき、その根拠を示すことを要求してはいないが、経済裁判所は、外部管財人の交代が外部管財計画の履行及び債務者の財政健全化に好ましくない影響を及ぼす可能性を考慮し、外部管財人に説明を求めることができる。本人の申出自体だけでは無条件に解任されず、正当な理由が存在しないことを根拠に申出が認められないこともある。正当な理由と認められるものは、

病気や経済活動への従事を妨げる個人的な事情だけではなく、他の理由もある。

(4) 本項第4号に従い、外部管財人の任命を妨げる第18条第2項の事情が判明した場合、倒産事件参加者が証拠を提供するのであれば、外部管財人は解任される。

(5) 本項第5号によれば、法令により、経済裁判所が外部管財人を解任する他の場合も定めることができる。例えば、外部管財人が、国家公務職又は地方公務職に任命又は選任された場合等である。

この点につき、第21条によれば、外部管財人が、倒産法の規定する任務を履行せず、又は、不適切に履行したために、債務者又は債権者に損害が生じた場合、倒産事件の参加者は、経済裁判所に対し、当該管財人の解任の申立てができる。また、最高経済裁判所総会決議第142号第13項では、外部管財人が度重なる又は一度の重大な現行法令違反を犯した場合にも、倒産事件の参加者は、外部管財人の解任を申し立てることができ、この場合、損害の発生の有無を問われない。

第59条第1項により、経済裁判所に対する外部管財人解任の申立ては、裁判官が、1ヶ月以内に審理する。経済裁判所は、審理の結果に応じて、外部管財人の解任決定又は当該申立ての棄却決定を出す。

2 第2項によると、外部管財人の解任決定は、直ちに執行され、当該決定に対しては、第60条及び最高経済裁判所第142号第21項により、経済裁判所の第二審に不服申立てができる。この際、経済裁判所第二審への不服申立ての期間は、決定が出された日から10日である。不服申立ての事実が、当該決定の執行を妨げるものではない。

経済裁判所は、外部管財人解任決定を出すと同時に、新しい外部管財人を任命するか、又は、債権者集会に外部管財人候補者を推薦するよう求める。

新しい外部管財人は、経済裁判所により、第95条の手續に従い任命される。第92条第1項第2号の類推により、解任された外部管財人は、新しく任命された外部管財人の任命から3営業日以内に、当該管財人に対し、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、物的財貨、その他の財貨を移管しなければならないと理解される。

外部管財人解任及び新外部管財人任命の情報は、第52条に規定する手續により公告されなければならない。

第97条 外部管財人の権限

1 外部管財人は、代表者の権能を行使する。

2 外部管財人は、以下の権限を有する。

(1) 債権者集会及び債権者委員会を招集する。

(2) 本法第101条の定める制限の下で債務者の財産を処分する。

(3) 債務者の名において、和議を締結する。

(4) 本法第22条に基づき、報酬を受ける。

(5) 自己の任務遂行のため、他者を契約により用い、本法又は債権者との合意に別段の定めがある場合を除き、債務者資産より報酬を支払う。

(6) 経済裁判所に対し、任務期間満了前の任務終了を申し立てる。

(7) 本法第102条の定める手續に従い、債務者の契約の履行を拒絶する。

3 外部管財人は、任務の遂行に際し、債務者を倒産に至らせたことに関連し、法令に基づき債務者の金銭債務につき補充責任を負う第三者に対し、その責任を追及することができる。

4 外部管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。

本条は、外部管財人の権限を定めている。外部管財人は、第19条に従い、債務者及び債権者の利益のために、誠実、かつ、合理的にその権利を行使し、任務を遂行しなければならない。

1 債務者の財務健全化策を組織し、実行することを目的として、本項は、外部管財人が代表者の権能を行使することを定めている。この点、第92条第1項第1号、第2号にも規定

されている。

- 2 第2項によれば、外部管財人は、以下の権限を有する。
 - (1) 債権者集会及び債権者委員会を招集する。債務者財産の処分に関する外部管財人の決定事項は、外部管財計画の枠組みを超えるものであってはならないのみならず、法律行為について合意を得るという形で債権者集会（債権者委員会）の監督を受ける必要がある。そこで、外部管財人が機動的に決定できるようにするため、外部管財人に債権者集会や債権者委員会の招集権限を与え、決定過程を最適化することを目指している。
 - (2) 第101条に規定される制限を受けつつ（詳細は第101条注釈参照）、外部管財計画に従い、債務者の財産を処分する。
 - (3) 債務者の名において和議を締結する。外部管財人及び債権者による和議の策定、締結、及び、経済裁判所による和議の承認は、第8章の規定により行われる。
 - (4) 第22条に従い、報酬を受ける。
 - (5) 任務を遂行するために、他者を契約により用い、倒産法及び債権者との合意に別段の定めがある場合を除き、債務者の財産よりその報酬を支払う。事実上、外部管財人が財務健全化に関する任務を遂行するためには、様々な専門家の参加が必要である。この規定は、専門家を依頼する権利を与えて、その役務に対する報酬支払源を定めている。
 - (6) 経済裁判所に期間満了前の任務終了を申し立てる（これは、事実上、外部管財人の解任の申出ということになる。第96条注釈参照）。
 - (7) 第102項に従い、債務者が締結した契約の履行を拒絶する（詳細は第102条注釈参照）。
- 3 第3項は、その行為により債務者の倒産をもたらし、法令に従い債務者の金銭債務につき補充責任を負う第三者に対し、その責任を追及する権利を外部管財人に与えている。
- 4 本条に挙げられている権限は、外部管財手続に特有のもののみであり、当然、これに尽きるものではない。外部管財人は、その他に、倒産法及び他の法令が認める実体法的、手続法的権限も行使する。例えば、外部管財人は、第19条、第103条、2004年3月23日付ウズベキスタン共和国内閣令第138号「経済的破綻企業に対する裁判所任命管財人活動を調整する措置について」の定める権限を有する。

第98条 外部管財人の義務

- 1 外部管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 債務者の財産を管理下に置き、財産目録を作成する。
 - (2) 第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。
 - (3) 外部管財の実施及び債権者への支払いのために特別口座を開設する。
 - (4) 外部管財計画を作成し、承認を得るために債権者集会（債権者委員会）に提出する。
 - (5) 帳簿、統計報告書、及び決算報告書を作成する。
 - (6) 定められた手続に従い、債務者に届けられた債権に異議を申し立てる。
 - (7) 債務者の債権を回収するための措置をとる。
 - (8) 債権登録簿を管理する。
 - (9) 外部管財計画実施の経過及び結果の報告書を債権者集会に提出する。
- 2 外部管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。

本条は、外部管財人の義務を定めている。裁判所が外部管財人任命決定を出した時点より、外部管財人は、就任したとみなされる。外部管財人は、第19条により裁判所任命管財人に与えられる一般権限と、第97条から第102条に規定される特別な権限を行使する。

- 1 第1項によれば、外部管財人は、以下の義務を負う。
 - (1) 債務者の財産を管理下に置き、所定規則に従い全面的に財産調査を行い、目録を作成する。債務者の代表者の権限が、第92条第1項に従い外部管財人に移行するこ

とにより、財産管理権限も外部管財人に移行する。外部管財人は、効果的な経営を行うために、債務者財産の全面的な財産調査、及び、目録作成を行わなければならない。

- (2) 第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。債務者財産の返還措置としては、他者が不法占有する財産について返還請求訴訟を起こす等が挙げられる。
 - (3) 外部管財の実施及び債権者への支払いのために特別口座を開設する。外部管財の特別口座は、債務者の取引銀行に開設する。このような口座の開設は、外部管財手続において、債権弁済に対し第93条のモラトリアムが適用されることから要求される。これにより、モラトリアムの適用を受ける債権に関する支払管理台帳第2号は、債務者の従前の銀行口座に残る。
 - (4) 外部管財計画を作成し、債権者集会の承認にかける。この際、外部管財計画は、第106条に従い、外部管財人が任命より1ヶ月以内に策定して、債権者集会の承認にかけなくてはならない。第107条第1項は、外部管財計画は、外部管財開始から2ヶ月以内に招集する債権者集会において審理されること、また、外部管財人は、集会開催日の2週間前までに、債権者に対し、外部管財計画の内容を予め知る機会を与えなくてはならないことを規定している。つまり、外部管財人は、外部管財計画を、計画を審議する債権者集会の開催日の2週間前までに作成しなければならないことになる。したがって、第106条第1項は、外部管財人は任命から1ヶ月以内に外部管財計画を作成しなければならないと規定しているが、経済裁判所による外部管財人の任命が遅れたため、外部管財人の任命日と外部管財計画を作成すべき期限(外部管財計画を審議する債権者集会の開催日の2週間前)との間が1ヶ月もない場合であっても、外部管財人は、集会開催日の2週間前までに外部管財計画を作成しなければならない。
 - (5) 帳簿、統計報告書、及び決算報告書を作成する。
 - (6) 債務者の利益保護のため、届け出られた債権に対して異議を申し立てる。その際、異議は、債権を届け出た債権者に対して、第99条第2項の手続によって出される。この場合、当該異議に不同意の債権者は、第99条第3項に従い、経済裁判所に不服を申し立てることができる。
 - (7) 債務者の債権を回収するための措置をとる。その方法としては、直接、請求する、裁判所に訴えを提起する、法定期間内に執行文書を執行機関に提出する等がある。
 - (8) 第14条及び最高経済裁判所総会決議第142号第19項が定める手続に従い、債権登録簿を管理・作成する。外部管財人は、先行の倒産手続において作成された債権登録簿を引き受けて使用する。最高経済裁判所総会決議第142号第19項によれば、倒産事件開始前に発生しているものの、履行期が倒産認定の申立受理後に到来した金銭債権及び義務的支払債権の額は、外部管財の開始日で確定することも指摘しておかなければならない。
 - (9) 外部管財計画の進捗、実施結果の報告書を債権者集会に提出する。
 - (10) 倒産法の要求するところに従い、外部管財計画に規定される措置を実行する。例えば、法律行為について債権者集会の同意が必要な場合は同意を取得し、債務者の財産の売却については、手続及び条件を遵守する。
- 2 外部管財人には、債務者の代表者の権限が移譲されるため、倒産法の設ける責任規定のみならず、ウズベキスタン共和国法令が債務者の代表者に対して定める全ての民事上、行政上、刑事上の責任が外部管財人にも課される。

この他に、外部管財人は、必要な場合には、債務者財産の査定のために、独立した鑑定人、専門家、専門機関を用い、経済裁判所に遅滞なく報告書を提出し、債権者への支払いを行い、第19条第2項から第5項の定める義務を含め、その他の義務を遂行しなくてはならない。

さらに、外部管財人の行うべき業務は、「裁判所任命管財人規程」にも規定されている。

第 99 条 債権者による届出

- 1 債権者は、外部管財の効力がある期間中、何時でも、債務者に対する債権を届け出ることができる。債権は、外部管財人宛で、債務者の郵便宛先に送付される。本条第 4 項に基づいて確定されたと認められる債権は、外部管財人に対し、当該債権を確定できるだけの書面を添付して送付される。
- 2 外部管財人は、届け出られた債権を審理し、審理の結果に基づき、届出を受けてから 2 週間以内に、債権登録簿に記載する。外部管財人は、債権の届出を受けてから 1 ヶ月以内に、当該債権の債権者に対し、審理の結果を通知する。
- 3 債権者は、通知受領から 1 ヶ月以内に、倒産事件を審理している経済裁判所に対し、外部管財人の審理結果について異議を申し立てることができる。
- 4 本条第 3 項の定める期間内に異議が出された債権は、外部管財人が決定したとおりの債権の額、内容及び弁済順位にて確定されたとみなされる。

本条は、外部管財期間における債権届出の手續を定めている（共益費支払請求権を除く）。

- 1 第 1 項によれば、債権登録簿に記載されるべきだが何らかの理由により記載されていない債権者は、外部管財の期間中、その終了まで、随時、債務者に対し債権を届け出ることができる。そのような債権者とは、例えば、倒産事件の開始を知らなかった債権者、何らかの理由により債権が債権登録簿に記載されず、その届出が間に合わなかった債権者、又は、倒産事件開始前に発生し、その履行期が外部管財開始前に到来した債権を有する債権者である。債権登録簿の管理は、第 14 条、第 98 条により外部管財人の義務となっているため、債権は直接外部管財人に宛てて、債務者の郵便宛先（法人所在地）に届け出る。この際、外部管財の開始前に裁判所任命管財人により認められている債権は、再度、外部管財人に届け出る必要はない。そのような債権の額が変更になった場合は、かかる変更を債権登録簿に反映させるために、債権者は、額の変更を証明する書面を添付して、外部管財人に届け出ることができる。
- 2 第 2 項は、届出債権の審理手續を規定している。外部管財人は、届出から 2 週間以内に債権を審理し、届出から 1 ヶ月以内に債権者にその結果を通知しなくてはならない。債権の審理の結果に基づいて、外部管財人は、債権登録簿への記載を行う。外部管財人に債権を届け出た債権者は、審理結果についての通知を受けなかった場合又は審理の結果に不同意の場合、再度、外部管財人に届け出るか、第 59 条又は本条第 3 項に従い、経済裁判所に異議を申し立てることができる。
- 3 第 3 項は、外部管財人による債権審理の結果に同意しない債権者が経済裁判所に異議を申し立てる権利を規定している。債権者に異議申立ての権利を与えているのは、債権者の権利及び利益を保護する必要からである。債権者が、当該権利を行使できるのは、外部管財人の審理結果の通知を受領した時点より 1 ヶ月以内である。
- 4 第 4 項によれば、債権者が、第 3 項の定める期間内、つまり外部管財人から審理結果の通知を受けてから 1 ヶ月以内に、経済裁判所に異議を申し立てなかった債権は、外部管財人が決定したとおりの債権の額、内容及び弁済順位にて確定したとみなされる。したがって、第 3 項に基づく異議申立てがされなかった債権については、その後、債権を届け出た債権者が経済裁判所に異議を申し立てることは認められない。

第 100 条 債権者の異議の審理

- 1 債権者が、本法第 99 条の定める期間内に、外部管財人が決定した債権の額、内容及び弁済順位について申し立てた異議は、異議が受領された日から 1 ヶ月以内に、経済裁判所が審理する。
- 2 経済裁判所は、債権者の異議を審理した結果に基づき決定を出し、当該決定には、異議に理由があると認められた場合、債権の額、内容及び弁済順位が記載される。
- 3 経済裁判所が債権者の異議を審理した結果に基づき出した決定に対しては、不服を申し立てることができる。倒産事件の範囲内において、債権者の異議の審理の際に出された決

定及びその他の司法判断は、他の手続における債権の審理に際し、先例としての拘束力を有する。

- 4 債務者の被雇用者の代表者が、労働契約に基づいて働いている者の給与及び退職金支払請求権の金額及び内容について申し立てた異議も、本条の定める手続に従い、審理される。

本条は、債権の額、内容及び弁済順位に関する債権者の異議についての経済裁判所による審理を規定している。

- 1 第99条の手続及び期間、並びに、経済訴訟法の要件に従い経済裁判所に申し立てられた、外部管財人の審理結果に同意しない債権者の異議は、倒産事件の枠内で経済裁判所が審理する。異議は、当該異議が出されてから1ヶ月以内に審理される。債権者は、裁判所への申立前に、債務者住所宛に、債権登録簿に自身の債権を含めるよう請求しなければならない。このような裁判外の紛争解決手続が先行しなければならない。債権者が、外部管財人に請求せず、裁判所に申し立てた場合、このような申立ては、経済訴訟法第118条第1項第6号により、返却されなければならない。したがって、外部管財人の行為につき経済裁判所に異議を申し立てる債権者は、申立書に、外部管財人との紛争を解決するために裁判外手続(請求)をとったことを証明する書面を添付しなければならない。
- 2 届出債権に関する債権者の異議は、経済裁判所の法廷において、経済訴訟法の定める手続により審理される。

裁判所は、債権者から出された異議を審理する際、提出された書面を調べ、債権額の算定が正確かを確認し、外部管財人からの反論がある場合はそれを考慮し、これらの検討に基づき、債権額を確定し、倒産法の定める弁済順位の中で当該債権がどの順位に入るかを決定する。裁判所は、異議に理由がないとして、当該債権を債権登録簿に含めることを認めない決定を出すこともできる。

経済裁判所は、債権者の異議を審理した結果、決定を出し、異議に理由があると認める場合、債権者からの異議があった債権の額、内容、及び弁済順位を指定した決定を出す。

- 3 債権者、外部管財人、倒産事件のその他の参加者は、経済裁判所が第2項により債権者の異議を審理した結果に基づき出した決定に対して、第60条に従い、不服を申し立てることができる。本項に基づく不服申立ては、その決定の執行を妨げるものではない。

また、本項は、経済裁判所が、債権者の異議の審理に際し、倒産事件の範囲内で出した決定及びその他の司法判断は、他の手続における債権の審理に際し、先例としての拘束力を有すると規定している。つまり、債権者の異議の審理の結果に基づき裁判所が出した司法判断は、その後の裁判事件に対し強制力を有し、別途の証明を必要としない。この規定は、経済裁判所が、外部管財手続以外において届出債権についての異議を審理した結果出した決定についても、類推して適用される。つまり、監視手続及び裁判上の再生支援手続において届け出られた債権に対して債務者又は一時管財人から異議が申し立てられ、経済裁判所が審理し、決定を出している場合、当該決定を否定する新しい証拠が提出されない限り、本項の類推適用により、同じ債権について、再び、経済裁判所に異議を申し立てることは認められない。

- 4 第4項によれば、債務者の被雇用者の代表者が労働契約により従業している者の給与及び退職金支払請求権の額及び内容について異議を申し立てた場合、このような異議の審理手続は、本条第1項、第2項、第3項による。

本項は、第59条第2項第1号の規定と関連している。同規定は、給与及び退職金支払請求権の紛争について、債務者の被雇用者の代表者に、経済裁判所に対し異議を申し立てる権限を認めているが、被雇用者個人には、異議申立権を認めていない。

第101条 債務者の財産の処分

- 1 債務者財産の所有者又は設立文書により権限を付与された機関は、本法の定める場合を除き、債務者の財産の処分を決定することも、財産処分に関する外部管財人の権限を制限することもできない。

- 2 重要な法律行為又は利害関係が生じる法律行為は、本法又は外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得て、外部管財人が行う。
- 3 重要な法律行為とは、不動産の処分、又は、契約締結時の簿価が債務者の全資産の簿価の10%を超えるその他の財産の処分に関する法律行為をいう。
- 4 利害関係が生じる法律行為とは、当事者が、外部管財人又は債権者の利害関係人にあたる法律行為をいう。

本条は、債務者財産の処分に関する制限事項を定めている。

- 1 外部管財の開始とともに、債務者の事業を管理する役割（債務者の財産管理を含め）は、外部管財人に移行する。外部管財人は、外部管財の期間中、債権者の利益のために活動し、債務者の財産の処分について債権者の合意を取り付ける。これに関連し、本項は、債務者財産の所有者又は設立文書により権限を付与された機関は、倒産法の定める場合を除き、債務者の財産の処分を決定する権限を有さず、財産処分に関する外部管財人の権限を制限する権限も有しないと規定している。本項は、債務者の財産管理処分権限を制限し、外部管財人が効果的、かつ、客観的に任務を遂行することができるようにしている。

本項には例外もあり、債務者の財産を基に公開型株式会社を一社又は数社設立することにより行われる資産の置換は、債務者財産の所有者又は設立文書により権限を付与された機関の決定が必要であることを指摘しておかななければならない（115条3項）。

- 2 第2項は、外部管財人が、債権者集会又は債権者委員会の同意なしに、重要な法律行為及び利害関係が生じる法律行為を行うことを制限している。ただし、当該行為が、倒産法により認められる場合、又は、外部管財計画に含まれている場合は例外となる。このような制限を設けることで、債権者集会が、恒常的に、外部管財人の行う重要な法律行為や利害関係の生じる法律行為を監督することができる。なぜなら、この種の法律行為は、債権者の利害に直接関わるからである。

本項に違反して、債権者集会又は債権者委員会の同意なく、外部管財人が行った法律行為は、取り消すことができる行為であり、利害を有する者の訴えに基づき、裁判所により無効と認定される（民法113条1項）。

- 3 第3項は、重要な法律行為を定義している。重要な法律行為とは、その簿価が契約締結時の債務者資産の簿価の10%を超える不動産又はその他の財産の処分を伴うものである。

重要な法律行為には、債務者財産の譲渡に関するものだけでなく、相当額の物の取得に関する法律行為も含まれる。財産の取得は、それに対する支払いを要し、債務者が保有する資金を手放すことになるので、外部管財計画の実施に影響を与える可能性があるからである。

債務者の財産処分に関する一つの商取引が、法的には二つ以上の相互に関連する取引（契約）の形をとることもありえる。互いに関連性を持つ複数の取引の対象が同一のものである場合（経理上一つの単位である場合）、契約を分けて締結する際に分割が可能な対象であっても、当該対象の全体の簿価が、相互に関連する複数の取引を重要な法律行為とみなす基準となる。例えば、設備の集合体を分割して売却する場合、それぞれの部分についての契約額が債務者資産簿価の10%を超えないとしても、集合体全体としての簿価が債務者資産額の10%を超えるのであれば、集合体の各部分について締結された全ての契約は全体として重要な法律行為となり、これらの契約を締結するには、外部管財人は、倒産法又は外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得なければならない。

- 4 第4項によれば、利害関係が生じる法律行為とは、当事者が、外部管財人又は債権者の利害関係人に当たるものをいう。

相互依存関係にある者、事業への直接影響力を持つ者等、法律行為における利害関係人に該当する者の列挙は他の法規にもあるが、倒産法における利害関係人は、第17条第3項により定められている。外部管財人は、債務者の名においてその利益のために法律行為を行う際、法律行為の相手方が、自分又は債権者にとっての利害関係人に当たらないかを明ら

かにしなければならない。外部管財人は、上記の事実が明らかになった場合、当該法律行為を行うためには、倒産法又は外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、債権者集会（債権者委員会）の同意をとらなければならない。つまり、利害関係のある法律行為は、関係者の利害が反映される可能性があるため、債権者集会（債権者委員会）の監督下におかれることになる（15条5項3号）。

第102条 債務者が締結した契約の履行拒絶

- 1 外部管財人は、外部管財開始時から3ヶ月間、倒産事件開始前に債務者が締結した契約の履行を拒絶することができる。
- 2 契約の履行拒絶は、以下のいずれかの事情が存在する場合において、いずれの当事者も自己の債務の履行を完了していない契約に限り、行うことができる。
 - (1) 一契約の履行により、類似する状況の下で締結された同種の契約と比較し、債務者に対し損害が生じる。
 - (2) 一契約が長期（契約期間が1年以上）である、又は、長期でのみ債務者に有利な結果が得られるようになっている。
- 3 契約の履行拒絶は、債務者の支払能力の回復を妨げる他の事情が存在する場合も、いずれの当事者も自己の債務の履行を完了していない契約に限り、行うことができる。
- 4 本条第2項及び第3項の定める場合において、外部管財人の拒絶の意思表示を当事者全員が受けた時点で、契約が解除⁶²されたとみなされる。
- 5 履行が拒絶された契約の相手方は、債務者に対し、契約の履行拒絶により発生する積極損害につき賠償請求権を有する。

本条は、外部管財人に、一定の契約を拒絶する可能性を与えている。債務者の危機的状況下においては、締結された契約を履行することが、債権者への弁済と債務者の支払能力回復という外部管財の主たる目的に合致しないことがあるために、外部管財人に契約の履行拒絶権を付与する必要が認められる。

- 1 第1項により、外部管財人は、外部管財開始から3ヶ月の間、契約の相手方住所に対し契約解除の通知を送付することにより、債務者が倒産事件開始前に締結した契約の履行を拒絶することができる。

倒産事件開始後に締結された契約は、本条の適用はない。契約に法令違反がある場合（例えば、債務者が、監視手続中に、得るべき一時管財人の同意を得ず契約を締結した場合）等、第103条に該当する事由がある場合、経済裁判所は、当該契約につき、外部管財人の申立てに基づき、無効と認定し、無効の効果を適用することができる。
- 2 契約の履行拒絶の決定は、特に誰かの同意をとらなくとも外部管財人が独自に判断できる。しかし、倒産法は、外部管財人が遵守すべき幾つかの制限事項を設けている。

外部管財人による債務者の契約の履行拒絶は、以下のいずれかの事情が存在する場合、いずれの当事者も自己の債務を全く履行していないか、部分的にしか履行していない契約に限り、認められる。

 - (1) 契約を履行すると、同種の契約を類似条件で履行した場合と比較して、債務者に対して損害が生じる。
 - (2) 契約が長期（契約期間が1年以上）である、又は、長期でのみ債務者に有利な結果が得られるようになっている。
- 3 第3項は、契約の履行拒絶は、債務者の支払能力の回復を妨げる他の事情が存在する場合も、いずれの当事者も自己の債務の履行を完了していない契約に限り、行うことができると規定している。この規定は、外部管財人の契約履行拒絶により発生する損害賠償請求権にモラトリアムが適用されることと併せて（93条4項）、債務者の支払能力回復を図ることのできる状況を作り出すことを目的としている。
- 4 第4項は、外部管財人が契約解除の通知を送付した場合、どの時点で契約が解除された

⁶² 民法383条

とみなされるかについて定めている。外部管財人が、契約の相手方に対し、契約解除の通知を送付した場合、契約は、相手方全員が、通知を受領した時点で解除されたものとみなされる。契約解除の通知は、全当事者に対し書面で送付されなくてはならない。

- 5 第5項は、外部管財人による契約の履行拒絶の効果を規定しており、それによれば、債務者は、契約の履行拒絶に際し、拒絶による実際の損害を契約相手方に賠償しなくてはならない。この際、第93条第4項によって、契約の履行拒絶による損害賠償請求権にはモラトリアムが適用される点に留意する必要がある。この債権は、倒産事件開始後に発生する債権ではあるが、債権登録簿に第四順位で弁済を受ける債権として記載され、倒産事件手続の枠内で弁済される。

第103条 債務者の法律行為の無効

- 1 外部管財開始前に債務者により行われたものを含む債務者の法律行為は、法令の定める事由による外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。
- 2 債務者が利害関係人を相手に行った法律行為は、当該法律行為の結果、債権者に損害が生じたか、又は、生じる可能性がある場合、外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。
- 3 債務者が、倒産認定の申立ての受理後に一部の債権者又はその他の者を相手に行った法律行為は、当該法律行為が特定の債権者の金銭債権を優先的に弁済することとなる場合、外部管財人又は債権者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。
- 4 法人債務者が、倒産手続の開始後に、又は、倒産認定の申立提出前の6ヶ月以内に行い、かつ、社員の脱退に伴って持分を払い戻す(分配する)こととなる法律行為は、外部管財人又は債権者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。当該法律行為により取得されたものは、全て、債務者に返還される。この場合、社員は、本法第134条における第六順位を有する債権者と認定される。

本条は、経済裁判所による法律行為の無効認定の可能性を定めている。このような可能性は、まず、債務者財産を保全するために(つまり、債権者の利益のために)必要とされる。これに関連し立法者は、外部管財人に裁判所に法律行為の無効認定を申し立てる権利を与え、また、無効認定の事由を民法第113条の事由よりも拡大している。

- 1 第1項は、外部管財人に、外部管財開始前に行われたものを含む債務者の法律行為について、経済裁判所に無効認定を申し立てる権利を規定している。債務者が、監視中又は裁判上の再生支援中に、一時管財人又は再生支援管財人の同意(64条2項, 81条1項等)を得ずに行った法律行為も、外部管財人の申立てにより無効と認定され得る。本項は、外部管財人は、経済裁判所に対して法律行為の無効認定を請求することができるのみ規定しているが、当該法律行為が取り消すことができる法律行為ではなく、無効な法律行為である場合、外部管財人は、無効な法律行為に対する無効効果の適用を請求することができる。したがって、本項は、取り消すことができる法律行為の無効認定の請求及び無効な法律行為に対する無効効果の適用を求める請求について規定する民法第113条と同様である。しかし、この際、重要なのは、法律行為の無効認定又は無効効果の適用についての訴訟は、第103条の場合、債務者本人ではなく、外部管財人が債務者の名において提起するという点である。したがって、これらの訴訟の出訴期限は、外部管財人が債務者による当該法律行為の締結を知った日、又は、当然知り得た日より起算される。

債務者が締結した法律行為に対する裁判所任命管財人の無効認定請求及び無効効果の適用請求は、経済裁判所が、経済訴訟法及び民事訴訟法の定める一般手続により、倒産事件の枠外で審理する(最高経済裁判所総会決議142号26号)。

- 2 第2項によれば、債務者が利害関係人を相手に行った法律行為は、その履行の結果、債権者に損害が生じた場合、又は、生じる可能性がある場合、外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所により無効と認定されうる(利害関係人の範囲については、第17条第1項を参照)。つまり、利害関係人が相手方となっている法律行為が無効と認定されるためには、当

該法律行為の履行により、債権者に損害が生じた、又は、損害が生じる可能性があることが条件となっている。したがって、法律行為が成立しただけで履行されていない場合、利害関係人との法律行為の効力に関し訴訟を提起した外部管財人は、当該法律行為が履行されると債権者が損害を被ることを証明しなければならない。

- 3 第3項の定めるところによれば、債務者が倒産認定の申立受理後に一部の債権者又はその他の者を相手に行った法律行為は、当該法律行為が特定の債権者の債権を優先的に弁済することとなる場合、外部管財人又は債権者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。特定の債権者の債権を優先的に弁済することとなる法律行為としては、債務者の財産をいずれかの債権者に対する担保とする担保設定契約で、被担保債権が、以前に、つまり倒産事件開始前に発生しているものが挙げられる。

一方、債務者が、倒産認定の申立受理後に一部の債権者（順位外債権者を除く）に対して弁済を行うことは、第10条第1項に違反する無効な法律行為であるので、外部管財人は、第1項に基づき、経済裁判所に対して無効な法律行為に対する無効効果の適用を請求することができる。と理解すべきである。

- 4 第4項によれば、法人債務者が、倒産事件の開始後に、又は、倒産認定の申立前の6ヶ月以内に行い、かつ、発起人（社員）の脱退に伴って持分を払い戻す（分配する）こととなる法律行為は、外部管財人又は債務者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。

法人債務者が、倒産事件の開始後に、発起人（社員）の脱退に伴って持分を払い戻す（分配する）こととなる法律行為の締結は、監視開始後は禁止されることから（63条1項3段）、そのような法律行為は、本質的に無効な法律行為である。しかし、本条本項は、そのような法律行為は無効と認定されるべきと定めているので、外部管財人は、経済裁判所に対し、その無効認定を申し立てなければならない。

同様に、法人債務者が、債務者の倒産認定の申立前の6ヶ月以内に、発起人（社員）の脱退に伴って持分を払い戻す（分配する）こととなる法律行為も、無効と認定することができる。このような法律行為が取り消すことができる法律行為とされている理由は、その履行が、債権者の権利及び法的利益を害することにある。言い換えれば、そのような「最近の法律行為」が履行されると、債務者の財産のある部分が、債権者への弁済資金にならずに、離脱してしまうということである。

このような法律行為が、無効と認定されたものの、既に履行されている場合、当事者は、以前の状態に戻ることになる（相互原状回復）。発起人（社員）構成から脱退したものの、先述の原状回復原則により定款資本における持分の実際価値の補償を受けない者は、債務者の倒産が認定され清算手続が開始された場合、第六順位の債権者となり、基本的には、このような状況においてその利益が保障されることになる。

第104条 外部管財手続中における金銭債務

- 1 外部管財手続中に発生した債務者の金銭債務額が債権登録簿の債権総額の20%を超える場合、外部管財人は、債務者に新たに金銭債務を発生させる法律行為につき、外部管財計画の定める行為を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得た場合に限り、これを行うことができる。
- 2 本条第1項に違反して行われた法律行為は、債権者の申立て、又は、当該法律行為が前任の外部管財人によって行われた場合、新たに任命された外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。

本条は、外部管財人による外部管財手続中の法律行為の遂行に対する制限と、その制限事項に違反した場合の効果について定めている。

- 1 倒産法は、外部管財期間に許容される債務者の金銭債務の増加限度を規定しており、それは、債権登録簿に記載されている債権総額の20%である。外部管財開始後に発生した金銭債務がこの限度を超えると、外部管財人は、債権者集会（債権者委員会）の同意なしに

新たな金銭債務を発生させる、又は、発生させ得る法律行為を行う権限を失う。

この際、外部管財計画において計画されている法律行為は、この制限を受けない。なぜなら、通則として、外部管財計画は、第106条により債権者集会の承認を受けるので、計画に含まれる法律行為は、事実上、債権者集会の承認が得られているからである。この制限の目的は、全債権者の利益の保護である。なぜなら、外部管財手続中に発生した債務は共益費となり、共益費債権者は順位外で弁済を受けることができるが、順位外で弁済を受ける共益費が多額である場合、債権登録簿に記載されている債権者が完全に満足を受けることができなくなる可能性があるからである。外部管財人は、本項の法律行為の締結について合意を得るために、第97条第2項に従い債権者集会（債権者委員会）を招集し、当該法律行為の締結を審理にかけることができる。

- 2 第2項には、第1項の要件の違反の効果が規定されている。外部管財人が債権者集会（債権者委員会）の合意を得ずに行った法律行為は、債権者の申立て、又は、当該法律行為が先任の外部管財人によって行われた場合は新たに任命された外部管財人の申立てに基づき、経済裁判所により無効と認定されうる。

この際、債権者集会の同意を得ずに限度を超えて行われた法律行為は、取り消されない限りは有効であり、履行されなくてはならない。

本条は、このような法律行為が無効と認定された場合の効果については触れていない。この場合、法律行為が無効と認定された際には、民法第114条第2項の効果が到来し、各当事者（債務者とその相手方）は、互いに、法律行為による給付を返還しなければならず、返還が不可能である場合（給付が、財産の使用、労務の遂行、役務の提供という形態である場合も含め）、その価額を、金銭で補償しなければならない。この際、補償請求権は、法律行為の無効認定の結果として外部管財中に発生するので、経済裁判所により無効認定を受けた法律行為の相手方は、共益費債権者となる。

第105条 債務者の経費に関する調整

給与も含めた債務者の経費⁶³の増加に関しては、外部管財人は、法令の定める場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得た場合に限り、決定することができる。

本条は、債務者の経費の増加について、外部管財人が独自に判断をとることを制限している。

経費とは、支払能力の回復に向けられた施策を実施する債務者の活動に関する支出を意味する。給与の支払いを含め、債務者の経費を増加させる必要がある場合、外部管財人は、法令に別段の定めがある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得た場合のみ、増加を決定することができる。本条の趣旨からすると、外部管財人が債権者集会（債権者委員会）の同意なしに独自に債務者の経費を増額できるのは、相応の法令に具体的に明示されている場合に限られるということである。この場合の法令としては、最低賃金額の増加に関するウズベキスタン共和国大統領令、公共料金の値上げを決定する法令類（大統領令、政府決定、その他省庁令）が挙げられる。こういった用途のための支出はまとめて「消費財源」という仮の概念に集約される。

このような消費財源の規模は、支出見積によって求められ、外部管財計画に組み入れられる。外部管財期間中に消費財源を増額する必要が発生した場合、外部管財人は、経費を増やす前に、見積額を超過することについて債権者集会（債権者委員会）の同意をとらなければならない。債権者の同意は、本質的に、外部管財計画の修正を意味する。そのため、債権者集会の消費財源増加に関する決議は、支出見積及び外部管財計画の変更という形をとるのが妥当である。

経費の増加は、外部管財計画にて見込まれている場合も可能である。この場合、経費増加は、債権者集会（債権者委員会）の合意が得られているものとみなすべきである。外部管財人が債権者集会又は債権者委員会の然るべき合意を得ずに経費を増加させた場合、経

⁶³ 直訳「消費に向けられた費用」

費増加は取り消すことができる法律行為として、債権者の申立てに基づき、経済裁判所が無効と認定することができる。外部管財人は、債権者に与えた損害の額に応じて責任を負うこともある(21条2項)。

実務では、通常、経費の増加について債権者集会又は債権者委員会の合意をとるためには、外部管財人は、経費増加の根拠を示し、従前に拠出された経費の使途について報告しなければならない。報告がない場合、債権者は、経費増加を理由のないものとして、拒否することができる。

第106条 外部管財計画

- 1 外部管財人は、任命から1ヶ月以内に、外部管財計画を作成しなければならず、当該計画を債権者集会の承認を得るために提出する。
- 2 外部管財計画は、以下の事項を定めなければならない。
 - (1) 一債務者の支払能力の回復のための措置、その措置の実施のための条件、方法、実施費用及び債務者のその他の費用
 - (2) 一債務者の支払能力の回復期間
- 3 債務者の支払能力は、本法第4条の定める倒産兆候が存在しない場合、回復したと認められる。
- 4 外部管財人は、債権者集会又は債権者委員会の請求により、債権者に対し、外部管財の進捗を報告する。
- 5 外部管財計画の実施は、倒産事件開始後に発生した金銭債務又は義務的支払債務の履行責任が債務者財産の買主に移行する場合を除き、債務者の経済活動を終了させるものであってはならない。

本条は、外部管財計画の作成、内容、実施に対する主要要件を規定している。

- 1 外部管財の実施において外部管財人が指針としなければならない主な書面が、外部管財計画である。外部管財手続を効果的に行うためには、その実施によって債務者の支払能力を回復し、債権者への弁済を行う現実的な可能性が現れるような、経済的に妥当であり首尾一貫した措置を策定しなければならず、そのために外部管財計画の策定が必要となっている。

外部管財計画の策定義務は、外部管財人に課せられている。なぜなら、計画に含まれる措置の実施において主な役割を果たすのは外部管財人だからである。外部管財人は、その任命決定が出された時より1ヶ月以内に、外部管財計画を策定し、債権者集会の承認にかけなければならない。

担保物となっている債務者財産の換価も、外部管財計画に含めることができるが、この場合、民法第277条第2項が要求するように、担保権者の合意が条件となる。

- 2 外部管財手続の目的が債務者の支払能力の回復であることから、外部管財計画は必ず債務者の支払能力回復に関する措置(109条)、その実施の条件及び方法、実施にかかる費用、その他の債務者の費用、並びに、支払能力の回復期間を含まなければならない。

債務者の支払能力回復のための措置は、その実施により債務者が債権者に支払いができ、かつ、自己の業務を継続できるように策定されなければならない。そのような措置としては、例えば、受取勘定の回収、競争力のある製品への生産の切り替え、一部財産の換価、財産の賃貸、専門性の高い専門家の勧誘、その他の債務者の支払能力回復策が考えられる。

外部管財計画の構成は、自由である。計画の構成を決定する際には、倒産法の強行規定が考慮される。

実務上、外部管財計画には、通常、債務者の全体的な特徴、現在の財務状況(指標)、その悪化の原因、最近2年又は3年の財務状況の分析、計画生産高・収益といった情報が含まれる。外部管財計画には、また、債権者に対する支払予定表を含めることもできる。ただし、外部管財期間中は、モラトリアムの効力が継続しているので、外部管財期間中において支払予定表に基づき債権の弁済を行うためには、モラトリアムの効力が及ばない債権

149 第 6 章 外部管財(第 91 条—第 123 条)

(93 条 1 項, 5 項, 6 項)を除き, 弁済を行う債権につき, 経済裁判所による特定順位債権者に対する支払開始決定(118 条 6 項 3 号)を得る必要がある。

外部管財計画には, 通常, 債務者の直近決算期の貸借対照表と債権登録簿, その他の債務者の可能性を判断するための書面が添付される。

- 3 第 3 項によれば, 債務者の支払能力は, 第 4 条の定める倒産兆候が認められなくなった場合に, 回復したと認められる。つまり, 債務者に 3 ヶ月以上履行期を過ぎた債務がなくなった場合に, 債務者の支払能力が回復したと認められる。

外部管財手続中, 債務者の支払能力が回復したことは, 倒産事件手続の終結事由とされている(56 条 1 項 2 号)。

外部管財の場合, 債権登録簿に記載されている債権全ては, 履行期を 3 ヶ月以上徒過しており, これら全てが弁済されなければならない。したがって, 外部管財における支払能力の回復とは, 債権登録簿に記載されている債権を全額弁済したこととなる。したがって, 債務者の発起人若しくは財産所有者又は第三者による債務の履行(113 条 1 項, 2 項), 企業(営業)の売却代金による弁済(110 条 18 項), また, 経済裁判所による債権者に対する支払移行決定又は特定順位債権者に対する支払開始決定による弁済(121 条 1 項)により, 債権登録簿に記載された債権が全て弁済された場合, 債務者の支払能力は回復したと認められ, 倒産事件手続は終結する。

外部管財において, 債権登録簿に記載されている全債権を弁済するに十分な資金が蓄積された場合, 経済裁判所は, 外部管財人の報告書の審理結果に基づき, 外部管財の中止による債権者に対する支払移行決定を出す(118 条 6 項 2 号)。この際, 当該決定により外部管財は終了するが, 倒産事件手続は終結しないことを指摘しておかなければならない。

また, 外部管財においては, 共益費や生命・健康侵害の損害賠償請求権といった, 順位外で弁済を受けることのできる債権は, 倒産事件の範囲外で個別に債務者に対して弁済を請求することができ, 債権登録簿にも記載されないため, 経済裁判所が倒産事件手続終結決定を出す際には, これらの債権が弁済されているかどうかについては要件とはされていない。この例外は, 企業(営業)の売却であり, この際, 企業(営業)の売却代金は, 第 134 条の定める弁済順位に従って分配される。

- 4 外部管財計画が債権者集会の承認を受けると, 外部管財人は計画の実施に取りかかる。倒産法は, 外部管財人に, 債権者に対する定期報告を要求していない。しかし, 外部管財人は, 債権者集会(債権者委員会)の請求があれば, 報告書を提出し, 債権者に対し, 外部管財計画の施策がどのように実行されているか報告しなければならない。
- 5 外部管財計画は, その実施が債務者の経済活動の停止につながるような措置を含んではならない。債務者の活動が停止すれば, 支払能力回復の現実的可能性がなくなるからである。もっとも, 例外的に, 財産複合体としての債務者の企業(営業)の売却(110 条)及び債務者の資産の置換(115 条)が認められている。この場合, 共益費は, 買主, 又は, 債務者の資産の置換に際し設立された株式会社に移行される。事件開始前までに発生した債務, 及び, 履行期が外部管財の開始後に到来した債務は, 共益費であり, これらについては, 外部管財においては債権登録簿に記載されないため, 企業(営業)売却の際に, これらの債務は, 買主に移行する。債権登録簿に記載されない生命・健康侵害の損害賠償請求権も, 同様の手続で, 買主に移行する。ただし, 裁判費用及び裁判所任命管財人の報酬は, 企業(営業)の売却代金により支払われなければならない。

第 107 条 外部管財計画の審議

- 1 外部管財計画は, 外部管財人が外部管財開始から 2 ヶ月以内に招集した債権者集会において, 審議される。外部管財人は, 全債権者に対し, 債権者集会の開催日時及び場所を書面で通知し, 集会開催日の 2 週間前までに, 外部管財計画の内容を予め知る機会を与える。
- 2 債権者集会に発言権を持って参加する権利を有する者は, 外部管財人, 債務者の発起人(社員)の代表者又は債務者財産の所有者の代理人, 及び, 債務者の被雇用者の代表者である。
- 3 外部管財計画は, 出席債権者の議決権の過半数が賛成した場合, 承認されたとみなされ

る。

- 4 債権者集会は、以下のいずれかを決議することができる。
 - (1) 外部管財計画を承認する。
 - (2) 外部管財計画を却下し、経済裁判所に対し、倒産認定・清算手続開始を申し立てる。
 - (3) 外部管財計画を却下し、新しい外部管財人候補者を承認し、それと同時に、経済裁判所に対し、外部管財人の解任を申し立てる。当該決議には、新しい外部管財計画を審議するために招集する次の債権者集会の招集日が定められなければならない。この期日は、上記決議が採択された日から1ヶ月を超えてはならない。
- 5 債権者集会が承認した外部管財計画及び債権者集会の議事録は、債権者集会開催日から5日以内に、外部管財人が経済裁判所に提出する。
- 6 外部管財計画が本条第1項及び第5項の定める期間内に経済裁判所に提出されない場合、経済裁判所は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定をとることができる。

本条は、債権者集会による外部管財計画の審議手続を定めている。

- 1 本項は、外部管財計画を審議する債権者集会の開催日、及び、債権者集会が外部管財計画を検討し、また、審議できるようにするための計画の提出期間を定めている。本項は、外部管財計画は、外部管財開始から2ヶ月以内に招集される債権者集会において審議されること、また、外部管財人は、当該集会開催日の2週間前までに、債権者に対し、外部管財計画の内容を予め知らせる機会を与えなくてはならないことを規定している。つまり、外部管財人は、外部管財計画を審議する債権者集会の開催日の2週間前までに、当該計画を作成しなければならないことになる。したがって、第106条第1項によれば、外部管財人は、その任命から1ヶ月以内に、外部管財計画を作成しなければならないが、任命が遅れたため、任命日と外部管財人が外部管財計画を作成すべき期限（外部管財計画を審議する債権者集会の開催日の2週間前）との間が1ヶ月ない場合であっても、外部管財人は、外部管財計画を、集会開催日の2週間前までに作成しなければならない。債権者集会は、通則に従い、第11条、第12条の手続により招集されるが、この際、通知（11条1項）に関し例外があり、外部管財計画承認のために債権者集会を招集する場合には、外部管財人は、全債権者（債権登録簿に記載されている債権者）に、集会開催日の2週間前までに通知しなければならないが、第11条第1項が定めるような、集会開催日の5日前までに通知が届く他の方法は認められない。本条は、集会開催日の2週間までに、債権者に集会開催日時を通知し、債権者に外部管財計画の閲覧の機会を設けることを要求しているからである。

本条は、外部管財人が、全債権者へ外部管財計画を送付する義務を明示していない。しかし、全債権者に外部管財計画の内容を知る機会を与えるという必要性を考慮すると、集会開催を通知する際、債権者集会を効率的に行うために、外部管財人は、策定した外部管財計画を送らなければならないものと思われる。このため、集会開催通知（これに外部管財計画を添付する）は、債権者が集会開催日の2週間前までに受領できることが確実である方法で送られなければならない。もっとも、計画の写しを送付することは外部管財人の倒産法上の義務ではないので、外部管財計画が膨大で、債権者も多く、全員に計画の写しを送るのに追加の支出が必要となる場合は、外部管財人は、集会開催通知に外部管財計画を閲覧できる場所を記載することで済ますことができる。
- 2 債権者集会は、第10条、第13条に定められる手続により行われる。通則としては、第10条第3項に従い、債権者集会で議決権を持つのは債権者、及び、義務的支払債権については税務機関・その他の全権機関である。また、債権者集会に発言権を持って参加できるのは外部管財人、債務者の発起人（社員）の代表者又は財産所有者の代理人、及び、債務者の被雇用者の代表者である。

債務者の発起人（社員）の代表者又は財産所有者の代理人、及び、債務者の被雇用者の代表者が債権者集会に発言権を持って参加する権利を守るため、外部管財人は、これらの者に対しても、第11条第1項の手続に従い、債権者集会開催を通知しなければならない。
- 3 第3項により、外部管財計画承認の債権者集会決議は、通則（13条1項）に従い、つま

り、債権者集会に出席している債権者の多数決（過半数）の賛成により採択される。

この際、外部管財計画に担保物の売却が含まれている場合は、担保権者の同意が必要である（民法277条2項）。これは、外部管財計画承認の必須条件である。

必要がある場合、外部管財計画を変更できる。かかる変更は、債権者集会の同意により可能である。外部管財計画の変更の承認、及び、変更が担保物に関わる場合の担保権者の同意は、本項注釈の第1項、第2項に記載されている方法により行われる。変更された外部管財計画は、第5項の定める期間内に、経済裁判所に提出されなければならない。

- 4 第4項は、債権者集会による外部管財計画の審議の結果について規定している。債権者集会が外部管財計画を承認する際には、過半数の賛成により承認する。

債権者集会は、外部管財計画を否決することもできる。否決の理由としては、債権者集会が債権者につき外部管財を開始することを妥当とは考えない、又は、外部管財計画が債権者集会の要求に合致しないということが考えられる。債権者集会は、否決の理由により、経済裁判所に債務者の倒産認定・清算手続の開始を申し立てるか（債権者集会が外部管財の開始を妥当でないと判断する場合）、又は、経済裁判所に外部管財人の解任を申し立てることができる（外部管財計画の不一致の場合）。債権者集会は、外部管財人解任を申し立てる決議をする場合、それと同時に、新しい外部管財人候補者の承認を審議しなくてはならない。さらに、債権者集会は、新たな外部管財計画を審議するため、次の債権者集会開催日を決定しなければならない。この次回集会は、当該決定がされた日より1ヶ月以内に開催されなければならない。新たな外部管財計画を策定するための期間を短縮した立法趣旨は（本条1項により、初回の外部管財計画の審議期日は、外部管財の開始時点より2ヶ月以内でなくてはならない）、外部管財手続の実施期間自体に制限があり、当該手続を効果的に実施するためには、開始当初より計画に従って実施することが望ましいからである。

新たな外部管財計画を策定する義務は、新しい外部管財人に課せられる。本項は、債権者集会の再招集についての通知義務、新たな外部管財計画の内容を周知させるための期間については規定していない。これは、先の債権者集会において、新しい外部管財計画を審議する次回集会の招集日が指定されるからである。このことより、債権者は、次回集会の開催日を知っているものと考えられる。しかし、債権者が予め外部管財計画の内容を知ることができるよう、外部管財計画は、債権者が予め知ることができる方法で、債権者に提示されなければならないと考えられる。

- 5 債権者集会が外部管財計画を承認した場合、外部管財人は、集会開催日から5日以内に、経済裁判所に外部管財計画を提出しなければならない。外部管財計画には、債権者集会の議事録と第10条第10項が規定するその他の書面を必ず添付しなければならない。
- 6 第106条第2項が規定するように、外部管財計画は、債務者の支払能力回復のための措置、当該措置を実施するための条件、実施方法、実施費用、その他の債務者の費用、及び、支払能力回復の期間を含まなければならない。実際、外部管財計画は、債務者の支払能力回復という目的を実現するに当って、最も重要な役割を果たす。外部管財計画なしでは、外部管財を効果的に実施することは不可能と考えられる。このことより、本条第1項、第5項に指定される期日内に経済裁判所に外部管財計画が提出されない場合、経済裁判所は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定をとることができる。

第108条 外部管財期間の延長

債権者集会が決議した外部管財計画が、当初定められた期間を超える期間を定めている場合、経済裁判所は、外部管財期間の延長又は承認された外部管財計画の実施が債務者の支払能力の回復につながると考える十分な事由があるときは、外部管財期間を延長する決定を出す。この際、外部管財の総期間は、本法第91条の定める期間を超えてはならない。

本条は、外部管財期間の延長手続を定めている。

倒産法は、外部管財計画が、経済裁判所の定めた期間を超える期間を設定することを禁止する明示規定を持たない。債権者集会は、経済裁判所が設定した当初外部管財期間より

も長い期間を計画している外部管財計画を承認できる。この場合、外部管財期間の延長や計画の実施が、債務者の支払能力回復に繋がると思料するに足る根拠があれば、経済裁判所は、債権者集会（倒産事件を管轄する国家機関、外部管財人）の申立てにより、外部管財期間を延長することができる。

しかし、経済裁判所が定めた当初期間が満了する際に、外部管財期間を延長することも可能である。例えば、外部管財期間中に債務者企業が競争力のある製品を製造する体制を整えたが、期間の不足により客観的理由で完全には支払能力が回復せず、むしろ債務が増加し、そのために、一定の時間が必要となる場合がある。このような場合、債権者集会は、外部管財人による外部管財計画の変更の提案に基づき、外部管財期間延長の必要性について然るべき根拠があれば、支払能力の回復のために新しい計画を承認し、経済裁判所に当初期間の延長を申し立てる決議をとることもできる。

この際、外部管財の総期間は24ヶ月を超えてはならず、外部管財に先行して裁判上の再生支援が行われていた場合は、外部管財と裁判上の再生支援の合計期間は36ヶ月を超えてはならない。

第91条第4項によれば、経済裁判所に外部管財期間延長を申し立てることができるのは、債権者集会、倒産事件を管轄する国家機関又は外部管財人である。これらの者は、外部管財の延長を決める際、経済裁判所に、期間延長により債務者が実際に支払能力を回復できるという、期間延長の妥当性の根拠を提出しなければならない。倒産事件を管轄する国家機関又は外部管財人の申立てに基づいて裁判所が期間を延長した場合、第106条、第107条の規定に従い、外部管財人は新しい計画を策定し、債権者集会の承認を得て、経済裁判所に提出しなければならない。

第109条 債務者の支払能力の回復のための措置

- 1 外部管財計画は、債務者の支払能力の回復のために、以下の措置を定めることができる。
 - (1) 業種の変更
 - (2) 不採算事業の閉鎖
 - (3) 受取勘定の回収
 - (4) 債務者財産の一部売却
 - (5) 債務者の債権の譲渡
 - (6) 第三者による債務者の債務の履行
 - (7) 追加株式の発行
 - (8) 財産複合体としての債務者の企業（営業）の売却
 - (9) 債務者の資産の置換
- 2 外部管財計画は、債務者の支払能力の回復のために、その他の措置も定めることができる。
- 3 経済裁判所は、本条第1項の定める措置に加え、倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、稼動していない施設を運休保存する決定を出すことができる。

本条は、外部管財計画に含めることのできる支払能力回復の主要措置を列挙している。支払能力回復措置は、ここに挙げられるものに限られるわけではない。

- 1 債務者の支払能力回復のためにとられる施策は、外部管財計画に含まなければならない。

本項によれば、以下のような措置が挙げられる。

- (1) 業種の変更。近代的な、資源節約型の技術を導入した、より競争力の高い製品生産への変更等が考えられる。
- (2) 不採算部門の閉鎖、不使用財産の賃貸、人員削減等
- (3) 受取勘定の回収、並びに、原料、資財、及び設備の購入や共益費支払いのための運転資金の増加。企業に受取勘定がある場合、外部管財計画には、その額、更に、

- 訴訟による回収，経済裁判所に対する当該経済主体（第三債務者）の倒産認定の申立て等を含めた現実的な回収策を記載する。
- (4) 外部管財において債務者が所有しておくことが妥当ではない債務者財産の売却。債務者財産の一部売却は，第111条に従い，行われる。
 - (5) 債務者の債権の譲渡。これにより，債務者は，受取勘定を回収することができる。債権譲渡は，第112条に従い，行われる。
 - (6) 第三者による債務者の債務の履行。倒産法は，債務者の債務を履行できる者を限定していない。債務者の発起人（社員）又は財産所有者が履行することもできれば，債務者の支払能力が回復することに利害のあるその他の者が履行することもできる。債務者の発起人（社員），債務者財産の所有者又は第三者による債務履行の特則は，第113条が定めている。
 - (7) 債務者の定款資本の増額による追加株式の発行。これにより，債務者は，外部管財中に，流動資産を追加的に得ることができる。債務者の追加株式の発行は，第114条の要件に従い，行われなければならない。
 - (8) 財産複合体としての債務者の企業（営業）の売却。この手続は，第110条に規定されている。
 - (9) 債務者の資産の置換。第115条に従い，置換は，債務者を基礎として一社又は複数社の公開式株式会社を設立する形で実施され，その結果，事実上，債権の弁済が行われる。
- 2 第1項には，外部管財計画で定めることのできる措置が列挙されているが，この列挙は限定的なものではなく，外部管財計画は，高度な技術を有する外部専門家の勧誘，職員の研修及び再研修，債務者の支払能力の回復及び業務の継続に利害を有する法人又は自然人からの財政支援，債務者の組織再編といったその他の支払能力回復策を含めることができる。
- 3 第3項は，倒産事件を管轄する国家機関（非独占化国家委員会）の申立てに基づき，経済裁判所が，定款資本に国家の持分が含まれている企業について，稼動していない施設の運休保存決定を出すことができることを規定している。運休保存とは，当該決定が定める期間において，固定資産又は建設中施設の保全を確保するための一連の措置であり，当該期間を過ぎると，これら施設は，再び利用が開始するか，建設が続行される。
- 非稼動施設の運休保存に関する諸関係は，2003年9月16日付ウズベキスタン共和国内閣令第401号により承認された「利用されていない固定資産及び建設中施設の運休保存手続に関する規程」によっても規定されている。

第110条 債務者の企業（営業）の売却

- 1 外部管財計画は，債権の弁済を目的として，債務者の企業（営業）を財産複合体として売却することを定めることができる。
- 2 企業（営業）の売却に際しては，債務者に属する土地区画，建物，施設，設備，備品，原材料，生産物，債権，更には債務者を識別するための資産（商号，商標，サービスマーク），債務者の商品，労務・役務，その他の独占権も含め，他者に移譲不可能な権利及び義務を除き，企業活動遂行のために必要なあらゆる種類の財産が譲渡される⁶⁴。
- 3 企業（営業）の売却に際しては，鑑定人が財産を査定し，その費用は債務者の財産より支払われる。鑑定人は，債権者集会又は債権者委員会が承認する。
- 4 外部管財人は，買主が取引銀行から適切な保証を受けることを条件に，債権者集会又は債権者委員会の同意を得て，1年を超えない期間の分割払いで企業（営業）を換価することができる。
- 5 企業（営業）の売却に際しては，売却時に有効な労働契約は，その効力を維持し，雇用人の権利及び義務は，企業（営業）の買主に移転する。
- 6 企業（営業）の売却は，本条に別段の定めがある場合を除き⁶⁵，公開競売⁶⁶による。競売

⁶⁴ 民法85条「企業」

⁶⁵ 2005年12月20日改正により「外部管財計画に別段の定めがある場合」を削除。

の形態と条件は、債権者集会又は債権者委員会が決定する⁶⁷。

- 7 企業（営業）の財産に取引制限が課されている財産が含まれている場合、企業（営業）の売却は、非公開競売⁶⁸で行われ、法令の定めにより当該財産の所有権又はその他の物権を取得できる者のみが参加する。
- 8 競売における企業（営業）の売却開始価格は、法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定人による財産の査定を考慮に入れ、債権者集会又は債権者委員会が決定する。
- 9 競売の条件として、債務者が、外部管財期間満了の30日前までに、企業（営業）の売却代金を受領することが定められなければならない。
- 10 外部管財人は、自分自身で競売を実施するか、又は、債務者の財産による負担で競売のための専門機関を利用する。競売を実施する専門機関は、債務者及び外部管財人の利害関係人であってはならない。
- 11 外部管財人は、競売実施日の30日前までに、公開競売による企業（営業）の売却を、公報紙において告示しなければならない。告示は、以下の情報を含まなければならない。
 - (1) 一企業（営業）に関する情報及び当該情報の入手方法
 - (2) 一競売参加申込書提出の期間、時間及び場所
 - (3) 一企業（営業）の売却開始価格
 - (4) 一競売実施及び結果発表の日時及び場所
 - (5) 一売買契約締結の条件・期日、及び、支払いの条件・期日
 - (6) 一法令の定めるその他の情報
- 12 告示された申込期間内に申込みが一件もなかった場合、又は、一件しかなかった場合、企業（営業）の売却の競売は不成立と見なされ、本条第8項ないし第11項の定める条件の下で、再度競売を実施する。企業（営業）が、1回目の競売で売却されなかった場合も、再度競売を実施する。
- 13 再度の競売が不成立に終わった場合、又は、企業（営業）が売却されなかった場合、外部管財人は、債権者集会又は債権者委員会の決議に基づき、20日間、本条及び本法第53条の定める手続に従い、企業（営業）の売却に関して新たに告示する。企業（営業）の売却価格は、債権者集会又は債権者委員会の決議に基づき、減額することができるが、前競売の価格から10%以上の減額であってはならない⁶⁹。
- 14 企業（営業）の売買契約は、競売結果の告示日から10日以内に、買受人と外部管財人との間で締結される。買受人と競売実施者は、競売実施日に、競売結果に関する議事録に署名し、この議事録は契約としての効力を有する。買受人は、競売結果に関する議事録又は売買契約書に署名しなかった場合、提供した保証金を失う。この場合、保証金として提供された金銭は、競売実施者の実施費用を差し引いた上で債務者の財産に繰り入れる。
- 15 企業（営業）が本条第14項の定める条件で売却されなかった場合、外部管財人は、本法に別段の定めがある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の決議に基づき、企業（営業）を公共申込み⁷⁰による競売に付し、公報紙に公共申込みを告示した日から1ヶ月経過以降、最高価で申し込んだ者と売買契約を締結することができる。
- 16 企業（営業）の売却代金により債権を全額弁済することができる場合、経済裁判所は、外部管財人の申立てに基づき、倒産事件手続を終結しなければならない。
- 17 企業（営業）の売却代金が債権を全額弁済するに足りない場合、外部管財人は、債権者に対し、和議の締結を提案する。和議が成立しなければ、経済裁判所は、外部管財人の申立てに基づき、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定をとる。
- 18 企業（営業）の売却代金は、清算用財団を構成し、本法第133条、第134条及び第169条の定める順位に従い、分配されなければならない。

⁶⁶ 民法380条：参加者が限定されない競売。

⁶⁷ 競売には価格による競落（最高価買受申出人が落札）と価格・条件による競落（最良条件買受申出人が落札）がある。

⁶⁸ 民法380条：参加者が特別に指名された者に限定される競売。

⁶⁹ 2005年12月20日改正により減額可能割合を15%から10%に変更。

⁷⁰ 民法369条2項：契約の重要条件を全て含み、不特定多数人に向けられた提案であり、応じてきた者誰とでも、その条件で契約を締結する意思を含むもの。

本条は、債務者の企業（営業）を財産複合体として売却する手続を定めている。なお、経済裁判所の判断により倒産手続が適用されている企業の資産の評価、開始価格の決定、売却手続については、「再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程」にも規定されている。

- 1 財産複合体としての企業（営業）の売却は、債務者の支払能力を回復し、債権者への支払いを行うための措置として外部管財計画に定めることができる。本条の趣旨より、企業とは、企業活動を行うための財産複合体と理解すべきである。企業売却の場合、当該企業の全ての支店が売却される。
- 2 第2項によれば、企業（営業）売却の際には、企業活動を行うために必要なあらゆる種類の財産が譲渡される。企業の売買契約には土地区画、建物、施設、設備、備品、原材料、製品、債権、債務者を識別するための資産（商号、商標、サービスマーク）、商品、労務・役務、債務者に属するその他の独占権といった、譲渡される全ての財産が記載されなければならない。ただし、他者に譲渡することができない債務者の権利及び義務、つまり属人的な権利は売却できない。
- 3 財産複合体として企業（営業）を売りに出す際には、当該売却財産を査定しなくてはならない。財産の査定にかかる費用は債務者財産から支払われる。また、第3項によれば、鑑定人は債権者集会又は債権者委員会の承認を受けなければならない。債権者集会又は債権者委員会が承認し、その報酬につき同意して初めて、企業の査定を始めることができる。この要件が満たされない場合、査定書は無効とみなされることがある。
- 4 第4項は、外部管財人は、債権者集会（債権者委員会）の同意を得て、企業（営業）を分割払いで売却することが可能であると規定している。この際、企業（営業）売買契約の支払期間は1年を超えてはならず、その最終支払いは外部管財期間が終了する30日前までに行われなければならない（9項）。分割払いによる売却では、買主が取引銀行による保証を提示しなければならないことも条件となる。保証をする銀行は、売買契約による買主の未払い金を債権者に支払う義務を負う。
- 5 第5項は、企業（営業）売却における労働契約の権利継承を規定している。これにより、倒産法は、債務者の被雇用者の労働権を保障している。労働契約は、労働法第97条ないし第113条が規定する一般事由によってのみ解除される。雇用者の権利及び義務は、企業（営業）の買主に引き継がれる。この際、執行文書のある労働債権は、第134条第2項により、第一順位で弁済される。
- 6 第6項は、企業（営業）の売却手続を定めている。売却は、原則として、公開競売による。競売は、民法第380条の定める手続により、価格・条件による競売又は価格のみを条件とする競売で行われなければならない。この際、競売の形態や条件は、債権者集会又は債権者委員会が決定する。

企業の財産の一部又は全部を国家が所有する場合、競売の実施形態につき、ウズベキスタン共和国国家資産委員会及び非独占化国家委員会と調整される（再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程14項）。

なお、本項については、従前、「企業（営業）の売却は、本条及び外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、公開競売による。」と規定されていたが、2005年12月20日の倒産法改正により、外部管財計画により企業（営業）の売却手続を定めることができなくなり、財産複合体としての企業（営業）の売却は、第15項の場合を除き、公開競売でのみ可能となっている。
- 7 債務者財産には、取引制限財が含まれる場合もある。そのような財産の売却には、当該財産の所有権及びその他の財産権を取得できる者のみが参加する、非公開式の競売で行われなければならない。
- 8 企業（営業）は、債権者集会又は債権者委員会が設定した価格で競売にかけられる。開始価格は企業（営業）の査定価格でも、査定価格より高くても低くてもよい。
- 9 売却された企業（営業）に対する対価の支払いは、外部管財手続が終了する30日前までに行われなければならない。この要求は、第4項の分割払いで企業（営業）を売却した場

合も同様である。

- 10 第10項に従い、競売の実施者となることができるのは、外部管財人、又は、この依頼を受けた専門機関である。競売実施者に対する報酬は、債務者財産より支払われる。第17条に記載される債務者及び外部管財人の利害関係人は、競売実施者にはなれない。

倒産手続(清算手続を除く)が適用された企業の資産の売却の場合、競売実施者(専門機関)には、以下の書面が提示される(再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程15項)。

- ・ 所定手続により作成された発起人(社員)又は債務者財産の所有者の授権機関による決議録、債権者集会の議事録、売却財産の一覧
- ・ 鑑定人の査定による財産の売却開始価格に関する書面

- 11 企業(営業)売却を行う際は、必ず、競売実施日の30日前までに公報紙において公開競売の告示を行わなければならない。立法者がこの要件を本条に含めた目的は、企業(営業)売却の透明性を確保するためである。企業(営業)売却の告示は、必ず、企業(営業)についての情報及び当該情報の入手方法、競売の参加申込みの期限、日時及び場所、企業(営業)売却の開始価格、競売実施及び結果発表の日時及び場所、売買契約締結及び支払いの条件及び期限、並びに法令が定めるその他の情報を含まなくてはならない。

- 12 告示に記載された期間内に申込みが一件もなかった場合又は一件しかなかった場合、企業(営業)売却のための競売は不成立とみなされる。この場合、必ず、一回目の競売と同じ条件で再競売を実施する。再競売の開始価格は、債権者集会又は債権者委員会の決議により10%まで減額してよい(本条13項、再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程19項)。

- 13 競売が二回続けて不成立に終わった場合、又は、競売は成立したものの企業(営業)が売却されなかった場合、外部管財人は、債権者集会又は債権者委員会に対し、次の競売の実施の問題を提起する。企業(営業)を再度競売にかけることの妥当性を審議した結果、債権者集会又は債権者委員会は、企業(営業)を次の競売にかける決議をとることができる。債権者集会又は債権者委員会が企業(営業)を再度競売にかける決議をした場合、外部管財人は、企業(営業)の売却について、当該決議から20日以内に、新たな告示を出さなければならない。この告示の手続は第53条に規定されている。

本項は、企業(営業)売却の再競売(次回競売)における開始価格を、前回競売の開始価格から10%下げられることを規定している。開始価格の減額は可能であるが、必ず減額しなくてはならないということではない点に留意すべきである。

- 14 第14項によれば、企業(営業)の売買契約は競売結果の告示日から10日以内に買受人と外部管財人との間で締結される。競売結果は議事録にまとめられ、買受人と競売実施者が必ず署名する。議事録は競売日に署名され、契約の効力を持つ。競売結果議事録に署名しない場合、買受人は競売前に払い込んだ保証金の権利を失い、保証金は競売実施者の費用を差し引いた上で、債務者が受け取る。

- 15 第15項は、企業(営業)が第14項の定める条件で売却されなかった場合、外部管財人は、倒産法に別段の定めのある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の決議に基づき、企業(営業)を公共申込みで売却できることを規定している。公共申込みによる企業(営業)売却の条件は、企業(営業)が初回競売と、それに続く二回の競売で売却されなかったことである⁷¹。企業(営業)を公共申込みで売却する場合、売買契約の締結条件の一つとして、売買契約を締結するまで、受付期間を1ヶ月間おこななければならない。契約は、企業(営業)に対し最も高い価格をつけた者と締結される。

- 16 倒産事件手続は、企業(営業)の売却代金により債権を完済できる場合、外部管財人の申立てにより終結する。この際、債権の弁済は、経済裁判所の債権者への支払移行決定なしに、第110条第18項に従って行われる。

この際、外部管財人は、経済裁判所に外部管財の中止を申し立てる前に、債権者集会の

⁷¹ 2003年4月18日付内閣令第188号付録第1号第20項によれば、債権者集会(債権者委員会)の同意がある場合、管財人は、企業(営業)の売却につき、再競売を実施せず公共申込による直接契約により売却できるとされている。

審議のために報告書を提出する必要はない。

債権登録簿に記載される全債権の弁済後、外部管財人の申立てに基づき、倒産事件手続は経済裁判所により終結されなければならない。この場合、経済裁判所は、第56条第1項第2号により、事件手続終結決定を出す。

- 17 企業（営業）の売却後、債務者が全債権を弁済できない場合は、債務者と債権者の間で和議を締結することができる。和議の締結手続は第8章が規定している。和議締結に至らなかった場合、経済裁判所は、外部管財人の申立てにより、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出すことができる。
- 18 債務者企業（営業）の売却後、第133条及び第134条の定める弁済順位に従い、債権者への支払いが行われる。保険者の倒産については、その特則（169条）が適用される。

第111条 債務者財産の一部売却

- 1 外部管財人は、本条に別段の定めがある場合を除き⁷²、債務者の財産の財産目録を作成し、財産を査定した後に、公開競売による財産の一部売却を開始することができる。
- 2 債務者財産の一部売却は、債務者の経済活動を不可能にするものであってはならない。
- 3 取引制限が課されている財産は、非公開競売により売却され、法令の定めにより当該財産の所有権又はその他の物権を取得できる者のみが参加する。
- 4 競売における財産の売却開始価格は、法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定人による財産の査定を考慮に入れ、債権者集会又は債権者委員会が決定する。
- 5 債務者財産の一部売却の競売は、本法第110条の定める手続に従い、実施される。
- 6 外部管財人は、買主が取引銀行から適切な保証を受けることを条件に、債権者集会の同意を得て、1年を超えない期間の分割払いで債務者財産の一部を換価することができる。
- 7 外部管財人は、外部管財手続中、債権者集会の同意を得て、債務者の低価値財産、早期劣化財産、原材料の残り及び製品の残りを、競売によらずに、相対の売買契約に基づいて売却することができる。
- 8 債務者財産の一部売却の代金は、清算用財団を構成し、本法第133条、第134条及び第169条の定める順位に従い、分配されなければならない。

債務者財産の一部売却は、通常、債務者の支払能力の回復のための措置として外部管財計画に定められ（109条1項4号）、債権者集会の合意を得た上で、当該外部管財計画に従って実施される。

なお、経済裁判所の司法判断により倒産手続が適用されている企業の財産の評価・競売における開始価格の決定・売却の手続は、「再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程」にも規定されていることを指摘しておかななければならない。

- 1 外部管財手続においては、債権を弁済するために債務者財産の一部を売却することが認められている。売却は、必ず公開競売で行われる。もっとも、取引制限の課されている財産の売却は、非公開競売により（本条3項）、また、債務者の低価値財産等の売却は、債権者集会の同意を条件に、競売によらずに相対の売買契約による（本条7項）。競売は、価格のみによる競売方式又は価格とその他の条件による競売方式で実施できる。競売が成立するための必要条件是、競売に複数（2名以上）の参加者が参加することである。
- 2 債務者財産の一部売却は、債務者の経済活動を不可能にするものであってはならない。例えば、外部管財においては、製造プロセスに関係しない財産（一部の不動産、設備、施設、完成製品の残り、在庫、原料、資財等）の売却は可能である。
- 3 債務者に取引制限の課されている財産がある場合、その売却は、非公開競売で行うことができる。非公開競売には、その目的のために特別に招待され、法令に従い当該財産の所有権、その他の物権を取得できる者のみが参加する。
- 4 競売における開始価格は、債権者集会又は債権者委員会が決める。開始価格の決定の際、債権者は、鑑定人による査定価格を参考にできる。この際、倒産法は、査定価格よりも低

⁷² 2005年12月20日改正により「外部管財に別段の定めがある場合」を削除。

- い、又は高い開始価格を設定する債権者集会（債権者委員会）の権利を制限していない。
- 5 債務者財産の一部売却の競売は、第110条の定める手続により実施される。
 - 6 第6項によれば、外部管財人は、債権者集会（債権者委員会）の同意を得て、債務者財産の一部を分割払い条件で売却することができる。この際、売買契約の分割払いの期間は、1年を超えてはならない。債務者財産の一部売却につき、分割払いによる売却の条件の一つは、買主が取引銀行による保証を提示しなければならないことである。保証をする銀行は、買主が売買契約代金を支払わない場合、その未払分を債権者に支払う義務を負う。
 - 7 債務者財産の一部売却は公開競売で行うという第1項の例外として、低価値財産、低価値財産、早期劣化財産、原材料の残り及び製品の残りは、債権者集会の合意に基づき、買主と直接、売買契約を結ぶことにより売却できる。ただし、これらの財産も、債権者集会又は外部管財人の判断により、価格による競落又は価格・条件による競落による競売で売却することができる。低価値財産及び早期劣化資産の判断は、ウズベキスタン会計基準による。
 - 8 債務者財産の売却代金は、清算用財団を構成し、第133条、第134条及び第169条の弁済順位に従った債権弁済に充てられる。これは、これら資金を、原材料の購入や、債権弁済以外のその他の目的に使用してはならないことを意味する。
実務上、一部の債務者財産の売却代金は、全債権の弁済には足りないのが常である。このような場合、第118条第6項第3号により、経済裁判所は、債権者集会又は外部管財人の申立てに基づき、特定順位債権者への支払開始決定を出す。これにより、売却代金は、第120条に従い、特定順位債権者の債権弁済に充てられる。

第112条 債務者の債権の譲渡

- 1 外部管財人は、外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の同意を得て、債務者の債権の譲渡を、公開競売での債権の売却により行うことができる。
- 2 外部管財計画が債務者の債権を公開競売によらずに特定の買主に売却する可能性を定めている場合、又は、債権が競売において売却されなかった場合、債権者集会又は債権者委員会は、債権の売却価格及びその他の売却条件を決定する。

本条は、外部管財における債務者の債権譲渡の特則を定めている。

- 1 外部管財人には、第三債務者に対し訴訟を提起して自ら債権を回収するか、債務関係の当事者を変更することで第三者に債権の回収権を引き渡す、つまり債権譲渡を行うかの、二つの選択肢がある。外部管財人にとっては後者の方法が望ましい。そちらの方が簡単で早いからである。この方法の唯一の欠点は、債権を、貸借対照表上の価額のままでは譲渡できない点である。そのような条件を受け入れる買手は見つからないであろう。減額（ディスカウント）は、市場経済の本質から導かれる債権譲渡の必須条件である。債権譲渡には、このような欠点はあるが、しかし、額が多少減るとはいえ実際に債権を換価できるのであるから、それを十分補う利があるといえる。
外部管財における債権譲渡は、外部管財計画に別段の定めがある場合を除き、債権者集会又は債権者委員会の合意を得て、債権を公開競売で売却する方法で行われる。
債権譲渡における関係は、契約に表される。
- 2 第109条第1項第5号によれば、債権譲渡は、債務者の流動資産増加の方策として、外部管財計画に定めることができる。本項によれば、債務者の債権を、公開競売を実施せずに特定の買主に対して譲渡することを外部管財計画に定めることができる。
また、本項は、競売で売却されなかった債権を、債権者集会又は債権者委員会の合意を得て、直接契約により売却できるとしている。この点、本条は、債権を複数回売却にかけなければいけないといった要求を規定していない。
この場合、債権の売却価格、その他の売却条件は、債権者集会又は債権者委員会が決める。

第 113 条 債務者財産の所有者又は第三者による債務者の債務の履行

- 1 債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者は、外部管財完了前であれば何時でも、債権登録簿に記載されている全債権を同時に弁済することができる。
- 2 第三者による履行は、当該履行が債権登録簿に記載されている全債権者の債権を同時に弁済する場合に、認められる。
- 3 債権者が弁済実行のために必要な自己に関する情報を提供する義務に違反した結果、当該債権者の債権を本条第 1 項及び第 2 項に基づいて弁済できない場合、又は、その他の方法によって債権者が弁済を受領しない場合、金銭は、債務者の所在地(居住地)を管轄する公証人又は裁判所に供託される。

本条は、債務者の発起人(社員)、債務者財産の所有者又は第三者による債務の履行の特則を定めている。

- 1 第 1 項は、発起人(社員)又は債務者財産の所有者は、債権登録簿に従い、外部管財の完了前であれば、全債権を同時に弁済できると規定している。

発起人(社員)又は債務者財産の所有者による債権の弁済は、債権登録簿に記載される全債権を、同時に弁済するという条件で、債務者の決済口座に資金を送金する形で行われる。「同時」という条件は、全債の弁済に十分な金額を送金することと考えられる。この際、債権者は、債権の弁済として送金される資金の受領を拒絶してはならない。

このように、発起人(社員)又は財産所有者が、債権登録簿に記載されている全債権の総額分の資金を債務者の口座に送付した場合、債務者は、当該資金を、債権登録簿に記載されていない順位外債権の弁済に充てる前に、債権登録簿に記載されている債権者に対する弁済に充てるべきであることに留意する必要がある。

このような手続のほか、発起人(社員)又は債務者財産の所有者は、債権者に対し、直接、支払いをすることで、債権を弁済することもできる。

本項に基づく発起人(社員)又は債務者財産の所有者による履行により、債権登録簿に含まれる全債権が弁済された場合、外部管財人は、債権者集会の審議を経ずに、直接、経済裁判所に対し債権登録簿に含まれる全債権が弁済された旨の報告書を提出し、承認を求めることができると理解される。なぜなら、全債権者が既に債権の満足を受けており、債権者集会が外部管財人の報告書を審議する必要性がないからである。経済裁判所は、外部管財人の報告書を審議し、債権登録簿に含まれる全債権の弁済を認める場合、倒産事件手続終結決定を出す(118 条 6 項 1 号)。この際、順位外債権や債権登録簿に含まれない債権の弁済は、倒産事件終結に必要なことを指摘しておかなければならない。

- 2 第 2 項は、発起人(社員)又は債務者財産の所有者の他、第三者にも、外部管財手続中に債権登録簿に記載されている全債権を同時に弁済する権利を与えている。第三者による履行の要件や効果については、第 1 項に基づく発起人(社員)又は債務者財産の所有者による履行の要件や効果と同じである。
- 3 第 3 項によれば、債権者が自己の銀行口座について信用するに足る情報を提供しない場合、又は、債権者が弁済の受領を拒否する場合、資金を特別口座に供託することができる。この場合、債務者の所在地(居住地)の公証人又は裁判所に資金を供託できる。裁判所又は公証人への供託をもって、債権は然るべく弁済されたものとみなされる(民法 249 条 2 項)。

第 114 条 追加株式の発行

- 1 外部管財計画は、債務者の支払能力の回復を目的として、公開型株式会社⁷³の追加株式の発行の可能性を定めることができる。追加株式の発行による定款資本の増額は、債務者の株主総会の申立てに基づいてのみ、外部管財計画に含めることができ、当該申立ての決議は、外部管財完了日の 6 ヶ月前までに、外部管財人に送付されなければならない。

⁷³ 民法 65 条「公開型株式会社」

- 2 公開型株式会社である債務者の追加株式の発行による定款資本の増額は、債権者集会が決定する。追加株式の発行による定額資本の増額を決定するに際し、授権株式数の増加に関し定款の変更及び追加が必要な場合、定款資本の増額の決定は、債務者の定款が法令の定める手続に従い変更及び追加された後でのみ行うことができる。
- 3 追加株式の発行は、現金による払込みという条件で、公開募集⁷⁴でのみ行うことができる⁷⁵。債務者の株主は、本条第4項に基づいて決められた価格で、保有株式数に応じて按分された株式数を優先的に購入する追加株式の優先引受権を有する。
- 4 追加株式は、株主に対し、額面額以上の価格で割り当てられる。ただし、当該価格で全割当株式を販売した場合に、全債権者の債権を完済するのに十分な資金が蓄積されることを条件とする。株主に対する割当価格は、外部管財人が決定し、債権者集会が承認する。株主による追加株式の優先引受権の行使期間は、債権者集会が決定するが、株式の割当開始日から30日以下であってはならない。
- 5 既存株主に対して割り当てられなかった追加株式は、外部管財人が公開競売により売却する。債務者の既存株主ではない者で、新規の株式発行により債務者の株式を取得した者は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定が出された場合、法令の定める手続に従い、債務者に対し、取得価格額の債権を届け出ることができる。

本条は、債務者の定款資本を増額することにより、外部管財中に追加株式の発行が可能であること、及び、その手続を定めている。本条は、2003年改正により新設されたものである。

- 1 外部管財計画において、債権の弁済資金を得るために、公開型株式会社の追加株式の発行という措置をとることが可能である(109条1項7号)。追加株式の発行による定款資本の増額は、株主総会による債権者集会への申立てに基づいてのみ、外部管財計画に含めることができる。
追加株式発行についての株主総会決議は、外部管財完了日の6ヶ月前までに外部管財人に送付されなくてはならない。
- 2 株主総会の追加株式発行決議に基づき、債権者集会はこの問題を審議することができる。この際、倒産法は、株主総会の追加株式発行決議に、債権者集会の容認を受けることを義務付けていない。債権者集会は、当該措置が、財務健全化策として適当でないと判断する場合は、株主総会の申立てを拒否できる。追加株式発行による増資の決議に際し、定款に定められる授権株式数について変更、追加が必要となった場合、増額決議は、法令の定める手続により定款に変更、追加を行った後でのみ、とることができる。
- 3 第3項によれば、追加発行株式の払込みは現金によってのみ、また、発行は公開募集によってのみ、認められる。この立法趣旨は、債権弁済のために外部から新たな流動資産を調達することである。追加株式の発行においては、債務者の株主は、その購入につき優先権を有する。追加株式の引受けを希望する者が複数存在し、その中に株主が含まれる場合、追加株式は株主に割り当てられなければならない。割当価格は、第4項に従い決定される。
- 4 追加株式は、株主に対し、額面額以上の価額で割り当てられる。この条件が設けられたのは、外部管財中の企業の場合、株式の市場価格が実際には額面より低くなることが多いということに関連しており、このような価格(市場価格)で追加株式を発行しては、債権者への支払のために十分な資金を得ることができなくなってしまうからである。また、株主に対する割当価格については、当該価格で全割当株式を販売した場合に、全債権を完済するのに十分な資金が蓄積されることも条件とされている。これは、外部管財計画に基づく追加株式の発行が、債務者の支払能力の回復のための措置であることによる。株主に対する割当価格は、外部管財人が決定し、債権者集会又は債権者委員会が承認する。債権者集会は、株主が追加発行株式の優先引受権を行使できる期間を定めることができるが、その期間は30日以下であってはならない。

⁷⁴ 公開募集：引受人を限定しない募集。非公開募集：引受人を発起人や設立文書で定められた者に限定した募集。

⁷⁵ 株式会社法36条：追加株式の発行は、募集(公開・非公開)か転換の方法によることができ、ここでは転換による発行はできない。公開型株式会社は、公開募集・非公開募集が可能である(株式会社法6条)。

債権者集会が具体的に優先引受権の有効期間を定めなかった場合、株主は、追加株式の割当開始日より1ヶ月間のみ、優先引受権を行使できるものと考えられる。

- 5 第4項の優先引受権の行使期間が終了すると、外部管財人は、価格による競落又は価格・条件による競落による公開競売において、追加発行株式を売却する。

債務者の元々の株主ではなく追加発行の際に株式を取得した者は、債務者が倒産認定を受け清算手続が開始された場合、法令の定める手続に従い、取得した株式の金額で債権を届け出ることができる。この際、立法者は、追加発行株式を取得した株主が清算手続において、どのような債権をどの順位で債務者に請求できるのかを明示していない。新規発行株式の販売に際して相応の条件を設定する必要性を考慮すると、本条より、新規発行株式を取得した株主は、債務者に対し、当該株式を取得する際に払い込んだ金額の返還を第四順位で請求できるものと考えられる。

第115条 債務者の資産の置換

- 1 資産の置換は、債務者の財産を基に、公開型株式会社を一社又は数社設立することにより行われる。
- 2 資産の置換の可能性は、債権登録簿に記載されている全債権者の賛成により決議された場合に、外部管財計画に含めることができる。
- 3 債務者の財産を基に公開型株式会社を一社又は数社設立することによって行われる資産の置換は、債務者財産の所有者又は設立文書により当該行為実施を授權された債務者の経営機関の決定に基づいて、外部管財計画に含めることができる。
- 4 外部管財計画が公開型株式会社一社の設立を定めている場合、財産権を含め企業活動を実施するための債務者の財産全てが、設立される会社に出資され、定款資本を構成する。
- 5 外部管財計画が公開型株式会社数社の設立を定めている場合、特定の活動を実施するための債務者の財産が、設立される会社に出資され、定款資本を構成する。設立される公開型株式会社に現物出資される財産の構成は、外部管財計画により決められる。
- 6 設立される会社の定款資本額は、現物出資される財産の査定価値に基づき決定され、当該査定価値は、鑑定人が、債務者財産の所有者又は設立文書により当該行為実施を授權された債務者の経営機関の意見を考慮して決定する。
- 7 資産の置換に際しては、資産の置換が決定されるまで有効であった労働契約は、全て、その効力を維持し、雇用者の権利及び義務は、新しく設立される公開型株式会社に移転する。特定の活動の許認可については、法令の定める手続に従い、再取得しなければならない。
- 8 債務者の財産の査定価値が債権額を超える場合、債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式は、本条に別段の定めがある場合を除き、債務者の財産を構成し、公開競売により売却することができる。
- 9 債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式の売却は、全債権者の債権を満足させるための資金を蓄積するものでなければならない。
- 10 債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式の公開競売による売却は、本法第110条の定める手続に従い、実施される。
- 11 外部管財計画は、債務者の財産を基に設立された公開型株式会社の株式を、証券市場において売却することを定めることができる。
- 12 債権の弁済は、本法第133条及び第134条の定める順位に従わなければならない。
- 13 債務者の財産の査定価値が債権登録簿に記載されている債権総額を超えない場合、債権者集会は、全債権者が資産の置換に賛成したことを条件として、債務者財産の所有者又は設立文書により当該行為実施を授權された債務者の経営機関の同意なしに、債務者の全財産を公開型株式会社に出资することにより資産の置換を決議することができる。この際の定款資本額は、鑑定人が査定した出資財産の査定価値に基づいて決定される。この場合、外部管財人は、債務者の資産を置換の前に、以下の債権を弁済しなければならない。
 - ①—労働債権
 - ②—銀行口座からの振替又は出金を定める執行文書を有する扶養料支払請求権

③—義務的支払債権及び労働法関係ないし同等の法律関係から生じる債権と同等の履行を保障する著作契約に基づく報酬支払請求権

④—犯罪行為及び行政法規違反行為に基づく個人の財産侵害の損害賠償請求権

- 14 公開型株式会社の定款資本の持分は、債権登録簿における債権額に応じて債権者に按分分配され、債権者は、公開型株式会社の発起人(社員)になる権利を与えられる。
- 15 外部管財人は、債権者への支払いを完了した後、本法第142条の要件に従い、報告書を作成し、同第144条の定める手続に従い、債務者企業の倒産手続を終了する。
- 16 債務者の資産の置換は、倒産手続が実施されている銀行、保険者及び証券取引に業として参加する者には適用されない。

本条は、第114条の規定する追加株式の発行とともに、2003年の倒産法改正により設けられた外部管財のもう一つの新しい措置を定めている。それは、債務者資産の置換である。債務者資産の置換は、倒産法における新しい制度であり、債務者の再構築と呼ぶこともできる。

- 1 第1項は、資産の置換の趣旨が、債務者の財産を基に一つ又は複数の公開型株式会社を設立することであると定めている。
- 2 第2項は、資産の置換を外部管財計画に含めるための条件を定めている。資産の置換は、債権登録簿に記載されている全債権者が賛成した場合に、外部管財計画に含まれる。
- 3 第3項は、資産の置換を外部管財計画に含めるための補足要件を定めている。その要件とは、債務者財産の所有者又は設立文書により当該行為の実施決定を授権されている債務者の経営機関が、債務者財産を基とした一社又は複数の公開型株式会社の設立による資産の置換を決定することである。
- 4 第4項は、外部管財計画に基づき公開型株式会社を一社設立する際の、定款資本の形成手続を定めている。資産の置換は次のように行われる。債務者の資産を基に、公開型株式会社の形態を持つ新しい法人を設立する。この会社は、債務者が設立するので、債務者の子会社である。この設立される会社の定款資本に債務者の財産、つまり資産(家屋、施設、設備、移動手段、他の物的財貨、財産権)が払い込まれる。これにより、設立される会社の定款資本の払込みと、債務者による当該会社の株式取得が行われる。債務者の物的資産は、子会社の株式という有価証券に置き換わり、設立された株式会社の株式は、100%債務者に属する。
- 5 第5項は、外部管財計画に従い債務者の財産を基に複数の公開型株式会社を設立する際の、定款資本の形成手続を定めている。複数会社の設立による場合は、会社一社を設立して行われる場合よりも、複雑である。この場合、分割による法人の組織変更に関する手続を類推し(民法50条3項、株式会社法98条)、債務者資産の仮分割が行われ、分割貸借対照表が作られ、そこに具体的にどの財産が各新設法人の定款資本に出資されるかが記載される。各新設法人への債務者財産の分配は、債務者企業が行っていた各種の生産経済活動をそれぞれの新会社に分けて、各会社がかかると活動を行えるよう考慮して行なう。
各新設会社の定款資本には、分割貸借対照表に従い、外部管財計画の定めた債務者の資産の各構成部分が投入される。これら全ての新会社の株式は、100%債務者が保有する。
- 6 第6項は、設立される株式会社の定款資本額の定め方を規定している。定款資本額は、鑑定人が査定した出資財産の査定価値に基づき決定され、債務者財産の所有者又は設立文書により当該行為の実施決定を授権された債務者の経営機関の意見も勘案される。
- 7 第7項は、資産の置換の際の、債務者の被雇用者の労働法関係の問題を規定している。債務者の資産には新設会社の株式以外にこれといった資産は残らず、生産経済活動を行うための物的基盤もない。そのため、債務者は法人として存続するものの、有効な労働契約に基づく権利と義務は、新設法人に移り、新設法人が債務者の被雇用者の雇用主になる。資産の置換手続において、債務者の資産を基として一社ではなく、複数の法人が設立された場合、従業員は、分割貸借対照表による債務者資産の分割の具合や子会社の業務内容等に従って、新設法人間に分配される。

特定業務についての許認可がある場合、その許認可は、当該業務に係ることになった新

設会社の名義に手続し直さなければならない。

- 8 本項は、債務者財産の査定価値が債権額を超える場合の、新設株式会社の株式の売却手続を定めている。このような場合、株式は、債務者の財産に含まれ、貸借対照表に記載され、公開競売により、又は、証券市場を通じて売却することができる(115条11項参照)。
- 9 第9項は、新設株式会社の株式の売却が、全債権の弁済のために十分な資金の蓄積を保証するものでなければならないことを規定している。このように、資産の置換の趣旨は、設立された公開型株式会社の株式を換価し、その換価金を全債権の弁済に充てることであるから、全ての問題は、新設会社の株式の流通性にかかっているわけである。
- 本条は、新設会社の株式が換価できなかった、一部しか換価できなかった、又は換価できたものの、安価ゆえに債務者の支払能力を回復するほどの資金は貯まらなかったといった、資産の置換の結果が思わしくなかった場合、どうなるのかについては触れていない。このような場合、債務者及び未弁済債権が今後どうなるかについては、これに続く倒産手続、つまり、清算手続の枠内で解決するという展開しかないものと思われる。
- 10 第10項によれば、新設株式会社の株式は、第110条の定める手続で売却される。このように、新設株式会社の株式は、公開競売(価格による競落、価格・条件による競落、入札)にかけられなければならない。
- 11 第11項には、組織化された証券市場、つまり証券取引所での株式の売却を外部管財計画に含めることができるとの規定がある。
- 証券取引所での株式売却は、いずれにしても、つまり、外部管財計画に含まれていなくとも認められると思われる。株式売却を業務とする証券業者—専門のブローカーやディーラー—と、実際に株式が売却された時のみ、手数料を支払う条件で契約を締結するのであれば、かかる業者に株式の販売を委託するというのも、合理的である。
- 12 第12項によれば、新設株式会社の株式を売却した後の債権の弁済は、第133条、第134条に定められる弁済順位に従って、行われなければならない。
- 第110条第6項にのみ、裁判所任命管財人が、直接、経済裁判所に報告書を提出できる場合が定められており、資金が十分に蓄積されたその他の場合は、まず、債権者集会に報告書が提出され、その後、裁判所決定が必要となる。例外的に、債務者の発起人(社員)若しくは債務者財産の所有者、又は、第三者が債務を履行した場合は、直接、経済裁判所に報告書を提出できる。
- 13 第13項は、債務者財産の査定価値が債権登録簿の債権総額に満たない場合に、資産を置換する際の規則を定めている。この規定によれば、このような場合、債務者の全財産を新設株式会社(一社又は複数社)に出資する形で資産の置換を行うためには、債権者集会が全債権者の賛成により資産の置換を決議することが必要となる。この際、債権者集会の決議には、債務者財産の所有者又は設立文書により当該行為実施の決定を授権された債務者の経営機関の同意は必要ない。新設株式会社の定款資本額は、鑑定人が査定した出資財産の査定価値を元に決定される。本項は、また、外部管財人に、資産の置換を実施する前に、特定の債権を弁済することを義務付けている。そのような債権とは、労働債権、銀行口座からの振替又は出金を定める執行文書を有する扶養料支払請求権、義務的支払債権及び労働法関係ないし同等の法律関係から生じる債権と同等の履行を保障する著作契約に基づく報酬支払請求権、並びに、犯罪行為及び行政法規違反行為に基づく個人の財産侵害の損害賠償請求権である。
- 14 第14項によれば、公開型株式会社の定款資本の持分は、債権登録簿における債権額に応じて債権者に按分分配され、債権者は、公開型株式会社の発起人(社員)になる権利を与えられる。
- 15 外部管財人は、債権者への支払い終了後、第142条の要件に従い、報告書を作成し、第144条に規定される手続により、債務者企業の倒産手続を終了する。
- 16 本条最終項は、資産の置換が適用される組織の範囲を限定するもので、これによれば、資産の置換は、倒産手続が実施されている銀行、保険者及び証券取引に業として参加する者には適用されない。

第116条 外部管財人の報告書

- 1 外部管財人は、外部管財期間が満了する場合、又は、外部管財を期間満了前に中止する事由が存在する場合、債権者集会を招集する権限を有する者（機関）の請求により、債権者集会における審議のため報告書を提出しなくてはならない。債権登録簿に記載されている全債権を弁済するに十分な資金が蓄積された場合も、同様に報告書を提出しなければならない。
- 2 債権者集会が、報告書を審議した結果、特定順位の債権者に対する支払いの開始を決議した場合、外部管財人は、経済裁判所に対し、報告書を提出しなければならない。
- 3 外部管財人の報告書は、以下を含まなければならない。
 - (1) 一直近の決算日における債務者の貸借対照表
 - (2) キャッシュフローの報告
 - (3) 債務者の財務結果に関する報告
 - (4) 金銭債権及び義務的支払債権の弁済源資となる資金の有無の情報
 - (5) 債務者の受取勘定の調査及び債務者が有する未回収債権に関する情報
 - (6) 債務者の支払勘定の弁済の可能性に関するその他の情報
- 4 外部管財人の報告書には、債権登録簿が添付されなければならない。
- 5 外部管財人は、報告書の提出と同時に、債権者集会に以下のいずれかを提案する。
 - (1) 債務者の支払能力の回復による外部管財の中止、及び、債権者に対する支払いへの移行
 - (2) 和議の締結
 - (3) 外部管財期間の延長
 - (4) 外部管財の中止、及び、経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て

本条は、外部管財人の報告書に関し規定している。

- 1 第1項は、外部管財人が債権者集会の審議のために報告書を提出しなくてはならない場合を規定している。それは以下のとおりである。
 - (1) 外部管財期間が満了する際に提出する。外部管財人は、外部管財計画に定められた措置の実施結果について報告書を作成する。
 - (2) 外部管財期間満了前の中止の事由がある場合、債権者集会の招集権を持つ者（機関）の請求により提出する。外部管財は、その効果がないと認められる場合、期間満了前に中止される。外部管財期間満了前の中止の提起は、外部管財のどの段階においても可能である。外部管財人は、それまでの期間分の報告書を債権者集会に提出しなくてはならない。この場合、第5項に従い、債権者集会には債務者の倒産認定・清算手続開始の申立ても提案される。
 - (3) 外部管財計画の実施により、債権登録簿に記載される全債権に対する弁済に十分な資金が蓄積された場合、外部管財人は、債権者集会に報告書、及び、全債権の弁済に十分な資金が蓄積されたことの証明を提出する。このような資金の蓄積による外部管財の中止は、外部管財のいずれの段階においても審議できる。

外部管財計画の実施により得られた資金が、全債権の弁済には十分ではないが、一部の債権を弁済することが可能な場合は、外部管財人は、債権者集会に対し、特定順位債権者への弁済について審議を受けるために、報告書を提出することができる。

なお、外部管財期間中に、発起人（社員）・財産所有者若しくは第三者が債権を弁済した場合、又は、企業（営業）の売却代金で弁済する場合（110条及び113条）、外部管財人は、債権者集会を経ずに、経済裁判所に報告書を提出し、承認を求めることができると考えられる。なぜなら、全債権者が既に債権の満足を受けており、管財人の報告書を審議する必要性がないからである。
- 2 第1項の注釈のとおり、外部管財計画の実施により得られた資金が全債権の弁済には満たないが一部の債権を弁済することが可能な場合は、外部管財人は、債権者集会に対し、

特定順位債権者への弁済について審議を受けるために報告書を提出することができる。本項は、債権者集会が外部管財人報告書の審議結果に基づき、債権登録簿に記載されている特定順位の債権者への支払いを開始する決議をした場合、外部管財人は、経済裁判所に対し、当該報告書を提出しなければならないことを規定している。

この際、外部管財人は、報告書を債権者集会の合意にかけることなしに、又は、債権者集会が当該報告書に同意しなかった場合でも、特定順位の債権者への支払開始を経済裁判所に申し立てる権利を持つことを指摘しておかなければならない（118 条 4 項参照）。

- 3 第 3 項は、外部管財人の報告書の内容についての主要要件を規定している。外部管財人の報告書には、債権者集会が債務者の支払能力が回復したか否かにつき結論を出せるよう、外部管財の実施結果について必要な情報が全て記載されていなければならない。

外部管財人の報告書は、以下を含まなければならない。

- ・ 直近決算日付の貸借対照表。この会計書類により、債務者の財務状態一般が示される。
- ・ キャッシュフロー。これにより、債権者集会は債務者の資金が正しく使用されているかを確認できる。
- ・ 債務者の財務結果に関する報告
- ・ 金銭債権及び義務的支払債権の弁済原資となる資金の有無。決済口座、金庫に保有されている資金の情報等が、これにあたる。
- ・ 債務者の受取勘定の説明及び債務者が有する未回収債権に関する情報
- ・ 債務者の支払勘定の弁済の可能性に関するその他の情報

外部管財人の報告書には、債権登録簿に記載される債権の弁済に関する情報や、共益費の存在等の情報を含めることができる。

- 4 外部管財人の報告書には、当該報告書を審議する債権者集会の開催日付の債権登録簿が添付されなければならない。それは、外部管財人が作成しなければならない。債権登録簿は、第 14 条の手続により、外部管財人が作成、管理する。

- 5 外部管財人の報告書は、債務者の今後に関する以下の提案を含まなければならない。

- ・ 債務者の支払能力回復による外部管財の中止及び債権者への支払への移行。この提案は、全債権を弁済するのに十分な資金がある場合に、外部管財人により出される。
- ・ 和議の締結。和議締結の手続、その形式については、倒産法第 8 章が規定している。
- ・ 債務者の支払能力回復の可能性を明らかに示す状況がある場合、外部管財期間の延長。この際、外部管財は、第 91 条の定める期間を超えてはならない。
- ・ 外部管財の中止及び経済裁判所への債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て

以上のほか、外部管財人の報告書には、特定順位債権者への支払開始の提案を含むこともできる。

債権者集会は外部管財人の提案に拘束されるものではなく、独自の判断で、債務者の状況を判断し、相当な決議をとることができる。

第 117 条 外部管財人の報告書の審議

- 1 外部管財人の報告書は、外部管財期間の満了日から 10 日以内に、若しくは、外部管財の期間満了前の中止の原因が発生してから 15 日以内に招集される債権者集会、又は、債権者集会を招集する権限を有する者（機関）の請求により債権者集会が招集される場合は 1 ヶ月以内に招集される債権者集会において、審議される。
- 2 外部管財人は、全債権者に対し、本法第 11 条の定める手続に従い、外部管財人の報告書を審議する債権者集会の開催を通知しなければならない。
- 3 外部管財人は、外部管財期間満了の 15 日前、又は、債権者集会招集日の 10 日前までに、債権者に対し、報告書の内容を予め知る機会を与えなければならない。
- 4 債権者集会は、外部管財人の報告書の審議の結果に基づき、以下のいずれかを決議することができる。

- (1) 一経済裁判所に対する債務者の支払能力の回復による外部管財の中止、及び、債権者に対する支払いへの移行の申立て
- (2) 一経済裁判所に対する外部管財期間の延長の申立て
- (3) 一経済裁判所に対する債務者の倒産認定・清算手続開始の申立て
- (4) 一和議の締結

本条は、債権者集会による外部管財人報告書の審議手続を定めている。

- 1 報告書を審議するために、外部管財人又は債権者集会の招集権を持つ者（機関）により、債権者集会が招集される。本項は、外部管財人報告書が審議されなければならない期限を定めている。

債権者集会は、以下のとおり招集される。

- (1) 外部管財期間の満了から10日以内。外部管財期間は、経済裁判所の外部管財開始決定又は外部管財延長決定に記載される。
 - (2) 外部管財の期間満了前中止の事由が発生してから15日以内
 - (3) 債権者集会の招集権を持つ者（機関）の請求で債権者集会が開催される場合、当該請求から1ヶ月以内
- 2 全債権者に然るべき方法で債権者集会の開催を通知する義務は、外部管財人に課せられている。債権者への通知は、第11条が規定する方法により行われる。
 - 3 債権者集会が外部管財人の報告書に疑問を持つということもあることから、立法者は、本項において、事前に、つまり外部管財期間満了の15日前までに、又は、債権者集会開催日の10日前までに、報告書の内容を知る機会を与えるよう規定している。債権者は、外部管財人報告書の内容を予め知ること、債権者集会の開催前に疑問点について管財人から説明を得ることができ、また、報告内容についての要求があれば、それを債権者集会で提示することができる。

外部管財人の報告書は、膨大になることもあり、また、債権者が多いと、債権者全員に報告書の写しを送付するには、余分な出費がかかることにもなる。倒産法は、外部管財人に報告書の写しの送付を義務付けてはいないので、外部管財人は、集会開催通知で、報告書を閲覧できる場所を指示する。したがって、通知は、集会の10日前までに債権者が受領できるような方法で送付されなければならない、その通知に、報告書の閲覧方法について記載する。

- 4 債権者集会は、第10条の定める手続に従い開催される。外部管財報告書を審議した債権者集会は、債務者の今後について、次のいずれかを決議することができる。
 - ・ 債務者の支払能力回復による外部管財の中止及び債権者への支払いへの移行を経済裁判所に申し立てる。
 - ・ 経済裁判所に外部管財期間の延長を申し立てる。
 - ・ 経済裁判所に債務者の倒産認定・清算手続の開始を申し立てる。
 - ・ 和議を締結する。

このほか、本項に明記されていないが、債権者集会は、第116条第2項に従い、特定順位債権者への支払いの開始を決議することができる。

債権者集会による決議は、第13条の規則に従い採択される。したがって、債権者集会が、外部管財期間の延長、債務者の倒産認定・清算手続の開始、又は、和議の締結を経済裁判所に申し立てる決議をとる場合、出席債権者の議決権の過半数の賛成ではなく、全債権者の議決権の過半数の賛成により決議する必要がある。この際、決議に必要な議決権の行使がなかった場合、再度招集される債権者集会は、出席債権者の人数にかかわらず多数決で決議をとることができる。

第118条 経済裁判所による外部管財人の報告書の承認

- 1 債権者集会で審議された外部管財人の報告書及び債権者集会の議事録は、集会開催日から5日以内に、経済裁判所に送付される。

- 2 外部管財人の報告書には、債権登録簿、及び、債権者集会で決議に反対した又は決議に参加しなかった債権者からの不服書を添付しなければならない。
- 3 外部管財人の報告書及び債権者の不服書は、経済裁判所が法廷において審理する。外部管財人及び不服書を提出した債権者に対しては、法廷の日時及び場所が通知される。通知を受けた者が法廷に欠席しても、倒産事件の審理は妨げられない。
- 4 経済裁判所は、以下の場合、外部管財人の報告書を承認しなければならない。
 - ①—債権登録簿に記載されている全債権が弁済された。
 - ②—債権者集会が、経済裁判所に対し、債務者の支払能力の回復による外部管財の中止、及び、債権者に対する支払いへの移行を申し立てる決議をした。
 - ③—債権者集会が、特定順位の債権者に対する支払いを開始する決議をした。
 - ④—外部管財人が、経済裁判所に対し、特定順位の債権者への支払い開始を申し立てた。
 - ⑤—債権者と債務者の間で和議が締結された。
 - ⑥—債権者集会が、経済裁判所に対し、外部管財期間の延長を申し立てる決議をした。
- 5 経済裁判所は、以下の事情が認定される場合、外部管財人の報告書の承認を拒否する。
 - (1) —債権登録簿に記載されている全債権が弁済されていない。
 - (2) —債務者の支払能力が回復されたという兆候がない。
 - (3) —特定順位の債権者に対する支払いを開始する事由がない。
 - (4) —和議承認を妨げる事情が存在する。
- 6 経済裁判所は、外部管財人の報告書の審理の結果に基づき、以下のいずれかの決定を出す。
 - (1) —債権登録簿に記載されている全債権が弁済された場合、又は、経済裁判所が和議を承認する場合、倒産事件手続を終結する決定
 - (2) —債務者の支払能力の回復による外部管財の中止についての債権者集会の申立てを認める場合、債権者に対する支払いへ移行する決定
 - (3) —特定順位の債権者に対する支払いの開始についての債権者集会又は外部管財人の申立てを認める場合、特定順位の債権者に対する支払いを開始する決定
 - (4) —外部管財期間の延長の申立てを認める場合、外部管財期間を延長する決定
 - (5) —本条第5項の定める状況が判明した場合、外部管財人の報告書の承認を拒否する決定
- 7 経済裁判所は、以下の場合、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する本案決定を出す。
 - ①—債権者集会が、債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てている。
 - ②—経済裁判所が、外部管財人の報告書の承認を拒否する。
 - ③—外部管財人の報告書が、外部管財期間満了から1ヶ月以内に提出されない。
 - ④—債権者集会が、本法第117条第4項第1号、2号及び第4号の定めるいずれの決議も出さない。

本条には、経済裁判所が外部管財人報告書を承認する手続が定められている。

- 1 外部管財人は、債権者集会の開催日から5日以内に、経済裁判所に、債権者集会で審理された報告書と集会の議事録を提出する。議事録には、第10条第10項が規定する債権者集会に関する書面も添付する。本項は、外部管財人の報告書及び集会議事録をどのように経済裁判所に送付するかについては規定していないが、本項からすると、外部管財人は報告書と議事録を、債権者集会の終了後、5日目の24時まで、直接、裁判所(裁判所の事務局)に提出するか、郵便事業者に引き渡すことができると考えられる。外部管財人の報告書及び債権者集会の議事録を経済裁判所に提出しなければならない5日間は、外部管財人の報告書が審理された債権者集会の実施日の翌日から数える。この際、その最終日(5日目)が休日に当たる場合は、報告書及び議事録発送の最終期限は、その次に来る始めの営業日となる(経済訴訟法96条、97条)。

なお、第113条に基づく債務者の発起人(社員)若しくは債務者財産の所有者による履行、又は、企業(営業)の売却代金(110条18項)により、債権登録簿に含まれる全債権が弁済された場合、外部管財人は、債権者集会の審議を経ずに、経済裁判所に対し債権登録簿に含まれる全債権が弁済された旨の報告書を提出し、承認を求めることができる。全債権者が既に債権の満足を受けており、債権者集会が外部管財人の報告書を審議する必要がないからである。

また、外部管財人は、債権者集会の審議を経ずに、経済裁判所に対し特定順位債権者への支払開始を申し立てる旨の報告書を提出し、承認を求めることもできる(本条4項)。

- 2 外部管財人の報告書には、債権者集会の開催日付の債権登録簿、及び、債権者集会の決議に反対した又は決議に参加しなかった債権者の不服書があれば、その不服書を添付しなければならない。債権者集会の決議に反対する債権者は、経済裁判所による外部管財人の報告書の法廷審理日まで、直接、経済裁判所に異議を出すこともできる。
- 3 経済裁判所に提出された債権者の不服書と外部管財人の報告書は、経済裁判所が法廷において審理する。法廷審理における当事者は、外部管財人と不服を出した債権者であり、この債権者は、法廷審理の日時及び場所につき通知を受ける。外部管財人の報告書及び債権者の不服書の経済裁判所による審理は、当事者の片方が欠席した場合でも、両当事者が然るべき方法で審理の日時及び場所の通知を受けていれば、実施される。通知は、経済訴訟法第124条の手続により経済裁判所が行う。同法同条によると、事件参加者は法廷審理の時間及び場所について、配達通知付きの書留郵便で通知を受ける。
- 4 第4項は、経済裁判所が外部管財人の報告書を承認する場合を以下のとおり規定している。
 - (1) 外部管財において債権登録簿に記載される全ての債権が満足を受けた。この際、共益費が未弁済で残っていてもよい。未弁済の共益費があっても、経済裁判所は外部管財人報告書を承認しなければならない。
 - (2) 債務者の支払能力が回復し、それにより債権者集会が外部管財の中止及び債権者への支払手続への移行を経済裁判所に申し立てる決議をした。債務者の支払能力の回復とは、債務者が債権登録簿に記載される債権の弁済に十分な資金を蓄積したことと理解される。
 - (3) 債権者集会が、特定順位債権者への支払開始を決議した、又は、外部管財人が債権者集会の審議を経ることなく、経済裁判所に対し特定順位債権者への支払開始を申し立てた。債権者集会は、債務者が特定順位債権者の債権を弁済するのに十分な資金を蓄積した場合に、当該事項を決議できる。これは、外部管財の実施中、つまり、外部管財期間が満了する前に行われる。
 - (4) 外部管財のいずれかの段階において、和議が締結された。
 - (5) 債権者集会が、外部管財期間の延長を経済裁判所に申し立てる決議をした。
 外部管財人の報告書の承認について、裁判所は、外部管財人報告書の審理結果について出す決定に記載する。
- 5 経済裁判所は、外部管財人の報告書を審理した結果、以下の場合はその承認を拒否する。
 - (1) 全債権が弁済されたとの外部管財人の報告が事実に反している、つまり、債権登録簿に記載される債権で未弁済のものが存在し、そのことが経済裁判所によって確認された。
 - (2) 支払能力が回復した、つまり、全債権者への支払いに十分な資金が蓄積されたとの報告が事実に反しており、そのことが経済裁判所により確認された。
 - (3) 特定順位債権者への支払いを開始する事由がない、つまり、特定順位債権者への支払いに十分な資金が蓄積されたとの報告が事実に反しており、そのことが経済裁判所により確認された。
 - (4) 和議の承認を妨げる事情が存在する、つまり、和議が第8章に定められる手続に違反して締結された。
- 6 経済裁判所は、外部管財人の報告書を審理、承認し、次のいずれかの決定を出す。
 - (1) 外部管財において債権登録簿に記載される債権が全て弁済された場合、又は、経

濟裁判所が和議を承認する場合 — 倒産事件手続を終結する決定。この場合、外部管財は、倒産事件手続の終結をもって、終了する。

- (2) 經濟裁判所が、債権者集会の支払能力の回復による外部管財の中止の申立てを認める場合 — 債権者に対する支払へ移行する決定。經濟裁判所は、この決定により、外部管財を中止し、債権者に対する支払への移行を指示する。この場合、債権者への支払いは外部管財手続の枠内ではなく、倒産事件手続の枠内で行われる。
- (3) 經濟裁判所が、債権者集会又は外部管財人による特定順位債権者への支払開始の申し立てを認める場合 — 特定順位債権者に対する支払いを開始する決定。当該決定は、外部管財の期間中、つまり、外部管財が終了する前に出され、これにより、外部管財手続が終了するわけではない。
- (4) 經濟裁判所が、債権者集会の外部管財期間延長の申し立てを認める場合 — 外部管財期間を延長する決定。外部管財の期間延長を決定する際には、外部管財と裁判上の再生支援の合計期間が 36 ヶ月を超えてはならないという第 91 条を考慮しなければならない。
- (5) 經濟裁判所が、債権登録簿による全債権が弁済されていないこと、債務者の支払能力回復の兆候がないこと、特定順位債権者への支払いを開始する事由がないこと、又は、和議の承認を妨げる状況があることを確認した場合 — 外部管財人の報告書を承認しない決定。この点に関し、以下の点に留意すべきである。当該決定は、經濟裁判所が、外部管財期間満了前に提出された外部管財人の報告書を審理した結果に基づき、第 5 項の定める事由を認める場合に出される。当該決定によっては、外部管財は終了しない。しかし、外部管財人の報告書が外部管財期間の満了に際し提出され、裁判所が第 5 項の定める事由を認める場合は、報告書を承認しない旨の記載を含む倒産認定・清算手続開始の本案決定が出され、当該決定により外部管財は終了する(本条 7 項)。

7 經濟裁判所は、以下の場合、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。

- (1) 債権者集会が、債務者の倒産認定・清算手続開始を申し立てた。
- (2) 經濟裁判所が、外部管財人の報告書を承認しない。この場合、外部管財人の報告書が外部管財期間の満了に際し提出され、裁判所が第 5 項の定める事由を認める場合の、報告書不承認を定めている(本条 6 項注釈参照)。
- (3) 外部管財人が、外部管財期間の満了から 1 ヶ月以内に報告書を提出しない。
- (4) 債権者集会が、第 117 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の決議をとらない。

第 119 条 債権者に対する支払いへ移行する決定の効果

- 1 債権者に対する支払いへ移行する旨の經濟裁判所の決定は、債権登録簿に記載されている全債権者に対する支払いを開始する事由となる。
- 2 債権者に対する支払いへ移行する旨の經濟裁判所の決定には、当該決定が出された日から 6 ヶ月を超えない期間で、債権者に対する支払いの完了日が定められる。
- 3 倒産事件手続は、債権者への支払いが完了し、經濟裁判所が支払いの結果に関する外部管財人の報告書の審理をした後、終結する。
- 4 經濟裁判所は、經濟裁判所が定めた期間内に債権者に対する支払いが行われない場合、債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する本案決定を出す。

本条は、裁判所が支払移行決定を出した場合の法的効果を明らかにしている。

- 1 經濟裁判所は、債務者が全債権の弁済に十分な資金を蓄積したことによる外部管財中止の債権者集会の申し立てを認める場合、債権者への支払いへ移行する決定を出す(118 条 6 項 2 号)。

債務者が全債権の弁済に十分な資金を蓄積したことは、外部管財の中止事由である。したがって、この場合、經濟裁判所は、債権者への支払いに移行する決定を出すべきであり、特定順位債権者に対する支払いを開始する決定を出すことは認められない。經濟裁判所は、

外部管財期間中に限り、特定順位債権者に対する支払開始決定を出すことができる。

支払移行決定が出された時点で、外部管財は終了するが、倒産事件手続は終結しない。

外部管財人は、支払移行決定に基づき、第133条、第134条及び第169条の定める順位に従い、債権登録簿に記載される債権者への支払いを開始する。経済裁判所の支払移行決定は、発令により発効し、当該決定に対し不服を申し立てることはできない。

- 2 債権者への支払期間は、経済裁判所の支払移行決定が出てから6ヶ月を超えてはならない。倒産法は、債権者への支払いがどの倒産手続に属しているのかについて規定していない。経済裁判所が支払移行決定を出す際に、債権者集会の外部管財中止の申立てを認めるという点を考慮すると(118条6項2項)、債権者への支払段階は、外部管財手続には含まれないが、倒産事件手続の枠内、つまり、倒産事件手続の終結より前であると考えられる。この点については、最高経済裁判所総会決議第142号(28項3段)も、本項の支払期間は、外部管財期間に含まれないとしている。

倒産法は、外部管財期間を6ヶ月以上延長する可能性を規定していない。しかし、当初、経済裁判所が定めた支払期間が6ヶ月より短い場合(例えば3ヶ月等)、当該期間の総計が6ヶ月を超えない範囲であれば、延長することができる。

- 3 債権者への支払いが終了すると、外部管財人は、経済裁判所に債権者への支払いに関する報告書を提出する。倒産法は、支払結果に関する外部管財人の報告書が経済裁判所に提出される前に債権者集会の審議を受けることを規定していない。なぜなら、全債権が弁済されたため、債権者集会という倒産制度上の機構が存在しないからである。外部管財人は、経済裁判所に、債権登録簿に従い全債権が弁済されたことの証明を添付した支払結果報告書を提出する。

経済裁判所は、根拠付けのある外部管財人の報告書に基づき、倒産手続終結決定を出す。

- 4 第4項は強行規定であり、これによれば、経済裁判所が定めた期間内に債権者への支払いが終了しなかった場合、経済裁判所は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。指定された支払期間内(6ヶ月以内)に債権者への支払いができなかったということは、支払能力が回復されなかったものと評価され、これは当然、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定に繋がる。

第120条 特定順位の債権者に対する支払いを開始する決定の効果

- 1 特定順位の債権者に対する支払いを開始する旨の経済裁判所の決定は、債権登録簿に記載されている債権者に対する支払いを開始する事由となる。
- 2 特定順位の債権者に対する支払いを開始する旨の経済裁判所の決定には、以下の事項が定められる。
 - (1) 一 弁済が始まる債権の弁済順位
 - (2) 一 当該順位の債権者に対する支払いを完了する期日、当該期日は決定の出た日から2ヶ月を超えてはならない。
 - (3) 一 当該順位の債権に対する弁済率
- 3 経済裁判所は、支払開始決定により弁済されるべき順位の債権を確認した場合、債権弁済の方法を変更する決定を出すことができる。
- 4 特定順位の債権者に対する支払いが経済裁判所の定めた期間内に行われない場合、又は、決められた弁済率で行われない場合、債権者は、支払開始決定の日から、債権が全額又は決められた弁済率で弁済される日までの間の未払債権額に対する利息を、ウズベキスタン共和国民法第327条の定める利率により請求することができる。

本条は、裁判所が、特定順位債権者に対する支払開始決定を出した場合の法的効果を明らかにしている。

- 1 外部管財手続において、特定順位債権者に対する支払いを行うのに十分な資金がある場合、債権者集会又は外部管財人は、経済裁判所に対し、特定順位債権者に対する支払いの開始を申し立てることができる。経済裁判所は、当該申立てを検討し、それを正当なもの

と認める場合、特定順位債権者に対する支払開始決定を出すことができ(118 条 6 項 3 号)、外部管財人は、この決定に基づき、決定に指定される順位の債権者に対し支払いを開始できる。

第 118 条第 6 項第 3 号からすると、第 92 条により外部管財開始の効果として債権弁済に対するモラトリアムが開始されているにもかかわらず、外部管財期間に特定順位債権者に弁済がされることになる。倒産法は、外部管財期間に、必ず、特定順位債権者に弁済をしなくてはならないとはしていない。その代わりに、債務者に「自由になる」資金がある場合は、債権者集会又は外部管財人が、特定順位債権者への支払いを行うことを検討できるとしている。

外部管財人は、特定順位債権者に対する支払開始の裁判所決定に基づき、外部管財手続の終了を待たずに債権者に対し弁済を行うことができる。このことは、債権者にも債務者にも利益となる。つまり、債務については、外部管財開始日から特定順位債権者への支払開始決定日まで、又は、倒産認定・清算手続開始の本案決定日まで、利息が発生するので(93 条 3 項)、債権者に対し早期に弁済を行うことができれば、債権者に支払うべき利息の額が減り、債務者にとり利益となる。また、債権者にとっても、外部管財の終了を待たずに弁済を受けることができ、利益となる。

支払開始決定は、発令とともに発効し、当該決定に対して不服を申し立てることはできない。この際、特定順位債権者に対する支払いは、債権登録簿に従わなければならない。

- 2 特定順位の債権者に対する支払開始の経済裁判所決定には、支払いが開始される債権の順位、当該順位債権者への支払いの完了期日(決定が出てから 2 ヶ月を超えてはならない)及び当該順位債権の弁済率が記載されなければならない。
- 3 第 3 項は、債権弁済の方法を変更できることを規定している。債権登録簿に記載されていない債権者が、外部管財期間中に、外部管財人に対し、自己の債権を債権登録簿に含めるよう請求できることから、本条による変更が必要となる。この場合、経済裁判所は、届出債権が、先に出された決定の定める特定の順位債権として債権登録簿に含まれる場合、当該順位債権者への債権弁済方法を変更する決定を出すことができる。
- 4 第 4 項は、特定順位債権者への支払開始決定による弁済が行われなかった場合の、債務者の債権者に対する責任を規定している。債権者は、未弁済債権につき、当該債権の履行日付の銀行金利による利息を請求できる(民法 327 条)。利息は、特定順位債権者に対する支払開始決定が出された日から、当該債権が全額又は所定の弁済率により弁済を受けた日まで発生する。

第 121 条 債権者に対する支払い

- 1 債権者に対する支払いは、経済裁判所が債権者に対する支払いへの移行の決定又は特定順位の債権者に対する支払開始の決定を出した日から、外部管財人が債権登録簿に基づいて実施する。
- 2 債権者に対する支払いは、本法の定める手続に従い、実施される。
- 3 外部管財人は、債務者の金銭債務及び(又は)義務的支払債務が弁済された時点から、それに応じた情報を債権登録簿に記載する。

本条は、債権者に対する支払いへの移行の裁判所決定又は特定順位の債権者に対する支払開始の裁判所決定に基づく、債権者に対する支払手続を定めている。

- 1 債務者の支払能力が回復したに基づき、債権者集会が経済裁判所に外部管財期間満了前の債権者に対する支払移行を申し立てた場合、経済裁判所は、第 118 条第 6 項第 2 号により、支払移行決定を出す。経済裁判所は、また、債権者集会又は外部管財人の申立てにより、外部管財手続中に、特定順位債権者に対する支払開始決定を出すこともできる(118 条 6 項 3 号)。

本項は、外部管財の際の債権者に対する支払いは、債権者に対する支払いへの移行決定又は特定順位の債権者の支払開始決定により行われると規定している。外部管財中、債権

の弁済は、モラトリアムの効果が及ばない債権(93条1項, 5項, 6項)を除いては、モラトリアムの効果により禁止される。しかし、倒産法は、債務者が全債権の弁済に十分な資金を蓄積した場合は、外部管財を中止した上で、債権者に対する支払いへの移行の裁判所決定に基づき、債権者に対する弁済を行うことを認め、特定順位債権者の債権弁済に十分な資金が蓄積された場合は、特定順位の債権者に対する支払開始の裁判所決定に基づき、当該特定債権者に対する弁済を行うことを認めている。したがって、全債権の弁済に十分な資金が蓄積された場合であっても、外部管財人は、経済裁判所の決定なくして債権者に対する弁済を行うことは認められない。また、特定順位債権者への弁済に十分な資金が蓄積された場合、外部管財人が特定順位債権者に対する支払開始の裁判所決定なくして債権者に弁済を行うことは、例え、それが第133条, 第134条及び第169条の定める弁済順位に従った弁済であったとしても、認められない。

このように、本項は、外部管財手続における債権者に対する支払いは、債権者に対する支払いへの移行決定又は特定順位債権者への支払開始決定により行われると規定しているが、この例外として、倒産法は、発起人(社員)・債務者財産の所有者若しくは第三者による債務の履行(113条)、又は、企業(営業)の売却代金による弁済(110条18項)の場合は、経済裁判所の決定なくして債権者に対して弁済することを認めていることを指摘しておかなければならない。

経済裁判所が、支払移行決定又は特定順位債権者に対する支払開始決定を出した日から、初めて外部管財人は支払いを開始でき、また、開始しなければならない。

- 2 第2項は、債権者に対する支払いは、倒産法の定める手続に従い、実施されると規定している。この場合の「倒産法の定める手続」とは、清算手続における債権者への支払いの順位及び手続を規定する第133条, 第134条及び第138条のことを指すものと理解される。

被担保債権は第三順位で弁済されるが(134条4項)、被担保債権の弁済が債務者の担保物の売却代金により行われる場合は、被担保債権は、他の債権に優先して、当該資金から弁済を受ける(133条1項)。担保物の売却代金が、当該被担保債権を完済するのに不十分な場合、残債権は、第134条の定める順位、つまり第三順位で弁済を受ける(133条2項)。外部管財において、被担保債権の弁済が債務者の担保物を売却せずに行われる場合(外部管財計画の実施による業績回復等により、債務者の担保物を売却しなくとも全債権を弁済できる資力が回復した場合)、第133条第1項は適用されず、当該被担保債権は、第134条の定める順位、つまり第三順位で弁済を受ける。

- 3 外部管財人が行った支払いは、債権登録簿に記録されなければならない。本項は、外部管財人の義務を定める第98条第1項第8号に関連している。

第122条 債権の弁済

支払いにより満了を受けた債権の他、代替物(物・金銭)による債務の履行の合意、契約の更改及びその他の方法による債務消滅の合意がなされた債権、並びに、本法第134条及び第138条に従い弁済を受けたとみなされるその他の債権は、弁済されたものとみなす。

本条は、債権が弁済されたとみなされる事由を定めている。

本条より、債権の弁済は、相応の満了、代替物(物・金銭)による履行の合意、若しくは、契約の更改の合意により、又は、相殺による債務の消滅により行われる。また、債務者と債権者が同一人に帰す場合にも、債権は弁済される。

民法第342条に従い、債務者と債権者の間の代替物(物・金銭)による履行の合意により、債権は、金銭の支払い、財産の譲渡等により消滅する。ただし、代替物(物・金銭)による履行の合意による債権弁済は、弁済順位と按分弁済の原則に従い、かつ、債権者集会又は債権者委員会が当該合意に同意した場合に、認められる(138条4項)。

契約の更改の合意は、民法第347条に規定されている。契約の更改の合意に従い、債務者と債権者間の最初の債務を、同一当事者間で別の目的物又は別の履行方法を定める債務に代えることにより、債務は消滅する。この際、生命・健康侵害の損害賠償債務及び扶養料支払

債務については、契約の更改は認められない。旧債務に付随する義務は、当事者の合意に別段の定めがない限り、契約の更改によって消滅する。

民法第343条、第352条により、債務は、以下によっても消滅する。

- ・ 同種の反対債権により相殺された。相殺による債務弁済は、弁済順位と按分弁済の原則に従う場合に限り認められる(138条4項)。
- ・ 債務者と債権者が同一人に帰した。
- ・ 債務が免除された。
- ・ 債務者、債権者のいずれの責任にも帰すことのできない事情により履行が不可能になった。
- ・ 個人の債権者が死亡した。
- ・ 債権者が清算された。

外部管財においては、債権は全額弁済され、債務者に債務は残らないため、第134条第12項及び第135条第5項の規定は適用されない。

第123条 外部管財人の権限の終了手続

- 1 外部管財人の権限は、倒産事件手続の終結又は経済裁判所の債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定により、終了する。
- 2 外部管財人が、和議の締結又は債権の弁済により、完遂した場合、外部管財人は、債務者の新しい代表者が選任(任命)されるまで、代表者の任務を遂行しなければならない。
- 3 外部管財人は、債務者の代表者を選任(任命)する問題を検討するため、自らの発議により、債務者の経営機関を招集することができる。債務者のその他の経営機関及び債務者財産の所有者の権限は回復する。
- 4 経済裁判所が債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出し、外部管財人以外の者が清算管財人として任命された場合、外部管財人は、業務を清算管財人に引き継ぐまで、引き続き自己の任務を遂行する。外部管財人は、清算管財人に対し、清算管財人が任命された日から3営業日以内に、業務を引き継がなければならない。

本条は、外部管財人の権限終了の事由及び手続を定めている。

- 1 第1項は外部管財人の権限が終了する事由を定めている。外部管財人の権限は、倒産事件手続が終結した場合、又は、経済裁判所が債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した場合に終了する。倒産事件手続は、第56条が規定する場合に、経済裁判所が終結する。
債務者の倒産認定・清算手続開始の場合は、第126条により経済裁判所が清算管財人を任命する。それにより、清算手続の実施権限は、任命された清算管財人に移行する。
- 2 和議締結により(150条1項)又は債権の弁済により倒産手続が終結する場合、外部管財人は、債務者の代表者が新しく選任(任命)されるまで、代表者の任務を遂行する。債務者の代表者(社長、理事長等)の全ての任務は、外部管財人の任務を遂行していた者に移行する。この際、外部管財人の任務を遂行していた者の活動は、倒産法ではなく、例えば、債務者の定款、株式会社法といった法令により規制される。外部管財人の任務を遂行していた者は、代表者の任務を遂行するに当たり、当該企業の代表者のために設定された相応の報酬を受ける権利を有する。
- 3 外部管財人は、債務者の新代表者の選任(任命)を決定するために、経営機関(株主総会、発起人総会、債務者財産の所有者総会等)を招集することができる。和議締結又は債権弁済により倒産事件手続が終結する場合、株主総会、監督役員会及び他の経営機関の権限は回復する。
- 4 第4項は、債務者の倒産が認定され清算手続が開始され、外部管財人以外の者が清算管財人として任命された場合、その任命から3営業日以内に業務引継ぎを行うことを外部管財人に義務付けている。経済裁判所が倒産認定の際に清算管財人を任命しなかった場合、外部管財人が引き続き、第128条の定める清算管財人の任務を行う。

倒産法は、外部管財人の任務を遂行していた者を清算管財人に任命することを禁止していない。外部管財人は、候補者として倒産法の要求を満たしていれば、債権者集会又は倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、清算管財人として経済裁判所の任命を受けることができる。

第7章 清算手続

本章は、債務者の清算手続を定めている。

清算手続は、債務者の財産を換価処分し、その換価金をもって債権の弁済に充て、債務者を債務から免責することが目的である。清算手続は、債権者集会又は倒産事件を管轄する国家機関の推薦に基づいて経済裁判所が任命する清算管財人が実施する。清算手続は、倒産認定の本案決定がとられることで開始され、その期間は、原則として1年である。

倒産認定の本案決定により、債務者は、経営権及び財産処分権を全て失い、清算管財人に、会計書類、印鑑、スタンプ及びその他の財貨を引き渡さなければならない。清算管財人は、債権登録簿を管理するほか、債務者の財産目録を作成して財産を査定し、清算計画及び債務者の財産の売却日程を作成し、債権者集会及び裁判所に、自己の活動内容の報告書や債務者の財務状況等の情報を毎月1回以上提出しなければならない。債務者の財産の売却日程は、債権者集会の同意を得なければならず、清算計画も、債権者集会で全債権額の3分の2以上の多数の容認による同意を得る必要がある。債務者の財産は、公開競売において法令の定める手続により売却されなければならない。清算財団は、第130条に従い形成される。債権の弁済順位は、第134条に定められている。債権者への支払いは、債務者の全財産の換価金をもって行われるが、最終的には、実際に弁済されたか否かにかかわらず、全債権が弁済されたものとみなされる。清算管財人は、支払いの終了に際し、経済裁判所に対し清算手続実施結果報告書を提出し、経済裁判所は、当該報告書を審理した上で、清算手続の終了決定を出す。もっとも、清算手続が終了したとされるのは、債務者の清算が法人の統一国家登録簿に記載された時点である。残余財産がある場合は、債務者の発起人(社員)又は財産所有者が受け取らなければ、国権機関の所有となる。

第124条 清算手続の開始

- 1 経済裁判所が債務者の倒産認定を決定すると、清算手続が開始する。
- 2 清算手続期間は、1年を超えることはできない。当該期間は、必要な場合、経済裁判所の決定により、延長することができる。
- 3 清算手続期間の延長は、倒産事件の参加者の申立て、又は、経済裁判所の職権による。
- 4 清算手続期間延長の経済裁判所決定に対しては、不服を申し立てることができる。

本条は、清算手続開始の手続、期間、期間延長の可能性を規定している。

- 1 第1項によれば、経済裁判所による債務者の倒産認定の本案決定が、清算手続の開始事由となる。

倒産認定・清算手続開始の本案決定書には、最高経済裁判所総会決議第142号第30項に基づき、清算手続遂行にかかる報告書を清算管財人が提出する具体的期間を記載しなければならない。また、当該決定書には、清算管財人に関する情報、氏名、報酬額(債権者集会の決議がある場合)が記載される。清算管財人の報酬額について債権者集会の決議がない場合、裁判所は、倒産認定の本案決定を出した後に、追って、決定を出すことができ、当該決定において、報酬の額及び支払方法が定められる。

倒産認定の本案決定に対しては、一般手続により、つまり経済訴訟法の定める経済裁判所判決に対する控訴申立手続に従い、不服を申し立てることができる。この点については、最高経済裁判所総会決議第142号第21項にも記されている。

- 2 第2項は、清算手続期間を定めている。清算手続は、経済裁判所の決定に従い開始され、期間は1年である。この点は、裁判所の本案決定書に必ず記載される。この期間は、倒産法の実務上の運用過程において定まったものであり、清算手続期間の限定は、1998年版倒産法において初めて導入された。倒産法は、清算手続の期間を原則1年と定めているが、しかしながら、清算管財人が12ヶ月で清算手続を完遂できない場合があることも実務上明らかになっている。したがって、必要な際は、期間を延長することができる。

清算手続の期間延長事由としては、以下が考えられる。債務者の財産が第三者の下に根拠なく存在することが発覚した、未回収の受取勘定がある、物的財貨の横領や不法な資金の徴収が発覚し、刑事事件開始に関する捜査機関の資料が裁判所に送致された、又は、不法に徴収された資金の返却に関する資料が経済裁判所に送致された、といった事由である。

- 3 例外的に、倒産事件の参加者の申立てに基づき（これに該当する者の一覧は第36条にある。）、清算手続期間は延長できる。この際、倒産法は、延長期間を限定しておらず、裁判所に、裁量で期間を延長する権限を与えている。もっとも、最高経済裁判所総会決議第142号第30項は、清算手続の最長期間を決定する目的で、清算手続の延長期間は、1年を超えてはならないと定めている。この際、念頭におかなければならないのは、当該総会決議によって、経済裁判所に清算期間の延長を申し立てる権利を持つ者の範囲が拡大されていることである。特に、地方の国権機関、倒産事件を管轄する機関は、倒産事件の参加者であるか否かにかかわらず、申立権者に含まれる。債権者集会も同様である。

上述のように、清算期間の延長は、倒産事件の参加者が申し立てることもできるが、実務上は、債権者集会の決議に基づいて清算管財人が申し立てることが多い。清算期間延長の申立ては、経済訴訟法第129条に従い、経済裁判所に提出され審理される。つまり、事件参加者に通知の上、経済裁判所の法廷審理が行われる。

- 4 清算手続期間の延長について、経済裁判所は決定を出す。当該決定に対しては不服を申し立てることができる。清算手続期間の延長に関する不服は、最高経済裁判所総会決議第142号第21項に基づき、経済訴訟法の定める手続に従い審理されなければならない。

第125条 清算手続開始の効果

- 1 経済裁判所が、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時から、
- (1) 一債務者の財産の譲渡に関する法律行為、又は、第三者が債務者の財産を使用するための引渡しにつながる法律行為は、本章の定める手続に従う場合に限り、認められる。
 - (2) 一債務者の全ての金銭債務及び履行期が延期されている義務的支払債務は、履行期が到来したとみなされる。
 - (3) 一債務者の全種類の義務に関し、違約罰（違約金、遅延利息）及び利息の発生は停止する。
 - (4) 一債務者の財務状況に関する情報は、秘密情報（商業秘密も含む）の範疇に属さなくなる。
 - (5) 一債務者の財産に対する強制執行に関する制限は、全て、取り消される。
 - (6) 一執行文書の執行は中止される。金銭債権、義務的支払債権及びその他の財産的請求権は、清算手続の範囲内に限り、債務者に対し届け出ることができる。ただし、所有権確認請求権、精神的損害賠償請求権、不法占有からの財産返還請求権、不当利得返還請求権、法律行為の無効認定及び無効効果の適用の請求権、及び、共益費支払請求権は除く。
- 2 本条第1項第6号に基づき執行が中止された執行文書は、裁判執行官が、法令の定める手続に従い、清算管財人に渡さなければならない。債務者の全ての義務の履行は、清算手続の範囲に限り認められる。
- 3 経済裁判所が、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時から、
- ① 債務者の経営機関は、それ以前に債務者の財産の管理及び処分の業務から除外されていない場合、当該業務から除外される。
 - ② 債務者の代表者の権限は停止する（債務者の代表者との労働契約は終了する。）。
 - ③ 債務者の事業管理は、清算管財人に委ねられる。
 - ④ 債務者の財産を管理及び処分する所有者の権限は終了する。
- 清算管財人は、債務者の代表者との労働契約を終了する命令、又は、債務者の代表者を他の任務に異動させる命令を出す。
- 4 債務者の社員（発起人）は、本章の定める場合、清算手続中、倒産事件の参加者の権利を有する。

177 第 7 章 清算手続(第 124 条—第 144 条)

本条は、債務者の倒産認定及び清算手続開始の効果を規定している。

- 1 本条の定める効果は、経済裁判所が倒産認定の本案決定をした時点より適用される。
 - (1) 債務者の財産の譲渡に関する法律行為、又は、第三者が債務者の財産を使用するための引渡しにつながる法律行為は、本章の定める手続に従わなければ認められない。これは、債務者の財産処分権限全てを有するのは、清算管財人のみであり(128条)、債務者財産の取引や売却は、債権者集会の同意を得て行われることを意味する(129条)。
 - (2) 債務者の全ての金銭債務及び履行期が延期されている義務的支払債務は、履行期が到来したとみなされる。このようにして、企業が倒産認定を受け、清算手続が開始された時点より、清算手続開始以前に発生した全ての金銭債務及び義務的支払債務については、履行期が到来する。ここで言われているのは金銭債務のみであり、その他の履行期は到来したとはみなされない。この効果は、債務者が清算されることから、その財産関係を確定し決定する必要があるという清算手続の特色によるものである。このように、清算手続が開始されると、履行期が未到来である金銭債権の債権者は存在しなくなる。清算手続開始に伴い履行期が到来し、これまで債権登録簿に記載されていなかった債権を有する債権者は、清算管財人が公告において指定する期間内に、清算管財人に債権を届け出ることができる。届出期間の終期は、第 127 条第 2 項に従い、債務者の倒産認定・清算手続開始の公告のあった日から 2 ヶ月以上後に指定されなければならない。順位外債権も、清算手続開始前に発生しているものは届出の必要がある。著作契約に基づく債権、労働法関係から発生する債権及び扶養料支払請求権を有する債権者は、他の倒産手続では届け出る必要はないが、清算手続においては債権登録簿に含めてもらうために清算管財人に届け出なければならない。なぜなら、清算手続において、これら債権は個別弁済を受けられず、第一順位で満足を受けることになるからである(134条2項)。精神的損害賠償請求権(本条1項)は、順位外で弁済を受けるので、届出の必要はない。
 - (3) 債務者のあらゆる義務に関し、違約罰(違約金、遅延利息)及び利息の発生は停止する。この際、発生停止となるのは金融制裁である利息、つまり、契約の義務を履行しない又は不適切に履行したことについての債務者の責任という意味で支払われるものに限られる。これは、法令若しくは契約の定める利息、又は、民法第 327 条に従い発生する利息である。
 - (4) 債務者の財務状況に関する情報は、秘密情報(商業秘密も含む。)の範疇に属さなくなる。当該規定は、倒産制度にとって原則的なものである。なぜなら、倒産認定を受けた時点より、債務者に関する情報は私的利害から公的利害に移行することを強調しているからである。この要件に従い、清算手続に関する書面へのアクセスは、第 36 条の定める倒産事件の全ての参加者にとって可能となる。つまり、これらの者は、清算管財人の下で財務書面を閲覧することができる。ただし、ここで言われているのは、債務者の財務状況に関する情報のみであり、債務者が保有する技術、設計上の機密やその他のノウハウは、依然として秘密情報である点は、確認しておかなければならない。
 - (5) 債務者の財産に対する強制執行に関する制限は、全て、取り消される。ただし、これは、誰でも債務者の財産に対して強制執行できるという意味ではない。債権の弁済は、裁判所任命管財人が財産を換価して行うことから、それまでにとられていた財産の保全措置全てが効力を失うということである。
 - (6) 執行文書の執行は中止される。この項により、監視、裁判上の再生支援、外部管財において執行されるべきであった執行文書を含む全ての執行文書の執行が中止される。倒産認定の時点より、全ての金銭債権、義務的支払債権、その他の財産上の請求権及び共益費支払請求権は、清算手続の枠内においてのみ届け出ることができる。その他の財産上の請求権には、裁判所任命管財人によって金銭価値に換算され、債権登録簿に記載されなければならない非金銭債権も含まれる。ただし、倒産法は、

所有権確認請求権, 精神的損害賠償請求権, 不法占有からの財産返還請求権, 不当利得返還請求権, 法律行為の無効認定及び無効効果の適用の請求権を例外としている。例外として列挙された債権は, 全て, 清算手続の範囲外で, 独自に請求することができる。

2 第1項第6号に従い執行が中止された執行文書は, 裁判執行官から清算管財人に渡されなければならない。このために, 清算管財人は, 経済裁判所の倒産認定・清算手続開始の本案決定に基づき, 裁判執行局に対して, 債務者財産に対する強制執行を指示した執行文書の引渡しを申し立てる。債権弁済に関する執行文書を持つ債権者については, 債権弁済は, 清算手続において, 第133条, 第134条の定める順位に従い行われる。

3 経済裁判所が倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時点より, 債務者の経営機関の債務者財産に対する管理処分権は終了し, 経営機関が, かかる管理処分業務から解任されていなかった場合, この時点で, 解任される。債務者の発起人(社員)は, 第7章が規定する場合には, 清算手続中, 倒産事件の参加者の権限を持ち(本条4項), 又は, その代表者が事件参加者となる(36条2項)。

債務者の代表者の権限は終了する(債務者の代表者との労働契約は終了する。)。債務者の財産に対する全ての処分権は清算管財人に移行する。この規定を実行するために, 清算管財人は, 債務者の代表者との労働契約の終了命令か, 他の任務への異動命令を出す。事実上, これは同時に行われ, つまり, 裁判所任命管財人は, 何月何日(決定が出た日付)より, 代表者との労働契約が終了する, 又は, 代表者が他に異動するという命令を出す。

第75条, 第80条, 第123条により, 経済裁判所が倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した場合, 清算管財人の任命までは, その業務は, それまで実施されていた手続に応じて, 一時管財人, 再生支援管財人又は外部管財人が遂行する。

債務者財産の所有者の財産管理処分権限も終了する。なぜなら, これらの機能は全て清算管財人に移行するからである。

4 債務者の発起人(社員)は, 第7章の定める場合, つまり, 第134条第11項, 第143条第1項に従い, 換価されずに残った財産の引受けに際し, 清算手続中, 倒産事件の参加者の権限を有する。つまり, これらの者は, 必要があれば, 事件に参加することがある。もっとも, 第134条によると, 債務者の発起人(社員)は, 既に発生しているが支払われていない配当金支払請求権につき, 第五順位の債権者となる。この規定は, 債務者財産の所有者に対しても適用される。

第126条 清算管財人

経済裁判所は, 債務者の倒産認定の本案決定を出す際, 外部管財人の任命の手続に従い, 清算管財人を任命する。定款資本に国家の持分が含まれている企業の倒産認定に際しては, 倒産事件を管轄する国家機関も清算管財人の候補者を推薦することができる。

本条は, 清算管財人の任命の手続を定めている。

清算管財人とは, 債務者の清算手続を遂行する裁判所任命管財人のことである。裁判所任命管財人の主要要件, 権限, 義務, その活動についての責任, 報酬支払条件については, 第18条, 第19条, 第21条, 第22条が定めている。清算管財人の候補者は, 外部管財人候補者の推薦と任命に関する第74条, 第94条の規定に従い, 経済裁判所に推薦される。通常, 清算管財人の候補者は, まず, 債権者集会の意見により推薦されるが, 任命自体は裁判所が行う(95条)。倒産認定の本案決定が出される際に, 清算管財人の候補者が推薦されていない場合, 債権者集会は, 倒産認定の本案決定が出された後, 経済裁判所に対し, 清算管財人の候補者を出すことができる。しかし, 債権者集会が清算管財人の候補者を出さない場合, 経済裁判所は, 倒産事件を管轄する国家機関が推薦した候補者の中から清算管財人を任命する。

本条では, 定款資本に国家の持分が含まれる企業の倒産認定の場合, 倒産事件を管轄する国家機関も, 清算管財人候補者を推薦できる点が, 特に言及されている。しかし, 債権

者集会が清算管財人の候補を出さない場合、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かにかかわらず、倒産事件を管轄する国家機関も裁判所任命管財人の候補者を出すことができる。

裁判所任命管財人の任命決定に対しては、不服申立てが認められる。ただし、不服申立ては、決定が直ちに執行されることを妨げない。不服申立権限は、倒産事件の参加者に認められる。清算管財人任命決定に対する不服申立ては、最高経済裁判所総会決議第142号(21項)にも定められており、裁判所任命管財人の任命(解任、変更)の決定に対しては、倒産法の定める手続に従い不服が申し立てられる。清算管財人が倒産認定・清算手続の開始と同時に任命され、当該任命が倒産認定・清算手続開始の本案決定に記載されている場合、倒産事件の参加者、検察官は、任命された裁判所任命管財人に同意しないのであれば、倒産法の定める手続に従い、司法判断中の裁判所任命管財人の任命の部分につき、不服を申し立てることができる。

第127条 債務者の倒産認定・清算手続開始に関する情報の公開

- 1 債務者の倒産認定・清算手続開始の公告は、本法第52条及び第53条の定める手続に従い、清算管財人が実施する。
- 2 債務者の倒産認定・清算手続開始の公告は、以下の事項を含まなければならない。
 - (1) 倒産認定された債務者の名称(氏、名、父称)及びその他の必要事項
 - (2) 倒産事件を審理する経済裁判所の名称及び事件番号
 - (3) 経済裁判所による債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定日
 - (4) 債権届出期間。当該期間は、公告日から2ヶ月間以下であってはならない。
 - (5) 債権者が自己の債務者に対する債権を届け出するための郵便宛先
 - (6) 清算管財人に関する情報
- 3 債務者の倒産認定・清算手続開始に関する情報は、清算管財人が、任命日から10日以内に、公報紙において公告するために送付しなければならない。

本条は、債務者の倒産認定及び清算手続開始に関する情報公開の手続を規定している。

- 1 第1項は、債務者の倒産認定及び清算手続開始に関する情報公開が、清算管財人により、第52条及び第53条の手続で行われなければならないと規定している。しかし、公告までの期間については、第3項が特則を定める。
- 2 第2項には、公告に含まなければならない情報が列挙されている。当該列挙事項は、必ず公告に含まなければならないが、それに尽きるものではなく、清算管財人は、清算手続に関連するその他の情報を含めることができる。
債権届出期間は、清算管財人が指定する。清算管財人は、期間を決定する際には、裁判所が指定する清算手続期間を考慮するが、その期間は、どんな場合であっても、公告日から2ヶ月以内であってはならない。
- 3 第3項は、清算管財人は、任命から10日以内に、債務者の倒産認定及び清算手続開始の公告をしなくてはならないという義務を規定している。つまり、この場合、出版機関への情報の持込み及び情報が公告される事実自体が、10日以内でなければならない。これは、第52条が定める一般原則とは異なっている。清算管財人は、当該義務を履行しない場合、その責任に関する規定が適用される(21条に基づくものも含む)。

第128条 清算管財人の権限及び義務

- 1 債務者の事業運営及び財産処分に関する権能は、全て、清算管財人任命時より、同管財人に移管される。
- 2 清算管財人は、以下の権限を有する。
 - (1) 本法第101条に従い、債務者の財産を処分する。
 - (2) 債務者の代表者との労働契約を含め、被雇用者との労働契約を終了する。
 - (3) 本法第102条の定める手続に従い、債務者の契約の履行を拒絶する。

- (4) 法令の定める事由が存在する場合、債務者が行った法律行為の無効認定を求める訴えを提起する。
- (5) 債務者を倒産に至らせたことに関連し、法令に基づき、債務者の金銭債務につき補充責任を負う第三者に対し、その責任を追及することができる。第三者への請求額は、債権総額と清算用財団との差額により、決定される。回収された金銭は、清算用財団に組み入れられ、本法第133条、第134条及び第169条の定める順位に従った債権の弁済のためにのみ使用することができる。
- 3 清算管財人は、法令の定めにより、その他の権限を有することがある。
- 4 清算管財人は、以下の義務を負う。
- (1) 債務者の財産を管理下に置き、財産の目録作成・査定を行い、債務者の財産を保全する措置をとる。
 - (2) 債務者の財務状況を分析する。
 - (3) 債権者集会及び債権者委員会を招集する。
 - (4) 債務者の債権を回収する措置をとる。
 - (5) 債務者の清算に際し、債務者の被雇用者の権利及び法的利益を保護し、労働契約の来るべき終了について被雇用者に通知する。
 - (6) 債権登録簿を作成し、それらの債権を審理する。
 - (7) 第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。
 - (8) 法令の定めにより強制的に保管する必要がある債務者の書面を、保管に付す。
- 5 清算管財人は、法令の定めにより、その他の義務を負うことがある。
- 6 債務者の経営機関（外部管財人）は、清算管財人の任命から3営業日以内に、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を、清算管財人に引き渡せるようにしなければならない。法人債務者の代表者及び個人事業者本人を含む、債務者の経営機関（外部管財人）は、上記の義務を履行しない場合、法令の定める責任を負う。

本条は、清算管財人の権限と義務を規定しているとおり、これは、倒産法に従い裁判所任命管財人が権限を行使する際の権利と義務に関する補足規定である。

- 1 債務者の事業運営権及び財産処分権は、倒産認定・清算手続開始の本案決定が出された時点より停止され、清算管財人に移管される（125条3項）。清算管財人が、倒産認定の本案決定と同時に任命されなかった場合、その権限は、先行する倒産手続の裁判所任命管財人が行使し、当該管財人が、清算管財人が任命されるまで、債務者の事業を運営し財産を管理する（75条4項、80条5項、123条4項）。

清算管財人の権限は、外部管財人の権限に類似している（97条）。

- 2 清算管財人は、法人債務者の代表者の権限を行使し、第101条、第129条、第135条、第136条の定める制限事項に従いつつ、債務者財産の処分権限を有する。つまり、債務者財産の所有者又は設立文書により権限を付与された機関は、もはや、財産処分に関する決定権を保有せず、倒産法に定める場合を除き、その他の方法で、清算管財人の財産処分権を制限することは認められない。

重要な法律行為や利害関係が生じる法律行為に限り、債権者集会又は債権者委員会の同意を必要とするという外部管財人の権限とは異なり、清算手続では（135条）、全財産の換価の方法及び期間について、債権者集会又は債権者委員会の同意が必要とされている。実務上、債権者集会が承認すべき清算計画の作成の際には、債務者財産の換価の方法及び期間が盛り込まれるので、その後の財産の換価の際には、債権者集会の同意を新たに得ることはなく（129条、135条、136条）、換価の度に債権者の同意を得る必要はない。しかし、利害関係の生じる契約を締結する際には、債権者集会の同意を得なければならない。

清算管財人は、労働関連法規に基づき、債務者の代表者を含めた被雇用者との労働契約を終了する権限を有する。

清算管財人には、債務者財産を保全し、債権者の利益を擁護するため、次のような権限

が認められている。第102条に定める手続に従い、債務者の契約の履行を拒絶する。法令の定める事由(103条の定める事由による場合も含む。)が存在することを条件として、債務者が行った法律行為の無効認定の訴えを提起し、また、無効効果の適用の訴えを提起する。債務者が倒産に至ったことに関連し、法令に従い、債務者の金銭債務及び(又は)義務的支払債務につき補充責任を負う第三者に対し、請求する(例えば、民法48条、67条)。

本条は、補充責任の請求額を決定する手続を定めている。当該請求額は、債権額と清算用財団との差額に基づいて決定される。本項によれば、徴収された金銭は、清算用財団に算入され、第133条、第134条及び第169条の定める順位に従い、債権を満たすためにのみ利用される。しかしながら、実務上、有責者の補充責任を問う規定の適用は稀である。第一に、企業を倒産に追い込んだ第三者の作為(不作為)の有責性を証明することが必要である。第二に、その結果、もたらされた実際の損害額を確定することは、清算財団が完全に形成されて初めて可能である。債権額と清算財団との差額を確定することは、清算手続が終了して初めて可能である。

3 また、清算管財人には、自らの任務遂行に伴うその他の権限も認められる。

4 第4項には、清算管財人の義務が列挙されている。すなわち、

- (1) 債務者の財産を管理下に置き、財産の目録作成・査定を行い、債務者の財産を保全する措置をとる。つまり、清算管財人は、債務者財産を自らの管理下に置き、その数量、質及びその他のデータの検証を遂行するための措置全てを行うことを意味する。清算管財人は、第131条に従い、必ず、財産目録を作成し財産を査定しなければならない(債務者の倒産認定の直前に行われている場合であっても必要である)。清算管財人は、その他、管理下の財産を保全する義務を負い、財産の保全のために法的な措置及び事実上の措置を講じなければならない。例えば、債務者財産の保全を確保するために、警備会社を起用する、財産を第三者に寄託するなどの措置である。
- (2) 債務者の財務状況を分析する。この規定は、倒産法に新しく導入されたものであり、清算手続が外部管財へ移行する可能性を与える第141条に関連する。清算管財人が、財務分析の結果、外部管財を導入すれば債務者の支払能力を回復できるとの十分な根拠を明らかにした場合、清算管財人は、第141条第2項に従った措置をとらなければならない。財務分析は、この他、企業全体若しくは財産の一部の売却、又は、資産の置換などを目的として、清算手続のあらゆる段階において行うことができる。
- (3) 債権者集会及び債権者委員会を招集する。本規定は、第12条及び第19条と関連している。
- (4) 債務者の債権を回収する措置を講じる。すなわち、受取勘定を回収し、債権の平等弁済のために回収した金額を清算用財団に繰り入れる。清算管財人は、財産目録作成の際に、出訴期限、第三債務者の所在地、債権回収の可能性を考慮し、受取勘定の構造を明らかにしなければならない。
- (5) 債務者の清算に際して債務者の被雇用者の権利及び法的利益を擁護し、被雇用者との間に締結された労働契約の来るべき終了に関して通知する。債務者の事業が清算されると、必然的に、被雇用者の解雇の問題が発生する。もっとも、倒産法が、債務者財産を財産複合体(営業)として売却する権利(135条)及び資産を置換する権利(137条)を認めていること、又は、和議締結の可能性があることからすると、被雇用者が必ずしも解雇されるわけではない。したがって、被雇用者の解雇に関する問題は、清算管財人の権限に帰するものであるが、清算管財人は**来るべき**解雇について被雇用者に通知する**義務**を負っている。倒産法には被雇用者への解雇予告期間は定められていないので、清算管財人は、労働法第102条に従い、解雇の2ヶ月以上前に解雇予告をしなければならない。
- (6) 債権者の債権を扱う。すなわち、債権を分析し、債権登録簿を管理する。倒産法は、清算管財人が届出債権を審理する期間を定めていない。類推適用により、債権は、第99条の定める期間及び手続に従い、審理されなければならないと考えられる。

この際、清算管財人が届出債権を認めなかった場合、債権者は、裁判所に対し、紛争を提起することができ、その審理は、第59条、第100条に従い行われる。

(7) 第三者の下にある債務者の財産を調査し、明らかにし、取り戻す措置をとる。当該措置は、清算用財団の形成を目的としている。

(8) 法令により保管を義務付けられた債務者の書面を、保管に委ねる。

- 5 清算管財人は、法令に従い、清算手続の実施に伴うその他の義務を負うことがある(129条の清算計画の作成、131条の財産評価等)。その他、第139条第1項、第4項も義務を定めており、清算管財人は、毎月、債権者集会又は債権者委員会に対し(経済裁判所の請求があれば、裁判所に対し)、自身の活動報告、清算手続開始時及び実施中の債務者の財政状況、並びに、財産に関する情報を提供しなければならない。「裁判所任命管財人規程」第40項ないし第57項も、清算管財人が常に行うべき活動の一覧を記載している。
- 6 清算管財人がその任務を遂行できるよう、債務者の経営機関又は外部管財人は、清算管財人が任命されてから3営業日以内に、清算管財人に対し、債務者の会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、財貨及びその他の貴重品を、引き渡さなければならない。法人債務者の代表者及び個人事業者本人を含む、債務者の経営機関又は外部管財人は、上記の義務を履行しない場合、法令に基づき責任を負う。

第129条 倒産法人の清算計画

- 1 倒産法人の清算計画は、以下の事項を含まなければならない。
- (1) 一倒産法人の財務状況に関する情報
 - (2) 一債権弁済の条件、方法、順位及び弁済率
 - (3) 一倒産法人財産の所有者、被雇用者全体の利益に対する考慮
 - (4) 一処分すべき財産の目録
 - (5) 一財産売却の日時、場所及び方法
 - (6) 一裁判費用、清算管財人の報酬、並びに、専門家及びその他の者の活動に対する報酬の支払条件
- 2 倒産法人の清算計画は、債権者集会の同意を得なければならず、全債権額の3分の2以上の債権を有する債権者の支持が得られた場合、容認されたとみなされる。清算計画が容認されず、かつ、債権者が、定められた期間内に、倒産法人につき独自の清算計画を提出しなかった場合、清算管財人は自身の清算計画を承認する。
- 3 債務者は、自身が倒産事件を申し立てた場合、清算計画を提出することができる。
- 4 財産の売却及び債権の弁済は、本法第133条、第134条、第135条及び第169条の定める手続に従い、承認された清算計画に基づいて実施される。

本条は、法人債務者の清算計画の内容と債権者集会による同意の手続を規定している。法人債務者の清算計画は、清算管財人が作成し、清算管財人が清算手続を実施する上での基礎となる書面である。

- 1 法人債務者については、清算計画が清算管財人により作成されなければならない。本項には、清算計画には、倒産者の財務状況に関する情報、債権弁済の条件、方法、順位及び弁済率、倒産法人財産の所有者及び被雇用者の利益の考慮、売却処分されるべき財産の目録、財産売却の日時、場所及び手続(方法)(これは135条により要求される。)、そして、裁判費用、清算管財人、専門家及びその他関係者の活動報酬の支払条件が含まれなければならないと定められている。倒産法は、清算計画の作成及び同意の具体的期限を定めていない。しかし、倒産債務者の財産目録を作成し、事業の財務分析をした後に、財産売却の手続及び日程につき債権者集会の同意を得て、清算計画を作成し、同意を得るのが理にかなっていると考えられる。債務者財産の売却問題は、計画の一部を成すものであり、まさにこの問題が計画の主軸となるため、清算管財人は、売却を実現するために、まずこの問題について債権者集会の容認をとらなければならない。容認が得られれば、この問題は清算計画に含まれる。清算計画について債権者集会の同意を得なければならない期間は、司

法判断には記載されないが、当然ながらこの期間は長くあってはならない。清算の全体期間は限られており、また、清算管財人にとっても、そして債権者にとっても、財産が早期に換価され弁済が行われることが利益に適うからである。

- 2 第2項は、外部管財において外部管財計画が債権者集会に承認されるのに対し、清算計画は債権者集会の同意を得ればよいと規定している。この場合、清算計画は、債権登録簿に含まれる債権総額の3分の2以上の債権を有する債権者の賛成を得なければならないことに注意すべきである。清算手続の場合、清算計画に従って全財産が換価され、企業活動が中止されるのに対し、外部管財の場合、回復の可能性があるため企業は活動し続けるという相違があり、したがって、清算においては、より多い支持が要求されている。清算計画が債権者集会に承認されなかった場合、債権者は独自の清算計画を提出する権利を有する。
本条は、清算管財人が作成した清算計画を債権者が容認しない場合に、債権者が清算計画を提出できる期間について、具体的に定めていない。そのような場合は、債権者自身が集会の決議によって自らの構成員の中から清算計画の策定責任者を決定し、次の審議のために集会へ清算計画を提出する期間を定めるのが合理的であろう。このような方法を採用する際は、債権者が自ら定めた期間内に新しい清算計画を提出しない場合、清算管財人が自己の清算計画を承認することにすれば、衝突は解消されるであろう。
- 3 倒産事件が債務者自身の申立てにより開始された場合、債務者自身が清算計画を提出することができる。この場合、債権者は、清算管財人が提示する案と債務者が提示する案と、二つの清算計画案を審議する。債権者集会がそのいずれも容認しない場合は、第2項に従い、債権者が自己の清算計画案を提出できる。
- 4 第4項は、承認された法人債務者の清算計画を基に、財産の売却(135条により)、第133条、第134条及び第169条の定める手続に従い、債権の弁済が行われることを規定している。

第130条 清算用財団

- 1 倒産法人の全資産は、貸借対照表に記載されているか否かにかかわらず、清算用財団の基礎を構成する。
- 2 以下の財産は、清算用財団に含まれない。
 - (1) 債務者の被雇用者が私的に所有している財産
 - (2) 債務者が、賃借権に基づき使用し、委託管理をしている財産
 - (3) 担保目的物。ただし、本法第133条第1項の定める場合を除く。
 - (4) 保管義務⁷⁶により債務者が保管している商品
 - (5) 法令に基づき債務者の所有に属さないその他の財産
- 3 債務者の貸借対照表に、商業目的等の他の用途では使用できない社会的及び公共的インフラストラクチャーが含まれている場合、清算管財人は、債務者の倒産が認定されてから1ヶ月以内に、当該地域の国権機関に対し、減価償却後の価額で当該財産を譲渡する。

本条は、法人の清算手続の主要概念の一つである清算用財団の概念を明らかにしている。清算用財団形成のためには、清算管財人の全行動が傾注されなければならない。

- 1 第1項では、清算用財団となるのは、倒産債務者の全資産であることが定められている。これは、債務者の貸借対照表の資産の部に記載されているか否かには関係がない。清算管財人は、保有している財産に満足してはならず、第三者の下にあり返還されるべき債務者財産を解明する作業も行わなければならない(128条4項7号の定める義務)。
- 2 第2項は、清算用財団から除外される財産を定めている。これは、原則、債務者に所有権がない資産である。例えば、債務者の被雇用者が私的に所有する財産、債務者が賃貸して利用し、委託管理している財産、第133条第1項の定める事例を除いた担保目的物(この際、被担保債権を弁済した後に残った資金は、清算用財団に含まれる。)、債務者の責任保管下にある商品、法令に基づき債務者に所有権がないその他の財産である。ここで、特

⁷⁶ 民法391条「売主の売却物保管義務」等。

別な位置を占めているのは、担保目的物となっている財産である。担保目的物は、債務者が所有する財産であるが、その売却代金は、清算用財団には含まれず、第133条第1項に従い被担保債権の弁済に充てられる。

- 3 債務者の貸借対照表に、商業目的等の他の目的へ転用することができない社会的及び公共的インフラストラクチャーが含まれている場合、清算管財人は、倒産認定から1ヶ月以内に、当該施設を、当該地域の国権機関に対して、減価償却後の価額で譲渡しなければならない。これにつき、2003年4月18日付ウズベキスタン共和国内閣令第188号「経済的破綻企業の再編・財政健全化の効率向上措置について」第1項には、「倒産手続が開始された企業は、非独占化国家委員会評議会の決定に基づき、所定手続に従い、貸借対照表に記載される以下の財産を現状のまま譲渡しなければならない。すなわち、
- ・ 住宅、寮、幼稚園、その他の社会的インフラ施設。これらは、施設所在地の市及び地区の自治体の貸借対照表に移される。
 - ・ 公共利用のための生産インフラ施設（電力事業の施設、給水事業の施設、輸送通信事業の施設等）。これらは、その機能的属性によって、相応の経済団体企業の貸借対照表に移される」と定められている。

また、同内閣令には、「同令に従い、貸借対照表の記載を移す社会的生産インフラストラクチャーの価値は、譲り渡す側の付加価値税、及び、譲り受ける側の所得（利潤）税の課税対象とはならない。」とも定められている。

上記の財産の移譲（譲渡）の事実は、清算計画に反映されなければならない。なぜなら、それらは残存価値を持つので、残余財産を算定し、清算財団を正確に形成する必要があるからである。しかし、上記の移譲（譲渡）は、倒産法にも他の関連法令にも定められているので、債権者集会の容認を得ることは不要である。

第131条 債務者の財産の査定

- 1 清算管財人は、清算手続中、債務者の財産につき財産目録を作成し、財産を査定する。清算管財人は、このために、債権者集会又は債権者委員会が他の費用負担先を定めている場合を除き、債務者の財産の負担により、鑑定人及びその他の専門家を用いることができる。企業の定款資本に国家の持分が含まれている場合、企業の財産の査定には、必ず鑑定人を用いなければならない。債権者集会又は債権者委員会は、査定業務につき支払義務を負う者を、同人の同意を得て決定することができる。支払義務者は、後に、債務者の財産より順位外で弁済を受ける。
- 2 清算手続中に、不動産により弁済がされる場合、当該不動産は、債権者集会又は債権者委員会が別段の定めをする場合を除き、売却までに、鑑定人により査定される。
- 3 担保目的物となっている債務者の財産は、鑑定人が査定しなければならない。

本条は、倒産債務者の財産の査定とそれに関連する問題を規定している。すなわち、本条は、清算管財人が債務者の財産目録作成及び査定義務を履行することに関連する問題を明確にし（128条参照）、また、鑑定人の参加が必須である場合も規定している。この際、査定は、競売（非公開競売も含む。）における開始価格を決定するために、資格を有する鑑定人により行われる（110条3項、8項、135条7項）。債務者企業には各種支払いを行うために自由になる資金がなく、査定は企業の財産から支払われなければならないことから、査定を行う者が不正を働くのを避けるため、鑑定人を利用することとしている。

- 1 債務者の全財産について、必ず、財産目録が作成され、査定がされなければならない。財産の査定は、原則、鑑定人が実施する。清算管財人は、鑑定人と契約を締結し、鑑定人の査定報酬は、債権者集会又は債権者委員会が別段の財源を定めている場合を除き、債務者の財産から支払われる（再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程6項）。また、倒産法は、債権者集会又は債権者委員会に、査定業務について支払義務を負う者を、同人の同意を得て決定する権限を与えている。当該支払義務者は、後に、債務者の財産より順位外で当該費用の弁済を受ける。

185 第7章 清算手続(第124条—第144条)

また、第1項は、企業の定款資本に国家の持分が含まれている場合、必ず鑑定人による査定を行わなければならない旨の規定を含んでいる（再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程6項）。国家の持分を監督・監視する必要があるからである。

- 2 第2項もまた、鑑定人による査定が義務的である場合を規定している。すなわち、清算手続において、不動産により弁済が行われる場合、債権者集会又は債権者委員会が別段の定めをしている場合を除き、当該財産は、売却前に鑑定人の査定を受けなければならない。財産が不当な価格で売却され、債権者の利益が侵害されるのを防ぐためである。
- 3 第3項は、債務者財産が担保目的物となっている場合も、必ず鑑定人による査定を行わなければならないことを規定している。これは、担保権者、そして、その他の債権者の利益の侵害を防ぐためである。

第132条 清算手続における債務者の銀行口座

- 1 清算管財人は、清算手続中、債務者のスム及び外貨統合口座を利用しなければならない（以下、「債務者の統合口座」という。）。清算手続の開始時、又は、清算手続の過程で判明したその他の債務者の銀行口座は、清算管財人が閉鎖しなければならない。当該口座の残高は、債務者の統合口座に振り替えられなければならない。
- 2 清算手続中に入金された資金も、債務者の統合口座に預金される。
- 3 債権者への支払いは、本法第133条、第134条及び第169条の定める手続に従い、債務者の統合口座から行われ、以下も、統合口座から支払われる。
 - (1) 清算管財人の報酬支払いに関する費用
 - (2) 日常の公共料金及び運転資金
 - (3) 倒産事件手続中の公告費用及び債権者への通知費用
 - (4) 清算手続実施に関するその他の費用
- 4 清算管財人は、債権者集会又は債権者委員会の請求により、債権者集会又は債権者委員会に対し、債務者の資金運用に関する報告書を提出する。

本条は、清算管財人が、債務者の全ての資金を一箇所にまとめるために、スム・外貨統合口座（債務者の統合口座）を開設し使用する義務について、その手続を定めている。

- 1 清算管財人は、新規に統合口座を開設することもできるし、又は、既存の口座の一つを選び、残りの口座を閉鎖してもよい。残りの口座は閉鎖しなくてはならないため、清算管財人は、債務者の全ての口座をつきとめ、閉鎖しなくてはならない（債務者の統合口座となるものを除く。）。したがって、本項は、倒産認定を受けた債務者について銀行業務契約の締結及び実行を制限している。実務では、裁判所任命管財人は、通常、本項に規定されるように、全ての口座を閉鎖して、新規で統合口座（スム・外貨口座）を開設している。債務者の他の口座にある資金は、全て、債務者の統合口座に振り替えなくてはならない。
- 2 第2項は、清算手続中に入金された資金は、債務者の統合口座に預金されることを規定している。これは、第1項により、清算管財人が、清算手続中、債務者の統合口座を利用しなければならないことによるものである。
- 3 債務者の統合口座は、清算手続中に入った資金を蓄積し、また、第133条、第134条、第169条が規定する債権者への支払いを行うために使用される。また、清算管財人の報酬、債務者の日常の公共料金及び操業費用、倒産手続において行われる公告の費用、債権者に対する通知の費用、清算手続に関わるその他の費用も、統合口座から支払われる。
- 4 清算管財人の義務の一つに、債権者（債権者集会、債権者委員会）に対し、入出金を報告することがある。資金の動きについての清算管財人の報告は、債権者集会（債権者委員会）の要請により、随時行われる。

第133条 被担保債権の弁済

- 1 被担保債権の弁済は、債務者の担保物（担保目的物）の売却代金から行う。当該代金の

残金は、本法第134条の定める順位に従い、債権の弁済に充てられる。

- 2 担保物(担保目的物)の売却代金が被担保債権の完済に不十分である場合、残債権は、本法第134条の定める順位に従い、弁済を受ける。
- 3 債務者の全財産が担保目的物であり、かつ、担保物(担保目的物)の売却代金額が被担保債権額より少ないか又は同額である場合、被担保債権の弁済は、費用の弁済、本法第134条第1項の定める債権の弁済、及び、金銭交付を定める支払文書を有する給与支払請求権の弁済の後に行われる⁷⁷。

本条は、被担保債権の弁済手続を規定している。前述のとおり(130条)、担保物となっている財産は、清算用財団には含まれない。担保物の財産に関する目録作成調査、査定、売却は、清算手続において、別途行われる。

- 1 担保目的物の売却代金は、清算用財団には組み込まれずに、まず、被担保債権の弁済に充てられる。担保目的物の売却価格が被担保債権額を上回る場合、その差額は清算用財団に組み入れられ、第134条に規定される手続に従い、債権者間で分配される。
- 2 第2項は、担保目的物の売却価格が被担保債権額を下回る場合の担保権者への支払方法を定めている。この場合、清算管財人は、弁済されなかった残りの債権を、清算用財団の換価金から、第134条第4項の規定に従い第三順位で弁済する。ただし、担保権は消滅したとみなされる(担保法32条)。

倒産事件が開始されると、担保権者本人による担保物への執行ができなくなり、そのため、倒産事件においては担保法第27条、第28条の規定が適用されないことに留意しなければならない。担保物の換価は、裁判所任命管財人のみが、倒産法の定める手続により行う。倒産事件において、担保制度は特殊な地位を占め、優先されており、通常の民法における意味での担保とは異なっていると言える。また、倒産事件においては、裁判等執行法第79条、第80条の弁済順位は適用されない。倒産事件における担保権者は、債権の弁済において一般の債権者よりも優先され、倒産法における担保制度は、担保法及び裁判等執行法の担保とは異なる特別な地位を持つものと結論できる。

担保法では、担保権者が、金銭の代わりに、担保目的物そのものを要求できる場合がある(担保法29条)。清算管財人は、債権者集会の許可を得て、そのようにすることができる。しかし、第131条第3項の規定から、担保目的物の評価額が、担保設定契約に指示されている額よりも高い場合はどうなるかという問題が起こる。残念ながら、法令はこの問題について規定していない。査定価格が、担保物の価値より高い場合、当該財産は換価されるべきである。なぜならば、担保権者だけでなく、他の債権者も弁済を受ける可能性があるからである。

- 3 第3項は、2005年12月20日に追加された新しい規定である。この規定は、債務者企業の全財産が担保物である場合に適用される。この際、担保物の売却代金が担保権者の弁済に不十分な場合、又は、代金額と被担保債権額が同額である場合、担保権者への支払いは、順位外費用及び労働債権の弁済後に限り、可能である。

債務者の全財産が担保目的物で、その売却代金が被担保債権額以下である場合、第133条第1項を適用すると、担保目的物の売却代金は、まず被担保債権の弁済に充てられるため、第134条第1項の定める債権や労働債権が弁済を受けることができず、これらの債権者の権利が保護されないという問題があった。そこで、被雇用者の社会的保護の観点から、本項は、債務者の全財産が担保目的物であり、かつ、担保目的物の売却代金額が、被担保債権額より少ないか又は同額の場合は、売却代金は、被担保債権より先に、第134条第1項の定める債権及び労働債権の弁済に充てられると定めている。

第134条 債権の弁済順位

- 1 裁判費用、裁判所任命管財人の報酬支払いに関する費用、日常の公共料金及び運転資金、並びに、債務者の財産の保険に関する費用は、順位外で支払われる。倒産事件開始後に発

⁷⁷ 2005年12月20日改正により3項を新設。

生じた債務者に対する請求権、及び、法令に基づく個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権も、順位外で弁済を受ける。

- 2 第一順位で弁済されるべき請求権は、以下のとおりである⁷⁸。
 - ①—支払文書(執行文書)を有する義務的支払債権及び金銭交付を定める支払文書(執行文書)を有する給与支払請求権
 - ②—銀行口座からの振替又は出金を定める執行文書を有する扶養料支払請求権
 - ③—著作契約に基づく報酬支払請求権
 - ④—犯罪行為及び行政法規違反行為に基づく個人の財産侵害の損害賠償請求権
- 3 第二順位で弁済を受けるのは、強制保険に基づく請求権⁷⁹、与信契約に基づく銀行の請求権及びそのために加入した保険に基づいた請求権がある。
- 4 第三順位で弁済を受けるのは、被担保債権である。
- 5 第四順位で弁済を受けるのは、無担保債権である。
- 6 第五順位で弁済を受けるのは、株主の請求権である。
- 7 第六順位で弁済を受けるのは、残りの請求権全てである。
- 8 各順位の請求権は、それに優先する順位の請求権が全額弁済された後、弁済を受ける。
- 9 弁済のための資金が同順位の請求権全てを全額弁済するには不十分である場合、支払われるべき額に応じて按分弁済される。
- 10 最終支払いの実施結果は、公報紙において、特別通知欄に公告される。
- 11 債権の弁済及び倒産事件の費用の支払いの後に残った財産、及び、清算の過程において売却されなかった財産は、清算された債務者の発起人(社員)又は財産の所有者が受ける。
- 12 財産が不十分なために弁済を受けられなかった債権は、弁済されたとみなされる。

本条は、債権弁済手続(被担保債権を除く。)、また、清算手続費用の支払手続を規定している。この場合、倒産法が別途の順位を規定しているため、民法第56条は適用されない。

まず、本条の最も重要な規定を挙げておく。

- ・ 各順位の債権の弁済は、先行順位の債権が全て弁済された後に行われる。このように、本条は、倒産法の定める順位に違反した債権弁済を禁じている。
- ・ ある順位の債権を弁済するための資金が不足する場合、各債権者に対しその債権額に応じて按分弁済が行われる。
- ・ 資産不足により満足を受けなかった債権は弁済されたものとみなされる。

倒産法のこれらの規定は、清算手続の概念を規定する第3条第13号にある、債権の按分弁済の原則を実現するものである。

- 1 第1項によれば、順位外で支払いを受けるものは、裁判費用、裁判所任命管財人の報酬費用、日常の公共料金及び操業費用、債務者財産の保険費用であり、倒産事件開始後に発生した債権(これらは共益費である。)も、順位外で支払われる。ここで、別途挙げる必要があるのは、倒産事件開始後、倒産認定前に発生したものの、清算手続開始の公告が定める期間(2ヶ月以上)の経過後に届け出られた債権、及び、清算手続開始後に発生した義務的支払債権である。これらは、第138条第3項に従い、第六順位で弁済される。

また、生命・健康侵害の損害賠償請求権も、法令に従い、順位外で弁済を受ける。

債務者が個人に対して負う生命・健康侵害の損害賠償責任は、「被雇用者が職務遂行に関連して受けた身体障害、職業病、その他の健康被害についての雇用者の賠償責任に関する規則」に従い履行される。この規則は、2005年2月11日付ウズベキスタン共和国内閣令第60号により承認されたものである。清算管財人は、生命・健康侵害の損害賠償について、民法第1015条に従い、分割払債権を法令の定める規則に従い特定額に引き直す必要がある。当該額は、所定規則に従い算定され、債務者にそのための十分な資金がある場合には、裁判所任命管財人は、算定金額を、生命・健康侵害の損害賠償請求権を有する者に毎

⁷⁸ 民法784条「口座からの金銭支払順位」参照

⁷⁹ 民法922条

月支払いを行うための全権機関の特別口座に振り込む。債務者にそのための財産がないか、又は、不足している場合は、国家が支払う（民法1015条3項）。

さらに、本条には明記されていないが、精神的損害賠償請求権（民法1021条、1022条）も順位外で弁済を受ける。

2 第2項は、第一順位債権の弁済手続を定めている。当該順位に該当するものは、以下のものである。

- (1) 支払文書⁸⁰（執行文書）を有する義務的支払請求権及び金銭交付を定める支払文書（執行文書）を有する給与支払請求権（支払明細書を含めた会計書類により証明されれば、司法判断を執行するための執行文書の有無は問われない。）
- (2) 銀行口座からの振替又は出金を定める執行文書を有する扶養料支払請求権（家族法137条）
- (3) 著作契約に基づく報酬支払請求権
- (4) 犯罪又は行政法違反による財産侵害の個人の損害賠償債権

なお、ウズベキスタン共和国では給与の支払いは、支払明細書に基づいてなされるので、会計書類は、本項の定める支払文書に含まれる。

3 第3項は、第二順位債権の弁済手続を定めている。当該順位に該当するものは、強制保険に基づく債権（民法922条）、与信契約に基づく銀行の債権（民法744条）及びそのために加入した保険に基づく債権である。

4 第4項は、第三順位債権の弁済手続を定めている。第三順位債権は、被担保債権である。ここで、注意しなくてはならないのは、実際には担保されているにもかかわらず、担保物の換価金が被担保債権の全額弁済に足りなかったことにより、弁済されずに残った債権が弁済されるということである。したがって、実質的には（実際は）、これは、無担保債権である。この際、担保目的物の売却代金が弁済に足りない場合、残りの債権は清算用財団の売却代金により弁済されるという第133条と、各順位の債権はそれに優先する順位の債権が完済されてから弁済されるとする本条第8項の規定を考えると、問題が起こり得る。担保目的物ではない財産は売却されたが、担保目的物が売却されていないという場合、第一順位と第二順位の債権しか弁済を受けないことになる。なぜなら、清算管財人は、担保目的物がいくらで売却されるかをあらかじめ知ることができず、第三順位が機能するのかがどうか不明だからである。実務上は、基本的には、まず、全財産を換価して清算用財団を形成し、その後のみ、債権者への支払いが開始されている。

5 第5項は、第四順位債権の弁済手続を定めている。この順位に該当する債権は、無担保債権である。

6 第6項は、第五順位債権の弁済手続を定めている。第五順位債権とは、株主の債権である。本項の言及が、株式会社の場合のみ関係する株主に限られているのは不適切と思われる。この際、ここでは、債務者企業が株式会社ではなく、その他の形態である場合も含まれ、発起人（社員）又は財産所有者の、既に発生しているが支払われていない利益配当請求権のことを意味している。参加によって生じる持分返還請求権又は残余財産の受領権は、本項の債権には該当せず、第103条第4項の場合を除き、他の債権者の弁済が完了した後のみ、満足を受けることができる（134条11項）。

7 第7項は、第六順位の弁済手続を定めている。この順位に該当するものは、その他の全ての債権である。本項は、第138条第3項と連携している。第六順位債権となるのは、清算手続開始前に発生していたが清算手続開始の公告に指定された届出期間を過ぎてから届け出られた債権、及び、清算手続の開始後に発生した義務的支払債権である。第103条第4項に従い、持分払戻（分配）請求に関する法律行為の無効が認められた場合、当該法律行為の当事者（発起人、債務者財産の所有者）は、第六順位の債権者となる。

8 第8項は、一般原則を定めており、これによれば、各順位の債権は、それに優先する順位の債権が全て弁済された後に弁済される。財産が不足している場合に、第9項の規定が機能する。同様の規定は、債権の相殺及び代替物（物・金銭）による履行の際にも適用される（138条4項）。

⁸⁰ 手形や小切手の支払証書

- 9 第9項によれば、財産が同一順位的全債権を弁済するのに不十分である場合、債権は、各債権者に支払われるべきであった額に応じ、その順位の債権者間で、按分弁済される。この例外としては、2003年4月18日付ウズベキスタン共和国内閣令第188号第4項に従い、債務者財産を商業銀行に引き渡す場合が挙げられるものと思われる。この場合、銀行が、第134条第1項の支払いを完済すること、及び、労働債権を完済することが要件となっている。
- 10 第10項は、公報紙(マス・メディア)において、債権者に対する最後の支払いが行われた旨の公告を行う義務を定めている。倒産事件に関するあらゆる公告は第52条、第53条の要件に従い行われる。清算手続終了の公告義務は、倒産法には定められていない。
- 11 第11項によれば、債権を弁済し、倒産事件に関連する費用を支払った後に残った財産の売却代金、及び、清算手続中に売却されなかった財産は、清算債務者の発起人(社員)又は財産所有者が受け取る。この際、清算される債務者が株式会社である場合は、財産及び資金の分配は、株式会社法第103条に規定の手続に従う。発起人や財産所有者が残余財産に対する権利を行使しなかった場合、当該財産は、当該地域の国権機関に引き渡される(143条1項)。
- 12 財産不足により満足を受けなかった債権は、弁済されたものとみなされ、この点は、第138条第5項も規定している。

第135条 債務者の財産の売却

- 1 清算管財人は、債務者の財産の財産目録を作成し財産を査定した後に、公開競売による財産の売却を開始する⁸¹。
- 2 債務者の財産の売却方法及び日程(予定表)は、債権者集会又は債権者委員会が容認しなければならない。
- 3 清算管財人が、債権者に対し、債務者の財産の売却方法及び時期につき自己の提案を提出した時から1ヶ月以内に、債権者集会又は債権者委員会が当該方法及び日程(予定表)を容認しない場合、債権者集会若しくは債権者委員会又は清算管財人は、経済裁判所に対し、当該紛争の処理を申し立てることができる。経済裁判所は、当該紛争を審理した結果に基づき、財産の売却方法及び日程(予定表)を承認するか、清算管財人を解任する。
- 4 清算手続中に財産の売却日程(予定表)の変更を要するような事情が発生した場合、清算管財人は、当該事情の発生から1ヶ月以内に、日程(予定表)の変更の提案を作成し、債権者委員会又は債権者集会に対し、提出しなければならない。
- 5 取引制限が課されている債務者の財産は、非公開競売による場合に限り、売却することができる。非公開競売には、法令の定めにより当該財産の所有権又は他の物権を取得できる者のみが参加する。
- 6 清算管財人は、自身で競売を実施するか、又は、契約に基づいて専門機関に競売実施を委託することができる。競売を実施する専門機関は、債務者及び清算管財人の利害関係人であってはならない。
- 7 債務者の企業(営業)又は財産の一部売却は、本法第110条及び第111条の定める手続に従い、実施される。

本条は、清算手続過程における債務者財産の売却方法、財産売却実施準備に関する清算管財人の業務手続を規定している。

- 1 第1項によれば、清算管財人は、債務者財産の財産目録作成と査定の実施後初めて、その売却に着手することができる(131条注釈参照)。本条のとおり、債務者の財産は、公開競売で売却されなければならない。

競売に関する例外としては、第135条第5項による非公開競売が挙げられる。その他、第130条第3項により財産を当該地域の国権機関の貸借対照表に移管する場合には、競売は行われない。

⁸¹ 2005年12月20日改正により「債権者集会又は債権者委員会が別段の売却手続を定める場合を除き」を削除。

財産売却方法の例外となるのは、銀行への債権弁済である。2003年4月18日付内閣令第188号「経済的破綻企業の再編・財政健全化の効率向上措置について」第4項には、商業銀行が、債権登録簿に含まれる債権の70%以上を保有する場合、当該銀行は、裁判所に対し、担保目的物を除く債務者の企業（財産）を同銀行の所有に移すよう申し立てる権限を有する旨が規定されている。この際、銀行所有への債務者企業の移転は、銀行が、順位外費用（134条1項）を弁済するための資金を支払うこと及び企業の被雇用者の労働債権を支払うことを条件に認められる（最高経済裁判所総会決議142号38項も同様のことを規定している。）。この際、2005年4月15日付ウズベキスタン共和国大統領決定第56号には、移転により商業銀行が取得する財産は、新しい所有者によって換価されるまで、財産・土地に対する課税がされない旨規定されている。

- 2 第2項によれば、債務者財産の財産目録作成と査定の実施後、清算管財人は、債務者の財産の売却方法及び日程（予定表）に関する提案を提出しなければならない。この提案こそが、将来、清算計画に含まれるのである（清算計画の策定が、売却日程及び手続の策定と同時ではなかった場合）。この債務者の財産の売却方法及び日程（予定表）は、債権者集会（債権者委員会）により、承認されなければならない。残念ながら、清算管財人による財産売却に関する提案作成、及び、債権者集会（債権者委員会）へのその提案の送付の具体的な期限は、倒産法には定められていない。我々の意見では、実務に照らし合わせ、当該期限は、財産の財産目録作成と査定の完了後、2週間を超えるべきではない。

清算管財人による法律行為が何ら清算計画に見込まれていない場合、債務者の財産の処分は、本項の規定に従い行われる。

清算計画は、財産売却手続も含めた幾つかの項目から成るので（129条）、まず、財産売却の予定表と手続の問題を決定し、この点を債権者が承認した形で清算計画本体に含める必要があると考えられる。これは、債権者集会の始めに当該問題を審議し、清算計画本体の承認を同じ債権者集会の終わりで行う（又は別途債権者集会を開催する。）という形で実現できる。

- 3 第3項は、清算管財人と債権者の間における債務者の財産の売却方法及び日程に関する紛争の解決方法を定めている。財産売却の方法及び日程は、計画に含まれるものなので、裁判所が紛争を解決した後、新規の計画を作成する必要はないものと思われる。

清算管財人と債権者には、財産売却の方法及び日程の提案が債権者に提出されてから1ヶ月経過後、財産売却に関する提案の審理を経済裁判所に申し立てる権利が生じる。このように、債権者集会（債権者委員会）が、清算管財人の提案する財産売却の方法及び日程に同意しない、又は、上記期間に当該問題に関していかなる決議もしなかったという場合、清算管財人又は債権者（債権者集会又は債権者委員会の名において）は、経済裁判所に対し、紛争の処理を申し立てることができる。債権者個人としては申し立てることは認められず、債権者集会又は債権者委員会全体の支持を得なければならないと考えられる。経済裁判所は、上記紛争の審理結果に従い、財産売却の方法及び日程（予定表）を承認するか、又は、清算管財人を解任する。同時に、裁判所がこの紛争を審理する期間はどのくらいかという問題が生じるが、本条では、この期間が規定されていない。おそらく、ここでは第59条の規定を適用するのが妥当であろう。なぜなら、これは清算管財人と債権者の間における紛争の問題であり、それは第59条第1項の規定に相当するからである。

- 4 債務者財産を売却するための清算手続の諸措置の実施に際しては、債権者集会（債権者委員会）の承認した方法及び日程による売却の障害となる状況が発生することがある。この場合、本項に従い、清算管財人には、状況の発生から1ヶ月以内に、財産売却の方法及び日程の変更提案を作成し、承認を受けるため債権者集会（債権者委員会）に提出する義務が生じる。

- 5 第5項は、取引制限が課されている債務者財産について、別途の売却方法を定めている。売却は公開競売で行われるという一般原則とは異なり、取引制限のある財産は、非公開競売で売却されなければならない。当該競売に参加できるのは、法令により所有権及びその他の物権に基づいてかかる財産を所有し得る者に限られる。

191 第 7 章 清算手続(第 124 条—第 144 条)

6 清算管財人は、自身が債務者財産の競売の実施者になることもできるし、専門機関に競売実施を委託することもできる。専門機関への委託の場合、本項は、当該機関が債務者及び清算管財人の利害関係人（17 条参照）であってはならないとの条件を設けている。

委託費用は、債務者財産より順位外で弁済を受ける。

7 第 7 項によれば、清算手続においては、全企業（営業）の売却は第 110 条の定める規則に従い、財産の一部売却は第 111 条の要件に従い行われる。例外は、2003 年 4 月 18 日付ウズベキスタン共和国内閣令第 188 号による、商業銀行への債務者企業の財産の引渡しである。

第 136 条 清算手続における債務者の債権の売却

1 清算管財人は、債権者集会又は債権者委員会が債務者の債権の売却について別段の手続を定める場合を除き、公開競売により、債務者の債権を売却することができる。

2 公開競売による債務者の債権の売却は、本法第 112 条の規定に従い、行われる。

本条は、清算手続における債務者の債権の売却手続を規定している。

1 債務者の債権は、債務者の資産を構成しており、清算用財団に含まれる。したがって、倒産法の定めるところでは、債権者集会（債権者委員会）が、債務者の債権の売却手続を別途定める場合を除き、清算管財人は、債務者の債権を、財産と同様に、公開競売にかけることができる。

2 第 2 項は、清算手続における債務者の債権の売却が、外部管財の場合と同じ規則、すなわち、第 112 条の要件に従い行われることを規定している。

この点、債権の売却については法令により確立された制度が存在しないため、このような取引を実施することは困難であることを指摘しておかなければならない。

第 137 条 清算手続における債務者の資産の置換

1 債務者の資産の置換は、債権登録簿に記載されている全債権者の賛成により決議されたことを条件として、清算手続中、債権者集会の決議に基づき、行うことができる。

2 清算手続における債務者の資産の置換には、債務者財産の所有者の同意、又は、設立文書により当該行為実施を授權されている債務者の経営機関の同意は、要求されない。

3 債務者の資産の置換は、本法第 115 条の定める手続及び条件に従い、行われる。

本条は、外部管財の場合と同様（115 条注釈参照）、清算手続においても債務者の資産の置換が可能であることを規定している。

裁判所任命管財人は、債務者の財産を基に、公開型株式会社を一社又は数社設立することができる。その際、この財産が、新たに設立された会社の定款資本に含まれ、債務者は、自分の財産の代わりに、新しい株式会社の株式を得る、ということに資産の置換の意味がある。新しい株式会社の株式が証券市場等で売却され、売却代金は、債権登録簿に記載されている債権の弁済に充てられる。株式の購入者は、法人の株主となり、債務者の財産を所有するが、債務者と異なり、いかなる債務も負担しない。

1 第 1 項によれば、資産の置換の実施には、債権登録簿に含まれる全債権者の賛成が必要である（したがって、債権登録簿に含まれない債権者は議決に参加してはならない。）。議決結果に基づいて、議事録が作成される。債権者集会の議事録の作成は、第 10 条第 10 項の要件に従い行われ、通常、議決は投票用紙により行われるため、この作成も投票用紙に基づいて行われる。

2 第 2 項には、清算手続と外部管財における資産の置換の本質的な相違が含まれている。第 115 条には、債務者の財産の価値が債権額を上回る場合、資産の置換を行うには債務者財産の所有者又は設立文書により当該法律行為を決定する権限を付与された債務者の経営

機関の同意が必要であるという条件が規定されている。しかし、清算手続における資産の置換の場合は、本項によれば、そのような同意は必要とされない。

- 3 第3項によれば、清算手続における資産の置換は、外部管財における場合と同じ規則・条件(115条)で行われるが、第2項には、第115条の要件との本質的な相違が規定されている。

第138条 債権者に対する支払い

- 1 清算管財人は、債権登録簿に従い、債権者に対し支払いを行う。
- 2 清算管財人は、債権者の口座に資金を振り替えることができない場合、債務者の所在地(居住地)を管轄する公証人又は裁判所に対し、支払うべき金額を供託し、債権者に対し通知する。債権者が、公証人又は裁判所に供託された時から3年以内に供託金を受領しない場合、当該金は、公証人又は裁判所から国家予算に繰り入れられる。
- 3 清算手続開始の公告において定められた債権届出期間が満了してから届け出られた債権、及び、清算手続開始後に発生した義務的支払債権は、届出時期に関係なく、定められた届出期間内に届け出られた債権が弁済された後に残った財産から弁済を受ける。当該債権が、残余財産から弁済を受ける順位は、本法第134条に従い決められる。
- 4 以下の債権は、弁済されたとみなされる。
 - ①-満足を受けた債権
 - ②-代替物(物・金銭)による債務の履行の合意に達した債権
 - ③-清算管財人が相殺を主張した債権
 - ④-債務消滅のその他の事由のある債権

債権の相殺及び代替物(物・金銭)による履行による債権の弁済は、弁済順位と按分弁済の原則に従う場合に限り、認められる。代替物(物・金銭)による履行の合意による債権の弁済は、債権者集会又は債権者委員会が当該合意に同意した場合、認められる。契約の更改の合意による債権の弁済は、清算手続においては、認められない。
- 5 財産が不十分なために満足を受けられなかった債権も、弁済されたとみなされる。清算管財人が認めなかった債権も、債権者が経済裁判所に対し申し立てなかった場合、又は、経済裁判所が債権に根拠がないと認めた場合、弁済されたとみなされる。
- 6 清算管財人は、債権の弁済に関する情報を、債権登録簿に記載する。

本条は、清算管財人による債権者への支払いの実施方法を規定している。

- 1 債権者への支払いは、債権登録簿に厳密に従い、第133条、第134条、第169条の定める弁済順位によって行われなければならない(例外は、2003年4月18日付ウズベキスタン共和国内閣令第188号による特定銀行の債権弁済)。
- 2 債権者の口座への振込みが不可能な場合がある。この場合、第134条第8項により、債権者に対する支払いは前順位の債権が全て弁済された後でなければ開始できないので、ある順位の債権を弁済できないということは、次順位の債権の弁済の遅れに繋がる。このような状況が生じた場合、清算管財人は、本項に従い、債務者の所在地(居住地)を管轄する公証人又は裁判所に対し、支払うべき金額を供託し、債権者に対し通知する。債権者が、公証人又は裁判所の供託に付してから3年以内に、供託金を受け取らない場合、供託金は、公証人又は裁判所により国家予算に繰り入れられる。
- 3 第3項は、清算手続開始の公告において指定された債権届出期間を過ぎてから届け出られた債権、及び、清算手続開始後に発生した義務的支払債権の弁済に関する問題を規定している。これらの債権は、その届出時期にかかわらず、定められた期間内に届け出られた債権を弁済した後に残った債務者財産によって弁済される。このように、倒産法は、第134条を準用し、これらの債権が第六順位で弁済されるべきであることを定めている。
- 4 第4項、第5項は、いかなる債権が弁済されたとみなされるのかを明らかにしている。全額満足を受けた債権は、弁済された債権とみなされる。代替物(物・金銭)による履行の合意に達した場合、清算管財人により債権の相殺が主張された場合、又は、債務消滅の

その他の事由がある場合にも、債権は弁済されたとみなされる。債権の相殺及び代替物（物・金銭）による履行による弁済の際、重要なのは、弁済の順位（134条8項）と按分性の原則（134条9項）に従わなければならないという倒産法の規定の遵守である。また、これに劣らず重要なのは、本項の次の要件であり、代替物（物・金銭）による履行の合意による弁済は、債権者集会又は債権者委員会の同意がある場合にのみ許されるというものである。また、清算手続においては、契約の更改の合意により債権を弁済することは認められないという本条の規定にも留意する必要がある。

- 5 債務者財産の不足のために満たされなかった債権も、弁済されたとみなされる。債権が清算管財人に認められず、この点につき債権者が経済裁判所に申し立てなかった場合、又は、経済裁判所が債権に根拠がないと認めた場合、当該債権も弁済されたものとみなされる。
- 6 第6項に従い、清算管財人は、債権登録簿に個々の債権の弁済及びその弁済方法に関する記録を記載しなければならない。

第139条 清算管財人の活動に対する監督

- 1 清算管財人は、毎月1回以上、債権者集会又は債権者委員会に対し、自己の活動の報告書、清算手続開始時及び手続中における債務者の財務状況及び財産に関する情報、並びに、その他の情報を提出する。
- 2 清算管財人の報告書には、以下の情報が含まれなければならない。
 - (1) 一債務者の財産の財産目録作成及び査定の進捗状況及び結果に関する情報を含め、清算管財団の形成に関する情報
 - (2) 一債務者の統合口座の入金額及びその入金元
 - (3) 一債務者の財産の換価の進捗状況及びその換価により得られた資金総額
 - (4) 一裁判手続によるものを含め、清算管財人が第三者から回収し得る債権の数及びその総額
 - (5) 一債務者の財産を保全する措置、及び、第三者が占有する債務者の財産を明らかにし、取り戻す措置
 - (6) 一債務者の法律行為を無効と認定する措置、及び、債務者の契約の履行を拒絶する措置
 - (7) 一債権登録簿の管理状況、及び、債権登録簿に含まれる債権の順位ごとの総額
 - (8) 一清算手続中も業務を継続する被雇用者、及び、清算手続中に労働契約が終了する被雇用者の数
 - (9) 一清算管財人による債務者の銀行口座の閉鎖状況及びその結果
 - (10) 一清算手続実施に要した費用額及び費目
- 3 清算管財人の報告書には、清算手続の実施に関するその他の情報も含まれなければならない。その内容は、清算管財人自身によって、又は、債権者集会、債権者委員会若しくは経済裁判所の請求によって、決められる。
- 4 清算管財人は、経済裁判所の請求により、経済裁判所に対し、清算手続の実施に関する全ての情報を提供しなければならない。

本条は、清算管財人の任務の一つ、つまり、自身の活動の報告の手続を定めている。

- 1 本項の要求に従い、清算管財人は、債権者集会（債権者委員会）に対して、1ヶ月に1回以上、活動報告を行わなければならない。
清算管財人は、まず、債権者に対し、清算手続開始時における倒産者の財産と財務状況に関する情報を提供しなければならない。また、必ず、報告時における債務者の財務状況も報告する。
さらに、倒産法の要求するところでは、清算管財人は、債務者の統合口座からの資金利用についても報告しなければならない（132条4項）。

本項をみるに、債権者集会及び債権者委員会の開催間隔は、第10条、第12条に定められていないものの、本項に間接的に規定されていると考えられる。これは、実際には、清算管財人が、1ヶ月に1回以上、債権者集会又は債権者委員会を招集しなければならないということの意味する。同時に、債権者集会又は債権者委員会は、清算管財人の報告書を審理する目的で、招集権者(12条)により、特別に招集されることもあることを指摘しておかなければならない。

- 2 第2項は、清算管財人の報告書に含まれていなければならない具体的な報告事項を列挙している。例えば、清算用財団、債務者財産の換価状況、債権額と債権登録簿等に関する情報である。
- 3 第3項によれば、清算管財人の報告書には、清算手続の進捗に関するその他の情報が含まれなければならない。その内容は、清算管財人自身が、又は、債権者集会、債権者委員会若しくは経済裁判所の請求により、決められる。
- 4 第4項によれば、経済裁判所は、清算手続実施に関するあらゆる情報を請求する権利があり、清算管財人は、それらを提出する義務がある。この際、倒産法は、清算管財人が経済裁判所からの請求を受けて報告すべき具体的な期限(最短・最長)を定めていない。

第140条 清算管財人の解任

- 1 経済裁判所は、以下の場合、清算管財人を解任できる。
 - (1) 清算管財人が任務を遂行しない若しくは不適切に遂行している場合に債権者集会若しくは債権者委員会が解任を申し立てた、又は、倒産事件を管轄する国家機関が解任を申し立てた。
 - (2) 清算管財人本人が、解任を申し立てた。
 - (3) 法令の定めるその他の場合
- 2 経済裁判所は、清算管財人の解任と同時に、本法第126条の定める手続に従い、新しい清算管財人を任命する。
- 3 経済裁判所の清算管財人の解任決定は、直ちに、執行されなければならないが、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

本条は、経済裁判所による清算管財人の解任手続を規定している。

- 1 第1項の規定によると、清算管財人解任事由としては、まず、任務の不履行又は不適切な履行が挙げられる。このような状況が発見された場合、清算管財人の解任は、債権者集会(債権者委員会)の申立てにより行われる。この際、債権者又は債務者に損害を与えた事実は、あってもなくてもかまわない。

倒産事件を管轄する国家機関は、「管財人資格審査委員会規則」第35項により、清算管財人による一度の重大な又は度重なる法令違反を事由として(損害の有無にかかわらず)、また、義務の不履行又は不適切な履行を事由として(損害のある場合)、清算管財人の解任を裁判所に申し立てることができる。この際、指摘しておかなければならないのは、倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所は、第26条に従い、当該機関の同意に基づき、経済裁判所に裁判所任命管財人解任の申立てを行う、ということである。清算管財人は、自己の申出により解任されることができる。この場合、経済裁判所は、清算管財人本人の意思に従い、解任する。

また、清算管財人は、法令に基づくその他の事由によっても解任される。その例としては、第18条第2項の要件事項が挙げられ、清算管財人の任命を妨げる状況が判明した場合及び清算管財人任命後にこのような状況が発生した場合、経済裁判所は、第18条第3項及び第21条第1項に従い、事件参加者の提出した証拠がある場合、清算管財人を解任できる。

その他、裁判所は、第135条第3項により、清算管財人を解任することができ、これは、清算管財人が債権者に対し債務者の財産の売却の手続及び期間を提案してから1ヶ月以内に、その提案が債権者集会又は債権者委員会に容認されず、債権者集会若しくは債権者委員会又は清算管財人が、経済裁判所に対し、発生した紛争の解決を申し立てた場合である。

195 第7章 清算手続(第124条—第144条)

この場合、経済裁判所は、当該紛争の審理の結果、財産売却の手続及び日程（予定表）を承認することも、清算管財人を解任することもできる。

また、裁判所任命管財人の解任事由としては、裁判所任命管財人に度重なる又は一度の重大な現行法令違反があった場合の、倒産事件参加者による申立ても挙げられる（最高経済裁判所総会決議142号13項）。

上記のことから分かるように、経済裁判所は、第135条第3項の場合を除いて、職権で、清算管財人を解任する権限は有しない。

- 2 第2項は、第95条、第126条に従い、経済裁判所が清算管財人の解任と同時に新しい清算管財人を任命しなければならないことを規定している。
- 3 第3項により、清算管財人の解任について経済裁判所は決定を出し、それは、直ちに執行される。清算管財人の解任決定に対しては、最高経済裁判所第142号第21項にもあるように、第60条の手続により不服を申し立てることができる。

第141条 外部管財への移行の可能性

- 1 債務者につき、裁判上の再生支援及び（又は）外部管財が開始されたことがなく、かつ、財務分析の資料により認められる事由を含め、債務者の支払能力が回復し得ると信じるに足る十分な事由が清算手続中に判明した場合、清算管財人は、経済裁判所に対し清算手続の中止及び外部管財への移行を申し立てるか否かを審議するために、当該状況が判明した時から1ヶ月以内に、債権者集会を招集しなければならない。
- 2 経済裁判所に対し清算手続の中止及び外部管財への移行を申し立てる決議は、当該事項を審議する債権者集会が開催された時点で、弁済を受けていない債権総額の過半数の賛成により採択される。
- 3 経済裁判所に対し清算手続の中止及び外部管財への移行を申し立てる債権者集会の決議は、外部管財の予定期間、外部管財人の候補者、及び、当該候補者に関する情報を含まなければならない。

本条は、清算手続から外部管財への移行手続を規定している。

- 1 第1項では、外部管財への移行が可能となる条件が規定されている。移行が可能なのは、債務者に対してそれまで裁判上の再生支援及び（又は）外部管財が適用されていない場合である（すなわち、債務者につき、再建型手続が実施されずに、倒産認定の経済裁判所本案決定が出された場合である。）。第二の事由は、債務者の支払能力が回復され得ると考えるだけの十分な根拠（財務分析データにより立証された根拠も含む。）が清算手続中に判明した場合である。これは、事実上、裁判所任命管財人が自ら行った財務分析に基づき、外部管財への移行により債務者の支払能力が回復する可能性があることを宣言する、ということの意味する。

上記状況が存在する場合、清算管財人に新たな義務が生じる。清算管財人は、上記状況の判明から1ヶ月以内に、経済裁判所に清算手続の終了及び外部管財への移行を申し立てるか否かを審議する債権者集会を招集しなければならない。

- 2 第2項は、債権者集会による議決方法を規定している。この場合、清算手続の終了及び外部管財への移行を経済裁判所に申し立てる決議は、債権登録簿に記載される債権総額の過半数ではなく、当該債権者集会の実施時点で未弁済の債権を持つ債権者の議決権の過半数の賛成によりとられる。
- 3 第3項は、清算手続の終了及び外部管財への移行を経済裁判所に申し立てる債権者集会の決議の内容についての要件を規定している。債権者は、当該決議において、外部管財の予定期間を定め、外部管財人候補者を決定し、その者に関する情報を示さなければならない。

第142条 清算手続の実施結果に関する清算管財人の報告書

- 1 清算管財人は、債権者に対する支払いが終了した後、経済裁判所に対し、清算手続の実

施結果に関する報告書を提出しなければならない。

- 2 清算手続の実施結果に関する報告書には、以下の書面が添付される。
 - (1) 一債務者の財産の売却を証明する書面
 - (2) 一弁済された債権額が記載された債権登録簿
 - (3) 一債権の弁済を証明する書面
 - (4) 一債権弁済後の債務者の残余財産に関する情報、及び、清算手続中、売却に出されたが売却されず、債権者が債権の弁済として受領することを拒否し、かつ、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者が債権弁済後の債務者の残余財産についての権利を行使しない場合の財産に関する情報

本条は、債権者への支払い完了後の清算管財人による報告の方法を規定している。

- 1 清算管財人は、債権者への支払い完了後、裁判所に対し、清算手続結果に関する報告書を提出しなければならない。我々の意見によれば、同じような報告が、和議締結時にも清算管財人によって提出されるべきである。

清算手続中に全ての債権が支払われ、債務者が経済活動を継続する可能性がある場合、裁判所は、清算管財人が提出した報告書を審理した後、倒産事件手続の終結決定を出し、当該決定には、倒産認定の本案決定は執行されない旨記載されなければならない。この点は、最高経済裁判所総会決議第142号第25項にも記載されている。債務者に経済活動を継続する可能性がない場合、全債権者への支払いが完全に終わっていても、経済裁判所は、清算管財人の報告書を審理した後、清算手続終了の決定を出し、当該企業は法人国家登録から抹消される。

倒産法は、報告書の提出期限を定めていないが、提出期限は合理的なものであるべきと考えられる(139条から考えると、債権者に対する支払いが終了した後、1ヶ月以内)。報告書提出の引延し又はその不提出は、清算手続完了にとっての障害となり得るので、裁判所は、第139条により、自ら報告書の提出期限を設定することができる。この点は、最高裁判所総会決議第142号第30項にも言及されており、裁判所が報告書の提出期限を定めるよう推奨されている。また、本条は、債権者集会(債権者委員会)への報告書提出を規定しておらず、したがって、債権者は、報告書を承認したり承認を拒否したりすることができないが、ここでも、第139条に従えば、債権者は、審理のために報告書を請求する権利を有する。

- 2 第2項に従い、清算管財人は、報告書に、債務者財産の売却を立証する書面、弁済された債権の額を示した債権登録簿、債権弁済を立証する書面、債権弁済後の債務者の残余財産、及び、清算手続中に売却に出されたが売却されなかった債務者の財産に関する情報(ただし、債権者が債権の弁済として当該財産を受領することを拒否し、かつ、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者が、債権弁済後の債務者の残余財産に対する権利を主張しないことを条件とする。)といった書面を添付しなければならない。当該書面は、裁判所にとって、債権が完済されたか否かを分析するために、また、債務者の財産がどう扱われたかを追跡するために不可欠である。

清算管財人報告の審理結果については、第144条が定めている。

第143条 債権弁済後の債務者の残余財産

- 1 債権弁済後の債務者の残余財産、及び、清算手続中、売却に出されたが売却されず、債権者が債権の弁済として受領することを拒否し、かつ、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者が債権弁済後の債務者の残余財産についての権利を行使しない場合の財産につき、清算管財人は、地域の国権機関に対し通知する。
- 2 地域の国権機関は、通知を受領した時から1ヶ月以内に、当該財産を自己の資産勘定に入れ、保管費用を全て負担する。地域の国権機関が当該財産の受入れを拒否する又は回避する場合、清算管財人は、経済裁判所に対し、当該機関に強制的に当該財産を受け入れさせるよう申し立てることができる。経済裁判所は、財産譲渡に関する書面に基づき、清算

手続終了の決定を出す。

- 3 定款資本に国家の持分が含まれている企業の財産で、清算手続中に売却に出されたが売却されず、債権者が、定められた清算手続期間内に、債権の弁済として受領することを拒否した財産は、国家にその所有権が移転し、清算管財人は、地域の国権機関の資産勘定に当該財産を移し入れる。経済裁判所は、財産譲渡に関する書面にに基づき、清算手続終了の決定を出す。

本条は、債権を弁済し債権者への支払いが完了した後に売却されずに残った債務者の財産に関する問題を解決している。

本条には、1998年倒産法と比較すると新しい規定が含まれている。以前は、売却に出されたものの売却されなかった財産は、債務者財産の所有者に対してのみ受領が提案され、それが拒否された場合に地方の国権機関に譲渡されたが、現行倒産法では、上記の財産が債権の弁済として債権者にも譲渡され得る。そして、債権者及び発起人(社員)又は債務者財産の所有者が受領を拒否した場合のみ、地方の国権機関に譲渡される。

- 1 第1項は、債権弁済後に残った債務者財産、及び、売却提案が行われたものの売却されなかった財産に関する清算管財人の対応を、以下のとおり規定している。

この規定を検討すると、清算管財人のとる行為は二つあることが分かる。未弁済の債権があり、清算手続において、企業財産が、最終公開競売実施後3ヶ月間、売買契約によって売却されなかった場合、裁判所任命管財人は、債権者に対し、債権の弁済として当該財産を提示する(再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程21項)。その提案の中には、財産の内容を知る方法、債権弁済としての譲渡条件、及び、債権者が債権弁済として財産を受領するか否かを清算管財人に回答する期限が含まれていなければならない。債権者が当該財産を受領し、それをもって債権の弁済とすることに同意する場合、この財産は債権者に譲渡される。もっとも、第134条の要件にかんがみると、債権者に対するこのような提案は、第134条の定める順位に従い行われなければならない。第138条に明記されていないものの、債務者の財産を受領した債権者の債権は弁済されたとみなされなければならない。

債権者が債権弁済のために債務者の財産を受領することを拒否した場合、又は、債権が全て弁済されている場合、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者に対し、残余財産の受領が提案される。他方、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者は、自ら、適時に、清算管財人に対し、売却されなかった財産を受領する用意があると申し出なければならない。

「再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程」第21項によれば、債権者が財産の受領を拒否した場合(拒否は書面による。)、財産は、1ヶ月以内に引き渡される。

「裁判所任命管財人規程」第56項には、債権の弁済後に未売却財産が残った場合、清算管財人は、5日以内に債務者の発起人(社員)又は財産所有者に対し、当該財産を資産勘定に引き受ける必要があることを通知し、清算管財人が通知をしてから2週間以内に、債務者の発起人(社員)又は財産所有者が残余財産に対する権利の行使を申し出なかった場合、清算管財人は、地域の国権機関に対し、当該財産を資産勘定に引き受ける必要があることを通知すると定められている。

当該地域の国権機関に譲渡され得るのは、債権が弁済されていない債権者全員、及び、債務者の発起人(社員)又は債務者財産の所有者の全員が受領を拒否した財産に限られる。

- 2 第2項は、処分すべき財産を地域の国権機関へ譲渡する方法を規定している。

地域の国権機関は、清算管財人による通知から1ヶ月以内に、債務者の残余財産を資産勘定に入れ、その保管経費を負担しなければならない。当該機関が財産の受領を拒否するか回避する場合、清算管財人は、第2項の規定に従い、経済裁判所に対し、地域の国権機関に当該財産を強制的に譲渡する申立てを出すことができる。

清算管財人は、債務者財産の譲渡後、財産譲渡に関する書面を経済裁判所に提出する。経済裁判所は、提出された書面に基づき、清算手続終了の決定を出す。

- 3 第3項は、定款資本に国家の持分が含まれている債務者の財産で、売却提案が行われたものの売却されなかった財産の処理方法を規定している。

この場合、清算管財人は、清算手続において債権が弁済されなかった債権者に対して、売却されなかった財産の受領を提案する。債権者が受領を拒否した場合（この際、本条第1項注釈で触れた要件の全てが守られなければならない。）、財産は国家の所有となり、清算管財人はそれを当該地域の国権機関の勘定に移す。経済裁判所は、財産譲渡に関する書面に基づき、清算手続終了の決定を下す。もっとも、本項には、幾らか未調整な部分がある。企業が国営単一企業体である場合、本条は理解できるが、国家が株主又は社員の一人にすぎない場合、定款資本に国家の持分が含まれている法人の残りの株主又は社員の権利が侵害される。地域の国権機関には、国家の持分割合に相当する財産を譲渡し、残りの財産は、その他の株主又は社員の間で分配するのが正しいと思われる。

第144条 清算手続の終了

- 1 経済裁判所は、清算管財人が提出した清算手続の実施結果の報告書を審理した後、清算手続終了の決定を出し、清算管財人に対し、10日以内に、法人の国家登記機関に対し、当該決定を提出することを義務付ける。
- 2 経済裁判所の決定は、法人の統一国家登記簿に、債務者の清算を記載する事由となる。当該記載は、経済裁判所の決定が提出された時から3日以内に、行われなければならない。
- 3 債務者の清算が法人の統一国家登記簿に記載された時点で、清算管財人の権限は終了し、清算手続は終了したとみなされ、債務者は清算されたとみなされる。

本条は、清算手続の終了手続を規定している。

- 1 清算管財人が提出した清算手続の実施結果報告書は、本項に従い、経済裁判所が審理し、必要であれば、経済訴訟法第128条第1項に従い、裁判法廷で審理が行われる。経済裁判所は、清算管財人の報告書に理由があると認める場合、清算手続終了の決定を出し、報告書に理由がないとされた場合、報告書を返却する。当該規定は、最高経済裁判所総会決議第142号第41項に解説されている。

裁判官は、清算手続終了の決定書において、決定から10日以内に、法人の国家登記機関（地区（市）行政府又は州法務局）に、当該決定を提出することを清算管財人に義務付ける。清算手続終了の決定は、直ちに執行されなければならない。最高経済裁判所総会決議第142号第21項によれば、当該決定に対しては、不服を申し立てることができない。もっとも、当該決定に対しては不服を申し立てる権利を認めるべきと思われる。その場合は、法人の統一国家登記簿に債務者の清算が記載される日まで、不服申立てができと思われる。倒産企業は、すでに、事実上、登記簿及び私法取引から除外されており（企業が存在しないので）、登記簿に清算が記載された後に不服申立てを認める意味がないからである。この点については、最高経済裁判所総会決議が説明をするか、又は、倒産法を改正する必要がある。

倒産法には規定されていないが、報告書審理の際、清算管財人活動に違反や不十分な点が判明した場合、裁判所は、このような不備等を訂正させるために、報告書を返却することができる。このような判断は、私見では、決定の形で出されるべきであり、当該決定において、不備の訂正期限及び清算管財人報告の再提出期限が示されるべきである。

- 2 第2項に従い、清算手続終了の経済裁判所決定に基づき、法人の登記機関は、清算手続終了の決定の提出から3日以内に、債務者の清算を法人の統一国家登記簿に記載しなければならない。
- 3 第3項によれば、法人の統一国家登記簿に記載された時点で、法人は清算し、清算手続は終了されたものとみなされる。清算管財人の権限もやはり終了したものとみなされる。

第 8 章 和議

本章は、和議について定めている。

和議は、倒産法では、相互譲歩に基づき法律上の争訟を終了させる旨の当事者間の合意であると定義されており、当該手続は、一方の当事者を個人事業者である債務者、法人である債務者の代表者又は裁判所任命管財人とし、もう一方の当事者を債権者集会の代表者等債権者集会で権限を付与された者とし、これらの者の間で、債務額、履行期、支払方法などを相互に譲歩した合意に基づき、倒産手続を終了させるものである。

和議締結の決議は、債権者集会において、全債権者の議決権の過半数及び全担保権者の賛成により採択される。和議は、債権者と債務者に締結の権限がある。和議締結には、権利義務を引き継ぐ第三者も参加することができる。和議については、書面による締結が要件であり、経済裁判所の承認によって効力が発生する。和議締結に反対した債権者は、賛成した同順位の債権者に対する弁済条件より不利益とはならない条件で、弁済を受けることができる。債権登録簿に記載されなかった債権者は、和議に拘束されず、倒産事件手続の終結後に権利を行使できる。

和議は、倒産手続のいかなる段階においても締結することができ、和議の承認によって倒産事件手続は終結する。清算手続中及び外部管財中の和議締結については、債務者の名において裁判所任命管財人が決定する。経済裁判所は、裁判費用などの順位外支払請求権及び金銭交付を定める支払文書を有する労働債権の弁済後に限り、和議を承認することができる。経済裁判所は、和議締結の手続に違反する場合、和議が第三者の権利を害する場合、和議条項が法令に反する場合などは和議を承認しない。和議の内容について特定の債権者に有利又は不利な定めがあるといった無効事由がある場合、和議が経済裁判所によって承認された後であっても、経済裁判所は、相応の申立てに基づき、和議を無効と認定することができ、その後、倒産手続は再開する。

債務者が和議を履行しない場合、債権者は、経済裁判所に、その履行を訴えることができる。

第 145 条 和議締結の手続

- 1 債務者及び債権者は、経済裁判所における倒産事件の審理のどの段階においても、和議を締結することができる。
- 2 債権者の名において和議を締結する決議は、債権者集会が採択する。和議締結の債権者集会の決議は、全債権者の議決権の過半数の賛成、かつ、債務者の財産に担保権を設定している全債権者の賛成を得た場合に、採択されたとみなされる。和議締結に関し議決権を行使する債権者の代理人の権限は、委任状に明確に定められていなければならない。
- 3 債務者の名において和議を締結する決定は、個人事業者である債務者若しくは債務者の代表者、又は、外部管財人若しくは清算管財人が行う。
- 4 和議の定める権利及び義務を引き継ぐ第三者は、和議に参加することができる。
- 5 和議は、経済裁判所の承認を受けなければならない。承認については、決定が出され、当該決定には、倒産事件手続の終結が指示される。和議が清算手続中に締結される場合、経済裁判所は、和議を承認する決定を出し、当該決定に、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定は執行されない旨を指示する。
- 6 和議は、経済裁判所が承認した日から、債務者、債権者及び和議に参加した第三者に対し、法的効力を有し、義務を生じさせる。法的効力を生じた和議の履行を、一方的に拒絶することは認められない。
- 7 和議締結の決議に賛成した債権者、又は、債務者の発起人（社員）若しくは債務者財産の所有者は、決議に反対した又は決議に参加しなかった債権者の金銭債権及び（又は）義務的支払債権を、弁済することができる。この場合、債権者は、債務者に代わってなされた弁済の提供を受領しなければならない。弁済を受けた債権者の権利は、弁済を提供した者に移転する。

- 8 第三者は、和議に基づく債務者の金銭債務の履行につき、保証又は銀行保証を提供すること、及び(又は)、和議に基づく義務的支払債務を履行すること、さらに、その他の方法により債務者の債務履行を保証・担保することができる。和議に債務者の財産を第三者に譲渡する条項が含まれている場合、和議は、譲り受ける第三者が当該財産を担保として提供する条項を含む場合に限り、締結することができる。

本条は、和議締結に当り、必ず守られなければならない条件を定めている。

- 1 和議とは、相互譲歩に基づいて、裁判上の紛争を終わらせるための当事者の同意である。どの段階の審理においても和議により事件を終結させることができる当事者の権利を定めている経済訴訟法の規定と同じく(経済訴訟法 40 条 3 項)、本条も、倒産事件審理のあらゆる段階で和議を締結することができるように定めている。「経済裁判所における倒産事件の審理のあらゆる段階」とは、監視、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続のことである。裁判所が倒産認定の申立てを受理してから監視過程で債権登録簿が作成されるまでの期間に和議を締結することはできない。なぜなら、審理のこの段階では債権登録簿がなく、したがって、和議の内容を吟味し、和議を締結するか否かを決める債権者集会もないからである。
- 2 立法においては、和議締結の決定を債権者集会の専権事項としており、和議締結に必要な二つの条件を定めている。和議締結決議が、第一に、全債権者の議決権数の過半数が賛成することにより、第二に、債務者の財産に担保権を設定している債権者全員が賛成することにより、採択されなければならないということである。経済裁判所による通常事件の審理において、当事者によって合意され、原告・被告・第三者の意思表示が必要とされる和議と異なり、倒産事件における和議では、全ての債権者の同意は必要ではない。この場合、議決権数の半数以上の債権を有する債権者及び担保権者による意思表示があり、第 149 条に規定される幾つかの義務が遵守されていれば、十分である。債権者集会の決議の採択なしに、個々の債権者と債務者が個別に和議を締結することはできず、つまり、倒産事件においては、経済訴訟法第 132 条(当事者の和解)の適用はない。
- 3 債務者の名において行われる和議締結は、以下の者が決定する(審理のどの段階で和議が締結されるかによる。)。
 - ・ 個人事業者に対して倒産事件が開始された場合は、個人事業者
 - ・ 監視及び裁判上の再生支援の手続中に締結される場合は、法人債務者の代表者。ただし、債務者の代表者が解任させられている場合は、債務者の名において行われる和議締結は、必然的に一時管財人又は再生支援管財人が決定する。
 - ・ 外部管財人又は清算管財人
- 4 第 4 項に基づいて和議に参加が認められる第三者とは、債務者及び債権登録簿に記載される債権者以外の、あらゆる者である。立法においては、第三者となり得る者の範囲は限定されていない。これらの者が和議に参加するための唯一の条件は、和議による権利及び義務を引き受けることである。しかし、裁判所は、和議を承認する際、第三者の代表者(経営機関)が、保証・銀行保証、その他債務者の債務履行を保証する権能を有しているかどうか、確認しなければならない。第三者が和議に参加する際の形態は、第 8 項に定められている。
- 5 和議は、裁判所に承認された時より、特定の権利と義務を生じせしめる書面となる。裁判所は、和議を承認すると同時に、決定において、事件手続の終結を指示する。例外は、清算手続の段階で行われる和議締結と裁判所による承認であり、この場合、裁判所は、決定において、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定が執行されない旨を指示する。これは、第一に、裁判所の和議承認により債務者の経済的破綻状態が終結するからであり、第二に、法令(裁判所法、経済訴訟法等)によれば、発効した本案決定(判決)は、全ての者に対し執行力を有するので、債務者の倒産を認定し清算手続を開始した司法判断の「運命」を決める必要があるからである。裁判所は、和議を承認し、決定の本文に和議の条項を記載する。
- 6 和議は、承認されると効力を有し、和議に参加した者にとって義務的なものとなる。和

議に参加する者とは、債務者、債権者及び和議によって一定の債務を引き受ける第三者と解すべきである。ここで、「債権者」という概念は、和議を採択した債権者集会在開催された日の債権登録簿に記載されている債権者、と理解しなければならない(最高経済裁判所総会決議 142 号 31 項)。

倒産法は、一方的に、和議の条項の履行を拒否することを認めていない。和議が履行されない場合、倒産法に定められる効果が生じる(155 条注釈参照)。

- 7 和議に賛成した債権者、債務者の発起人(社員)及び(又は)債務者財産の所有者は、和議の締結に反対した又は議決に参加しなかった債権者に対する金銭債務及び(又は)義務的支払債務を履行する**権利を有する**(義務ではない。)。本項の文言によれば、これは権利であって義務ではないと考えるべきである。和議締結に賛成した債権者が、反対した又は議決に参加しなかった債権者の債権を弁済したいという希望を表明しなかったとしても、反対した又は議決に参加しなかった債権者に対する和議の条件が、和議に賛成した債権者に対する条件よりも不利益であってはならない。第 148 条第 3 項にはそのように定められている。

ここで疑問が出てくる。債権登録簿に記載されていない債権者、したがって、和議において自身の債権の弁済が言及されていない債権者はどうなるかという問題である。この問題に対する答えは、最高経済裁判所総会決議第 142 号第 31 項にある。それによれば、そのような債権者は、和議が承認され、倒産事件が終了した後、自らの債権を弁済するよう債務者に請求することができる。

- 8 第 8 項は、第三者が和議に参加する形態と条件を定めている。立法においては、参加形態には制限は設けられていない。したがって、債務者による金銭債務及び義務的支払債務の履行につきあらゆる保証が和議では認められるということである。古典的な例としては、保証、銀行保証、担保が挙げられる。債務者が和議の条項を履行することを保証するその他の手段としては、債務引受や、第三者が債務者の財産を一定期間利用し、その使用料を直接債権者に支払うこと、又は、債務者の製品に利害関係を持つ経済主体(第三者)が、債務者に対し、今後生産される債務者の製品に対して前払いを行い、その前払金を債権の弁済に充てるといった売買契約を結ぶこと、などが考えられる。

第三者への債務者財産の処分を含む和議は、例外的に、当該第三者が当該財産の債務弁済を保証する担保として提供する場合のみ、認められる。

第 146 条 倒産手続中に締結される和議の特則

- 1 和議の締結の債務者側の決定は、監視及び裁判上の再生支援中においては、債務者の代表者が、債務者の代表者が解任された場合には、裁判所任命管財人が決定する。
- 2 和議が、法令又は設立文書により債務者の経営機関の決定(容認)に基づいて行われる法律行為である場合、債務者の名による和議は、当該決定(容認)を得て初めて締結することができる。外部管財及び清算手続中における和議の締結については、当該決定(容認)は要求されない。
- 3 債務者、裁判所任命管財人又は債権者の利害関係人に当る第三者が和議の締結に参加する場合、和議は、利害関係を生じさせる法律行為である旨の情報を、その利害関係の性質とともに含まなければならない。和議は、倒産事件開始後に発生した債権を除き、当該倒産手続開始日の時点で履行期が到来している債権に適用される。

本条は、第 145 条の続きといえる。なぜなら、本条は、前条と同じく、和議締結において必ず遵守しなければならない特定の条件を定めているからである。これらの特定条件は、和議がどの倒産手続において締結されたかにより異なる。

- 1 第 1 項は、監視や裁判上の再生支援の段階で、債務者の名において和議を締結する権利を有する主体を列挙している。そのような主体とは、債務者の代表者、代表者が解任されている場合は一時管財人又は再生支援管財人である。本条には、外部管財や清算手続の段階で和議を結ぶ場合、債務者側で和議締結の決定を行う主体が定められていない。しかし、

第 145 条第 3 項に、債務者の名において和議締結を決定する権限を持つ者が挙げられており、これにより、これらの手続における当該決定は裁判所任命管財人が行うということになる。

- 2 立法者は、監視や裁判上の再生支援の段階で締結される和議に対して、一定の要件を定めている。すなわち、和議が債務者にとって債務者の経営機関の同意を必要とする法律行為である場合、債務者の代表者は、そのような同意を得た後に限り、和議締結を決定できる。そのような法律行為に数えられるのは、重要な法律行為や、利害関係人との法律行為で、株式会社法により株主総会又は会社の監督役員会の承認を必要とするものである。

株式会社法第 89 条によれば、重要な法律行為とは、以下のものである。

- ・ 法律行為の実施を決定した日における会社資産の帳簿価格の 25%以上の財産を、直接又は間接的に取得し、処分し、若しくは処分の可能性を持つ法律行為又は互いに関連する複数の法律行為。ただし、通常の経済活動を行う過程でなされる法律行為を除く。
 - ・ 以前に会社が発行した普通株式の 25%以上の普通株式若しくは普通株式に転換できる優先株式を発行することになる法律行為又は互いに関連する複数の法律行為
- 重要な法律行為の対象となる財産の価値は、会社の監督役員会が決定する。

株式会社法第 91 条には、会社が行う法律行為の利害関係人の一覧が、また、株式会社法第 93 条には、利害関係が発生する法律行為を行うのに必要な要件の一覧が記載されている。

会社が行う法律行為の利害関係人とは、会社の監督役員会の役員、会社のその他の経営機関で役職を持つ者、自らの支配下(関連)の者と共同で会社の 20%以上の議決権付株式を有する株主、及び、これらの者の配偶者、両親、子供、兄弟姉妹、その他これらの者の関係者である。

株式会社法第 93 条によれば、会社が利害関係を伴う法律行為を行う決定は、利害関係を持たない監督役員会の役員の過半数の賛成により採択される。法律行為の対価額及び法律行為の対象となる財産の価値が会社の資産の 5%を超える場合、又は、法律行為及び(又は)相互に関連する複数の法律行為が、会社の議決権付株式若しくは議決権付株式に転換できるその他の有価証券の発行であり、その数量が以前に発行された議決権付株式の 5%を超える場合、このような法律行為は、株主総会において、当該法律行為に利害関係を持たない株主の議決権の過半数の賛成を必要とする。この規定の例外は、利害関係人が会社に対し貸付けを行う場合である。

債務者の設立文書に、債務者の経営機関の同意が必要とされる他の法律行為が規定されていることもある。このような場合で、代表者が解任されているために、裁判所任命管財人が和議の締結を決定した場合、債務者の経営機関の同意が要求されるのか検討する必要がある。この点、上記のような事態では、誰が和議締結の決定を下したのかにかかわらず(債務者の代表者であれ、裁判所任命管財人であれ)、債務者の経営機関の同意が必要と解される。

- 3 第 3 項には、第 17 条に列举されている利害関係人との法律行為に対する要件が含まれている。利害関係人との法律行為については、和議が利害関係を有する法律行為であるという情報、及び、その利害の性質が明確に和議に示されているという要件が守られなければならない。倒産法は、この要件が遵守されなかった場合の効果の規定していないが、倒産関連法令の要件を守らなかった場合は、第 153 条の定める手続により、当該法律行為の無効認定事由となり得ると解すべきである。

第 145 条第 6 項が、債務者、債権者、及び和議に参加する第三者に対する和議の義務について定めているのに対し、本項は、和議が、倒産事件開始後に発生した債権を除き、該当する倒産手続開始日の時点で履行期が到来している債権に適用されることを具体的に定めている。しかし、最高経済裁判所総会決議第 142 号第 31 項は、「倒産法に従い締結された和議の条項は、和議締結を決議した債権者集会の開催日付で債権登録簿に記載されている債権にのみ適用される。」と規定し、本項よりも、更に和議の効力の及ぶ債権の範囲を拡張している⁸²。本項には規定されていないが、債権登録簿には経済裁判所の倒産認定申立

⁸² 債権登録簿には、実施されている倒産手続の開始日時点で履行期の到来している債権が含まれるため、本項と

203 第 8 章 和議(第 145 条—第 155 条)

受理より前に発生し履行期が該当する倒産手続の開始前に到来している債権を持つ債権者が記載されることから(最高経済裁判所総会決議 142 号 19 項)、当該債権者に対しても和議が適用されることを指摘しておかなければならない。

また、本項は、倒産事件開始後に発生した債権については、和議が適用されないとしている。これは、かかる債権は共益費であるから債権登録簿に記載されず、また、第 149 条第 1 項により和議締結前に弁済されていなければならないからである。また、本項には掲げられていないが、履行期が各倒産手続の開始後に到来した債権についても和議は適用されない。なぜなら、共益費とは、経済裁判所の倒産認定申立受理後に発生した債権、及び、履行期が各倒産手続の開始後に到来した債権であるからである(最高経済裁判所総会決議 142 号 19 項)。

第 147 条 和議の形式

- 1 和議は、書面で締結される。
- 2 債務者の名においては、個人事業者である債務者、債務者の代表者又は裁判所任命管財人が、和議に署名する。債権者の名においては、債権者集会で権限を付与された者が、和議に署名する。
- 3 第三者が和議に参加する場合、第三者の名においては、第三者本人又はその代理人が和議に署名する。

本条は、法律行為としての和議の形式の要件を定めている。

- 1 和議に対しては、民事関連法令の普通書面による法律行為に関する要件(民法 108 条)が適用される。民事関連法令は、「書面による法律行為(契約)」を、直接手交による、又は、通信手段(電子郵便を含む)を用いた送付による書面の交換としており、和議では、一通の書面を作成する必要がある。
- 2 第 2 項は、和議に署名する者の範囲を定めている。債務者の名においては、個人事業者である債務者、債務者の代表者又は裁判所任命管財人、債権者の名においては債権者集会から権限を付与された者である。この者は、和議締結を決定した債権者集会がその署名の権限を付与した具体的な自然人と理解される。倒産法は、このような者について要件を特に定めておらず、単に、この者が債権者集会により与えられた署名権限を持っていない点を示しているだけである。したがって、この者には、債権登録簿に記載されるいずれかの債権者の代理人や、倒産事件において債権者集会を代表する債権者集会の代表者などを含め、あらゆる者となり得る。この際、監視において、債務者の代表者が、裁判所の決定により解任され、その職務が一時管財人に委ねられている場合、債務者の側からは、事実上債務者の代表者となっている一時管財人が和議に署名する(最高経済裁判所総会決議 142 号 32 項)。
- 3 第三者が、和議に従った債務者の金銭債務及び義務的支払債務の履行を保証し、和議に参加する場合、この第三者(又はその代理人)も和議に署名しなければならない。和議が第三者の代理人によって署名された場合、この者が和議に署名する権限を持つことを証明する委任状を添付しなければならない。

第 148 条 和議の内容

- 1 和議は、債務者の金銭債務の額、履行方法及び履行期に関する条項、並びに(若しくは)、代替物(物・金銭)による債務の履行の合意、契約の更改、債務免除又は法令の定めるその他の方法による金銭債務の消滅に関する条項を含まなければならない。
- 2 和議は、以下の条項を含むことができる。
 - (1) 金銭債務の履行期の延期又は分割払い化
 - (2) 債務者の債権の譲渡
 - (3) 第三者による債務者の金銭債務の履行

最高裁判所総会決議第 142 号の定める範囲は同一と思われる。

- (4) 債務の一部免除
 - (5) 法令の定める義務的支払債務の支払期日及び支払方法の変更
 - (6) 法令に違反しない、その他の方法による債務の履行
- 3 和議締結の議決に参加しなかった債権者及び決議に反対した債権者に対する和議の条件は、同じ順位を有する債権者で決議に賛成した者に対する条件より、不利益であってはならない。
- 4 債務者が自己の財産に設定した担保権は、和議に別段の定めがある場合を除き、保全される。

前条が和議の形式に関する要件を定めていたのに対し、本条は、和議の内容に関する要件を列挙している。この要件が遵守されなければ、裁判所は和議の承認を拒否する場合がある。

- 1 民事関連法令が契約の内容について一定の要件を明示しているように、倒産関連法令も和議の内容に関する要件を定めている。和議は、債権者によって承認された和議履行の手続、期間及び方法を含んでいなければならない。和議は不確定条件を含んではならない。本項によれば、和議は、代替物（物・金銭）による履行、契約の更改、債務免除及び法令の定めるその他の方法により、債務者の金銭債務を消滅させる条項を記載することができる。この際、義務的支払債務については、上記の方法による債務の消滅は認められていない。最高経済裁判所総会は、最高経済裁判所総会決議第 142 号第 33 項において、裁判所に対し、「債務者に対する債務の履行期の延期、分割払い化、及び（又は）、一部免除による財務支援は、和議の対象とみなされ、他の倒産手続において、債務の一部免除による財政支援を除き、債務者の財務状況の回復策とみなすことはできない」と説明している。
- 2 第 2 項は、和議に盛り込まれる得る条項を列挙している。しかし、ここに列挙されているものが全てというわけではなく、和議作成においては、債権を弁済するために、法令に反しないその他の方策を記すことができる。もっとも、義務的支払債務については、「債務の一部免除」を行うことはできない。
- 訴訟手続では行政法関係から生じた紛争について和議締結が法令上認められていないのとは異なり、倒産法では、和議の条項を義務的支払債務にまで広げることにに関して、言及こそないものの直接の禁止もない。第 148 条第 2 項第 5 号は、和議には、法令の定める義務的支払債務の支払期日及び支払方法の変更に関する条項を盛り込むことができると定めている。しかし、ここで立法者は、「法令の定める」という限定を付けていながら、倒産法はこの条件を説明していない。この問題は、最高経済裁判所総会決議第 142 号にも言及がない。「法令の定める」という概念は、義務的支払債務の支払期日及び支払方法の変更に関する決定はその件に関して権限を持つ国家機関が行わなければならない、と解釈されるべきである。現行法によれば、それは、遅延受取・支払勘定の縮小及び支払規律の強化に関する政府委員会である(2004 年 2 月 9 日付ウズベキスタン共和国内閣令第 61 号「遅延受取・支払勘定の縮小及び支払規律の強化に関する国家委員会の創設について」)。したがって、和議は、義務的支払債務の債権者である国家機関、つまり税務機関とも締結することができるということになる。ただし、上記政府委員会の然るべき決定がある場合に限られる。この際、債務の減額や義務的支払債務に係る罰金制裁の免除などは認められていないことを考慮に入れておく必要がある。なぜなら、第 148 条第 2 項第 5 号は、義務的支払債務の支払期日及び支払方法の変更についてのみ定めているからである。
- 3 第 3 項は、議決に参加しなかった又は和議締結に反対した債権者の権利を守るための規定を定めている。このような債権者についての和議条項が、和議締結に賛成した同じ順位の債権者に比べて不利益であってはならないと定めている。この規定を適用するに当たっては、この規定に違反した場合、和議を無効と認定する事由となるということを念頭に入れておかなければならない。
- 4 第 145 条によれば、和議締結の債権者集会決議は、全債権者の議決権数の過半数の賛成、及び、債務者の財産に担保を設定した担保権者の全員の賛成により、採択される。倒産法は、債務を弁済するために債務者の財産に設定された担保権を保全し、和議締結において

担保権者に保証を与えている。しかし、当事者は、和議において、担保契約がその効力を失うような定めを設けることもできる。

第 149 条 経済裁判所による和議承認の要件

- 1 経済裁判所は、本法第 134 条第 1 項の定める費用及び債権、並びに、金銭交付を定める支払文書を有する労働債権の弁済後に限り、和議を承認することができる。
- 2 債務者、外部管財人又は清算管財人は、和議の署名から 5 日以内に、経済裁判所に対し、和議の承認を申し立てなければならない。
- 3 和議の承認の申立書には、以下の書面を添付しなければならない。
 - (1) 和議の原文
 - (2) 和議の締結を決議した債権者集会の議事録
 - (3) 債権登録簿
 - (4) 本条第 1 項の定める費用及び債権が弁済されたことを証明する書面
 - (5) 和議締結の決議に参加しなかった債権者、又は、決議に反対した債権者の不服書
 - (6) 法令の定めるその他の書面
- 4 経済裁判所は、利害関係人に対し、和議を審理する期日を通知する。通知を受けた者が審理に欠席しても、倒産事件の審理は妨げられない。

本条は、経済裁判所に和議承認を申し立てる手続に必要な要件を示し、裁判所が和議承認の申立てを認める条件を導き出している。

- 1 和議は、経済裁判所が承認した時点で、法的効力を有する。裁判所は、和議承認に際し、和議が、本条の要件を満たしているかだけでなく、倒産法全体にも合致しているかどうか、そして、和議が第三者の権利を侵害していないかどうかを検討する。

本項は、和議締結が認められる必須条件として、以下を支払わなければならないと定めている。支払われるべきものは、裁判費用、裁判所任命管財人の報酬、日常の公共料金及び運転資金、債務者の財産に関する保険費用、倒産事件開始後に発生した債権その他の共益費（最高経済裁判所総会決議 142 号 19 項 8 段参照）、個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権、及び、金銭交付を定める支払文書（執行文書）を有する給与支払請求権である。この際、第 134 条第 1 項は精神的損害賠償請求権を順位外で弁済されるべき債権として定めていないが、精神的損害賠償請求権も和議締結前に弁済されなければならないと考えるべきである。倒産法は、労働債権の弁済義務を定め、債務者の被雇用者の社会的保護を確保するという目的を追求している。したがって、和議締結を決議するために招集された債権者集会が開催された時点で、債務者は、上記の費用及び債権の支払いを完了させていなければならない。

- 2 第 2 項には、和議の承認を経済裁判所に申し立てなければならない期間が定められている。しかし、倒産法は、この期間を守らなかった場合の効果定めていない。したがって、期間に違反して申し立てたとしても、それは和議承認の拒否事由とはなりえない。
- 3 第 3 項は、和議承認の申立てに添付すべき書面を具体的に挙げている。本条本項に示される裁判所への提出書面は、裁判所が、和議締結が法定要件を満たしているか確認する上で必要である。そのような書面のどれか一つでも、申立書に添付されず、提出されなかった場合、和議承認の拒否事由となる。しかし、この不備を取り除いた場合、経済裁判所に再度の和議承認を申し立てることは妨げられない。

列挙されている書面は、添付すべき書面の全てではない。和議の条件によっては更に書面を提出しなければならない。例えば、被担保債権がある場合、担保権者が和議締結に賛成していることを証明する書面が提出されなければならない。また、和議が債務者にとって、債務者の経営機関の同意を必要とする法律行為であった場合、債務者の代表者による和議締結の決定は、その同意を得た後のみ行うことができるので、その同意書面が申立書に添付されていなければならない。

- 4 裁判所が申立書及び法令の定める全ての添付書面を受理すれば、裁判所が和議承認の申

立てを審理する法廷開催事由となり、裁判所は、関係者にその旨を通知する。然るべき通知を受けた者が法廷に欠席しても、和議承認の申立ての審理は妨げられない。倒産関連法令は、裁判所が和議承認を審理しなければならない期間を定めていない。それは具体的な状況次第である。和議が監視段階における第一回債権者集会で締結されたならば、裁判所は、倒産認定の申立ての審理期日に、和議を承認する。和議が、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続の各手続において締結された場合、申立ては 1 ヶ月以内に審理されると定めている経済訴訟法 (125 条) に基づき、和議承認の申立ては、裁判所に出されてから 1 ヶ月以内に、審理されなければならない。

第 150 条 経済裁判所による和議承認の効果

- 1 監視、裁判上の再生支援、外部管財及び清算手続の手続中の経済裁判所による和議承認は、倒産事件手続を終結する事由となる。
- 2 裁判所任命管財人の権限は、経済裁判所により和議が承認された時点で、終了する。法人債務者の外部管財人及び清算管財人は、債務者の代表者が選任（任命）されるまで、引き続き自己の権限を行使する。
- 3 和議が承認された時から、個人事業者である債務者若しくは債務者の代表者、外部管財人若しくは清算管財人、又は、第三者は、債権者に対する弁済を開始する。

本条は、和議が承認されることによって生じる効果を明らかにしている。

- 1 監視、裁判上の再生支援、外部管財といった倒産手続の段階における経済裁判所による和議承認は、倒産事件手続の終結事由となる。清算手続の過程において和議が締結された場合、債務者の倒産認定・清算手続開始の裁判所の本案決定は、和議が承認された時点から執行されてはならず、裁判所は、この旨を和議承認決定の本文に指示する。これ以降、和議承認の経済裁判所決定に対する不服申立てを除き、倒産事件において行われる通常の手続行為は、行うことができない。最高経済裁判所総会決議第 142 号第 21 項及び第 22 項によれば、和議承認の裁判所決定に対しては、経済訴訟法の定める手続により、不服を申し立てることができる。
- 2 一時管財人、再生支援管財人、外部管財人、及び、清算管財人の権限は、和議承認の日に、経済裁判所より終了される。和議が外部管財や清算手続の段階で当事者によって合意された場合、法人である債務者の外部管財人や清算管財人の職務を務めていた者は、債務者の代表者が任命（選任）される日まで、自らの職務を果たす。これは債務者機関の活動における権限の空白状態を避けるためである。和議が監視や裁判上の再生支援の段階で締結された場合も、債務者の代表者が解任されているのであれば、上記の類推により、一時管財人や再生支援管財人がその職務を果たすことになる。
- 3 和議承認の後、個人事業者である債務者若しくは債務者の代表者、外部管財人若しくは清算管財人、又は、第三者は、債権の弁済に着手する。

第 151 条 経済裁判所による和議承認の拒否

- 1 経済裁判所は、本法第 149 条第 1 項の定める費用及び債権が弁済されていない場合、和議の承認を拒否する。
- 2 経済裁判所は、以下の場合も、和議の承認を拒否する。
 - (1) 一本法の定める和議締結の手続に違反している。
 - (2) 一和議の形式が守られていない。
 - (3) 一和議が第三者の権利を侵害する。
 - (4) 一和議の条項が法令に抵触する。
- 3 経済裁判所は、和議承認を拒否する決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

本条は、裁判所が、和議の承認を拒否する場合を定め、このような事態を避けるという目

的も追求している。

- 1 既に述べられているように(149 条参照), 和議締結の必須条件は, 第 134 条に規定される費用・債権及び金銭交付を定める支払文書(執行文書)を有する給与の支払いである。債務者が, 第 149 条第 1 項の要件を遵守しない場合, 経済裁判所は, 和議の承認を拒否することができる。この債務者の義務は, 経済裁判所が和議承認の申立てを審理するまでに履行されていなければならない。この義務の履行は, 弁済を証明する書面により確認されなければならない。そのような書面は, 和議承認の申立書に添付されなければならない。弁済を証明する書面になり得るのは, 口座振替支払依頼書, 領収書, 要求払書, 第 134 条第 1 項に明記される者が弁済を受けたことを認める書面などである。
- 2 第 2 項は, 和議承認の拒否事由となる違反を列挙している。そのような違反は様々である。例えば, 所定手続の違反とは, 債務者の名による和議締結の決定が, 決定権のない者によってされた, 又は, 議決に債務者の財産に担保権を設定している債権者の全員が参加していなかったということがあり得る。和議締結の形式違反とは, 必要な書面の形式を満たしていなかったということである。和議締結における第三者権利の侵害とは, 和議が, その締結に参加していない者に義務を課していることが挙げられる。裁判所は, 和議に民事法令の定める無効事由がある場合も, 和議の承認を拒否する。例えば, 和議の内容が法令の要件に合致しない場合(民法 116 条), 又は, 和議が見せかけだけで, 法的効果の発生を意図せずに締結された場合(民法 124 条)である。この際, 民事法令の定める無効な法律行為となる事由は, 経済裁判所が和議承認を拒否する事由となる。
- 3 裁判所は, 和議承認を拒否し, 決定を出す。当該決定に対しては不服を申し立てることができる。しかし, 倒産関連法令は, 不服申立手続及び期間を定めていない。この問題については, 最高経済裁判所総会決議第 142 号第 21 項に言及がある。これによれば, 経済裁判所が倒産事件の枠内において出した決定のうち, 経済訴訟法に規定を持たないものに対しては, 倒産法が規定する場合に限り, 倒産法が定める手続に従ってのみ不服を申し立てることができる。よって, 経済訴訟法には, 和議承認の拒否決定の規定がないので, 倒産法第 151 条により出された和議承認の拒否決定に対する不服申立ては, 倒産法第 59 条及び第 60 条が定める手続及び期間で, 認められる。つまり, 当該決定に対する不服は, その発令より 10 日以内に, 第二審に申し立て, 第二審裁判所は 10 日以内に審理結果に基づいて決定を出し, この決定が最終的なものとなる。

第 152 条 和議承認の拒否の効果

- 1 和議は, 経済裁判所が承認拒否決定を出した場合, 締結されていないとみなされる。
- 2 経済裁判所が和議承認拒否決定を出したことにより, 新たな和議の締結が妨げられることはない。

本条では, 裁判所が和議承認を拒否した場合に生じる効果が挙げられている。

- 1 裁判所による和議承認の拒否の実体法的効果は, 和議合意に達した当事者が予定していた効果が発生しない, ということである。この場合, 和議締結の段階で存在していた債務者と債権者との関係は保たれる。
裁判所による和議承認の拒否の手続的效果は, 倒産事件が継続するということである。この際, 当事者の和議締結の試みは, 手続的観点からは, 倒産事件の過程に何ら影響を及ぼさない。倒産事件は, 当事者(利害関係人)が和議締結を試みた段階から継続される。
- 2 第 2 項によれば, 経済裁判所が和議承認の拒否決定を出しても, 当事者は, 経済裁判所が和議承認を拒否した事由を考慮し, 再び和議を締結することができる。

第 153 条 和議の無効

和議は, 以下の場合, 債務者, 債権者, 検察官又は自己の権利及び法的利益が侵害された者の申立てに基づき, 経済裁判所が無効と認定することができる。

- (1) 一和議が、特定の債権者に特別に有利である条項、又は、特定の債権者の権利及び法的利益を制限する条項を含んでいる。
- (2) 一法令の定めるその他の無効原因が存在する。

本条は、和議が無効と認定される事由を列挙している。

本条には、和議の無効認定を申し立てる権利を有する主体の範囲及び和議を無効と認定する事由が述べられている。この規定の適用においては、和議により自らの権利又は利益を侵害されたと思う者は誰でも、裁判所に和議の無効認定を申し立てることができるという観点に基づくべきである。なぜなら、経済訴訟法第 1 条によれば、あらゆる利害関係人は、侵害されている若しくは争われている自らの権利、又は、経済訴訟法に規定される手続において守られる法的利益の保護のために、経済裁判所に訴える権利を有しているからである。同様の規定は、民事訴訟法にもある。そして裁判所のみが、和議無効認定の申立てを審理した結果に基づいて、その者の権利又は利益が侵害されたか否かを判断する。

したがって、どのような場合に裁判所は和議の承認を拒否し、どのような場合に和議の無効認定が申し立てられるのかを区別しなければならない。第 151 条によれば、和議承認の拒否事由は、和議作成及び締結時における倒産関連法令の要件の不遵守、また、和議条項と法令の不一致、つまり和議を無効な法律行為と認定する事由がある場合である(151 条注釈参照)。和議の承認拒否には、債権者又は第三者からの異議は、必ずしも必要ない。裁判所が、法廷において、申立書と一緒に提出された書面を吟味し、和議の承認又は承認拒否の決定を出す。本条は、和議を無効と認定する必須条件として、利害関係人からの書面による申立て、及び、第 153 条第 1 号、第 2 号に挙げられている事由を規定している。実務では、本条第 1 号の適用は論争の余地がない。しかし、第 2 号に関しては、同号が参照規定も含むことから、問題が起こる可能性がある。立法においては、「無効原因」とは、裁判所が法律行為を無効と認定する、つまり取り消すことができる法律行為に関する民事関連法令の規定する原因を念頭においていたと思われる。ここに、仮に、和議が無効な法律行為に該当し、和議に無効事由があったにもかかわらず、裁判所がその和議を承認していたとすればどうなるのかという問題がある。この場合、利害関係人は、倒産事件の枠内において、裁判所の和議承認決定に対し不服を申し立てることができる。和議の無効認定は、経済訴訟法及び(又は)民事訴訟法に定められる手続で、一般の訴訟手続に則り、倒産事件の枠外で行われる。このような結論は、本条の趣旨から、また、和議が、裁判所の決定ではなく、本案決定(判決)によってのみ無効と認定されるということから導かれる。この場合、ある困難な問題が生じてくる。つまり、和議承認に関する事件の参加者としての当事者の選定である。誰が事件の被告となるのか、全債権者か、それとも和議に債権者の名において署名した者に代表される債権者集会か、また、裁判所に申し立てた者が、全ての利害関係者を事件に参加させなかった場合はどうなるのかといった問題である。この点、事件には、和議が特定の権利及び義務を課している全債権者及び第三者が参加すべきだと思われる。なぜなら、和議の無効認定は、それらの者の権利及び義務を停止させるからである。もちろん、債権者が 3 名以下又は 5 名以下であった場合、困難は生じない。しかし、10 名以上、20 名以上であった場合、裁判所にとって、これらの者に法廷の開催日時を連絡すること、また、法廷の開催自体に、難しさが出てくる。

倒産法には、和議無効認定を申し立てることができる期間を定める規定はない。したがって、和議の無効認定は、いつでも申し立てることができるといえる。しかしながら、和議無効認定の申立てが、民事関連法令の定める出訴期限を過ぎて行われ場合、又は、訴訟審理中に出訴期限徒過の効果を適用するよう申立てがあった場合、それは訴訟を却下する事由となる。

第 154 条 和議の無効認定の効果

- 1 和議の無効認定は、倒産事件手続を再開する事由となる。経済裁判所は、倒産事件手続の再開の決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

- 2 和議が無効と認定された場合、履行期が延期された及び（若しくは）分割払いとされた債権、又は、一部免除をした債権については、弁済を受けていない部分の債権が復活する。
- 3 本法第 149 条第 1 項の定める費用及び債権であって弁済を受けたものについては、和議が無効と認定されても、弁済として受けた金銭を債務者に返却する必要はない。
- 4 本条による規制を受けない点については、法令の定める法律行為の無効の効果が生じる。
- 5 和議が無効と認定された場合、経済裁判所は、本法第 52 条及び第 53 条の定める手続に従い、債務者の財産による負担で、公報紙において債務者の倒産事件の再開を公告する。
- 6 本法に違反しない和議の条項に基づき満足を受けた債権は、弁済されたとみなされる。自己にとって特別に有利な、又は、他の債権者の権利及び法的利益を制限する和議の条項に基づき弁済を受けた債権者は、和議の履行において受領したものを、全て、返却しなければならない。この場合、当該債権は、債権登録簿に再び記載される。

本条は、和議が無効と認定された場合に生じる効果について明らかにしている。

- 1 和議が無効と認定された場合、本条に規定される効果、特に倒産事件手続の再開という効果が生じる。裁判所は、この件に関し決定を出す。これに伴い、和議承認決定をどう処理するかについては、倒産法は規定していないので、裁判所は、すでに法的効力を発している司法判断について新たに明らかになった状況に基づいて再度審理することを定める訴訟法の規定(経済訴訟法 204 条ないし 208 条)を類推適用し、手続再開決定において和議承認決定の取消しを指示しなければならないと考えられる。
倒産事件手続が再開されると、債務者につき、和議が締結された時の手続が開始される。以前裁判所に任命されていた管財人が任務に就くが、この場合、当該管財人がその役割を果たせないときは、裁判所は、債権者集会又は倒産事件を管轄する国家機関が推薦する候補者の中から別の裁判所任命管財人を任命する。和議が監視又は裁判上の再生支援の段階で締結されていた場合、債務者の代表者は職務に戻る。
和議の無効認定の裁判所決定⁸³は、直ちに、執行されなければならない。この決定に対しては、第 60 条に基づき不服を申し立てることができる。
- 2 第 2 項は、和議が無効と認定された場合、和議により、債権の支払いが延期・分割払い化された債権者、又は、債権を一部放棄した債権者に対する効果を定めている。これらの債権は、それまでに弁済されていない部分につき、復活すると定められているが、「債務の一部免除」として債権者が放棄した部分の債権については説明されていない。この場合、民事関連法令(民法 114 条)が定める法律行為の無効の総則に従うべきと思われる。この規則の例外は、第 3 項に挙げられている。
- 3 和議が無効と認定されると、他の法律行為と同様、当事者を当初の状態に戻すことになる。しかし、本項には、第 149 条第 1 項に定められる支払い済みの費用及び債権に関しては、この要求は適用されないと定めている。
- 4 第 4 項によれば、本条に規定されない部分においては、民事関連法令に規定のある法律行為の無効の効果が適用される。民法第 114 条によれば、法律行為が無効の場合、当事者の双方は、法律行為によって得た全てを相手方に返却しなければならない。もっとも、第 2 項、第 3 項及び第 6 項に原状回復が認められない場合が規定されている。
- 5 和議の無効認定と倒産事件手続の再開に関しては、経済裁判所が公報紙に公告する。その費用は、債務者が負担する。公告される情報の要件と内容に関しては、第 52 条、第 53 条に定めがある。
- 6 第 6 項は、和議が無効と認定される前に、和議の条項に従って弁済を受けた債権者がいる場合、当該債権者は、どのような場合に和議の履行によって得たものを返却しなくともよいのか、どのような場合に返却しなければならないのかを定めている。本項によれば、和議の条項によって弁済を受けた債権者は、当該条項が和議無効認定の原因に関係しない

⁸³ 153 条注釈では、和議無効認定は、裁判所の本案決定(判決)により判断されると説明されている。154 条 1 項は、倒産事件手続開始決定を規定しているので、ここでの、「和議無効認定の裁判所決定」とは、「和議承認決定の取消しも指示した倒産事件手続再開の決定」と思われる。

のであれば、原状回復義務を負うことはない。しかし、和議無効認定の原因が第 153 条の定めるものである場合、原状回復がなされなければならない。

倒産法には、和議により得たものを返却する義務が履行されなかった場合の効果は定められていない。したがって、このような場合、裁判所任命管財人は、訴えを提起する等、民事法令による一般手続により、債権者に対し、和議の条項によって得られたものを返却するよう求める措置をとる。

第 155 条 和議の不履行の効果

- 1 債権者は、債務者が和議を履行しない場合、法令の定める手続に従い、和議の定める金額の債権を請求することができる。
- 2 新たな倒産事件が開始された場合、締結された和議に関する債権者の債権額は、和議の定める条項により決定される。

本条は、債務者が和議の条項を遵守しなかった場合の、債務者、債権者及び第三者の法的関係を定めている。

- 1 第 1 項は、債務者が和議を履行しない場合、債権者が債務者に対して債権を請求できると規定している。この場合、債権額は、和議に規定される額に限られる。実務では、この権利の行使は容易ではないこともある。経済訴訟法によれば、訴訟手続において当事者が和議を締結した場合、経済裁判所は、和議を承認すると同時に執行文書（司法判断に基づく執行文書）を出し、これに基づき、和議が自発的に履行されない場合、強制的に履行される。倒産事件において当事者によって和議が締結されたが、債務者が和議を履行しない場合、上記のような手続を適用するのであろうか。本条の趣旨からすると、債権者は、債権が弁済されない場合、裁判所に一般手続において訴えを提起すべきであることが分かる。この問題は、最高経済裁判所総会決議第 142 号第 32 項で言及されており、同項によれば、「債務者が和議の条項を履行しない場合、債権者は、管轄の通常裁判所又は経済裁判所に訴えを提起できる」とされている。この場合、請求額は和議の条項に基づき、争いは裁判所に訴えた時点における当該請求の具体的な額に関してのみ行われる。和議の条項に、債務者による和議の不適切な履行に対する制裁が定められていた場合、債権者は、制裁の支払いも求めることができる。和議にこのような条項が含まれていない場合でも、債権者が、法令の定める制裁の支払請求を裁判所に提起できないということにはならないと思われる（特に、民法第 327 条による利息、ウズベキスタン共和国法「経済主体の活動の契約権利基盤について」の定める制裁）。なぜなら、倒産手続における和議締結は、契約行為とみなされるからである。

実務では、債務者に対して倒産事件が開始される前に裁判手続において裁判所が出した執行文書（司法判断に基づく執行文書）が存在する場合、どうなるのかという問題が起こり得る。最高経済裁判所総会決議第 142 号第 32 項によれば、この債権者は、改めて債務者に対する債権を裁判手続において請求しなければならないことになる。この場合の請求額は和議の条項により定められる。しかし、これは、債権者が、和議の条項や現行法令の定める制裁を請求できないということを意味するものではない。

- 2 第 2 項は、債務者について新たな倒産事件を開始しようとする場合、又は、既に開始されている事件において債権額を確定する場合、どの額で債権が認められるのかという問題を規定している。立法者は、新たな倒産事件が開始された場合、最初の倒産事件において和議を締結した債権者の債権は、和議の条項と同じ条件により審理されると明確に規定している。

第9章 特定の範疇に属する法人債務者の倒産に関する特則

本章は、街形成企業及び同等企業、農業企業、銀行、保険業者、並びに、証券業者の倒産手続の特則を定めている。

街形成企業及び同等企業については、倒産兆候、外部管財の開始及び延長、財産複合体としての企業の売却要件等に関して特則が設けられている。農業企業については、裁判外再生支援の特則、監視、裁判上の再生支援、外部管財の期間の延長、財産複合体としての企業の売却についての特別要件につき、特則がある。銀行については、倒産認定の事由、外部管財の不適用、事件参加者に関する特則がある。保険業者については、その財産複合体の売却、保険契約の終了、債権の弁済順位につき、特則が定められている。証券業者については、裁判所任命管財人、倒産手続開始後の法律行為の制限に関して特則がある。これらの特則は、上記企業の企業活動の特殊性に基づくものである。

第1節 街形成企業及び同等企業（以下、併せて「街形成企業等」という。）⁸⁴の倒産

第156条 街形成企業等の倒産に関する特則

- 1 街形成企業等である債務者が、履行期から6ヶ月以内に、金銭債権及び（又は）義務的支払債権を弁済することができない場合、経済裁判所は、債務者に対する債権総額が最低賃金の5,000倍以上であることを条件として、当該企業につき倒産事件を開始することができる。
- 2 街形成企業等の倒産事件の審理に際し、当該地域の所管国権機関及び（又は）所管省庁、国家委員会、所管官庁、経済管理局は事件の参加者とみなされる。
- 3 企業を街形成企業等と認定する手続は、ウズベキスタン共和国内閣が定める。

本条は、街形成企業等の倒産事件審理における手続上の特則を定めている。

- 1 第1項は、経済裁判所が街形成企業等について倒産事件を開始するための倒産兆候を定めている。街形成企業等の倒産兆候は、金銭債務及び義務的支払債務の額が最低賃金の5,000倍を超え、6ヶ月間不履行のまま存在することである。この規定は、第4条及び第5条の通則の例外である。

第3条によれば、街形成企業等とは、従業員及びその家族がその地域の人口の半分以上を構成する法人、従業員数が3,000名以上である法人、国家の防衛・治安維持に関わる法人、又は、自然独占事業体である法人である

ウズベキスタン共和国法「自然独占事業について」⁸⁵第3条及び第4条によれば、自然独占事業体とは、以下の事業を行う法人である。

- ・ 石油、石油製品、ガスのパイプライン輸送
- ・ 電気、熱エネルギーの生産及びその輸送
- ・ 鉄道施設を使用する事業
- ・ 郵便事業
- ・ 上下水道事業航空、港湾、空港事業

自然独占事業体の活動に対し国家統制を行う機関は、以下のとおりである。

- ・ ウズベキスタン共和国内閣
- ・ ウズベキスタン共和国内閣により権限を付与された機関

自然独占事業体の活動に対する統制は、2005年5月2日付ウズベキスタン共和国大統領決定第66号「ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会活動の調整について」により、非独占化国家委員会が行う。

- 2 第2項により街形成企業等の倒産事件は、当該地域の国権機関及び所轄上位機関（省庁、

⁸⁴ 原文は省略していない。

⁸⁵ 自然独占事業に適用される独占禁止法の特別法

国家委員会, 官庁, 経済管理局) が参加し, 経済裁判所が審理する。例えば, 実務では, 債務者企業の業務内容によって, 農水省, 国営株式会社「Uzbekengilsanoat」⁸⁶, 協会「Uzbek ipagi」⁸⁷等が参加することになる。街形成企業等の倒産認定の申立てを受理する際, 経済裁判所は, 上記の者を事件に参加させることになる。これらの機関の参加は必須である。

- 3 第3項によれば, 街形成企業等の認定手続は, ウズベキスタン共和国内閣が定める。最高経済裁判所総会決議第142号第34項に従い, ウズベキスタン共和国内閣が街形成企業等の認定手続を定めるまで, 以下の書面のいずれかにより, 当該企業に属するか否が証明される。
- ・ 被雇用者の年平均数が3,000名以上であることを証明するウズベキスタン共和国国家統計委員会又はその地方機関の証明書
 - ・ 被雇用者とその家族が, その地域の人口の半分以上を構成することを証明するウズベキスタン共和国国家統計委員会又はその地方機関の証明書
 - ・ 企業が国家の防衛・治安維持に関わるものであることを証明するウズベキスタン共和国国防省の判定書
 - ・ 法人が, その主たる業務につき, 商品市場における国家自然独占主体の登録簿に記載されていることを証明するウズベキスタン共和国非独占化, 競争・企業活動支援国家委員会又はその地方事務所の判定書

第157条 街形成企業等の外部管財

- 1 街形成企業等の外部管財は, 債権者集会の決議に基づき, 経済裁判所が開始することができる。債権者集会の決議がない場合, 経済裁判所が, 当該地域の国権機関, 又は, 省庁, 国家委員会, 所管官庁, 若しくは, 経済管理局の申立てに基づき, 申立人が保証・担保することを条件として, 開始することができる。
- 2 街形成企業等の外部管財計画は, 債権者集会に提出される前に, 当該地域の国権機関の同意を得なければならず, 企業が国防関連事業に従事している場合は, 省庁, 国家委員会, 所管官庁又は経済管理局の同意を得なければならない。
- 3 経済裁判所は, 当該地域の国権機関, 又は, 省庁, 国家委員会, 所管官庁, 若しくは, 経済管理局の申立てに基づき, 当該機関が保証・担保(国家保証を含む。)をし, かつ, 従前, 債務者につき裁判上の再生支援が適用されていない場合, 裁判上の再生支援への移行の決定を出すことができる。

本条は, 街形成企業等である債務者に対する外部管財の開始に関する特則を定めている。

- 1 通則によれば, 外部管財は, 第91条により債権者集会の決議に基づいて開始される。街形成企業等に対する外部管財開始の特則は, 経済裁判所に外部管財を申し立てる旨の債権者集会の決議がない場合, 当該地域の国権機関, 省庁, 国家委員会, 所轄官庁, 経済管理局の申立てにより, これらの機関による保証・担保を条件に, 経済裁判所が外部管財を開始できる点にある。街形成企業等の債務の保証・担保としては, 保証, 銀行保証, 法令が定めるその他の方法が可能である。外部管財は, 第91条の通則に従い, 12ヶ月から24ヶ月の期間で実施される。
- 2 第2項は, 外部管財計画は必ず当該地域の国権機関の同意を得なければならないこと, また, 国防関連事業に従事している企業については, 省庁, 国家委員会, 官庁, 又は経済管理局の同意を得なければならないことを規定している。外部管財計画を策定し, これらの機関の同意を得ることは, 外部管財人の義務である。これら機関は, 同意を出すに際し, 外部管財計画に変更, 追加をすることができる。
- 3 街形成企業等の外部管財において, 裁判上の再生支援への移行が可能である。裁判上の再生支援へ移行するための条件の一つは, 当該地域の国権機関, 省庁, 国家委員会, 官庁, 又は経済管理局が債務者の債務の履行につき保証・担保することである。

⁸⁶ 「ウズベク軽工業」株式会社

⁸⁷ 「絹産業」協会

裁判上の再生支援を開始する際には、第5章の規定が遵守されなくてはならない。

経済裁判所は、従前、裁判上の再生支援が実施されていた場合、裁判上の再生支援への移行の申立てを棄却する。

裁判上の再生支援に移行する際、経済裁判所は、裁判所任命管財人の再任命の問題を決定する。第80条によれば、再生支援管財人の候補者は、債権者集会又は保証人・担保設定者が経済裁判所に推薦する。

第78条の通則により、街形成企業等に対する裁判上の再生支援は、24ヶ月までの期間で実施され、当該期間は、保証人・担保設定者による債務弁済のために、経済裁判所が更に最長6ヶ月間、延長することができる。この際、裁判上の再生支援と外部管財の合計期間に関する第91条の規定は適用されない。

第158条 外部管財の延長

- 1 街形成企業等の外部管財は、当該地域の国権機関による申立てがある場合、経済裁判所が1年間を超えない期間延長することができる。
- 2 街形成企業等の事業への投資、被雇用者への就職斡旋、新規雇用の創出、及び、債務者の支払能力を回復させるその他の方法による財務健全化計画は、本条第1項の定める外部管財期間の延長事由になる。
- 3 街形成企業等の外部管財期間は、当該地域の国権機関、省庁、国家委員会、所管官庁又は経済管理局の申立てに基づき、当該機関が債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務を保証することを条件として、5年間まで延長することができる。この場合、債務者及び保証人は、本条の定める期間内に、債権者に対する支払いを開始しなければならない。
- 4 本条第3項の定める要件が守られない場合、債務者の倒産認定・清算手続開始の事由となる。

本条は、街形成企業等である債務者に対する外部管財の延長の特則を規定している。

- 1 当該地域の国権機関は、外部管財の当初設定期間が終了する際、街形成企業等の財務健全化策を引き続き実施するために、最長で1年間までの期間延長を経済裁判所に申し立てることができる。つまり、街形成企業等に対する外部管財の総期間は36ヶ月を超えてはならないということであり、これは、第91条についての例外である。
- 2 当該地域の国権機関による期間延長の申立ては、理由があるものでなければならない。外部管財期間の延長理由としては、債務者の事業への追加投資を財務健全化計画に含めること、被雇用者の就職斡旋を行うこと、新たな雇用を創出すること、その他の支払能力回復策が考えられる。このような措置としては、実務上、より競争力の高い製品を製造するための生産の変更、外部専門家の招致といったものがある。
- 3 第3項は、第1項が規定する街形成企業等の外部管財期間の延長に関する通則の例外を規定している。それは、当該地域の国権機関、省庁、国家委員会、官庁又は経済管理局の申立てにより、申立機関が、債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務を保証することを条件として、外部管財期間を5年間まで延長できるというものである。これに伴い、街形成企業等の外部管財の総期間は、延長期間を含めて5年を超えてはならない。
債務者及びその保証人は、経済裁判所が、当該地域の国権機関、省庁、国家委員会、官庁、又は経済管理局の申立てに基づき定めた延長期間内に、債権者への支払いを開始しなければならない。債権者への支払いは、第121条の手続により行われる。これに関し、倒産法は、債権弁済に充てられる資金の具体的な額及び支払期を規定していない。
- 4 第3項の要件が守られない場合、つまり、債務者及びその保証人が、当該地域の国権機関、省庁、国家委員会、官庁、又は経済管理局の申立てに基づき経済裁判所が定めた外部管財の延長期間内に、債権者への支払いを開始しなかった場合、経済裁判所は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定をとることができる。

第159条 街形成企業等の売却の要件

- 1 街形成企業等である債務者は、債権弁済を目的として、外部管財手続中、財産複合体として売却することができる。街形成企業等の売却は、価格・条件による競落又は価格による競落により行う。
- 2 街形成企業の価格・条件による競落による売却の条件は、以下のとおりである。
 - (1) 一街形成企業の売却時の被雇用者の70%以上の雇用を確保する。
 - (2) 一街形成企業の事業内容に変更がある場合、買主が、被雇用者に対し研修を実施するか、又は、就職を斡旋する義務を負う。
- 3 国家の防衛・治安維持に関わる企業の価格・条件による競落による売却の条件は、以下のとおりである。
 - (1) 一企業の財産複合体の特定された使用目的、及び、軍事徴用財産を確実に保持する。
 - (2) 一国防関連事業に関する債務者の業務契約、及び、国防・治安維持部門における国家の需要に応じる債務者の業務契約を履行する。
- 4 自然独占事業体である企業の価格・条件による競落による売却の条件は、以下のとおりである。
 - (1) 一買主が、自然独占事業関連法令の規制対象となる商品の供給契約に基づく債務者の義務を負うこと、並びに、製造される及び(又は)販売される商品(労務・役務)の消費者への提供に関する債務者の義務を引き受けることに同意する。
 - (2) 一特定の事業の実施に許認可が必要な場合、買主が当該許認可を保有する。
- 5 本条第2項、第3項及び第4項が定めない価格・条件による競落の条件は、本法第13条の定める手続に従い、債権者集会の同意を得てのみ決定することができる。
- 6 街形成企業等は、価格・条件による競落の条件により売却されなかった場合、価格による競落により売却されなければならない。
- 7 国防関連事業に従事する企業の財産に取引制限が課されている財産が含まれている場合、当該企業の売却は、価格・条件による競落による非公開競売で行われ、法令の定めにより当該財産の所有権又は他の物権を取得できる者のみが参加する。
- 8 国防関連事業に従事する企業が売却される場合、取引制限が課されている財産は、外部管財人が財産の所有者に対し当該財産の存在を通知した時から3ヶ月以内に、所有者に引き渡されなければならない。
- 9 省庁、国家委員会、所管官庁及び経済管理局は、競売結果に関する議事録の署名から1ヶ月間、競売の実施結果により定められた価格で、国防関連事業に従事する企業を優先的に購入する権利を有する。
- 10 当該地域の国権機関は、競売結果に関する議事録の署名から1ヶ月間、競売の実施結果により定められた価格で、自然独占事業体である企業を優先的に購入する権利を有する。

街形成企業等の売却は、第110条、第111条の通則及び本条が定める特則に従い行われる。

- 1 第1項によれば、街形成企業等は、財産複合体として、価格・条件による競売又は価格による競売により売却できる。

民法第380条によれば、価格・条件による競売及び価格による競売は、公開でも非公開でも行うことができる。価格・条件による公開競売及び価格による公開競売には、誰でも参加できる。非公開競売には、特別に招待された者だけが参加する。

法令の定める規則に違反して行われた競売は、利害関係者の訴えにより裁判所の無効認定を受ける。競売が無効認定を受けた場合、買受人との間で締結された契約は無効となる。
- 2 価格・条件による競売により、街形成企業等を財産複合体として購入する際、買主は、企業売却時の被雇用者の70%以上の雇用を確保する義務及び事業内容を変更する場合には被雇用者に対して研修を行うか就職を斡旋する義務を負う。この義務は、街形成企業等の売買における本質的な条件であり、この条件が守られない場合、売買契約は解除される。
- 3 第3項は、国家の防衛・治安維持に関わる企業を価格・条件競売で売却する際の要件を規定している。当該企業を購入する際、買主は、以下の義務を負う。

(1) 国家の防衛・治安維持に関わる企業の財産複合体の特定された使用目的、及び、軍事徴用財産を確実に保持する。これは、国防・治安維持における国家需要を受けていた企業の売却後、その新たな所有者は、従前の債務者が行っていた国防・治安需要品の生産を停止する権利を持たないことを意味する。実務上、この類に属する企業としては、軍需企業、燃料エネルギー複合体、飛行機製造、機械製造、冶金工業といった部門の企業が挙げられる。

(2) 国防関連事業に関する債務者の業務契約、及び、国防・治安維持部門における国家の需要に応じる債務者の業務契約を履行する。

4 自然独占事業体である企業を価格・条件競売で売却する際の要件は、自然独占分野の商品の供給契約から発生する債務者の義務、並びに、生産される及び（又は）販売される商品（労務、役務）の消費者への供給を確保する債務者の義務を、買主が引き受けることである。このような商品（役務）としては、例えば、電気エネルギー、石油製品、公共サービス、電気・郵便通信、上下水道事業がある。

同様の要件は、ウズベキスタン共和国法「自然独占事業について」第15条及び第16条にも規定されており、これによれば自然独占事業体は次の義務を負う。

- ・ 自社商品の購入につき消費者に公平な条件を提供する。全消費者への供給を行うための能力が不足する場合は、ウズベキスタン共和国内閣の決定に従って消費者間における商品の分配を調整する。
- ・ 必要な量で然るべき品質の商品を購入する消費者の権利を制限しない。

自然独占事業体は、商品の生産（販売）が可能である場合、特定の消費者に対して商品生産（販売）契約の締結を拒否することが禁止されている。

自然独占事業体企業の売却におけるもう一つの要件は、債務者の事業が許認可を必要とするものである場合、買主が当該許認可を有していることである。

- 5 売買契約には、本条が規定するもの以外の条件を含めることができる。このためには、第13条に従った債権者集会の決議という形での債権者の意思表示が必要である。
- 6 第6項は、価格による競売に移行する際の条件を規定している。本項によれば、街形成企業等は、まず、価格・条件による競売にかけられる。そして、価格・条件による競売で売却されなかった場合、価格により競落する条件で競売にかけられる。
- 7 第7項は、国防関連事業に従事する企業の構成に取引制限が課されている財産が含まれる場合についての特別な売却手続を規定している。このような企業の売却は、条件・価格による非公開競売で行われ、所有権又はその他の物権により当該財産を取得することができる者のみが参加する。民法第380条によれば、条件・価格による非公開競売に参加できる者は、その目的のために特別に招待された者に限られる。
- 8 第8項は、特則を定めており、国防関連事業に従事する企業の財産のうち取引制限が課されている財産は売却してはならず、3ヶ月以内にその所有者⁸⁸に引き渡さなければならない。これにより、裁判所任命管財人は、当該財産を、売却される街形成企業等の清算用財団から除かなければならない。
- 9 省庁、国家委員会、所管官庁及び経済管理局は、競売結果に関する議事録の署名から1ヶ月の間、裁判所任命管財人に対し、競売で決定した価格で、国防関連事業に従事する企業の財産売買契約を締結することを申し出ることができる。上記の主体が有するこの権利は、企業財産を実際に競売で競落した買受人の権利に優先する。裁判所任命管財人は、倒産法の定める手続に従い、申し出た主体との間に売買契約を締結しなければならない。他の者と契約を締結した場合は、本条によりその契約を解除しなければならない。
- 10 同様の優先購入権は、当該地域の国権機関にもあり、当該地域の国権機関は、自然独占事業体財産の競売結果に関する議事録の署名より1ヶ月間、競売で決定した価格で当該財産を購入することができる。

第160条 倒産認定を受けた街形成企業等の財産の売却

1 清算管財人は、倒産認定を受けた街形成企業等の財産の売却に際し、第一回競売におい

⁸⁸ 企業財産の所有者、おそらく国家を示すと思われる。

ては、企業を財産複合体として売却に出さなければならない。

- 2 街形成企業等の財産が財産複合体として売却されなかった場合、財産の売却は、本法第111条に従い行われる。
- 3 自然独占事業体である債務者企業の財産のうち、商品(労務・役務)の製造及び(又は)販売の過程で使用されるものは、財産複合体としてのみ競売にかけられる。
- 4 自然独占事業体である債務者企業の商品(労務・役務)の供給契約の履行を停止すると国民の生活活動又は継続的製造による企業活動に支障を来す場合、清算管財人は、清算手続中、当該契約の履行を確保しなければならない。
- 5 自然独占事業体である債務者企業についての清算手続は、経済裁判所が開始決定を出し、清算管財人を任命した日から6ヶ月以内に、終了しなければならない。上記期間満了に際し、企業の財産が売却されずに残っていた場合、清算管財人は、債権者集会の決議に基づいて、又は、債権者集会が否決した場合は当該地域の国権機関の決定に基づいて、本法第115条の定める手続に従い、資産を置換し、清算手続を終了する。

本条は、倒産認定を受けた街形成企業等である債務者の売却に関する特則を定めている。

- 1 第1項によれば、倒産認定を受けた街形成企業等の財産を売却する際、清算管財人は、第159条の条件により、債務者企業を財産複合体として第一回競売にかけなければならない。
- 2 街形成企業の財産が第一回競売で財産複合体として売却されなかった場合、清算管財人は、第111条に従い、債務者財産を換価する。この際、債務者財産の売却のための競売は、第110条の手続により実施する。
- 3 第3項は、自然独占事業体である債務者企業の財産のうち、商品(労務、役務)の製造及び(又は)販売の過程で使用されるものの売却に関する特則を定めている。自然独占事業体の事業が特に高い重要性を持つものであることから、本項において、このような財産は、財産複合体としてのみ売却されると定められている。なぜなら、商品(労務、役務)の製造及び(又は)販売の過程で使用される財産を別々に売却すると、企業(自然独占事業体)自体の生産サイクルが停止してしまうことがあるからである。
- 4 自然独占の状態において、ある種の商品(労務、役務)については、その生産コストの高さから、需要を競争によって満たすことが不可能又は不適切である場合がある。そのため、第4項は、自然独占事業体である債務者の商品(労務、役務)供給契約の履行が停止すると国民生活や連続的生産サイクルを持つ企業の業務に支障を来すとみられる場合、清算管財人に、清算手続中、当該契約の履行を確保することを義務付けている。
- 5 第5項は、自然独占事業体である債務者企業の清算手続につき、特別の期間とその終了に関する特則を定めている。清算手続期間は、通則では、第124条により1年を超えてはならないとされているが、例外として、自然独占事業体である債務者企業の清算手続期間は、6ヶ月を超えてはならない。

また、通則(143条)の例外として、6ヶ月の清算期間の終了時に清算される自然独占事業体の財産が売却されずに残った場合、清算管財人は、債権者集会の決議に基づき、第115条の手続に従い資産を置換し、つまり、自然独占事業体の財産を基に一家又は数社の公開型株式会社を創設し、清算手続を終了させる。この際、債権者集会が資産の置換を否決した場合、資産の置換は、当該地域の国権機関の決定に基づいて行われる。

第2節 農業企業の倒産

第161条 農業企業の倒産に関する特則

- 1 農業企業に対しては、倒産手続を開始する前に、法令の定める手続に従い、裁判外再生支援を適用することができる。
- 2 裁判外再生支援期間中、自然災害やその他の不可抗力により、農業企業の生産量が減少し、財務状況が悪化した場合、裁判外再生支援期間は、12ヶ月間延長することができる。
- 3 当該地域の国権機関は、農業企業の倒産事件の審理に際し、事件の参加者となることが

できる。

本条は、裁判外再生支援による農業企業の財務健全化に関する特則及び当該企業の倒産事件の参加者を定めている。

1 農業企業に対する裁判外再生支援は、倒産法第2章及び「農業企業再生支援法」が規定している。「農業企業再生支援法」によれば、裁判外再生支援は、農業企業の倒産事件手続を開始する前に実施するものであり、農業企業の支払能力と経済状態を回復し、今後、効率的な事業経営を行っていくための条件を整えることを目的としている。

農業企業の再生支援の主な課題は次のものである。

- ・ 農業企業の組織、経営改善のために必要な改革を行う。
- ・ 競争力のある製品を生産し、販売するために必要な条件を整える。
- ・ 農業企業の財政安定性を確保する。

再生支援の対象となる企業は、経営不振の農業企業、支払能力のない農業企業、経済的に破綻している農業企業である。

再生支援の主体となることができる者は、農業企業の財産所有者、債権者、その他の法人及び自然人である。

裁判外再生支援は、国家の財政支援を伴う形でも伴わない形でも行うことができる。再生支援における国家の財政支援は、有償で行われる。

裁判外再生支援における主な措置には、次のものがある。

- ・ 債務を相殺する。
- ・ 延滞債務の全額又は一部を買い取る。
- ・ 税金、手数料、その他の義務的支払金の支払い、及び、国家からの融資の返済を、再生支援期間中、猶予する。
- ・ 競争力の高い製品を製造するために生産内容を変更する。
- ・ 専門性の高い外部専門家を起用する。
- ・ 職員の研修及び再研修を実施する。
- ・ 債務者の支払能力の回復及び業務の継続に利害を有する法人又は自然人から財政支援を受ける。
- ・ 債務の履行期の延期及び（若しくは）分割払い化、又は、債務者の活動を継続するための債務の一部免除を内容とする債務者及び債権者間の合意に向けた同意を出す。
- ・ 企業の組織を再編する。

裁判外再生支援は、24ヶ月までの期間で実施される。

農業企業に対する裁判外再生支援において、全権機関は、裁判外再生支援の開始決定前に履行期が到来している金銭債務、税金、手数料及びその他の義務的支払金に対しモラトリアムを適用できる。

2 裁判外再生支援の期間中に、自然災害及びその他の不可抗力により生産量が減少し、農業企業の財務状況が悪化した場合、裁判外再生支援の期間は12ヶ月延長できる。民法第333条によれば、不可抗力とは、非常、かつ、予防不能な事情と理解されるべきである。

3 農業企業の倒産事件の参加者とは、第36条の通則によれば、債務者、裁判所任命管財人、債権者、倒産事件を管轄する国家機関及び検察官である。さらに、本項によれば、農業企業の倒産事件には、当該地域の国権機関（ホキミヤット（地方行政））も倒産事件に参加できる。当該地域の国権機関の参加は、本項により可能であるが、必須ではない。

第162条 農業企業の監視、裁判上の再生支援及び外部管財に関する特則

1 農業企業の監視、裁判上の再生支援及び外部管財は、農産物の販売に必要な期間を考慮に入れ、農作業の完了までの期間、実施される。この際、監視期間は、3ヶ月を超えてはならず、裁判上の再生支援及び外部管財の期間は、本法第91条第3項の定める期間を超えてはならない。

- 2 裁判上の再生支援又は外部管財の期間中、自然災害やその他の不可抗力により、農業企業の生産量が減少し、財務状況が悪化した場合、裁判上の再生支援又は外部管財の期間は、12ヶ月間延長することができる。
- 3 裁判上の再生支援は、農産物の販売に必要な農作業及び期間の完了時期を考慮してのみ、本法第86条に従い、期間満了前に中止することができる。
- 4 外部管財は、フェルメル経営企業及び法人格を有するデフカン経営企業に対しては、実施されない。

本条は、農業企業に対して、監視、裁判上の再生支援、外部管財といった手続が実施される場合の特則を規定している。

- 1 通則と異なり、農業企業に対する監視、裁判上の再生支援及び外部管財は、生産された農産物の販売に必要な期間を考慮した上で、農作業が完了するまでの期間、実施される。本項に従えば、農業企業に対しこれらの倒産手続を実施する際は、企業が専門としている農産物の生産に応じ、個別に対応する必要がある。
第49条の通則によれば、監視期間は5ヶ月まで延長可能であるが、この通則とは異なり、農業企業の監視期間は、3ヶ月を超えてはならない。つまり、農業企業の倒産事件は、倒産認定の申立受理決定より3ヶ月以内に法廷において審理されなければならない。農業企業に対する裁判上の再生支援及び外部管財の合計期間は、第91条第3項の通則に従い、36ヶ月を超えてはならない。
- 2 農業企業に対する裁判上の再生支援又は外部管財の期間は、自然災害及びその他不可抗力により農業企業の生産が低下し、財務状況が悪化した場合、12ヶ月間延長することができる。この際、自然災害としては、技術的原因、自然原因、環境原因によるものが認められる。
- 3 裁判上の再生支援を実施している農業企業が、債務弁済計画表による債務弁済期日を度々徒過する、若しくは、大幅に徒過する場合、又は、農業企業が債務弁済計画表を履行できないことを明らかに示す状況がある場合、裁判上の再生支援の期間満了前の中止は、農作業の完了時期及び農産物の販売に必要な期間を考慮してのみ可能である。
- 4 第4項は、フェルメル経営企業及びデフカン経営企業に対しては外部管財が実施されないという例外規定である。これらについては、法令が定める手続により、他の倒産手続（監視、裁判上の再生支援、清算手続、和議）及び裁判外倒産手続である裁判外再生支援を適用することができる。

第163条 農業企業の財産及び財産権の売却（譲渡）に関する特則

- 1 裁判所任命管財人又は債務者の代表者は、債務者の財産の売却（譲渡）に際し、第一回競売においては、企業を財産複合体として売却に出さなければならない。
- 2 債務者の財産を優先的に購入する権利及び土地区画を占有する権利は、農作物の生産に従事し、債務者の土地区画に直接隣接した土地区画を持つ者が有する。裁判所任命管財人又は債務者の代表者は、当該財産及び財産権の売却（譲渡）に際し、当該財産及び財産権の価値を査定し、上記の者に対し、査定価格で当該財産を提供しなくてはならない。
- 3 本条第2項の定める者が、1ヶ月間、農業企業の財産及び財産権を購入する意思を表明しない場合、裁判所任命管財人又は債務者の代表者は、法令に従い、財産を換価する。
- 4 農業企業が、倒産の結果、清算された場合、当該企業に提供されていた土地区画は、法令の定める手続に従い、収容されるか、又は、他の者に引き渡される。

本条は、あらゆる倒産手続における農業企業債務者の財産及び財産権の売却（譲渡）に関する特則について定めている。

- 1 農業企業の売却は、第110条、第111条の通則により実施される。本項は、農業企業の財産複合体を統一体として保全するための条件を作り出すために、第一回競売においては

219 第9章 特定の範疇に属する法人債務者の倒産に関する特則(第156条―第173条)

農業企業の財産を必ず財産複合体として売り出すことを規定している。

第一次競売において農業企業が財産複合体として売却されなかった場合は、次回競売では、これを財産複合体として売却することも、また、財産を分割して売却することもできる。

- 2 第2項は、農業企業の財産の購入につき優先権を持つ者を定めている。これは次の二つの条件を同時に満たす者である。
 - ・ 農作物の生産に携わる。
 - ・ 債務者である農業企業の土地に直接隣接した土地を有する。この際、農業企業の財産は、裁判所任命管財人が財産及び財産権の価値を査定した後に売却されなければならない。
- 3 第3項は、債務者財産の取得及び土地所有の優先権を持つ者が、当該優先権を行使できる期間を定めている。本項によれば、優先権者は、農業企業の財産及び財産権が売りに出されてから1ヶ月の間、優先権を保持する。優先権者がこの1ヶ月の間に農業企業の財産及び財産権を購入する意思を表明しなかった場合、裁判所任命管財人又は債務者の代表者は、法令の定める手続に従い、財産及び財産権を換価することができる。
- 4 第4項によれば、農業企業が倒産認定を受け清算手続が開始された場合、同企業に提供されていた土地は、法令の定める手続に従い、収容されるか、又は他の(別の)者に引き渡される。

第3節 銀行の倒産

第164条 銀行の倒産認定の根拠

銀行の倒産認定の申立ては、ウズベキスタン共和国中央銀行が銀行業務の許可を取り消した後に限り、経済裁判所が審理する

本条は、銀行の倒産認定の事由を定めている。

経済裁判所に銀行の倒産認定を申し立てる際の必要条件是、ウズベキスタン共和国中央銀行による銀行業務許可の取消しである。ウズベキスタン共和国法「銀行及び銀行業務について」第14条によれば、中央銀行は、以下の場合、銀行業務許可を取り消すことができる。

- ・ 銀行の負債が資産を上回り、支払不能になった。
- ・ 許可発行の根拠となった情報が虚偽であることが認められた。
- ・ 銀行が預金者及びその他債権者に対する義務を履行できなくなった。
- ・ 報告情報を度々改ざんした。
- ・ 法令及び許可証の要件に違反する銀行業務を行った。
- ・ 銀行業務の実施を、許可証発行より1年以上遅らせた。
- ・ 非独占規則に違反した。
- ・ ウズベキスタン共和国内に子銀行を創設した外国銀行が業務許可の取消しを受けた。

第165条 銀行の倒産事件の審理に関する特則

- 1 銀行である債務者の債務不履行から生じる関係及び銀行の倒産事件の審理の特則は、法令の定める手続に従い、調整される。
- 2 外部管財は、銀行に対しては、実施されない。
- 3 銀行の倒産事件には、本法第36条の定める者の他に、ウズベキスタン共和国中央銀行及び国民銀行預金保証基金が参加する。

本条は、銀行の倒産事件の審理に関する特則を規定している。

- 1 第1項によれば、銀行である債務者が債権を弁済できない状況から生じる関係、及び、

銀行の倒産事件の審理に関する特則は、法令の定める手続により規制される。現在、ウズベキスタンの法令には、銀行の経済的破綻を規制する特別法令はない。銀行業務は、一般的に、ウズベキスタン共和国法「ウズベキスタン共和国中央銀行について」、同法「銀行及び銀行業務について」及びその他の法令や関連法規に定められている。

- 2 第2項は、法人倒産の通則の例外規定であり、これによれば、銀行に対しては、外部管財は適用されない。
- 3 倒産事件の参加者となる者は、債務者、裁判所任命管財人、倒産法の定める手続に従い債権を届け出た債権者、倒産事件を管轄する国家機関、及び、検察官の申立てにより倒産事件が審理される場合は検察官、並びに、ウズベキスタン共和国中央銀行、及び、国民銀行預金保証基金である。

国民銀行預金保証基金の業務は、ウズベキスタン共和国法「国民の銀行預金の保証について」、及び、2002年9月19日付ウズベキスタン共和国内閣令第326号により承認された「国民銀行預金保証基金に関する規程」が定めている。この規程によれば、国民銀行預金保証基金は、中央銀行が銀行の銀行業務許可を取り消した場合、ウズベキスタン共和国法「国民の銀行預金の保証について」の定める条件及び額で、当該銀行に対する国民の預金を払い戻すことを保障することを目的としている。

第4節 保険者⁸⁹の倒産

第166条 保険者の倒産事件の審理

保険者の倒産事件には、本法第36条の定める者の他に、保険事業の規制権限を有する専門国家機関が参加する。

本条は、保険者の倒産事件における事件参加者を定めている。

保険者の業務は、ウズベキスタン共和国法「保険業務について」が規定している。同法第6条によれば、保険者とは、保険契約に従い保険金（保険金額）を支払う義務を負う法人である。

倒産法には、保険者の倒産を規定する特別法への参照がなく、そのため、保険者の倒産は、倒産法第3章ないし第9章により規制される。

倒産事件の参加者となることができる者は、債務者、裁判所任命管財人、倒産法の定める手続に従い債権を届け出た債権者、倒産事件を管轄する国家機関、検察官の申立てにより倒産事件が審理される場合は検察官、及び、保険事業規制につき権限を付与された専門機関である。保険事業規制につき権限を付与された専門機関とは、ウズベキスタン共和国財務省付属国家保険監督局であり、その業務は、1998年7月8日付ウズベキスタン共和国内閣令第286号承認の規則に定められている。国家保険監督局は、本条により、倒産事件の参加者が有する全ての手続上の権利を有する。

第167条 保険者の財産複合体の売却

- 1 保険者の財産複合体の売却は、本法第110条に従い、外部管財において行うことができる。
- 2 保険者のみが、保険者である債務者の財産複合体の買主となることができる。
- 3 外部管財手続中、保険者の財産複合体を売却する場合、売却時点で、保険金支払事由（保険事故）が発生していない保険契約に基づく権利及び義務は、全て、買主に移転する。
- 4 清算手続に際しては、買主が、倒産認定日までに保険金支払事由（保険事故）が発生していない債務者の保険契約の債務を引き受けることに同意する場合に限り、保険者である債務者の財産複合体を、売却することができる。

本条は、保険者である債務者の財産複合体の、外部管財及び清算手続における売却に関する特則について定めている。

⁸⁹ 民法925条1項：保険業の免許を有する営利法人のみが保険者となる。

- 1 保険者である債務者の財産複合体は、第110条が定める債務者企業（営業）売却の通則に従い売却される。
- 2 第2項は、保険者の財産複合体の買主となることができる者を規定している。買主となることができる者は、特別に権限を付与された国家機関が発行した免許を持ち、自らが引受ける保険契約の債務を履行するのに十分な資産を持つ保険機関に限られる。
- 3 第3項によれば、外部管財において財産複合体の売却を行う際、買主は、財産複合体売却日付において保険金支払事由（保険事故）が発生していない保険契約につき、その権利継承者になる。保険金支払事由（保険事故）が発生している保険契約の契約者は、債権者となり、その債権は、第169条に従い弁済を受ける。
- 4 清算手続における保険者の財産複合体の売却は、保険者の倒産認定日までに保険金支払事由（保険事故）が発生していない保険契約の引受けに買主が同意する場合に限り認められる。この際、当該契約から発生する権利及び義務の移行については、保険契約者の同意は不要である。

第168条 保険者が倒産した場合における保険契約者（保険金受取人）の債権

- 1 経済裁判所が保険者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した場合、当該決定日までに保険金支払事由（保険事故）が発生していない保険契約は、本法第167条第3項及び第4項の定める場合を除き、全て、終了する。
- 2 本条第1項の定める事由により終了した保険契約の保険契約者（保険金受取人）は、法令に別段の定めがある場合を除き、保険契約の有効期間と当該契約が実際に有効であった期間の差異に比例して、保険者に支払われた保険料の一部の返還を請求する権利を有する。
- 3 経済裁判所が保険者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時点までに、保険金支払事由（保険事故）が発生していた保険契約の保険契約者（保険金受取人）は、清算管財人に対し、保険金の支払いを請求する権利を有する。

本条は、保険者が倒産した場合の、保険契約による保険契約者（保険金受取人）の債権を規定している。

- 1 第1項によれば、経済裁判所が保険者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した場合、外部管財及び清算手続において債務者の財産複合体が売却されたことにより保険契約の権利継承がなされる場合を除き、保険契約が終了する。
- 2 第2項によれば、保険契約者が、法令に別段の定めがある場合を除き、保険契約の有効期間と当該契約が実際に有効であった期間の差に比例して、保険者に支払った保険料の一部返還を請求する権利を有する。
- 3 第3項により、保険契約者は、経済裁判所が保険者に対し倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す前に発生している保険金支払事由（保険事故）について、清算管財人に対し、優先的に請求できる権利を有する。これらの債権は、清算手続において弁済される。

第169条 債権の弁済

経済裁判所が保険者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した場合、債権は、以下の順位で弁済される。

- (1) 第一順位：強制生命保険契約に基づく保険契約者の請求権
- (2) 第二順位：その他の強制保険契約⁹⁰に基づく保険契約者の請求権
- (3) 第三順位：その他の保険契約者（保険金受取人）の請求権
- (4) 第四順位：義務的支払債務を定める支払文書（執行文書）に基づく請求権。上記請求権の全額弁済後、社会保険に基づく請求権、並びに、犯罪行為及び行政法規違反行為に基づく個人の財産侵害の損害賠償請求権が弁済を受ける。
- (5) 第五順位：保険者に対するその他の債権

⁹⁰ 民法922条「強制保険」

本条は、倒産認定を受けた保険者の債権者の債権弁済順位を定めている。

本項は、債権の弁済順位を規定しており、これは弁済順位の通則(134条)の例外となる。この際、第134条第1項に挙げられる債権が順位外で弁済を受けるという規則は、保持され、裁判費用、裁判所任命管財人の報酬、日常の公共料金及び操業原価、債務者財産の保険費用は順位外で弁済される。また、倒産事件開始後に発生した債権及び個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権も順位外で弁済を受ける。弁済順位は以下のとおりである。

第一順位：強制生命保険契約に基づく保険契約者の請求権

第二順位：その他の強制保険契約に基づく保険契約者の請求権

第三順位：その他の保険契約者(保険金受取人)の請求権

第四順位：義務的支払債務を定める支払文書(執行文書)に基づく請求権。これらの債権が完済された後に、社会保険に基づく請求権並びに犯罪及び行政法規違反による財産損害についての個人の賠償請求権が弁済を受ける。

第五順位：保険者のその他の債権者の請求権

第5節 証券取引に業として参加する者の倒産

第170条 証券取引に業として参加する者の倒産に関する特則

- 1 証券取引に業として参加する法人又は自然人の倒産事件には、本法第36条の定める者の他に、証券取引を規制し、調整する権限を付与された国家機関が参加する。
- 2 証券取引に業として参加する者の倒産手続について本法に定められていない特則、並びに、証券投資家の権利及び利益の保護の措置は、法令に従い定めることができる。
- 3 証券取引に業として参加する者の倒産予防手続及び支払能力回復のための裁判外手続の実施は、法令が定める。

本条は、証券取引に業として参加する者(以下「証券業者」という⁹¹)の倒産の特則を定めている。

- 1 第1項は、証券業者の倒産事件の参加者を定めている。該当者は、債務者(証券業者)、裁判所任命管財人、倒産法の定める手続に従い債権を届け出た債権者、検察官の申立てにより事件が審理される場合は検察官、及び、証券市場の規制・調整を行う機関である。証券市場の規制・調整を行う機関とは、1996年3月26日付大統領令第1414号によれば、ウズベキスタン共和国国家資産委員会付属の証券市場機能統制・調整センターである。この機関の業務は、1996年3月30日付ウズベキスタン共和国内閣令第126号により承認された「ウズベキスタン共和国国家資産委員会付属証券市場機能統制・調整センターに関する規程」に定められている。この機関は、証券市場の機能及びその国家統制の効率向上、市場参加者の活動の調整、投資家の權益の確実な保護を目的として設置された。
- 2 ウズベキスタン共和国の法制では、証券業者の倒産を規定する特別法令は存在しない。倒産手続(監視、裁判上の再生支援、外部管財、和議、清算手続)は、他の法令の特則を考慮した上で、倒産法第4章ないし第8章の定める通則により実施される。例えば、ウズベキスタン共和国法「証券市場における投資家の権利保護について」は、投資家の利益保護に関する措置を規定している。
- 3 第3項によれば、証券業者の倒産予防手続及び支払能力回復のための裁判外手続は、法令により定められる。現在の法制には、このような手続を規定する特別法令はない。倒産の予防は、倒産法第2章の通則及び「裁判外再生支援の実施手続規程」に従い行われる。

第171条 裁判所任命管財人の要件

証券取引に業として参加する者の倒産事件に関する裁判所任命管財人は、裁判所任命管財人として役割を果たすための審査に合格しなければならない、証券取引を規制し、調整す

⁹¹ 原文は省略していない。

る権限を付与された国家機関から認可証を取得しなければならない。

本条は、証券業者の倒産事件における管財人候補に求められる追加要件を定めている。

証券業者の倒産事件を担当する裁判所任命管財人は、第18条及び「裁判所任命管財人資格審査規程」に定められる一般要件に加え、国家資産委員会付属証券市場機能統制・調整センターが発行する認可証を保有していなければならない。

第172条 証券取引に業として参加する者の法律行為に対する制限

倒産手続の適用によって証券取引に業として参加する者に課される法律行為についての制限は、証券投資家の信託に基づき行われた当該投資家の証券の取引のうち、倒産事件開始後、当該投資家の承認を得た取引に対しては、及ばない。

本条は、証券業者に倒産手続が実施される際の、法律行為の制限に関する特則を定めている。

証券業者に対し倒産手続が開始された場合、第64条、第79条及び第101条が定める法律行為に対する制限は、証券投資家の信託に基づき行う当該投資家の証券の取引であって、倒産事件開始後、当該投資家の承認を得たものには適用されない。つまり、証券業者である債務者は、倒産事件開始後に投資家が当該法律行為を承諾する場合、証券仲介業務を行うことができる。

第173条 監視、外部管財及び清算手続に関する特則

- 1 監視開始に際し、一時管財人は、任命から10日以内に、債務者（証券取引に業として参加する者）に証券を信託譲渡した証券投資家に対し、倒産事件の開始及び一時管財人の任命を通知しなければならない。証券取引に業として参加する者が管理する顧客（信託譲渡をした証券投資家）の証券及びその他の財産は、清算用財団に含まれない。
- 2 顧客の残りの証券は、外部管財人又は清算管財人と顧客との合意に別段の定めがある場合を除き、外部管財又は清算手続の開始時に、顧客に返却されなければならない。
- 3 複数の顧客が、同種の証券（同じ発行人、分類、種類、組）の返却を請求し、請求証券数が、証券取引に業として参加する者が管理する証券数を超える場合、証券は、顧客の債権額に応じて按分して返却される。返却されなかった証券についての顧客の債権は、金銭債権とみなされ、本法第7章の定める手続に従い、弁済を受ける。
- 4 外部管財人は、外部管財中、顧客の同意を得て、顧客を代理して、他の証券取引に業として参加する者に対し、顧客から信託譲渡された証券を譲渡することができる。

本条は、証券業者である債務者に対する、監視、外部管財及び清算手続に関する特則を規定している。

- 1 第1項によれば、一時管財人は、証券業者に対する監視の開始時点、つまり任命時点から10日以内に、証券業者である債務者に有価証券の運用を委託した有価証券市場の投資者に対して、倒産事件の開始と自身の任命を通知しなければならない。倒産法は、通知内容の具体的な要件を規定していないが、通知は、決定が出された事件の日付及び番号、決定を出した経済裁判所及び一時管財人についての情報を含まなければならない。

証券業者に信託譲渡した有価証券に関する投資家の債権は、倒産事件の枠外で審理される。なぜなら、投資家は金銭債務・義務的支払債務の債権者ではないからである。したがって、証券業者の管理下にある顧客の有価証券及びその他の財産は、証券業者の財産ではなく、清算用財団には含まれない。

- 2 第2項によれば、外部管財及び清算手続が開始されると、有価証券の運用について顧客と債務者との間で従前に結ばれていた合意は解除され、有価証券は返却される。この際、

債務者と顧客の間にその旨の合意があれば、有価証券を債務者に残すこともできる。

- 3 証券業者が、顧客の全請求について有価証券(同じ発行人, 分類, 種類, 組)を返却できない場合、有価証券の返却は、顧客の債権に応じ按分で行われる。満足を受けなかった債権は、金銭債権とされ、満足を受ける(弁済される。)。これらの金銭債権は、倒産事件の開始後に発生するため、第134条により順位外で弁済を受けなければならない。
- 4 第4項によれば、外部管財人は、顧客との合意に基づき顧客の名において、外部管財中、顧客から信託譲渡された証券を他の証券業者に譲渡できる。

第 10 章 個人事業者の倒産

本章は、個人事業者の倒産手続の特則を定めている。

個人事業者の倒産認定の申立受理の要件として、債権額は最低賃金額の 30 倍以上であれば足りるが、倒産認定の申立権は、債務者の事業活動に関連して発生した債権を有する債権者（全権機関を含む。）のみが有する。生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権及びその他属人的性質の債権を有する債権者は、倒産認定の申立権はないが、既に開始されている個人事業者の倒産手続において自己の債権を申し出ることができる。

経済裁判所は、倒産認定の申立受理と同時に、法令で強制執行が禁止されている財産を除き、債務者の全財産を差し押える。倒産認定の申立後は、利害関係人への財産の譲渡を伴う法律行為は無効である。経済裁判所は、判明している債権者に対し、債権届出期間を示した倒産認定・清算手続開始の本案決定を送付する。この債権届出期間は 2 ヶ月を超えてはならない。個人事業者の倒産手続では、原則として、裁判所任命管財人は任命されないため、経済裁判所が、届出債権を自ら審理し、弁済額及び弁済順位を決定する。弁済順位については、順位外が裁判費用、生命・健康侵害の損害賠償請求権等、第一順位が義務的支払債権、扶養料支払請求権、給与支払請求権等、第二順位が被担保債権、第三順位がその他の債権である。

債務者自身が倒産認定を申し立てる場合、申立書には債務弁済計画を添付することができ、債権者の異議がなければ、経済裁判所は当該計画を承認する。この場合、倒産事件手続は、2 ヶ月以下の期間、中断する。債務弁済計画を実施して債権が全額弁済された場合には、倒産事件手続は終結する。これに対し、債権が全額弁済できなかった場合、倒産認定・清算手続開始の本案決定が出される。この場合、当該決定において、債権届出期間や個人事業者としての国家登記の失効が指示される。個人事業者の倒産については、監視、裁判上の再生支援、外部管財は適用されない。清算財団を形成する個人事業者である債務者の財産は、裁判執行官が、裁判等執行法の要件に従い売却し、不動産、高価な財産の管理を行う必要から裁判所が管財人を任命している場合のみ、清算管財人が売却する。倒産認定を受けた債務者は、債権者に対する支払い後、弁済されなかった残余債権について免責される。

第 174 条 個人事業者の倒産に関する規制

個人事業者の倒産関係には、本章に別段の定めがある場合を除き、第 1 章ないし第 3 章の定める規定が適用される。

本条は、情報的な性格を有しており、個人事業者の倒産に際して適用される倒産法の規定を示している。

ウズベキスタン共和国法「企業活動の自由の保障について」第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項によれば、個人事業者とは、以下の者のことをいう。

- ・ 法人を設立せずに個人で企業活動を行い、
- ・ 所定手続に従い登記され、企業活動を行う個人

民法第 26 条第 1 項によれば、個人事業者は、その企業活動に関連する債権を満足させることができない場合、所定手続により経済的破綻（倒産）と認定される。この所定手続を、倒産法が定めており、本条は、個人事業者の倒産に第 1 章ないし第 3 章の規則、つまり総則、裁判外再生支援、経済裁判所における事件審理の規則が適用されると定めている。第 31 条は、裁判外再生支援の対象は債務者であると規定しており、債務者には個人事業者も含まれることから、裁判外再生支援は個人事業者にも適用できることになる。この場合、裁判外再生支援の主体には、債権者又は第三者がなると考えられる。倒産法は、個人事業者の倒産認定につき、法人と同様、第 4 条及び第 5 条の事由を個人事業者に対しても定めていることになる。つまり、金銭債権及び（又は）義務的支払債権が履行期から 3 ヶ月以内に弁済されていない場合、債権を弁済できないとして倒産兆候となる。しかしながら、その債権額に関しては、法人に対するものとは異なる（5 条 2 項）。

第 1 章から第 3 章の定める規定であっても、個人事業者の倒産については適用されないものがあることを指摘しておかなければならない。例えば、債権者集会、債権者委員会や債権登録簿に関する規定である。例外は、和議締結のための債権者集会の招集である。倒産法(10 条 5 項, 13 条 3 項 1 号, 145 条 1 項)によれば、和議の締結は、債権者集会の専権事項であり、全債権者の議決権総数の過半数の同意により決議される。

本条には直接言及されていないが、個人事業者の倒産事件の審理に際しては、第 28 条第 2 項により、第 7 章及び第 8 章に定められる清算手続や和議の手続が適用される。ただし、個人事業者の倒産事件の審理に際しては、第 7 章及び第 8 章の個別の条文を修正して適用する場合もある。例えば、第 7 章については、第 124 条(清算手続の開始)、第 133 条(被担保債権の弁済)等は個人事業者の倒産にも適用されるが、第 129 条(倒産法人への清算計画)、第 141 条(外部管財への移行の可能性)、第 144 条(清算手続の終了)等、法人債務者への適用を前提としている条文は適用されない。また、個人事業者の倒産においては、原則として清算管財人は任命されず、任命された場合でも、その権限は債務者の不動産及び高価な動産の管理と当該財産の売却に限られているので(181 条 2 項)、第 7 章の規定のうち清算管財人の権限及び義務に関するもののほとんどは、個人事業者の倒産に適用がないか、又は、修正して適用されることになる。さらに、個人事業者の清算手続について、第 7 章の規定と第 10 章の規定が抵触する場合、第 10 章の規定が優先して適用される。例えば、債権の弁済順位について、第一順位とされている債権が、第 7 章第 134 条第 2 項と第 10 章第 183 条第 2 項第 1 号とで異なるが、この場合、第 10 章の規定が適用される。

個人事業者に対しては、監視、裁判上の再生支援、外部管財といった手続は適用されない(28 条 2 項)。これは、裁判上の再生支援や外部管財といった倒産手続は、再建型の倒産手続であり、監視は裁判上の再生支援又は外部管財の準備期間であることによる。これらの手続は、長期にわたる複雑な手続であり、法人に比べて財務経済活動の重要度が低く、規模の小さい個人事業者に適用する必要がない。また、上記手続は費用がかかるので、通常、その実施にかかる費用を個人事業者の財産から支払うことは難しい。そのため、これらの手続は、個人事業者には適用されない。

第 175 条 個人事業者の倒産認定の申立て

- 1 個人事業者の倒産認定は、個人事業者である債務者(以下、単に「債務者」という。)⁹²、債権者、検察官、税務機関及びその他の全権機関が、経済裁判所に対し申し立てることができる。
- 2 債務者の倒産認定を申し立てる権利は、生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権及び属人的性質のその他の債権以外の債権を有する債権者が有する。
- 3 生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権及び属人的性質のその他の債権を有する債権者は、債務者の倒産認定の手続実施に際し、自己の債権を請求することができる。倒産手続時に請求をしなかった上記債権者の債権は、倒産手続終了後も有効である。

本条は、個人事業者である債務者の倒産認定を裁判所に申し立てることのできる者を明らかにし、また、個人事業者に対し属人的性質の債権を有する者の権利を定めている。

- 1 本条は、個人事業者の倒産認定を申し立てることのできる者を定めている。すなわち、個人事業者である債務者本人、債権者、検察官、その他の国権機関(42 条, 43 条の定める状況が存在する場合、税務機関及び倒産事件を管轄する国家機関)である。
- 2 個人事業者の倒産に関する法的規制の特徴の一つは、倒産認定の申立権を有する債権者の範囲を制限していることである。個人事業者の倒産を裁判所に申し立てる権利を有する債権者は、企業活動に関連した債権を持つ債権者に限られている。倒産法では、個人事業者の倒産に関する申立権を有さない債権者を、以下のように定めている。

- ・ 生命・健康侵害の損害賠償請求権を有する債権者。また、倒産法においては、精神的損害賠償請求権を有する債権者も、生命・健康侵害の損害賠償請求権を有する

⁹² 原文は省略していない。

債権者と同様の性質のものとして扱われることから、精神的損害賠償請求権を有する債権者も申立権を有さない。

- ・ 扶養料支払請求権を有する債権者（個人事業者の家族が当該個人事業者に対して有する扶養料支払請求権⁹³）
- ・ 属人性を有する債権（例えば相続した権利から生じる債権）の債権者

さらに、個人事業者の企業活動により発生する債権を有していても、個人事業者の地位を有さない自然人は、裁判所に申し立てることはできない。

- 3 第 3 項によれば、属人性債権を有する債権者は、倒産認定を申し立てることはできないものの、倒産手続が適用された段階で、個人事業者に対し債権を届け出ることができる。債務者は、倒産手続が終了した後も、属人性債権の残額に対する責任を免れない。

この点は、経済訴訟法第 23 条により説明されている。同条によれば、経済裁判所が管轄する事件は、経済分野において民事・行政その他の法的関係から生じる、法人や、所定手続により個人事業者資格を取得し法人格を形成せずに経済活動を行う個人との係争である。つまり、債権が個人事業者の企業活動に関係なく生じたものである場合、当該債権に関する係争は、通常裁判所において審理される。しかし、係争を適時、かつ、客観的に審理するために、例外的に、倒産法では、個人事業者の起業活動に関係のない属人性債権も、開始されている個人事業者の倒産事件において、届け出ることが認めている。

第 176 条 債務弁済計画

- 1 債務者による倒産認定の申立書には、債務弁済計画を添付することができ、申立書の写しは、債権者及び倒産事件のその他の参加者に送付される。
- 2 経済裁判所は、債権者の異議がなければ、債務弁済計画を承認することができ、当該承認により、倒産事件手続は、2 ヶ月を超えない期間、中断する。
- 3 債務弁済計画は、以下の事項を含まなければならない。
 - (1) 債務弁済計画の実施期間
 - (2) 債務者又は債務者家族の生活費の月額
 - (3) 債権の支払いに充てられる金銭の月額
- 4 経済裁判所は、倒産事件の参加者による理由のある申立てに基づき、実施期間の延長又は短縮、並びに、債務者及び債務者家族の生活費の月額の増額又は減額等、債務弁済計画を変更することができる。
- 5 債務者が債務弁済計画を実施した結果、債権が全額弁済された場合、倒産事件手続は終結する。

本条が定めているのは、債務者による債務弁済計画の添付・提出、債務弁済計画が添付されている場合はその内容の要件、裁判所による計画の承認及び(又は)変更、並びに、債務者が債務弁済計画を実行した場合の効果である。

- 1 第 1 項によれば、個人事業者である債務者には、支払能力の回復を目指した債務弁済計画を申立書に添付する権利がある。債務者は、計画書を添付する場合、経済訴訟法第 113 条に従い、債権者及び倒産事件のその他の参加者に、倒産認定の申立書の写しとともに計画の写しを送付しなければならない。

債権者に対し、倒産認定の申立書の写しとは別に、債務弁済計画の写しを送付する場合、その送付は郵便物発送証明によって確認されなければならない（経済訴訟法 124 条）。債務弁済計画の写しが上記の者に手渡された証拠を裁判所に提出することも認められる。

- 2 裁判所は、倒産認定の申立てを受理する際、申立受理及び審理指定の決定を出し、当該決定において、法廷審理の日時・場所を指定する。当該決定は、事件の参加者に送付される。

裁判所は、法廷審理において、倒産認定の申立書に添付された債務弁済計画を承認し、

⁹³ 扶養料の支払いについては、一般的に、自身の家族に負う場合と、雇用主が、被雇用者がその家族に負う扶養料を、当該被雇用者の給与から直接扶養家族に支払わなければならない場合（家族法 137 条）がある。

又は、その承認を拒否し、その旨の決定を出す。債権者が本項に従い法廷審理において出した債務弁済計画に対する異議は、裁判所が審理する。債務弁済計画に対する債権者の異議は、裁判所による弁済計画の承認までに出すことができ、裁判所は、第 59 条第 1 項に従い、異議が出された日から 1 ヶ月以内に審理しなければならない。裁判所は、債務者が提出した債務弁済計画に対し債権者が異議を出せるよう、必要な場合には、法廷審理を延期することもできる。裁判所は、異議が出されなかった場合、又は、異議を認めず債務弁済計画を承認する場合、債務弁済計画の履行も倒産手続に属するので、債務弁済のために倒産事件手続中断決定を出し、事件手続は、最長 2 ヶ月間、中断される。手続的な観点から言えば、債務弁済計画が裁判所に承認された場合、それは、事件審理を 2 ヶ月を超えない期間で中断する事由となり、債務者には、その 2 ヶ月の間に債務を弁済する可能性が与えられる。債務弁済計画の実施期間は、第 49 条により 3 ヶ月以内（延長された場合 5 ヶ月以内）とされている倒産事件の審理期間には算入されない。

債権者は、債権弁済計画に対し不同意の場合に限らず、計画のある一部について同意しないという場合にも本項の異議を出すことができる。債務弁済計画に対する債権者の異議は、理由あるものでなければならず、書面により確認されるものでなければならない。

債務弁済計画は、経済裁判所による承認後、事件参加者にとって拘束力を有する。

本項と第 4 項の違いは、本項の異議が経済裁判所の債務弁済計画承認前に認められるのに対し、第 4 項の債務弁済計画変更の申立ては、経済裁判所の債務弁済計画承認後に認められるという点にある。

債務弁済計画承認の裁判所決定により、倒産事件手続が中断するので、当該決定に対しては、経済訴訟法第 85 条第 2 項により不服を申し立てることができる。債務弁済計画を承認しない決定については、倒産法に不服申立ての規定が存在しないため、当該決定に対しては、不服を申し立てることができない。

- 3 第 3 項は、債務弁済計画の実施期間、債務者又はその家族の生活費として残されるべき金銭の月額、債務弁済に充てられる資金の月額を、債務弁済計画の必須情報としている。債務弁済計画の実施期間は、2 ヶ月を超えてはならない（2 項）。
- 4 経済裁判所は、倒産事件の参加者から正当な理由のある申立てがなされた場合に限り、実施期間の延長・短縮、及び、債務者とその家族の生活費として残される金銭の月額の増減等、債務弁済計画を変更することができる。この際、裁判所には、債務弁済の期間を、第 2 項に定められている以上に、つまり 2 ヶ月以上延長する権限はない。本項における理由のある申立てとは、債務弁済計画をこのような形にして欲しいという要請である。例えば、債務弁済計画の定める毎月の返済額や期間内では、現存の債務を弁済することは不可能である、といった申立てである。債務弁済計画変更の申立ては、債務弁済計画の実施期間が終了するまで出すことができ、裁判所による審理は、申し立てられた日から 1 ヶ月以内に行われなければならない（59 条 1 項）。

債権者は、経済裁判所が債務弁済計画を承認した後に、債務弁済計画に自らの債権が記載されていないことを知った場合、経済裁判所に債務弁済計画の変更を申し立て、自らの債権を債務弁済計画に記載するよう求めることができる。経済裁判所は、当該申立てに正当な理由があると認めた場合、債務弁済計画を変更する決定を出し、当該債権を債務弁済計画に記載する。個人事業者に対し倒産手続が開始された後で発生した債権は、共益費であり、債務弁済計画には含まれない。

本項による債務弁済計画の変更の申立ては、経済裁判所が審理しなければならない、申立てが正当なものである場合、事件手続は、経済訴訟法第 84 条により再開され、変更申立ては事件参加者に通知の上、法廷において審理される。裁判所は、審理の結果、決定を出す。裁判所は、複数の申立てがなされた場合、事件参加者に通知の上、同一の法廷においてそれらを審理することができる。

裁判所が債務弁済計画変更の申立てを棄却する場合、この棄却決定に対する不服申立ては、倒産法に規定されていないので、認められない。

- 5 債務者が債務弁済計画を実行した結果、債権が全額弁済され、裁判所にその証拠が提出された場合、倒産事件は、第 56 条第 1 項第 5 号により、裁判所決定を得て終結する。この

229 第 10 章 個人事業者の倒産(第 174 条—第 184 条)

場合、個人事業者は、計画を完遂し全債権を弁済したのであるから、事業活動を継続することが可能であり、支払能力の回復が認められると考えられる。

債務者が債務弁済計画に含まれる全ての債権の弁済ができなかった場合で、債務者が第 179 条第 2 項による事件審理の延期を申し立てないとき、又は、債務者が第 179 条第 2 項により申し立てた事件審理の延期を裁判所が認めないときは、経済裁判所は、第 179 条第 4 項に基づき、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。

第 177 条 清算用財団に含まれない個人事業者の財産

- 1 債務者の財産のうち、法令が強制執行を認めない財産は、清算用財団に含まれない。
- 2 経済裁判所は、債務者又は倒産事件のその他の参加者の理由のある申立てに基づき、法令が強制執行を認めている財産のうち、売却できず、又は、売却代金が債権弁済に実質的な影響を与えない財産を、清算用財団から除外することができる。
- 3 本条第 2 項の定めに従い清算用財団から除外された債務者の財産の合計額は、最低賃金の 50 倍を超えてはならない。除外された財産の一覧は、経済裁判所が承認し、決定を出し、当該決定に対しては、不服を申し立てることができる。

本条は、清算用財団、清算用財団に含まれない財産、清算用財団から財産を除外する手続、除外され得る財産の規模を説明している。

- 1 第 1 項によれば、債務者の財産のうち、法令が強制執行を認めない財産は、清算用財団に含まれない。倒産法には、どのような財産が個人事業者の清算用財団を構成するかを定めた規定はない。この点については、法人債務者の清算用財団の範囲を規定する第 130 条第 1 項の類推により、個人事業者である債務者の全資産が、貸借対照表に記載されているか否かにかかわらず、清算用財団の基礎を構成すると考えるべきである。その上で、第 130 条第 2 項の類推により、同項に記載されている財産は、個人事業者の清算用財団に含まれないと考えるべきである。

これらの規定に加えて、本項は、裁判等執行法第 52 条により強制執行が認められない個人事業者の資産(法令に別段の定めがある場合を除き、住宅、アパート、家財道具、衣類及びその他債務者の家族が普通に生活するのに必要なもの)は、清算用財団には含まれないことを定めている。

- 2 経済裁判所は、個人事業者及び倒産事件のその他の参加者による正当な理由のある申立てに基づき、法令では強制執行が認められている個人の資産(1 項参照)であっても、換金性の低いもの(換金してもさしたる収入をもたらさない資産)、又は、換価金が債権弁済に本質的な影響を与えない資産を、清算用財団から除外することができる。正当な理由のある申立ての例としては、少額資産の価額の証拠(査定機関による鑑定書)の提出が挙げられる。
- 3 第 2 項により清算用財団から除外される個人事業者の財産の総額は、法定の最低労働賃金の 50 倍を超えてはならない。

本項によれば、清算用財団から除外される個人事業者の財産の一覧は、経済裁判所の決定によって承認を受ける。この承認決定に対しては、第 60 条により不服を申し立てることができる。

本項の類似規定は、アメリカ合衆国倒産法にも含まれており、自然人である債務者の個人的な生活必需品、7,500 米ドル以下の不動産、及び 1,200 ドル以下の自動車は、清算用財団から除外されている。同様の規定はドイツ連邦 1999 年倒産法にも含まれている。特に、債務者の家事に使われる道具(低価値のもの)は、清算用財団には組み入れられない

第 178 条 個人事業者の法律行為の無効

- 1 経済裁判所に対し倒産認定が申し立てられた後に行われた、利害関係人への債務者の財産の譲渡又はその他の方法による財産の引渡しに関する法律行為は、無効である。
- 2 経済裁判所は、債権者の請求に基づき、法律行為の目的物を債務者の財産構成に返却さ

せるか、又は、利害関係人の下にある当該財産に対し強制執行をする形で、債務者の無効な法律行為に対し、無効効果を適用する。

本条は、個人事業者の倒産における無効な法律行為の概念を定め、無効な法律行為に関して裁判所が適用する無効効果を定めている。

- 1 無効な法律行為と認定する事由は、民法に挙げられている。しかし、倒産法は、民法の定める事由に加え、無効な法律行為の事由に、個人事業者が自ら倒産認定を申し立てた後に行った利害関係人に対する財産の譲渡を挙げている。

以下のような条件が存在する場合、個人事業者の法律行為は無効である。

- ・ 第一に、個人事業者の財産に対する所有権の停止を目的としたあらゆる法律行為が含まれる。売買、贈与、交換等が挙げられる。
- ・ 第二に、債務者である個人事業者と第 17 条に挙げられる利害関係人がその法律行為の当事者となっている。個人事業者の利害関係人とされるのは、その配偶者、直系尊属及び直系卑属、兄弟姉妹及びその卑属、配偶者の両親及び兄弟姉妹である(17 条 2 項)。

無効な法律行為は、裁判所の認定の有無にかかわらず無効である(民法 113 条)。民法の総則では、無効な法律行為の無効効果の適用は、あらゆる利害関係人が申し立てることができ、裁判所が、職権により、そのような効果を適用することもできる。

- 2 倒産法においては、裁判所は、債権者の申立てにより、法律行為の対象となった個人事業者の財産を個人事業者の財産構成へ返却させる、又は、利害関係人の下にある当該財産を強制執行するという形で、無効な法律行為に無効効果を適用する。

このような効果の目的は、債権を弁済するための清算用財団の形成及び拡充である。したがって、そのような効果は、個人事業者への財産の返却、又は、利害関係人が個人事業者から取得した財産への強制執行という形となるのである。

倒産法は、法律行為の無効問題を、裁判所が倒産事件の枠内で審理するの可否かを定めていない。この点、最高経済裁判所総会決議第 142 号第 26 項によれば、債務者が締結した法律行為に対する無効効果の適用請求は、経済裁判所が経済訴訟法の定める一般手続により倒産事件の枠外で審理する。

第 179 条 経済裁判所による個人事業者の倒産事件の審理

- 1 経済裁判所は、倒産認定の申立受理と同時に、法令が強制執行を認めない財産を除き、債務者の財産を差し押さえる。経済裁判所は、第三者が債務者の金銭債務を保証するか、又は、その他の方法により履行を担保する場合、債務者の申立てに基づき、債務者の財産(財産の一部)に対する差押えを解除することができる。
- 2 経済裁判所は、債務者の申立てに基づき、債務者による債権者への支払い又は和議締結のため、1 ヶ月を超えない期間、倒産事件の審理を延期することができる。
- 3 経済裁判所は、債務者につき相続開始の情報がある場合、相続財産に関する問題が法令の定める手続に従い解決するまで、倒産事件手続を中断することができる。
- 4 債務者が、本条第 2 項の定める期間内に、債権弁済に関する証拠を提出せず、かつ、定められた期間内に、和議が締結されなかった場合、経済裁判所は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。

本条は、個人事業者の倒産認定の申立受理及び倒産事件の審理に関連する裁判所の活動を定めている。

- 1 経済裁判所は、個人事業者の倒産認定の申立受理決定を出すと同時に、個人事業者の財産を、強制執行できない財産(177 条注釈参照)を除いて、差し押える。差押えについては、裁判所は決定を出し、執行文書を交付する。執行文書は、第 181 条第 1 項に従い裁判執行官に送られる。債務者財産の差押えに関する手続行為の実行、つまり、個人事業者の

231 第 10 章 個人事業者の倒産(第 174 条—第 184 条)

財産の調査・財産目録作成は、裁判等執行法第 53 条に従い、裁判執行官が行う。

倒産法は、個人事業者が債権者に弁済ができるよう、幾つかの方法を定めている。つまり、裁判所は、例外的に、個人事業者の申立てにより、債務者の財産(財産の一部)を差押えから解除することができる。しかし、このような解除は、第三者が、個人事業者の債務履行を保証する場合に限り、認められる。

本項によれば、債務者の財産に対する差押えを解除するための保証・担保の方法としては、民法第 259 条第 1 項に列挙されている債務履行の保証手段のうち、担保、保証、銀行保証が認められている。違約罰、留置権、手付金は、本項における債務履行の保証・担保の手段に該当しない。

- 2 経済裁判所は、個人事業者の申立てに根拠があり、それを裏付ける証拠がある場合、個人事業者の申立てに基づき、債務者による債権者への支払い又は和議締結のため、1 ヶ月を超えない期間、倒産事件の審理を延期することができる。裁判所は、具体的な事案において全ての状況を勘案して、事件審理の延期を決定する。申立ての根拠として裁判所に提出される書面としては、個人事業者の銀行口座に債務の完済に十分な資金があることを証明する書面、和議案等が考えられる。事件審理延期についての裁判所決定は、延期の理由を明示した根拠付けのあるものでなければならない。

個人事業者による倒産事件審理延期の申立ては、第 49 条の定める期間内、つまり倒産認定の申立受理から 3 ヶ月以内で、かつ、倒産事件の最終本案決定が出されるまでの間に行うことができる。債務者が、この期間内に、債権弁済の証拠又は締結された和議書を提出しなかった場合、第 4 項の定める効果が発生する。

第 10 条第 1 項が、裁判所による倒産認定の申立受理時点から、債権者は個別請求を行うことができないと定めていることから、債権の弁済は、全債権の一括(一回)弁済に限り認められる。

和議締結のためには、債権者集会の招集が必要である。なぜなら、倒産法(10 条 5 項、13 条 3 項 1 号、145 条 1 項)では、和議締結は、債権者集会の専権事項であり、全債権者の議決権総数の過半数の同意により決議されるからである。

- 3 経済裁判所は、個人事業者について相続開始の情報がある場合、相続財産に関する問題が法令の定める手続に従って解決されるまで、個人事業者の倒産認定の手続を中断することができる(民法 1146 条、相続開始日から 6 ヶ月)。

債務者である個人事業者が財産を相続した場合、当該財産は債権者への支払いに充てられる。

- 4 個人事業者が、第 2 項に定められる期間に、債権弁済の証拠を提出しなかった場合、又は、和議を締結しなかった場合、経済裁判所は、個人事業者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定を出す。

和議が締結された場合、裁判所は、倒産事件手続を終結し、その旨の決定を出す。一方、債務者により債権弁済の証拠が提出された場合、裁判所は、倒産不認定の本案決定を出す。

第 180 条 個人事業者の倒産認定の効果

- 1 経済裁判所が債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時から、
 - (1) 債務者の金銭債務は、履行期が到来したとみなされる。
 - (2) 債務者の債務全てにつき、違約罰(違約金、遅延利息)、利息及びその他の経済制裁(金融制裁)の発生は停止される。
 - (3) 執行文書に基づく債務者に対する強制執行は、扶養料支払請求権及び生命・健康侵害の損害賠償請求権についての執行文書に基づく場合を除き、中止される。
- 2 経済裁判所は、判明している全債権者に対し、債権届出期間を記載した倒産認定・清算手続開始の本案決定を送付する。債権届出期間は、2 ヶ月を超えることはできない。経済裁判所の決定の送付費用は、債務者が負担する。
- 3 経済裁判所が債務者の倒産認定の本案決定を出した時から、個人事業者としての国家登記は失効し、個々の活動実施の許可は無効となる。
- 4 経済裁判所は、個人事業者としての登録を行った登記機関及び許可交付機関に対し、債

務者の倒産認定の本案決定の写しを送付する。

本条は、個人事業者の倒産認定によって発生する効果を明らかにしている。

- 1 個人事業者の倒産事件は、第 49 条の定める期間内に審理されなければならない。経済裁判所が個人事業者の倒産を認定し清算手続を開始する本案決定を出した時点以降、以下の効果が生じる。
 - (1) 義務的支払債務も含め、個人事業者の債務は全て履行期が到来したとみなされる。
 - (2) 個人事業者のあらゆる債務に対する違約罰(違約金、遅延利息)、利息及びその他の経済制裁の課金が停止される。これには、税金や国家予算への義務的支払金の滞納に対するものも含まれる。例外は、属人的性質の債権であるが、それは、当該債権が自然人であり一個人としての個人事業者の個人性から発生し、その個人性から切り離せないからである。このような属人的性質の債権は、個人事業者の資格の有無とは関係なく存在するものである。したがって、個人事業者の倒産認定は、当該債権についての違約罰、利息及びその他の経済制裁の課金を停止するものではない。これは、個人事業者の倒産認定におけるもう一つの特徴である。
 - (3) 執行文書に基づく個人事業者に対する強制執行は、生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権(個人事業者の家族が当該個人事業者に対して有する扶養料支払請求権、その他の属人的性質の債権についての執行文書に基づく場合を除き、停止される。

第 3 号の趣旨は、扶養料支払請求権(個人事業者の家族が当該個人事業者に対して有する扶養料支払請求権)、生命・健康侵害の損害賠償請求権(精神的損害賠償請求権を有する債権者も同様)、その他の属人的性質の債権についての執行文書がある場合、これらの請求権を持つ債権者は、清算手続中でも、執行文書を執行できるといものである。これらの請求権が、清算手続中に、弁済を受けず、又は、一部しか弁済を受けなかった場合、当該債権者は、倒産手続終了後も、かかる請求権を有し、個人事業者に対し請求することができる(184 条 2 項)。
- 2 個人事業者の倒産認定の本案決定には、清算手続期間(第 124 条第 2 項により 1 年以内で指定される。)、及び、第 51 条第 4 項に従い個人事業者としての登記の失効が指示される。債権の届出期間は、債務者である個人事業者の倒産認定の本案決定に指定される。この決定は、判明している全ての債権者に、債務者の負担で送付される。第 127 条第 2 項第 4 項によれば、債権届出期間は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定の公告日から 2 ヶ月以上でなければならない。しかし、本項は、個人事業者の清算手続における債権届出期間は 2 ヶ月を超えることはできないと規定しているので、個人事業者である債務者の清算手続における債権届出期間は、債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定の公告日から 2 ヶ月を超えない期間で、経済裁判所が決定することになる。

倒産認定の本案決定の写しは、法廷審理の過程で確定した債権者や債務者の取引銀行に問い合わせて確認するなどして裁判所が把握している全ての債権者、及び、裁判執行官に送付される。当該写しの送付は経済裁判所が行うが、その郵送費用は、経済裁判所が執行文書(司法判断に基づき発行)に基づき、債務者の財産から供託させる形で支払われる。

第 127 条第 1 項は、倒産認定・清算手続開始の公告は、第 52 条及び第 53 条の定める手続に従い、清算管財人が実施するとしている。この規定は、個人事業者の倒産認定・清算手続開始にも適用される。ただし、個人事業者の倒産手続では、清算管財人が任命されないため、第 127 条第 3 項を類推し、個人事業者である債務者本人が、公報紙において公告するために、倒産認定・清算手続開始の本案決定の日から 10 日以内に、債務者本人の倒産認定・清算手続開始に関する情報を送付しなければならない。
- 3 経済裁判所が個人事業者の倒産を認定した時点より、特定の経済活動を行うために債務者に交付された認可証は、無効となる。倒産認定の本案決定は、法人の倒産認定と同じく、出された時点から発効し、直ちに執行される。当該決定に対しては、経済訴訟法の規定に従い、1 ヶ月の間、不服を申し立てることができる(最高経済裁判所総会決議 142 号 21 号、

22 号)。

法人の国家登記が、清算手続終了決定が出された後にのみ抹消されるのに対し、個人事業者としての国家登記は、第 180 条第 3 項に従い、経済裁判所により倒産認定が出された時点で、失効する。したがって、たとえ、債務者が、倒産認定後に全債権を第 183 条の順位に従い弁済した場合でも、個人事業者の国家登記及び個々の活動実施の許可は回復しない。しかし、倒産認定後に和議が締結された場合、経済裁判所は、和議を承認する決定に、倒産認定・清算手続開始の本案決定は執行されない旨を指示するので(145 条 5 項)、個人事業者の国家登記及び個々の活動実施の許可は、回復されると考えられる。同様の効果は、倒産認定の本案決定が取り消された場合にも発生する。

- 4 倒産法は、倒産認定された個人事業者を管理する制度を規定している。それは、経済裁判所が、個人事業者を倒産と認定した本案決定の写しを、個人事業者を登記した国家登記機関及び認可証交付機関に対して送付するというものである。

第 181 条 経済裁判所の本案決定の執行

- 1 倒産認定・清算手続開始の本案決定及び債務者の財産に対する強制執行の執行文書は、債務者の財産の売却のため、裁判執行官に送付される。債務者の財産は、本法に従い清算用財団に含まれない財産を除き、全て、売却されなければならない。
- 2 経済裁判所は、債務者の不動産又は高価な動産を継続的に管理する必要がある場合、そのために、清算管財人を任命し、その報酬額を定める。この場合、債務者の財産は、清算管財人が売却する。
- 3 債務者の財産の売却による売却代金及び現有の資金は、債務者の倒産認定をした経済裁判所に供託される。

本条は、個人事業者の倒産認定の裁判所本案決定の執行手続と、執行の対象となる範囲を定めている。

- 1 個人事業者の倒産認定・清算手続開始の裁判所本案決定及び当該本案決定に基づき出された個人事業者の財産に対する強制執行の執行文書は、裁判執行官に送付され、裁判執行官は、裁判等執行法に従い、財産を売却する。売却される財産は、倒産法に従い清算用財団に含まれない財産を除いた、個人事業者の全ての資産である。

個人事業者については、監視手続が行われないので、経済裁判所は、必要に応じ、査定専門機関に依頼して債務者の財産を査定することができると考えられる。この査定費用は、第 183 条第 1 項により、債務者が負担する。裁判等執行法第 54 条によれば、財産目録にある財産の鑑定は、裁判執行官が行い、裁判執行官は、必要がある場合、査定の専門家を依頼できる。

- 2 個人事業者の清算用財団を構成する財産の売却は、裁判執行官が裁判等執行法の要件に従い実施する。

裁判所が定めた 1 年以下の清算手続期間内において、個人事業者の不動産及び高価な動産を継続的に管理する必要がある場合、経済裁判所は清算管財人を任命し、その報酬を定める。この場合、個人事業者の財産の売却は、清算管財人により行われる。清算管財人の報酬は、裁判費用と同様、第 183 条第 1 項に従い、個人事業者の財産から順位外で支払われる。

個人事業者の財産を管理する必要がある場合、清算管財人が任命される。法人の清算の場合と異なり、裁判所は、職権で、個人事業者の財産を管理する清算管財人を任命することができる。この場合、法人の清算手続を類推し、第 1 級、第 2 級又は第 3 級資格を有する裁判所任命管財人が、清算手続を行うことができる。

裁判等執行法第 54 条第 3 項には、必ず鑑定を行わなければならない財産が列挙されている。ただし、ここに列挙されているものが全てということではない。すなわち、有価証券、通貨、貴石・貴金属から成る宝飾品及びその他の消費財、骨董品、絵画・彫刻の原作品である。ここに列挙したものは非常に高価な財産とみなすことができる。何が高価な財

産であるかを判断する際には、上記の規定を参照する必要がある。

- 3 現有の資金及び個人事業者の財産の売却代金は、全て、個人事業者の倒産を認定した経済裁判所に供託される。第 2 項によれば、清算管財人が財産を売却した場合も、その売却代金は、倒産認定をした経済裁判所に供託される。

第 182 条 債権の審理

経済裁判所は、債権者が本法第 180 条第 2 項の定める期間内に届け出た債権を審理する。経済裁判所は、審理の結果に基づき、債権弁済の手續及び弁済額に関する決定を出す。

本条は、裁判所による債権審理の手續及び期間を定めている。

法人の倒産の場合、経済裁判所は、第 70 条又は第 100 条により異議が申し立てられた債権のみを審理する。しかし、個人事業者の倒産の場合には、法人の倒産の場合と異なり、裁判所が、届け出られた債権を直接審理するという特則が設けられている。経済裁判所は、第 180 条第 2 項の定める 2 ヶ月の届出期間内に届け出られた債権を審理する。

裁判所が第 181 条第 2 項により清算管財人を任命した場合も、清算管財人は、不動産及び高価な動産を管理及び処分する権限しか有さない（181 条 2 項）、債権は、裁判所が第 128 条の定める手續により審理する。

個人事業者の倒産手續においては、清算手續が終了すると、扶養料支払請求権、生命・健康侵害の損害賠償請求権、その他の属人的性質を有する債権以外の債権は免責を受けるので、経済裁判所や裁判執行官は、債務者の債務額を把握する必要がある。そのため、個人事業者の倒産手續において弁済を受けようとする債権者は、順位外弁済の可能性があるであろうと、弁済順位が何位であろうと、いずれにしても債権を届け出る必要があることに留意しなければならない。

倒産事件開始前に履行期が到来した債権で、債権届出期間を過ぎてから届け出られたものは、第 138 条第 3 項に従い、届出期間内に届け出られた債権が弁済された後、債務者の残余財産から弁済を受ける。このような債権は、開始されている個人事業者の倒産事件において審理され、裁判所は、債権審理の結果、弁済順位及び弁済額を記した決定を出す。裁判所決定に対しては、倒産法に不服申立ての規定がないため、不服を申し立てることができない。

個人事業者の倒産の場合、法人の場合とは異なり、債権登録簿は作成されない。

第 183 条 債権弁済手續

- 1 債権の弁済前に、倒産事件の審理及び倒産認定の本案決定の執行に関する費用が、経済裁判所に供託された資金から支払われる。債務者に対する個人の生命・健康侵害の損害賠償請求権も同様である。
- 2 債権は、以下の順位で弁済される。
 - (1) — 第一順位：義務的支払債権、扶養料支払請求権、給与支払請求権及び著作契約に基づく報酬支払請求権
 - (2) — 第二順位：被担保債権
 - (3) — 第三順位：その他の債権
- 3 各順位の請求権は、それに優先する順位の請求権が全額弁済された後、弁済を受ける。
- 4 経済裁判所に供託された資金が十分でない場合、当該資金は、特定順位の債権者間では、債権額に応じて按分弁済される。

本条は、債権の弁済順位を定めている。

- 1 第 1 項は、順位外で弁済される債権を定めている。それは以下のものである。
 - ・ 倒産事件審理に関わる費用、及び、倒産認定・清算手續開始の裁判所本案決定の執行に関わる費用

- ・ 清算管財人の報酬。裁判所は、清算管財人を任命する場合、管財人の報酬を定め、その際、平均月給額、業務量、報酬の資金源となる債務者の財産の価額を考慮する。精神的損害賠償請求権及びその他の属人的性質を有する債権（債務者が家族構成員として支払うべき扶養料支払請求権も含まれる。）も、生命・健康侵害の損害賠償請求権と同様に、順位外で弁済を受けることができることを指摘しておかなければならない。共益費も順位外で弁済を受ける。個人事業者の倒産手続における共益費とは、倒産認定の申立受理後に発生した債権である。裁判執行官は、第 134 条及び本条の定める順位に従って、債権の弁済を開始する。個人事業者の倒産には、第 133 条が適用され、担保権者は担保目的物の売却で得られる金額から他の債権者に優先して弁済を受けることができる。
- 2 債権は、以下の順位で弁済される。
 - ・ 第一順位：国家予算に対する義務的支払債権、つまり税金、手数料、国家予算及び特定目的国家基金への積立金、雇用主としての個人事業者に対する扶養料支払請求権⁹⁴、給与支払請求権、並びに、著作契約に基づく報酬支払請求権。労働契約に基づいて働いていた者の退職金及び給与の額や著作契約に基づく報酬額は、個人事業者の倒産認定の申立受理日における未払い分を基に算出され確定される。
 - ・ 第二順位：債務者の財産により担保されていた金銭債権で、第 133 条 2 項に基づき弁済を受けなかった部分（つまり、被担保債権であったが、担保物の売却代金からは満足を受けられなかった債権）
 - ・ 第三順位：第一順位及び第二順位債権以外のその他の全ての債権
 - 3 各順位の債権は、上位の債権が全額弁済された後に、弁済される。上位順位の債権が未弁済で残っている間は、次順位の債権の弁済は認められない。つまり、公正の原則を保証するため、他の債権者に対する何らかの優先権は、除外される。
 - 4 経済裁判所に供託された資金が不足する場合、この資金は、該当順位の債権者間で、債権額に応じて按分に分配される。

第 184 条 個人事業者の免責

- 1 倒産認定を受けた債務者は、債権者に対する支払い後、倒産認定の手続中に届け出られた債権について、本条第 2 項の定める債権を除き、免責を受ける。
- 2 生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権、その他の属人的性質の債権で、債務者の倒産認定の本案決定の執行手続中に弁済されなかった、若しくは、一部しか弁済されなかった、又は、倒産手続の実施中に届け出られなかった債権は、その効力を維持し、倒産手続の終了後、全額又は弁済されていない部分につき請求することができる。
- 3 債務者の財産の隠匿の事実、又は、第三者への財産の違法な譲渡の事実が判明した場合、倒産手続中に全額弁済を受けなかった債権者は、当該財産に対し、強制執行を申し立てることができる。

本条は、債権者への支払完了後に個人事業者に対して発生する効果、また、属人的性質の債権の未弁済(全額又は一部)の効果、そして、債務者財産の隠匿の効果について定めている。

- 1 倒産認定を受けた個人事業者は、債権者に対する支払後、倒産認定の手続中に届け出られた債権について、第 2 項の定める債権を除き、免責を受ける。第 2 項の債権は、その後も一般手続で支払いを請求でき、免責されない。個人事業者の清算手続中に届出がされなかった債権も、第 2 項の定める債権を除き、本項の免責の効果が適用され、清算手続終了決定後は、債務者に弁済を請求できなくなる。個人事業者を債務から免責することは、個人事業者にとっては倒産認定の肯定的な効果である。倒産事件手続を経た個人事業者は、債権者への支払い完了後、弁済されずに残った債務の履行から免責され、この免責は、個人事業者に対する清算手続終了決定において

⁹⁴ 家族法 137 条

指示される。例外は、属人的性質の債権である。

倒産法は、裁判所が、倒産認定を受けた債務者が債権弁済手続を終えた後、どのような決定を出すのかを定めていない。この点については、最高経済裁判所総会決議第 142 号第 37 項が、以下のとおり説明している。

- ・ 経済裁判所は、個人事業者である債務者については、債権者への支払いを終了し、全債権を弁済した後、清算手続終了の決定を出す。
 - ・ 個人事業者である債務者の財産が、全債権を弁済するに十分ではない場合、裁判執行官は、裁判等執行法第 37 条及び第 39 条に従い、債務者財産に対する強制執行を定める執行文書を返却する。経済裁判所は、執行文書返却に関する書面を検討した後、清算手続終了の決定を出す。
 - ・ 経済裁判所が、第 181 条第 2 項に従い清算管財人を任命した場合、清算手続は、第 142 条及び第 144 条に従い、終了する。
- 2 生命・健康侵害の損害賠償請求権、扶養料支払請求権（個人事業者の家族が当該個人事業者に対して有する扶養料支払請求権）、その他の属人的性質の債権で、倒産認定の本案決定の執行手続中に弁済されなかった若しくは一部しか弁済されなかった、又は、倒産手続中に届け出られなかった債権は有効であり、倒産手続の終了後、全額又は弁済されていない部分につき、通常裁判所に支払請求を訴えることができる。訴状には、個人事業者の倒産認定の本案決定、及び、債権が一部しか弁済されていないか又は全く弁済されていないことを証明する書面を添付する。
- 3 個人事業者による財産の隠匿の事実、又は、第三者への財産の不法な譲渡の事実が判明した場合、倒産手続中に弁済を受けなかった債権者は、一般出訴期限の切れる前であれば、当該財産に対し、強制執行を申し立てることができる。

第 11 章 簡易倒産手続

本章は、二種類の簡易倒産手続を定めている。

通常清算中の法人の資産が債権を全額弁済するに十分ではないと認められ、清算委員会が経済裁判所に倒産認定を申し立てた場合、経済裁判所は倒産を認定し、清算手続を開始する。債務者は既に清算中であることから、簡易な手続を認めたものである。もう一つの簡易な手続は、所在不明の債務者についての手続であり、活動を中止している個人事業者である債務者又は法人債務者の代表者が行方不明の場合（所在を明らかにすることができない場合）、当該債務者につき、債務額や履行期の徒過期間に関係なく、倒産認定の申立てをすることができるものである。この場合、経済裁判所は、2 週間以内に倒産認定・清算手続開始の本案決定を出し、清算管財人を任命する。清算管財人は、法令の定める弁済順位に従い、届け出られた債権を弁済する。

簡易倒産手続には、手続が複雑な監視、裁判上の再生支援、外部管財は適用されない。

第 1 節 通常清算中の法人の倒産に関する特則

第 185 条 通常清算中の法人の倒産

- 1 財務経済活動を行わないことにより、及び（又は）、法定期間内に定款資本を形成しなかったことにより、清算決定が出された法人について、当該法人の財産の価値が債権の弁済に十分でない場合、当該法人は、本法の定める手続に従い、清算される。
- 2 清算委員会（清算人）は、本条第 1 項の定める状況が明らかになった場合、経済裁判所に対し、法人の倒産認定を申し立てるか、又は、税務機関に対し、法令の定める適切な措置を講じるよう申し立てなければならない。

本条の目的は、財務経済活動を行わなかったこと、及び（又は）、法定期間内に定款資本を形成しなかったことに関係する企業の清算が、倒産法に従い行われるのか、それとも、その他の法規に従い行われるのかの基準を示すことである。

法人の清算は、民法、及び、それぞれの法人の種類に応じて清算手続を定めたウズベキスタン共和国の法令、法規に則って行われる。

財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の清算を定める法規とは、1999 年 6 月 28 日付ウズベキスタン共和国大統領令第 2331 号「財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の簡易清算方法に関する措置について」、及び、1999 年 7 月 3 日付ウズベキスタン共和国閣令第 327 号「財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の清算方法について」である。

- 1 本節全体、特に本条によれば、以下の両条件が満たされている場合、法人は、破綻（倒産）したと認定されることになる。

第一に、財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった法人に対して、民法第 53 条に基づき清算決定がとられたことである。これには二つの場合がありえる。

- (1) 法人の発起人（社員）自身又は設立文書により権限を付与された機関が、法人の清算決定を出した場合（民法 53 条 2 項 1 号）。清算決定の採択手続は、設立文書に定められている。
- (2) 上記閣令第 327 号により承認された、「財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の清算方法に関する規程」（以下、「簡易清算方法規程」という。⁹⁵）第 3.1 号に従い、経済裁判所が、法人の清算決定を出した場合（当該清算決定は、上記(1)の者・機関が法人の清算決定を出していないことを条件に、民法 53 条 2 項 2 号に基づき出される。）。手続の詳細は簡易清算方法規程第 3 節に定められている。

法人の国家登記機関に対しては、法人の通常清算決定及び清算委員会の創設（清算人の任

⁹⁵ 原文は省略されていない。

命)を通知しなければならない(簡易清算方法規程 3.2 項, 3.3 項)。法人が通常清算の過程にあるという情報は、法人の統一国家登記簿に記載される。

第二に、債務者の財産価値が、債権の弁済に十分でないことである。

債務者の財産が十分にある場合、清算は、倒産法の定める手続ではなく、本条注釈第 1 項に記載されている法規の手続により行われる。通常清算中の法人が、財産を売却して全債権を弁済することが可能か否かは、会計書類の情報、及び、独立した鑑定人による法人の財産価値報告書に基づいて判断される。

- 2 第 2 項によれば、第 1 項の定める場合、経済裁判所に対し法人の倒産認定を申し立てる主体になり得る者、又は、税務機関に対し適切な措置を講じるよう申し立てる主体になり得る者は、清算委員会(清算人)及び税務機関である(最高経済裁判所総会決議 142 号 36 項)。

第 8 条第 3 項によれば、清算委員会(清算人)は、第 1 項に定められる状況が発生してから 1 ヶ月以内に、裁判所に申立てを行わなければならない。

第 8 条第 2 項及び第 3 項並びに第 9 条は強行規定である。清算委員会の委員長又は清算人が倒産認定の申立義務に違反した場合、第 187 条により、民事責任を負う。

実務上、清算委員会(清算人)による申立ては、第 37 条、第 38 条の要件に合致しなければならない。最高経済裁判所総会決議第 142 号第 35 項によれば、第 185 条第 2 項に基づいて経済裁判所に倒産認定を申し立てる際には、申立書に債務者の通常清算決定を添付しなければならない。申立人が清算管財人の候補者を推薦する。

本項によれば、財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった通常清算中の企業に、国家予算に対する未払債務が存在する場合、清算委員会は、裁判所又は税務機関に対し、適切な措置、つまり、当該債務を法令の定める手続に従い免除するよう申し立てなければならない⁹⁶。本条によれば、裁判所か税務機関のどちらに申し立てるかは申立人が決定することができ、裁判所に申し立てなくとも、税務機関により債務免除をしてもらうことが可能である。

このような企業の国家予算及び予算外国家基金に対する義務的支払金の未払債務は、ウズベキスタン共和国税務国家委員会の申請に基づき、決済システムの改善・国家予算への支払い規律の強化についての政府委員会の決定により、債務免除を受ける(1999 年 7 月 3 日付ウズベキスタン共和国内閣令第 327 号「財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の清算方法について」)。

第 186 条 通常清算中の法人の倒産事件の審理に関する特則

- 1 経済裁判所は、通常清算中の法人につき、倒産認定・清算手続開始の本案決定を出し、清算管財人を任命する。
- 2 監視、裁判上の再生手続及び外部管財は、通常清算中の法人に対しては適用されない。
- 3 債権者は、法人に対し、法人の倒産認定の公告から 1 ヶ月以内に、債権を届け出ることができる。

本条の目的は、通常清算中の法人の倒産事件の審理に関する特則を明確にし、また、手続を簡潔に説明することである。

- 1 通常清算中の法人の倒産事件は、本条の特則を考慮した上で、第 3 章、第 7 章の定める手続により審理される。

倒産認定には、債務者が清算決定をとったこと、及び、財産の価値が債権弁済に不十分であることという要件が満たされていなければならない。この際、債務額は意味を持たず、この点については、最高経済裁判所総会決議第 142 号第 35 項にも、債務額(5 条 2 項)は意味を持たない旨の記載がある。また、申立受理に際しては、債務不履行の期間(4 条)も問われない。

ここで注意すべきは、最高経済裁判所総会決議第 142 号第 36 項によれば、1999 年 7 月 3 日付ウズベキスタン共和国内閣令第 327 号に基づいて出された経済裁判所の決定により清

⁹⁶ この点は、最高経済裁判所総会決議第 142 号第 36 項と併せて理解する必要がある。

239 第 11 章 簡易倒産手続(第 185 条—第 189 条)

算に入り、その清算手続中に、国家予算及び予算外国家基金に対する債務のみが確認された企業について、税務機関又は清算委員会が倒産認定を申し立てた場合、当該申立ては、経済訴訟法第 117 条第 1 項第 1 号に従い、受理を拒否されなければならない。

という点である。

本条は、裁判所による事件審理の期間に関する規定を含まない。事件の審理は簡易手続でなされるので、所在不明の債務者の倒産(189 条 1 項)の類推により、事件は申立受理から 2 週間以内に審理されなければならない。

清算委員会(清算人)又は税務機関の申立てを審理した結果、経済裁判所は、以下のいずれかの本案決定を出す。

- ・ 債務者の倒産を認定し、清算手続を開始する(124 条, 185 条, 本条 1 項)。
- ・ 債務者の倒産認定を拒否する(54 条)。

経済裁判所は、倒産認定の本案決定を出す際、清算管財人を任命しなければならない。この候補者は、申立人が推薦する。原則として、清算管財人は、第 4 級資格を持つ者の中から任命される(18 条 1 項注釈参照)。

倒産を認定し清算手続を開始する場合、清算管財人の権限を、清算委員会の委員長(清算人)に認めることができないことに留意しなければならない。なぜならば、これらの者は、第 18 条第 2 項により債務者の利害関係人に該当するからである。

2 倒産法が規定する監視、裁判上の再生支援、外部管財といった手続は、通常清算中の債務者には適用されない。法人の清算(任意又は強制の手続による)がすでに倒産事件の枠外で決められており、当該法人事業継続の可能性がないため、債務者の事業再生に向けた措置は適用されない。

3 第 3 項によれば、債権者が債務者に債権を届け出る期間は、倒産認定の公告から 1 ヶ月と定められている。一般手続では、このような債権届出期間は 2 ヶ月と定められている(127 条)。債権届出期間が短いのは、清算委員会が、裁判所に倒産認定を申し立てる前に、債権者の割出し等所定の作業を既に終え、通常、債権登録簿も作成しているからである。届出期間に新しい債権が届け出られた場合、当該債権は、倒産法の定める手続に従い、債権登録簿に含まれる。

債権額(清算委員会(清算人)に届け出て審理された債権を含む)の確定、財産の評価と換価、債権者への支払い、清算管財人の報告書提出及び裁判所によるその審理は、第 11 章の特則を踏まえて、第 7 章の定める手続に従い行われる。

第 187 条 倒産手続による法人の清算の拒否の効果

1 本法第 185 条第 2 項の定める要件に違反する場合、法人の清算は、法人の統一国家登記簿に記載されることを拒否される。

2 本法第 185 条第 2 項の要件の違反を看過した清算委員会の委員長又は清算人は、弁済されない通常清算中の法人の金銭債務及び(又は)義務的支払債務につき、補充責任を負う。

本条の目的は、清算委員会(清算人)が第 185 条第 1 項の定める状況を発見した場合、経済裁判所に倒産認定を申し立てるか、又は、国家税務機関に対し然るべき措置を講じるよう申し立てるかしなければならないという、第 185 条第 2 項の要件に対する違反を看過しないようにし、また、そのような違反を予防することである。まさにそのために、上記法定要件の違反を看過した清算委員会の委員長又は清算人の個人の民事責任、また、国家登記簿への清算の記載拒否が定められている。

1 法人の統一国家登記簿への清算の記載は、申立書及び法令の定めるその他の書面にに基づき、登記機関が行う。この際、申立書には、法人の通常清算が所定の手続によって行われたこと、債権者への支払処理が終了していること、法人の清算が法令の定める特定の場合に所管国家機関の意向に沿っていること、特に「簡易清算方法規程」に合致していることが、確認される。

清算委員会(清算人)が、通常清算中の債務者が債権を全額弁済できないことが確定し

た後に、経済裁判所に対し倒産認定を申し立てなかった場合、その法人の清算は、法人の統一国家登記簿に記載されない。

- 2 第 2 項は、裁判所への申立てを怠った者の責任を定めており、第 9 条の特別規定である。というのも、本節は、特に、財務経済活動を行わないこと、及び（又は）、法定期間内に定款資本を形成しなかったことにより清算決定がとられ、財産価値が債権を弁済するのに不十分な法人について規定しているからである。また、裁判所又は税務機関への申立義務を負う主体が、その委員長に代表される清算委員会又は清算人のみであるため、未弁済債務についての補充責任という法的効果は、清算委員会の委員長又は清算人に対してのみ課される。

第 2 節 所在不明の債務者の倒産

第 188 条 所在不明の債務者の倒産認定の申立てに関する特則

活動を終了した個人事業者である債務者又は法人債務者⁹⁷の代表者が、行方不明で、その所在地(居住地)を確認できない場合、所在不明の債務者の倒産認定の申立ては、債権額に関わらず、債権者、倒産事件を管轄する国家機関、税務機関又はその他の全権機関、及び、検察官が行うことができる。

本条の目的は、所在不明の債務者の倒産認定が申し立てられる場合や申立てが受理される場合、また、それらの手続上の特則を定めることである。

所在不明の債務者とされるのは、実際には財務経済活動を停止し、決済口座に出入金がない法人で、設立文書に記された住所や登記簿上の住所に存在しておらず、その所在地を明らかにすることが不可能な法人である。個人事業者である債務者が不在であれば、当該自然人は企業活動に従事するのを停止し、その住所におらず、その所在は不明といえる。また、最高経済裁判所総会決議第 142 号第 35 項第 4 段によれば、債務者の不在とは、代表者の不在のみならず、その財産の不在をも意味する。

倒産法で用いられる「所在不明の債務者」という概念は、失踪認定制度とは何の関係もないということを指摘しておかなければならない(民法 33 条ないし 35 条)。

所在不明の債務者についての倒産認定の申立て（債務者に財産がない場合の申立ても含む）を経済裁判所に出すことができるのは、以下の者である。

- ・ 債権者
- ・ 倒産事件を管轄する国家機関
- ・ 国家税務機関
- ・ その他の全権機関
- ・ 検察官

債務者の不在の証拠、つまり、個人事業者又は法人債務者の代表者の不在、及び、その所在の確認が不可能であることを証明する書面とは、住所局の転出証明、市民自治組織や住宅所有者団体の代表者の立会いのもとに作成された債務者が登録住所に居住していないことの調書である。債務者の不在を証明する書面としては、死亡証明書又は刑務所にいることの証明書も認められる（最高経済裁判所総会決議 142 号 35 項 3 段）。

財産の不在の事実、市民自治組織や住宅所有者団体の代表者、居住物又は非居住物の所有者、裁判所任命管財人の立会いのもとに作成された債務者の所在(郵便住所)に関する相応の調書、債務者に財産が存在しないことにより執行されなかった執行文書の返却に関する裁判執行官の決定書により証明することができる（最高経済裁判所総会決議 142 号 35 項 4 段）。

申立人が債務者の不在又はその財産の不在についての証拠を提出しない場合、経済裁判所は、所在不明の債務者の倒産に関する規定を適用せず、一般手続における申立受理要件を満たしていれば、一般手続で倒産認定の申立てを受理することができる。

⁹⁷ 原文では「通常清算中の法人」とされており、清算決定をとり通常清算に入っている法人のみが対象となっているが、実務では、清算決定をとっていない法人にも適用されるとの説明があったので、単なる「法人」とする。

債務者の代表者又は個人事業者はいるものの財産がない場合、倒産事件は、簡易手続で審理されなければならない(最高経済裁判所総会決議 142 号 35 項)。

周知のごとく、法人・個人事業者は、金銭債務及び(又は)義務的支払債務が履行期到来後 3 ヶ月の間に履行されない場合で、これらの債務を履行する支払能力がない場合、倒産に至る。しかし、この規定は、所在不明の債務者に対する倒産認定の申立てには適用されない。この場合、債務履行の可能性がないので、金銭債務及び(又は)義務的支払債務の 3 ヶ月間の不履行という一般要件は適用されない。

所在不明の債務者についての倒産認定の申立ての場合、経済裁判所は、債務額に関係なく受理する(最高経済裁判所総会決議 142 号 35 項)。

第 189 条 所在不明の債務者の倒産事件の審理

- 1 経済裁判所は、倒産認定の申立てを受理した日から 2 週間以内に、所在不明の債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出す。
- 2 監視、裁判上の再生支援及び外部管財手続は、所在不明の債務者の倒産事件に対しては適用されない。
- 3 経済裁判所の本案決定は、倒産事件を管轄する国家機関に対し送付され、当該国家機関は、当該決定を受領した日から 1 週間以内に、経済裁判所に対し、清算管財人の候補者を推薦する。経済裁判所は、倒産事件を管轄する国家機関の職員から清算管財人を任命することができる。
- 4 清算管財人は、判明している全債権者に対し、所在不明の債務者の倒産を書面で通知し、債権者は、当該通知を受領した日から 1 ヶ月以内に、清算管財人に対し、自己の債権を届け出ることができる。
- 5 所在不明の債務者の財産が発見された場合、経済裁判所は、清算管財人の申立てに基づき、簡易倒産手続を中止し本法の定める一般の倒産手続に移行する決定を出すことができる。

本条の目的は、所在不明の債務者の倒産事件の審理の特則を明らかにし、手続の流れや、所在不明の債務者に財産が見つかった場合の簡易手続から一般手続への移行手続を、簡単に説明することである。

- 1 原則として、経済裁判所は、倒産認定の申立てを受理してから 3 ヶ月以内に、事件を審理し本案決定を出さなければならない(49 条)。所在不明の債務者については、実際、債務者の財産もないことから、本項が事件審理期間を短縮し、2 週間と定めている。
- 2 第 2 項によれば、所在不明の債務者に対しては、監視、裁判上の再生支援及び外部管財は適用されない。債務者が不在であり、これらの手続を適用する必要性がないからである。
- 3 経済裁判所は、所在不明の債務者の倒産認定の本案決定を出した後、倒産事件を管轄する国家機関に対し、当該決定を送付し、当該機関は、決定を受領から 1 週間以内に、清算管財人の候補者を推薦しなければならない。この際、債務者の定款資本に国家の持分が含まれているか否かは関係ない。本項によれば、所在不明の債務者の清算管財人は、倒産事件を管轄する国家機関が推薦する候補者の中から任命されるが、実務では、申立人(倒産事件を管轄する国家機関か税務機関)が、自身の職員の中から裁判所任命管財人第 4 級以上の資格を持つ者を候補として出すことができる。
- 4 清算管財人は、第 127 条に従い、債務者の倒産認定及び清算手続開始を公告する。清算管財人は、公告以外に、判明している全債権者に対して倒産認定及び清算手続開始を書面で通知する。債権者は、通知受領から 1 ヶ月間、債権を届け出ることができる。1 ヶ月経過後、債権登録簿は閉鎖される。

所在不明の債務者の債権の弁済順位、弁済額、弁済手続は、第 134 条ないし第 138 条(法人の場合)、第 183 条(個人事業者の場合)に定められている。債権額は、一般原則に従い、第 99 条の定める手続に従い確定される(128 条 4 項注釈参照)。

清算管財人は、清算手続の結果に関する報告書を審理するために、債権者集会を招集す

ることができる。清算手続の終了手続も、第 144 条の定める一般要件に従い行われなければならないと思われる。

- 5 第 5 項によれば、清算管財人は、清算手続中、所在不明の債務者の財産を発見した場合、裁判所に対し、簡易倒産手続を中止し、一般手続へ移行する申立てを行うことができる。本項には、債務者の代表者ではなく、債務者の財産が発見された場合を規定している。債務者の代表者が発見されたものの、財産がないという場合は、一般倒産手続への移行を決定する必要はないものと思われる。かかる問題は、事件の具体的な状況により判断される。清算管財人が続けて業務を行うのか、又は、新しい管財人が任命されるのかは、次にどのような手続に進むのかによる。

裁判所は、申立てを審理した結果、一般倒産手続への移行決定を出すことができる。当該決定に対しては、不服の申立てをすることはできない。

第 12 章 最終章

本章は、倒産事件に関連する法令違反行為（刑事事件だけでなく、民事事件も含む）及びその法的責任について定めている。

第 190 条 倒産を招く違法行為

- 1 倒産を招く違法行為とは、債務者の役職者、債務者財産の所有者、債権者、又は、債務者若しくは債権者に対し損害を与えたその他の者による、計画的な法令違反と理解される。
- 2 以下の行為も、違法行為とみなされる。
 - (1) 債務者の全部又は一部の財産、及び、その債務を隠匿する。
 - (2) 債務者の経済活動の実施に関連した帳簿を、隠匿、破壊、歪曲、又は偽造する。
 - (3) 隠匿を目的として、他の法人又は自然人に対し、財産(資金を含む)を移転する。
 - (4) 会計書類に必要事項を記載しない。
 - (5) 債務者が分割払いで購入し、支払いが完了していない財産の全部又は一部を、売却し、毀損し、又は担保として提供する。
 - (6) 債務者の役職者若しくは債務者財産の所有者の個人的利益、又は、第三者の利益のため、債務者の支払能力を悪化させる。
 - (7) 回収不能な方法で、流動資産を流用する。
 - (8) 債権者に損害を与える目的で、計画的に倒産をする。
 - (9) 特定の債権者に対し、優先的に弁済し他の債権者に損害を与え、また、そのような弁済に同意する。
 - (10) 金銭債務及び又は義務的支払債務の弁済を回避する目的で、計画的に自己清算する。

- 1 本条の目的は、「倒産を招く違法行為」を定義することである。なぜなら、そのような行為は、法人債務者の役職者又は個人事業者である債務者の行為に責任があるのか否かを決める上で重要だからである。実務では、この問題について多くの紛争が起きている。
- 2 周知のごとく、1998年3月4日付ウズベキスタン共和国大統領令第1938号「経営主体の経済的破綻及び契約の履行についての役職者の責任強化について」により、経済裁判所は、事件審理中に、犯罪の兆候を発見した場合、刑事事件を開始することができる。上記定義により、倒産の裁判手続の主体による違法行為の質的特徴が定められ、したがって、犯罪の要素が正確に分類されている。詳しくは、第192条の注釈に記載されている。

第 191 条 紛争の解決

倒産事件手続において発生した紛争は、法令の定める手続に従い解決される。

本条は、倒産事件手続中に生じた紛争の解決に関する参照規定を含んでいる。倒産事件手続中に生じた紛争は、民法、経済訴訟法及び倒産法の定める手続に従い解決される。

第 192 条 倒産関連法令違反の責任

倒産に関連する法令に違反した者は、所定手続に従い、責任を負う。

本条の目的は、倒産法の規定違反の回避と予防である。

本条の内容から明らかなように、本条は、倒産関連法令の違反の責任に関する参照規定を含んでいる。この点、倒産法の規定のみならず、倒産に関する法令総体の規定に違反した場合に、刑事上、民事上、組織上又は行政上の法的責任が生じることに留意すべきである。

例えば、第79条によれば、債務者の代表者による再生支援計画の不履行若しくは不適切な履行に関する情報、又は、債務者、債権者若しくは保証人・担保設定者の権利若しくは

法的利益を侵害する債務者の代表者の行為（不作為）に関する情報を含む、債権者集会、保証人・担保設定者又は再生支援管財人からの申立てに基づき、経済裁判所は、債務者の代表者に対し、解任という組織上の責任を課することができる。

行政上の責任としては、経済裁判所は、倒産法第25条、行政責任法第251条の1に従い、企業の代表者及びその他の役職者に、企業の財務状況の観察（モニタリング）が行われている期間に当該企業が財務経済活動に関する資料を提出しなかった、又は、遅れて提出したことに付き、罰金を課することができる。

民事上では、例えば、第9条が、債務者の代表者及び清算委員会（清算人）の責任を定めていることが挙げられる。裁判所任命管財人も、一般原則により、その活動により債務者・債権者に損害を与えた場合は、賠償責任を負う（21条）。

刑事上では、刑法第180条、第181条に、倒産関連規定違反の責任が定められている。

刑法第180条は、虚偽倒産に対する責任を次のように定めている。経済主体が、明らかに実情と異なっているにもかかわらず、債務の履行に関して経済的破綻状態にあると明言し、債権者に対し**巨額の損失**をもたらした場合、最低賃金の100倍以上200倍未満の罰金、5年未満の特定権利の停止、又は、3年未満の矯正労働若しくは3年未満の禁固刑に処せられる。財産損害を3倍の金額で弁償した場合、禁固刑は適用されない。

刑法第8編によれば、**巨額の損失**とは、最低賃金の100倍以上300倍未満の損失である。

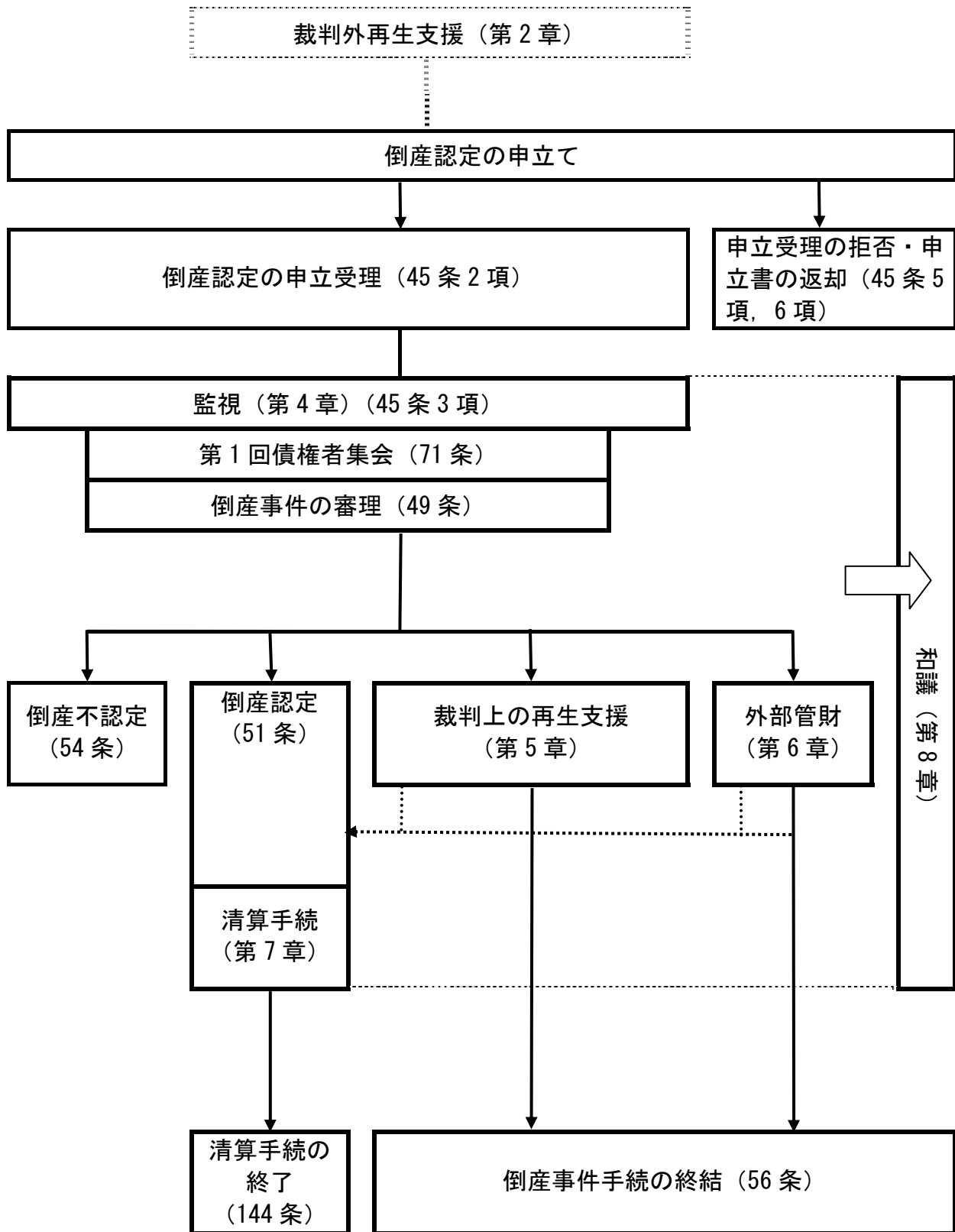
刑法第181条は、倒産隠匿の責任について定めている。経済主体が、実情と異なる情報や書面を提供したり、会計書類を改ざんしたり、又は、その他の方法で自らの経済的破綻を秘匿することにより、故意に支払能力のないことを隠匿し、債権者に巨額の損失をもたらした場合、最低賃金の100倍以上200倍未満の罰金、5年未満の特定権利の停止、又は、3年未満の矯正労働若しくは3年未満の禁固刑に処せられる。財産損害を3倍の金額で弁償した場合、禁固刑は適用されない。

ウズベキスタン共和国刑事訴訟法第345条第6項によれば、本条の定める犯罪の事前捜査は、捜査を開始した機関によって行われる。

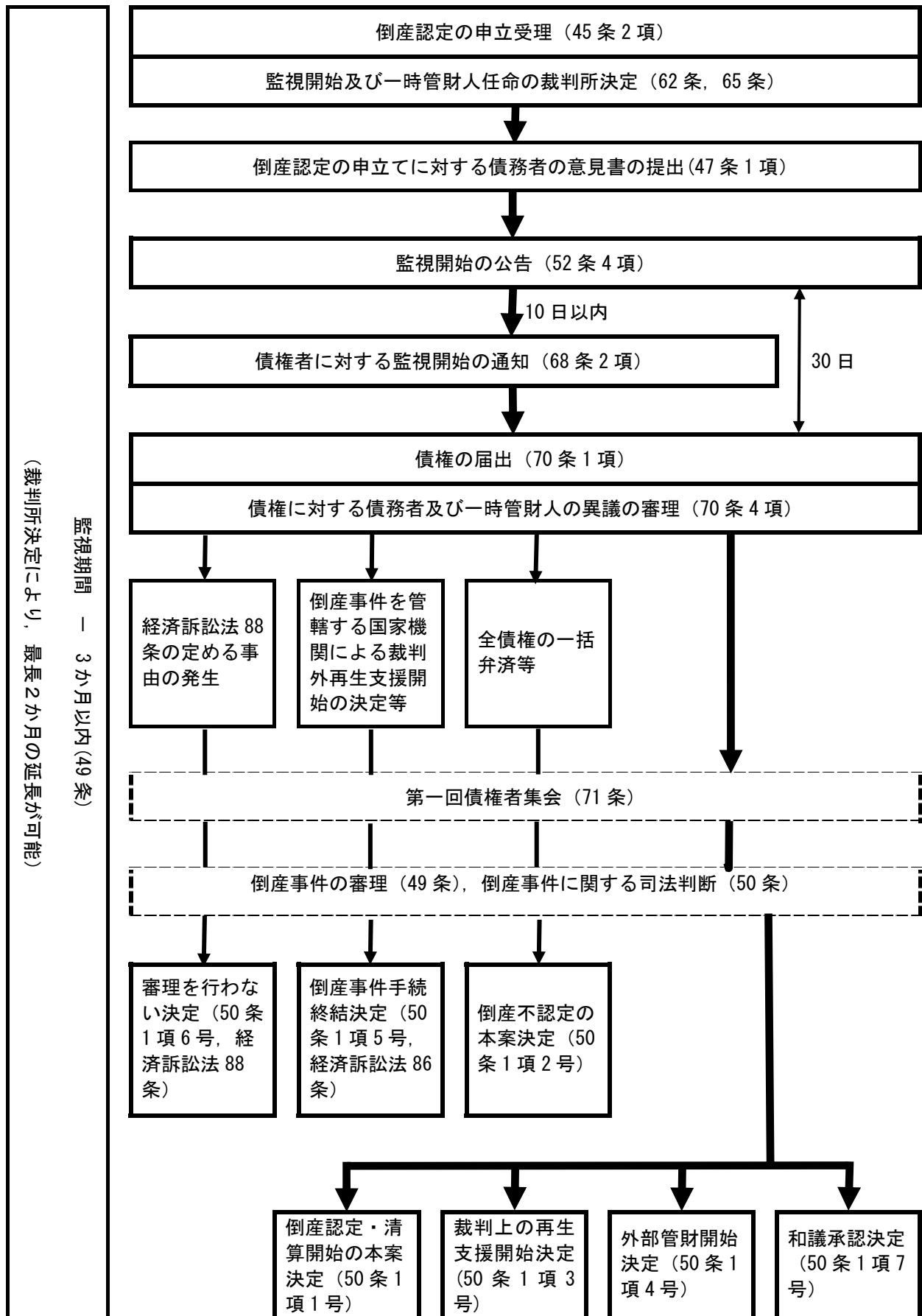
刑事訴訟法第344条によれば、刑事事件の事前捜査は、検察庁、内務省、国家公安局の捜査官、及び、検察官本人が行うものであり、したがって、上記事件の捜査も、これらのいずれかの機関で刑事事件を開始した機関が行うということになる。しかし、この際、検察官は、刑事訴訟法第382条第3項に基づき、業務量、合理性、事件の特質を考慮に入れた上で、どのような事件でも、捜査機関から捜査官に任せる権限を有し、また、事件をある事前捜査機関から別の機関に移す権限又はある捜査官から別の捜査官に移す権限を有している。

刑事訴訟法第321条、第329条、第331条によれば、刑事事件の開始は、申立てや通報、その他犯罪の情報が届けられた時から3日から10日の間に、事前捜査官・捜査官・検察官の決定又は裁判所の決定により開始される。刑事訴訟法第322条によれば、刑事事件の開始の理由となるのは、個人の申立て、企業・機関・組織・社会団体・役職者からの通報、マスコミの告発、事前捜査機関・事前捜査官・捜査官・検察官・裁判所による犯罪を示唆する情報又は痕跡の発見、自白である。

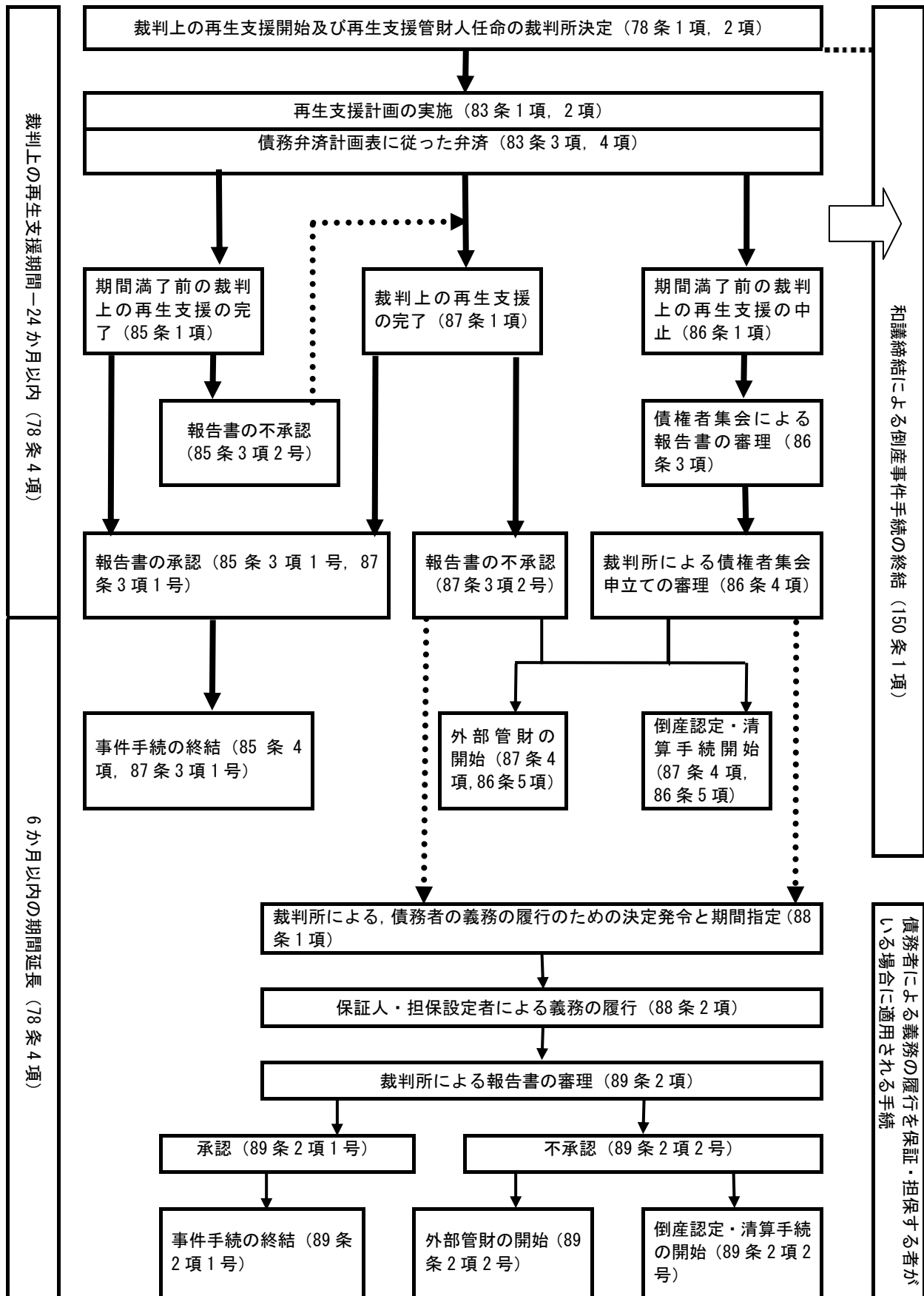
ウズベキスタン共和国倒産法 概要図



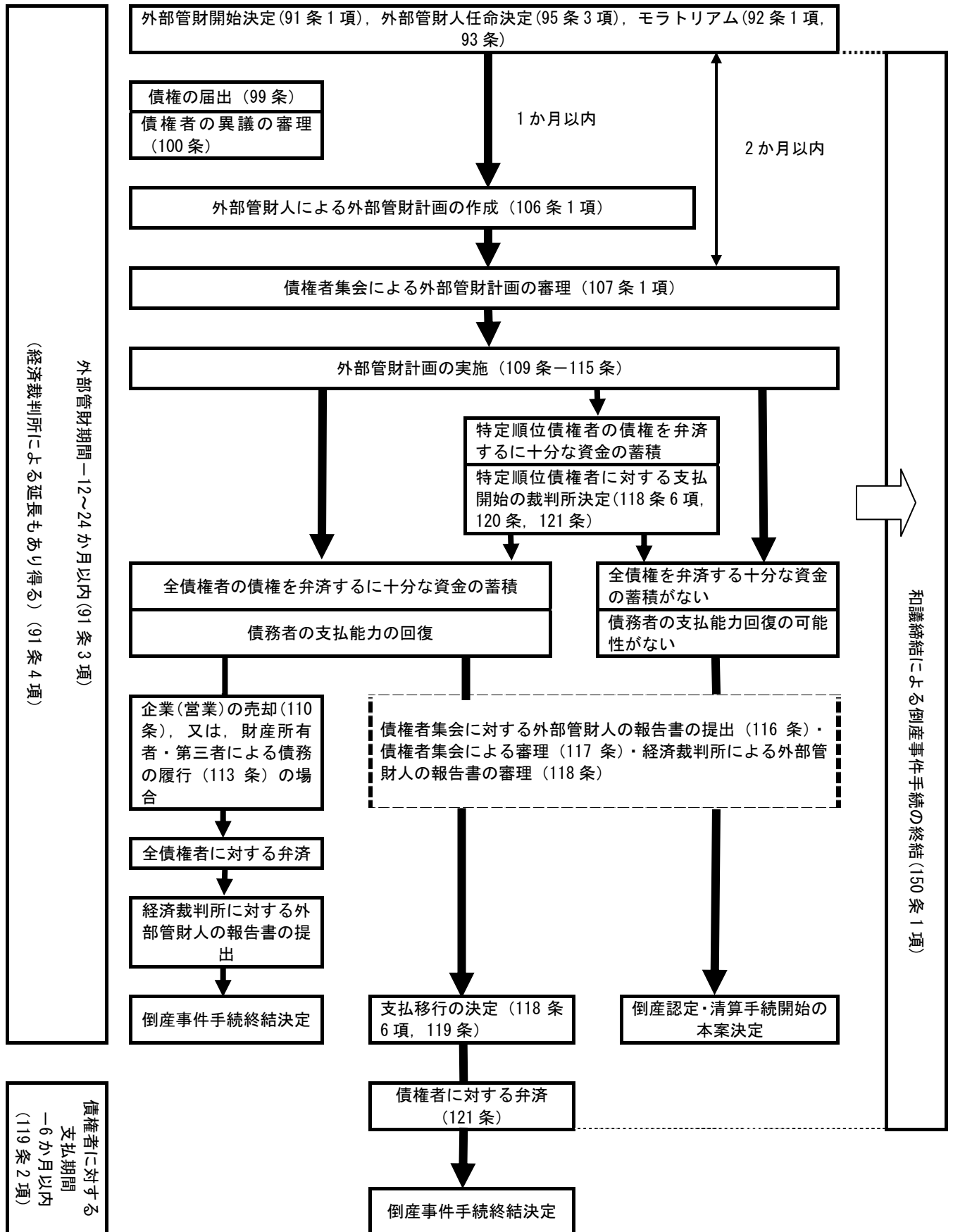
監視（第4章）



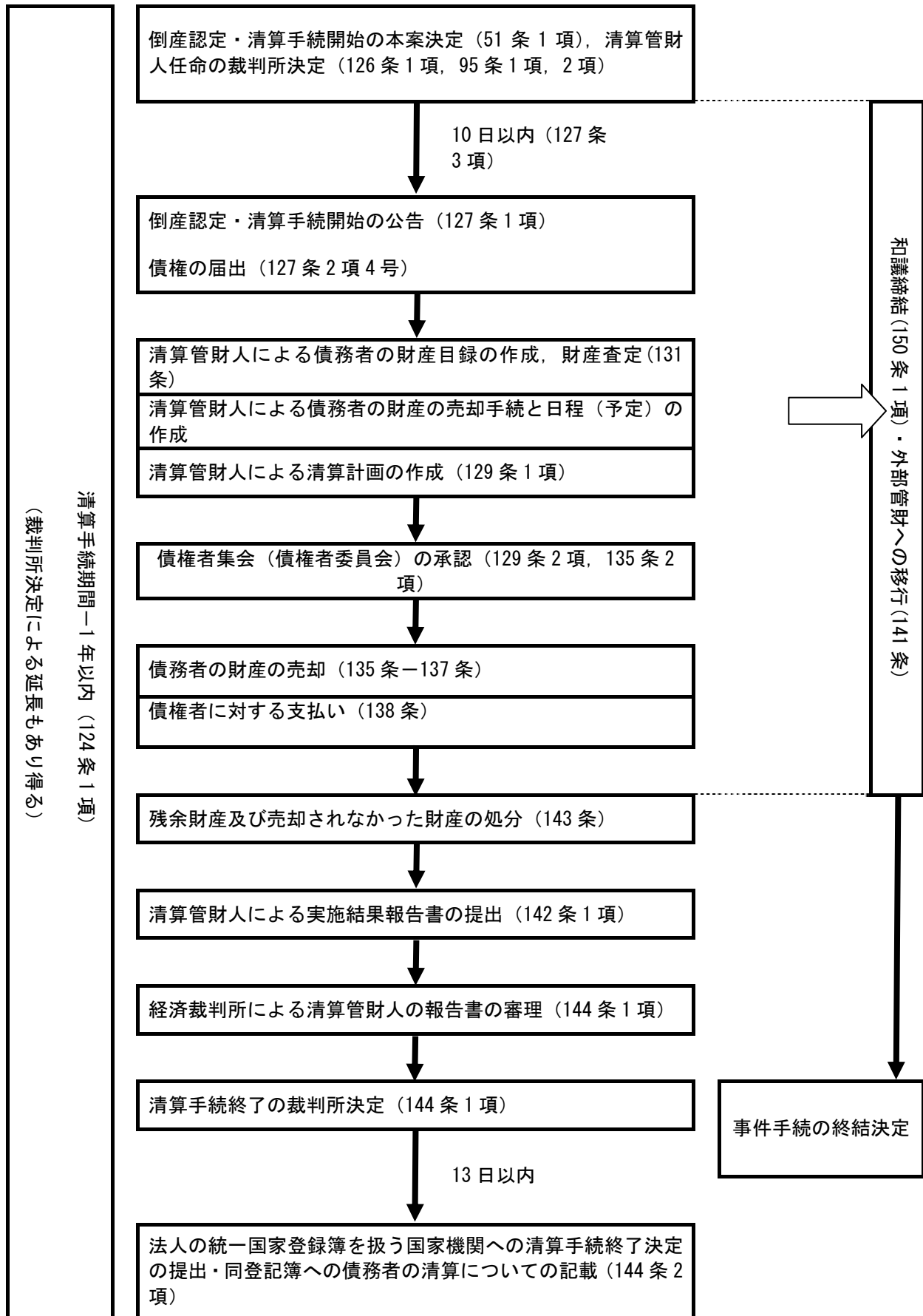
裁判上の再生支援（第5章）



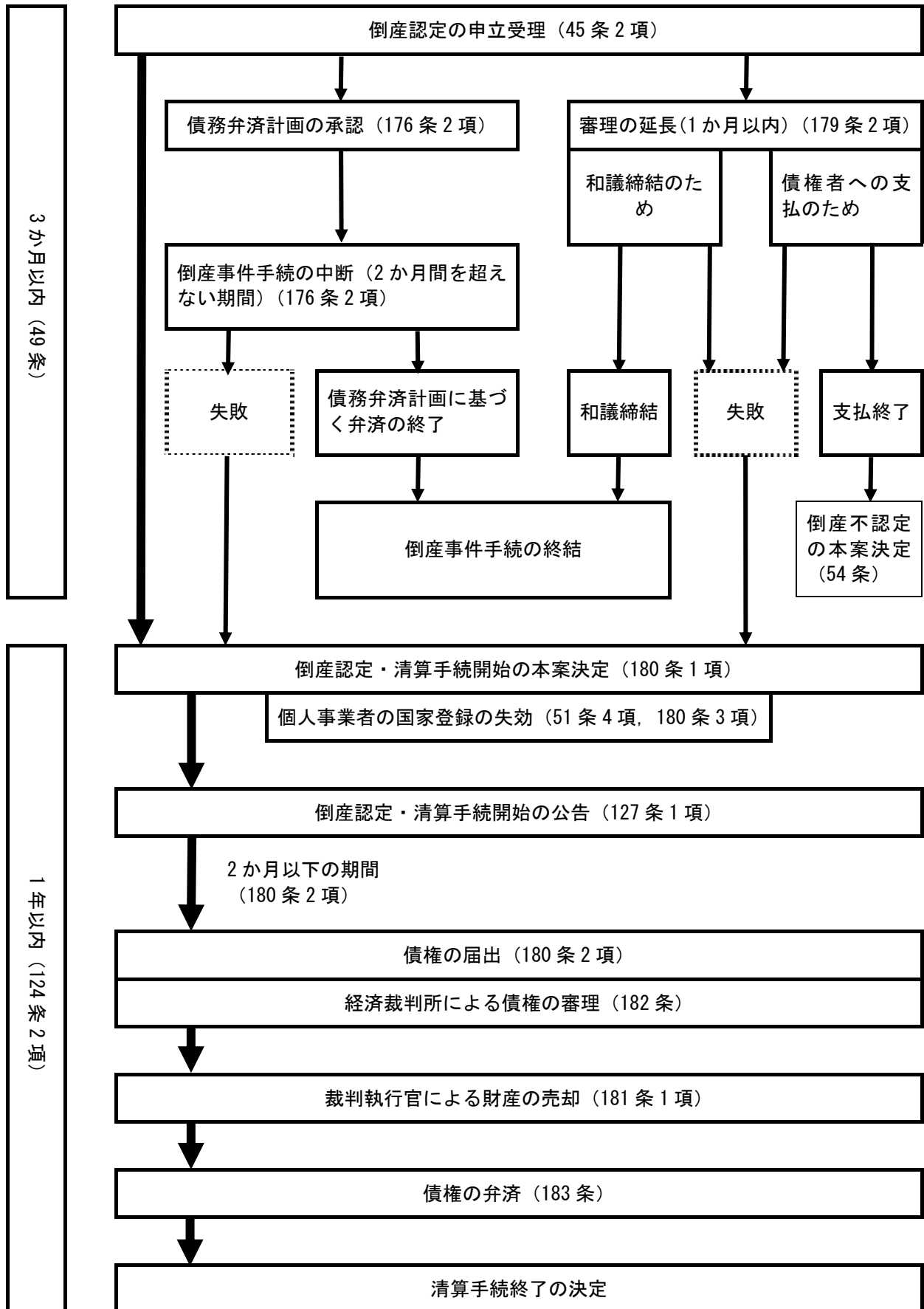
外部管財（第6章）



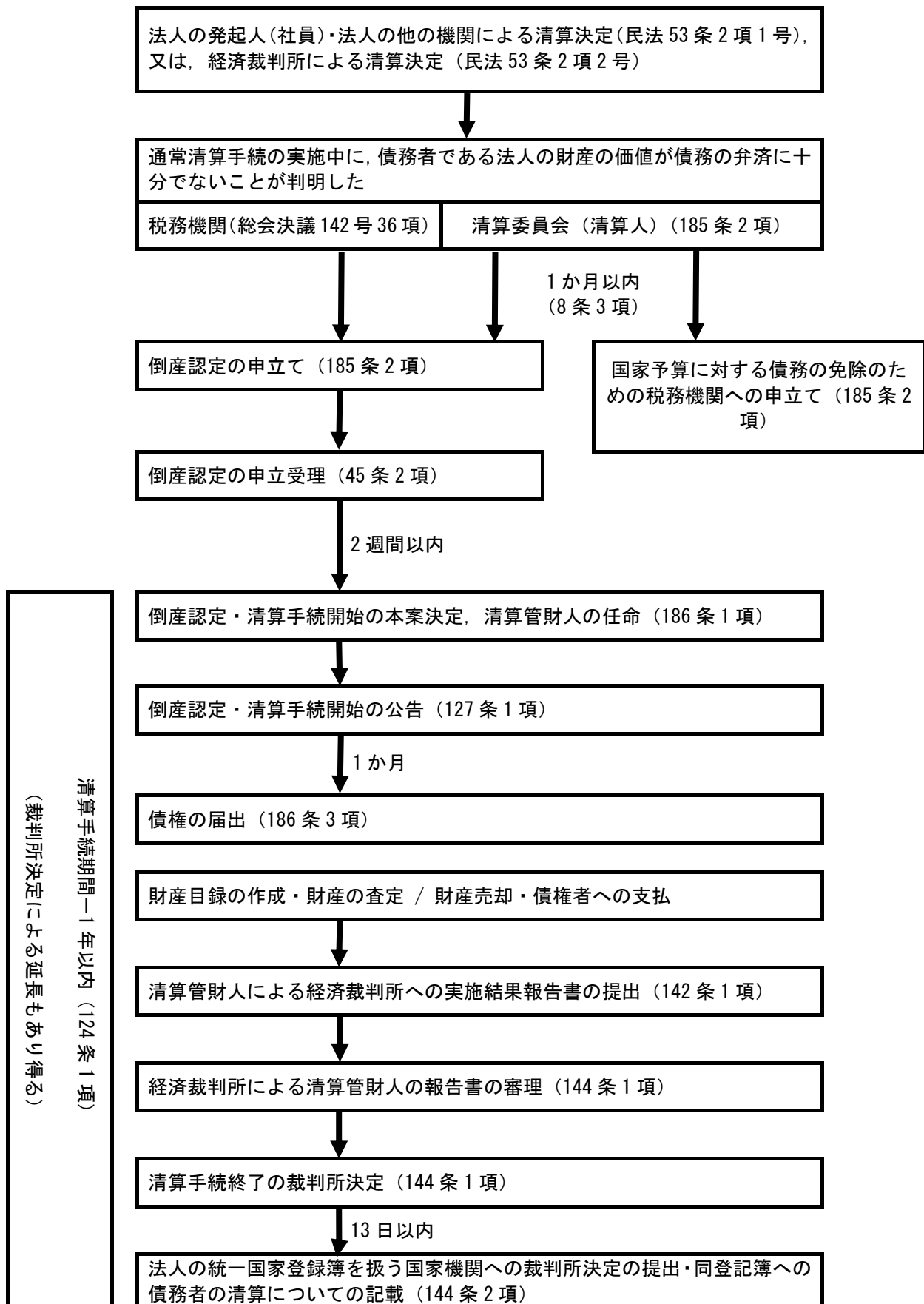
清算手続（第7章）



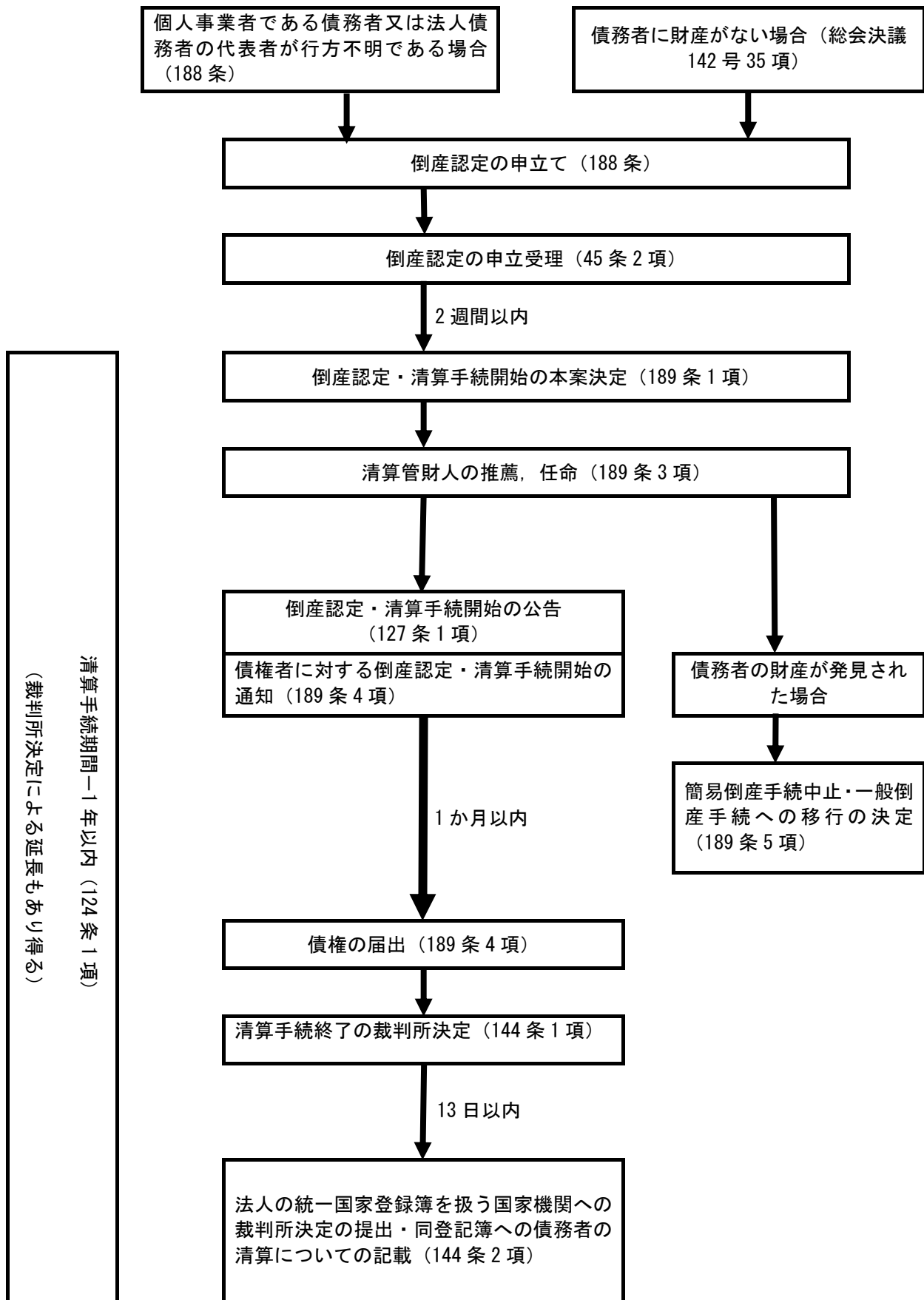
個人事業者の倒産手続（第10章）



簡易倒産手続（通常清算中の法人の倒産：第11章第1節）



簡易倒産手続（所在不明の債務者の倒産：第 11 章第 2 節）



ウズベキスタン共和国内閣令
1996年11月8日付 第387号

未納の税金及び国家予算に対する義務的支払金に基づく、
企業・機関の財産への強制執行手続に関する規程の承認について

本令は、
2003年3月12日付ウズベキスタン共和国内閣令第133号、
2006年11月10日付ウズベキスタン共和国内閣令第235号
により変更・追加が行われた。

ウズベキスタン共和国大統領令「経済主体の予算報告に対する責任強化の措置に関して」（1996年8月9日付）に従い、内閣は以下のとおり決定する。

- 1 「未納の税金及び国家予算に対する義務的支払金に基づく、企業・機関の財産への強制執行手続に関する規程」を承認する。
- 2 最高経済裁判所に対し、債務者である企業の資産に対する税金徴収訴訟審理手続の簡素化（3日間の期限内に決定）を助言する。

内閣議長 I. カリモフ

1996年11月8日付ウズベキスタン共和国内閣令 第387号により承認

未納の税金及び国家予算に対する義務的支払金に基づく、 企業・機関の財産への強制執行手続に関する規程

本規程は、2003年3月12日付内閣令133号により変更された。

- 1 本規程は、1996年8月9日付大統領令第1504号「経済主体の国家予算に対する支払責任の強化施策に関して」に基づき策定され、税金及び国家予算に対する義務的支払債務の未払についての、企業・連合・機関（以下「企業債務者」という。）の財産への強制執行手続を定めている。
税金債務及び国家予算に対する義務的支払債務（以下「未払債務」という。）、また、それら債務についての遅延利息、税金及びその他国家予算への支払についての法令違反に対する違約金及びその他制裁（以下「違約制裁」という。）は、国税機関が、取立依頼書を出すことによる裁判手続を要しない方法⁹⁸で、企業債務者から徴収する。
- 2 債務者企業の決済口座（当座）を管理している銀行は、取立依頼書を受け取ってから3日以内に、徴収するか⁹⁹、又は、企業債務者の決済口座（当座）に資金がないことにより全額又は一部を徴収できなかったことを記録し、国税機関及び債務者に対し、当該記録を付した取立依頼書の写しを送付する。
銀行が本規程の定める事項を履行しなかった場合、当該銀行に対し、ウズベキスタン共和国法令に従った措置をとる事由となる。
企業債務者の銀行口座に資金がない場合、法令の定める手続に従い、企業債務者の財産に対し強制執行する。
- 3 国税機関は、全額又は一部の不徴収の記録が付された取立依頼書を受け取った日から一昼夜の期間に、企業債務者に対し、速達郵便か書留郵便により、そして、配達証明郵便により、書面をもって、未払債務及び違約制裁の支払を請求する。
国税機関の書面による請求には、当該請求を受け取ってから1ヵ月以内に支払がなされない場合、企業債務者の財産に対し強制執行を行う旨の記載が含まなければならない。
企業債務者が、国税機関の書面による未払債務・違約制裁支払請求を受け取ってから10日以内に、当該請求に対し、弁済をせず、又は、何ら答えない場合、企業債務者の財産に対し強制執行を経済裁判所に申し立てる事由となる。
- 4 未払債務・違約制裁に基づく企業債務者の財産に対する強制執行の申立ては、納税者の登録地域の国家税務局の局長又は副局長が署名する。申立書には、以下の書面が添付される。
 - ・税金及び国家予算に対するその他の支払義務を有することについての納税者の人名勘定の一部
 - ・納税者の決済口座、当座、外貨口座、特別口座、その他口座に資金がないことの銀行の証明書
 - ・税制法令の遵守についての口座検査結果の証明書（このような検査が行われた場合）
 - ・直近の決算期間の企業貸借対照表の写し
- 5 経済裁判所は、国税機関からの申立てを認めた後、企業債務者の財産に対する強制執行の文書（アクト）を出す。
企業債務者の財産への強制執行は、経済裁判所が出した文書（アクト）に基づき、法令の定める手続に従い、裁判執行官が行う。

⁹⁸ 判決を取らずに、債務者の銀行口座から債務額を引き落とす。

⁹⁹ 引落し、又は、口座振替と思われる。

ウズベキスタン共和国内閣令
1999年7月26日付 第362号

企業倒産法の実施に関する追加措置について

本令は、
2003年4月18日付ウズベキスタン共和国内閣令第188号、
2003年6月30日付ウズベキスタン共和国内閣令第294号、
2004年1月19日付ウズベキスタン共和国内閣令第31号、
2004年2月18日付ウズベキスタン共和国内閣令第77号、
2005年8月4日付ウズベキスタン共和国内閣令第185号、
2005年8月12日付ウズベキスタン共和国内閣令第196号、
2006年1月4日付ウズベキスタン共和国内閣令第2号
により変更された。

1999年7月23日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-2342号「企業倒産・再生支援機構の改善について」及び1998年8月28日付ウズベキスタン共和国国会令第669-1号「倒産法の施行について」第2項を実施するため、及び、倒産認定を受けた企業の清算手続の活発化のため、内閣は以下のことを命ずる。

- 1 企業倒産委員会及び最高経済裁判所は、1998年11月2日付内閣令第460号の実施、経営破綻企業の清算・再生支援、倒産企業の財産の売却に係る不満足な作業組織状況を指摘する。
- 2 企業倒産・再生支援問題政府委員会は、企業倒産委員会、諸省庁、コンツェルン、公団、協会、企業とともに、1999年上半期の実績に基づき、赤字企業の経営状態の詳細な分析、将来性のない清算すべき企業の具体的なリストの確定、国家の財産持分がある企業の以前承認された清算・再生支援・転換プログラムの批判的な見直しを行い、実施した作業の結果を本年度9ヶ月分に関し内閣に報告する。
- 3 (削除)
- 4 ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会は、以下のことを行う。
 - (1) 一定款資本に国家の持分が含まれている倒産企業の清算手続の進捗に対する毎日の監督を行い、清算管財人の業務が不満足なものである場合、経済裁判所にその解任申立てを行う。
 - (2) 一共和国不動産取引所は、農業商品取引所、原料商品取引所とともに、ネットワークを拡大し、清算される企業の財産売却に係る定期的な競売実施を可能にする。
 - (3) 一財政再建の見込みのある企業の支援を目指した、返済原則に基づく企業活動・企業再編支援基金の効果的利用を可能にする。
- 5 ウズベキスタン共和国最高経済裁判所には、以下のことを勧告する。
 - (1) 一国内諸地域における企業倒産事件の審理に係る経済裁判所の活動を活発化する。
 - (2) 一企業倒産事件の審理時、清算管財人の任命時における形式主義・遅滞を排除し、このような事実に対する責任者についての審理を行う。
 - (3) 一経営破綻事件に係る裁判事例を詳細に分析、かつ、総括し、倒産法令の改正に関する提案を適時に行う。
- 6 (削除)
- 7 (略)

- 8 企業倒産・再生支援問題政府委員会¹⁰⁰は、一ヶ月以内に以下のことを行う。
 - (1) 一国家の財産持分がある倒産企業の清算に係る清算委員会に関する規定案を作成し、内閣の承認を得るため提出する。
 - (2) 一企業倒産委員会地方局に関する改定標準規定を承認する。
- 9 ウズベキスタン共和国マクロ経済統計省は、以下のことを行う。
 - (1) 一企業倒産委員会中央機関及び地方局の構造を規定数の枠内で十日以内に見直す。
 - (2) 一委員会中央機関及び地方局の職員の資格審査を二ヶ月以内に行う。
- 10 (略)
- 11 四半期ごとに閣議において社会経済発展の総括及び経済改革進行の評価時に企業倒産法令の実施問題を審査する。
- 12 本令の実施に対する監督をウズベキスタン共和国副首相B. S. ハミドフに委任する。

内閣議長 I. カリモフ

¹⁰⁰ 当該政府委員会の権限は、現在、非独占化国家委員会評議会が有する。

裁判外再生支援の実施手続に関する規程

本規程は、
2004年1月19日付ウズベキスタン共和国内閣令第31号、
2005年8月12日付ウズベキスタン共和国内閣令第196号、
2006年1月4日付ウズベキスタン共和国内閣令第2号
により変更された。

- I 総則
- II 再生支援の主体と対象
- III 再生支援実施の形態と方法
- IV 企業再生支援実施のための資金源
- V 国家の財産持分のある企業・国家資金の投入されている企業の再生支援の組織及び実施監督
- VI 再生支援の停止

I 総則

- 1 本規程は、ウズベキスタン共和国倒産法、1996年12月11日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-1658号「企業倒産法令の実施策について」及び1999年7月23日付ウズベキスタン共和国大統領令第UP-2342号「企業倒産・再生支援機構の改善について」に基づいて作成され、倒産兆候を有する企業の財政再建と支払能力回復の目的で行われる裁判外再生支援の諸問題を調整する。
- 2 裁判外再生支援（以下「再生支援」という。）とは、法人債務者の発起人（社員）、債権者、国家を含むその他の者による、倒産防止を目的とした債務者の支払能力の回復策である。
再生支援は、債務者の倒産事件の開始以前に実施され、債務者の支払能力・健全経営の回復と、将来における効果的な業務実施のための条件整備を目的とする。
- 3 国家支援の提供による再生支援は、12ヶ月から24ヶ月の期限で開始される。
- 4 本規程の効力は、ウズベキスタン共和国農業企業再生支援法に従って実施される農業企業の裁判外再生支援には、適用されない。

II 再生支援の主体と対象

- 5 再生支援の主体となるのは、法人債務者の発起人（社員）、債務者の財産保有者、国家機関及びその他の者である。
- 6 再生支援の対象は、債務者である。
- 7 初期再生支援は、以下の企業に適用される。
 - (1) 一生活必需品である食料品・日用品・医薬品を生産する企業
 - (2) 一国家の防衛能力・安全の維持に寄与する企業
 - (3) 一共和国の経済発展において決定的な役割を果たす基幹産業（鉱山業、エネルギー産業、金属工業、化学工業等）の企業
 - (4) 一競争力のある製品、輸出向け製品、輸入品の代用品を生産する企業
 - (5) 一近代的高生産力技術による生産及び最新鋭省エネ技術の当該部門における普及に貢献する企業
 - (6) 一街形成企業及び同等企業
 - (7) 一企業倒産・再生支援問題政府委員会によってリストラ・財政再建総合対策プランが承認された企業

- 8 経営破綻企業を再生支援対象とするための主要基準は、活動継続のための債務者の支払能力回復の現実的可能性が存在することを裏付けるような、財政・経営状態の分析結果である。

III 再生支援実施の形態と方法

- 9 再生支援には、国家資金を導入する場合としない場合とがあり、また有償の場合と入札方式等の無償の場合があり、その実施方法は以下のとおりである。
- (1) 一債務相互算入の準備
 - (2) 一延滞債務の全額又は一部引受
 - (3) 一競争力のある製品への生産転換
 - (4) 一高技能専門家の招へい
 - (5) 一職員の養成・再養成
 - (6) 一債務者の支払能力回復とその活動継続に利害関係を持つ法人・自然人による財政援助
 - (7) 一債務者の活動継続のための、債権者に対する支払の延期・分納・減額に関する、債務者と債権者との間の協定
 - (8) 一再生支援期間中における、義務的支払及びローン返済の延期・分納の許可、加算された遅延利息・違約金の免除
 - (9) 一法人債務者の改組
 - (10) 一債務者の財政再建を促進するその他の施策の実施

- 10 国家資金を投入する再生支援は、以下の形態で実施される。
- (1) 一ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会評議会の決定に基づき、企業活動・企業再編支援基金からの、承認された限度・予算の範囲内による、再構築計画の作成・実現のための特別支出
 - (2) 一履行期を徒過した債権・債務の削減・国家予算への支払規律の強化についての共和国委員会の決定に基づき、再生支援期間中における、義務的支払及び以前拋出された国家ローンの返済の延期・分納の許可、加算された遅延利息・違約金の免除の形による国家資金投入

国家資金を投入する再生支援手続には、政府の決定によりその他の方策も含まれることがある。

国家支援の提供による再生支援実施時には、債務者のために再生支援総合口座及び（又は）外貨口座が取引銀行に開かれ、以前開かれていた口座が停止される。

再生支援口座の運用規則は、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会及びウズベキスタン共和国中央銀行によって定められる。

IV 企業再生支援実施のための資金源

- 11 企業再生支援のための資金源は、以下のとおりである。
- (1) 一企業所有者、債権者、連盟（経済協会）、その他の法人・自然人による財政支援
 - (2) 一ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会附属企業活動・企業再編支援基金の資金

V 国家の財産持分のある企業・国家資金を投入する企業の再生支援の組織及び実施監督

- 12 定款資本に国家の持分が含まれている企業の再生支援実施決定、及び企業再生支援への国家資金拋出決定は、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会評議会が下す。
- 13 定款資本に国家の持分が含まれている経営主体又は国家資金の投入を求める経営主体の再生支援実施の申立ては、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会に提出され、同委員会が企業の財政・経営活動の分析評価に基づき申立てを行っている債務者経営主体の支払能力回復の現実的可能性に関する結論を提示する。

259 ウズベキスタン共和国倒産法関連法令

結論の作成のため、債務者企業はウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会に以下の書類を提出する。

- (1) 一会計年度の当該期間及びその前年に関する貸借対照表
- (2) 一設立文書のコピー
- (3) 一然るべき契約による製品への有効需要の確認を含む、内部積立金の利用可能性の詳細分析を伴う、所有者の承認した財政再建計画
- (4) 一企業の債務に関する地元税務機関との確認書
- (5) 一口座状況に関する取引銀行の証明書

- 14 企業の財政状況の分析、及び、ウズベキスタン共和国財務省及び国家税務委員会により合意された企業財政再建ビジネスプランに基づき、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会は、再生支援の実施を決定する。

再生支援期間において、義務的支払及び以前拋出された国家ローンの返済の延期・分納の許可、加算された遅延利息・違約金の免除の形による企業への国家支援の適用が不可欠な場合、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会の再生支援実施の決定は、決済システムの改善・国家予算への支払い規律の強化についての政府委員会に送付される。

- 15 国家資金の投入されたあらゆる所有形態の企業の再生支援の準備実施とモニタリングは、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会が行う。

VI 再生支援の停止

- 16 実施期間の終了、非効果性の確定、本規定及びウズベキスタン共和国法令の不履行、その他現行法令の規定する事由により、再生支援は停止される。

国家資金の投入された再生支援の停止決定は、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会評議会が下す。

ウズベキスタン共和国内閣令
2003年4月18日付 第188号

経済的破綻企業の再編・財政健全化の効率向上措置について

本規程は、

2003年9月16日付ウズベキスタン共和国内閣令第401号、
2004年1月19日付ウズベキスタン共和国内閣令第31号、
2004年2月18日付ウズベキスタン共和国内閣令第77号、
2005年8月4日付ウズベキスタン共和国内閣令第185号、
2005年8月12日付ウズベキスタン共和国内閣令第196号、
2005年8月19日付ウズベキスタン共和国内閣令第204号、
2006年1月4日付ウズベキスタン共和国内閣令第2号
により変更・追加が行われた。

経済的破綻・赤字・低採算企業の再編及び倒産手続の効率性向上を目的とし、内閣は以下のとおり命ずる。

- 1 ウズベキスタン共和国国家非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会の申請を基に、再編すべき経済的破綻・赤字・低採算企業及び倒産手続が適用された企業は、所定手続に従い、貸借対照表に記載されている以下の施設を現状のまま譲渡する。

- ・住宅、寮、幼稚園及びその他の社会インフラ施設—その所在地の市及び地区行政府の貸借対照表へ
- ・公共の生産インフラ施設（送電施設、給水施設、輸送施設等）—然るべき経済団体企業の貸借対照表へ

本内閣令に従い譲渡された公共の社会・生産インフラ施設の価格は、譲渡側の付加価値税、引受側の所得（利潤）税の際に課税の対象にはならない。

- 2 国家資産委員会、経済省及び財務省は、経済的破綻・赤字・低採算企業の社会・生産インフラ施設が譲渡される市及び地区行政府及び関係経済組合と共に、譲渡される施設の詳細な財産目録作成を行い、規定の手続に沿って民営化、財源及び融資の適正に関する提案を行う。

- 3 再編手続又は倒産手続実施期間における再編中の経済的破綻・赤字・低採算企業及び倒産手続が適用された企業が所有する未完成の施設及び基本財産の休止に関しては、ウズベキスタン共和国内閣が決定を行う。同企業の未完成の施設及び基本財産は、内閣令で承認された規定に従い、休止される。

財務省及び経済省の地方機関の判断を考慮した、再編中の経済的破綻・赤字・低採算企業及び倒産手続が適用された企業が所有する未完成の施設及び基本財産の休止に関する提案を内閣に対して行う権利を、非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会に委ねる。

内閣が行う非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会の未完成の施設及び基本資産の休止に関する提案審議の期限を2週間以内と定める。

- 4 該当財産の実勢市場価格、投資価格及び清算価格を考慮しながら国際的な方法に従って行う独立評価人による、内閣又は非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会評議会の決定に基づき再編中である経済的破綻・赤字・低採算企業及び経済裁判所の決定により倒産手続が適用された企業の財産（建築物及び事業の評価を含む）の査定は、公告に基づく財産売却手続の際の競売開始価格にすることができる。

付録第1号に従い、再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程を承認する。

債務者である企業の倒産と清算手続の開始を公告する際、債権登録簿に記載されている債権総額の70%以上を有する商業銀行が債権者の場合、その債権者は裁判所に抵当物を除く企業（財産）の譲渡申立てを行うことができる。

261 ウズベキスタン共和国倒産法関連法令

その際、銀行の支払勘定請求が倒産法第 131 条に従い算定される企業評価価格と等しいかそれを上回る場合、倒産法第 134 条第 1 項に規定される手続に従い順位外の費用弁済金及び企業の従業員の貸金債務弁済金を債務者の統合口座に振込むことを条件に銀行への企業の譲渡が行われる。

倒産法第 134 条第 1 項に規定される銀行の支払勘定請求額と企業の従業員の貸金債務弁済金額、順位外の費用弁済金額が企業評価価格より低い場合、その差額と順位外の費用弁済金及び企業の従業員の貸金債務弁済金を債権者の統合口座に支払うことを条件に銀行への企業の譲渡が行われる。なお、この資金は清算管財人に送金され、まずは順位外の費用弁済と企業の従業員の貸金債務弁済に宛てられる。その後の優先順位は倒産法第 134 条の規定のとおりとする。

銀行が本条第 4 項及び第 5 項に示された条件を遂行する場合、裁判所任命管財人による司法判断を基に債務者の財産は銀行に譲渡される。

本条第 3 項から第 6 項までに示された手続は、2005 年から 2007 年まで有効とする。

5 (削除)

6・7 (略)

8 本内閣令の施行の監督をアジモフ副首相に委任する。

内閣議長 I. カリモフ

2003年4月18日付ウズベキスタン共和国内閣令第188号付録第1号

再編中の企業及び倒産手続中の企業の財産の評価・売却手続に関する規程

本規程は、

2004年1月19日付ウズベキスタン共和国内閣令第31号、
2005年8月12日付ウズベキスタン共和国内閣令第196号、
2005年8月19日付ウズベキスタン共和国内閣令第204号
により変更された。

- I 総則
- II 企業資産の評価額の決定
- III 企業資産の売却
- IV 清算される企業の資産の分割払いによる売却
- V 資産売却取引の手続

I 総則

- 1 本規程は、ウズベキスタン共和国内閣又は非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会評議会の決定により再編を行っている低採算・赤字・経営破綻企業、及び経済裁判所の判決により倒産手続が適用されている企業の資産の評価・開始（初期）価格決定・売却手続を定める。
本規程は、ウズベキスタン共和国外に存在するウズベキスタン共和国の資産物件の取引には適用されない。
- 2 本規程において評価対象とみなされるのは、再編・倒産手続実施計画に従って将来売却される資産である。

II 企業資産の評価額の決定

- 3 評価実施の根拠となるのは、鑑定人とその業務の消費者（依頼人）との間で法令に従って締結された契約である。
- 4 本規定において評価業務実施の依頼人とみなされるのは、再編される企業又は倒産手続が適用された企業である。
依頼人に資金がない場合、評価業務実施費の一部は（前払金も含め）、再編される企業又は倒産手続が適用された企業の資産の売却で得られた資金による弁済を前提に、規定の手続に従って企業再編支援基金から依頼人に提供することができる。
評価業務実施費の残額の支払は、評価を受けた物件の売却及び企業の口座への代金の振込後、特別手続に従って行われる。
- 5 企業のインベントリの結果評価を受ける資産は、以下のとおりである。
 - (1) 一他企業・機関に貸し出している（賃貸している）ものも含む、企業の貸借対照表に記載されている固定資産。稼働中か（大規模修理、近代化の最中の物件も含む）、停止中かといったその技術的な状態は問わない。
 - (2) 一無形固定資産
 - (3) 一未完成の建設物
 - (4) 一設置予定の設備
 - (5) 一その他の長期資産
 - (6) 一当座資産インベントリの際、企業資産は帳簿（残存）価額で評価される。帳簿（残存）価額の評価は、国家会計基準に従って行われる。
- 6 売却される資産の評価の実施のため、再編される企業の場合は権限機関の決定に従い、倒産

手続の適用された企業の場合は債権者集会（債権者委員会）の決定に従い、評価業務実施免許を持つ鑑定人が招へいされる。資産に国家の持分がある企業の場合は、鑑定人の招へいが義務的である。

7 評価実施、評価用語・概念・方法論の利用、評価報告書作成の際、鑑定人は法令の規定及び現行の評価基準を守らなければならない。

8 再編される企業及び倒産手続が適用された企業の資産評価の際、鑑定人により以下の価格が決定される。

- (1) ー市場価格
- (2) ー清算価格
- (3) ー再利用価格
- (4) ー投資価格

9 企業の市場価格の評価は、企業（資産）の帳簿（残存）価額、評価時点における当該資産に対する実際の需要、当該資産の所在地、当該資産の構成要素の中における特殊な資産・需要市場の限られた資産・物理的に老朽化した資産・無形消耗した資産の存在を考慮して、鑑定人によって行われる。

資産の市場価格の評価は、倒産手続が適用された企業の場合は債権者集会の決定に従い、再編される企業の場合は権限機関の決定に従い、競売における開始（初期）価格の設定時に行うことができる。

10 企業資産の清算価格の評価は、市場価格に基づき、差し迫った状況及び維持保管費の節約のために限られた期間内で資産を売却する必要性から行われる割引を考慮に入れて実施される。

倒産手続が適用された企業の資産の清算価格の評価は、債権者集会（債権者委員会）の決定に従って、競売における開始（初期）価格の設定時に行うことができる。

11 資産の再利用価格の評価は、評価時点における無形（機能的）消耗又は技術的狀態によりその本来の使用目的に従って利用することは不可能であるが、そこに含まれる物資の総体としては売却価値のある物件について行われる。

12 投資価格の評価は、市場価格の評価に基づいており、買上金と、買い上げられる資産を利用したビジネスの組織に必要な投資義務という、二つの部分に分かれる。

企業資産の投資価格の評価は、倒産手続が適用された企業の場合は債権者集会（債権者委員会）の決定に従い、再編される企業の場合は権限機関の決定に従い、資産総体又はビジネスとしての企業（又はその一部）の競売の際に行われる。

投資価格による資産の競売の必須条件は、以下のとおりである。

- (1) ー買上金の額と支払期限（通常、契約締結直後）
- (2) ー倒産企業の残した買入債務の弁済を含む、投資義務の額と実施期限（通常、契約締結後1年以内）

買上金額と投資義務額の割合は、競売において定められ、債権者集会（債権者委員会）で承認される。資産に国家の持分がある企業の場合は、ウズベキスタン共和国国家資産委員会との間でも調整が行われ、権限機関の決定により承認される。

III 企業資産の売却

13 再編される企業及び倒産手続が適用された企業の資産の売却は、以下の形態で行うことができる。

- (1) ー価格による競売
- (2) ー取引所での売買
- (3) ー価格・条件による競売
- (4) ー公共申込による直接売買

- 14 国家に一部又は全部所属する企業資産の競売実施の形態は、ウズベキスタン共和国国家資産委員会及び非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会と調整される。
- 15 倒産手続（清算手続を除く）が適用された企業の資産の売却の場合、競売主催者（専門機関）には以下の書類が提示される。
- (1) 一 発起人（社員）の権限機関又は規定の手続に従った所有者の決定の記録、債権者集会議事録、売却資産リスト
 - (2) 一 鑑定人の評価による資産の売却開始価格の設定に関する文書
- 16 清算手続過程における企業資産の売却時、裁判所任命管財人は申請書を規程の形式に則り競売主催者に以下の書類とともに提出する。
- (1) 一 裁判所による企業の倒産認定決定のコピー
 - (2) 一 不動産物件の登記書類を含む、売却される資産に対する所有権を証明する文書
 - (3) 一 鑑定人の評価による各物件の開始価格を示した、売却資産リスト
 - (4) 一 規程によるその他の資料
- 17 マスコミにおける競売実施情報の公開手続及び関係者への売却物件・競売条件の通知手続は、法令に従って定められる。
- 18 1 回目の競売で売却されなかった資産は、再競売にかけられるか、又は、法令の定める手続に従い売買契約に基づいて売却される。
- 19 再競売において、前回の競売で売却されなかった資産の価格は、倒産手続を適用された企業の場合は債権者集会（債権者委員会）の決定に基づいて、再編される企業の場合は権限機関の決定に基づいて、引き下げることができる。
- 再競売において企業資産が1ヶ月間売れなかった場合、法令の定める手続に従った売買契約に基づいた売却のために書類は販売者に返却される。
- 20 債権者集会（債権者委員会）の同意がある場合、裁判所任命管財人は、資産総体としての企業を、再競売を実施せずに公共申込による直接契約に基づき売却することができる。
- 21 清算手続過程において企業資産が最終公開競売実施後3ヶ月間売買契約によって売却されなかった場合、裁判所任命管財人は資産を債務弁済分として債権者に提示する。債権者が資産の受取りを拒絶した場合（拒絶は書面による）、資産は1ヶ月以内に所有者に引き渡される。所有者の所在地が不明の場合、当該資産は法令の定める手続に従い地方行政機関に引き渡される。

IV 清算される企業の資産の分割払いによる売却

- 22 清算手続中の企業の資産は、分割払いによる売却ができる。
- 23 分割払いによる資産売却は、債権者集会（債権者委員会）との調整に基づき裁判所任命管財人によって行われ、購入者による取引銀行からの保証の提出を伴う。分割払いによる資産売却については、経済裁判所に通知する。
- 24 分割払いによる資産売却は、契約締結から10日以内に第1回支払いが行われることを規定した売買契約によって正式なものとされる。この際、第1回支払額は、資産総額の15%以上でなければならない。
- 25 分割払いによる資産売却の総支払期間は、1年を超えてはならない。資産の価格により、以下の分割払い期間が設定されている。
- (1) 一 資産価格が最低賃金額の100倍に相当する場合、3ヶ月以内
 - (2) 一 資産価格が最低賃金額の100～400倍に相当する場合、3ヶ月から6ヶ月まで
 - (3) 一 資産価格が最低賃金額の400～1000倍に相当する場合、6ヶ月から9ヶ月まで

265 ウズベキスタン共和国倒産法関連法令

(4) 一資産価格が最低賃金額の 1000 倍以上に相当する場合、9 ヶ月から 1 年まで資産価格の分割払いは、売買契約に添付される支払予定表に従って行われる。購入者には、契約価格を期限以前に全額支払う権利が残される。

- 26 分割払いで売却された倒産企業資産の購入者による買上期間が、売買契約により清算手続期間を超えている場合、裁判所任命管財人は、清算手続の終了と倒産企業の登録簿からの除外を、清算手続の組織実施に関する支出及びウズベキスタン共和国倒産法第 134 条の定める倒産企業の第一優先順位の債務の弁済後に行わなければならない。
- 27 全順位の債権の完全な弁済に売却額が足りない場合、第二優先順位以下の債権の弁済予定表はウズベキスタン共和国倒産法第 83 条第 9 項¹⁰¹に従って作成される。
- 28 倒産企業の第二優先順位以下の債権の弁済は、ウズベキスタン共和国民法第 322 条に従い、購入者によって債権者の預金口座に直接、銀行止めで行われる。
- 29 第 1 回支払後、資産は購入者に引き渡される。清算管財人による資産の引渡しと購入者によるその受領は、双方の署名した受渡証明書によって正式なものとされる。
- 30 購入者に所有権が発生するのは、現行法により、必要時には登録される締結された契約に従い、資産価格の支払完了後である。
- 31 分割払いによる資産売買契約の署名時から、清算管財人と債権者との関係は、本規程第 26 項の規定する場合、将来の支出額（代理人への報酬を含む）及びその弁済手続・期間を示した個別の契約によって正式なものとされ、さらに経済裁判所によって承認を受ける。
- 32 分割払いによる資産売却による代金の清算口座への振込時、清算管財人は倒産法の定める順位に従って債権を弁済する。
- 33 分割払いによる資産売買契約が購入者のイニシアチブにより破棄された場合、資産は規定の手続に従い返還されなければならない。この際、購入者は法令に従いこの契約の破棄によってもたらされた損害を賠償しなければならない。
返還された資産は、清算管財人により法令の定める手続・期間に従い再度競売にかけられる。

V 資産売却取引の書類手続

- 34 競売において締結された取引については、法令に従って書類手続がとられる。
- 35 参加者登録条件、競売実施規則、締結された取引に関わる手付金・徴収金の額、締結された契約の登録手続、競売参加者の責任規定、参加者による規則義務違反に対する違約金（罰金、延滞料）の額は、法令に従い競売主催者によって独自に決定され、契約の中で事前に説明される。

¹⁰¹ 「第 83 条第 9 項」は、1998 年 8 月 28 日制定倒産法における項番号である。本内閣令制定直後の 2003 年 4 月 24 日に現行倒産法が制定され、1998 年 8 月 28 日制定倒産法における「第 83 条第 9 項」は、「第 134 条第 9 項」とされた。これに伴い、本来であれば、本内閣令の本脚注部分も改正される必要があるところ、改正がされず、そのままにされている。

ウズベキスタン共和国内閣令
2004年3月23日付 第138号

経済的破綻企業に対する裁判所任命管財人活動を調整する措置について

本令は、2005年8月12日付ウズベキスタン共和国内閣令第196号により変更された。

ウズベキスタン共和国倒産法新法に従い、倒産手続実施における裁判所任命管財人の業務に必要な法的基盤を保障するために、内閣は以下のとおり決定する。

- 1 付録1による「裁判所任命管財人に関する規程」を承認する。
付録2による「裁判所任命管財人の資格審査に関する規程」を承認する。
- 2 ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会は、以下のことを行う。
 - (1) 一ヶ月以内に共和国全地域において裁判所任命管財人養成講座を実施し、本令に従い資格審査を行うこと
 - (2) 一裁判所任命管財人の活動につき恒常的にモニタリングと監督を行うこと
- 3 本令の実施の監督を、ウズベキスタン共和国副首相 R. S. アジモフに課す。

内閣議長 I. カリモフ

裁判所任命管財人に関する規程

本規程は、2005年8月12日付ウズベキスタン共和国内閣令第196号により変更された。

- I 総則
- II 各倒産手続における裁判所任命管財人業務の組織
- III 裁判所任命管財人の報酬
- IV 裁判所任命管財人業務の監督
- V 裁判所任命管財人の責任

I 総則

- 1 本規程は、ウズベキスタン共和国倒産法に従い策定され、倒産手続の実施に際し裁判所任命管財人がその権限を実行する手続を規定するものである。
- 2 経済裁判所は、具体的な倒産事件について以下の裁判所任命管財人を任命する。
 - ・監視を開始する際：一時管財人
 - ・裁判上の再生支援を開始する際：再生支援管財人
 - ・外部管財を開始する際：外部管財人
 - ・清算手続を開始する際：清算管財人
- 3 裁判所任命管財人は、以下により推薦される候補の中から任命される。
 - ・債権者—監視開始の際。債権者が一時管財人候補を推薦しない場合、一時管財人はウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会（以下、国家委員会という。）又はその地方事務所が出す候補者の中から任命される。
 - ・債権者集会、又は保証・担保提供者—裁判上の再生支援を実施する際
 - ・債権者集会、又は国家委員会かその地方事務所—外部管財及び清算手続を開始する際裁判上の再生支援手続又は外部管財手続を実施する際、一時管財人をしていた者を裁判所任命管財人の候補として検討することができる。
- 4 倒産法第18条によって裁判所任命管財人として活動することを制限されている者は、裁判所任命管財人として任命できない。
- 5 外部管財人の活動は、倒産法が規定する場合に終了する。

II 各倒産手続における裁判所任命管財人業務の組織

- 2.1. 一時管財人の業務手続
 - 2.2. 再生支援管財人の業務手続
 - 2.3. 外部管財人の業務手続
 - 2.4. 清算管財人の業務手続
-
- 2.1. 一時管財人の業務手続
- 6 一時管財人は、経済裁判所から任命を受けた時点より以下の業務を行う。
 - ・業務日程案を作成する。
 - ・3日以内に官報発行所へ債務者に対する監視手続開始の通知を送る。
 - ・公告日から10日以内に、給与債権者以外で明らかになっている全債権者に対し、監視手続が開始されたことを通知する。公告及び債権者への通知にかかる費用は全て債務者の負担とする。
 - ・債務者の経営機関に対し、監視手続の開始と一時管財人の任命を書面で通知し、また、債務者の経営機関の役職者に対し、それらの者の監視期間における職務一覧を通知し、当該通知につき受領証を取る。

- ・債務者の代表者が債務者の被雇用者、発起人（社員）又は財産所有者に監視手続が開始された旨の通知をするよう、監督する。
 - ・債務者財産の保全を行う。必要があれば、経済裁判所に債務者財産保全のための追加措置を申し立てる。
 - ・債務者の法律行為及び決定について同意を与える。倒産法第 64 条に従い、債務者から申し出があってから 3 日以内に、債務者の法律行為の実行又は決定について書面で同意（拒否）を出す。
- 7 一時管財人は、債務者の経理、財務書類（貸借対照表、契約書、報告書など）に基づき、債務者の財務分析を行う。この際、一時管財人は債務者の費用負担により当該の業務に他の者を雇うことができる。
- 8 一時管財人は、債務者に属する財産の分析を行い、資金（債務者の流動性財産¹⁰²）を明らかにし、また、その他の債務者財産についても確定し、その簿価や、売却した場合にどの程度の売得金が見込め、裁判費用、裁判所任命管財人の報酬、債権弁済に充てられるかを検討する。必要があれば、一時管財人は財産目録を作成する。
- 9 一時管財人は、債務者の財務状況を分析するために必要、かつ、十分な情報基盤を確定、形成しなければならない。
財務分析のために必要な情報がない場合、又は債務者がそのような情報を提供しない場合、一時管財人は当該地域の税務機関、予算外基金、不動産取引の登記機関、その他、債務者とその財産に関する必要情報を持っていると考えられる全権機関に照会しなければならない。
- 10 一時管財人は、入手した情報に基づき債務者の財務状況を分析し、債務者財産が裁判費用、裁判所任命管財人への報酬費用、債権弁済に足りるか（不足するか）を確定する。
債務者の財務状況を分析する過程で、一時管財人は、債務者が生命又は身体への損害につき賠償責任を負う個人へ支払うべき金額、及び給与支払債務の額を確定する。
- 11 一時管財人は、流動性財産の売却から得られると思われる金額と弁済すべき債権額を比較し、債務者の流動性財産が債権の弁済に足りるか（足りないか）について結論を出す。債務者の流動性財産が債権弁済に不足する場合、一時管財人は債務者の財務状況分析及び経済活動の結果に基づき、続く倒産手続の選択（裁判上の再生支援、外部管財、和議締結、清算手続）につき、経済的根拠を検討しなければならない。
- 12 債務者の財務状況及び支払不能理由の分析から、一時管財人は、債務者に外部管財手続で支払能力を回復する、若しくは和議条件を履行するための内部財源があるか、又はそのような財源が存在しないのか結論を出す。
外部管財又は和議を実現するための内部財源がない場合、一時管財人はこれら手続を実現するための外部財源（第三者による債務者債務の履行の可能性）を検討し分析しなければならない。
- 13 一時管財人は、債務者の支払不能理由の分析に基づき、和議における債務再編を含め、債務者の支払能力回復措置を策定し提案することができる。
債務者の債務再編としては、債務履行の猶予又は分割化、債務者債権の譲渡、第三者による債務履行、債務減額、債権の株式化、ウズベキスタン共和国法令に違反しない他の方法による債権の満足といったものが可能である。
- 14 財務分析を終えた一時管財人は、債務者支払能力の回復可能性又は不可能性に関する提案、これに続く倒産手続開始の合目的性の根拠付けを策定する。

¹⁰² 換価しやすい財産を意味する。

269 ウズベキスタン共和国倒産法関連法令

- 15 債権者が分析結果を閲覧できるようにするため、また、経済裁判所へ提出するため、一時管財人が行った分析の結果は、債務者財務状況に関する意見書の形にまとめられる。
- 16 一時管財人は、届け出された債権に基づきその額及び弁済順位の確定作業をし、必要があれば債権に対する異議を経済裁判所に申し立てる。
- 17 一時管財人は、債権登録簿を作成、管理し、債権者が登録簿の記録を閲覧できるようにする。
- 18 一時管財人は、倒産法第 71 条に規定される手続により第一回債権者集会を組織、開催する。
- 19 一時管財人は、倒産法が規定する期間内に、業務報告書、債務者の財務状況に関する情報、債務者の支払能力の回復可能性又は不可能性に関する提案、必要書類を添付した債権者集会議事録を作成し、経済裁判所に提出する。

2.2. 再生支援管財人の業務手続

- 20 再生支援管財人は、経済裁判所から任命を受けた時点より以下の業務を行う。
 - ・業務日程案を作成する。
 - ・債務者の経営機関に対し、再生支援手続の開始と再生支援管財人の任命を書面で通知し、また、債務者の経営機関の役職者に対し、それらの者の再生支援期間における職務の一覧を通知し、当該通知につき受領証を取る。
 - ・法令が定める手続により債権者集会（債権者委員会）の実施を組織する。
- 21 再生支援管財人は、債権登録簿を管理し、債権者が登録簿の記録を閲覧できるようにする。
- 22 再生支援管財人は、最低でも月に一回、債権者集会（債権者委員会）に業務報告書と債務者の財務状況に関する情報を提出する。そのために、再生支援管財人は、再生支援計画及び債務弁済計画表の進捗を常に監督し、債務者の代表者に再生支援計画及び債務弁済計画表の実施報告書、及び債務者の財務経済活動分析を適時提出させる。

入手した情報に基づき、再生支援管財人は相応の意見書を債権者集会に提出する。これらの措置を保証するため、再生支援管財人はキャッシュフローを検討し、共益的（履行遅滞のものも含め）債務・債権の発生原因を分析し、債務者口座の弁済資金の蓄積状況を確認する。
- 23 債務者の代表者による再生支援計画の不履行又は不適切な履行、又は債務者、債権者、保証・担保提供者の権利及び法益を侵害する行為（不作為）の事実を発見した場合、再生支援管財人は経済裁判所に債務者の代表者の解任を申し立てる。債務者の代表者が解任された場合、経済裁判所は、債務者の代表者の任務を再生支援管財人に課することができる。
- 24 裁判上の再生支援を期限満了前に中止する事由がある場合、再生支援管財人は、経済裁判所に対する裁判上の再生支援の期限満了前中止の申し立てを検討するために、当該事由が発生した時点から二週間以内に債権者集会を招集しなければならない。当該問題を検討する際、再生支援管財人は債権者集会に、債務者の代表者の報告書に対する自らの意見書を提出する。
- 25 裁判上の再生支援の満了又は期限前の終了に際し、再生支援管財人は、債務者の代表者の再生支援実施結果報告書が審理される法廷審理の日時、場所を全債権者に通知しなければならない。
- 26 再生支援管財人は、自己の活動及び保証・担保提供者による義務履行の結果に関する報告書を用意し、所定の期間内に経済裁判所に提出する。

2.3. 外部管財人の業務手続

- 27 外部管財人は、経済裁判所から任命を受けた時点より以下の業務を行う。
 - ・業務日程案を作成する。
 - ・債務者の経営機関に対し、外部管財手続の開始と外部管財人の任命を書面で通知する。

- 28 外部管財の開始より、債務者の経営機関の権限は停止する。債務者の代表者及びその他の経営機関の権限は、債権者集会（債権者委員会）に移行するものを除き、外部管財人に移行する。
- 29 外部管財人は3日以内に、債務者代表者を解任し、債務者代表者の労働契約を終了する命令を出す。この際、債務者の代表者は本人の同意に基づき、副代表者、外部管財人補佐、その他の当該企業の任務への異動が可能である。
- 30 債務者の経営機関は、外部管財人任命より3営業日以内に、法人の会計書類、その他書類、印鑑類、財貨その他貴重品を外部管財人に引き渡さなければならない。
- 31 外部管財人は、外部管財実施及び債権者への支払を行うための特別口座を開設する。
- 32 外部管財人は、任命から一ヶ月以内に外部管財計画を策定し、承認をとるために債権者集会に提出しなければならない。
外部管財計画は、債務者の支払能力回復措置、当該措置の実施条件及び手続、計画実施の費用及びその他の債務者支出、並びに債務者の支払能力回復の期間を含まなければならない。
債務者の支払能力回復のために、以下の措置を実施することができる。
- ・業種の変更
 - ・不採算部門（利益が出ない部門、赤字部門）の閉鎖
 - ・受取勘定の回収
 - ・債務者の活動停止につながらない一部財産の売却
 - ・債権譲渡
 - ・第三者による債務者債務の履行
 - ・追加株式の発行
 - ・債務者に利のない契約の履行拒絶
 - ・債務者企業（営業）の売却
 - ・債務者資産の置換
 - ・その他の債務者の支払能力回復策
- 本項に挙げられる措置の他、国家委員会の申立てに基づき、経済裁判所は定款資本に国家の持分がある企業の不活動施設の一時閉鎖を決定することができる。
外部管財計画は債権者集会が審理する。この債権者集会は外部管財人が所定の手続に従い外部管財の開始より二ヶ月以内に招集する。
- 33 外部管財人は、その活動において以下を行う。
- ・債権者登録簿を管理し、債権者がこれを閲覧できるようにする。
 - ・全債権者に、その債権に対し外部管財開始時点よりモラトリアムが開始されている旨を通知する。
 - ・債務者の財産目録調査をし、必要があれば鑑定を行う。
 - ・第三者の下にある債務者財産を発見し、返還させるための措置をとる。
 - ・債務者の財政健全化及び債権の応分弁済を目的とし、外部管財計画を実施する。
 - ・債務者企業の経理、統計業務及び報告の実施を保障する。
 - ・債権者集会（債権者委員会）を開催し、外部管財計画の進捗及び実施結果につき報告する。
- 34 外部管財人は、届け出られた債権を審理し、その結果に基づき、当該債権の届出から二週間以内に債権登録簿へ記載する。外部管財人は債権者に対し、債権の審理結果を届出から一ヶ月以内に通知する。
債権者は、外部管財人の審理結果に対する異議を、当該倒産事件を審理する経済裁判所に対し、当該通知の受領から一ヶ月以内に申し立てることができる。
- 35 外部管財期間の満了に際し、又は外部管財を期間満了前に中止する事由がある場合、外部管財人は、外部管財の結果について報告書を作成し、債権者集会の審理にかける。

271 ウズベキスタン共和国倒産法関連法令

外部管財人は、ウズベキスタン共和国倒産法が定める期間内に、債権者集会に報告書を提出しなければならない。

- 36 外部管財人は、債権者集会の審理を経た報告書と債権者集会の議事録を、債権者集会の開催日から5日以内に経済裁判所に提出する。外部管財人の報告書は、経済裁判所による承認を受けなければならない。
- 37 債権者集会が、債務者の支払能力回復による外部管財の中止を決議した場合、外部管財人は、経済裁判所が外部管財人報告書を承認した日より、債権者への支払を行うことができる。外部管財人は債権登録簿に従って債権者への支払を行う。
- 38 外部管財の終了により、外部管財人の権限は終了し、債務者の他の経営機関及び債務者の財産所有者の権限が回復する。
外部管財が和議締結により終了する、又は債権の弁済により終了する場合、外部管財人は、新しい代表者が任命（選任）されるまで、債務者の代表者の権限範囲内で継続してその職務を遂行する。
- 39 経済裁判所が債務者の倒産認定及び清算手続開始を決定し、清算管財人に別の者が任命された場合は、外部管財人は、清算管財人へ業務を引き渡すまで、その職務を継続して遂行する。外部管財人は清算管財人の任命から3営業日以内に業務を引き継がなければならない。

2. 4. 清算管財人の業務手続

- 40 清算管財人は、経済裁判所から任命を受けた時点より以下の業務を行う。
・業務日程案を作成する。
・法人債務者の経営機関及び被雇用者に対し、清算手続の開始と清算管財人の任命を書面で通知する。
- 41 清算管財人は、倒産法第127条に従い、公の発行物において債務者の倒産認定及び清算手続開始の通知が公告されるようにする。
- 42 清算管財人は、3日以内に債務者の代表者を解任させる。
- 43 清算管財人は、その承認から3日以内に、倒産企業の会計書類、その他書類、印鑑類、財貨その他貴重品を引き継ぐ。債務者法人の代表者は、清算管財人の要求に従い、自己の債権者・債務者その債務額を記載した一覧、資産・負債の明細を記載した貸借対照表、財務状況に関する報告書類、帳簿、勘定、財務経済活動に関するその他の書類に含まれる必要情報の全てを清算管財人に提供しなければならない。
- 44 株式会社である倒産企業の清算に際し、清算管財人はその承認から二日以内に、ウズベキスタン共和国国家財産委員会付属・証券市場調整監督センターへ、当該株式会社の経営機関の権限停止と株式発行者の生産活動の停止を通知する。当該発行者の株式が上場されている場合、清算管財人はこれも二日以内に証券取引場に連絡をする。
- 45 清算手続においては、同一銀行内の統一スモ口座と統一外貨口座を使用する。清算手続中の現金取引を行うため、清算管財人は、銀行登録カードの署名を、自分のものと、経理責任者のものに変更する。
- 46 清算管財人は、清算手続開始当初に判明していたものに限らず、清算手続の過程で明らかになったものも含め、債務者の他の銀行口座を全て閉鎖する。債務者の別口座が発見された場合、これら口座にあった残金は主要口座に移される。
- 47 清算管財人は、その承認より、債務者法人の被雇用者に対して今後の解雇について通知しなければならない。債務者法人の被雇用者の解雇はウズベキスタン共和国労働法典に従い行われ

る。清算管財人は当該地方の労働担当機関に対し、清算される法人債務者の被雇用者が解雇されることになる旨、通知する。

- 48 清算管財人は倒産法人の清算計画を策定し、債権者集会の合意をとる。
倒産企業の清算計画に従い、清算管財人は清算用財団を形成し、債務者財産を売却し、受取勘定を回収し、債権者への按分弁済を行うための資金を統一口座に蓄積し、また、第三者の下にある債務者財産を発見し、返還させるための措置をとる。
- 49 清算管財人は、清算手続中、債権登録簿をつける。
債権登録簿には各債権者の情報、金銭的債権及び（又は）義務的支払債権の額、それぞれの債権の弁済順位を記載する。
債権者と清算管財人の間で発生する債権の内容、額、弁済順位に関する紛争は、経済裁判所が審理する。
債権者には、債権登録簿の閲覧が保障されていなければならない。
- 50 清算手続において、清算管財人は、財産目録調査を行い、債務者財産の価値を把握する。この目的のために、清算管財人は監査人、鑑定人、その他の専門家を雇い、債権者集会の別途の決定がなければ、その報酬を清算費用から支払うことができる。
債務者の貸借対照表上に社会・公共用施設があり、それを商用も含めた他の目的に使用することが不可能である場合、清算管財人は譲渡証書に基づき当該施設を地域の国権機関に引き渡す。地域の国権機関は当該施設を自己の貸借対照表に残存価額で引き受ける。
- 51 法人債務者財産の調査及び鑑定の結果に基づき、清算管財人は当該財産の売却を、債権者集会が別途の売却手続を決めていない限りは公開競売で行う。
一回目の競売で財産が売却されなかった場合、清算管財人は、債権者集会の合意をとって債務者財産を売買契約によって売却できる。この場合、買主が取引銀行の保証を提示すれば分割払いも認められる。
清算管財人は清算費用を支払う資金を得るため、債権者集会の同意に基づき、低価値財産、消耗財、及び原材料、既製品の残りを、価格条件による競売を行わずに、売買契約ベースで売却することができる。
- 52 清算管財人は、自ら競売を組織することができ、また、専門の組織と契約し、契約条件により当該組織に競売の組織、実行を委託することもできる。
- 53 清算管財人は、債権者集会の同意を取り、債務者の債権（受取勘定）を競売にかけることができる。債権の売却は、当該の債権関係における債務者に債権を提示しても実現される現実的可能性がないなどの限定的な場合にのみ行うことができる。
- 54 清算管財人は、債務者財産の売却後、ウズベキスタン共和国倒産法に従い債権の支払を開始する。
- 55 債権者への支払が終了した後、清算管財人は清算手続の結果に関する報告書を作成し、審理のために債権者集会に提出する。
清算手続実施結果報告書は、清算管財人が経済裁判所に提出する。
清算管財人の報告書には、次の書類を添付する。
- ・債務者財産の売却を証明する書類
 - ・各債権者の債権額と弁済順位を記載した債権登録簿
 - ・債権の弁済を証明する書類（弁済されていない場合はその理由を明記）
 - ・債権弁済後の債務者の残余財産についての情報、及び売却に出されたが清算手続中に売れなかった財産の情報（債権者が当該財産を債権の弁済として受領することを拒否した場合、及び、債務者の発起人（社員）又は財産所有者が、債権弁済後の残余財産につき権利を行使しない場合）
 - ・清算手続の実施に関連し、経済裁判所が要求するその他の書類

- 56 債権の弁済後に未売却財産が残った場合、清算管財人は5日以内に債務者の発起人（社員）又は財産所有者に対し、当該財産を資産勘定に引き受ける必要があることを通知する。
清算管財人が通知をしてから2週間以内に、債務者の発起人（社員）又は財産所有者が残余財産に対する権利の実行を申し出なかった場合、清算管財人は地域の国権機関に対し、当該財産を資産勘定に引き取る必要があることを通知する。地域の国権機関は残余財産に関する通知を受領してから一ヶ月以内に、当該財産をその資産勘定に引き受け、その維持費用を全て負担する。
- 57 経済裁判所の清算手続終了決定は、債務者の清算を国家登記に記載する事由となる。統一国家法人登記に株式会社である倒産企業の清算を記載する際には、清算管財人は2日以内に株式発行者の活動停止の通知を公告する。
- 58 国家登記に債務者の清算が記載された時点より、清算管財人の権限は終了し、清算手続は終了したものとされ、債務者は清算され債務を免れたものとされる。

III 裁判所任命管財人の報酬

- 59 裁判所任命管財人は、報酬を受ける権利を有する。裁判所任命管財人の職務遂行に対する報酬の月額額は、以下のとおりである。
- ・一時管財人について一経済裁判所が決定し、その後、債権者集会の申し立てに基づき変更できる。
 - ・再生支援管財人、外部管財人、清算管財人について一債権者集会が決定し、経済裁判所が承認する。
- 60 債権者集会の決議により、裁判所任命管財人に対し活動の成果に応じて追加報酬を決めることができる。

IV 裁判所任命管財人業務の監督

- 61 裁判所任命管財人の職務の履行に関する監督は、国家委員会とその地方事務所が行う。
- 62 国家委員会とその地方事務所は、その管轄の範囲内において以下の権利を持つ。
- ・法令に従い裁判所任命管財人の活動を監査する。
 - ・監査において発覚した問題点につき、裁判所任命管財人に必要な説明、資料の提出を求める。
 - ・監査の結果に基づき、具体的な違反事項を記載した調書を作成する。
 - ・発見された違反をなくすことを裁判所任命管財人に命ずる決定を出し、その期限を指定する。
 - ・裁判所任命管財人に対し警告を出す。
 - ・裁判所任命管財人の資格を停止する。
 - ・裁判所任命管財人による然るべき職務遂行の監督に関し他の権限を実行する。
- 63 裁判所任命管財人は、国家委員会及びその地方事務所による監査実施のため、必要な情報、書類の提出を含め、必要な条件を保障しなければならない。

V 裁判所任命管財人の責任

- 64 債務者、債権者は、法令に従い、裁判所任命管財人の不法な行為（不作為）により被った損害につき賠償を請求できる。
- 65 倒産法令に違反した裁判所任命管財人は、所定の手続によりその責任を負う。

2004年3月23日付ウズベキスタン共和国内閣令第138号付録第2号

裁判所任命管財人の資格審査に関する規程

本規程は、2005年8月12日付ウズベキスタン共和国内閣令第196号により変更された。

- I 総則（1—4項）
- II 裁判所任命管財人に対する職務的・資格的要求（5—8項）
- III 資格申請者の申請書の審査手続（9—14項）
- IV 資格審査（再審査）の実施手続及び資格証の交付（15—27項）
- V 裁判所任命管財人統一名簿の管理手続（28—34項）
- VI 資格審査委員会の業務手続（35—38項）
- VII 資格証の訂正及び再交付の手続（39—48項）
- VIII 資格の停止及び失効（49—57項）

付録1 裁判所任命管財人資格取得申請者用アンケート様式

付録2 裁判所任命管財人資格証様式

I 総則

- 1 本規程はウズベキスタン共和国倒産法に従い策定され、裁判所任命管財人として活動する者に対する資格・職業上の要求、資格の審査、交付、停止、回復及び失効の手続、並びに裁判所任命管財人統一名簿の管理手続を定めるものである。
- 2 ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会（以下、「委員会」という。）は裁判所任命管財人の資格審査を行い、裁判所任命管財人統一名簿を管理する。
資格審査は、自然人が裁判所任命管財人に対する資格・職務上の要求に合致しているかを判断する目的で行われる。
- 3 裁判所任命管財人としての業務を行うため、委員会は、以下の4等級の資格を与える。
 - ・4級資格—法人の簡易倒産手続を行うための資格
 - ・3級資格—監視と清算手続を行うための資格
 - ・2級資格—監視、裁判上の再生支援、清算手続を行うための資格
 - ・1級資格—監視、裁判上の再生支援、外部管財、清算手続を行うための資格
- 4 4級管財人の資格の取得を希望する者については、委員会が定める簡易審査手続が適用される。
- 5 資格の有効期間は、全ての級につき5年間である。

II 裁判所任命管財人に対する職務的・資格的要求

6. 裁判所任命管財人は、以下の職務上の要求事項を満たさなければならない。
 - ・企業の財政状態の分析ができる。
 - ・経理、財産評価、経営の基本知識を持つ。
 - ・ウズベキスタン共和国の基本的法令についての知識がある。裁判所任命管財人は、以下の義務を負う。
 - ・債務者企業の財務健全化のために解決策を見出し、債権を応分に弁済しなければならない。
 - ・企業の危機回避経営に関する専門知識を持ち、それを常に向上させなければならない。
 - ・品性高潔であらねばならない。誠意を持って与えられた任務に対応し、イニシアチブに富み、業務を実行するに当り規律正しく、自制的であり、感情・精神的に落ち着いていなければならない。

275 ウズベキスタン共和国倒産法関連法令

- ・本規程が定める裁判所任命管財人に対する資格要件を満たさなければならない。
- 7 裁判所任命管財人には、以下の資格要件を満たす者が任命される。
- ・高等教育を受けた者
 - ・専門において2年以上の職歴があること
 - ・国家委員会における資格審査を通った者
- 8 本規程第7項の基本要件のほか、裁判所任命管財人は以下の追加的資格要件を満たさなければならない。
- a. 監視及び清算手続を行う管財人—中級管理職（主任、部門、課長等）としての職歴が2年以上あること。
 - b. 裁判上の再生支援を行う管財人—上級役職（代表、副代表、会計主任など）としての職歴が2年以上あるか、3級裁判所任命管財人としての経験が12ヶ月以上あること。
 - c. 外部管財を行う管財人—中間管理職及び幹部職での職歴が5年以上あり、そのうち、幹部職経験が3年以上である。また、2級裁判所任命管財人として裁判上の再生支援及び（又は）清算手続を2回以上担当した経験がある。
 - d. 簡易倒産手続を行う管財人—相応する級の資格を持つ税務監督機関の職員又は委員会の職員が任命される。

III 資格申請者の申請書の審査手続

- 9 3級資格の取得を申請する者（以下、「申請者」という。）は、委員会に以下の書類を提出する。
- a. 級を記載した資格申請書
 - b. アンケート（付録1の書式）
 - c. 高等教育修了証書の写し
 - d. 労働手帳の写し
 - e. 該当級の裁判所任命管財人養成講座の修了証書の写し（資格証の期限切れによる申請の場合は不要）
 - f. 申請審査手数料の納付を証明する書類
- 10 2級資格の取得を申請する場合で、2年以上の幹部職としての職歴がない者については、第9項の書類のほかに、委員会に以下の経済裁判所決定の写しを提出する。
- ・申請者が前に受けた管財人任命決定
 - ・3級管財人として12ヶ月以上業務に携わったことを証明する、倒産手続実施に関する裁判所任命管財人報告書の承認決定
- 11 1級資格の取得を申請する場合で、中間管理職及び幹部職としての5年以上の職歴—うち、幹部職としての期間が3年以上—を持たない者については、第9項の書類のほかに、委員会に以下の経済裁判所決定の写しを提出する。
- ・申請者が前に受けた管財人任命決定
 - ・2級管財人として行なった2回以上の裁判上の再生支援及び（又は）清算手続の終了に関する裁判所任命管財人報告書の承認決定
- 12 資格申請書の審査の際には、手数料として、最低賃金の二倍の額が徴収される。申請書審査及び資格交付の手数は委員会発展特別基金に繰り入れられる。
- 13 資格取得のために提出された全ての書類は、裁判所任命管財人資格審査委員会（以下、「資格審査委員会」という。）が一覧を作成した上で受領する。提出書類一覧の写しは、申請者に交付される。提出書類は返却されない。経済裁判所決定以外の書類の写しは、公証を受けるか、正本とともに提示されなければならない。
- 14 書類は、資格審査委員会に提出されてから3営業日以内に審査される。

資格審査委員会は、申請者の資格審査を拒否し、申請書提出から 3 営業日以内に理由を記載した拒否通知を出すことができる。

拒否の事由となるのは以下である。

- ・提出書類の不備、不足があった場合
- ・提出書類の中に信用できない情報又は歪曲された情報が含まれていた場合
- ・申請者が資格条件・職務上の条件を満たしていない場合

他の事由による拒否は認められない。

拒否の場合、申請書審査料は返金されない。

IV 資格審査（再審査）の実施手続及び資格証の交付

- 15 申請者は、提出書類に関して問題がなければ、資格審査に進むことができる。
- 16 資格を取得するためには、全ての申請者は資格審査委員会が設定した内容、期日で試験を受けなければならない。
- 17 資格審査（再審査）は選択肢式試験で行う。試験は書類提出から 30 日以内に行う。試験の実施要領は委員会が決定する。
試験はコンピュータープログラムを使用した選択肢式設問への回答で行う。
- 18 試験は、3 級については正解率 60%以上、2 級は 70%以上、1 級は 75%以上を可とする。
- 19 試験の結果により申請者の資格審査合格（試験の結果が可であった場合）、又は不合格（試験結果が不可であった場合）が決定する。
試験の際、申請者は、参考書、専門書、他の書籍を使用してはならない。この規則の違反が発覚した場合、申請者は資格審査から除外される。
- 20 資格審査の結果は、資格審査委員会が審査記録の形で作成し、資格審査委員会委員長がこれを承認する。審査結果は、資格審査委員会の審査記録の抜粋に試験の回答結果をつけた形で、審査実施日から 5 営業日以内に申請者に通知される。
- 21 不合格者は、前回の試験日から 1 ヶ月後以降に再試験を受けることができる。
資格審査委員会は、不合格者の再試験の日を指定する。前回不合格だった者が再試験で合格した場合、その者には一般事由により資格が与えられる。
再試験を受ける者は、最低賃金額相応の受験料を納付する。
- 22 再試験で不可となった申請者は、該当する級の裁判所任命管財人講座を再度、修了した後でなければ、次の試験を受けられない。
- 23 資格申請者は、最近の資格審査の実施日から一ヶ月以内に審査委員会の審査結果について不服を申し立てる権利を持つ。
不服の事由となるのは以下である。
 - ・申請者が試験結果に同意しない。
 - ・試験の実施手続の違反
- 24 主な不服の根拠を記載した申請者の不服申立書は、資格審査委員会委員長宛てに提出する。
不服の審理期限は、不服書の提出日から 3 日以内とする。審理の結果は記録書にまとめられる。
再度の不服申立ては、認められない。
- 25 資格審査委員会の決定に同意しない場合、資格申請者は、この決定について裁判手続で不服を申し立てることができる。
- 26 資格証は、付録 2 の形式で交付される。資格証の発行は、資格審査の実施日から 10 日以内に

行われる。

- 27 資格証の用紙は厳重管理書類であり、保護レベル、シリーズ及び番号が付されている。用紙の入手、数量管理、保管は委員会が行う。

V 裁判所任命管財人統一名簿の管理手続

- 28 委員会は、裁判所任命管財人統一名簿（以下、「名簿」という。）を管理する。名簿は次の形態で管理される。
- ・紙媒体（綴じて委員会の判を押した日誌の形式で、綴じられているページ数を記載する）
 - ・電子媒体でデータベースに書き込む形式
- 紙媒体の名簿と電子媒体の名簿とで情報が一致しない場合は、紙媒体のものが優先される。
- 29 「裁判所任命管財人統一名簿」日誌は、厳重管理書類であり、委員会が保管する。日誌及びデータベースには、裁判所任命管財人の次の情報が記載される。
- a. 氏名
 - b. 住所及びパスポート記載事項
 - c. 資格証の発行日、発行場所、番号、有効期限
 - d. 資格証の番号
 - e. 資格証受領日、受領者署名（資格審査合格者登録簿における）
 - f. 裁判所任命管財人統一プログラムの受講についての情報
 - g. 裁判所任命管財人としての任命、及び業務の結果
 - h. 資格証の停止、復活、期間延長又は失効、再発行に関する情報
 - i. 名簿からの除籍、その事由
 - j. 名簿からの除籍日
 - k. 注記。資格審査を行う機関がコンピュータープログラムに入力する必要があると考えるあらゆる補足情報が含まれていなければならない。
- 30 名簿への登録は、名簿に相応の記載をすることで行われる。
- 31 名簿に記載される情報は、管財人のパスポート記載事項と住所を除き、公開される。法人及び自然人は所定の手続により有料で名簿のデータを取得することができる。委員会による情報提供については、ウズベキスタン共和国が定める最低賃金額の半額に当たる料金を徴収するものとする。
- 32 名簿の記載情報の提供は、委員会が照会を受けた日より5日以内に行わなければならない。
- 33 裁判所任命管財人は、本規程が定める事由により、委員会の資格失効決定に基づき名簿より除籍される。
- 34 委員会が裁判所任命管財人の除籍についての決定を出してから3日以内に、名簿にその旨の記載がされる。
- 名簿から除籍された裁判所任命管財人の書類は、除籍日から5年間は保管されなければならない。

VI 資格審査委員会の業務手続

- 35 資格審査委員会は、自然人が裁判所任命管財人の資格を取得するための審査（再審査）を行う合議体である。資格審査委員会の規程及びその成員は、委員会が承認する。
- 36 資格審査委員会の会議は、必要に応じて開かれる。資格審査委員会会議の組織、実施の責任者は、資格審査委員会の書記である。

- 37 資格審査委員会の会議は、成員の三分の二以上が出席していれば実施される。
資格審査委員会の決定は、出席委員の議決数の単純多数決により採択される。同票の場合は、委員長の票が決定権を持つものとする。資格審査委員会の決議、は議事録に記録される。
- 38 資格審査委員会の定例会議の実施（日時、場所）については、同委員会の書記が委員に連絡する。

Ⅶ 資格証の訂正及び再発行の手続

- 39 資格証の訂正は裁判所任命管財人の申請により、その氏名に変更があった場合に行われる。
資格証の訂正の際には、ウズベキスタン共和国が定める最低賃金額に相応する手数料を徴収する。
訂正手続の間、資格証保持者は、委員会が前に発行した資格証によって業務を行うことができる。
- 40 従前の資格証記載データの変更に伴い訂正手続をする場合は、裁判所任命管財人は、委員会に次の書類を提出する。
- a. 委員会宛ての訂正手続申請書
 - b. 資格証の正本
 - c. (戸籍登録機関が発行した、姓、名、父称の変更による出生登録への) 変更、訂正に関する書類の写し
 - d. 訂正手数料の納付を証明する書類
- 41 資格証を訂正する際は、該当する級と有効期間を記載した新規の資格証を発行する。前に交付された資格証は、破棄される。
- 42 資格証を紛失した場合は、委員会に次の書類を提出する。
- a. 委員会宛ての再発行申請書。資格証を紛失した理由、状況を記載する。
 - b. 紛失した資格証が無効である旨のマスコミでの公告（申請者負担）のコピー
 - c. 再発行手数料の納付を証明する書類
- 43 資格証がその保有者により使用に適さない状態になった場合は、委員会に次の書類を提出する。
- a. 委員会宛ての再発行申請書。資格証が使用不可能となった理由、状況を記載する。
 - b. 再発行手数料の納付を証明する書類
 - c. 使用に適さない状態になった資格証
- 44 資格証を再発行する場合、委員会は裁判所任命管財人に「副本」と書かれた新たな資格証を発行し、前に決められた有効期限を記載する。再発行の際は手数料として最低賃金額に相当する金額を徴収する。資格証を紛失した場合、又は資格証が使用できない状態になった場合、当該資格証の保有者は、資格審査委員会が発行する臨時許可証に基づき業務を遂行できる。
- 45 資格証の訂正、再発行は申請の受領日より 5 日以内に委員会が行う。
- 46 使用できない状態になった以前の資格証は、資格証の再発行後に破棄する。
- 47 再発行を受けた後に紛失した資格証の正本が見つかった場合は、再発行を受けた裁判所任命管財人は、発見から 5 日以内に当該正本を破棄するために委員会に返却する。
- 48 資格証の訂正及び再発行の際には、再度、資格審査を受ける必要はない。
再発行の申請の際、必要書類に不備があった場合は、申請者に対し申請提出日から 3 日以内に、書面にて、その理由を付して再発行の拒否通知をする。

VIII 資格の停止及び失効

- 49 委員会は、資格を停止又は失効させることができる。
- 50 委員会は、以下の事由により資格を停止することができる。
- a. 資格取得後に、審査の際の提出書類に記載事項の歪曲があったことが発覚した場合
 - b. 倒産手続に参加する裁判所任命管財人が義務を履行しない場合
 - c. 違反の改善を求めた委員会の命令、指示を裁判所任命管財人が実行しない場合
 - d. 裁判所任命管財人の活動を定める法令の違反が発覚した場合
 - e. 裁判所の決定により
- 51 委員会は、3 日以内に裁判所任命管財人に資格の停止を書面で通知し、その通知において停止の事由と、委員会が定めた期限内に必ず履行すべき事項を記載する。
- 52 資格保有者は、委員会が定めた期限内に通知に記載される事項を履行し、委員会に書面でその旨を通知し、それを証明する書類を提出する。
- 53 資格停止通知に指示される事項が指定期限内に履行された場合は、委員会は 3 日以内に当該の資格を回復させる。
- 54 委員会は、以下の事由により資格を失効させることができる。
- a. 重なる（二度以上の）法令違反が発覚した場合
 - b. 委員会の命令、指示の不履行又は不適切な履行
 - c. 倒産法令に基づき裁判所任命管財人に課される義務の不履行又は不適切な履行、及び、裁判所任命管財人の行為が債務者又は債権者に損失をもたらした場合
 - d. 裁判所任命管財人の申し出により
 - e. 裁判所の決定により
- 55 委員会は、資格の失効を決定してから 3 日以内に、当該決定について書面で、その事由を付して、裁判所任命管財人及び経済裁判所に通知する。
- 56 資格の停止及び失効に関する情報は、委員会が名簿に記載する。
- 57 委員会の決定は、法令が定める手続により不服申立てができる。

裁判所任命管財人資格取得申請者用アンケート

- 1 姓, 名, 父称
- 2 生年月日
- 3 パスポート情報 (シリーズ, 番号, 発行日, 発行者)
- 4 住所
州, 市, 通, 地番, 部屋番号
電話, ファックス
- 5 学歴 (教育機関の名称を記載)
専門 修了年

6 職歴

年・月		役職 機関, 組織, 企業名	機関, 組織, 企業の 所在地
入社 (所)	退社 (所)		

7 裁判所任命管財人としての職歴

年・月		任命された役職 機関, 組織, 企業名	機関, 組織, 企業の 所在地
任命	終了		

記載日

本人署名

No.
Series:AAA

000000

ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会

裁判所任命管財人資格証

第 級

ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会・裁判所任命管財人資格審査委員会の決定により

(氏 名) 〃

20 年 月 日に実施された試験の結果に基づき、次の資格が与えられる。

『裁判所任命管財人』

本裁判所任命管財人資格証は、その所持者を_____として任命することを検討する際の根拠となるものである。

資格有効期限： 20 年 月 日 まで有効

印 資格交付日： 20 年 月 日

資格審査委員会 委員長 _____

ウズベキスタン共和国内閣令
2005年8月4日付 第185号

ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会附属
企業活動・企業再編支援基金の設置と資金運用手続に関する規程の承認について

本令は、2006年1月4日付ウズベキスタン共和国内閣令第2号により変更・追加が行われた。

ウズベキスタン共和国大統領令第PP-66号「非独占化及び競争・企業活動支援委員会の活動について」(2005年5月2日付)の遂行のために、内閣は以下のとおり決定する。

- 1 付録第1号に従い、非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会附属企業活動・企業再編支援基金の設置と資金運用手続に関する規程を承認すること。
- 2 企業倒産委員会附属企業再生支援基金及び非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会附属社会発展及び従業員の物質的褒章基金の資金残高を、非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会附属企業活動・企業再編支援基金へ繰り込み、同基金の資金とすること。
基金へ繰り込まれた収入は課税の対象にはならない。
- 3 (略)
- 4 本内閣令の施行の監督をアジモフ副首相に委任すること。

ウズベキスタン共和国首相 Sh. ミルジャエフ

ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会付属 企業活動・企業再編支援基金の設置と資金運用手続に関する規程

前文

- I 基金の形成
- II 基金の資金の利用方法及び用途
- III 基金の収支予算の作成，承認，登録
- IV 記帳，収支報告書，監督

本規程は、2005年5月2日付ウズベキスタン共和国大統領決定第PP-66号「ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会の活動について」に従い作成された。本規程は非独占化委員会付属企業活動・企業再編支援基金（以下「基金」という。）の形成，補充及び利用方法を定めるものである。

I 基金の形成

- 1 基金の資金は、以下のものから形成される。
 - ・独占禁止法令，自然独占に関する法令，消費者の権利保護に関する法令及び広告に関する法令の違反に対して経済主体から徴収される罰金の額の6%
 - ・国家の持分を有する企業の財政・経済活動に関する資料が提出されなかった又は適時に提出されなかったことに対して，法令の定める方法により非独占化委員会が公務員から徴収する罰金
 - ・国有財産の非国有化及び私有化に際して納められる金額の2%
 - ・倒産企業の財産の売却に際して，債権が弁済される条件の下での，財産の売却価格と評価価格との差額により納められる金額の一部
 - ・基金の資金の商業銀行口座への寄託から得られる収入
 - ・法令の禁止しないその他の資金源
- 2 本規程第1項が挙げる資金は，非独占化委員会及びその地方機関の特別の国家予算外口座に貯蓄される。

II 基金の資金の利用方法及び用途

- 3 基金の資金の支出は，承認を受けウズベキスタン共和国財務省において登録された収支予算に基づき，特別の国家予算外口座から行われる。
基金からの支出を行うのは，非独占化委員会委員長又はその代理である。
- 4 当年度に利用されなかった残りの資金は，翌年度の基金に繰り越され，没収はされない。
- 5 基金の資金は，以下の目的に利用される。
 - a. 独占企業の再編計画の作成，及び，有望な市場を有する低収益企業・赤字企業・破綻企業の財政再建計画の作成。ただし，かかった費用は再生支援期間終了後に弁済される。
 - b. 独占企業，破綻企業の再編や解体のために招かれた専門家への支払
 - c. 小企業者，一人企業者，裁判所任命管財人のための法令書や専門書の作成と出版，及び倒産法，消費者権利保護法，広告法に関する企業家の法知識の向上のための実務的セミナーの実施
 - d. 共和国諸地域におけるビジネス・インキュベータ，テクノパーク，ビジネス教育機構の発展のための財政的援助，小企業・一人企業育成促進共和国運営委員会との合意に基づき非独占化委員会が各商業銀行に開設する口座の与信枠を通じての企業への小額融資
 - e. 小企業育成計画の作成

- f. 倒産企業の財産換価後の弁済を条件として、清算管財人の申請に基づき倒産企業に対してなされる査定機関、調査機関、監査機関のサービスへの支払
 - g. 裁判所任命管財人及び裁判所任命管財人候補者の育成、再教育
 - h. 企業家、手工業者、農場主らによる例年の共和国競売に対する財政的援助
 - I. 独占禁止政策、競争環境の整備、消費者の権利の保護、企業活動への支援に関する、契約条件によるセミナーの開催
 - j. 非独占化委員会及びその地方支局の職員の専門知識の向上のためのセミナーの開催
 - k. 非独占化機関の職員への資材と機械の提供、生活環境の整備、物的奨励及び金銭的援助
 - l. 非独占化委員会がマスコミに掲載する広告に対する支払
 - m. ウズベキスタン共和国大統領及びウズベキスタン共和国政府の決定に基づくその他の目的
- 6 政府の個別の決定により許可されていない限り、基金の資金によって追加的人員を雇用することは許されない。

III 基金の収支予算の作成、承認、登録

- 7 新年次の収入は、年初における基金の残余資金、並びに過去 2 年間の収入変動及び現行法制における変更を踏まえ算定した新年度の見込収入を考慮して、決定する。
- 8 予算の支出部分は、項目ごとの支出を明記した上で、現行の国家予算支出分類法に従って支出の分類ごとに作成する。
ウズベキスタン共和国内閣決定により基金の資金で追加人員を雇用する場合、非独占化委員会により承認された人員名簿を予算に添付する。
- 9 基金の収支予算総計（年度中の修正も含めた予算の総計）は、小企業・一人企業育成促進共和国運営委員会の同意に基づき非独占化委員会が作成し、企業倒産・企業再生問題政府委員会による承認を受け、登録されるためにウズベキスタン共和国財務省に支出見積書とともに提出される。
小企業家及び一人企業家のための法律書や専門書の作成と出版を含む企業活動に対する支援施策のための支出額は、小企業・一人企業育成促進共和国運営委員会の同意を得て決定される。
企業の倒産・改編・再生に関する施策のための支出額は、企業倒産・企業再生政府委員会の同意に基づき決定される。
被雇用者に対する資材と機械の提供、労働報酬、物的刺激及び日常生活の保護、並びに非独占化委員会の日常の支出は、独占禁止法令、自然独占に関する法令、消費者権利保護法令及び広告法令の違反に対して非独占化委員会が経済主体から徴収する罰金による基金収入の額と、他の源泉から基金へ納められる金銭の 15%とを超えてはならない。
- 10 小企業・一人企業成長促進共和国運営委員会及び企業倒産・企業再生問題政府委員会の決定に従った基金の資金からの支出は、非独占化委員会が自ら、承認された予算の枠内で行う。
- 11 基金の収支予算の登録は、ウズベキスタン共和国財務省が、国家予算に関する現行法令が定める方法及び期間内に行う。

IV 帳簿記載、会計報告、監督

- 12 収入及び基金資金の移動の帳簿記載は、非独占化委員会の中央機構及び非独占化委員会地方支局において、国家予算機関育成基金を含めた国家予算外資金とは分けて行われる。
基金の収支に関する報告書は、国家予算のために定められた方法及び期間内に、ウズベキスタン共和国財務省に提出する。
- 13 適正、かつ、目的に合った基金資金の利用に対する監督は、非独占化委員会及びウズベキスタン共和国財務省総監督監査局が行う。

- 14 基金資金の不適切な利用の事実が判明した場合、その資金は全て国家予算収入へと没収され、法令の定める方法により然るべき措置が取られる。

2006年6月12日付
ウズベキスタン共和国法務省にて登録
第1581号

ウズベキスタン共和国国家非独占化及び競争・企業活動支援委員会令
2006年5月15日付第1号

裁判所任命管財人資格審査委員会に関する規則の承認
2006年6月22日に発効

2004年3月23日付ウズベキスタン共和国内閣令第138号「経済的破綻企業に対する裁判所任命管財人活動を調整する措置について」に基づき、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会は、下記決定をする。

- 1 別添の「裁判所任命管財人資格審査委員会に関する規則」を承認する。
- 2 本委員会令は、ウズベキスタン共和国法務省による国家登録の10日後に発効する。

非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会委員長 G. サイドヴァ

裁判所任命管財人資格審査委員会に関する規則

前文

- I 委員会の構成と会議の実施方法
- II 委員会の機能と権限
- III 委員会の実施機関
- IV 資格審査の実施
- V 裁判所任命管財人の法令違反事件の審理
- VI 命令の発行
- VII 裁判所任命管財人の資格一時停止と停止
- VIII 経済裁判所に対する裁判所任命管財人の解任申立て
- IX 審査委員会の決定（命令）に対する不服申立方法

本規則は、ウズベキスタン共和国倒産法と2004年3月23日付ウズベキスタン共和国内閣令第138号「経営破綻企業裁判所任命管財人の活動を組織する措置について」に基づき、ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会（以下、「非独占化委員会」という。）の裁判所任命管財人資格審査委員会（以下、「委員会」という。）の活動に関連した事項を規制するものである。

I 委員会の構成と会議の実施方法

- 1 委員会は、委員長、副委員長、委員4名、秘書からなる。委員会の構成員は、非独占化委員会委員長令によって承認される。委員会の委員長は、独占企業・債務超過企業財務経済状態分析・再編主局長（地位）の非独占化委員会副委員長である。
- 2 委員会が権限内で採択した決議と命令は、本規則により裁判所任命管財人に対して強制力を持つ。
- 3 委員会委員長は、委員会会議の議長を務め、委員会の議事録やその他の書類を承認する。委員会委員長が不在の時は、委員会副委員長が委員長の権限を行使する。
- 4 委員会会議用資料の準備の責任機関は、委員会の実施機関である。
- 5 委員会会議は、必要に応じて実施され、成員の三分の二以上の出席で成立する。
- 6 委員会の決議は、会議に出席した委員会成員の議決権の単純多数決によって採択される。賛否同数の場合は、委員会委員長の議決権によって決定する。委員会の決議は、議事録を作成して確認する。採択された決議に同意できない委員会成員は、特別所見を書面に記述し、委員会会議議事録に添付する権利を有する。
- 7 裁判所任命管財人資格応募者の合格・不合格に関する委員会の議事録は、被審査人の書類が所定の資格規定を満足しているかに関する実施機関の結論と試験結果に基づいて、アンケート方式で作成してもよい。
- 8 審査委員会の実施機関及び（又は）成員の提案によって、応募者の職業的資質及び、2004年3月23日付ウズベキスタン共和国内閣令第138号「経済的破綻企業に対する裁判所任命管財人活動の調整に関する措置について」の規定を候補者が満足しているかを判断するために、応募者との面接を行ってもよい。

II 委員会の機能と権限

- 9 委員会は、下記機能を遂行する。
- ・裁判所任命管財人応募者の資格審査を実施する。
 - ・裁判所任命管財人の法令違反事実を審理し、それに関して決定を下す。
- 10 自己の機能を遂行するために、委員会は下記の権利を有する。
- ・試験の実施方法を承認する。
 - ・2004年3月23日付ウズベキスタン共和国内閣令第138号付録第2号が定めている裁判所任命管財人資格規定を資格応募者が満たしていることを証明する書類の提出を要求する。
 - ・2004年3月23日付ウズベキスタン共和国内閣令第138号付録第2号第14項が定める事由により資格応募者の資格審査を却下し、申立てがなされてから3営業日以内に却下の正当な理由を書面で送付する。
 - ・試験結果に基づき、裁判所任命管財人資格応募者の合格・不合格を決定する。
 - ・裁判所任命管財人資格応募者の不服申立てを、所定の方法で審査する。
 - ・判明した違反の除去命令、裁判所任命管財人の資格の一時停止命令又は停止命令を出し、経済裁判所に裁判所任命管財人の解任を申し立てることを非独占化委員会委員長に提案する。

III 委員会の実施機関

- 11 委員会の実施機関とは、非独占化委員会の倒産企業清算・裁判所任命管財人活動監督局である。
- 12 委員会の実施機関は、以下の作業を行う。
- ・裁判所任命管財人資格応募者の書類受付、資格試験の実施、審査委員会会議の準備、裁判所任命管財人資格交付の手配を行う。
 - ・委員会会議用に裁判所任命管財人の法令違反問題の資料を準備する。
 - ・事件の審理結果に基づき、非独占化委員会の決定（命令）を関係者に発行する。

IV 資格審査の実施

- 13 資格審査は2段階で行われる。
- ・第1段階：応募者の書類が資格規定を満たしているかの審査
 - ・第2段階：試験
- 資格試験は、専用コンピュータ・プログラムを使用して試験問題に回答する方式で行われる。
- 14 実施機関の推挙に基づき、委員会委員長は応募者の試験合格を許可する。
- 15 試験は50問からなり、応募者には1時間の回答時間が与えられる。
- 16 試験には、委員会の2名以上の成員が監視人として立ち会う。応募者は、試験の時、携帯通信機器、参考文献、専門文献やその他の文献を使用する権利を持たない。この規定に違反した場合は、応募者は試験から排除され、資格審査は不合格となる。
- 17 資格試験終了後、応募者は、結果に眼を通して、監視人と一緒に結果表専用用紙に署名する。
- 18 応募者が自己の回答結果に同意できない、又は結果表に署名しなかった場合、結果表は立ち会っていた委員会成員が署名する。立ち会っていた委員会成員が署名した結果表は、試験結果を確定する根拠となる。

V 裁判所任命管財人の法令違反事件の審理

- 19 裁判所任命管財人の法令違反事件の審理事由は、以下のとおりである。
- ・非独占化委員会やその地方事務所が監視機能を遂行している時、裁判所任命管財人の活

289 ウズベキスタン共和国倒産法関連法令

動に関して、法令違反の特徴を示す十分なデータが直接発見された。

- ・法令違反の特徴を示すデータが含まれている地方国家機関、国権機関やその他の機関からの情報、及び自然人や法人の通報、マスコミの発表

20 委員会審理用の事件簿の準備責任機関は、委員会の実施機関である。委員会の会議には、事件の審理対象の裁判所任命管財人、通報者（情報提供者）、当該地方事務所の代表者やその他関係者が出席する。

21 会議出席者には、会議開始 3 日以上前に会議の日時、場所を通知する。委員会会議に上記の誰かが欠席しても、然るべき通知がなされていれば、事実上、事件の審理の障害にはならない。

22 委員会会議の出席者は、下記の権利を有する。

- ・事件簿を閲覧し、抜粋する。
- ・口頭と書面で説明する。
- ・証拠を提出し、証拠の調査に参加する。
- ・他の事件関係者に質問する。
- ・申立てをする。
- ・本規則に定められているその他の権利を行使する。

23 委員会会議での事件の審理は、違反状況を最大限完全に、また全面的に分析、評価できるように、委員長が議事を進行する。

24 事件の審理結果に基づき、法令違反の事実が確認された場合、委員会は、違反除去命令、裁判所任命管財人の資格一時停止命令又は停止命令を出し、裁判所任命管財人の解任を経済裁判所に申し立てることを非独占化委員会委員長に提案する。

25 裁判所任命管財人の法令違反審理の結果作成される、然るべき事件の裏付けが記載されている委員会の提案は、委員会会議議事録として作成し、委員会の委員長と秘書が署名する。

26 委員会の提案に基づき、非独占化委員会は、資格の一時停止又は停止を決定し、裁判所任命管財人に命令を出し、経済裁判所に裁判所任命管財人の解任を申し立てることができる。

非独占化委員会の決定（命令）は、事件に関する決定（命令）を出してから 3 日以内に事件関係者に送付しなければならない。

VI 命令の発行

27 命令は、命令が定めている期限内に履行しなければならない。

命令の発送を証明する郵便関係、その他の書類は、事件簿に添付する。

委員会が発見した違反の除去報告書と除去証拠は、裁判所任命管財人が、所定の命令履行期限満了後 5 日以内に非独占化委員会（同委員会の地方事務所）に提出しなければならない。

28 命令の不履行は、裁判所任命管財人の法令違反事件の委員会による再審理の事由となり得る。

29 下された決定（命令）の履行に関する記録と監視は、委員会の実施機関が行う。

VII 裁判所任命管財人の資格一時停止と停止

30 委員会は、下記事由により資格を一時停止する権利を有する。

- a. 資格交付後、資格審査用に以前提出された書類に情報の歪曲事実が判明した。
- b. 倒産手続に参加している裁判所任命管財人が職務を遂行しない。
- c. 非独占化委員会の違反除去命令・指示を裁判所任命管財人が履行しない。
- d. 裁判所任命管財人の活動を規制する法令に対する違反事実が発見された場合
- e. 裁判所の判決により

- 31 非独占化委員会の資格一時停止決定（命令）に記載されている規定の期限内履行は、非独占化委員会による裁判所任命管財人の資格回復の事由になる。
- 32 非独占化委員会は、下記事由により裁判所任命管財人の資格停止決定を下す。
- a. 交付後、資格審査用に以前提出された書類に情報の歪曲事実が判明した。
 - b. 度重なる（1回以上）法令違反事実の発見
 - c. 非独占化委員会の違反除去命令を裁判所任命管財人が履行しない。
 - d. 倒産法により裁判所任命管財人に課された職務を履行しない。また、裁判所任命管財人の行為が債務者又は債権者に損失をもたらした場合
 - e. 裁判所任命管財人の申立てにより
 - f. 裁判所の判決により
- 33 裁判所任命管財人の資格一時停止又は停止に関して、非独占化委員会は、3日以内に正当な理由とともに書面で裁判所任命管財人に、また同管財人が倒産手続の実施中の場合は経済裁判所にも伝える。
- 裁判所任命管財人の資格回復の場合も、非独占化委員会は、裁判所任命管財人が倒産手続の実施中の場合は、経済裁判所にその旨伝える。
- 34 一時停止した、又は停止した資格に関するデータは、非独占化委員会が統一裁判所任命管財人名簿に記入する。

Ⅷ 経済裁判所に対する裁判所任命管財人の解任申立て

- 35 非独占化委員会は、審査委員会の申立てに基づき、以下の場合、経済裁判所に裁判所任命管財人の解任を申し立てる。
- ・倒産手続を遂行するにつき、度重なる又は一度の重大な法令違反があった場合
 - ・非独占化委員会の決定（指示）を、判明した違反を除去するために定められた期間内に執行しなかった場合
 - ・資格が停止され、又は、取り消された場合
 - ・倒産法関連の法令により裁判所任命管財人に課された義務を履行せず、又は、不適切に履行し、債務者又はその債権者に損害を与えた場合
 - ・倒産法第18条に記載されている裁判所任命管財人に任命することのできない状況が明らかになった場合
 - ・その他法令の定める場合

Ⅸ 審査委員会の決定（命令）に対する不服申立方法

- 36 審査委員会の決定（命令）に同意できない裁判所任命管財人は、決定（命令）の完全又は部分的無効を裁判所に申し立てる権利を有する。

ウズベキスタン共和国最高経済裁判所総会決議第 142 号
「ウズベキスタン共和国倒産法の経済裁判所による適用に伴う諸問題について」
2006 年 1 月 27 日

裁判実務において発生する問題に関し、また、ウズベキスタン共和国法「倒産について」（以下、「倒産法」という。）の統一的適用を保障するため、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所総会は、ウズベキスタン共和国法「裁判所について」第 47 条に基づき、以下を決議する。

- 1 倒産法は、全ての法人（ただし、国家予算により活動するものを除く。）及び個人事業者に適用される。
- 2 ウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会及びその地方事務所（以下、併せて「倒産事件を管轄する国家機関」という。）が倒産事件に関して提出した申立て及び申請は、倒産法の定める最短期間内に審理されなければならない。
倒産事件を管轄する国家機関、税務機関及び検察による倒産認定の申立てについては、経済裁判所は、国家手数料の支払いを受けずに、受理する。申立てを認め倒産を認定する場合、経済裁判所は債務者より国家手数料を徴収する。
所定手続に従い所定の郵便手数料が支払われたことを証明する書面が提出されない場合、申立書とその添付書面は、ウズベキスタン共和国経済訴訟法（以下、「経済訴訟法」という。）第 111 条第 1 項第 5 号に基づき、返却される。
- 3 債務者は、金銭債務及び（又は）義務的支払債務を、倒産法第 4 条の定める期間内に履行することができないことを示す状況がある場合、当該債務の履行期に関わらず、経済裁判所に対し、自己の倒産認定を申し立てることができる。
- 4 税務機関及びその他の全権機関（ウズベキスタン共和国の国家予算又は国家特定目的基金¹⁰³の収入となる税金、手数料、その他の義務的支払金の徴収につき監督を行う全権を有する機関）の倒産認定の申立てには、法令に基づき義務的支払金を徴収する措置をとったことの証明が添付されなくてはならない。以下の書面が存在する場合、申立書に添付する。支払請求に関する裁判所判決、執行文書（司法判断に基づく執行文書、債務者による引落同意書、執行証書等）、又は、債務者が債務を承認したことを証明する証拠。
税務機関又はその他の全権機関が徴収措置をとったことの証明として、債務者口座に対する取立依頼書で、残高不足により銀行が実行できなかった依頼書を申立書に添付することができる。
債務者に財産がある場合、税務機関は、未納金に基づく債務者財産への強制執行に関する経済裁判所判決を申立書に添付しなければならない。
- 5 債務者の代表者、清算委員会委員又は清算人が債務者の申立てを提出しない場合、これらの者は、倒産法第 9 条に基づき、同法第 8 条第 3 項の定める期間満了後に発生した債務者の金銭債務及び（又は）義務的支払債務につき、債権者に対し補充責任を負う。上記の者の補充責任については、通常裁判所が審理する。
- 6 債権者は、倒産法第 10 条により、経済裁判所が倒産認定の申立てを受理した時から、債務者に対し個別に債権の弁済を請求することができない。
倒産認定の申立て前に発生した債権の支払いを求める訴えが、倒産事件開始後に、経済裁判所に提起された場合、当該訴えは、経済訴訟法第 117 条第 1 項に基づき、受理が拒否されなければならない。
訴訟手続における審理の際に、被告について倒産事件が開始されていることが明らかになった場合、当該経済訴訟手続は、経済訴訟法第 86 条第 1 号に基づき、打ち切られなければならない。

¹⁰³ 本決議 36 項の「予算外国家基金」と同義と思われる。

い。

- 7 裁判官は、倒産認定の申立てを受理する際、倒産法に別段の定めがある場合を除き、債務者の債務総額が、法人債務者については最低賃金額の 500 倍以上、個人事業者については最低賃金額の 30 倍以上で、弁済期を 3 ヶ月以上徒過しても弁済されていないことを証明する書面があることを確認しなければならない。そのような書面が提出されない場合、申立書は、経済訴訟法第 118 条第 1 項第 1 号に基づき、返却されなければならない。
- 8 裁判官は、倒産事件の法廷審理を準備する際、同時に、監視を開始するか否かを決定しなければならない（倒産法 48 条、62 条）。監視の開始は、倒産認定の申立受理・倒産事件開始の経済裁判所決定に記載される。
- 財産のある法人債務者の倒産認定を経済裁判所に申し立てる場合、申立書において、一時管財人の候補者を指定する。申立書に一時管財人候補者が指定されていない場合、経済裁判所は、申立人又は倒産事件を管轄する国家機関に対し、相応の候補者を推薦するよう求める。
- 監視手続は、倒産認定の申立受理から次の倒産手続の開始まで、法人債務者に適用され、その目的は、債務者の財産保全及び財務分析である。これらの任務は、一時管財人に課せられる。これらの規定は、個人事業者の倒産事件及び簡易手続による倒産事件には、適用されない。
- 9 倒産法第 48 条に従い、裁判官は、経済訴訟法及び本法の特則の定める手続に従い、倒産事件の審理を準備する際、以下を行う。
- ・倒産事件の参加者の申立てに基づき、債権の実現を保全する措置をとる（倒産法 46 条）。
 - ・専門調査の実施を決定する（倒産法 48 条）。
 - ・倒産事件の参加者からの申立て及び不服を審理する（倒産法 59 条）。
 - ・債務者（一時管財人）から債権に対し異議が申し立てられている場合、当該債権の根拠を調査するために法廷審理を行う（倒産法 70 条）。
- 10 倒産事件は、倒産認定の申立てを受理する決定が出された日から 3 ヶ月を超えない期日に、経済裁判所の法廷において審理されなければならない。倒産事件の審理の期日は、倒産法第 49 条により、例外的に、2 ヶ月を超えない期間、延期することができる。
- 11 倒産法第 18 条第 1 項に従い、裁判所任命管財人には、高等教育を受け、2 年以上の実務経験を有し、倒産事件を管轄する国家機関から認定を受け、所定様式の資格証を有する者を、任命することができる。
- 倒産事件を管轄する国家機関は、裁判所任命管財人の統一登録簿を作成し、その写しをウズベキスタン共和国最高経済裁判所に提出する。
- 経済裁判所は、裁判所任命管財人の任命を検討する際、所定様式の資格証を請求し、その写しを事件簿に綴じなければならない。
- 12 債務者又は債権者の利害関係人、前科が抹消されていない者、倒産手続が開始された個人事業者、以前、裁判所任命管財人として任務を遂行中、債務者・債権者に損害を与え、当該損害を賠償していない者、他者の事業及び（又は）財産の管理に関連した活動を制限されている者（欠格者）を裁判所任命管財人として任命することはできない。
- 経済裁判所は、上記の事由により、推薦された裁判所任命管財人候補者の任命を拒否し、又は、裁判所任命管財人を解任することができる。
- 裁判所任命管財人候補者が、倒産事件の開始日において法人債務者の役職者である場合、経済裁判所は、当該候補者の任命を拒否しなければならない。当該候補者の離職が倒産事件開始の 1 年前以内である場合も含める。法人債務者の役職者とは、債務者の代表者、監督役員会の構成員、合議執行機関の構成員、経理主任（経理担当者）を指す。
- 13 裁判所任命管財人の解任事由となるのは、度重なる又は一度の重大な法令違反、及び、倒産法の定めるその他の事情である。
- 任務の不履行又は不適切な履行による裁判所任命管財人の解任問題は、法廷審理において決定される。裁判所任命管財人及び倒産事件のその他の参加者は、経済裁判所の法廷審理の時間

及び場所を通知される。法廷審理では、同時に、新たな裁判所任命管財人の任命、解任された前裁判所任命管財人に対する刑事事件の開始、行政責任及び（又は）実体法上の責任の追及を審理することができる。

裁判所任命管財人の解任及び新管財人の任命についての裁判所決定は、直ちに、執行されなければならない。当該決定に対する不服の申立ては、当該決定の執行を妨げない。

- 14 裁判所任命管財人の不法な行為（不作為）により、債権者又は債務者の財産に損害が生じた場合、債権者及び債務者は、通常裁判所に対し訴えを提起できる。
- 15 裁判所任命管財人の報酬の額及び支払方法は、債権者集会が決定し、経済裁判所の決定又は本案決定¹⁰⁴により承認される。
 裁判所任命管財人の報酬額を決定する際には、債務者財産の価値、裁判所任命管財人が遂行すべき業務の量を考慮しなければならない。
 裁判所任命管財人の報酬額は、債務者の前代表者の給料より少額であってはならない。裁判所任命管財人に対しては、債権者集会の決議により、業績に応じた追加報酬を定めることができる。報酬及び追加報酬は、債権者との合意に別段の定めがある場合を除き、債務者の財産より支払われる。
- 16 倒産手続の実施中に裁判所任命管財人が提起する訴え及び申立ては、倒産法第 19 条第 1 項及び経済訴訟法第 91 条第 4 項により、国家手数料及び郵便手数料の予納なしで受理される。
- 17 倒産事件を管轄する国家機関は、倒産法第 25 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に従い、定款資本に国家の持分が含まれている企業につき、倒産手続の進捗及び裁判所任命管財人の活動を監督し、裁判所任命管財人の度重なる又は一度の重大な法令違反が判明した場合、経済裁判所に対し、当該管財人の解任を申し立てる。
 倒産事件を管轄する国家機関の地方事務所は、倒産法第 26 条第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号に従い、倒産事件を管轄する国家機関の指示に従い、定款資本に国家の持分が含まれている企業、又は、ウズベキスタン共和国に対し金銭債務を負う企業につき、経済裁判所に対し倒産事件の開始を申し立て、定款資本に国家の持分が含まれる企業の倒産手続を監督し、企業倒産の過程をモニタリングし、裁判所任命管財人の活動を監督し、倒産事件を管轄する国家機関に対し、所定手続に従い裁判所任命管財人を解任する必要があることを申し立てる。
- 18 倒産法第 52 条及び第 53 条の定める情報の公告は、ウズベキスタン共和国内閣が定めるまでは、共和国及び州の公的刊行物にて行う。
- 19 第一回債権者集会開催のために、債権登録簿に記載される金銭債権及び義務的支払債権の額は、経済裁判所が倒産認定の申立てを受理した日で確定する。債権登録簿には、経済裁判所が倒産認定の申立てを受理する前に発生し、履行期が当該倒産手続の開始前に到来した債権を持つ債権者が記載される。
 倒産認定の申立てが経済裁判所に受理された後に発生した債権は、債権登録簿に記載されず、順位外で履行される。この際、債権の発生とは、その締結（到来）によって債務者に一定の行為（物の引渡し、金銭の支払い等）を行う義務を発生させる契約の締結又は事態の到来である。
 債権登録簿には、債務者及び（又は）裁判所任命管財人が認めた債権、発効している司法判断（第一審判決、上級審判決、刑事判決、決定、裁判所命令）により証明される債権、及び、国家機関の決定により確定された債権が記載される。
 債権登録簿には、主たる債務以外に、違約罰（違約金、遅滞利息）、及び、上記司法判断・決定により証明されるその他の経済制裁（金融制裁）（利息）も記載される。
 倒産事件の開始前に発生し、履行期が倒産認定の申立ての受理後に到来した金銭債権及び義務的支払債権の額は、各倒産手続（裁判上再生支援又は外部管財）の開始日で確定する。
 債務者の倒産が認定され清算手続が開始された場合、金銭債権及び（又は）義務的支払債権の額は、倒産法第 134 条第 1 項の定める債権を除き、その履行期に関係なく、清算手続の開始

¹⁰⁴ 倒産認定又は倒産不認定の本案決定を意味する。

日で確定する。

外貨建債権がある場合、その債権の債権登録簿記載額は、債権者と債務者の間の契約において別段の手續が定められている場合を除き、第一回債権者集会に関しては、倒産認定の申立受理日付の公定為替により確定し、その後の倒産手續においては当該倒産手續の開始日付の公定為替で確定する。

倒産認定の申立てが受理された後に発生し、履行期が当該倒産手續の開始後に到来した金銭債権及び義務的支払債権は、共益費とされる。

- 20 倒産事件手續の中断は、経済訴訟法第 82 条及び第 83 条の定める事由がある場合に認められる。

経済裁判所は、倒産事件手續が中断している間、倒産法第 50 条の定める司法判断を出すことができない。この際、開始されている倒産手續¹⁰⁵は継続しなければならない。この間、裁判所任命管財人は、その業務の遂行に対する報酬を受ける権利を保持する。

- 21 倒産事件に関する司法判断は、経済訴訟法及び倒産法の特則の定める手續に従い、再度、審理を受けることができる。

経済裁判所が倒産事件において出した決定のうち、経済訴訟法に規定されていない決定に対しては、倒産法の定める場合に限り、倒産法の定める手續に従ってのみ、不服を申し立てることができる。ただし、倒産法第 50 条、第 91 条第 2 項、第 124 条第 4 項の決定する不服申立ては、経済訴訟法の手續に従う。

特に、倒産法第 59 条によれば、倒産事件における申立て、不服（申立て）、紛争を審理した結果出される経済裁判所の決定に対しては、倒産法の定める手續及び期間により、不服を申し立てることができる。上記決定に対する不服は、決定の発令から 10 日以内に申し立てられる。第二審裁判所は、不服を審理した結果、決定を出し、当該決定は、破棄審や監督審により再度審理されない（倒産法 60 条）。

債権者集会決議の無効認定の裁判所決定（倒産法 13 条 5 項）に対しても、同様の手續で不服が申し立てられる。

裁判所任命管財人の任命（解任、変更）の決定に対しては、倒産法の定める手續に従い不服が申し立てられる。再生支援管財人・外部管財人が、裁判上の再生支援・外部管財の開始と同時に任命され、又は、清算管財人が倒産認定・清算手續の開始と同時に任命され、当該任命が、裁判上の再生支援・外部管財の開始決定、又は、倒産認定・清算手續開始の本案決定に記載されている場合、倒産事件の参加者、検察官は、任命された裁判所任命管財人に同意しないのであれば、倒産法の定める手續に従い、司法判断中の裁判所任命管財人の任命の部分につき、不服を申し立てることができる。

- 22 倒産法第 50 条に従い、倒産法に関する経済裁判所の本案決定及び決定は、直ちに、執行されなければならない。しかし、これは、司法判断が発令時に法的効力を発することを意味するものではなく、これらの司法判断に対しては、経済訴訟法の定める手續に従い、不服を申し立てることができる。

- 23 倒産法第 54 条に従い、経済裁判所は、以下の場合、倒産を認定しない決定を出す。倒産兆候が認められない場合、つまり、債務者に対する債権の総額が倒産法の定める金額に満たない場合、経済裁判所が倒産事件に関する本案決定を出す前に届出債権が弁済された場合、虚偽倒産が認定された場合。

- 24 倒産法第 56 条に従い、倒産事件手續は、経済裁判所の決定により、以下の場合に終結する。裁判上の再生支援又は外部管財において債務者の支払能力が回復した場合、和議が締結され経済裁判所が承認した場合、倒産事件に参加する全債権者が届出債権を取り下げた場合、いずれかの倒産手續において債権登録簿に記載される全債権が完済された場合。

¹⁰⁵ 倒産法 28 条の定める各手續を意味する。

定款資本に国家の持分が含まれる企業につき、倒産事件を管轄する国家機関が裁判外再生支援の実施を妥当と決定し、債権者が裁判外再生支援に同意する場合、経済裁判所は、倒産法第61条第3項により、倒産事件手続終結の決定を出す。

経済裁判所により倒産認定の本案決定が出されている場合、及び、債務者が清算され国家登記から抹消されている場合、倒産事件手続は、経済訴訟法第86条第2号及び第4号に従い終結する。

- 25 清算手続中に債権登録簿に記載されている全債権が弁済され、債務者に経済活動を継続する可能性がある場合、経済裁判所は、清算管財人が提出した報告書を審理した結果に基づき、倒産事件手続終結決定を出し、当該決定には、債務者の倒産認定の本案決定は執行されない旨記載される。
- 26 債務者が締結した法律行為に対する裁判所任命管財人の無効認定及び無効の効果の適用の請求は、経済訴訟法又は民事訴訟法の定める一般手続に従い、倒産事件の枠外で審理される。
- 27 倒産法第59条に従い、雇用契約により従業する者に対する給与及び退職金支払請求権の額、内容についての裁判所任命管財人と債務者の被雇用者代表者との間の紛争は（雇用契約の終了の場合を除く。）、経済裁判所が審理する。
- 28 倒産法第91条第1項に従い、外部管財は、債務者の支払能力回復の現実的な可能性が確認される場合、債権者集会の申立て、定款資本に国家の持分が含まれる企業については倒産事件を管轄する国家機関の申立てに基づき、経済裁判所が開始する。
外部管財は、12ヶ月（最低で）から24ヶ月の期間、行うことができる。裁判上の再生支援と外部管財の合計の期間は36ヶ月を超えてはならない。裁判上の再生支援が行われなかった場合、外部管財の総期間は24ヶ月を超えてはならない（街形成企業及び同等企業は例外である。）。
倒産法第119条第2項による債権者への支払期間は、外部管財期間には含まれない。
外部管財期間の短縮又は延長は、債権者集会の申立て、倒産事件を管轄する国家機関の決定、又は、外部管財人の申立てに基づき、倒産法第91条第3項の範囲内で認められる。外部管財期間の短縮及び延長は、経済裁判所が審理し、事件参加者には裁判法廷の時間、場所が通知される。
- 29 倒産法第93条に従い、債権弁済に対するモラトリアムは、履行期が外部管財開始前に到来した金銭債権及び（又は）義務的支払債権に対して適用される。
履行期が外部管財開始後に到来した金銭債権及び（又は）義務的支払債権には、モラトリアムは適用されない。これらの債権は、外部管財の期間中、ウズベキスタン共和国民法第784条の定める順位に従い満足を受ける（倒産法93条5項）。
- 30 倒産法第124条に従い、清算手続の期間は1年を超えてはならない。そのため、経済裁判所が出す倒産認定・清算手続開始の本案決定において、清算管財人が清算手続の結果報告を提出すべき具体的な期限が指定されなければならない。
手続の期間は、例外的に、倒産事件の参加者、債権者集会、地方の国権機関の申立て、倒産事件を管轄する国家機関の意見、又は、経済裁判所の職権により、1年を超えない期間、延長することができる。
- 31 倒産法に従い締結された和議の条項は、和議締結を決議した債権者集会の開催日付で債権登録簿に記載されている債権にのみ適用される。
債権登録簿に記載されていなかった債権者は、和議が承認され倒産事件手続が終結した後、和議の条項に関係なく、一般手続により債権を請求することができる。
- 32 和議の承認について、経済裁判所は決定を出し、当該決定において倒産事件手続の終結を指示する。
監視手続において、法人債権者の経営機関の権限が停止され一時管財人に移されている場合は、一時管財人が債務者の名において和議に署名する。

清算手続において和議が締結される場合は、経済裁判所決定に、債務者の倒産認定・清算手続の本案決定は執行されない旨指示される。

労働債権の存在は、経済裁判所が和議の承認を拒否する事由となる。

債務者が和議の条項を履行しない場合、債権者は、管轄の通常裁判所又は経済裁判所に訴えを提起できる。この際、債権額は、和議の条項に従い確定される。

33 債務の履行期の延期、分割払い化、及び（又は）、一部免除による財務支援は、和議の対象とみなされ、他の倒産手続において、債務の一部免除による財政支援を除き、債務者の財務状況の回復策とみなすことはできない。

34 街形成企業及び同等企業の認定手続に関するウズベキスタン共和国内閣の決定が出るまで、経済裁判所は、倒産法第9章第1節に従い倒産認定の申立てを検討する際、以下のいずれかの書面を確認しなければならない。

- ・被雇用者の年平均数が3,000名以上であることを証明するウズベキスタン共和国統計国家委員会又はその地方機関の証明書
- ・被雇用者とその家族が、その地域の人口の半分以上を構成することを証明するウズベキスタン共和国統計国家委員会又はその地方機関の証明書
- ・企業が国家の防衛・治安維持に関わることを証明するウズベキスタン共和国国防省の認定書
- ・法人が、その主たる業務につき、商品市場における国家自然独占主体の登記簿に記載されていることを証明するウズベキスタン共和国非独占化及び競争・企業活動支援国家委員会又はその地方事務所の認定書

35 簡易倒産手続による倒産認定の申立て（通常清算中の債務者又は所在不明の債務者の倒産）を受理する際は、当該債務者の債務額は意味を持たない。

倒産法第185条第2項に従い、倒産認定を申し立てる際には、申立書に、債務者の清算決議を添付しなければならない。

所在不明の債務者の倒産認定の申立書を提出する際には、経済裁判所に対し、債務者の不在、つまり個人事業者又は法人代表者の不在、を証明する証拠、及び、その所在を確認できないことを証明する証拠を提出しなければならない。当該証拠としては、住所局の転出証明、市民自治組織や住宅所有者団体の代表者の立会いのもとに作成された調書で債務者が登録住所に居住していないという内容のもの、死亡証明書、又は、刑務所にいることの証明書が認められる。

債務者の不在とは、経済主体の代表者の不在のみならず、その財産の不在をも意味する。この状況も、市民自治組織や住宅所有者団体の代表者、居住物又は非居住物の所有者、及び（又は）、裁判所任命管財人の立会いのもとに作成された債務者住所（郵便宛先）に関する相応の調書により証明される。

通常清算中の法人の倒産認定の申立書を提出する際には、申立人が、清算管財人の候補者を定める。

36 倒産法第185条に従い、法人が財務経済活動を行わなかったこと、及び（又は）、法定期間内に定款資本を形成しなかったことを理由により清算決定がとられ、当該法人の財産の価値が、債権弁済に十分ではない場合、当該法人は、倒産法の定める手続により清算される。清算委員会（清算人）は、上記の状況が明らかになった際、経済裁判所に対し当該清算法人の倒産認定を申し立てるか、税務機関に対し法令の定める相応の措置の適用を求めなければならない。

1999年7月3日付ウズベキスタン共和国内閣令第327号「財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業の清算手続について」に従い、財務経済活動を行わず、法定期間内に定款資本を形成しなかった企業で通常清算中の企業に、十分な資金・財産がない場合、当該企業が国家予算及び予算外国家基金¹⁰⁶に対し負っている義務的支払金の未払債務は、ウズベキスタン共和国税務国家委員会の申請に基づき、決済システムの改善・国家予算への支払い規律の強化についての政府委員会の決定により、債務免除を受ける。

1999年7月3日付ウズベキスタン共和国内閣令第327号に従い、経済裁判所決定により清算

¹⁰⁶ 本決議4項や倒産法3条の「特定目的国家基金」と同義と思われる。

され、その清算手続中に、国家予算及び予算外国家基金に対する債務のみが確認された企業について、税務機関又は清算委員会が倒産認定を申し立てた場合、当該申立ては、経済訴訟法第117条第1項第1号に従い、受理を拒否されなければならない。

37 経済裁判所は、個人事業者である債務者については、債権者への支払いを終了し、全債権を弁済した後、清算手続終了の決定を出す。

個人事業者である債務者の財産が、全債権を弁済するに十分ではない場合、裁判執行官は、ウズベキスタン共和国法「司法判断及びその他機関の決定の執行について」第37条及び第39条に従い、債務者財産に対する強制執行を定める執行文書を返却する。経済裁判所は、執行文書返却に関する書面を検討した後、清算手続終了の決定を出す。

経済裁判所が、倒産法第181条第2項に従い清算管財人を任命した場合、清算手続は、倒産法第142条及び第144条に従い、終了する。

38 2003年4月18日付ウズベキスタン共和国内閣令第188号「経済的破綻企業の再編・財政健全化の効率向上措置について」第4号に従い、商業銀行が債権登録簿に記載される全債権の70%以上の債権を有する債権者である場合、当該銀行は、債務者企業の倒産が認定され清算手続が開始される際、担保目的物を除く債務者の企業（財産）を、銀行の所有に移すよう経済裁判所に申し立てることができる。

この際、銀行の債権額が、倒産法第131条により査定された企業価値以上である場合、銀行所有への企業の引渡しは、銀行が、倒産法第134条第1項の定める順位外費用と債務者企業の被雇用者の労働債権を弁済するための資金を債務者の統合口座に振込むことを条件に、行われる。

銀行の債権額、被雇用者の労働債権額、倒産法第134条第1項の定める順位外費用額が、企業の査定額より少ない場合、銀行所有への企業の引渡しは、銀行が、その差額、労働債権、順位外費用を弁済するための資金を債務者の統合口座に振込むことを条件に、行われる。清算管財人は、当該資金により、まず、順位外費用及び労働債権を弁済し、その後、倒産法第134条の定める順位に従い弁済する。

債務者の財産は、銀行が上記の条件を履行した後、経済裁判所の決定に基づき、裁判所任命管財人が銀行の所有に移す。

39 特定の範疇に属する法人、個人事業者、通常清算中の法人、及び、所在不明の債務者の倒産事件の審理は、法令に別段の定めがある場合を除き、倒産法の一般規則が適用される。

40 倒産法第125条に従い、経済裁判所が債務者の倒産認定・清算手続開始の本案決定を出した時点から、執行文書の執行は中止され、裁判執行官人は、法令の定める手続に従い、清算管財人に、執行文書に渡さなければならない。経済裁判所による裁判費用徴収についての執行文書は、清算管財人に送付される。

41 清算管財人が提出した清算手続の実施結果報告書は、経済裁判所が倒産法第144条に従い審理し、必要であれば、経済訴訟法第128条第1項記載の要件に従い、裁判法廷で審理する。経済裁判所は、清算管財人の報告書に理由があると認める場合は清算手続終了の決定を出し、理由がないと認める場合は報告書を返却する。

42 法人の倒産を認定する経済裁判所の本案決定が取消され、事件が新たな審理のために第一審裁判所に移送される場合、債務者の経営機関の権限は回復する。この場合、清算管財人は、当該権限回復から3日以内に、会計書類、その他の書面、印鑑、スタンプ、その他の物的財貨を引き渡さなければならない。

43 経済裁判所は、事情によっては、屋外で裁判法廷を開き倒産事件を審理しなければならない。この際、倒産事件を管轄する国家機関、税務機関、検察、その他の法秩序維持機関とともに、企業の経済的破綻を招いた多額の債務の発生原因、及び、不採算事業を明らかにし、かかる経営、資金の浪費や不合理な消費を許した役職者の責任を追及することに特に注意を払わねばならない。

44 1996年3月1日付ウズベキスタン共和国最高経済裁判所総会決議第55号「共和国経済裁判所が審理した倒産事件の裁判実務の検討及び総括の結果について」、1999年7月16日付同決議第78号「ウズベキスタン共和国倒産法(新版)の経済裁判所による適用に伴う諸問題について」、2004年2月20日付同決議第112号「ウズベキスタン共和国倒産法の施行に伴う諸問題について」は失効する。

最高経済裁判所長 A. イシュメトフ

最高経済裁判所総会書記担当, 裁判官 S. シャディエバ